

千葉市地域防災計画

災害応急対策編

第 1 章 地震対策計画

令和 7 年 7 月修正

千葉市防災会議

災害応急対策編

第 1 章 地震対策計画

修正年月 令和 7 年 7 月

目 次
[災害応急対策編]

第1章 地震対策計画

第1節 応急活動体制	- 1 -
第1 応急活動体制	- 1 -
第2 注意配備	- 8 -
第3 警戒配備	- 9 -
第4 第1配備・第2配備	- 11 -
第5 津波体制	- 19 -
第2節 情報の収集・伝達	- 22 -
第1 情報連絡体制	- 22 -
第2 地震及び津波に関する情報等	- 27 -
第3 被害状況の収集・伝達	- 31 -
第3節 災害時の広報	- 37 -
第1 実施機関とその分担	- 37 -
第2 市広報活動の実施手順	- 40 -
第3 報道機関への発表・協力要請	- 45 -
第4節 広域連携体制	- 48 -
第1 国・県に対する要請等	- 48 -
第2 他都県市町村・指定地方公共機関等への要請	- 49 -
第3 消防機関への 要請及び応援	- 53 -
第4 自衛隊への災害派遣要請	- 54 -
第5 民間団体等への要請	- 58 -
第6 海外支援の受入れ	- 58 -
第7 他都市に対する応援	- 59 -
第5節 災害救助法の適用	- 62 -
第1 救助の実施機関	- 62 -
第2 救助の実施者	- 62 -
第3 救助の種類	- 62 -
第4 災害救助法の適用基準	- 63 -
第5 被害世帯の算定基準	- 64 -
第6 災害救助法の適用手続き	- 64 -
第7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等	- 65 -
第8 災害救助法適用後の救助の実施	- 65 -
第6節 消防・救急救助活動等	- 66 -
第1 消防活動	- 66 -

第2	救急救助活動	- 69 -
第3	危険物・有毒物対策	- 70 -
第7節	警備・交通対策	- 74 -
第1	災害時の警備	- 74 -
第2	道路の交通規制	- 75 -
第3	放置車両対策	- 77 -
第4	緊急通行車両の対策	- 78 -
第8節	避難対策	- 81 -
第1	避難方法	- 81 -
第2	来訪者・入所者等の避難	- 82 -
第3	警戒区域の設定	- 85 -
第4	避難指示	- 85 -
第5	避難の誘導	- 88 -
第6	避難路及び避難場所の安全確保	- 89 -
第7	避難所の開設	- 90 -
第8	避難所の運営	- 92 -
第9節	津波避難計画	- 97 -
第1	津波注意報等の収集	- 97 -
第2	津波注意報等の伝達	- 97 -
第3	避難指示等の判断基準	- 98 -
第4	避難指示等に関する対策	- 99 -
第5	市民等の避難行動	- 99 -
第6	市民等の避難誘導	- 100 -
第10節	医療救護	- 101 -
第1	初動医療体制	- 101 -
第2	傷病者の搬送体制	- 106 -
第3	受入れ医療機関	- 107 -
第4	医薬品・資器材の確保	- 108 -
第11節	緊急輸送体制	- 111 -
第1	緊急輸送手段の確保	- 111 -
第2	集積場所	- 113 -
第3	緊急輸送道路の確保	- 117 -
第4	緊急輸送の実施	- 118 -
第12節	ライフライン施設の応急対策	- 120 -
第1	上水道施設	- 120 -
第2	公共下水道施設・農業集落排水施設	- 122 -

第3	電気施設	124
第4	ガス施設等	126
第5	電話施設	129
第6	鉄道施設等	132
第13節	生活救援対策	135
第1	飲料水の供給	135
第2	食品の供給	139
第3	生活必需品の供給	144
第4	救援（支援）物資の対応	145
第5	災害時保育の実施	147
第6	災害相談の実施	148
第14節	要配慮者の対策	151
第1	在宅の要配慮者の対策	151
第2	社会福祉施設の対策	153
第3	日本語の理解が十分ではない外国人等への対応	154
第15節	住宅対策	155
第1	応急仮設住宅の供給	155
第2	応急仮設住宅への入居	156
第3	応急仮設住宅の管理	157
第4	被災住宅の応急修理	157
第5	被災建築物の応急危険度判定の実施	158
第6	被災宅地の危険度判定の実施	159
第7	罹災証明書等の交付	159
第16節	環境対策等	160
第1	障害物の処理	160
第2	ガレキの処理	162
第3	ごみの処理	165
第4	し尿の処理	168
第5	防疫・保健衛生	170
第6	行方不明者及び死体の捜索・収容・埋葬	172
第7	環境保全対策	175
第17節	教育対策	177
第1	事前にとるべき措置	177
第2	災害発生直後の体制	178
第3	応急教育の実施	179
第4	学用品の調達及び支給	180

第 1 8 節 公共施設等の応急対策	- 182 -
第 1 道路・橋梁	- 182 -
第 2 河川・海岸保全及び内水排除施設	- 184 -
第 3 港湾施設	- 185 -
第 4 その他の社会公共施設	- 186 -
第 1 9 節 ボランティアとの連携	- 189 -
第 1 災害ボランティアの分類	- 189 -
第 2 災害ボランティアの活動分野	- 189 -
第 3 災害ボランティアとして活動する個人、団体	- 190 -
第 4 災害ボランティアの受入れ体制の整備	- 190 -
第 5 ボランティアの育成とボランティア意識の啓発	- 193 -
第 2 0 節 帰宅困難者等対策	- 196 -
第 1 基本的な考え方	- 196 -
第 2 帰宅困難者等対策の実施	- 196 -
第 2 1 節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	- 199 -
第 1 総則	- 199 -
第 2 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	- 199 -
第 3 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	- 199 -
第 4 関係者との連携協力の確保に関する事項	- 200 -
第 5 防災訓練に関する事項	- 200 -
第 6 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	- 200 -
第 2 2 節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応	- 201 -
第 1 総則	- 201 -
第 2 南海トラフ地震に関連する情報等	- 201 -
第 3 南海トラフ地震臨時情報発表時の体制	- 203 -
第 4 南海トラフ地震臨時情報の伝達	- 203 -
第 5 南海トラフ地震臨時情報の広報	- 203 -
第 6 応援体制の確保	- 203 -

第 1 章 地震対策計画

節	計 画 名	ページ
1	応急活動体制	地 1
2	情報の収集・伝達	地 22
3	災害時の広報	地 37
4	広域連携体制	地 48
5	災害救助法の適用	地 62
6	消防・救急救助活動等	地 66
7	警備・交通対策	地 74
8	避難対策	地 81
9	津波避難計画	地 97
10	医療救護	地 101
11	緊急輸送体制	地 111
12	ライフライン施設の応急対策	地 120
13	生活救援対策	地 135
14	要配慮者の対策	地 151
15	住宅対策	地 155
16	環境対策等	地 160
17	教育対策	地 177
18	公共施設等の応急対策	地 182
19	ボランティアとの連携	地 189
20	帰宅困難者等対策	地 196
21	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	地 199
22	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応	地 201

第1節 応急活動体制**【全局区等】**

大地震等が発生した場合、被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市、各区及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

また、本市は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び本市の地域防災計画の定めるところにより、区並びに区域内の公共的団体及び市民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

第1 応急活動体制

対策のあらまし	市職員のとるべき災害時の「応急活動体制」の区分については、地震の震度あるいは被害状況により次のとおりとする。 ・注意配備 情報収集体制 ・警戒配備 災害警戒本部の設置 ・第1配備、第2配備 災害対策本部の設置

1 応急活動体制の区分

種別	配 備 基 準	配 備 体 制	職員参集基準
緊急情報収集体制	1 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表したとき 2 市域外において震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他の状況により、危機管理監が必要と認めたとき。	1 情報収集連絡活動できる体制とし、その所要人員はあらかじめ定める。 2 市域外における災害について、関係機関（各指定都市、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等）と円滑な連絡調整を行うことができる体制とし、その所要人員は都度定める。	・総合政策局危機管理部職員 ・状況に応じ各局区等においても人員を要する場合は、所掌業務等を勘案して都度定める。
注意配備体制	1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 長周期地震動の階級3以上を観測したとき（長周期地震動により大規模な災害が発生した場合は上位体制に移行） 3 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	災害関係課の職員をもって、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各局区等において定める。	・総合政策局危機管理部職員 ・その他初期活動が必要な局区等
警戒配備体制	1 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 2 気象庁が東京湾内湾に津波注意報を発表したとき。	注意配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各局等において定める。	・本部事務局員、区連絡員（又はあらかじめ各区で定めた職員） ・その他の部局＝直近要員を除き概ね1/3（活動初期に必要な応急活動職員数はあらかじめ各局区で定める） ※津波注意報のみによる配備の場合の参集基準は本節第5「津波体制」に定めるとおりとする。
第1配備体制	1 市域に震度5強の地震が発生したとき。（自動配備） 2 気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき。（自動配備） 3 地震及び津波により局地 災害が発生、又は津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。 4 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	1 突発的災害等に対する応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制を取るとともに情報、水防、輸送、医療、救護等応急対策活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案してあらかじめ各部等において定める。 2 事態の推移に伴い速やかに第2配備に移行しうる体制とする。	・本部事務局員＝全職員 ・総合政策局＝直近要員（避難所担当職員）を除き全職員 ・建設局、水道局、各区＝全職員 ・その他の部局＝直近要員（避難所担当職員）を除き概ね2/3（初動活動に必要な応急活動職員数はあらかじめ各局区で定める） ・直近要員（区役所担当職員）＝全職員 ※津波警報のみによる配備の場合の参集基準は、各局区等で所掌業務等を勘案した人員とする。
第2配備体制	1 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。（自動配備） 2 気象庁が東京湾内湾に大津波警報を発表したとき。（自動配備） 3 市域の広範囲にわたって地震又は津波により、災害が発生したとき又は、災害が発生する事態が切迫しているとき。 4 その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき。	市の組織及び機能のすべてを上げて対処する体制とし、その配置人員は各所属職員全員とする。	全職員

※部は災害対策本部組織のこと

※消防局の配備要員数にあっては、消防局で定めた配備基準に基づくものとする

※東京湾内湾：富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る

※本部長からの指示があった場合は、上表の職員参集基準にかかわらず、各局区等で所掌業務等を勘案した人員とする

気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

震 度 階 級	人 の 体 感・行 動	屋 内 の 状 況	屋 外 の 状 況
4	●ほとんどの人が驚く。 ●歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 ●眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	●電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 ●座りの悪い置物が、倒れることがある。	●電線が大きく揺れる。 ●自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	●大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	●電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 ●座りの悪い置物の大半が倒れる。 ●固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	●まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 ●電柱が揺れるのがわかる。 ●道路に被害が生じることがある。
5 強	●大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	●棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。 ●テレビが台から落ちることがある。 ●固定していない家具が倒れることがある。	●窓ガラスが割れて落ちることがある。 ●補強されていないブロック塀が崩れることがある。 ●据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 ●自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	●立っていることが困難になる。	●固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ●ドアが開かなくなることがある。	●壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	●立っていることができず、はわないと動くことができない。 ●揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	●固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	●壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 ●補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		●固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	●壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 ●補強されているブロック塀も破損するものがある。

※気象庁震度階級関連解説表（資料 2-12）

2 配備の区分

(1) 配備の区分

職員の配備は、原則として、自ら参集する自主配備と併せて電話、電子メール等の配備指示による招集配備とする。

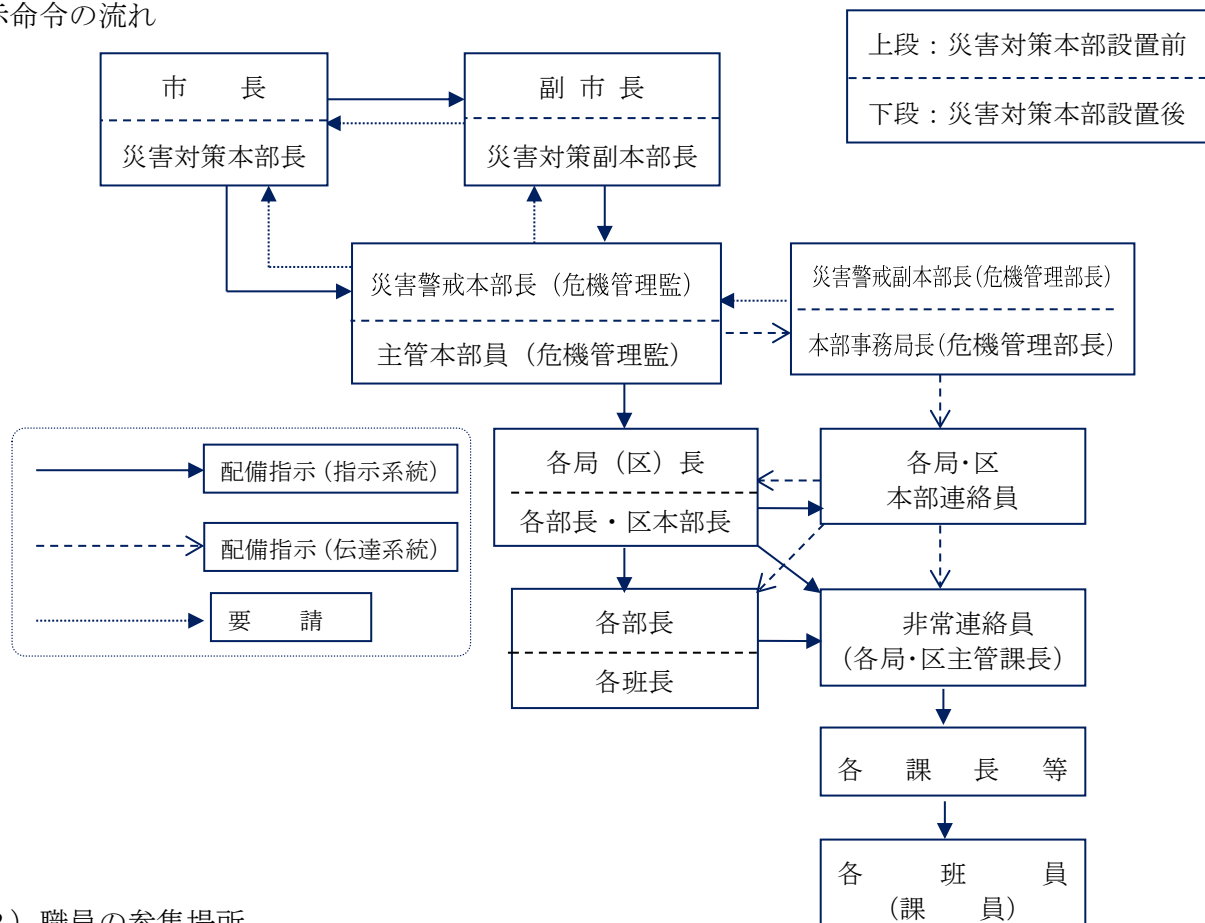
○自主配備

地震等が発生し、その地震が「配備基準」に定める事項に該当することをテレビ、ラジオ等で知ったとき、又は該当することが予測されるときは、配備指示を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参加する。

○招集配備

招集配備における配備指示は、電話、電子メール等により、おおむね次のような経路を経て行う。

指示命令の流れ



(2) 職員の参集場所

職員の参集場所は次のとおりとする。

- ア 市・区本部（市・区本部要員）
- イ 自らの勤務場所（所属要員）
- ウ 勤務場所と異なる、あらかじめ指定された直近の場所（直近要員）
- エ 本部の指示により指定された業務を行う場所（特命要員（※））

※「九都県市応援調整本部」派遣要員等

3 職員配備計画

地震による被害が発生し、又は被害が発生する恐れがある場合に応急対策活動を迅速かつ的確に行えるように事前に「職員配備計画」を定める。

(1) 配備計画の作成

各局(部)長及び各区長は、あらかじめ配備体制ごとの配備計画を作成しなければならない。

また、配備計画については、平常時から所管内の職員に対して、周知徹底を図るとともに、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、そのつど速やかに修正して、関係職員に対してその旨の周知を図る。

(2) 配備の区分

名称	対象及び役割
所属要員	各局(区)で地域防災計画に定める災害応急対策を実施するにあたり、必要最低限な職員を確保するため、あらかじめ必要な職員を事前に指定し地震発生時において、各災害対応業務実施場所へ参集する職員。
直近要員 (指定配備)	各区役所は現地での災害応急対策を実施するが、避難所の運営等業務が多岐にわたり、区役所の職員のみでは人員が足りなく対応できないことから、所属要員以外の職員を直近要員とする。 参集先によって役割が異なることから、避難所に参集する職員を「避難所担当職員」、区役所に参集する職員を「区役所担当職員」、拠点救護所又は保健福祉センターに参集する職員を「救護所担当職員」とする。

(3) 配備(所属要員・直近要員)の基本方針

原則として、全職員を配備の対象とし、教職員についても対象とするが、民間企業、国、他市区町村への出向職員は配備から除外し、出向先の応急活動等に従事するものとする。

また、上記にあるとおり所属要員は必要最低限の人数とし、直近要員の人数確保を優先する。その際の人数確保等の最終調整は総合政策局危機管理部が行う。

なお、区役所担当職員(本部班・被災者支援班)については、区の特性に応じた災害対応が可能となるよう、班の指定は各区の判断とする。

ア 所属要員

(ア) 建設局、各区役所、消防局、水道局及び病院局の職員

(イ) 教職員

(ウ) 災害対策本部事務局職員(予備要員含む)

(エ) 各局で地域防災計画に定める災害応急対策を実施するにあたり最低限必要な職員

◆最低限必要な職員の例

- ・情報連絡要員
- ・業務上、緊急措置を行う必要がある職員
- ・特殊業務等を担当する者、応急対策上所属長が必要と認めた職員

(オ) 病弱者、身体障害者手帳取得者等で災害応急活動を実施することが困難と所属長が認めた職員。

なお、所属長の判断で配備対象から除外することもできる。

(カ) 妊娠中又は産前産後休暇・育児休業等を取得している職員で災害応急活動を実施することが困難と所属長が認めた職員。なお、所属長の判断で配備対象から除外することもできる。

イ 直近要員

(ア) 所属要員以外の職員は全員を直近要員とする。

(イ) 市税事務所職員（課長及び出張所所長を除く）は原則として、居住地から一番近い区役所を指定する。

(ウ) 各避難所あたりの配備人数は4人を基本とする。ただし、公民館など収容人数が少ない避難所についてはこの限りではない。

(エ) 避難所担当職員は市内在住職員を優先し、男女比、年齢、職種等を考慮し指定する。

(4) 災害対応が長期にわたる場合の配備計画

各部（各局区）は、災害対策本部を設置した場合、多くの職員を長時間にわたり災害応急対策に従事させる必要があるため、こころのケアを含めた職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設けるなど従事職員の適切な交替に配慮するものとする。特に、全員配備の場合は、全職員が災害応急対策に当たることとされており、長期の対応に備え、早期にローテーション計画を作成し、計画的な配備体制に努め、職員の健康に配慮するものとする。

4 直近要員の活動内容等

直近要員の活動内容、従事期間等を次のとおりとする。

(1) 参集方法

ア 自主参集

勤務時間外において市域で震度5強以上の地震が発生した場合は、指示を待たずして自主的にあらかじめ指定された場所へ参集する。震度5強の場合は区役所担当職員のみが、震度6弱以上の場合は全直近要員が参集する。なお、参集基準に満たない場合でも、震度5弱以上の地震が発生した場合は非常招集を行う可能性があるため、自宅等安全な場所で待機し情報収集に努めること。

イ 非常招集

区災害対策本部の職員が不足する等、職員の増員が必要と判断され、市又は区災害対策本部から参集指示があった場合

(2) 参集先

区役所、避難所、拠点救護所又は保健福祉センター等あらかじめ指定された場所へ参集する。ただし、本部長（市長）又は区本部長（区長）から指示があった場合はこの限りではない。

(3) 活動内容

区災害対策本部（本部班・被災者支援班・避難所班・保健医療班）の運営に従事し、避難所担当職員は避難所班、救護所担当職員は保健医療班、区役所担当職員は本部班・被災者支援班の業務を担当する。ただし、区本部長（区長）の指示があった場合はこの限りではない。

(4) 従事期間

ア 避難所担当職員（避難所班）

災害が収束し、避難所が閉鎖されるなど区本部長（区長）から解散の指示があるまでとする。

イ 区役所担当職員（本部班・被災者支援班）

区本部長（区長）の指示による。

ウ 救護所担当職員（保健医療班）

区本部長（区長）の指示による。

－ 直近要員（避難所・区役所・救護所の各担当職員）の自主参集基準について －

	参集基準（市域のうち一つの地点でも観測した場合）			
	震度4以下	震度5弱	震度5強	震度6弱以上
避難所担当職員	－	△	△	○
区役所担当職員	－	△	○	○
救護所担当職員	－	△	△	○

【凡例】

○：参集

△：待機（状況に応じて参集指示あり）

－：参集なし

- ・基準に該当する場合は、あらかじめ指定された場所へただちに参集すること。
- ・該当しない場合も、参集の指示に備え、準備をして（自宅で）待機すること。

5 職員の初期対応及び服務

（1）職員の初期対応

各局（部）長及び区本部長（区長）は、職員の参集状況に応じ、順次初期対応の組織を編成するとともに次の措置を講じるものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○災害に対処できるよう職員を配置 ○職員の非常参集方法及び交代方法 ○高次の非常配備体制への移行準備 ○他部への応援準備 |
|---|

（2）職員配備の報告

各部（各局区）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を本部事務局危機管理部に報告する。（報告の方法：総合防災情報システムにおける体制表への入力）

本部事務局危機管理部は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、主管本部員（危機管理監）を通じて、本部長（市長）に報告する。報告は、本部長（市長）が指示した場合を除き、体制確立状況を確認した時点で行うものとする。

本部事務局危機管理部は、職員配備の状況を千葉県へ報告する。（報告の方法：千葉県防災情報システムへの入力）

－ 主に勤務時間内における遵守事項 －

- ア 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- イ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- ウ 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- エ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- オ 災害現場に出動した場合は、各部に別に定めがある場合を除き、別記様式に定める腕章を着用し、また、自動車には標旗及び標章を使用し身分等を明確にし災害対応を行うこと。
- カ 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

(3) 職員の服務

すべての職員は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合は、次の事項を遵守するものとする。なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他本部長が認める者は配備から除外することができる。

－ 主に勤務時間外における遵守事項 －

- ア 地震等が発生し、その地震が「配備基準」に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、配備指示を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参加する（自主配備）。
- イ 職員配備計画に基づき参加する。
- ウ 参加途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参加後直ちに参加場所の責任者に報告する。

第2 注意配備

対策の あらまし	市域に震度4の地震が発生した場合、本市に大きい被害が発生する可能性は小さい。しかし、不測の事態に対処できる体制を整え、市域に発生した被害に対し、迅速に対応できるようにする必要がある。 本市は、市域に震度4の地震が発生した場合、情報収集体制である注意配備をとる。

市域に震度4の地震が発生したとき、情報収集体制（注意配備）をとり、情報収集・伝達に努めるものとする。

配備及び活動体制の基準

項 目	内 容
配 備 基 準	次の条件のいずれかに該当するとき。 1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 長周期地震動の階級3以上を観測したとき(長周期地震動により大規模な災害が発生した場合は上位体制に移行) 3 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。
配 備 の 内 容	1 災害応急活動・情報収集活動が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
勤 務 時 間 外 の 招 集 方 法	原則は自主参集であるが、宿日直員(災害対応員)若しくは本庁警備員は災害情報を収受したときは、直ちに危機管理監に連絡し、以後、所定の「招集配備」による。
配 備 人 員	1 総合政策局危機管理部 2 各区・その他初期活動が必要な局等
活 動 内 容	1 災害に関する情報の収集・伝達 2 その他市長から特命事項
高 次 体 制 へ の 移 行 手 順	危機管理監は、総合的判断に基づき必要と認められるときは、高次の体制への移行を決定する。

第3 警戒配備

対策のあらまし	本市は、市域に震度5弱の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合などに警戒配備をとる。 これらの状況の場合には、本市に大きい災害が発生する可能性は小さい。しかし、不測の事態に対処できる体制を整え、市域に発生した災害に対し、迅速に対応できるようにする必要がある。 警戒配備においては、情報収集・伝達や応急措置対応等を行う災害警戒本部を設ける。

市域に震度5弱の地震が発生したとき、又は東京都内湾に津波注意報が発表されたときは、警戒配備体制をとり、災害警戒本部を設置する。

※津波注意報が発表された場合は本節第5「津波体制」による。

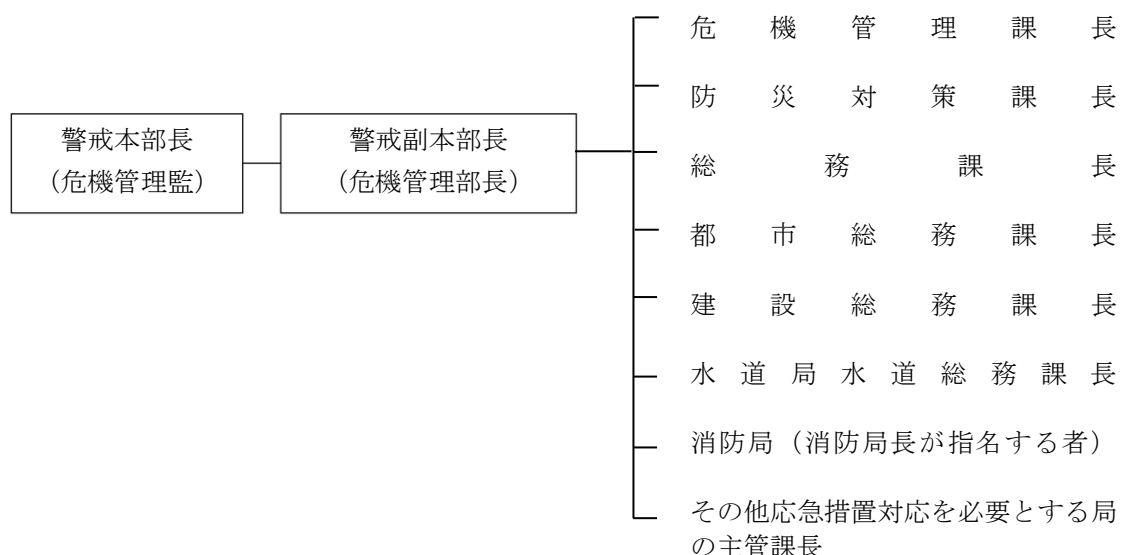
1 設置場所

災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の設置場所は、総合政策局危機管理部に設置する。

2 組織及び運営

警戒本部は、次に掲げる者をもって構成する。

なお、情報収集及び応急措置対応等のための事務局を総合政策局危機管理部に置く。



3 所掌事務

警戒本部の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害に関する情報の収集・伝達
- (2) 県への被害状況の報告（県危機管理政策課、防災対策課、消防課及び関係機関）
- (3) 初期緊急応急対策計画の検討・実施
- (4) 計画を実施するために適当な配備体制の検討
- (5) 災害対策本部設置への移行準備
- (6) その他市長からの特命事項

4 警戒本部の廃止

災害警戒本部長（危機管理監）は、被害情報収集の結果、災害の拡大が認められないと判断したとき、又は災害対策本部が設置されたとき、警戒本部を廃止することとする。

廃止の通知は災害対策本部と同様とする。

配備及び活動体制の基準

項 目	内 容
配 備 基 準	次の条件のいずれかに該当するとき。 1 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 2 気象庁が東京湾内湾に津波注意報を発表したとき。
配 備 の 内 容	1 災害警戒本部の設置 2 注意配備を強化し、局地的災害に対処できる体制とし、社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び活動に対処できる体制とする。 3 事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。
勤 務 時 間 外 の 招 集 方 法	1 原則は自主参集であるが、宿日直員（災害対応員）若しくは本庁警備員は災害情報を収受したときは、直ちに危機管理監に連絡し、以後、所定の「招集配備」による。 2 災害警戒本部が設置されている場合 災害情報に基づき、災害警戒本部長（危機管理監）が判断し、所定の「招集配備」により招集する。

項 目	内 容
配 備 人 員	1 本部事務局員、区連絡員（又はあらかじめ各区で定めた職員） 2 その他の部局＝直近要員を除き概ね 1/3 （活動初期に必要な応急活動職員数はあらかじめ各局区で定める。） ※津波注意報のみによる配備の場合の人員は本節第4「津波体制」に定めるとおりとする。
活 動 内 容	1 災害に関する情報の収集・伝達 2 県への被害状況の報告 3 初期緊急応急対策計画の検討・実施 4 計画を実施するために適当な配備の検討 5 災害対策本部設置への移行準備 6 その他市長からの特命事項
災害対策本部への移行手順	災害警戒本部長（危機管理監）は、総合的判断に基づき災害対策本部の設置が必要と認められるときは、市長の指示を受ける。

第4 第1配備・第2配備

対策のあらまし	市域に震度5強以上の地震が発生した場合は、少なからず被害が発生すると予想される。 また、市域に震度6弱以上の地震が発生した場合は、家屋の倒壊・同時多発火災等大規模な被害の発生が予想される。このとき、交通機関の減退、情報系統の途絶、さらに職員自らの被災等により、発災直後の職員参集が困難となる。このような大規模地震発生直後は混乱のため、災害対策本部の機能が十分に発揮できない恐れがあり、そのため、参集できた限られた職員をもって、情報収集・伝達、救出・救護活動など早急に対処が必要な活動を重点的に行う必要がある。 本市は、市域に震度5強～6弱以上の地震が発生した場合などに、ただちに第1配備又は第2配備を取り、人命・安全の確保、財産の保全など被害の軽減を図るため、参集職員をもって全力をつくして活動を行う。 第1配備又は第2配備においては、災害対策本部を設置し、応急対策のための事務分掌に基づき、適切かつ臨機応変な活動を行う。

1 設置基準

市長は、次の基準により必要があると認めたときは災害対策本部を設置する。

- (1) 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。（自動設置）
- (2) 気象庁が東京湾内湾に津波警報又は大津波警報を発表したとき。（自動設置）
- (3) その他総合的応急対策を必要とするとき。

※（1）及び（2）は自動的に本部を設置する。

2 災害対策本部の設置

- (1) 市長は、防災対策活動を推進するために必要と認めるときは、市役所本庁舎又は、市長が指定する場所に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するとともに各区役所庁舎に区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置する。
- (2) 区長は、本部が設置されない場合においても、必要に応じて区本部を設置することができる。

この場合において、区長は、区本部の設置について速やかに市長に報告するものとする。

- (3) 本部長（市長）は、現場における応急対策等について迅速に対処するため、必要と認めるときは、区本部長（区長）に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の設置及び運営を指示する。

3 本部の廃止

本部長（市長）又は区本部長（区長）は、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部又は区本部（現地本部も含む）を廃止する。

4 設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合は、主管本部員（危機管理監）は、直ちに以下のとおり、電話その他適当な方法により通知するとともに必要に応じ、本部連絡員の派遣を要請又は要請解除する。

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市役所内各部・班	本部事務局	電子メール、庁内掲示板（CHAINS）、総合防災情報システム、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法
区役所		
その他市役所出先機関	各主管部 担当班	地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
市民	秘書班	報道機関、その他迅速な方法
県防災危機管理部長（防災対策課） 県現地災害対策本部（市庁舎に設置の場合）	本部事務局	県防災情報システム、県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
防災関係機関等 （市警察部（各警察署）・各ライフライン機関・隣接市等）	本部事務局	県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
報道機関	秘書班	電話、口頭又は文書

5 本部の組織

(1) 災害対策本部

ア 本部長（市長）

- ・指揮命令系統の責任者：災害対策本部での応急対策活動の指揮
- ・市本部の事務の統括
- ・副本部長、主管本部員、本部員、区本部長及び現地本部長に対する指揮命令

【市災害対策本部長職務の代理】

本部長（市長）に事故があるとき、又は本部長が欠けた場合における、本部長職務代理の順位は次のとおりとする。

第1順位	市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則において第1順位とされている副市長
第2順位	市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則において第2順位とされている副市長
第3順位	危機管理監
以下、災害対策本部組織図に定める順により、本部員が代行する。	

イ 副本部長（副市長）

- ・本部長の補佐
- ・本部長に事故があるとき、又は本部長が不在の場合における職務代理

ウ 主管本部員（危機管理監）

- ・本部長、副本部長を補佐し、本部員を指揮監督する。

エ 本部員（総合政策局長、総務局長、財政局長、市民局長、保健福祉局長、こども未来局長、環境局長、経済農政局長、都市局長、建設局長、消防局長、水道局長、病院事業管理者、病院局次長、会計管理者、教育長、教育次長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、その他本部長が指名する者）

- ・対策部長として、担当部職員の指揮監督

(2) 区災害対策本部

ア 区本部長（区長）

- ・市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括
- ・区副本部長及び区本部各班長に対する指揮命令

イ 区副本部長（副区長）

- ・区本部長の補佐
- ・区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理

ウ 区本部員（各区課長、保健福祉センター所長）

- ・班員に対する指揮監督

(3) 部及び班

災害対策本部に部を置き、その事務を分掌させるため班を置く。

ア 部長（各局長等）

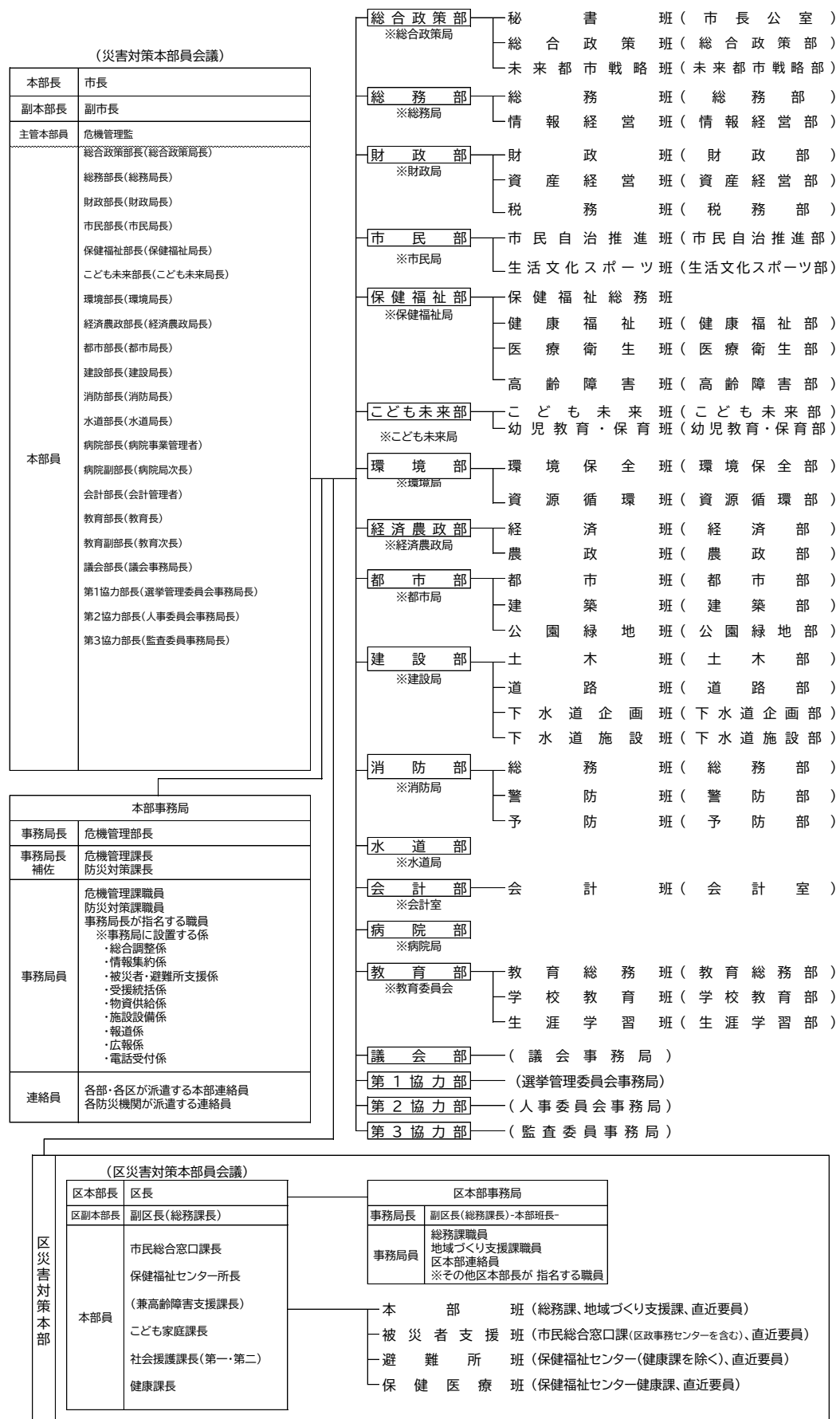
- ・所属部の各班長を指揮監督

イ 副部長（部長が指名した職員）

- ・部長の補佐
- ウ 各部班長（次長・部長）
 - ・班員に対する指示
- エ 非常連絡員（主管課長等）
 - ・職員の非常招集・連絡等
- オ 本部連絡員兼予備連絡員 1（総括主幹・課長補佐等管理職）
 - ・非常連絡員の補佐
 - ・本部事務局において各部間の連絡調整
- カ 予備連絡員 2（主幹・課長補佐等管理職）
 - ・予備連絡員 1 の補佐
- キ 班員
 - ・班長の指示に基づく災害応急対策に従事

千葉市災害対策本部の組織図

(令和7年4月1日～)



6 本部及び区本部の運営

本部及び区本部の運営については、災害対策本部条例及び同運営要綱の定めるところによるが、おおよそ次のとおり行う。

(1) 本部員会議の開催

本部員会議は、本部長、副本部長、主管本部員及び本部員をもって組織し、本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部員会議を開催する。

ア 報告事項

本部員は、各部の配備と緊急措置事項を報告する。

イ 協議事項

本部員会議の協議事項は、そのつど災害の状況に応じて、本部長、副本部長、主管本部員若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

－ 本部員会議の協議事項 －

- 本部の配備の切替え及び閉鎖に関する事
- 被害発生時の緊急対策に関する事
- 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関する事
- 災害対策経費の処理に関する事
- 災害救助法の適用の意見に関する事
- その他災害対策の重要事項に関する事

ウ 本部員会議には、必要に応じて、自衛隊、千葉県警察（千葉市警察部）、千葉海上保安部（千葉港長）、ライフライン事業者等関係機関の出席を求める。

(2) 本部の運営上必要な資機材等の確保

本部事務局長（総合政策局危機管理部長）は、本部が設置されたときは、次の措置を講じる。

ア 本部開設に必要な資機材等の準備

- 千葉市災害対策図板（各種被害想定図を含む）の設置
- 千葉市災害対応用地図の設置
- 住宅地図等その他地図類の確保
- 携帯ラジオの確保
- テレビの確保
- 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
- 被害状況連絡票その他の書書類の確保
- CHAINS（千葉市行政情報ネットワークシステム）パソコンの確保
- その他必要資機材の確保

イ 通信手段の確保

「情報連絡体制」に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、機器の準備及び応急復旧を行い、通信手段の確保に努める。

ウ 自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

(3) 本部の標識等

本部及び各区本部が設置されたときは、標識板等を掲げ、設置場所を明示する。

また、本部長（市長）、副本部長（副市長）、部長（局長）、班長、班員その他の職員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。

(4) 区本部の運営

区本部の運営については、本部に準ずる。

なお、区本部長（区長）は、必要に応じ各市民センターに地区連絡所を置き、情報収集及び広報活動を行う。

(5) 本部及び区本部職員の食料・飲料水等の確保

大規模災害時における本部及び区本部職員の食料等を確保するため、本庁の備蓄倉庫及び区備蓄倉庫等に乾パン、飲料水等の備蓄品の整備を図る。

※千葉県災害対策本部条例（資料 2-7）

※千葉県災害対策本部運営要綱（資料 2-8）

※災害対策本部の標識等（資料 2-21）

7 第1配備

配備及び活動体制の基準

項 目	内 容
配 備 基 準	次の条件に該当するとき。 1 市域に震度5強の地震が発生したとき。（自動配備） 2 気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき。（自動配備） 3 地震及び津波により局地災害が発生、又は津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。 4 その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき。
配 備 の 内 容	1 市・区災害対策本部の設置 2 突発的災害等に対する応急措置をとるとともに情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部等において定める。 3 事態の推移に伴い速やかに第2配備に移行しうる体制とする。
勤 務 時 間 外 の 招 集 方 法	1 原則は自主参集であるが、宿日直員（災害対応員）若しくは本庁警備員は災害情報を収受したときは、直ちに危機管理監に連絡し、以後、所定の「招集配備」による。 2 災害警戒本部が設置されている場合 危機管理監は、所定の「招集配備」により招集する。
配 備 人 員	1 本部事務局員＝全職員 2 総合政策局＝直近要員（避難所担当職員）を除き全職員 3 建設局、水道局、各区＝全職員 4 その他の部局＝直近要員（避難所担当職員）を除き概ね2/3（初動活動に必要な応急活動職員数はあらかじめ各局区で定める。） 5 直近要員（区役所担当職員）＝全職員 ※津波警報のみによる配備の場合の人員は、各局区等で所掌業務等を勘案した人員とする。

項 目	内 容
活 動 内 容	1 災害に関する情報の収集・伝達 2 局地的災害に対する応急対策活動 3 広報活動 4 警戒宣言発令に伴う応急活動体制の確立並びに社会的混乱の防止 5 広範囲な災害に備えるための体制づくり 6 その他本部長（市長）からの特命事項
高次体制への移行手順	本部長（市長）が本部員会議を開催し、決定する。

8 第2配備

配備及び活動体制の基準

項 目	内 容
配 備 基 準	次の条件に該当するとき。 1 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。（自動配備） 2 気象庁が東京湾内湾に大津波警報を発表したとき。（自動配備） 3 市域の広範囲にわたって地震又は津波により、災害が発生したとき。 4 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき。 5 その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき。
配 備 の 内 容	1 市・区災害対策本部の設置 2 複数区についての救助救護活動を行い、又その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制（情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制）とする。 3 全職員をもって対処し、直ちに救護活動及び応急対策を開始できる体制とする。
勤 務 時 間 外 の 招 集 方 法	1 全職員はあらゆる手段をもって参集するものとする。 2 市・区災害対策本部が設置されている場合 危機管理監は、所定の「招集配備」により招集する。
配 備 人 員	全職員をもって配備する。
活 動 内 容	1 災害に関する情報の収集・伝達 2 救出・救護活動 3 甚大な被害の発生に対する応急対策活動 4 避難対策 5 広報活動 6 警戒宣言発令に伴う応急活動体制の確立並びに社会的混乱の防止 7 広範囲な災害に備えるための体制づくり 8 その他本部長（市長）からの特命事項

第5 津波体制

地震の発生に伴い東京湾内湾に津波注意報等が発表された場合（千葉市域に震度が観測されなかった場合を含む）の配備体制、情報の受伝達、避難指示等に係る対策は次のとおりとする。

1 津波に関する情報の発表

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下、これらを「津波注意報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波注意報等とともに発表する、予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することは困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震の規模が精度よく求められた時点で津波注意報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

津波注意報等の種類と発表される津波の高さ等

津波注意報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波注意報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が襲い浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	（表記しない）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

（注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報

津波注意報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 （発表される津波の高さの値は、「津波注意報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照）
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

※ 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 対象地域及び防災体制

(1) 対象地域

本市の津波対象地域を、原則として次のとおり定める。

- ・中央区、花見川区、美浜区の沿岸地域及び河川流域・周辺地域

(2) 防災体制

- ア 津波注意報、津波警報及び大津波警報発表に伴う配備体制は次のとおりとする。
 なお、市域に震度4以上の地震が発生している場合は、それに応じた体制とする。

※本節第1「応急活動体制の区分」参照

予報の種類	市	区
津波注意報	災害警戒本部 警戒配備	災害警戒本部 警戒配備
津波警報	市災害対策本部 第1配備	区災害対策本部 第1配備
大津波警報	市災害対策本部 第2配備	区災害対策本部 第2配備

- イ 津波注意報発表時の配備体制は、下記の構成によることとし、各局区等の事前に指定された職員が自主的に参集する。また、危機管理監は被害状況等に応じて必要な対応を指示する。

局	総合政策局、都市局、建設局、消防局、教育委員会
区	中央区、花見川区、美浜区

- ウ 第2配備については、地震時の対応に準ずる。

- エ 配備体制は次の場合に解除する。

- (ア) 津波注意報、津波警報及び大津波警報の解除が発表された場合
 (イ) 津波による被害の応急対策がほぼ完了した場合

3 排水機場・水門・陸閘(注1)の操作

排水機場・水門・陸閘の運転操作については、「水防（高潮・津波）実施要領：県千葉港湾事務所」によるものとする。

※千葉県管理の海岸・河川にある排水機場・水門・閘門(注2)一覧（資料2-18）

(注1)河川等の堤防を普段は生活交通の為、通行できるよう途切れさせてあり、増水時にはゲート等により塞いで暫定的に堤防の役割を果たす施設。

(注2)水位が異なる河川や運河、水路の間で船を上下させるための装置。

第2節 情報の収集・伝達

【総合政策局危機管理部、全局区等】

第1 情報連絡体制

対策の あ ら ま し	災害発生時の情報連絡体制は、最優先で確立される必要がある。 そのため、市及び防災関係機関は、あらかじめ連絡責任者を定め、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄させるとともに、受信専用電話を確保し通信従事者を配置するなど、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。 災害時の本部と区本部、各部出先機関及び防災関係機関との情報連絡はあらゆる通信手段を活用する。 ○有線通信 （１）電話の利用 （２）FAX等の利用 （３）消防通信の利用 ○無線通信 （１）市地域防災無線 （２）消防・救急無線設備、防災用映像情報システム等により通信連絡を確保する。 （３）県防災行政無線、携帯電話等 ○総合防災情報システム ○その他 使者（伝令） なお、市地域防災無線については、必要に応じて、「千葉市防災行政用無線局管理運用規程」及び「同移動系運用細則」に基づき無線通信の統制を行う。

1 指定電話・連絡責任者の指定等

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

なお、原則として、指定電話は、「災害時優先電話」をあてる。

市においては、本部事務局に通信事務従事者として、総合政策局危機管理部長があらかじめ指名した職員を配置する。

(2) 災害電話等の事前承認、確保

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、あらかじめ通信回線契約業者に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、NTT東日本㈱に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

(3) 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するた

め、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄する。

2 本部連絡員の派遣

(1) 市の各部及び各区

市の各部長（各局長）及び各区本部長（各区長）は、情報収集員として1名以上を本部事務局に派遣し、各部に必要な情報収集に努める。

また、本部と各部又は区本部との連絡を強化するため、本部連絡員（情報収集員として派遣された者が兼務することができる）を本部事務局に派遣する。

なお、本部事務局に派遣された連絡員は、それ以降本部事務局長（総合政策局危機管理部長）の指揮のもと情報収集・連絡調整を行う。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、本部との連絡のため、必要に応じ本部連絡員を本部事務局に派遣する。

なお、本部連絡員は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡にあたる。

3 一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するために、本部長（市長）は出先機関の長と協議して通信系統の調整を図るものとする。

4 有線通信網・携帯電話の利用方法

(1) 電話等の利用

通信回線契約業者の加入電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや電報を利用する。

(2) 総合防災情報システム、FAX・CHAINS等の利用

本部・区本部・市各部出先機関・防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、総合防災情報システム、FAX・CHAINS等により行う。

(3) 警察・消防通信の利用

ア 消防通信

消防局、消防署、出張所間の消防業務用として、消防専用回線を含む有線電話通信網を利用する。

イ 警察有線電話通信網

県警察本部を起点として、各警察署及び各管轄交番・駐在所を結ぶ警察有線電話通信網の利用については、県警察本部長に要請し行う。

5 有線通信が途絶した場合の措置

(1) 本部と国との連絡

千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）を利用して行う。

また、必要に応じて、衛星携帯電話を利用して行う。

(2) 本部と県・隣接市町村及び防災関係機関との連絡

千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システムを利用して行う。

なお、停電に備え非常電源として発動発電機が配置され、常時通信が確保されている。

この他、必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、伝令の派遣等による。

(3) 本部と区本部及び市各部（出先機関）との連絡

区本部、市出先機関及び災害現場等に出動している各部との連絡は、地域防災無線や市各部が整備・調達したその他の無線設備により行う。

この他、必要に応じ消防無線、警察無線、非常無線、伝令の派遣による。

(4) 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア 国土交通省関係通信施設

イ 海上保安部通信施設

ウ 日本赤十字社通信施設

エ N T T東日本(株)通信施設

オ 東京電力パワーグリッド(株)通信施設

カ 日本放送協会千葉放送局通信施設

キ 東京ガスネットワーク(株)通信施設

6 非常通信の利用方法

(1) 取扱対象用件

ア 人命の救助に関するもの。

イ 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの。

ウ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。

エ 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。

オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

- キ 非常災害時における緊急措置に関するもの。
- ク 遭難者救護に関するもの。
- ケ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- コ 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- サ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関すること。

(2) 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- ア 官公庁（公共企業体を含む。）
- イ 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- ウ 日本赤十字社
- エ 消防長会及び消防協会
- オ 電力会社
- カ 地方鉄道会社

(3) 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

(4) 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- ア あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- イ 種類（文書形式のものは「非常」、電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- ウ 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

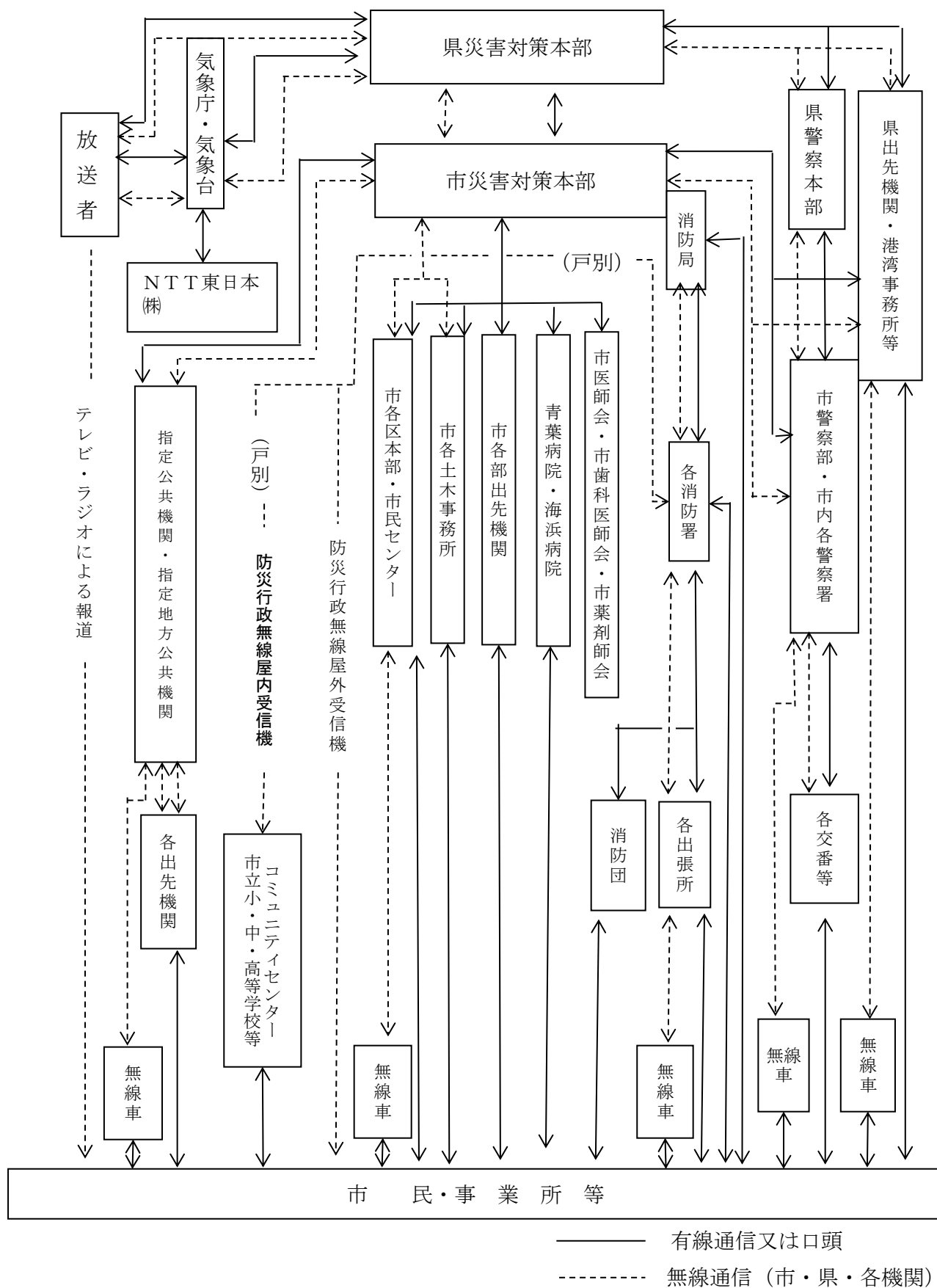
- エ 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

(5) 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

市本部を中心とした通信連絡系統図



第2 地震及び津波に関する情報等

1 地震及び津波に関する情報等の種類

気象庁及び銚子地方気象台から県を通じて発表される地震及び津波情報の種類は、次のとおりである。

(1) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（千葉市は千葉県北西部）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

ただし、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。

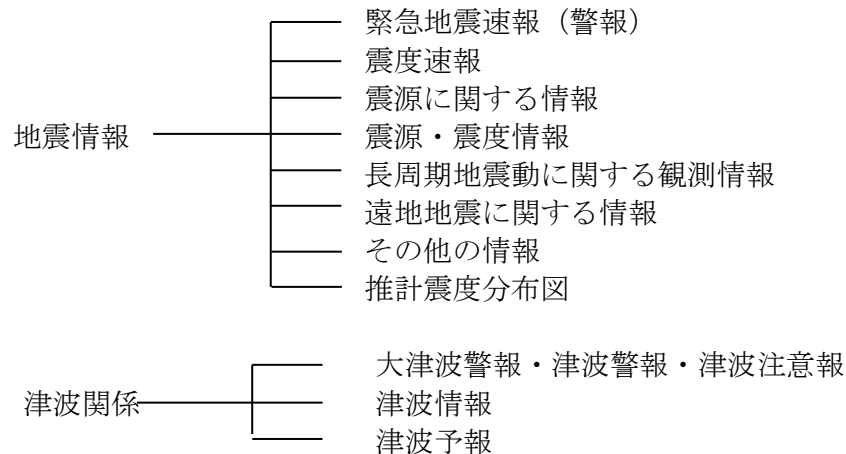
また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

ウ 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉等を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
車の運転中	・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(2) 情報等の種類



(3) 気象庁の発表

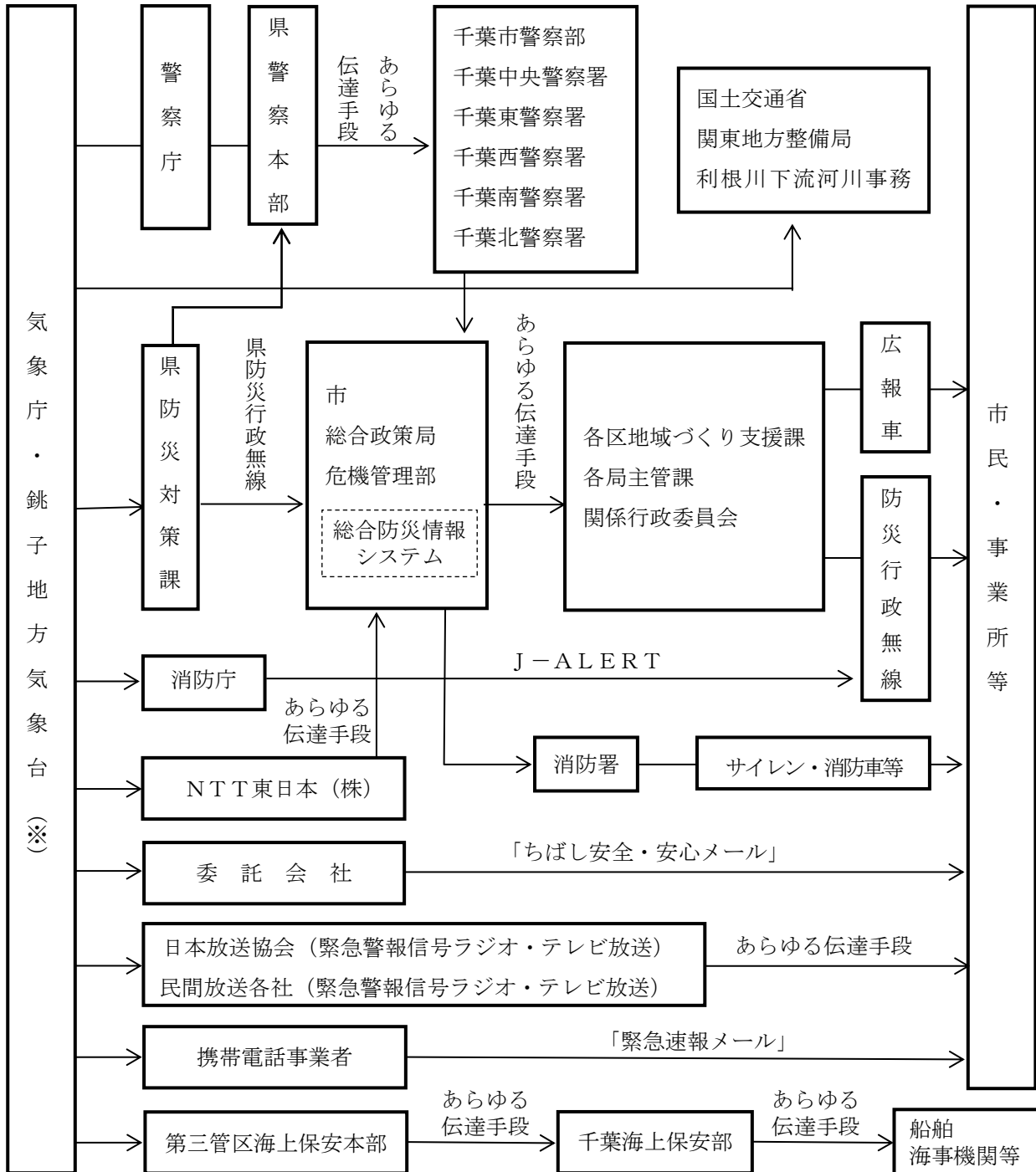
地震情報の種類	発表基準	内容
緊急地震速報 （警報）	- 震度 5 弱 - 長周期地震動階級 3 以上	発表対象地域は、震度 4 又は長周期地震動階級 3 以上を予想した地域。 千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度 3 以上 （大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	- 震度 1 以上 - 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 - 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。 加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）
遠地地震に関する情報	- マグニチュード 7.0 以上 - 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 （国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 （国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表している。）

地震情報の種類	発表基準	内容
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・ 震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

2 地震及び津波に関する情報等の伝達系統

情報等の受領伝達は、総合政策局危機管理部が担当する。総合政策局危機管理部は、必要と認める場合は、所定の伝達系統により速やかに警報及び情報等を伝達する。

図 地震及び津波に関する情報等の伝達系統



※気象庁・銚子地方気象台から関係機関への連絡は、気象情報伝達処理システム（アデス）等あらゆる伝達手段を用いて伝達される。

3 県における地震・津波に関する情報の収集と伝達

(1) 震度情報の収集

震度情報の収集地震発生時の初動体制を迅速に確立するため、震度計から震度情報を自動で収集する、千葉県 震度情報ネットワークシステムを運用している。本システムでは、県内

全市町村の84観測点で観測された震度情報が、防災行政無線等の回線を経由して、県庁に設置されている震度情報ネットワークサーバに自動的に収集される。収集された震度情報は、県災害対策本部の応急対策における意思決定支援に活用される。

(2) 震度情報の伝達

本システムで観測される震度情報については、自動的に気象庁に伝達され、気象庁が発表する震度速報等に利用される。また、震度4以上が観測された場合は、消防救急活動の広域応援のための参考情報として、消防庁にも自動伝送される

(3) 地震被害予測システムによる被害予測

震度情報ネットワークシステムで収集した震度情報等を基に、地震発生直後に震度分布や人的被害、建物被害等を推計し、県災害対策本部において活用するほか、県内市町村へ配信する。

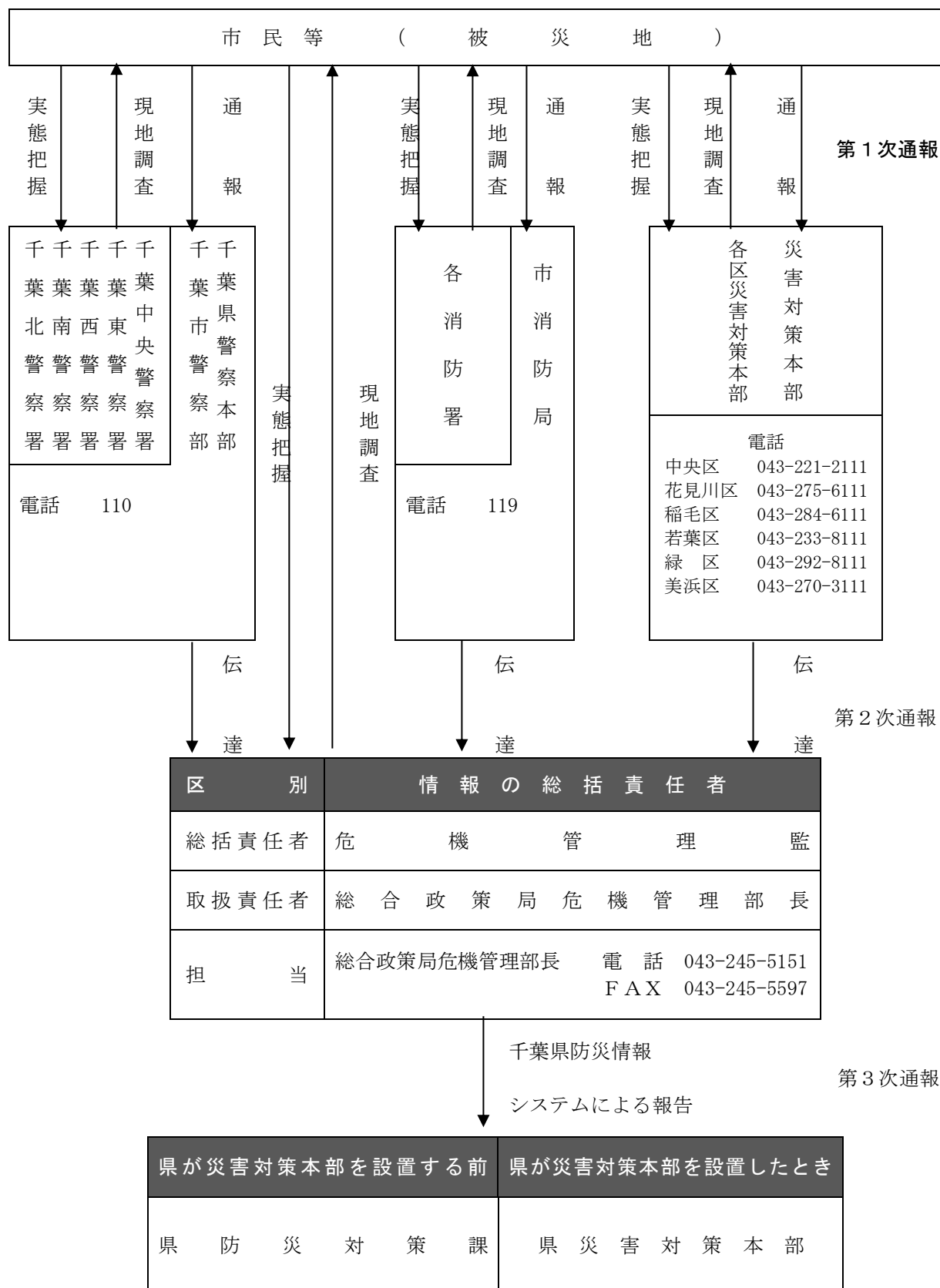
(4) 津波浸水予測システムによる予測

国立研究開発法人防災科学技術研究所が整備したS-netで観測した水圧データ等を基に、九十九里・外房地域を対象に津波浸水域等を予測し、県災害対策本部において活用するほか、気象庁の予報業務許可を取得した地域の市町村へ配信する。

第3 被害状況の収集・伝達

対策のあらまし	災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握することが重要となる。 その場合の情報の収集・伝達活動に大事なポイントは次の3点である。 ○第1に速報性（スピード） ○第2に簡潔性（ポイントが簡明） ○第3に情報源（確認、未確認情報の別） また、被害のない地区に関する情報については、特に指示しない限り報告されないことになりがちである。そのため、まず、「被害の有無」に関し、市域の全区全地区について把握するよう配慮するものとする。 以下には、災害原因に関する情報、被害状況、措置状況等の防災情報を各機関の有機的連携のもとに収集・伝達するための方法及び組織等について定める。 なお、被害状況の収集・伝達は、原則、「総合防災情報システム」により行う。

被害情報の収集報告系統図



1 被害状況の収集

(1) 収集すべき情報の内容

災害発生後、直ちに収集すべき情報は、別記報告様式に基づくが、概ね次のとおりとする。

※災害発生後、直ちに収集すべき情報

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所・区域

エ 人的被害

オ 物的被害（住家被害及び公共施設被害等）

カ 機能的被害（道路・交通機関・ライフライン被害等）

※千葉市報告様式（資料 6-1）

※千葉県報告様式（資料 6-2）

※被害の認定基準（資料 6-4）

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部及び区本部の所管業務に基づいて、所属の職員があたる。また、本市と災害時応援協定を締結するドローン（無人航空機）に関連する事業者等を活用する等、被害情報収集の効率化に努める。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、概ね次の表のとおりである。

市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調 査 実 施 者		収 集 す べ き 被 害 状 況 の 内 容
市	区 本 部	○区域に係る人的・物的・機能的被害
	各施設の管理者	○所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 ○所管施設の物的被害及び機能的被害
	職務上の関連部課	○商業施設・市場・工場、危険物取扱施設等の物的被害 ○避難道路及び橋梁 ^{きょうりょう} の被災状況 ○その他所管する施設の人的・物的・機能的被害
	市 消 防 局 各消防署・所	○被害の発生状況（火災・人命・建物） ○要救助者情報及び救急活動情報 ○ヘリコプター活用による広域・局所の被災状況 ○その他消防活動上必要ある事項
千 葉 市 警 察 部		○被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関）
千 葉 中 央 警 察 署		○避難者の状況
千 葉 東 警 察 署		○交通規制及び緊急交通路確保の要否
千 葉 西 警 察 署		○ライフラインの状況
千 葉 南 警 察 署		○治安状況及び警察関係被害
千 葉 北 警 察 署		○その他災害警備活動上必要な事項
その他の防災機関		○市の地域内の所管施設に関する被害状況

2 被害状況のとりまとめ

(1) 各部及び区本部から本部への報告

各部及び区本部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の表の手順のとおり、本部へ、原則、総合防災情報システムにより被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

報告の区分	報告の時期	留意事項
発生 (災害概況速報)	覚知後、直ちに報告。 以後詳細が判明のつど報告。	・人的被害及び住家被害を重点に報告すること。 ・現況を把握次第直ちに報告すること。 ・迅速性を第1に報告すること。 ・部分情報、未確認情報も可。ただし、情報の出所を明記すること。 ・応急対策の実施のつど必要と認める事項を報告すること。
経過 (被害概況報告及び 応急措置状況報告)	本部長より指示があった事項及びその他必要とする情報を随時報告。 その他必要と認める場合及び本部より指示があった場合。	・災害概況速報として報告した情報を、確認された事項を報告すること。 ・全壊、流出半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告すること。 ・応急対策の実施の間、必要と認める事項を報告すること。
確定 (災害総括報告等)	被害の全容が判明し被害状況が確定した場合（県への報告は応急対策終了後10日以内）。	・被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認すること。

(主な報告項目)

- ・人的被害
- ・住家被害
- ・非住家被害（公共建物、店舗等）
- ・その他（がけ崩れ、道路冠水、車両被害、倒木等）
- ・避難所開設状況
- ・各局配備人員

(2) 被害状況のとりまとめ

本部事務局（総合政策局危機管理部）は、各部及び区本部からの情報のとりまとめにあたっては、以下の点に留意する。

- | |
|---|
| <p>ア 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握</p> <p>イ 至急確認すべき未確認情報の一覧</p> <p>ウ 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧</p> <p>※例えば、悪質なデマ・ウワサに類することや確認の手順をふむいとまのない緊急災害発生通報</p> <p>エ 情報の空白地区の把握</p> <p>※大規模な災害時には、「情報の空白」は、被害の甚大なことを意味する場合がある。</p> <p>オ 被害軽微若しくは無被害である地区の把握</p> |
|---|

3 県（災害対策本部）への報告

（1）報告の担当者

県（災害対策本部）への報告は、本部長（市長）の指示に基づき、本部事務局（総合政策局危機管理部）が行う。

（2）報告の手順

ア 本部事務局（総合政策局危機管理部）は、各部及び区本部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において、調整するものとする。

イ 千葉県危機管理情報共有要綱に基づき、次表に従って、県に報告する。

（3）報告先等

本部事務局（総合政策局危機管理部）が、県に行う被害情報の報告先及び報告の区分・様式は、以下のとおりである。

市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は県防災行政無線により県本部事務局（県防災対策課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防第267号）」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、同時多発火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国（消防庁）及び県に通報する。

（本部事務局（総合政策局危機管理部）が県に行う被害情報の報告先）

区 分		県 報 告 先
平 常 時	勤 務 時 間 内	防災対策課災害対策室 ・ 防災電話 500-7320、7314 ・ 防災FAX 500-7298 ・ NTT電話 043-223-2175 ・ NTTFAX 043-222-1127
	勤 務 時 間 外	防災行政無線統制室 ・ 防災電話 500-7225 ・ 防災FAX 500-7110 ・ NTT電話 043-223-2178 ・ NTTFAX 043-222-5219

区 分		県 報 告 先
県配備体制	災害対策本部 設 置 前	情報収集作業室 ・ 県防災情報システム ・ 防災電話 500-7308 ・ 防災FAX 500-7298 ・ NTT電話 043-223-2175 ・ NTTFAX 043-222-1127
	災害対策本部 設 置 後	災害対策本部情報班 ・ 県防災情報システム ・ 防災電話 500-7309、7310、7311 ・ 防災FAX 500-7298 ・ NTT電話 043-223-3329 ・ NTTFAX 043-222-1127

（本部事務局（総合政策局危機管理部）が県に行う被害情報等報告の区分及び様式）

千葉県危機管理情報共有要綱（令和4年4月千葉県）

報告の種類	報告時期	報告方法	内容及び様式
即時報告	対応に着手した時点（時刻・配備体制・配備人数）	県防災情報システム（ただし、システムが使用不能な場合等には、電子メール、電話またはFAX等の代替手段を使用）	人的被害に関する情報（様式1） 住家被害に関する情報（様式2） 交通規制・道路被害に関する情報（様式3） その他の被害に関する情報（様式4） 避難指示等に関する情報（様式5） 物資資源管理に関する情報（様式6） 避難所・救護所等に関する情報（様式7） 消防庁が指定する災害に関する情報（災害即報4号様式＝消防庁様式）
随時報告	情報を覚知した、または県から別途報告の時刻の指定があった場合		
定時報告	対応が長期化した場合等において、県から定時報告の指定があった場合（原則として10時・15時時点での情報を30分以内に報告）		
平時報告	事案の有無によらず、平時から行う報告（報告内容及び日時は県が別途指定）		

第3節 災害時の広報

【総合政策局、消防局、関係機関】

基本的な考え方	市（区）及び防災関係機関は、災害発生後、できる限り速やかに市民及び報道機関に対し、公共施設やライフライン等の被害の有無、当面の応急的な措置、復旧見込み等に関する広報活動を展開する必要がある。 そのため、市（区）及び防災関係機関は、役割分担を決め、被災地の市民だけでなく、被害を免れた地域の市民に対しても広報活動を行う。 この場合、特に「災害時における広報活動」の果たすべき役割として、次の2点に留意して行うことが重要である。 第1点は、迅速かつ的確な情報の提供それ自体により、市民に対して現実的な状況判断を行うよう促すことである。 第2点は、市（区）域内を巡回したり「機関名」を連呼することを通じて、間接的に市や防災関係機関が健在であることを市民に対してアピールすることである。 いずれの側面においても、憶測による人心不安やデマ情報の流布による社会秩序の混乱を最小限にとどめるとともに、市民ができるだけ早く生活再建のための活動に取り組むよう促す効果を期待して行う。デマである可能性がある情報については、関係機関への確認を行うなど情報分析を行うとともに庁内において認識統一を図り、パニック防止のため、市民に対してデマ情報への注意の呼びかけを行い、災害相談窓口等に対し問い合わせがあった場合、庁内で共有した情報を元に対応する。 なお、ＪＲその他の交通機関に関する広報活動については、各機関が駅等において掲示その他により行うほか、市が情報の提供を受け行う。

第1 実施機関とその分担

1 市（区）と防災関係機関

市は、市長（本部長）の決定に基づき、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

主 な 広 報 事 項
(1) 地震発生直後の広報 ア 地震、津波に関する情報 イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ ウ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ エ 避難の勧告、指示 オ 要配慮者等保護及び人命救助の協力呼びかけ カ 市内の被害状況の概要 （ア）延焼火災の発生状況 （イ）建物破壊の発生状況 （ウ）道路損壊、がけ崩れ、液状化その他地盤災害の発生状況 （エ）災害に伴う道路交通規制等の状況 キ 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること （ア）本部の設置 （イ）区本部の設置 （ウ）地区連絡所の設置 （エ）避難所、救護所の設置 （オ）応急給水の実施状況 （カ）その他必要な事項

主 な 広 報 事 項
ク ライフラインの被害状況 (2) 被害の状況が静穏化した段階の広報 ア 地震、津波に関する情報 イ 被害情報及び応急対策実施状況に関すること (ア) 被災地の状況 (イ) 救護所、避難所の開設状況 (ウ) 応急給水、応急給食等の実施状況 (エ) その他必要な事項 ウ 安心情報 (ア) 「・・・・・・地区は被害なし」 (イ) 「・・・・・・小学校児童は全員無事に・・・・・・へ避難」 (ウ) その他被害のない事実又は軽微な事実を内容とする情報 エ 生活関連情報 (ア) 電気、ガス、水道、下水道の復旧状況 (イ) 食料品、生活必需品の供給状況 オ 通信施設の復旧状況 カ 道路交通状況 キ バス、電車、モノレール等交通機関の復旧、運行状況 ク 医療機関の活動状況 ケ その他必要な事項

2 警察署

【千葉中央警察署・千葉東警察署・千葉西警察署・千葉南警察署・千葉北警察署】

警察署は、本部及び区本部、消防署その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

主 な 広 報 事 項
(1) 災害の状況及びその見通し (2) 避難・救援活動に関すること (3) 治安状況及び犯罪の予防に関すること (4) 道路交通規制に関すること (5) その他必要と認められる事項

3 県企業局等

【千葉水道事務所・千葉水道事務所千葉西支所、水道局及び四街道市上下水道部】

県企業局等は、本部及び区本部と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

主 な 広 報 事 項
(1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み (2) 給水拠点の位置及び応急給水状況 (3) 水質についての注意 (4) その他震災発生時に必要な事項

4 NTT東日本㈱

NTT東日本㈱は、災害のため通信が途絶したとき、若しくは利用の制限を行ったときはテレビ、ラジオ、広報車等によって、利用者に対して広報活動を実施する。

なお、地震の振動で受話器がはずれた場合、通話中と同じ状態になり、緊急通話の呼び出しがあってもつながらないため、地震のおさまった後には必ず受話器の確認を行うよう周知する。

主な広報事項は、以下のとおりである。

主 な 広 報 事 項
(1) 通信途絶、利用制限の理由 (2) 通信途絶、利用制限の内容 (3) 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期 (4) 通信利用者に協力を要請する事項 (5) 災害用伝言ダイヤルの開設 (6) その他事項

5 東京電力パワーグリッド㈱千葉総支社

感電事故及び漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

また、停電の状況、復旧予定時間等については、可能な限り広報車等により直接当該地域に周知するとともに千葉市、千葉県等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

主 な 広 報 事 項
(1) 第1段階（安全、危険防止） ア 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対に触らないこと。 イ 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。 ウ 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。 エ 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。 オ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。 (2) 第2段階（被害状況） ア 停電区域 イ 停電事故復旧状況 ウ 停電事故復旧見込み

6 ガス事業各社

(1) 東京ガス㈱千葉支社・東京ガスネットワーク㈱

大地震が発生しガス設備に被害があった場合、当該地域へのガス供給を停止する必要がある。その際ガスの供給停止地区を最小限に抑えるために、中圧・低圧導管網をいくつかのブロックに分け、被害を受けたブロック内の供給源のみを停止する方法をとる。

広報については、災害発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等を通じて

行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、千葉市、千葉県等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

主 な 広 報 事 項
《供給継続地区》 1 ガスのにおいがする場合、火は使用せず、ガス栓、メーターガス栓を閉め、すぐ東京ガスネットワークに連絡すること。 2 ガスのにおいがしない場合でも、ガス給湯器の換気筒のはずれなど、ガス機器の給排気設備に異常がある場合には、ガス機器は使用しないこと。 3 地震によってマイコンメーターの安全装置が作動し、ガスが止まっていることがある。この場合、ガスメーター正面の赤いランプが点滅、またはガス止を表示している。メーターに取り付けてある復帰操作説明書を参考に、自分で復帰操作ができる。復帰操作をしてもガスが出ない場合は、最寄りの東京ガスネットワークへ連絡すること。 《供給停止地区》 1 安全のため、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を全て閉めること。 2 ガスの供給再開について、ガス会社の係員が各家庭のガス設備の安全を確認するまではガスを使用しないこと。

(2) 大多喜ガス(株)千葉事業所

おおむね東京ガス(株)千葉支社・東京ガスネットワーク(株)に準ずる。

第2 市広報活動の実施手順

基本的な考え方	市が市民に対して実施する災害時の広報活動については、広報情報の不統一を避ける観点から、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）を経由し、本部長（市長）又は区本部長（区長）の決定に基づき行うよう広報ルートの一歩化を図る。 また、その果たすべき意義を踏まえるとともに、緊急性の有無や対象地域の限定の有無等により利用する方法（手段）を適切に使い分ける。 そのため、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）、秘書班長（総合政策局市長公室長）若しくは区被災者支援班長は、本部長又は区本部長から特に指示された場合を除き、状況を判断の上適切な広報手段を選定し行う。 なお、NHK千葉放送局、千葉テレビ放送(株)、(株)ジェイコム千葉セントラル、(株)ペイエフエム、(株)ニッポン放送等に対する緊急警報放送の要請は、秘書班長（総合政策局市長公室長）が本部長（市長）の指示に基づき要請する。

1 広報活動の決定

広報活動の実施及び広報事項の決定は、本部長（市長）の指示に基づき本部事務局長（総合政策局危機管理部長）が行う。

市民向け広報活動は、本部による広報活動と区本部による広報活動とに大別される。

また、災害時に本部又は区本部が行う広報活動については、次の2つの場合が想定される。

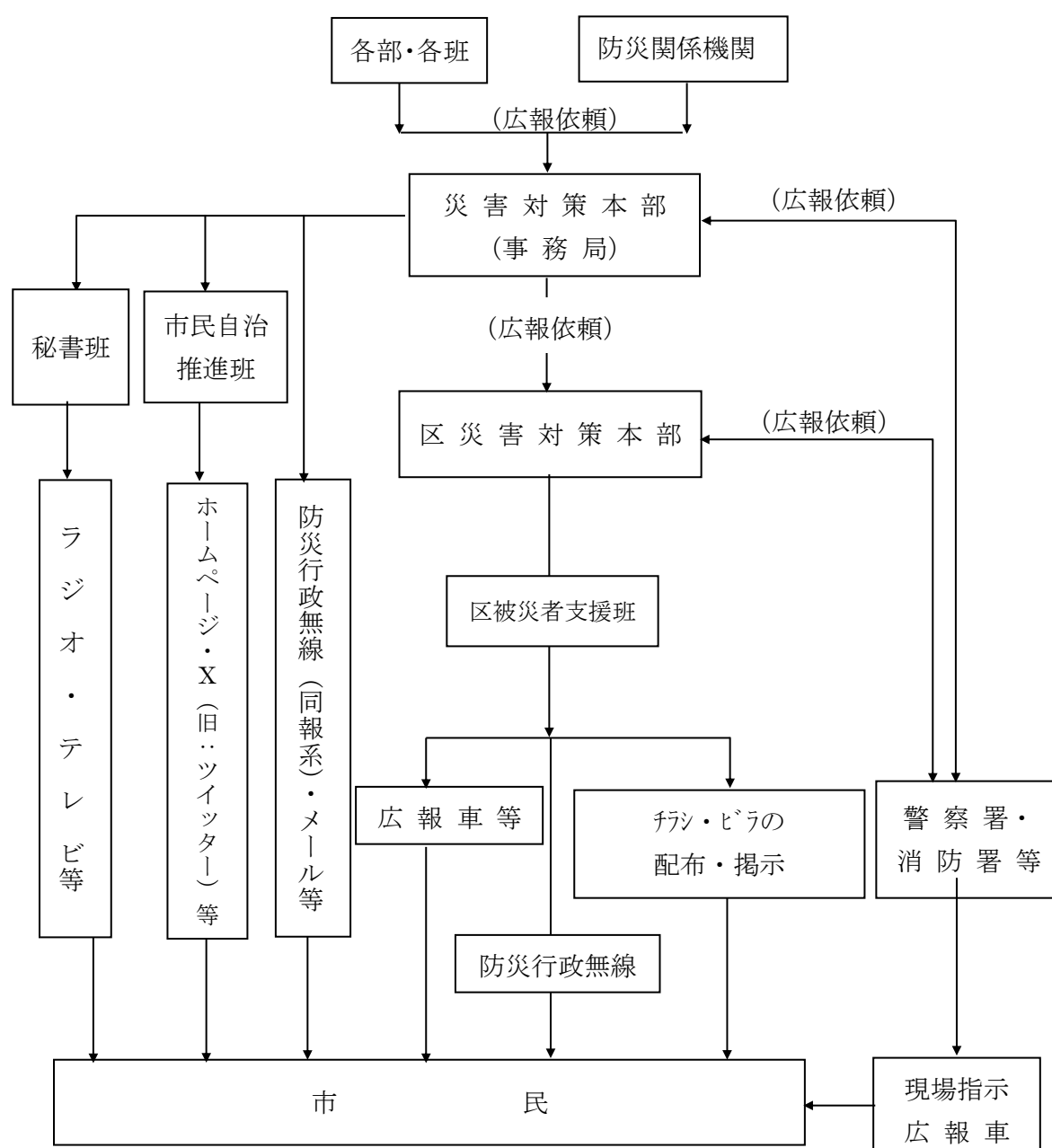
- (1) 本部長（市長）又は区本部長（区長）の自主的な判断による場合
- (2) 各担当部（班）、防災関係機関からの広報依頼による場合

いずれの場合についても情報の不統一を避ける観点から、指揮命令系統を次の図のとおり行うものとし、広報ルートの一歩化を図る。

本部事務局長（総合政策局危機管理部長）は、本部各部長に対して、各部・班から直接区本部被災者支援班へ広報活動の実施を依頼することのないよう、あらかじめ周知徹底しておく。

なお、区本部長（区長）は、必要と認める場合は、その所轄する区の地域における広報活動を行うことを決定できるものとする。ただし、その場合は、事後速やかに必要な事項について、本部事務局長（危機管理部長）を通じて、本部長（市長）に報告するものとする。

広報活動の決定から実施までの流れ



2 広報活動の方法（手段）

(1) 防災行政無線の利用

本部は、防災行政無線により、市内に設置した屋外受信機を通じて、ほぼ全域に必要な情報を同時に伝達する。

また、各区本部からも防災行政無線により、市民に伝達する事ができる。

利用する場合（事例）		実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達	ア 避難の指示 イ 津波に関する情報 ウ その他	○屋外受信機は、聞き取りにくいいため、次の配慮をする。 ●音量・音質・響鳴を考慮する。 ●ゆっくり正確に伝える。 ●3回以上繰り返す。
いっせい伝達 (いっせい伝達・地域を限定した伝達)	ア 地震発生直後の地震情報 イ 地震発生直後の出火防止、初期消火の呼びかけ ウ 地震発生直後の要配慮者等保護、人命救助の協力呼びかけ、その他注意事項 エ 安心情報 オ 市本部、区本部、救護所の設置等応急対策の実施状況	

(2) 車両の利用

車両による広報活動は、区本部・消防部が行う。

区本部被災者支援班長は、必要に応じ他の部の車両も動員して必要地域へ広報車を出動させ広報活動を実施する。

なお、車両による広報は、音声のみによらず、ビラ・チラシなど印刷物の配布に努める。

また、他の部の車両の動員については、資産経営班（財政局資産経営部）に要請する。

利用する場合（事例）		実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達	ア 避難の指示 イ 津波に関する情報	○屋内にいる場合、聞き取りにくいいため次の配慮をする。 ●音量・音質・響鳴を考慮する。 ●ゆっくり正確に伝える。 ●3回以上繰り返す。 ●車両をゆっくり運行させる。
時期又は地域を限定した伝達	ア 地震、津波に関する情報の応急対策実施状況 イ 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 ウ 安心情報 エ 生活関連情報 オ 通信施設の復旧状況 カ 道路交通状況 キ 医療機関の活動状況	

(3) ヘリコプターの活用

ヘリコプターによる広報活動は、消防部が行う。

消防部警防班長（消防局警防部長）は、必要に応じ災害時における広報活動を実施する。

利用する場合（事例）		実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達	ア 避難の指示 イ 津波に関する情報 ウ その他必要な情報	○屋内にいる場合、聞き取りにくいいため次の配慮をする。 ●音量・音質・響鳴を考慮する。 ●ゆっくり正確に伝える。 ●3回以上繰り返す。
時期又は地域を限定した伝達	ア 地震、津波に関する情報 イ その他必要な情報	

(4) 市職員の口頭等での伝達

区本部被災者支援班長は、広報車の活動が不可能な地域、若しくは特に必要と認められる地域に対しては、区本部被災者支援班職員及び本部からの応援職員を派遣し広報活動を実施する。

本部からの職員の応援については、総務班長（総務局総務部長）を通じて要請する。

また、必要な場合は、併せて消防部、警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

なお、職員を派遣する場合は、原則として、携帯電話又は無線機を携帯させるとともに、区本部と密接な連絡をとりながら広報活動を実施するよう努める。

利用する場合（事例）		実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達	ア 避難の指示 イ 津波に関する情報 ウ その他	○屋内にいる場合、聞き取りにくいいため次の配慮をする。 ●音量・音質・響鳴を考慮する。 ●ゆっくり正確に伝える。 ●3回以上繰り返す。 ●不確実なことは言わない。
避場所での情報伝達	ア 地震、津波に関する情報 イ 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 ウ 安心情報 エ 生活関連情報 オ 通信施設の復旧状況 カ 道路交通状況 キ 医療機関の活動状況	○被災者が精神的に不安定な状態にあることを踏まえ、上記以外に次の配慮をする。 ●ビラ・チラシなどの印刷物を併せて配布するよう努めること。

(5) 本庁舎、区庁舎、市出先機関等での掲示等

総合政策部長（総合政策局長）は、「災害対策広報」等を適宜発行するよう努める。これにより情報の空白時間帯や空白地域の発生による無用な混乱を防止するための重要な手段とする。

なお、発行された「災害対策広報」は、本庁舎においては秘書班（総合政策局市長公室）が、区本部・出先機関及び地区連絡所においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。

また、本庁舎、区庁舎、市出先機関等の各公共施設の管理者は、ホームページ等の情報についても掲示を行う。

(6) 隣接市の防災行政無線の利用

隣接市との境界部にあたる地域の市民への広報活動で、上記の手段によることが適切でないと判断される場合については、本部事務局長（危機管理部長）が本部長（市長）の指示に基づき隣接市に対して、緊急無線放送を要請する。

(7) インターネット等多様なメディアを使用した重層的な広報

市のホームページ、ちばし災害緊急速報メール、ちばし安全・安心メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を使った広報を行う。

(8) 町内自治会への回覧・掲示要請

インターネット等を利用できない人や要配慮者などへの広報手段として町内自治会への回覧・掲示要請を行う。

(9) 緊急警報放送の要請

避難の勧告又は指示、その他予想される災害の事態及び市のとるべき措置のうち緊急に伝達する必要のある事項について、その必要があると認める場合は、本部長（市長）の指示に基づき秘書班長（総合政策局市長公室長）がNHK千葉放送局、千葉テレビ放送㈱、㈱ジェイコム千葉セントラル、㈱ベイエフエム、㈱ニッポン放送等に対して、緊急警報放送の要請を行う。

(10) デマ等への対策

災害時の推測による人心不安や風説の流布による社会秩序の混乱を最小限に留めるため、誤報の可能性のある情報については、関係機関への確認を行うなど情報分析を行うとともに、庁内の認識統一を行い、SNS等を活用した広報活動を実施する。

3 広報文例集（防災行政無線）（資料 5-1）

(1) 津波

- ・高齢者等避難（遠地地震）
- ・避難指示（津波注意報）
- ・避難指示（津波警報・大津波警報）
- ・津波注意報（警報・大津波警報）解除

(2) 高潮

- ・避難指示

第3 報道機関への発表・協力要請

基本的な考え方	平成元年アメリカのサンフランシスコで発生したロマ・ブリータ地震では、その被害の大きさに比較して、社会的混乱がほとんどなかったと報告されている。その理由にはいくつかの要因があげられるが、報道機関、特にラジオ・テレビ局の活発な災害時特別報道が非常に大きく貢献したことが注目される。 平成7年1月神戸をはじめ兵庫県南部地域を襲った「阪神・淡路大震災」は、日本で初めての近代的な大都市における直下型地震であり、未曾有の被害をもたらし、電話等の通信が不通の状況の中で、放送局が市民と防災関係機関相互の貴重な情報手段となるなど、災害時における報道機関の役割の重要性をあらためて認識させる事例が増えている。 そこで、報道機関については、災害時報道が災害対策本部の活動の支障にならないよう、取材活動上のルールを定めるとともに、大規模災害時における市民への情報連絡手段のひとつとして位置付ける。

1 市の発表

(1) 災害警戒本部

市長若しくは警戒本部長（危機管理監）の指示により、総合政策局市長公室長が記者クラブを通じて報道機関に対して、災害に関する情報の発表・協力の要請を行うとともにテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。さらに、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等を活用する。

(2) 災害対策本部設置後

本部設置後については、秘書班長（総合政策局市長公室長）を担当窓口として、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

また、秘書班長（総合政策局市長公室長）は、本部が設置された場合は、直ちに臨時記者詰め所及び共同会見所を設置する。

発表は、原則として、市長（本部長）の決定に基づき、主管本部員（危機管理監）が共同記者会見方式で行うが、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）は、その内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して、被害状況の統一に努めるものとする。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。さらに、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法についてインターネットやメール等も活用する。

2 緊急警報放送等の要請

市は、緊急時における情報連絡手段としてラジオ、テレビの放送機能を有効に活用する。なお、ラジオ、テレビ局等に対する緊急放送の要請については、次のとおり各放送機関に要請するものとする。

(1) 要請方法

放送要請は、本部事務局長（危機管理部長）が本部長（市長）の指示に基づき行うものとする。

(2) 放送要請の範囲

ア 災害時等における避難指示

- イ 本部長（市長）が発令する動員命令
 - ウ 予想される災害及び災害時において市民に緊急に伝達する必要がある事項
 - エ その他、本部長（市長）が特に必要と認める事項
- (3) 要請手続
- ア 要請は、緊急警報放送要請発信用紙により行うものとする。
 - イ 要請は次の方法により行うものとする。

○NHK千葉放送局（放送部ニュース）への要請

常	時
- 一般加入電話ファックスを最優先に利用する。 043-203-0396 - 県防災行政無線（電話） 500-7393（技術局技術部） - 県防災行政無線（FAX） 500-7394（技術局技術部） - 一般加入電話 043-203-0593 ※ 一般加入電話による場合は要請先を確認する。 - 災害応急復旧用無線電話 01401-2610 - 本計画に定めるその他の通信手段	

○千葉テレビ放送(株)報道情報局報道部への要請

常	時
- 一般加入電話ファックスを最優先に利用する。 043-231-4999 - 県防災行政無線（電話） 500-9703（報道情報局報道部） - 県防災行政無線（FAX） 500-9702（報道情報局技術部） - 一般加入電話 043-233-6681 ※ 一般加入電話による場合は要請先を確認する。 - 本計画に定めるその他の通信手段	

○(株)ジェイコム千葉セントラルへの要請

常	時
- 一般加入電話ファックスを最優先に利用する。 043-248-7952 - 一般加入電話 043-375-6810 ※ 一般加入電話による場合は要請先を確認する。 - 本計画に定めるその他の通信手段	

○(株)ベイエフエム編成局への要請

常	時
- 一般加入電話ファックスを最優先に利用する。 043-351-7862 - 県防災行政無線（電話） 500-9711（技術部） - 県防災行政無線（FAX） 500-9712（技術部） - 一般加入電話 043-351-7863 ※ 一般加入電話による場合は要請先を確認する。 - 本計画に定めるその他の通信手段	

○(株)ニッポン放送編成局報道部への要請

常	時
- 一般加入電話ファックスを最優先に利用する。 03-3287-7696 - 一般加入電話 03-3287-7622 ※ 一般加入電話による場合は要請先を確認する。 - 本計画に定めるその他の通信手段	

※緊急警報放送要請発信用紙（資料 5-2）

第4節 広域連携体制

【総合政策局危機管理部】

基本的な考え方	大規模地震時には、被害拡大し本市が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。このために、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。 また、海外からの支援の受け入れについては、国の指導のもと体制整備に努めるものとする。 災害時において、市の職員のみをもってしては対処しえないと判断された場合は、速やかに県、近隣都県市町村・消防機関、その他の行政機関、公共機関、自衛隊及び市内民間団体等への応援・協力の要請を行う必要がある。 県をはじめとする各機関等への応援要請は、本部長（市長）の指示に基づき本部事務局長（危機管理部長）及び消防部長（消防局長）が行う。 なお、受援の手順や役割分担の詳細については、「災害時受援計画」による。

第1 国・県に対する要請等

【総合政策局危機管理部】

1 要請の手続

本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長や県知事に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

県知事に応援要請又は応急措置の実施を要請する場合は、県（防災対策課）に対し、県防災行政無線又は電話等をもって行い、後日、速やかに文書を送付することとする。

連絡先	電 話	県防災行政無線
県防災対策課	0 4 3 - 2 2 3 - 2 1 7 5	5 0 0 - 7 3 2 0
休日・夜間用	0 4 3 - 2 2 3 - 2 1 7 8	5 0 0 - 7 2 2 5

2 要請の事項

要請は、次の表に掲げる事項を明らかにして行う。

要請の内容	事 項	根 拠 法 令
県 へ の 応 援 要 請 又 は 応 急 措 置 の 実 施 の 要 請	ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 イ 応援を必要とする期間 ウ 応援を希望する職種別人員並びに物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 エ 応援を必要とする場所 オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） カ その他必要な事項	災害対策基本法 第68条

3 県広域防災拠点開設等への協力

県は、「千葉県大規模災害時応援受援計画」（平成31年3月）に基づき、「昭和の森」を県広域防災拠点として指定している。

県が、同計画に基づき、広域防災拠点を開設した場合、施設の開設等、施設の利用について必要な協力を行う。

拠点名称	所在地	使途
昭和の森【太陽の広場】	緑区土気町	自衛隊

第2 他都県市町村・指定地方公共機関等への要請

【総合政策局危機管理部】

1 協定締結都県市町村への要請

(1) 首都圏6市（県都）への要請

首都圏県都市長懇話会を構成する6市（水戸市、前橋市、宇都宮市、さいたま市、甲府市、横浜市）への要請については、「災害時における相互援助に関する協定」（平成8年10月23日）に基づいて、次の事項を明らかにして、各市へ電話等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

応 援 要 請 の 内 容	要請時に明らかにすべき事項
ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資器材及び物資の提供 ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 エ 被災者の一時収容のための施設の提供 オ 救援及び応急復旧に必要な技術職、技能職等の職員の派遣 カ 前各号に定めるもののほか、被災県都が特に必要があると認めるもの	ア 被害状況 イ 左記ア～エまでに掲げるものの品名、規格、数量等 ウ 左記オに掲げる職員の職種別人員 エ 援助を受ける場所及びその経路 オ 援助を受ける期間 カ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

都市名	担当部	電話番号
横浜市	総務局危機管理課	045-671-2171
甲府市	危機管理室防災企画課	055-237-5331
さいたま市	総務局危機管理部防災課	048-829-1126
水戸市	市民協働部防災・危機管理課	029-232-9152
前橋市	総務部防災危機管理課	027-898-5935
宇都宮市	行政経営部危機管理課	028-632-2052

(2) 8都県市への要請

「九都県市災害時相互応援に関する協定」（平成22年4月1日）に基づく8都県市への要請については、次の事項を明らかにして別に定める応援調整都県市を通じて行う。

また、首都圏の複数の都県市で震度6弱以上の地震が発生した場合には、「九都県市広域防災プラン」に基づき、九都県市間の応援調整を行う。

応 援 要 請 の 内 容	要請時に明らかにすべき事項
ア 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣 (ア) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供並びにあっせん (イ) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供並びにあっせん (ウ) 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供並びにあっせん (エ) 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣 イ 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん ウ 被災者を一時的に受入れるための施設のあっせん エ 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん オ 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供並びにあっせん カ 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等都県市境付近における必要な措置 キ 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項	ア 被害の概要 イ 物資等の提供及びあっせんに関する応援を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等 ウ 人員の派遣に関する応援を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等 エ その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等 オ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

応援調整都県市は、次のとおりとする。

被災都県市	応援調整都県市		
	第1順位	第2順位	第3順位
埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都
千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市
東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市
神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市
九都県市域内の複数の都県市	「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長（事務局）都県市又は同部会座長（事務局）都県市が指定する都県市		
九都県市全域			
九都県市域外の自治体			

※ 応援調整都県市の決定にあたっては、「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長（事務局）都県市が、表で示された都県市と協議の上で決定する。

※ 応援調整都県市で、「神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある県市を優先とする。

※ 被災地域が、「千葉市以外の千葉県」の場合は、応援調整都県市として千葉市を優先し、同じく「横浜市、川崎市及び相模原市以外の神奈川県」の場合は、横浜市、川崎市及び相模原市を優先し、「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、さいたま市を優先する

（3）20大都市への要請・21大都市相互応援

災害時における円滑な協力が得られるよう、20大都市への要請については、「21大都市相互応援に関する協定」（平成24年10月1日）に基づいて、次の事項を明らかにして、連絡担当部局を通じて行う。

札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	東京都	川崎市	横浜市
相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市
堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市

応 援 要 請 の 内 容	要請時に明らかにすべき事項
ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 ウ 救援及び救助活動に必要な車両並びに舟艇等の提供 エ 救助及び応急復旧等に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣 オ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	ア 被害の状況 イ 左記アからウまでに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等 ウ 左記エに掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員 エ 応援場所及び応援場所への経路 オ 応援の期間 カ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(4) 県内市町村への要請及び応援

県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成8年2月23日）に基づき、県内市町村長に応援要請を行う。なお、本部長（市長）は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

応 援 要 請 の 内 容	要請時に明らかにすべき事項
ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 ウ 救援及び救助活動に必要な車両、船艇等の提供 エ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 オ 被災者の一時収容のための施設の提供 カ 被災傷病者の受入れ キ 死体の火葬のための施設の提供 ク ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供 ケ ボランティアの受付及び活動調整 コ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	ア 被害の状況 イ 応援の種類 ウ 応援の具体的な内容及び必要量 エ 応援を希望する期間 オ 応援場所及び応援場所への経路 カ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 他の地方公共団体・指定公共機関等への要請

他の地方公共団体・指定地方公共機関等に応援又は応援のあっせんを求める場合は、それぞれの機関に対し、緊急対応として無線又は電話等をもって処理し、後日速やかに文書を送付することとする。

なお、要請は、次の表に掲げる事項を明らかにして行う。

他の地方公共団体・指定地方公共機関等への協力要請一覧

要請の内容	事 項	根 拠 法 令
応 援 の 要 請	ア 災害の状況及び応援のあっせんを求める理由 イ 応援を希望する機関名 ウ 応援を必要とする期間 エ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 オ 応援を必要とする場所 カ 応援を必要とする活動内容 キ その他必要な事項	災害対策基本法 第68条、第74条

要請の内容	事 項	根 拠 法 令
職員の派遣の要請	ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他参考となるべき事項	災害対策基本法 第29条、第30条、 第31条 地方自治法 第252条の17
緊急放送の要請	ア 放送要請の理由 イ 放送事項 ウ 希望する放送日時 エ その他必要な事項 ※NHK千葉放送局、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム、(株)ニッポン放送、(株)ジェイコム千葉セントラル	災害対策基本法第 57条

第3 消防機関への要請及び応援

【総合政策局危機管理部、消防局】

- 1 本部長（市長）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。
- 2 地震による同時火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生じることが見込まれる場合、本部長（市長）は、県知事を通して消防庁長官に緊急消防援助隊をはじめとする他の消防機関の派遣を要請する。なお、受援については「千葉県緊急消防援助隊受援計画」「千葉県緊急消防援助隊航空中隊受援計画」及び「千葉市緊急消防援助隊受援計画」により受入措置を行う。
- 3 市が被災しておらずかつ、他の被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

消 防 応 援 協 定 の 状 況

協定・計画	内 容
千葉県広域消防相互応援協定	千葉県下の全市町村及び一部の事務組合が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処する協定（消防組織法第39条）
千葉県消防広域応援基本計画	千葉県内市町村の地域において、大規模災害等の発生に対し地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請、応援部隊の派遣により、広域消防応援体制の確立を図る。
緊急消防援助隊基本計画	総務省消防庁において、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項を定めている（消防組織法第45条）。

「千葉県緊急消防援助隊受援計画」に定める宿営予定地

名 称	所在地
千葉ポートパーク駐車場	中央区中央港1丁目
青葉の森公園南口駐車場	中央区青葉町
千葉工業大学グラウンド	花見川区千種町
千葉県総合スポーツセンター大駐車場	稲毛区天台町
泉自然公園駐車場	若葉区野呂町
千葉市消防学校	緑区平川町
稲毛海浜公園第1駐車場	美浜区高浜7丁目

第4 自衛隊への災害派遣要請

【総合政策局危機管理部】

1 派遣要請の手続等

(1) 災害派遣の実施

ア 災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合で、市長が応急措置を実施する必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、本部長（市長）から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。

(2) 要請手続

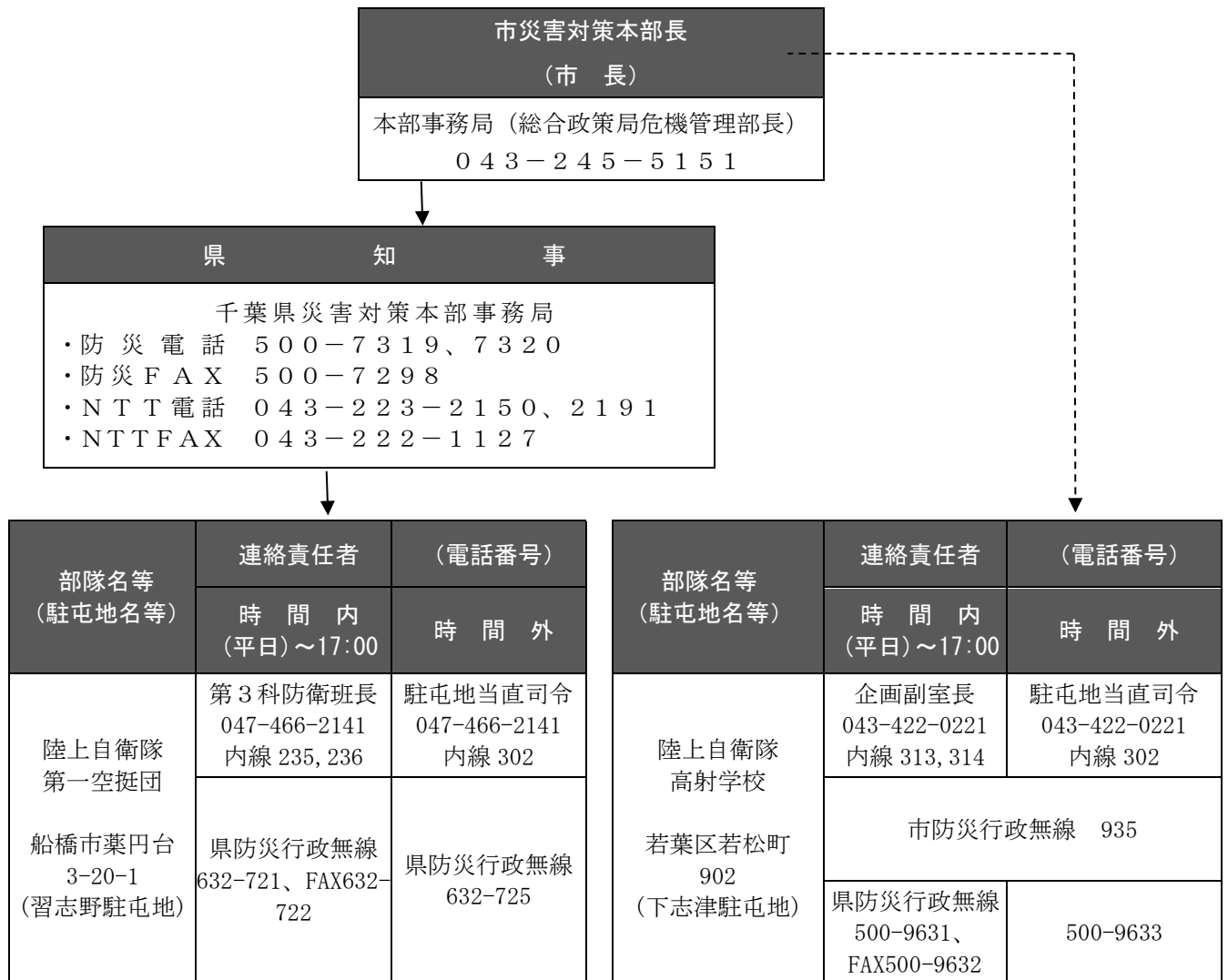
ア 本部長（市長）は、災害派遣となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣の要請を依頼しようとする場合は、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）に命じて、県（防災対策課）に次の事項を明記した文書をもって行うものとする（1部提出）。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- 連絡場所、連絡責任者及び宿泊施設の状況等参考となるべき事項

イ 緊急避難、人命救助等の場合で、事態が急迫し、県知事に要請するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要請ができないときは、直接次表により通報する。ただし、事後速やかに所定の手続きを行う。

※自衛隊派遣要請（部隊撤収）に係る県知事への依頼文（資料9-4）

自衛隊災害派遣要請



※海上自衛隊、航空自衛隊への通知も含む。

————→ アの場合
-----→ イの場合

(3) 自衛隊の自主派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

イ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

(4) 災害派遣部隊の受入体制

ア 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

本部長（市長）は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

イ 作業計画及び資材等の準備

本部長（市長）は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資器材を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め市民との連絡調整を実施する。

ウ 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

本部長（市長）は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。

(5) 災害派遣部隊の受入措置等

本部長（市長）は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたとき、又は、自衛隊が自主派遣されたときは、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）に命じて、次のとおり部隊の受入措置を行う。

災害派遣部隊の受入措置

項 目	活 動 内 容
準 備	応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画をたてるとともに、必要な資器材等の確保・調達を行う。 派遣部隊の宿泊所、車両、器材等の保管場所及びその他受入れのために必要な措置及び準備を行う。
受 入 れ	派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に責任者を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上、作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の活動拠点は、蘇我スポーツ公園、被災地近くの公共空地等とする。
県 へ の 報 告	本部事務局は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について 県防災対策課に報告する。
派 遣 部 隊 の 撤 収 要 請	派遣部隊の撤収要請は、知事が市長及び派遣部隊の長と協議して行う。 本部長（市長）は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。 ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

2 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次表のとおりとする。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。また、地方公共団体等から避難者等の駐屯地等への受入れを求められた場合、駐屯地司令等は、受入可能な範囲で避難者等を受け入れ、避難者等に対して、所要の支援を実施するものとする。なお、避難者等については、原則として地方公共団体等からの要請に基づき受け入れるものとし、避難者等を受け入れる場合、駐屯地司令等は、地方公共団体等と同職員の駐屯地等への配置、避難所等への早期移管等を調整する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県または市町村等が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機等による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 民間団体等への要請

【全局区等】

1 協力を要請する業務

災害時に業種別団体組織、町内自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、大学・高等学校奉仕団、女性団体等の民間団体等へ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。

- (1) 異常現象、危険箇所等を発見したときの災害対策本部への通報
- (2) 避難誘導、負傷者の救出・搬送等市民に対する救助・救護活動
- (3) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び輸送等の業務
- (4) 被害状況の調査補助業務
- (5) 被災地域内の秩序維持活動
- (6) 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- (7) 応急仮設住宅の建設業務
- (8) 生活必需品の調達業務
- (9) その他市が行う災害応急対策業務への応援協力

2 協力要請の方法

災害時に民間団体等へ協力を要請する方法については、主に次のとおりとする。なお、要請にあたっては、以下の事項を明らかにして行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○活動の内容 ○協力を希望する人数 ○調達を要する資器材等 ○協力を希望する地域及び期間 ○その他参考となるべき事項 |
|--|

各対策部が作業を行うため民間団体等の協力を必要とするときで、この計画に定めない場合については、本部長（市長）の指示に基づき、各対策部がその責任者に対して要請し、その要請内容を速やかに本部事務局（総合政策局危機管理部）へ報告するものとする。

3 協定締結団体等

現在、災害時の協力に関する協定を締結している団体等は、以下のとおりである。

※協定一覧（資料 2-11）

第6 海外支援の受入れ

【総合政策局危機管理部】

- 1 国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合、県及び消防機関との調整を行い、本部員会議で協議し、本部長（市長）が決定する。

2 海外のNGO（非政府組織）団体等から直接支援の申し出があった場合、次のことを確認したうえで、本部員会議で協議し、本部長（市長）が決定する。

- （1）協力の内容、期間、人員
- （2）入国上の問題点
- （3）消防機関の意向

第7 他都市に対する応援

他都市において大規模災害が発生した場合に備え、応援体制の整備を行う。

また、応援の実施にあたっては、被災自治体の状況に配慮しつつ、積極的な応援を行う。

1 応援の検討及び決定

大規模災害の発生により他都市に甚大な被害が発生し、または、被害の発生が予測される場合には、必要に応じて現地の被災状況及び応援のニーズを把握するとともに、被災自治体のニーズに合った応援内容を検討し、速やかに決定を行うものとする。

2 応援の内容

（1）救援物資の輸送

被災自治体への物資の提供にあたっては、被災自治体のニーズ及び現地の状況に応じて、本市の備蓄物資等を輸送する。

（2）職員の派遣

被災自治体への職員の派遣にあたっては、被災自治体のニーズに応じて、関係する各局区等により応援部隊を編成し派遣する。

3 応援の枠組み

（1）応急対策職員確保制度

ア 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

被災市区町村が被災都道府県に対し、応援職員が必要である旨連絡し、さらに、被災都道府県が被災地域ブロック幹事都道府県（※1）及び総務省に対し、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難である旨連絡した場合、被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣が、被災市区町村応援職員確保現地調整会議（※2）にて検討されることになる。

同会議が、被災市区町村応援職員確保調整本部（※3）に対し、被災市区町村に関する収集した情報を報告し、同調整本部にて、対口支援団体を決定する（第1段階支援）。

対口支援団体は、都道府県又は指定都市を、原則として1対1で被災市区町村に割り当てるものである。

被災地域ブロック内の支援だけでは対応が困難な場合、全国の地方公共団体による追加の応

援職員の派遣を検討し、必要であれば、実施することになる（第2段階支援）。

※1 地域ブロック幹事都道府県

- ・地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第1条に定めるブロックをいう。

千葉県は、関東ブロック（東京都、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県山梨県）に属している。

- ・地域ブロック幹事都道府県は、地域ブロック内の都道府県において年度ごとに輪番制で決められている。

※2 被災市区町村応援職員確保現地調整会議

同会議は、被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会により基本的に構成され、第1段階支援に関する調整、現地における情報収集、調整・収集した事項を被災市区町村応援職員確保調整本部に報告することを役割とする。

※3 被災市区町村応援職員確保調整本部

同本部は、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会により構成され、応援職員の派遣に関する情報の収集・共有、総括支援チーム（イ参照）派遣団体の調整・決定、対口支援団体の調整・決定を役割とする。

イ 災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）

総括支援チームとは、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

災害マネジメント総括支援員とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントについて総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者であり、災害マネジメント支援員は、それを補佐する者である。

被災市区町村応援職員確保調整本部からの派遣の依頼を受けた場合は、総括支援チーム派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣することになる。

（2）自治体間等相互応援協定に基づく応援

自治体間等相互応援協定に基づき応援を行う場合は、他の協定締結自治体の状況を勘案し、必要に応じて連携を図りながら、迅速かつ的確に被災自治体の応援を行う。

※協定一覧（資料2-11）

（3）広域避難者の受入れ

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行う。

ア 広域避難の調整手続等

（ア）県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村からの要請について協議し、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

(イ) 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は県へ他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、県からの支援を得る。

なお、他の被災都道府県から県を通して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県との調整を行い、広域避難者の受入れを行う。

イ 広域避難者への支援

市は、広域避難者に対し、公共施設、公営住宅又は民間賃貸住宅の借上げ等により、滞在施設の提供に努める。

第5節 災害救助法の適用**【総合政策局危機管理部】**

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害に際して応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

基本的な考え方	市長は、本市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、救助実施市の長として、同法の適用を決定し、同法に基づき必要な救助を実施する。 これにより、罹災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。 また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法の適用があった場合は、県域における公平な供給を確保するため、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、資源の配分が行われる。 なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、危機管理監及び区本部長（区長）が所管し、この計画に定める体制により救助活動を行う。

第1 救助の実施機関

本市は、災害救助法第2条の2に基づく救助実施市として、その権限と責任を踏まえ、国及び県との連携を図り、円滑かつ迅速に同法による救助を実施する。

第2 救助の実施者

災害救助法の適用後は、法定受託事務として、本部長（市長）が救助を実施する。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき、本部長（市長）が応急措置を実施する。

第3 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、次のとおりである。

1 災害が発生した段階の救助

- （1）避難所の設置
- （2）応急仮設住宅の供与
- （3）炊き出しその他による食品の給与
- （4）飲料水の供給
- （5）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （6）医療及び助産
- （7）被災者の救出
- （8）被災した住宅の応急修理
- （9）学用品の給与
- （10）埋葬
- （11）死体の捜索及び処理
- （12）障害物の除去

2 災害が発生するおそれがある段階の救助

避難所の設置（避難行動が困難な要配慮者を避難所に避難させるための輸送を含む。）

第4 災害救助法の適用基準

本市における災害救助法の適用基準は次のとおりである。

1 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

- (1) 住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）
- (2) 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）
- (3) 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。（法施行令第1条第1項第3号）
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであること。（法施行令第1条第1項第4号）

2 災害が発生するおそれがある段階の適用（災害救助法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、本市がその所管区域となり、市域において当該災害により被害を受けるおそれがあること。

災害救助法の適用基準

市・区	人 口 令和2年 国勢調査	1 号 適 用 (区又は市内 の被害世帯)	2 号 適 用 (県下の被害 世帯2500世帯 以上の時)
中 央 区	211,736	100	50
花見川区	177,328	100	50
稲 毛 区	160,582	100	50
若 葉 区	146,940	100	50
緑 区	129,421	100	50
美 浜 区	148,944	100	50
千 葉 市	974,951	150	75

- ※1 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害(当該市町村の被災世帯数のみで判断)をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害(都道府県一本県は2,500世帯と市町村の被災世帯数で判断)をいう。
- ※2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊(焼)世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1世帯と換算する。

第5 被害世帯の算定基準

1 被害世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

滅失住家	1世帯	=	全壊（全焼・流失）住家	1世帯
滅失住家	1世帯	=	半壊（半焼）住家	2世帯
滅失住家	1世帯	=	床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯
（注）床下浸水、一部破損は換算しない。				

2 住宅の滅失等の認定

滅失、半壊等の認定は、「被害の認定基準」によるが、住家被害については、以下の表のとおりである。

※被害の認定基準（資料6-4）

被害の区分	認 定 の 基 準
住家の全壊 全焼 流失	居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもの
住家の半壊 半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの
住家の床上浸水 土砂の堆積等	上記2項目に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。

ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

第6 災害救助法の適用手続き

- 1 本部長（市長）は、災害に際し、被害状況の調査、把握に努め、随時内閣府及び県へ情報提供する。また、内閣府及び県への被害状況等の情報提供は、次に掲げる事項について、まずは、口頭又は電話をもって実施し、後日文書により改めて処理する。

（1）災害が発生した段階の情報提供

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況

- ウ 適用を要請する理由
 - エ 適用を必要とする期間
 - オ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
 - カ その他必要な事項
- (2) 災害が発生するおそれがある段階の情報提供
- ア 避難指示等の発令状況
 - イ 事前避難に係る避難先の市町村名（広域避難の場合に限る）、避難所数、避難者数（うち、要配慮者の避難者数）
 - ウ 災害救助法による救助実施（見込含む）区域名及び実施年月日
 - エ 救助実施に係る避難先の市町村名（広域避難の場合に限る）、避難所数、避難者数（うち、要配慮者の避難者数）
 - オ その他必要事項
- 2 市域内の被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちに災害救助法の適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、各部局へ指示するとともに、内閣府及び県へ通知又は報告するものとする。
- 3 災害救助法を適用及び適用を終了したときは、速やかに公示するとともに、市ホームページ等により広報を行うものとする。

第7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

本部員及び区本部長は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助を実施する。

なお、一般基準では、救助の適切な実施が困難な場合には、本部長（市長）は、適時、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定める。

第8 災害救助法適用後の救助の実施

関係各局・区は、災害救助法に基づく救助を実施するとともに、その実施状況を本部事務局に逐次報告する。

本部事務局は、関係各局・区の協力を得て、災害救助法に関する運用（報告書類の作成等）を行う。

第6節 消防・救急救助活動等

基本的な考え方	大規模地震や大規模な市街地火災が発生したときには、災害活動のための常備組織である市の消防局が、関係機関と連携しながら、その全機能をあげて、消防・救急救助活動及び市民等の避難の安全確保にあたる。 消防局の非常災害時における組織体制の確立、消防隊及び救急隊、救助隊等の運用方法等については、別に定める「大規模地震消防対応計画」により万全を期する。 なお、石油コンビナート等特別防災区域として、政令指定された京葉臨海中部地区の特定事業所における災害の発生及び拡大防止等については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」に基づき行う。

第1 消防活動

【消防局】

1 組織

(1) 活動体制

消防局長が必要と認めた場合は、消防局に「消防対策本部」を設置し消防局長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括する。

また、各消防署に「方面指揮本部」を設置する。

(2) 活動方針

震災時には、市民の生命、身体的安全確保を基本とし出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

(3) 動員体制

市域に震度4以上の地震が発生した場合は、別に定める計画に基づき、消防力の増強を行う。

2 初期活動

震度5弱以上の地震が発生した場合、消防局及び各消防署、出張所は直ちに次の初期活動を実施する。

－初期活動のあらまし－

- (1) 消防対策本部及び方面指揮本部の設置
- (2) 防災用映像情報システムによる市内監視
- (3) ヘリコプターによる上空監視
- (4) 車両、資機材等の安全確保
- (5) 出動中の部隊の安否確認
- (6) 有線電話の通信統制及び機能確保
- (7) 全無線局の開局、通信機器の点検及び機能確保
- (8) 巡回警戒の実施

- (9) 地震情報の把握
- (10) 災害発生状況の把握
- (11) 被害状況の把握
- (12) 消防水利の状況把握
- (13) 活動隊及び資機材の増強編成
- (14) 重要防ぎょ地域の状況把握
- (15) 防災関係機関への職員の派遣（市災害対策本部等）
- (16) 庁舎の電気、ガス、水道等の確認及び出火防止措置
- (17) 自家用給油施設の安全確認

3 消火活動

部隊運用は、大規模な火災等が発生した場合を除き、分散防ぎょを原則とする。以下の基本原則に基づき、消火活動を行う。

－ 地震時消防活動の基本原則 －

- (1) 攻勢防ぎょ
火災発生件数が少なく消防力が優勢で初期において鎮圧できると判断される場合は、積極的な攻勢防ぎょ活動を展開して一挙に鎮圧する。
- (2) 重点防ぎょ
火災発生件数が多く消防力が劣勢であると判断される場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。
なお、重要かつ危険度の同程度の場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
- ア 市街地優先防ぎょ
大規模工場及び大量危険物貯蔵施設等から出火し、多くの消防力を必要とする場合は、市街地に面する部分及び人命危険の高い地域の延焼火災防ぎょを優先とし、それらを鎮圧させた後に消防力を集中して防ぎょ活動を行う。ただし、不特定多数の者を収容する高層建物等から出火した場合は、ヘリコプター、特殊車両を活用し、人命救助を優先とした防ぎょ活動にあたる。
- イ 危険地域及び重要対象物優先防ぎょ
同時多発の延焼拡大火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域及び重要対象物の防ぎょを優先する。
- ウ 避難場所及び避難路確保優先防ぎょ
火災が多発し、早期に住民の生命の危険をおよぼすことが予想される場合は、避難者の安全確保を目的とした防ぎょを優先する。
- エ 消火可能地域優先防ぎょ
重要度の同じ地域に複数の火災が発生した場合は、消火可能地域の防ぎょを優先する。
- (3) 集中防ぎょ
火災発生件数が消防力をはるかに上回り消防隊個々の火災防ぎょでは効果がないと判断される場合は、防ぎょ線を設定して集中的な防ぎょ活動を行う。
- (4) 避難地・避難路の優先確保
延焼火災が多発し、拡大し、他の原則による防ぎょ作戦の効果が全くないと判断される場合は、人命の安全を優先とした避難地・避難路確保の消防活動を避難完了の時期まで行う。
- (5) 市民の優先防ぎょ
事業所等の火災に対しては、市街地に延焼拡大のおそれがある場合に限り局部的に防ぎょし、一般市街地の火災防ぎょ活動を優先する。
ただし、高層建築物で不特定多数を収容する対象物及び地下街等から出火した場合は、特殊車両を活用し、人命の救助を目的とした消防活動を行う。
- (6) 重要対象物の優先
重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

4 消防団の活動

(1) 組織

ア 活動体制

消防局に対策本部が設置された場合は、消防団の機能を効果的に発揮させるため、消防局に「消防団対策本部」を設置し、消防団長が消防団対策本部長となり、常備消防と連携して震災時における消防団活動の全般を指揮統制する。

また、各消防署内に「消防団対策方面本部」を設置する。

イ 活動方針

消防団は地域防災の中核として常備消防との連携体制を確保し、安全に対する配慮と確認を行いながら、地域住民の安全確保を最優先に活動を実施する。

ウ 動員体制

市域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、消防団員は参集計画に基づき直ちに所定の場所に参集する。

(2) 活動

ア 初期活動

活動体制は分団単位の活動を原則とし、地域密着性・動員力及び即時対応力の機能を最大限に発揮し、被害状況の把握と出火防止広報を行うとともに、初期消火活動にあたる。

各分団は、消防団対策本部長からの命ある場合を除き、管轄区域内の活動を原則とする。

イ 情報収集及び伝達

全無線を開局し通信機器の機能点検を行い、通信体制を確保する。

情報の収集・伝達は、火災の発生や規模及び延焼拡大等、住民の安全確保を脅かす事案を最優先に即時報告の措置を行う。

ウ 消火、救急救助活動

消火活動は、「地震時消防活動の基本原則」に基づき、単独若しくは消防隊と協力して行う。

救急救助活動は、火災の緩急度を考慮して、自主防災組織等の地域コミュニティ連携による迅速かつ効果的な救出救護体制の確立を図るものとする。

(3) 情報の収集

火災発見が困難な地区の出火の発見通報、道路障害の状況、特異救助事象の収集と報告及び消防団本部あるいは分団からの指示命令の伝達を行う。

(4) 救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。その他「第2 救急救助活動」による。

(5) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

第2 救急救助活動

【保健福祉局、消防局、消防団】

基本的な考え方	地震災害時の救急救助活動は、火災の緩急度合いを考慮して、消防局が現有資機（器）材を有効に活用し行う。 ただし、同時多発的に多数の要救急救助者が発生した場合には、全市的に救急隊、救助隊の統括運用を行い、必要に応じて、警察署その他の関係防災機関と連携して、迅速かつ効果的な救急救助対策を実施する。 なお、消防局及び警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針により、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

1 消防部の救急救助活動

(1) 活動体制

救急救助活動は、傷病者の迅速な救出救護に向け、保有資機材を有効に活用し総力をもってこれにあたるものとする。

多数傷病者発生時においては、緊急消防援助隊の応援部隊及び自衛隊、警察及び防災関係機関と連携し、救出救護体制の確立を図るものとする。

(2) 活動及び出動の原則

救急救助活動は、消防局救急業務規程等関係規程に基づき行うが、そのほか次による。

ア 救急活動は、救命を主眼とし、傷病者の観察及び必要な応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

イ 救助活動は、生存者救出を最優先とし、消防団、事業所防災組織・自主防災組織等に協力を求めて救出を行う。

ウ 救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。

エ 傷病者の救急搬送は、救命を必要とする者を最優先とするとともに、CWAP[※]の原則に基づく医療提供を行えるよう保健福祉部・医療チームと連携を図り医療機関に搬送する。

※CWAP 大規模・広域災害時の搬送順位を示す目安。

children, women, aged people, patients/poor を示している。

オ 傷病者の救急搬送にあたっては、軽症群の傷病者の割り込みにより救急車が占有されることのないよう毅然たる態度で活動する。

なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。

カ 現場救護所は、多数傷病者が発生した場合など、災害の状況等を判断し、公園などの安全かつ活動容易な場所に設置する。

キ 救護所等から後方医療施設への移送については、被災状況の推移を勘案して自衛隊、DMAT（災害派遣医療チーム）、ドクターヘリ等との協力により、広域的な搬送体制を確立する。

ク 救護能力が不足する場合、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にした活動を行う。

2 警察署の任務

(1) 救出・救護班の派遣

各警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救護に努める。

(2) 措置要領

ア 救出・救護活動にあたっては、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興業場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。

イ 救出・救護活動にあたっては、保有する装備資器材のほか、あらゆる資材を活用し、迅速な措置を講じる。

ウ 救出・救護活動にあたっては、県、市、消防局（署）、日本赤十字社千葉県支部等関係機関と積極的に協力し、警察の組織、機能をあげて、負傷者等の救出・救護に万全を期する。

エ 救出した負傷者は、応急措置を施したのち、救急隊、救護班等に引継ぐか、又は警察車両及びヘリコプターを使用し、速やかに医療機関に収容する。

3 救助救急資機材の調達

(1) 初期活動における装備資機材の運用は、それぞれが保有するものを活用する。

(2) 装備資機材等に不足が生じた場合は、その他の機関が保有するもの又は民間業者から借入等を図る。

第3 危険物・有毒物対策

【消防局、警察署、保健福祉局、環境局、海上保安部、施設責任者】

基本的な考え方	高圧ガス（可燃性ガス及び毒性ガス）、石油類及び毒物・劇物に関しそれらを保管する事業所等に災害が発生したとき、又は火災、水災、震災等により危険な状態が生じたとき、これらの危険を防除するための施設の責任者及び各関係機関の行うべき応急措置について、そのあらましを以下にあげている。 なお、石油コンビナート等特別防災区域として政令指定された、京葉臨海中部地区の特定事業所における災害の発生及び拡大防止等については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」に基づき行う。

1 高圧ガス（保管施設）

— 応急対策（施設の責任者） —	
(1) 緊急通報	高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。
(2) 災害対策本部等の設置	高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。
(3) 応急措置の実施	防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。
(4) 防災資機材の調達	防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

(5) 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

— 応急対策（消防部及び警察） —

(1) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(3) 防災資機材の調達

ア 消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

イ 消防機関及び海上保安庁は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(4) 被害の拡大防止措置及び避難

ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

イ 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

(5) 原因の究明

消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

2 石油类等危険物（保管施設）

— 応急対策（施設の責任者） —

災害発生と同時に、次の措置をとる。

(1) 通報体制

ア 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

イ 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

(2) 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

(3) 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

— 応急対策（市関係機関） —

災害の規模、態様に応じ、県及び市町村の地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

(1) 災害情報の情報収集及び報告

消防局は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を適切に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の通報を行い、被害状況に応じて逐次中間報告を行う。

(2) 救急医療

当該事業所、消防局、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

県警察、海上保安庁その他関係機関はこれに協力する。

(3) 消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

(4) 避難

市は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

(5) 交通対策

道路管理者、県警察、海上保安庁は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地並びに海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

(6) 原因の究明

消防機関は、災害の発生原因の究明に当たる。

3 火薬類（保管施設）

— 応急対策（施設の責任者） —

- (1) 緊急通報
火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。
- (2) 災害対策本部等の設置
火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。
- (3) 応急措置の実施
防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

— 応急対策（市関係機関） —

- (1) 緊急通報
通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。
- (2) 応急措置の実施
防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。
- (3) 被害の拡大防止措置及び避難
ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
イ 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。
- (4) 原因の究明
消防局は、災害の発生原因の究明に当たる。

4 毒物・劇物（保管施設）

— 応急対策（施設の責任者） —

- (1) 発火源の除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏出防止及び除毒措置等の安全措置を講じるとともに、警察及び消防機関等へ直ちに通報する。
- (2) 上記の措置を講じることができないときは、又は必要と認めたときは、従業員及び付近の住民に避難するよう警告する。
- (3) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量並びに保有位置等について報告する。

— 応急対策（市関係機関） —

- (1) 緊急通報
消防局は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。
- (2) 被害の拡大防止
消防局は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。
- (3) 救急医療
消防局等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。
- (4) 水源汚染防止
環境局、保健福祉局は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。
- (5) 避難
市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の勧告・指示を行う。

5 危険物等輸送車両等

—応急対策（消防部）—

- （1）事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- （2）必要に応じ、市民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- （3）危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

—応急対策（警察署）—

- （1）警察署は、輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

—応急対策（JR貨物）—

- （1）危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領（危険品貨物応急措置便覧）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに消防、警察等の関係機関へ通報する。

—応急対策（海上保安部）—

関係事業所の管理者及び船主、代理店などに対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう命令若しくは勧告を行う。

- （1）危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- （2）危険物の海上への流出防止措置と応急対策
- （3）港内における危険物積載船舶には、移動命令又は航行の制限若しくは禁止

第7節 警備・交通対策

【千葉県警察本部及び警察署、千葉海上保安部、県千葉港湾事務所、道路管理者】

第1 災害時の警備

対策の あらまし	発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。 このため、市民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。 また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。 以下には、県地域防災計画に定められた「千葉県警察災害警備実施計画」に関する計画のあらましを示している。

1 災害警備**(1) 基本方針**

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たるものとする。

(2) 警備体制

警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 署連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、又は東海地震に関連する調査情報が発表された場合等

イ 署対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合

ウ 署災害警備本部

大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等

(3) 災害警備活動要領**ア 要員の参集及び招集****イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達****ウ 装備資機材の運用****エ 通信の確保****オ 負傷者の救出及び救護****カ 避難誘導及び避難地区の警戒****キ 警戒線の設定****ク 災害の拡大防止と二次災害の防止****ケ 報道発表**

- コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- サ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- セ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

第2 道路の交通規制

対策の あらまし	道路管理者は必要に応じ交通規制を行う。また、各警察署長は、災害の発生に伴い、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、主要交差点や自動車専用道路の出入口等に警察官を配備し、必要な交通規制を実施することになっている。 一方、市本部長（市長）又は区本部長（区長）は、避難の勧告又は指示を行うなど、その必要があると認める場合は、直ちに各警察署長に連絡し交通規制の実施を要請し安全避難の確保に万全を期す。 以下には、県地域防災計画に定められた「交通規制計画」に関する計画のあらましを示している。

1 道路管理者の交通規制

道路管理者は、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、交通を禁止し又は制限（重量制限を含む）する。

市の管理する道路において、道路管理者たる市は、協定を締結するなどして連携体制を構築した警備会社等に対し、交通規制の対応を要請することを検討する。

2 交通規制計画

警察は、大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに交通規制にかかる区域又は区間等の内容を交通情報板等の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て広く周知に努める。

（1）公安委員会の交通規制

- ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。
- イ 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

(2) 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

(3) 警察官の交通規制

警察官は、道路の損壊、交通事故の発生その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

3 交通規制の指針（警察本部）

(1) 交通規制の対象となる道路は、主として「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。

※緊急輸送道路一覧表（資料9-3）

(2) 前記1（2）イの緊急交通路の確保は、高速自動車国道、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。

(3) 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応対策活動を図るため、原則として、被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。

(4) 緊急交通路を確保するため、高速自動車国道及び自動車専用道路においてはインターチェンジ等からの流入を禁止するとともに、幹線道路においては必要により交通検問を設置する。

(5) 直下型地震に対する交通規制計画

京葉東葛地域及び南房総地域における直下型地震が発生した場合の交通規制は、次により行う。

※千葉県京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画（資料9-7）

(6) 交通規制を実施するときは、道路法、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行う。

4 交通情報の収集及び提供（警察本部）

(1) 交通情報の収集は、航空機、自動二輪車その他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。

なお、県警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

(2) 交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行うとともに、ホームページなど、インターネットを通じ広く周知するものとする。

5 災害発生時における運転者のとるべき措置

災害発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。
 - ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。
 - イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (2) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。
 - ア 車両を道路外の場所に置くこと。
 - イ 道路外に置く場所がない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。
 - ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

第3 放置車両対策

1 警察官

警察官は、災害対策基本法第76条の3の規定により、通行禁止区域等（本節第2「1 交通規制計画」（1）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

2 自衛官及び消防吏員

- (1) 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記（1）の職務の執行について行うことができる。
- (2) 自衛官等は、前項の命令をし、又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

※自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書（資料9-5）

3 道路管理者

道路管理者は、災害対策基本法第76条の6の規定により、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通

行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置を命ずることができる。

また、運転者が不在の場合などにおいて、道路管理者は、自ら車両を移動することができるとともに、当該措置をとるため、やむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる（その際、道路管理者は、通常生ずべき損失を補償しなければならない。）。

第4 緊急通行車両の対策

1 緊急通行車両の確認

- (1) 車両の使用人は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。
- (2) 前記（1）により確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用人に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。
- (3) 前記（2）により交付を受けた標章は、当該車両の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。
- (4) 届出に関する手続きは、別に定める。

2 緊急通行車両の事前届出・確認

- (1) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかの審査を行う。
- (2) 公安委員会は、前記（1）により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。
- (3) 届出済証の交付を受けた車両については、県警察本部、高速道路交通警察隊、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記1（1）の確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記1（2）の標章及び確認証明書を交付する。
- (4) 事前届出・確認に関する手続きは、別に定める。

※緊急通行車両等及び規制除外車両の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱の要旨（資料9-8）

※緊急通行車両等及び規制除外車両の確認及び事務手続き等（資料9-9）

3 規制除外車両の確認等

- (1) 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

(2) 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記1を準用する。

(3) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両のうち、以下の車両については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。なお、事前届出・確認は、前記2を準用する。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

4 緊急輸送（参考）

災害発生時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、県では、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めている。

(1) 緊急輸送道路

機能別に次の3種類に分類される。

ア 第1次緊急路線

高速道路、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路であり、市・区庁舎と空港及び千葉港（千葉中央地区、葛南中央地区、葛南東部地区）、木更津港（木更津南部地区、富津地区）、館山港へ通じる道路

イ 第2次緊急路線

第1次緊急路線と市町村役場、主要な防災拠点を相互に連絡する幹線的な道路

ウ 第3次緊急路線

第2次路線と主要な防災拠点除くその他の防災拠点を連絡する道路

(2) 港湾

千葉港（千葉中央地区、千葉出洲地区、葛南東部地区）

木更津港（富津地区）

館山港（宮城地区）

(3) 漁港

銚子漁港、大原漁港、勝浦漁港、鴨川漁港

(4) 飛行場等

ア 空港

成田国際空港

イ 自衛隊駐屯地及び基地

陸上自衛隊…習志野駐屯地、下志津駐屯地、木更津駐屯地、松戸駐屯地

海上自衛隊…下総航空基地、館山航空基地

航空自衛隊…木更津第一補給処

ウ 臨時離発着場

千葉県西部防災センター、千葉市消防ヘリポート、千葉県スポーツセンター

幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、館山運動公園、富津公園

(5) 江戸川緊急用船着場

市川緊急用船着場、松戸緊急用船着場

※緊急用船着場とは、大規模災害時に河川管理施設災害の復旧資機材や救援物資等を江戸川等の河川を通じて搬入、荷揚げするための施設であり、緊急河川敷道路と連携して機能する。

河川敷道路については（平成23年4月1日現在）完成には至っていないが、一部通行可能である。

第8節 避難対策

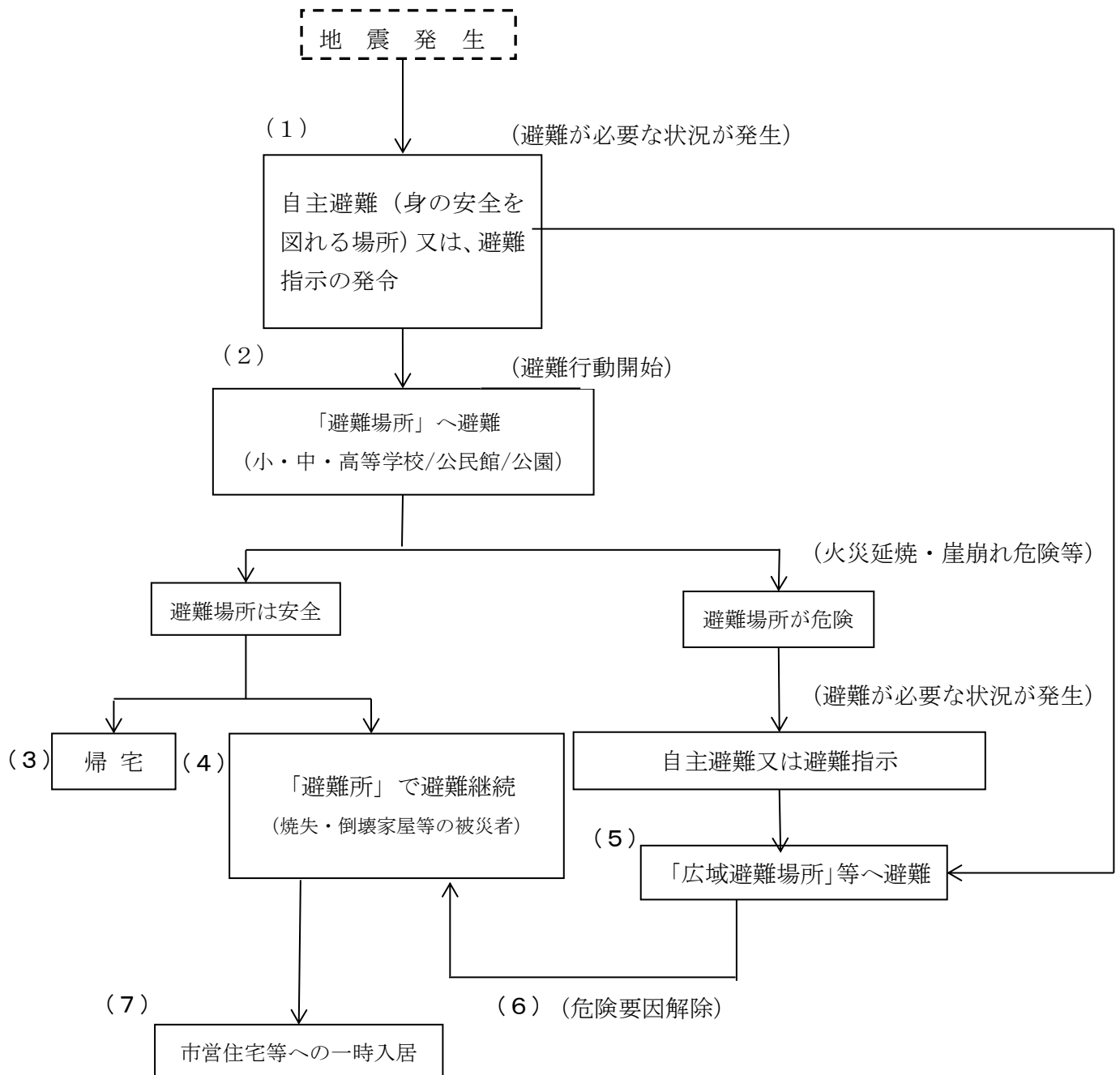
第1 避難方法

【総合政策局危機管理部】

1 地震時の避難方法

地震発生時の避難方法は、以下の図のとおりとする。

なお、避難路は指定せず、安全な避難路を任意に選ぶ避難方法とする。



(1) 自主避難又は避難指示の発令

地震発生後、火災や崖崩れ等の危険が迫り、市民の自主判断で避難（公園・空地等身の安全を図れる場所）が必要な状況が発生したり、避難指示が発令され、避難行動が開始される。避難行動は、町内自治会や、自主防災会ごとに一団となって避難することを原則とする。

(2) 「避難場所・避難所」等への避難

避難行動を開始した市民は、市立小・中・高等学校や公民館、公園等の避難場所等へ、危険回避のために一時避難を行う。

なお、市が避難場所等に指定していない公園等についても、市指定の避難場所等へ避難する前に、一時的に身の安全を図る場所として活用するものとする。

また、市民は自らの避難生活に最低限必要な物資（食料、飲料水、常備薬、着替え、携帯電話の充電器等）や避難をする際に必要な物資（ヘルメット、ヘッドライト、軍手等）、避難所での感染症拡大を防止するための物資（マスク、消毒液等）を平時から「非常用持ち出し袋」として自宅に備えておき、避難時にはそれらを持って避難する。

(3) 避難者の帰宅

一時的に避難した市民のうち、火災の危険が去る等、地域や自宅等の危険が去り、自宅の被害が免れた、あるいは被害が軽微な市民は、それぞれの自宅に帰宅する。

(4) 「避難所」で被災者収容

地震発生後、火災延焼等の危険性がなく安全が確保された場合、焼失や倒壊等により自宅に帰れなくなった被災者等を「避難所」で収容する。

(5) 「広域避難場所」等へ避難

地震発生後、火災延焼等により当該避難場所が危険な状況になり、避難指示が出された場合、事前に定められている「広域避難場所」へ避難を行うこととなる。

(6) 「広域避難場所」から「避難所」へ移動し避難者を収容

広域避難場所は、比較的大きな公園等の屋外空間であることから、危険要因が去った後、安全性が確保された避難所へ最終避難する。

(7) 市営住宅等への一時入居

自宅が被害を受けたことで、自宅での生活が困難な被災者や土砂災害等により避難指示を受けている地域の住民は、市営住宅や県が借り上げる民間賃貸住宅へ一時入居することが出来る。

供給が不足するおそれがある場合は、本部長（市長）は、県知事へ応急仮設住宅の建設を要請する。

第2 来訪者・入所者等の避難

【施設所管局区等、施設管理者、警察署】

対策のあらまし	本部長（市長）が行う避難指示は、災害の切迫により危険となった地域内に滞在するすべての人に対して伝達され、安全な地域への迅速な避難行動として実現されてはじめて、その目的が達成されたことになる。市公共施設やデパート・イベント施設・公営競技場など不特定多数の人が利用する公共的施設における避難対策については、市長の避難指示を受けた各施設の管理者が所定の計画に基づき行い、各施設における避難行動に関し、各施設の所管部を通じて、その完了の有無を確認することで各施設の来訪者・入所者等の安全確保を図るとともに、「災害時の広報活動」における「安心情報」のデータ源としての活用を図る。

1 避難計画の策定

市の公共施設及び災害対策基本法に基づく「防災上重要な施設」とすべき施設の管理者は、来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画を策定するものとする。特に、自衛消防組織を有する施設においては、自衛消防組織の活動内容に来訪者・入所者の避難計画を確立しておくこととする。

また、その他多数の従業員・来訪者が勤務若しくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は施設内における従業員、来訪者の安全な避難対策を講じるように努める。

2 避難の完了報告

大規模な災害が発生し避難指示が発令されたとき、若しくは自主的に各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は、以下のとおり、市本部へ避難の完了報告を行う。

（1）市の施設

各施設の管理者は、下図のとおり、所管部（局）又は区本部を通じて、本部へ避難の完了を報告する。

なお、連絡の方法は、総合防災情報システム、一般加入電話、FAX、PHS、携帯電話、電子メール、地域防災無線又は伝令による。

（2）市以外の施設、事業所等

市以外の施設、事業所等の管理者は、下図のとおり、市の関係部・課又は区本部へ報告する。

保健福祉部（保健福祉局）及びこども未来部（こども未来局）は、市立施設とあわせて、県立、私立の福祉施設分を集約し、本部事務局（総合政策局危機管理部）へ報告する。

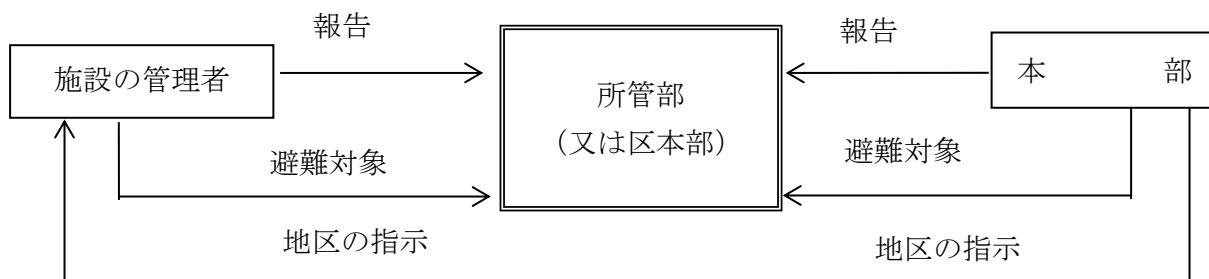
経済農政部（経済農政局）は、市内の事業所、工場その他の施設の状況を集約し、本部事務局（総合政策局危機管理部）へ報告する。なお、有線電話が使用できない場合の措置について、伝令による最寄りの市内防災関係機関への通報等あらかじめ周知徹底しておく。

○本部からの避難指示の場合

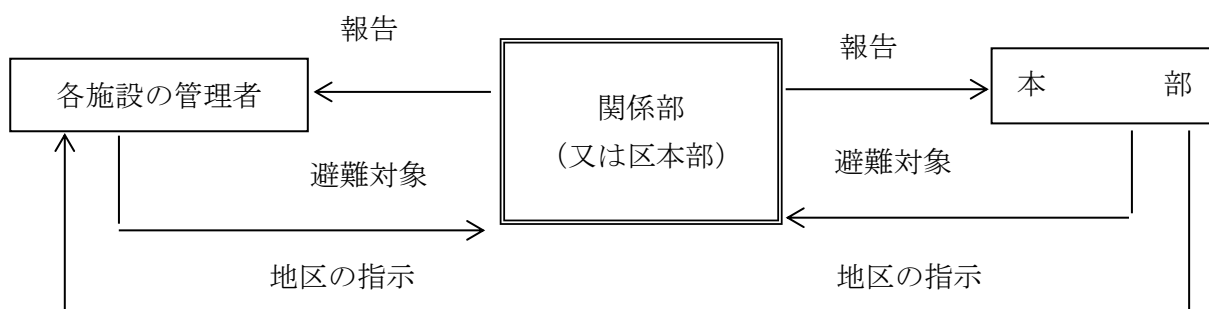
【市の施設】

避難の完了
被害の状況
措置の概要

避難の状況
個別被害状況の集約結果
措置の概要



【市以外の施設】

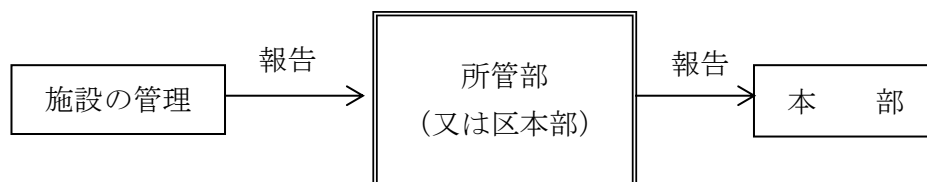


○市民の自主的な避難の場合

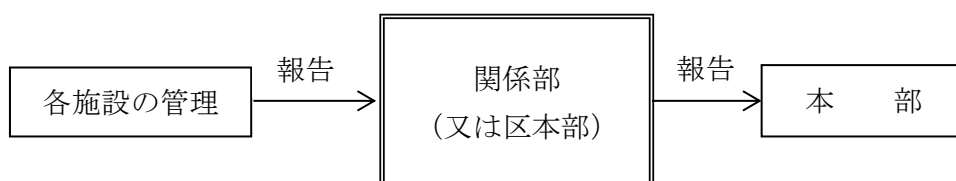
【市の施設】

避難の完了
被害の状況
措置の概要

避難の状況
個別被害状況の集約結果
措置の概要



【市以外の施設】



第3 警戒区域の設定

【総合政策局危機管理部、各区】

1 市長は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を次の要領で設定する。

(1) 市長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官、海上保安官、又は自衛官は、前記の市職員が現場にいない場合又はこれらの者から要請があった場合は、この職権を行うことができる。

この場合、事後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、市・区及び防災関係機関が連携して実施する。

第4 避難指示

【総合政策局危機管理部、各区】

1 実施責任者

機関の名称	避難指示を行う要件	根拠法規
市長 (本部長)	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、避難指示を行う。	災害対策基本法第60条
警察官 及び 海上保安官	(1) 市長から要請があったとき (2) 市長が避難指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき (3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、避難指示が急を要するとき	(1)(2) 災害対策基本法第61条 (3) 警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条
県知事 及び その命を受けた職員、 水防管理者	(1) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき立退きの避難指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。 (2) 洪水・高潮の氾濫・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に対して避難指示を実施	災害対策基本法第60条 水防法(昭和24年法律第193号)第29条 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条
消防吏員	消防局長又は消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認めるとき	消防法(昭和23年法律第186号)第23条の2
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害により危険な状態が生じた場合で、警察官がその場にいないとき	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条

※ 「避難指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、居住者等を避難のため立退かせるためのものである。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合は、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとし、避難場所への避難がかえって危険であると判断できる場合は、必要となる地域の住民に対し、待避・垂直移動の指示を行う。また、避難指示等の発令にあたっては、専門的・技術的知見を持つ、国(銚子地方気象台等)の機関や県に助言を求めるなど連携を図る。

2 避難指示を行う場合

避難指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律により定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長（本部長）を中心として、相互に連携を取り実施する。

また、原則として、避難を必要とする事態の最終的判断は、区長（区本部長）、消防局長及び警察署長からの要請も踏まえて、市長（本部長）が行う。

なお、市民の生命、身体に危険が切迫し、市長（本部長）が行う避難指示等を待ついとまらない場合、区長（区本部長）が補助機関として避難指示等を行うことができる。

この場合、実施後直ちに市長に通知するものとする。

災害の状況により様々な場合が想定されるが、避難指示を伝達すべき対象地域の範囲を踏まえる観点から、局地的な災害による地域を限定した避難を要する場合と同時多発的な火災発生等で広域的な避難を要する場合の2つを想定する。なお、津波災害に対する避難指示等の判断基準は本章第9節「津波避難計画」に定めるとおりとする。

（1）局地的な災害による場合

－ 地域を限定した避難指示 －

- ア 河川の上流が地震被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- イ 火災が拡大するおそれがあるとき。
- ウ 爆発のおそれがあるとき。
- エ ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。
- オ 地すべり、がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき。
- カ 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- キ その他市民の生命を守るため必要と認められるとき。

（2）広域的な災害による場合

－ 広域的な避難指示発令 －

- ア 延焼火災が拡大し、又は拡大するおそれがあるとき。
- イ ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき。
- ウ 県本部長から避難についての勧告又は指示の要請があったとき。
- エ その他市民の生命を守るため必要と認められるとき。

3 避難指示の対象者

避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

4 避難指示の内容

避難指示は、次のことを明らかにして行う。

－ 避難指示の内容 －

- (1) 避難対象地域（町丁名、施設名等）
- (2) 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- (3) 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- (4) 避難経路
- (5) その他（避難行動時の最少携帯品、避難行動要支援者の優先避難・介助の呼びかけ等）

5 避難指示の伝達等

(1) 関係地域内住民等への伝達

避難指示を行ったときは、防災行政無線、ちばし安全・安心メール、ちばし災害緊急速報メール等の多様なメディアのほか、広報車、サイレン等により伝達するとともに、報道機関等の協力を得るなど関係地域内のすべての人に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。

なお、状況によっては、消防団員等により関係地域に個別に伝達を行うものとする。

その他、第3節「災害時の広報」による。

なお、避難措置解除の連絡は、防災行政無線、ちばし安全・安心メール、広報車、報道機関等への協力要請、職員による看板ポスター等の掲示等により行うものとする。

(2) 隣接市関係機関への通報

本部長（市長）が避難指示を行ったとき、又は警察官等から避難指示を行った旨の通報を受けたとき、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）は、次の要領により必要に応じて関係機関等へ連絡するものとする。

ア 隣接市（防災担当）

市民が避難のため隣接市内の施設を利用する場合が想定される。

また、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市に対しても連絡しておくものとする。

イ 国・県の関係機関

自衛隊及び海上保安部、各警察署、その他の県関係機関に連絡し、協力を要請する。

また、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報・連絡する。

ウ 学校施設等の管理者

教育長を通じて、避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し、連絡し協力を要請する。

(3) 県への報告

本部事務局長（総合政策局危機管理部長）は、避難措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県に報告する。

－ 記録事項及び県等への報告事項 －

- ア 発令者
- イ 発令の理由及び発令日時
- ウ 避難の対象区域
- エ 避難地
- オ その他必要な事項

第5 避難の誘導

【各区、消防局、消防団、警察署、施設管理者、町内自治会、自主防災組織等】

1 避難の誘導を行う者

(1) 一般的な場合

- ア 避難誘導にあたって、市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。
- イ 本部長（市長）は、区本部長（区長）に対して必要と認める避難所等に市職員を派遣し、避難収容者の整理及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせる。
- ウ 地域内から避難所等までの避難誘導は、市職員、消防団員、町内自治会、自主防災組織及び現場の警察官等が行い、誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

(2) 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育所（園）、事業所、百貨店等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

ただし、学校、幼稚園、保育所（園）、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等については、災害の規模、態様により必要と認められるときは、市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。

(3) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講じる。

2 避難の誘導

(1) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとするが、平常時より、おおよそ次のようなものを非常用袋に用意しておくよう啓発に努める。

なお、自動車による避難及び家財の持出し等は、危険なので中止させる。

- ア 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- イ 1人2食分位の食料と2～3リットルの飲料水、タオル、マスク、消毒液、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- ウ 服装は、軽装とし素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具
- エ 貴重品以外の荷物は携行しないこと。

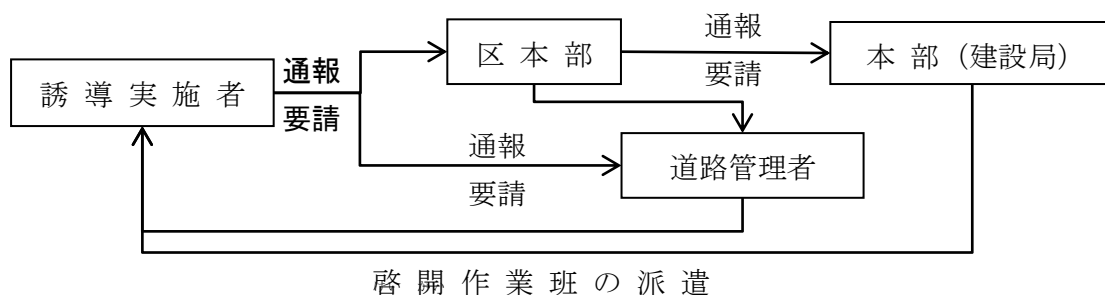
(2) 避難の誘導方法

- ア 避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて、混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するためにおおよそ次のような方法をとることとする。

－ 避難の誘導時に留意する事項 －

- (1) 避難の誘導は、病人、高齢者、幼児、心身障害者その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できるかぎり早めに避難させるよう努める。
- (2) 避難経路は、本部長又は区本部長から特に指示がない時は、避難の誘導にあたる者が指定するように努める。
 なお、避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックのおこるおそれ等のない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。
- (3) 選定した避難路に土砂災害等の重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、建設局に対して、避難路の啓開（けいかい切り開き）等を要請する。

《道路の啓開（切り開き）等の要請の流れ》



イ 避難行動要支援者等に対する避難支援

避難行動要支援者等に対する避難支援については、本章第14節「要配慮者の対策」「第1在宅の要配慮者の対策」「2 避難支援等の留意事項」に掲げる事項に留意して行うものとする。

第6 避難路及び避難場所の安全確保

【消防局、警察署】

1 消防局の任務

消防局は、避難指示が出された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、きょうりょう橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる避難場所・避難所及び避難路を本部長（市長）、区本部長（区長）及び警察署に通報する。

また、市民の避難が開始された場合には、ヘリコプター、車両、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して市民の誘導・避難指示の伝達の徹底にあたるよう要請する。

なお、避難指示の発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの間、避難場所・避難所及び避難路の安全確保に努めるとともに、広域避難場所周辺からの延焼防止及び飛び火等による広域避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行う。

2 各警察署の任務

各警察署は、避難指示が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置する。避難誘導員は夜間時の照明資材の活用等をはじめとして安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を期する。

また、避難場所、広域避難場所及び避難所には、所要の警戒員を配置し、関係機関の職員と密接に連絡をとりながら、避難者の保護及び避難場所等の秩序保持に努める。

※避難場所・避難所一覧表（資料 7-1）

※広域避難場所一覧表（資料 7-2）

第7 避難所の開設

【各区、施設所管局区等、施設管理者、町内自治会、避難所運営委員会等】

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、市職員が開設する場合は、「避難所開設・運営マニュアル例」等に基づき、また、地域による「避難所運営委員会」が設立されている避難所は、当該運営委員会が作成した「避難所開設・運営マニュアル例」等に基づき市民が、開設し収容保護する。なお、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。また、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性やLGBT等（性的少数者）への配慮及びペット対策等についても適切に対応するよう努めるものとする。

さらに、市に災害救助法を適用した場合は、千葉県災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助（避難所の設置）を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。

また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。

※避難所開設・運営マニュアル例（資料 7-4）

1 施設管理者による施設の安全確認

避難所に指定されている施設の管理者は、震度5強以上の地震が発生した場合は、施設の安全性（被害程度）について確認し、市（施設所管課）及び区本部長に報告する。安全点検は施設管理者や最も早く避難所に到着した担当職員、または最初に避難所に入ろうとする者が順次行う。

2 避難所の開設

避難所の開設場所は、あらかじめ指定する避難所の中から、本部長（市長）又は区本部長（区

長)が被害の状況に応じて決めるが、必要に応じて、避難所に指定していない公共施設や、公園等の屋外空間であっても、天幕等の設営によって避難所として開設できるものとする。

3 開設の担当者

開設の実務については、区本部長(区長)がそれぞれの施設に複数の職員を派遣して担当させる。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者・勤務職員や避難所担当職員等が実施する。

4 開設時の留意事項

(1) 開設

避難所の開設は、原則として、本部長(市長)又は区本部長(区長)の指示により行う。

ただし、夜間等に発生するなど突発的な災害の場合には、本部長(市長)又は区本部長(区長)からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、各施設の管理責任者・勤務職員や直近要員(自主参集)等が施設入口(門)の開錠をし、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。

特に、既に避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、体育館や大会議室など広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱の防止に努める。

また、市は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外に仮設のテント等を設置し対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、被災地以外にあるものも含め、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性(洪水・津波・土砂災害)には、特に注意する。

(2) 受入れスペースの指定

受入れスペースの指定にあたっては、避難した市民による自主的な運営ができるよう配慮する。

(3) 報告

避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに区本部長(区長)に対して、総合防災情報システム、電話、FAX、地域防災無線又はCHAINS等によりその旨を報告する。

区本部長(区長)は、避難所の開設を確認後、区被災者支援班による広報活動を実施させるとともに、本部事務局長(総合政策局危機管理部長)に対して、市民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

本部事務局長(総合政策局危機管理部長)は、消防部長(消防局長)及び県知事並びに警察署等関係機関に対して、開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次のとおりとする。

- | |
|--|
| <p>－ 県等へ連絡すべき事項 －</p> <p>ア 避難所開設の日時、場所、施設名</p> <p>イ 収容状況及び収容人員</p> <p>ウ 開設期間の見込み</p> |
|--|

(4) 所内事務所の開設

上記の措置をとった後、避難所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置しておく。また、事務所には避難所の運営に必要な用品（避難者カード、消耗品受け払い簿等の様式、事務用品等）を準備しておく。

第8 避難所の運営

【各区、施設所管局区等、施設管理者、警察署、町内自治会、避難所運営委員会等】

市職員が開設する場合は、「避難所開設・運営マニュアル例」等に基づき開設し、また、地域による「避難所運営委員会」が設立されている避難所は、当該運営委員会が作成した「避難所開設・運営マニュアル例」等に基づき運営委員会が開設し、運営する。

1 運営の主体等

(1) 運営の主体

避難所の運営は、避難所運営委員会が主体となり行う。

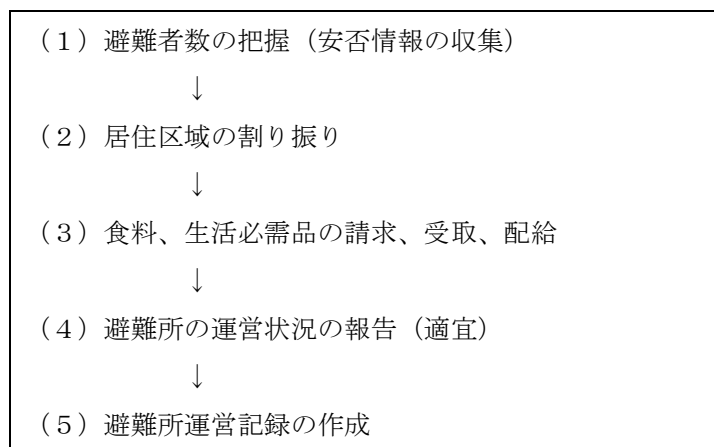
なお、避難所運営委員会が設立されていない避難所においては、区本部長（区長）が派遣する職員と施設管理者が、避難者と協力して開設当初の運営を行い、避難所運営が中長期に及ぶ場合は、避難者を中心として構成する避難所運営委員会を立ち上げるなど、避難者が主体となり運営を行う。

(2) 避難所の運営方針の決定

避難所の設置、統合、閉鎖等の避難所の運営に関わる重要な方針は、市本部（区本部）が、避難所運営委員会と協議の上、決定する。

2 運営の手順

避難所運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。



3 運営上の留意事項

(1) 被災者の移送等

ア 被災者の他区・他市町村への移送

区本部長（区長）は、被害が甚大なため、区内の避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、本部長（市長）にその旨を報告し、他区の避難所への移送を要請する。

また、本部長（市長）は、市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、非被害地若しくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。その他県の計画の定めるところによる。

イ 他区・他市町村からの被災者の受入れ協力

区本部長（区長）は、本部長（市長）より他区からの被災者を受入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じる。

また、本部長（市長）は、県知事より他市町村からの被災者を受入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行う。

ウ 入浴施設の確保対策

災害時等において避難所の生活が長期に及んだ場合や水道・ガス等の供給停止が長期に及んだ場合には、必要に応じ一般公衆浴場やシャワー等の設備を備えたスポーツ施設等及び自衛隊と協力し、関係機関と連携のもと市民の入浴機会を確保するための対策を講じる。

(2) 学校の避難所対応

ア 教育長の基本的対応

教育部長（教育長）は、学校の開設、施設設備の補修・調達、教育課程の正常な運営等を第一義とし、避難所の運営等については区本部から派遣された責任者と連絡・調整を図りながら行う。

イ 児童生徒の在校時の基本的対応

児童生徒の在校時の初動体制としては、幼児・児童生徒の安全な避難誘導・掌握、安全確保、保護者への連絡・引き渡し、人的・物的な被害状況の把握、及び報告等の業務を行う。

初動以後においても、学校開設に向けての施設・設備の整備に対する対応、児童生徒の状況の把握、一日でも早く正常な教育課程を実施するための物的・人的対応及び児童生徒の心のケア等に関する対応を第一義とする。

ウ 児童生徒が在籍していないときの基本的対応

児童生徒が在籍していない場合（放課後、休日、祝日等）の初動体制としても、児童生徒及び職員の安否・所在確認、施設・設備の被害状況の把握と報告、また、登校か休校か等の判断と連絡等に関する業務を行う。

初期以後においても、イの項と同じ対応をとることを第一義とする。

エ 教職員の避難所対応

児童生徒の在籍時、在籍していないときにかかわらず、学校が避難所として開設される場合に備え、初動においては、あらかじめ、各学校に初動体制に対応する教職員を決めておき対応を図る。

教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間においては、児童生徒に関する業務等、本務に支障のない範囲内で避難所の運営業務を行う。

なお、市立学校においては、施設管理者（校長・教頭）以外の教職員をあらかじめ当該学校の避難所担当職員として指定し、避難所開設時には、区本部長（区長）が派遣する職員と連携して避難所運営業務を行う。

ただし、この場合において、授業再開の時期が決定し、児童生徒の受入れ準備が始まる段階で、教職員（避難所担当職員）は避難所運営から離れるものとする。

オ 避難所の運営

避難所の運営についての責任は、区本部からあらかじめ指定され、派遣された責任者にあるが、施設設備の使用等を含めて、学校の管理責任者である当該学校長と相談・協議等を行いその運営にあたる。

なお、学校においては、避難所の運営に必要な施設・設備の使用範囲などをあらかじめ検討・想定する。

カ 教育委員会の直近要員者の扱い

教育委員会の直近要員者は、できるだけ教育関係施設の避難所対応にあたり、区本部から派遣された責任者や職員とともにその運営にあたる。

キ 地域等との連携

町内自治会や地元団体及び学校と区本部が連携を取り、避難所運営委員会や自主防災組織を育成していく中で、避難所運営訓練等を通して、避難所運営に関わる關鍵の問題（学校、備蓄倉庫、井戸等）や食料・寝具の配布等を含めた避難住民の掌握、避難所生活に関すること等について、地域住民・施設管理者・市職員の3者が協力していくことにより、区本部から派遣された責任者や職員と協力して、避難所のスムーズな運営がなされるようにする。

ク 公民館等教育関係施設の避難所対応

公民館等教育関係施設の避難所の開設については、市地域防災計画に準ずるが、飲料水、食料、生活用品等の配布については、近隣の避難所に指定されている小・中学校と連携を図り対応する。

(3) 要配慮者への支援

ア 避難生活への配慮

避難所において、自主防災組織、ボランティアの協力を得て、必要なスペースの確保、視聴

覚障害者への対応、外国語での対応等要配慮者の避難所生活に配慮する。また、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣や車椅子等の供給に努める。

イ 福祉避難所（福祉避難室及び拠点福祉避難所）の開設

避難生活が長期化し、避難所での生活が困難な要配慮者に対しては、「本章第14節要配慮者の対策」「第1 在宅の要配慮者の対策」「4 避難所における要配慮者への対応」にあるとおり、指定避難所や社会福祉施設等を利用した要配慮者専用の避難所を開設する。

（4）女性の参画

市は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、女性が管理運営する者に参画できる体制づくりを行うものとする。

また、避難所運営における女性への配慮としては、トイレ、更衣室、授乳室等について女性専用スペースとその安全の確保、性暴力、DV、セクハラ、ストーカー等の被害防止、女性相談窓口や女性専用の物資配付方法等が必要である。

（5）LGBT等（性的少数者）への配慮

市は、避難所を管理運営する場合、LGBT等（性的少数者）である被災者、避難所生活において共同生活が困難と感じないための配慮を行う。

避難所内におけるLGBT等への配慮としては、男女によらず使用できる多目的トイレの設置や更衣室内に個室の設置、救援物資（生理用品や女性用下着）の受け取りに性別による制限を設けない等の取り組みを行う他、避難所内における偏見や差別が起こらないようにする必要がある。

（6）被災者の健康管理

区本部長（区長）は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

（7）車中泊等で生活する被災者の対策

車中泊等で生活する被災者については、近隣の指定避難所で被災者の所在地やニーズ等の情報を受け付けて、必要な物資の配布、正確な情報の伝達、エコノミークラス症候群予防等のための保健師による健康相談等により生活環境の確保が図られるよう努める。

（8）ペット同行避難への対応

大規模災害発生時には、ペットとの同行避難が予想されることから、「飼い主による自主管理」を原則として、「避難所におけるペット対応の手引き」を活用し、収容場所の指定とルール作りによる適切な管理を行うとともに、負傷動物の治療、エサや設備の確保など、関係団体への支援要請等避難所として可能な限り対応できるよう、動物救護の具体的な方策について検討を行う。

※避難所におけるペットの対応の手引き（資料7-8）

（9）新型インフルエンザ等感染症等対策を踏まえた避難所開設運営について

避難所運営を行う者は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含

む。) 対策を踏まえ、令和2年9月に本市が公表した「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針について」及び「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針の具体例について」に基づき、避難所運営を行う。

※新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針について（資料7-5-1）

※新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針の具体例について（資料7-5-2）

（10）多様な主体による状況把握の取組について

保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

（11）地域支援拠点としての機能

避難所は、避難所で生活する者だけでなく、周辺地域で在宅において避難生活を送る者、町内自治会集会所（地域避難施設）への避難者、車中泊避難者などの分散避難者も支援の対象とし、町内自治会等の地域団体と連携して、情報収集や情報提供、食料・飲料水、物資、サービスの提供等を行う。

※避難所開設・運営マニュアル例（資料7-4）

第9節 津波避難計画

津波からの避難については、市民自らが津波の規模や津波注意報、津波警報及び大津波警報（以下、「津波注意報等」という。）の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。

市は、市民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等について、市民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。

なお、避難所の開設等については、前節によるものとする。

第1 津波注意報等の収集

「地震及び津波に関する情報等の伝達系統図」（地-29）によるほか、次により津波に関する情報の収集を行う。

- 1 本市各局区及び防災関係機関は、地震を感じたときは、直ちにテレビ、ラジオ等からの情報に注意し、的確な情報収集に努める。
- 2 施設管理者は、水門等の巡回調査を実施する。
- 3 沿岸地域の区（以下、「沿岸区」という。）等の消防署は、津波注意報等が発表されたときは、巡回警戒、潮位観測等を実施する。

第2 津波注意報等の伝達

- 1 県は、銚子地方気象台から送られた津波注意報等、地震及び津波に関する情報等を一斉受令端末により県の防災関係者に伝達するとともに、速やかに各市町村及び各消防機関へ伝達を行うものとする。
- 2 市は、本節第3「避難指示等の判断基準」にて定めている基準により、市民等に対して直ちに避難指示を行うなど、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。また、市民等への津波注意報等の発表・伝達にあたっては、以下に留意して行うものとする。
 - (1) 市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど市民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。

また、津波の到達時間を勘案して、切迫性が高い場合は、市民等の迅速な避難行動を促すため、命令口調で避難指示を伝えるなどの検討を行う。（資料5-1 広報文例集（例文4））
 - (2) 市民等が即座に避難行動に取り掛かるため、千葉市はあらゆる広報伝達媒体（防災行政無線、テレビ、ラジオ、ちばし安全・安心メール、千葉市防災ポータルサイト、ちばし災害緊急速報メール等）や組織等を活用し、市民等への津波注意報等を迅速かつ的確に伝達する。

- (3) 気象庁等が発表する津波注意報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波注意報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、市民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。
 - (4) 走行中の車両、運行中の列車、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる広報伝達媒体の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示の伝達に努めるものとする。
- 3 河川・海岸地域では、市、防災関係機関、海岸部の施設管理者等が、相互に協調を図り、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。
- 4 施設管理者は、海面監視やラジオ聴取などによって、積極的に情報収集し、来場者等に対し、行政機関と協力して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。
- 5 港湾関係機関は、相互に協調を図り、港湾、船舶等への迅速な情報伝達を行う。
- 6 沿岸区、総合政策局、都市局及び沿岸区等の消防署は、津波注意報等及び海面監視情報等を早期に掌握し、広報車、放送施設、サイレン等により、沿岸住民、河川流域周辺住民等に津波注意報等及び海岸等から離れた高台等への避難を広報する。また、総合政策局危機管理部は、防災行政無線等により津波注意報等を伝達する。
- 7 沿岸区等の消防署は、津波注意報等が発表された場合、気象業務法に定める標識により情報の伝達を行うとともに、消防隊等を沿岸地域及び河川流域周辺に派遣し、迅速な情報伝達活動を実施する。
- 8 千葉海上保安部は、津波注意報等が発表された場合、関係機関、臨海部の油保管施設等の設置者又は管理者、船舶代理店、海洋レジャー関係者等に周知する。

第3 避難指示等の判断基準

津波災害に対する避難指示等の判断基準は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者等避難

気象庁から、「遠地地震に関する情報」や「火山噴火等による津波」等が発表され、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表される可能性がある場合、高齢者等避難を発令する。
- (2) 避難指示

- ア 津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合
- イ 災害により津波に関する気象庁の警報事項等を適時に受けることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

第4 避難指示等に関する対策

- 1 沿岸区等は、津波注意報等が発表されたとき又は津波による浸水が発生すると判断した場合は直ちに沿岸住民、海浜利用者等に対して、広報車、ハンドマイク等により避難指示を行うとともに、「ちばし安全・安心メール」による避難指示の伝達を行う。また、津波警報及び大津波警報の場合は「ちばし災害緊急速報メール」による避難指示の伝達を行う。
- 2 避難指示にあたっては、沿岸区等は、津波注意報等の内容、海面の状態、地震による護岸等の損壊状況等から総合的に判断し、要避難地域を明確にしたうえで実施する。なお、やむを得ず避難できなかった市民は津波避難ビルに一次退避できる措置を取る。
- 3 上記2の実施に当たっては、町内自治会・自主防災組織等の協力を得て組織的に実施する。
- 4 県警は、津波注意報等が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合若しくは危険が切迫していると自ら認める時は、直ちに沿岸住民及び海浜利用者等に避難の措置を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。また、この場合において、市長からの要請があったときは、避難指示を行う。
- 5 千葉海上保安部は、在泊船の船長に対して、港外等の安全な場所へ避難指示をするとともに、必要に応じて係留強化等の措置を実施するよう指導する他、港内からの移動を命じる等所要の規制を行う。
- 6 避難指示にあたるものは、自らの安全を十分に確保したうえで広報活動を行う。
- 7 「遠地地震に関する情報」や「火山噴火等による津波」等が発表され、高齢者等避難を発令する場合も上記1～6のとおり適切に行うものとする。

第5 市民等の避難行動

- 1 市民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、各々が津波注意報等の発表や避難指示等の情報を把握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所

へ避難する。また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行うものとする。

なお、津波注意報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

- 2 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷等が発生するおそれがあり、自動車での避難は交通事故や渋滞による避難の遅れや道路渋滞により陸路閉鎖に支障が生じるおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、避難行動要支援者の避難支援を行う場合は、地域の実情に応じて自動車での安全かつ確実な避難を行う。

第6 市民等の避難誘導

- 1 市は、本計画及び千葉市津波ハザードマップ等に基づき、市民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導することとする。
- 2 市民等の避難誘導にあたっては、「第14節 要配慮者の対策」「第1 在宅の要配慮者の対策」「2 避難支援等の留意事項」も考慮し行うものとする。
- 3 消防職団員、警察官、市職員などは、予測される津波到達時間が短い場合、消防職団員等が率先避難者となって避難を呼びかけながら地域の市民等と一緒に避難するなど、あらかじめ定める行動ルール等に従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、自らの安全が確保されることを前提とした上で、市民等の避難誘導を行うものとする。また、町内自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海岸部の施設管理者等による自主的な避難誘導など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、自らの安全の確保を前提とする。

第10節 医療救護

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった市民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や医療チームの派遣等により診療等を行う。

医療救護は、市長が行うものとする。

また、災害救助法が適用された場合における救助（医療・助産）については、同法に基づき実施し、千葉県災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。

さらに、本部長（市長）は、日本赤十字社千葉県支部と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。

なお、市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

第1 初動医療体制

【保健福祉局、こども未来局、病院局、消防局、各区（保健福祉センター）】

対策のあらまし	本部長（市長）又は区本部長（区長）は、災害時において、多数の傷病者が発生した場合又は医療機関の被害等によりその機能が停止した場合、以下のとおり措置を講じる。 （１）保健福祉部長（保健福祉局長）に対して、医療衛生班長（保健福祉局医療衛生部長）を長とする市医療対策本部の設置、収容医療機関の受入れ体制の確立、市医療救護班の編成・出動及び救護所への支援等、必要な措置を講じるよう命令又は要請する。 （２）保健福祉部長（保健福祉局長）は、災害の状況に応じ必要と認めた場合は、市医師会長等に対して、医師会対策本部の設置及び収容医療機関の受入れ体制の確立及び医療救護班の編成・出動を要請する。 （３）保健福祉部長（保健福祉局長）は、本部長（市長）の指示に基づき災害の状況に応じ県知事に対して、県医療救護班の出動その他医療救護活動に関し、必要な措置を要請する。

1 医療対策本部の設置

保健福祉部長（保健福祉局長）は、本部長（市長）の指示があった場合又は必要があると認めた場合は、災害対策本部に医療衛生班長（保健福祉局医療衛生部長）を長とする市医療対策本部を設置し、市及び各区の地域災害医療コーディネーターとの連携のもと、区保健医療班との連絡調整、市医療救護班の編成及び災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れ及び各区救護所への派遣など、各区が行う医療・救護活動の支援にあたらせる。

また、大規模災害時においては、被害が軽微な区から被害が甚大な区への保健師等の派遣を行うこととし、その総合調整は健康福祉班長（保健福祉局健康福祉部長）及び医療衛生班長（保健福祉局医療衛生部長）が行うものとする。

各区の保健医療班は、市医療対策本部の支援・指導のもと、区内の医療救護活動に係る救護

所の設置・運営にあたるものとする。

医療対策本部（医療衛生班（保健福祉局医療衛生部））・区保健医療班の編成及び活動内容は、次のとおりとする。

（１）医療対策本部（医療衛生班（保健福祉局医療衛生部））の役割分担

担 当 名	活 動 内 容
総 務 担 当	ア 医療対策本部の設置・運営 イ 市災害対策本部及び区災害対策本部との連絡調整 ウ 医療対策本部の全体統括 エ 千葉県、三師会、千葉県獣医師会等との連絡調整 オ 医療機関、避難所の稼働状況等の情報収集 カ 医療救護班等の派遣要請 キ DMA T、D P A T、医療ボランティア等の受入調整
救 護 ・ 防 疫 担 当	ア 医療機関の稼働支援 イ 県内外の医療機関の広域支援調整 ウ 医薬品及び衛生資器材等の確保・供給 エ 市拠点救護所（総合保健医療センター）の設置・運営 オ 救護防疫に関すること
環 境 衛 生 担 当	ア 避難所の衛生確保・飲用水の検査等の環境衛生対策 イ 公衆浴場確保対策 ウ 感染症予防等に係る消毒対応
食 品 衛 生 担 当	ア 給食施設の確認及び立入り指導 イ 食中毒予防及び食品営業施設の監視活動等の食品衛生対策 ウ 避難所等における食品衛生監視
動 物 救 護 担 当	被災動物（ペット）の保護、飼育管理、治療
火 葬 ・ 霊 柩 担 当	ア 千葉市斎場における火葬業務継続に係る連絡調整 イ 広域火葬に対する代替対策及び支援調整 ウ 納棺用品、仮葬祭用品の確保及び安置所への配布調整 エ 検案終了後死体の安置所への輸送支援 オ 火葬施設への死体の輸送、火葬調整

（２）区保健医療班の役割分担

担 当 名	活 動 内 容
連 絡 調 整 担 当	ア 区災害対策本部との連絡調整 イ 市医療対策本部との連絡調整 ウ 区内における医療救護活動の全体統括 エ 担当区域の被災状況の把握
救 護 担 当	ア 救護所の開設及び運営
医 薬 品 担 当	ア 医薬品の確保、救護所・救護担当への配送 イ 医療機関等の医薬品等にかかる情報収集
保 健 担 当	ア 保健担当の編成及び運営 イ 避難所・仮設住宅及び地域での健康保持活動・精神保健活動等 ウ 救護所の活動支援

(3) 医療対策本部（医療衛生班（保健福祉局医療衛生部））の設置場所

医療対策本部（医療衛生班（保健福祉局医療衛生部））は、市役所本庁舎若しくは総合保健医療センターに設置する。

なお、市役所本庁舎若しくは総合保健医療センターに医療対策本部を設置することが不可能な場合は、保健福祉部長（保健福祉局長）が指定する場所に設置する。

2 医療救護班の編成

本部長（市長）は、必要に応じて救護班に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の機関による医療救護班

保健福祉部長（保健福祉局長）は、市・区災害対策本部が設置された場合、本部長（市長）又は区本部長（区長）との密接な連絡により、医療・助産の救急救護を必要とすると判断した場合、市の機関による医療救護班の編成・出動を命ずる。

(2) 医師会・歯科医師会等による医療救護班

保健福祉部長（保健福祉局長）は、状況に応じ必要と認めた場合、市医師会・歯科医師会等に対し、医療救護班の編成・出動を要請する。

なお、市医師会長は、自ら必要と認めた場合は、対策本部の設置、収容医療機関の受入れ体制の確立及び医療救護班の編成・出動を行い、傷病者の医療救護活動にあたる。この場合、市医師会長は、直ちに本部長（市長）又は区本部長（区長）に通報するとともに、看護要員、事務・連絡要員等の派遣を要請するものとする。

医療救護班の編成については、医師会等が別に定めるところに基づき災害の状況に応じて行う。

(3) 県により編成される医療救護班

市に災害救助法が適用されたときは、県地域防災計画に基づき、知事は、次のとおり医療救護班を編成し、市長からの要請に応じて、若しくは医療・助産活動が必要と認めた場合に派遣することになっている。

県医療救護班の編成（1班あたり）			合 計
医 師	看 護 師	事 務 員（運転者含む）	
2名	2名	2名	6名

なお、県救護班等の業務内容は以下のとおりとなっている

- （ア）傷病者に対する応急措置
- （イ）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- （ウ）軽症患者等に対する医療
- （エ）避難所等での医療
- （オ）助産救護

(4) 班編成の目安

救護班は、定点救護班（被災者を大量に収容した避難所において活動する班）及び巡回救護班（被災者を小規模に収容した避難所を巡回して活動する班）の2種類に区分される。

救護班の確保にあたっては、上記の救護班のほか市外からの災害協定に基づく救護班・医療ボランティア等の協力を得て対応する。

名 称	配 置 先	配置医療スタッフ等	計
医療救護班	定点救護班	医師 1 看護師 2 薬剤師 1 その他 2	6
	巡回救護班	医師 1 看護師 1 薬剤師 1 保健師 1 その他 1	5
歯科救護班	定点救護班	歯科医師 1 歯科技工士 1 歯科衛生士 1 看護師 1 その他 1	5
	巡回救護班	歯科医師 1 歯科衛生士 1 その他 1	3

※「大規模災害時医療救護の活動フロー図」参照（共通編 共-93）

3 救護所の設置

(1) 設置場所

区本部長（区長）は、本部長（市長）又は医療衛生班長（保健福祉局医療衛生部長）と協議し、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり消防部（消防局）、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、警察署等の協力を得て、救護所を設置する。

救護所は、以下のうちから、被災者にとって、最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。

ア 総合保健医療センター（市拠点救護所）

イ 保健福祉センター（区拠点救護所）

ウ 避難所

エ 避難場所

オ 災害現場

カ その他本部長（市長）又は区本部長（区長）が必要と認めた場所

(2) 救護所の開設及び運営

救護所の設置及び運営実務は、各区の保健医療班が行う。また、救護所の設置にあたっては、被災の状況及び医薬品等の備蓄・配送等を勘案する。

なお、総合保健医療センターへの救護所の設置及び運営実務については、医療衛生班（保健所）が行う。

4 医療救護班の活動内容

(1) 活動のあらまし

医療救護班の活動内容は、以下のとおりとする。

－ 医療救護班の活動のあらまし －	
ア	傷病者に対する応急処置及び区分の判別（※）
イ	病院等への移送順位の決定

ウ 軽傷患者等に対する医療
エ 避難所等での医療
オ 助産救護
カ 死亡の確認

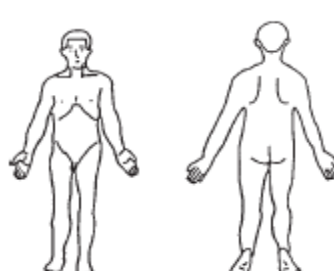
※傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、収容医療機関への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（トリアージタグ）を傷病者に装着する。

※ ト リ ア ー ジ タ ッ グ

（表面）

(災害現場用)		千葉市	
No.	氏 名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 0	
トリアージ実施機関		医 師 救急救命士 そ の 他	
症状・傷病名			
特記事項			

（裏面）

特記事項


0

0

（2）活動の実施期間

医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長（市長）が定めるが、おおむね災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法に基づき実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。なお、一般基準における救助期間は、医療救護が災害発生の日から14日以内、助産活動が災害発生の日から7日以内である。

（3）助産について

ア 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした人とする。なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

イ 助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(4) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は、内閣総理大臣が承認する基準額の範囲において、国庫負担金を請求することができる。

※医療救護活動に関する様式（資料 8-4）

5 こころのケア対策

(1) 被災による避難所生活等は、様々な心身の疲労やストレスの蓄積・不眠等を訴える人が多くなると予想される。

これらの健康問題に対処するため、被災者及び救援従事者のメンタルヘルス支援体制の整備が必要である。

(2) 精神科救護班及びこころのケア相談窓口の設置

保健福祉部長（保健福祉局長）が必要と認めた場合、医師会等の協力を得て精神科救護班を編成するとともに、電話相談・巡回相談・訪問活動を行い、初動期から長期的なこころのケア対策を行う。

精神科救護班編成の目安

名 称	配 置 医 療 ス タ ッ フ 等
精 神 科 救 護 班	精神科医師 1 精神保健福祉相談員 1 看護師 1 その他 1

(3) 保健福祉部長（保健福祉局長）及びこども未来部長（こども未来局長）は、災害時における児童の精神的な安定を図るため、保健所、保健福祉センター、市立病院、養護教育センター、専門ボランティア等と連携し、こころのケアを実施する。

第2 傷病者の搬送体制

【保健福祉局、病院局、消防局、各区（保健福祉センター）】

1 搬送体制

原則として、被災現場から救護所までは、警察署、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て消防部（消防局）が実施する。

また、避難所又は救護所から医療機関への搬送については、消防部（救急隊）、各区避難所班及び医療衛生班（保健福祉局医療衛生部）が、県その他関係機関の協力を得て行う。

2 医療機関への搬送の方法

市は、病院へ収容する必要がある傷病者の医療機関への搬送を次のとおり行う。

- (1) 各救護所の職員又は各区避難所班が消防部（消防局）に配車・搬送を要請する。
- (2) 市有車又は各救護所及び避難所職員又は避難者が使用している自動車により搬送する。
- (3) 消防局職員、その他市職員が避難者等の協力を得て担架で搬送する。

※以下第3「受入れ医療機関」へ

第3 受入れ医療機関

【保健福祉局、病院局、消防局、各区（保健福祉センター）、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部等】

1 医療機関の受入れ体制の確立

医療衛生班長（保健福祉局医療衛生部長）は、市医師会に所属する一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される傷病者の受入れ医療機関として確保するとともに、医師・看護師等からなる病院医療救護班の編成、収容スペースの確保等の受入れ体制の確立を要請する。

2 受入れ可否施設の把握

医療衛生班長（保健福祉局医療衛生部長）は、消防部警防班長（消防局警防部長）と協力して、医療機関の受入れ状況を常に把握し、区保健医療班（救護所、医療救護班を含む）及び関係部所に必要な情報を伝達するとともに、可能な限り、広範囲の医療機関に傷病者が振り分けて受入れられるよう指示するものとする。

3 後方医療施設への要請

多数の重傷者が発生した場合、また、県との協定等に基づいて出動した医療チームの責任者から、後方医療施設に収容する必要がある者の搬送の要請があった場合、医療衛生班長（保健福祉局医療衛生部長）は、後方支援病院へ受入れを要請する。また、さらに重篤傷病者については、県を通して災害拠点病院への受入れを要請する。

後方支援病院
国立病院機構千葉東病院
国立病院機構下総精神医療センター
千葉県がんセンター
千葉県精神科医療センター
千葉県こども病院

災害拠点病院（地域災害医療センター）	隣接ヘリポート離着陸場
国立病院機構千葉医療センター	千葉市立椿森中学校
千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院専用臨時ヘリポート
千葉県総合救急災害医療センター	千葉県総合救急災害医療センター専用ヘリポート
千葉市立青葉病院	千葉市青葉看護専門学校
千葉市立海浜病院	印旛沼下水道事務所

第4 医薬品・資器材の確保

【保健福祉局、各区（保健福祉センター）、日本赤十字社千葉県支部、千葉県赤十字血液センター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、薬業界等関係業者】

医薬品等の整備確保に努め、医薬品等の備蓄拡充や品目の見直し及び流通医薬品の確保体制の整備を検討する。

1 各医療救護班の対応

医療救護及び助産活動に必要な医療資器材等の使用・調達確保については、原則として、次のとおり行う。

- (1) 市医療救護班及び市以外の医療救護班の要員として派遣される医療衛生班（保健福祉局医療衛生部）職員は、各保管場所において、市の現有医療資器材及び医薬品を確保し、救護所に携行する。
- (2) 市の要請により、出動した市医師会等医療救護班が使用する医薬品、医療用資器材については、原則として市の用意した資器材をもって対応するが、必要により自己が携行した医薬品等を使用した場合の使用消耗資材の費用については、市に請求する。
- (3) 県により編成される医療救護班は、原則として、自己が携行した医薬品、医療用資器材を使用する。

2 医薬品・資器材等の保管場所

市の備蓄する医薬品等の保管については、総合保健医療センター・両市立病院他とし、順次整備を図っていく。

3 不足のときの調達方法

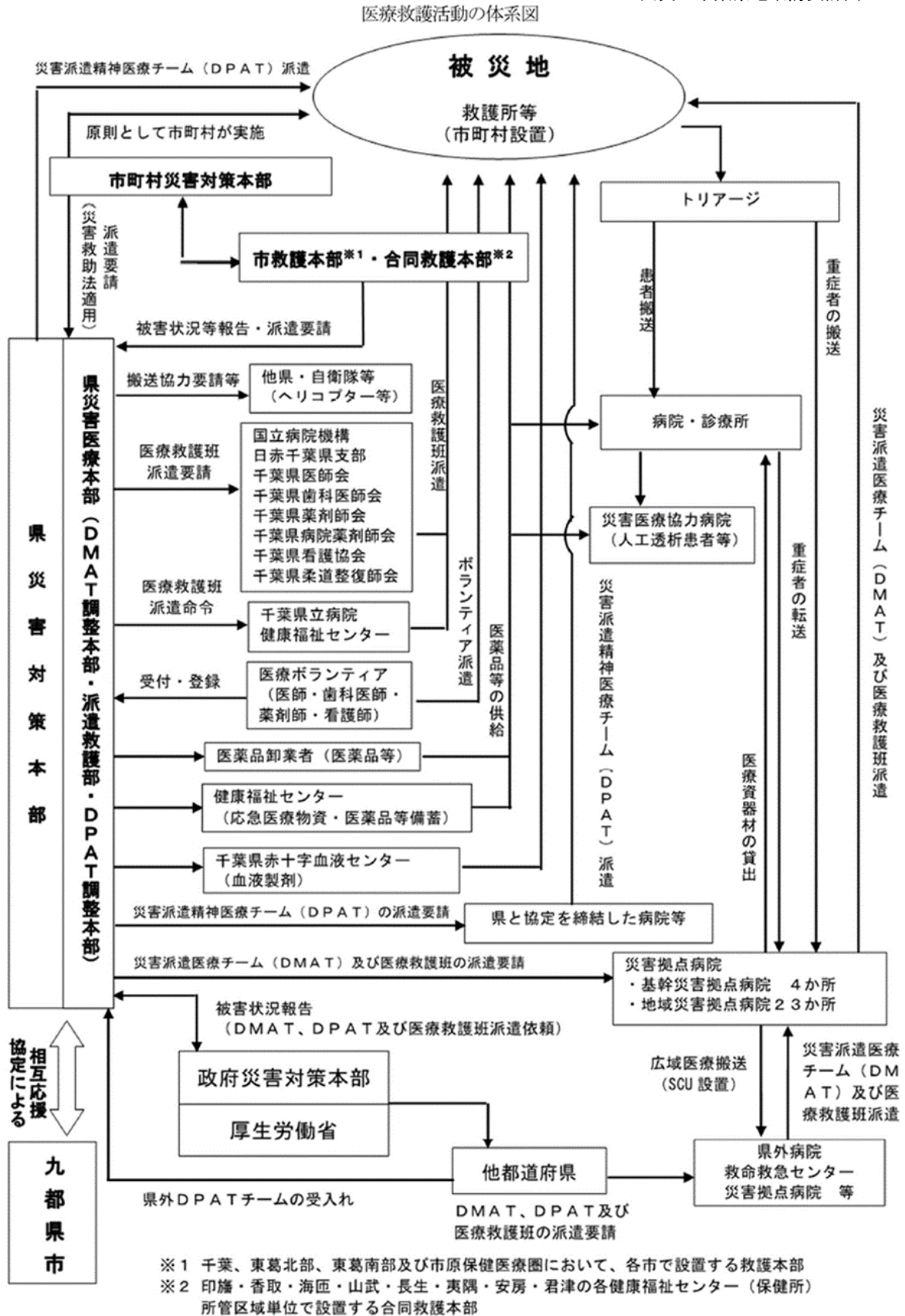
医療衛生班長（保健福祉局医療衛生部長）は、医療器具及び医療品等が不足したときは、必要に応じて市薬剤師会、その他医薬品・医療用資器材取扱い業者、県（健康福祉部）、日赤千葉県支部及び各医療機関等に協力を要請して、補給する。

なお、輸血用血液が必要な場合は、千葉県赤十字血液センターに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。

また、災害対策本部及び区本部に対して、市民への献血の呼びかけを要請する。

千葉県医療救護活動体系図

出典：千葉県地域防災計画



県の災害拠点病院の図

災害拠点病院一覧図

(出典：千葉県地域防災計画、一部追加)



第11節 緊急輸送体制**第1 緊急輸送手段の確保**

【財政局、各局区、千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、県トラック協会、県石油商業組合、鉄道会社、バス会社、その他交通輸送業者、（一社）千葉市建設業協会】

1 車両等の調達**（1）市保有車両の把握**

財政部長（財政局長）は、災害発生後、必要と認めた場合は、輸送活動に使用可能な市保有車両の状況について把握し、本部長（市長）に報告する。

（2）借り上げの準備

市保有車両では対応が困難な場合や特殊車両については、市内の輸送業者等からの借り上げにより迅速な対応を図る。

財政部長（財政局長）は、災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ以下のとおり、輸送業者等からの借り上げの準備を行う。

また、輸送業者も被災しているおそれもあるので、複数以上の輸送業者と借り上げの準備を行っておく。

ア 借り上げ可能な輸送業者等

借り上げ可能な輸送業者等については、あらかじめ協定等によりおおよその調達可能台数を把握しておくものとする。

イ 車両の待機

市内の各輸送業者等は、市からの要請があった場合、供給可能台数を各事業所に待機させる。

ウ 借り上げ料金

借り上げに要する費用は、市が千葉県トラック協会等の当該業者等と通常行うところにより協議して定める。

（3）燃料の調達

財政部長（財政局長）は、各部各班（各局各部）及び区本部の専用管理車両、資産経営班（財政局資産経営部）管理の市保有車両及び借り上げ車両また啓開作業にあたる重機のすべてに必要な燃料の調達を行う。

通常の手段による調達が困難となった場合は、千葉県石油商業組合千葉支部と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。なお、調達された燃料は借り上げて公務を行う民間車両にも供給するものとする。

※市保有車両一覧（資料 3-12）

2 配車計画**（1）輸送対象の優先順位**

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用にあたっての基本的な優先順位は、おおむね次の順とする。

－ 輸送対象の優先順位 －

- ア 罹災者の避難のための対策要員及び罹災者の輸送
- イ 医療・助産における対策要員、資機材及び罹災者の輸送
- ウ 罹災者救出のための対策要員、資機材及び罹災者の輸送
- エ 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- オ 飲料水の供給のための輸送
- カ 救助物資の輸送
- キ 緊急輸送車両、応急対策車両の燃料
- ク 死体の捜索及び処理のための輸送
- ケ 埋葬のための輸送
- コ その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

(2) 配車手続等

- ア 財政部長（財政局長）は、本部長（市長）の指示に基づき、各部及び区本部で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。
- イ 財政部長（財政局長）は、災害の状況に応じて必要とする車両を各部、区本部及び市内の輸送関係業者等に対し、車両の待機を要請する。
- ウ 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部及び区本部の要員をもってあてる。
- エ 防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

3 緊急通行車両の確認

(1) 概要

- ア 車両の使用人は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。
- イ 上記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用人に対し、災害対策基本法施行規則第 6 条に定める標章及び確認証明書を交付する。
- ウ 上記イにより交付を受けた標章は、当該車両の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として確認される車両は、災害対策基本法第 50 条第 1 項に定める災害応急対策を実施するために使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

－ 緊急通行車両の範囲 －

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの
- イ 消防、水防その他応急措置に関するもの
- ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

- キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
 - ク 緊急輸送の確保に関するもの
 - ケ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関するもの
- ※県地域防災計画「緊急通行車両等及び規制除外車両の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱」による。

(3) 確認手続等

ア 緊急通行車両の確認

市の所有する車両及び災害応急対策に使用するため関係団体から調達した車両は、知事又は県公安委員会が行う緊急通行車両(道路交通法第39条第1項)の確認を求め、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書の交付を受け運行する。

なお、交付を受けた標章は当該車両の助手席側の内側ウインドガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付する。また、証明書は必ず携行する。

イ 緊急通行車両の事前届出・確認

市の保有する車両は、あらかじめ県公安委員会に届出をして届出済証の交付を受ける。

なお、運行するときは、県警察本部・警察署等に届出済証を提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

以後は前記アと同様とする。

4 車両以外の輸送手段

道路・橋梁等の損壊等により車両によることができない場合若しくは著しく緊急性を要する場合等には、資産経営班長(財政局資産経営部長)は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、以下のとおり車両以外の輸送手段を確保し行う。

なお、各機関への要請については、第4節「広域連携体制」に定めるところにより行う。

- (1) 航空機(ヘリコプター等)による輸送
- (2) 鉄道(JR東日本(株)千葉支社・京成電鉄(株)・千葉都市モノレール(株))による輸送
- (3) 船舶等による輸送

第2 集積場所

【財政局、市民局、千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、千葉県トラック協会、千葉県倉庫協会、千葉県石油商業組合、鉄道会社、バス会社、その他交通輸送業者、(一社)千葉市建設業協会】

1 集積場所

災害時において、調達した物資等や他県市町村からの救援物資を受入れ・保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うための大規模物流施設として、次の5施設を物資の集積場所とし、そのうち、蘇我スポーツ公園を優先的に使用する集積場所とする。

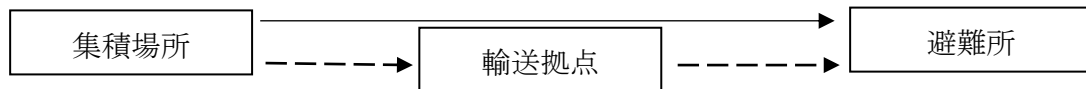
区 分	施 設 の 名 称	所 在 地
陸上輸送による	千葉市公営事業事務所（TIPSTAR DOME CHIBA） ポ ー ト ア リ ー ナ 地 下 駐 車 場 蘇 我 ス ポ ー ツ 公 園 （ 蘇 我 球 技 場 ）	中央区弁天 4 丁目 中央区問屋町 中央区川崎町
海上輸送による	ポ ー ト パ ー ク 広 場 蘇 我 ス ポ ー ツ 公 園 （ 蘇 我 球 技 場 ）	中央区中央港 1 丁目 中央区川崎町
航空輸送による	ポ ー ト パ ー ク 広 場 昭 和 の 森 第 1 駐 車 場 蘇 我 ス ポ ー ツ 公 園 （ 蘇 我 球 技 場 ）	中央区中央港 1 丁目 緑 区 土 気 町 中央区川崎町

蘇我スポーツ公園全体図



※蘇我スポーツ公園が使用できない場合は、千葉県総合スポーツセンター等を使用する。

※物資を迅速に被災者に供給するため、原則として、集積場所から避難所に直接輸送する。ただし、物資の受入れ、一時保管及び市内各区各地域への配布を効率的に行うことができると判断した場合には、輸送拠点を經由する。



各区の輸送拠点

区 名	施 設 の 名 称	所 在 地
中 央 区	市役所（裏）駐車場	中央区千葉港
花 見 川 区	東京大学検見川総合運動場	花見川区朝日ヶ丘町
稲 毛 区	千葉県総合スポーツセンター	稲毛区天台町
若 葉 区	若葉区役所駐車場	若葉区桜木北 2 丁目
緑 区	緑区役所内敷地	緑区おゆみ野 3 丁目
美 浜 区	真砂中央公園	美浜区真砂 5 丁目

* 集積場所および輸送拠点は、現場状況、集積状況により、責任者と各関係機関との連絡調整後、追加・変更することもある。

2 港湾施設の確保

(1) 集積ヤードの確保

荷役施設の被災状況を調査し、本部長（市長）に報告するとともに、照明並びに荷役クレーンを港湾荷役関係者等の協力を得て、作業可能な状態に復旧し集積ヤードを確保する。

(2) 接岸施設の応急復旧措置【都市局、千葉運輸支局、千葉海上保安部、県千葉港湾事務所、千葉港運協会】

都市部長（都市局長）は、海上輸送の拠点となる接岸施設の被災状況を調査し、岸壁等に亀裂・陥没等の被害が生じている場合は、本部長（市長）に報告するとともに、県千葉港湾事務所等関係機関に対して、応急復旧措置を実施するよう要請する。

また、同時に港湾内岸壁付近に地震津波被害の破損物が沈んでいないか調査の要請をする。

(3) 船舶に関する措置【都市局、千葉運輸支局、千葉海上保安部、県千葉港湾事務所、千葉港運協会】

千葉港長及び千葉海上保安部に対し、以下のとおり海上交通規制の協力を要請する。

- ア 接岸スペースを確保するため、岸壁管理者に対して、埠頭に停泊中の船舶の移動を要請する。
- イ 救援物資輸送等にあたる船舶の活動が速やかに実施できるよう、海上保安部に対し、海上交通規制の可否について協議する。

(4) 湾内がれきの除去、処理

湾内がれきが発生し、県から処理・処分について協力要請があった場合は、他の関係機関と連携して、対応を検討していく。

(5) その他

- ア 救援物資受入れ施設の確保等については、港湾荷役企業等の関係業者に協力を要請する。
- イ 埠頭構内の荷役作業等に必要な人員・機材の確保については、千葉港運協会に協力を要請する。
- ウ 救援物資受入れ施設確保に伴う海上の状況調査並びに情報収集連絡のため関係機関の協力を得て、通信体制を確立し迅速な情報の収集伝達を行う。

3 臨時ヘリポートの開設

【財政局、成田国際空港(株)、県危機管理政策課、警察署、予定施設管理者、（一社）千葉市建設業協会】

(1) 開設の決定

臨時ヘリポートの開設の決定は、県からの指示又は本部長（市長）の指示によるものとする。

資産経営班長（財政局資産経営部長）は、本部長（市長）の指示又は区本部長（区長）の要請があった場合、若しくは大規模地震の発生を感知した場合は、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握しておくものとする。

(2) 開設の方法

臨時ヘリポートの開設の方法は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援に係る事前計画」に準ずる。

※ヘリポート予定地（資料 3-4）

4 広域物資輸送拠点

首都直下地震を想定した、国の定める広域物資輸送拠点（非被災地から被災地への物資の輸送拠点）は次のとおりである。広域物資輸送拠点から、各区輸送拠点・避難所等への輸送については、国・県の指示により実施する。

被災や施設の使用状況により広域物資輸送拠点の開設が困難な場合には、被災都県は速やかに代替拠点を選定し、開設するものされている。なお、千葉県においては、あらかじめ、代替拠点が選定されている。

「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」
（中央防災会議幹事会）（令和元年5月27日）に定める広域物資輸送拠点

名 称	所 在 地	備 考
幕張メッセ	美浜区中瀬2丁目	
県総合スポーツセンター	稲毛区天台町	代替拠点

5 物資供給に係る役割分担

物資供給に係る関係部の主な役割分担は、次のとおりとする。

部	役割分担
財政部	・輸送拠点の管理及び運営に関すること ・緊急輸送の実施に関すること
市民部	・義援金、救援物資等に関すること ・集積場所の管理及び運営に関すること
経済農政部	・緊急生活必需品物資及び食料品等の調達に関すること
区本部	・食料、救援物資等の受入れ及び配布に関すること ・救援物資の輸送に関すること

6 集積場所の運営

【市民局】

市民部長（市民局長）は、物流に関する協定締結団体・企業等と連携して集積場所の運営を行うとともに、必要に応じて、物流に関する協定締結団体・企業等に対して、物流専門家等の派遣や荷役資機材の提供を要請するほか、市施設の集積場所が不足する場合は、民間物流倉庫の使用について依頼する。

また、市災害ボランティアセンター等を通じ一般ボランティアの派遣要請を行う。

7 物資輸送の要請

財政部長（財政局長）は、経済農政部長（経済農政局長）の依頼に基づき、輸送ルートや輸送する物資の種類及び量を決定し、物流に関する協定締結団体・企業等に、輸送を依頼する。

第3 緊急輸送道路の確保

【建設局、千葉国道事務所、千葉運輸支局、自衛隊、県千葉港湾事務所、警察署、(一社)千葉市建設業協会、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所】

1 道路の確保順位

建設部長（建設局長）は、地震後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた道路を千葉市道路啓開計画に基づき次により確保する。

- (1) 本部長（市長）の指示又は区本部長（区長）の要請に基づき、(一社)千葉市建設業協会の協力を得て、重要な路線から順次確保する。
- (2) 地域によっては指定の路線を確保することが困難な場合若しくは応急対策上重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保する。
- (3) 国・県管理の路線について、市が災害対策実施上の必要から啓開作業をする場合は、各管理者に対してその旨を通知する。※緊急輸送道路一覧表（資料 9-3）

2 道路確保作業の内容

建設部長（建設局長）は、地震等により道路が破損した場合は、必要な交通の確保のために道路復旧について、関係機関と情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合うよう努めるものとする。

(1) 建設局

建設部長（建設局長）は、本部長（市長）の指示又は区本部長（区長）の要請があった場合若しくは大規模な地震（震度6弱以上をめどとする。）が発生した場合は、次のとおり、緊急輸送道路の確保のための作業を実施する。

ア 緊急輸送道路の被害状況を確認し、本部長（市長）及び区本部長（区長）に報告する。

イ 本部長（市長）又は区本部長（区長）から指示又は要請された応急復旧工事必要区間について、片側2車線以上の場合は、上下各1車線、計2車線の啓開を基本とし、2車線道路の場合は1車線分の啓開を基本として通行確保を図る。

なお、被害の状況により応急修理ができないと判断される場合は、所轄警察署長と協議のうえ、通行止め・う回規制等の必要な措置をとる。なお、やむを得ない事情により独自の判断で交通規制を行った場合は、速やかに所轄警察署長に通知する。

ウ 人員、車両、資機材等に不足があるときは、他部又は第4節「広域連携体制」の定めに基づく応援を本部長（市長）に要請する。

エ 緊急輸送道路の確保作業が完了した場合及び交通規制を行った場合は、速やかに本部長（市長）又は区本部長（区長）にその旨を報告する。

(2) 千葉国道事務所・県千葉港湾事務所

道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施する。

また、応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるようになることを目途とする。なお、国道における道路啓開は、上下各1車線用として計2車線の啓開を基本に実施する。

(3) 東日本高速道路㈱

災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。この場合において通行止めを実施しているときは、少なくとも上下車線が分離されている道路にあっては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあっては1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

本部長は、救助活動等のための道路については、特に重点的に要請するものとする。

※障害物除去用車両の現況（資料3-13）

3 警察署の任務

各警察署は、交通確保の観点から交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力するものとする。

第4 緊急輸送の実施

【財政局、千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、県トラック協会、県石油商業組合、鉄道会社、バス会社、その他交通輸送業者、（一社）千葉市建設業協会】

1 輸送の実施

資産経営班長（財政局資産経営部長）は、災害時における災害応急対策の実施にあたり、必要な人員及び応急対策用資機材、救援用物資等を輸送するため、市保有の車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送を実施する。

なお、人員に不足のある場合は、本部長（市長）に応援職員の動員を要請する。

2 輸送の対象

輸送の対象としては次の事項が掲げられるが、輸送手段として乗用車、バス、トラック、船舶、航空機及び鉄道を実情に合わせて効率的に使用する。

- (1) 罹災者の避難のための輸送
- (2) 傷病人の収容のための輸送
- (3) 医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資の輸送
- (4) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送
- (5) 救援用資機材及び災害応急対策要員のための輸送
- (6) 飲料水の供給のための輸送
- (7) 食料の供給のための輸送
- (8) 緊急輸送車両、応急対策車両用の燃料
- (9) 死体の搬送
- (10) 生活必需品の供給のための輸送
- (11) 復旧用資機材及び災害復旧対策要員のための輸送

3 交通情報の収集及び提供

緊急輸送実施に当たり、可能な限り道路交通情報を収集し、緊急輸送車両に提供する。

交通情報の収集は、県警察本部と密に連携すること。

交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

第12節 ライフライン施設の応急対策

第1 上水道施設

【水道局、県企業局・水道局及び四街道市上下水道部が指定した給水装置工事事業者】

震災時において、水道事業体は、飲料水及び生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行うものとする。

対策のあらまし	水道局は、災害発生時及び警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合には、飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、水道局震災対策本部を設置する。 これにより、応急復旧対策及び応急給水対策の実施に必要な人員、車両並びに資機材の確保、情報の収集連絡体制等を確立し、被害の規模、態様に即した判断のもとに応急給水用水源の確保、断水区域を限定したうえでの応急復旧対策を実施する。 ※本部長（市長）又は区本部長（区長）は、市域又は区域に関し施設の被害状況を把握した場合は、速やかに必要な措置を講じるよう、所管の営業所若しくは水道事業者に要請する。 なお、県企業局及び四街道市上下水道部の行う応急復旧対策については、所定の計画に基づき行われる。

1 応急体制

(1) 水道部（水道局）

ア 震災対策本部

災害発生時あるいは発災のおそれがある場合には、水道局に震災対策本部を設置し、本部・区本部と密接な連絡を保ちながら、応急活動に対処する。

イ 情報連絡体制

災害時には、災害時優先電話や、地域防災無線を活用して、応急連絡体制の確立を図る。

ウ 動員体制

発生時における災害応急体制を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり動員・配備計画に基づき、動員・配備体制を確立する。

(ア) 全職員は、周囲の状況から判断し水道施設に多大の被害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合は、自主的に水道局に参集する。

(イ) 第1次及び第2次配備体制における職員は、あらかじめ水道部長（水道局長）が指定する職員をもって構成し、情報収集等を実施する。

エ 応援体制

水道局の職員で対応が困難な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づく県内水道事業体及び関連会社等に協力を要請し、発災時の応援確保に努める。

(2) 県企業局

被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、発災から最大4週間以内を目途に平常給水が行えるよう、応急復旧体制を確立する。

なお、県営水道のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て、復旧を行う。

2 応急復旧対策

(1) 基本方針

ア 応急復旧は、原則として各水道事業体の復旧担当職員の監督のもとで施工業者によって行う。

イ 断水区域の早期解消を図るため、取・浄・給水場の応急復旧、導・送・配水管等の管路の応急復旧及び給水装置の応急復旧は並行して行う。また、施設別の復旧順位は、次のとおりである。

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

ウ 把握した被害状況を基に、所要資機材、復旧工程等を策定した復旧計画を確立する。

エ 応急復旧作業は昼夜兼行で行う。

(2) 復旧活動のあらまし

ア 復旧計画に基づいて、復旧資材の手配等の出動準備を行う。

イ 施工業者に出動要請を行う。ただし、宅地内給水装置の応急復旧は、原則として給水装置の所有者等から修繕依頼があったものについて、指定工事店等の協力により行う。

ウ 応急復旧は、次により行うほか、別に定める復旧要領に基づいて行う。

(ア) 復旧体制を整備し、市民への広報、保安対策に万全を期する。

(イ) 応急復旧は本復旧を原則とし、これが困難なときは、仮配管等による仮復旧とする。

(ウ) 施工にあたっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を勘案し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

(エ) 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない漏水等の軽微な被害は二次的に扱う。

(オ) 応急復旧完了後、直ちに充水又は試運転を行い、洗浄及び消毒を行って速やかに通水する。

(3) 県企業局の応急復旧

県企業局の応急復旧は、以下の通り。

ア 被害発生時の把握及び緊急措置

(ア) 地震の規模により、千葉県地域防災計画に合わせた応急体制を確立する。

(イ) 浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

なお、管路パトロールについては、災害時の応援協定を締結している千葉県水道管工事協同組合と協力して実施する。

イ 応急復旧

以下の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立案し実施する。

- (ア) 被害状況に基づき、速やかに県企業局の復旧体制を確立するとともに、市民への広報、保安対策に万全を期する。
- (イ) 復旧にあたっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。
- (ウ) 液状化等により漏水箇所の特定が困難な場合は、速やかに漏水調査機器等を使用し、漏水箇所を把握する。
- (エ) 応急復旧は、県企業局職員と千葉県水道管工事協同組合等による復旧作業班を編制し実施する。
組合の施行業者に的確に復旧を指示するとともに、復旧資機材の迅速な手配を行う。
- (オ) 施行に当たっては、浄・給水場の配水池を起点として上流側から進める。なお、給水装置の応急復旧も並行して進め、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。
- (カ) 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。
- (キ) 復旧完了後、直ちに充水・洗浄を行い、水質確認のうえ速やかに通水する。

ウ 応急復旧資機材の確保

県企業局の保有資機材で対処することとするが、不足する場合は、災害時等の応援協定を締結している製造会社及び水道用資機材供給会社等から調達する。

復旧資機材の配管材料等は、県企業局幕張倉庫及び給水場等へ分散して備蓄する。

(4) 記録及び報告

応急復旧状況の写真撮影を行うとともに、別に定める復旧調書に復旧内容等の所要事項を記載して災害対策本部等に提出する。

3 災害時の広報

発災後の広域的な広報は、本部を通じ、報道関係機関の協力を得て実施する。

また、広報の時期については、地震発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせてそのつど決定する。

市内の一部地域を対象とする広報は、県水道事業体広報班が拡声機付自動車による路上広報等を行うが、必要に応じて、本部長（市長）に対し防災行政無線その他による広報を要請し行う。

第2 公共下水道施設・農業集落排水施設

【建設局、千葉土木事務所、警察署、（一社）千葉市建設業協会、市指定排水設備工事業者、市下水管路維持協同組合】

対策のあらまし	施設管理者は、大規模な地震が発生したときは、速やかに管渠・処理場・ポンプ場等の下水道・農業集落排水施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道・農業集落排水機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては応急措置を行う。施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、調査を行うとともに、応急復旧対応の内容を決定（専門技術を持つ人材の活用等）し、復旧工事を実施する。

1 管渠の応急措置

災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し被害状況を把握したのち、以下の応急措置を行う。

- (1) 下水管渠の被害に対しては、とりあえず汚水、雨水の疎通に支障のないように移動式ポンプを配置し排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。
- (2) 幹線及び枝線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあるので原則として応急復旧を行い、本復旧の方針をたてる。
- (3) 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないようマンホール、雨水桝等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。
- (4) 工事施工中の箇所においては、受注者に対して、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて、現場要員、資器材の補給を行わせるものとする。

2 処理場・ポンプ場等の応急措置

- (1) 処理場・ポンプ場等が停電した場合は、直ちに自家発電装置に切り替え、処理・排除に万全を期する。
- (2) 下水道施設・農業集落排水施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所がある場合には応急修理を行い、処理・排除に万全を期する。
- (3) 処理場の地震被害に対しては、バイパス、仮設ポンプ、消毒等の応急措置を行い、流下機能・消毒機能を確保する。

3 資器材、車両及び人員の確保

- (1) 職員の動員・配備は、本章第1節第1「応急活動体制の区分」による。
- (2) 下水道施設・農業集落排水施設の応急復旧にあたっては、他の地方公共団体及び関係業者の協力を得て行う。
- (3) 応急復旧は、市が備蓄する資器材及び車両により行う。

災害の規模により多くの資器材若しくは車両を必要とする場合には、県や関係会社等からの調達協力を要請する。

4 災害時の広報

下水道施設・農業集落排水施設の被害状況及び復旧の状況等の市民への広報については、第3節「災害時の広報」を参照のこと。

また、広報の時期については、地震発生直後及び応急復旧対策の進捗状況に合わせてそのつど決定する。

第3 電気施設

【東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社】

対策の あらまし	非常災害時においても原則として電力の供給は継続される。 災害により電気の供給が停止したり、又は停止するおそれのあるときは、千葉市を管轄する千葉総支社は非常災害対策支部を千葉総支社に設置し、応急対策及び復旧措置を講じる。

1 震災時の活動体制

(1) 震災時の活動体制

地震災害が発生したとき、千葉市を管轄する千葉総支社は、非常災害対策支部を千葉総支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

(2) 情報連絡ルート

東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社が災害時に実施する情報連絡ルートは、主に次の2系統になる。

ア 災害に関する情報は給電所、制御所等の社内機関との連絡並びにラジオ、テレビ等による情報把握

イ 市災害対策本部又は区本部、市消防局、警察署等の管内防災機関との情報連絡（連絡調整員の派遣を含む）

2 震災時の応急措置

(1) 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 第一線機関等相互の流用

イ 現地調達

ウ 千葉総支社非常災害対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、千葉総支社非常災害対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あてに緊急出荷のうえ、復旧工事の迅速化に努める。

(2) 人員の動員、連絡の徹底

ア 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

イ 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 市災害対策本部事務局等に対し、必要に応じて連絡調整員の派遣を行う。

(3) 震災時における危険予防措置

災害発生時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、

建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 応急復旧対策

(1) 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

(2) 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

ア 送電設備

- (ア) 全回線送電不能の主要線路
- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の主要線路
- (エ) 一部回線送電不能のその他の線路

イ 変電設備

- (ア) 主要幹線の復旧に係る送電用変電所
- (イ) 都心部に送電する系統の送電用変電所
- (ウ) 重要施設に供給する配電用変電所

ウ 通信設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

エ 配電設備

- (ア) 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- (イ) 保守用回線
- (ウ) 業務用回線

(3) 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと

イ 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ通報すること

ウ 断線垂下している電線には絶対に触らないこと

エ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること

オ 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること

カ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと

キ その他事故防止のための留意すべき事項

- (4) 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。
- (5) 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

第4 ガス施設等

【東京ガス㈱・東京ガスネットワーク㈱、大多喜ガス㈱千葉事業所、県LPガス協会】

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、以下の防災対策を実施する。

対策の あ ら ま し	地震等の非常災害が発生した場合、都市ガス事業者は、災害の種類、規模等に応じて非常災害組織を本社及び千葉市を所管する出先機関内に編成し対応する。 また、LPガス販売業者については、千葉支部に災害対策本部を設置し、対策を講じる。 これにより二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制が確立される。 なお、市（消防局）は、都市ガス・LPガスの火災、爆発、漏洩等の事故の発生に際しては、都市ガス事業者・LPガス販売事業者等と協力して、これを早期に鎮圧し被害を最小限にとどめる。

1 都市ガス施設

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

(1) 非常災害体制の確立

ア 地震発生時の出動

- (ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。
- (イ) 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出勤する。

イ 気象庁発表の大津波警報が発表された場合の出動

- (ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。
- (イ) 勤務時間外は、津波の高さ・到達時間をテレビ・ラジオ等の情報より判断し、あらかじめ指定された箇所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。

ウ 非常災害対策本部、支部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、または、大津波警報が発令された場合、災害対策の迅速

かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

ア 震災時の初動措置

- (ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、必要に応じて連絡調整員の派遣を行うなどして、被害情報等の情報収集を行う。
- (イ) 事業所設備等の点検を行う。
- (ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。
- (エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。
- (オ) その他、状況に応じた措置を行う。

イ 応急措置

- (ア) 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。
- (イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- (ウ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- (エ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ 資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

- (ア) 取引先、メーカー等からの調達
- (イ) 各支部間の流用
- (ウ) 他ガス事業者からの融通

エ 車両の確保

本社地区に工作車、広報車を保有しており常時稼働可能な体制にある。

また、主要な車両には、無線を搭載している。

(3) 災害時の広報

災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請するほか、市へ広報を要請するなど、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

ア 地震発生時には

- (ア) ガス栓を全部閉めること
- (イ) ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること
- (ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること

この場合には、ガス栓・メーターコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること

- (エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること

イ マイコンメーター（前面にランプがあるメータ）が作動してガスが出ない場合

(ア) グレーのメーターの場合は、マイナスドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。

(イ) クリームメーターの場合は、左上の丸い蓋を外し（蓋がないタイプもある）、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。

(ウ) 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと

ウ 供給を停止した場合

(ア) ガス栓を開いてもガスがでない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと

(イ) ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと

(4) 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車輛の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、市町村等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

(5) 事業継続計画の策定・発動（東京ガス㈱・東京ガスネットワーク㈱）

事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定にあたっては、関係者の生命・身体の安全及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限維持しなければならない以下の業務を最優先する。

ア ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務

イ ガスの供給が停止した場合には、その復旧作業に関する業務

ウ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務

エ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

2 LPガス施設

LPガス販売事業者は、災害の種類、規模等に応じて被災設備の緊急措置並びに安全を確認後、直ちに状況をLPガス災害対策本部（千葉支部）に報告するとともに、本部防災組織の編成に入り、二次災害の防止並びに応急措置を迅速かつ的確に講じうる体制を確立する。

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、その状況により千葉支部に災害対策本部、各分会に連絡所を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、協会本部、県市及び各防災機関と緊密な連絡を図り、必要に応じて連絡調整員の派遣を行う。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い本部及び分会連絡所による情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 災害時の応急措置

ア 供給設備の点検

災害の発生とともに、次のとおり供給設備の点検を行う。

- (ア) L Pガス容器バルブの閉止確認及び転倒容器の修復
- (イ) L Pガス容器及び供給設備の損傷点検並びに漏えい検査

イ 消費設備の調査

- (ア) 消費設備（配管、燃焼器具等）の損傷点検並びに漏えい検査
- (イ) 末端閉止弁、器具栓の閉止

ウ 二次災害の防止

- (ア) 危険箇所（倒壊家屋、焼失家屋等）からの容器の撤収
- (イ) 放置容器等の回収

(3) 応急復旧対策

ア 災害対策本部の指示に基づき、各分会（各班）は、有機的な連携を保ちつつL Pガス供給、消費設備の応急復旧にあたる。

イ L Pガス消費設備の安全総点検の実施及び早期安全供給の実施。

ウ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

第5 電話施設

【NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】

対策の あらまし	地震等の非常災害時における通信の途絶を防止するための各種通信施設の確保、復旧等に関する応急対策については、災害対策本部や現地災害対策本部を設置し、対応する。 これにより、災害時においても通信機能を十分に発揮し得るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制が確立される。

1 NTT東日本(株)

(1) 震災時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県、市及び各防災機関と緊密な連絡を図り、必要に応じて連絡調整員の派遣を行う。

イ 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- (ア) 電源の確保

- (イ) 災害対策用無線機装置類の発動準備
- (ウ) 非常用電話局装置等の発動準備
- (エ) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- (オ) 局舎建築物の防災設備の点検
- (カ) 工事用車両、工具等の点検
- (キ) 保有資材、物資の点検
- (ク) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- (ア) 通信の利用制限
 - (イ) 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
 - (ウ) 無線設備の使用
 - (エ) 特設公衆電話の設置
 - (オ) 非常用可搬型電話局装置の設置
 - (カ) 臨時電報、電話受付所の開設
 - (キ) 回線の応急復旧
 - (ク) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の運用

ウ 震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
 - (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
 - (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
 - (エ) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の提供開始
- (3) 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- イ 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

2 (株)NTTドコモ

- (1) 震災時の活動体制
 - ア 災害対策本部の設置

震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市等の防災機関と緊密な連絡を図り、必要に応じて連絡調整員の派遣を行う。

イ 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

震災の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- (ア) 可搬型無線基地局装置の発動準備
- (イ) 移動電源車等の発動準備
- (ウ) 局舎建築物の防災設備等の点検
- (エ) 工事用車両、工具等の点検
- (オ) 保有資材、物資の点検
- (カ) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、または異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- (ウ) 可搬型無線基地局装置の設置
- (エ) 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- (オ) 回線の応急復旧

ウ 災害時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に通知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
- (エ) 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

(3) 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

イ 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

3 KDDI(株)

KDDI(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。この場合、県、市等の防災機関と緊密な連絡を図り、必要に応じて連絡調整員の派遣を行う。

災害の発生時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、市民を対

象に「災害伝言板サービス」等による安否情報の伝達に協力する。

4 ソフトバンク㈱

ソフトバンク㈱では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。この場合、県、市等の防災機関と緊密な連絡を図り、必要に応じて連絡調整員の派遣を行う。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い通信を確保するとともに、市民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

5 楽天モバイル㈱

楽天モバイル㈱では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。

また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

第6 鉄道施設等

【ＪＲ東日本㈱千葉支社、京成電鉄㈱、千葉都市モノレール㈱】

対策のあらまし	多数の乗客を輸送する鉄道において、大規模な地震が発生したときには、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがある。 各鉄道機関は、地震発生時の安全確保と、万一の場合の被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講じるための計画を策定している。

1 災害時の活動体制

(1) 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

(2) 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車等も利用する。

2 発災時の初動措置

(1) 運転規制

機 関 名	運 転 規 制 の 内 容
J R 東 日 本 (株) 千 葉 支 社	地震が発生した場合の列車の運転取扱い、次による。 ア 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度 S I 値（カイン）による。 イ 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。 ウ S I 値が一般区間で 12 以上、落石区間で 6 以上の場合、全列車を停止させ、保守係員による規制区間全線の点検後、運転規制を解除する。 エ S I 値が一般区間で 6 以上 12 未満、落石区間で 3 以上 6 未満の場合、35km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。
京 成 電 鉄 (株)	強い地震を感知した場合の運転の取扱い、次による。 ア 自社の震度計が震度 4（40～99ガル）の場合、直ちに列車停止手配をとる。指定点検箇所の異常の有無を確認の上、時速 25km/h 以下の速度で注意運転を行う。安全を確認した区間から規制解除し、通常運転に復する。 イ 地震計が震度 5 弱以上（100ガル）の場合、直ちに列車停止手配をとり当該区間内の鉄道施設の点検を実施する。安全を確認した区間から運転を再開する。
千 葉 都 市 モ ノ レール (株)	地震が発生し、警報の表示があった場合は、次の取扱いを行う。 ア 震度 4 以上の場合 直ちに無線により全列車を一旦停止させたのち、速度 30km/h 以下の注意運転を指示するとともに駅及び関係箇所に通報するものとする。解除は運転士から異常がない旨の報告を受けた時。 ※ 注意運転は当該区間を運転する最初の列車による安全確認とする。 イ 震度 5 弱以上の場合 直ちに無線により全列車に停止を指示し、関係箇所に通報するものとする。解除は保守担当課長から点検結果の報告を受け、安全の確認がなされた時。

(2) 乗務員の対応

機関名	乗 務 員 の 対 応
J R 東 日 本 (株) 千 葉 支 社	ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁^{きょうりょう}上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。
そ の 他 民 鉄 各 社	ア 運転中に地震を認知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁^{きょうりょう}上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる箇所に列車を移動させる。 ウ 列車を停車させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡をとり、その指示を受ける。

(3) その他の措置

機 関 名	そ の 他 の 措 置
J R 東 日 本 (株) 千 葉 支 社	ア 旅客誘導のための案内放送 イ 駅員の配置手配 ウ 救出、救護手配
そ の 他 民 鉄 各 社	エ 出火防止 オ 防災機器の操作 カ 情報の収集

3 乗客の避難誘導

機関名	避難誘導方法
J R 東日本(株) 千葉支社 その他 民鉄各社	(1) 駅における避難誘導 ア 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。 イ 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市又は県があらかじめ定めた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。 (2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 ア 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。 イ 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 (ア) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。 (イ) 特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 (ウ) 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

4 事故発生時の救護活動

機関名	救護活動の内容
J R 東日本(株) 千葉支社 その他 民鉄各社	災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

5 災害時の広報活動

機関名	災害時の広報活動
J R 東日本(株) 千葉支社 その他 民鉄各社	(1) 駅では、地震災害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱をまねかぬよう注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について、放送案内を行う。 (2) 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について、旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について、放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。

6 保有する設備を活用した支援活動

機関名	活動内容
千葉都市モノレール(株)	(1) 駅周辺の避難施設への電力供給 (2) 帰宅困難者への充電設備の貸し出し調整

第13節 生活救援対策

【総合政策局、総務局、経済農政局、市民局、水道局、各区、県企業局（千葉水道事務所、千葉水道事務所千葉西支所）、千葉鉄工業団地、市工業センター（※共同水道水源地）、四街道市上下水道部、千葉海上保安部】

第1 飲料水の供給

【総合政策局危機管理部、経済農政局、水道局、千葉海上保安部】

対策のあらまし	千葉市の上水道供給区域は、ほぼ全域が県企業局の供給区域となっているほか、御成台地区については四街道市上下水道部により供給されている。 水道部（水道局）は、緑区と若葉区の各一部を給水区域としている。 そのため、市域（市営水道給水区域を除く）における市民等に対する給水活動は、水道部長（水道局長）が、県企業局及び四街道市上下水道部と連携し実施する。 県企業局と市で確認した「給水区域内における応急給水等連絡調整会議に係る確認事項」（H24.4.1～適用）により、応急給水を行う。 この項では、災害により飲料水を確保できない市民に対し、被害の状況に応じ、最小限度必要な量の飲料水を供給するための役割分担、手順等について、そのあらましをあげる。

1 供給水源の確保**（1）県企業局給水場（応急給水実施場所及び注水指定場所）**

大規模地震が発生した場合、県企業局は、速やかに浄水場及び給水場の配水池等に貯留を図るほか、地下水を活用し応急給水用の水を確保する。

県企業局給水場（応急給水実施場所及び注水指定場所）

施設名	所在地	有効貯水量	備考
柏井浄水場	花見川区柏井町	122,000 m ³	表流水
園生給水場	稲毛区園生町	25,700 m ³	表流水
誉田給水場	緑区おゆみ野6丁目	44,000 m ³	表流水
幕張給水場	美浜区若葉3丁目	90,000 m ³	表流水
千葉分場	中央区都町3丁目	4,040 m ³	地下水
大宮分場	若葉区大宮町	4,400 m ³	表流水
計		290,140 m ³	

（2）水道部（水道局）施設

大規模地震が発生した場合、水道部（水道局）は、県企業局と情報連絡を密にして速やかに浄水場等の配水池に貯留を図るほか、地下水その他の市自主水源を活用し応急給水用の水を確保する。

水道部（水道局）給水場

施設名	所在地	有効貯水量	備考
平川浄水場	緑区平川町	3,400 m ³	県企業局浄水受水 緊急用井戸1井（1,000 m ³ /日）
土気浄水場	緑区土気町	740 m ³	地下水
大木戸浄水場	緑区大木戸町	10,712 m ³	県企業局浄水受水 緊急用井戸1井（1,000 m ³ /日）
更科浄水場	若葉区更科町	667 m ³	地下水
ちばリサーチパーク浄水場	若葉区上泉町	632 m ³	地下水
大野台送水ポンプ場	緑区大野台1丁目	1,140 m ³	県企業局浄水受水
高根給水場	若葉区高根町	1,700 m ³	県企業局浄水受水
計		18,991 m ³	

(3) 市有井戸付耐震性貯水槽

市の保有する井戸付耐震性貯水槽は、現在、市内13か所（5公園6か所、1高等学校、2区庁舎、4消防署）整備している。

井戸付耐震性貯水槽	貯水槽 40t 非常用発電装置及び滅菌装置付き (揚水能力 11t/時、ろ過能力 5t/時)

(4) 市有非常用井戸

58基（揚水能力 4.5 t/時、非常用発電装置及び滅菌装置付き）

(5) 受水槽・プール等

その他状況により関係各部・機関に協力を要請し、小中学校プール、受水槽、千葉鉄工業団地及び千葉市工業センター共同水道水源地等を補給給水源として使用する。

この場合、ろ過浄水機、薬剤投入、煮沸消毒等を施すなど安全性に特に留意する。

(6) 協定による確保

本市においては飲料水に関しても、応援協定を締結しているため、必要に応じて応援を要請する。なお、災害救助法上、水の購入費については真にやむを得ない場合に限られている。

－ 応援協定による確保先 －	
1	相互応援協定を締結している自治体
2	千葉県公衆浴場業環境衛生同業組合千葉支部
3	土地改良区、水利組合（農業用井戸水）
4	応援協定を締結している飲料水メーカー、小売業

2 需要の把握（被害状況の把握）

災害発生時においては、水道部長（水道局長）は、市域全体の水道施設について給水機能の状況把握に努め、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）及び区本部長（区長）と情報共有を図る。また、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）及び区本部長（区長）は、速やかに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等に係る情報を水道部長（水道局長）と共有する。

なお、被害状況把握の方法は、次によることとする。

－ 被害状況把握の方法 －

- (1) 水道部（水道局）
 - ・ 県企業局及び四街道市上下水道部に被害状況への確認
- (2) 本部事務局
 - ・ 各部が把握した被害情報の集約
 - ・ 防災関係機関等からの情報提供
- (3) 区本部
 - ・ 通報・パトロール等

3 応急給水

(1) 応急給水方針

水道部長（水道局長）及び県企業局は、給水需要（被害状況）に基づき、応急給水の方針を定め、次の事項について、本部長（市長）及び区本部長（区長）へ報告するものとする。さらに、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）は、県災害対策本部に対し報告するとともに、全体状況について綿密な連絡を取る。

また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉県災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助（応急給水等）を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。

－ 本部長（市長）及び区本部長（区長）への報告事項 －

- (1) 給水機能停止区域、世帯、人口
- (2) 復旧の見込み
- (3) 給水班編成状況及び必要見込み
- (4) 応急給水開始時期
- (5) 給水所（拠点）の設置（予定）場所

(2) 給水所（拠点）の設定

給水は、原則として、給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による拠点給水方式で行うものとする。

ただし、被災状況の把握、被災者（特に要配慮者）の健康支援等の他の目的を踏まえて、必要に応じて、プッシュ型による各家庭への個別給水を行うことを検討するものとする。

また、拠点給水方式・プッシュ型給水支援のいずれにおいても、給水時に被災者からの聞き取り等により、断水箇所の情報収集に努めるものとする。

給水所（拠点）の設定は、水道部長（水道局長）が区本部長（区長）の意見を聞いて行うが、原則として、避難場所、避難所を単位として行う。

なお、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて、被災地等に給水所を設定する。

(3) 周知・広報

給水所を設置するときは、設定する地域及びその周辺に「給水所」と大きく書いた掲示板等を表示するとともに、発災直後から復旧の進捗状況に合わせた広報活動を実施する。

また、給水所に被災地の自主防災組織若しくは代表となる市民を指定するよう要請し、給水に関する市民からの問い合わせ、要望等については、できる限り代表者に取りまとめを依頼するものとする。

(4) 応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用する車両及び資機材を確保するとともに、不足が生じる場合は、水道局関係業者、四街道市上下水道部その他の地方公共団体、自衛隊等の応援を求める。

※ろ過浄水機等給水用資機材の配備の現況（資料 3-7）

(5) 応急給水の実施

ア 給水基準

給水の量は、1人1日最低水量3ℓとする。以後、復旧工事の進捗等により順次増量する。

なお、必要以上の容器を持参し、規定を上回る給水を求める市民に対しては、一般にこれが飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を充分説明し、協力を求めるものとする。

イ 車両輸送による給水

(ア) 給水所（拠点）への搬送

飲料水等の給水所（拠点）への搬送は、県企業局、四街道市上下水道部との連携のもとに、水道部（水道局）、区本部避難所班が共同して行う。

必要な車両・機材は、市が備蓄する給水車、給水タンク及びポリ容器等や他部からの応援流用したものを使用するほか、県企業局に給水車及び給水タンクの使用を要請して行う。

(イ) 給水所（拠点）での給水

給水所（拠点）での給水は、各家庭において、自ら持参した容器をもって、給水所となった施設の各部担当職員、地区の消防団、自主防災組織等の協力を得て行う。

なお、自ら容器を持参できない場合は、まず近隣、自主防災組織等に対して、援助・相互融通を要請し、市による給水活動全体に支障が生じないように留意する。

(ウ) 医療機関・福祉施設等への給水

病院、診療所及び腎人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、重症心身障害児施設及び特別養護老人ホーム等の福祉施設及び救護所等への給水は、緊急な要請があった場合、他に優先して車両等により給水を行う。

ウ 仮設給水栓設置による給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、水道部（水道局）、県企業局及び四街道市上下水道部が協力して、次のとおり応急給水を実施する。

(ア) 消火栓及び排水栓を活用した応急給水

災害のため飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域の給水拠点の周辺で、活用できる消火栓及び排水栓がある場合は仮設給水栓を接続して、応急給水を行う。

(イ) 応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて、仮配管を行い、仮設給水栓を設置して、給水を行う。

仮設給水栓の設置場所は、水道部長（水道局長）が区本部長（区長）及び関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

エ その他

断水の被害状況に応じ、官公庁保有の船艇による港湾での給水支援の要請を検討する。

第2 食品の供給

【調達-市民局、経済農政局供給-各区、関東農政局（農林水産省農産局長）、市薬剤師会、協定締結事業者、農協、その他米穀・食品関連業者、交通輸送業者】

対策のあらまし	この項では、災害により自宅で炊飯等が不可能になった市民に応急的な炊き出しを行ったり、あるいは住家の被害を受けたため一時縁故先等へ避難する市民に対して、食品の供給を実施するための役割分担、手順等について、そのあらましをあげる。 なお、災害により食品の配給・販売機構等がマヒし、応急的な食品の供給活動を行う必要があると認めた場合についても、この計画により行う。

1 食品の供給実施の決定

（1）供給実施の決定者

本部長（市長）又はその補助執行機関としての区本部長（区長）は、災害により、避難所に収容され、又は食品や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が、ある程度の人数の規模で発生し、相当程度の期間、その状態が継続すると判断された場合に食品の供給の実施を決定する。

市に災害救助法を適用した場合は、千葉県災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助（食品の給与等）を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。なお、災害救助法による「食品の給与」の実施期間は、災害発生の日から7日以内となるが、内閣総理大臣の承認により期限を延長することができる。

なお、市限りにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

（2）供給対象者

応急食品の実施の対象者は、次のとおりとする。

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者

ウ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者（※1）

エ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食品を得る手段のない者

オ 災害応急対策活動従事者（※2）

なお、米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能になった場合には、知事の指定を受け

て、被害を受けない市民に対しても米穀等の応急供給を実施する。(※3)

(※1) 一時縁故先等へ避難する者は、3日分を支給

(※2) 災害応急対策活動従事者は、災害救助法の実費弁償の対象外

(※3) 米穀の応急供給は、原則として自主防災組織（又は町内自治会等の市民組織）を単位として、代金と引き替えで行う。

(3) 食品供給の内容

応急的に供給する食品は、市が備蓄する保存食（クラッカー・アルファ米）及び他市からの救援物資又は調達による米穀、食パン、弁当等の主食のほか、必要に応じて、協定締結事業者、百貨店、スーパー等から梅干し、佃煮等の副食を調達する。

また、乳児に対しては、原則として、市が備蓄する粉ミルク及び販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

2 需要の把握（被害状況の把握）

応急食品の必要数の把握は、経済農政部長（経済農政局長）が、区本部及び関係各部がそれぞれ次により実施したものを総括して行う。

なお、把握した食品の必要数（食数）は、直ちに本部事務局長（総合政策局危機管理部長）を通じて、本部長（市長）に報告し、本部長（市長）の供給数の決定により、必要数の調達・輸送を実施する。

－ 必要数の把握の分担 －

- (1) 避難所については、区本部（避難所班）がそれぞれ担当の避難所において実施したものを集計のうえ報告する。
- (2) 住宅残留者については、区本部（被災者支援班）が消防部（消防局）その他の関係各部、関係機関、町会長及び自主防災組織等の市民組織の協力を得て、実施する。
- (3) 災害応急対策活動従事者については、各部及び区本部の協力を得て、総務部総務班（総務局総務部）が実施する。

3 食品の確保

(1) 市の食品確保体制

食品の確保は、経済農政部長（経済農政局長）が、本部長（市長）の指示又は区本部長（区長）の要請に基づき、以下のとおり行う。

ア クラッカー及びアルファ米については、市の備蓄品を使用する。

イ 梅干し、佃煮等の副食については、協定締結事業者から、調整粉乳については、協定締結業者及び市薬剤師会、薬局等の粉ミルク販売取り扱い業者からそれぞれ緊急調達するものとする。

(2) 県からの米穀等調達

米穀の調達は、県知事に対し割当申請を行い、その指示を受けて、市内卸売業者若しくは小売販売業者から調達する。

(3) 救援物資の受入れ

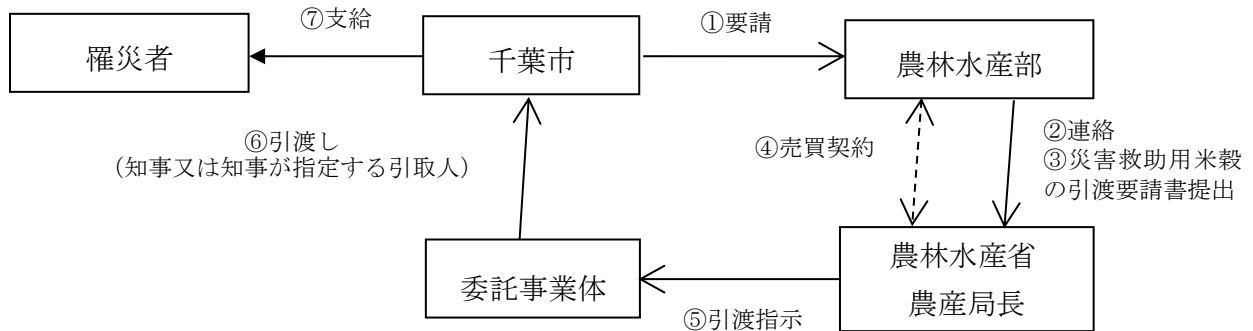
市民部長（市民局長）は、他市町村等からの救援物資を集積場所に保管する。

(4) 農林水産省への要請

政府所有米穀の調達については、必要があるときは、県を通じて（連絡がとれないときには直接）、農林水産省農産局長に必要な措置を講じることを要請する。

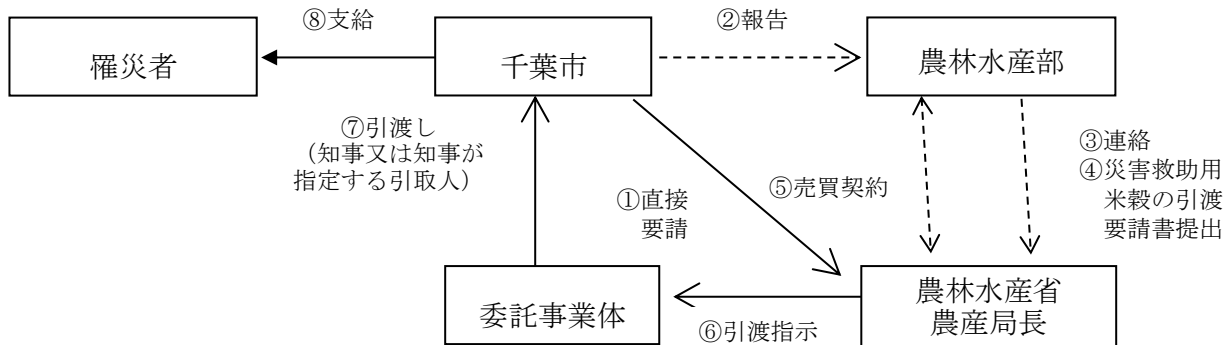
ア 県に要請する場合

県の農林水産部から農林水産省農産局長に要請し、売買契約を締結後、受託事業体から引き渡される。



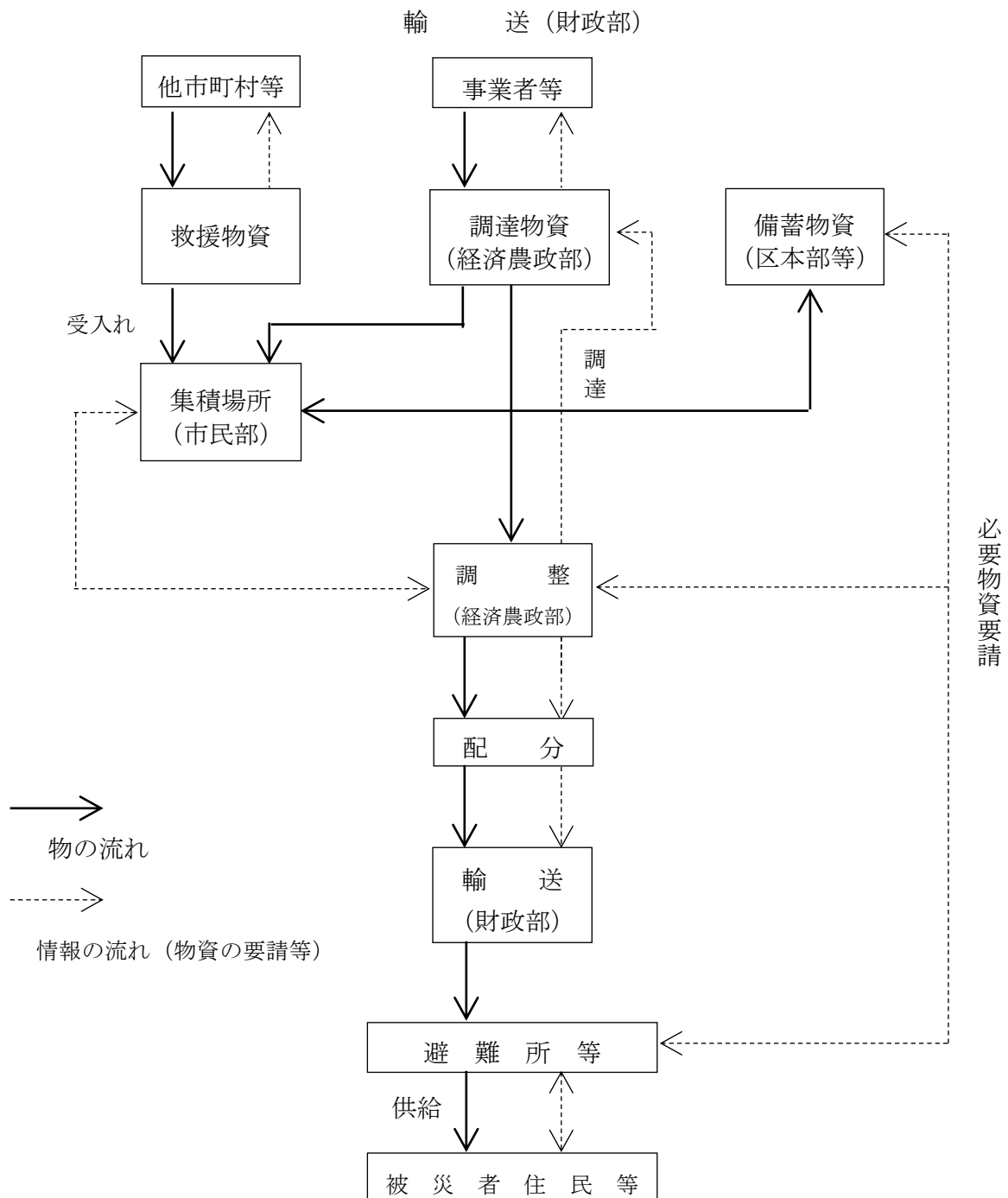
イ 農林水産省に直接要請する場合

農林水産省農産局長に直接要請した場合、必ず県に報告する。県はこれを受けて農林水産省農産局長と売買契約をする。



4 食品供給活動の実施

(1) 食品等の供給システム



(2) 食品の輸送

食品供給に関する輸送業務は本章第11節「緊急輸送体制」による。

(3) 食品等の集積場所

ア 食品等の集積場所（保管場所）は、本章第11節「緊急輸送体制」第2「集積場所」による。

イ 市民部長（市民局長）は、集積場所における食品等救援物資の受入れ・区分け・在庫管理・積み込み等を行う。

（４）食品の供給活動の実施

ア 供給食品

供給する食品は、災害発生第1～3日目は、1日あたりクラッカー1食及びアルファ米1食の計2食を基本とする。ただし、第2日目以降は、他市からの救援物資又は調達物資の状況に応じ、米飯の炊き出し又は弁当・食パン等による供給も行う。また、乳幼児に対しては、調整粉乳又は大人と同等とし、特に栄養支援の配慮に努める。

イ 供給基準

- （ア）クラッカー 1食あたり 100 g 以内
- （イ）アルファ米 1食あたり 100 g
- （ウ）米穀 1食あたり精米 200 g 以内 （※1、※2）
- （エ）食パン 1日あたり 200 g（約半斤）以内
- （オ）調整粉乳 乳児1日あたり 115 g 以内（1回 23 g 5回分）
幼児1日あたり 78 g 以内（1回 23 g 3回分）

（※1）ただし、通常の配給ができない場合の配給については、1日あたり米穀（精米換算）400g 以内とする。

（※2）ただし、救助作業に従事する場合にあっては、米穀（精米換算）1食あたり 300 g 以内とする。

ウ 炊き出しの実施

炊き出しは、市内小学校の調理室・家庭科室等を利用し区本部避難所班が行うが、必要に応じて、日赤奉仕団、町内自治会、自主防災組織及び民間業者等に協力を依頼する。

エ 供給活動を実施する範囲

供給活動を実施する範囲は、各小学校の学区内を基準とするが、災害の実情により区本部長（区長）が調整する。

オ 供給への配慮

（ア）食品を配布する際は避難者数を正確に把握して、不足や重複がないよう公平な供給に努める。

なお、要配慮者に対しては優先的に供給する。

（イ）避難者に対して、公平に供給されるよう相互に協力を求める。

（ウ）アレルギー疾患（児）への対応として、アレルゲンが除去された食品を確保し、他の食品とは分けて供給する。

カ 在宅避難者等への供給

住居の被害で炊事ができない在宅避難者、またはやむを得ず指定避難所に滞在することができない車中泊等の被災者への食品の供給は、開設された避難所にて名簿の登録を行い、登録をした避難所にて供給を行うことを基本とする。

なお、在宅の要配慮者で、避難所へ行くことが困難な者については、町内自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、巡回供給に努める。

(5) 局所的災害の場合の対応

被災地域・規模が限定され、単独区のみ災害対策本部が設置された場合等において、当該区内の備蓄食料のみで対応可能なときは、前記「食品等の供給システム」によらず、区本部長の判断により、直接、自区内の備蓄食料を避難所等へ供給できるものとする。

第3 生活必需品の供給

【調達-市民局、経済農政局供給-各区、日本赤十字社千葉県支部、協定締結事業者、デパート・スーパー等卸小売業者、交通輸送業者】

対策のあらまし	この項では、災害により被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難である市民に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を供給又は貸与するための役割分担、手順等について、そのあらましをあげる。

1 供給実施の決定

(1) 供給実施の決定者

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長（市長）又はその補助執行機関としての区本部長（区長）は、必要と認めた場合、生活必需品供給の実施を決定する。

ただし、市限りにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

なお、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助（生活必需品の給与等）を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。

また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。

(2) 供給対象者

災害対策活動従事者を除き、「食品」の規定に準ずる。

(3) 応急給付の内容

○寝具	… 毛布・布団等
○外衣	… 普通着・作業衣・婦人服・子供服等
○肌着	… シャツ・ズボン下・パンツ等
○身回り品	… タオル・手拭い等
○炊事用具	… 鍋・釜・包丁・バケツ等
○食器	… 茶わん・汁わん・皿・はし・スプーン等
○日用品	… 石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯磨粉等
○光熱材料	… マッチ・ローソク・プロパンガス等

2 需要の把握（被害状況の把握）

災害対策活動従事者を除き、「食品」の規定に準ずる。

3 生活必需品の確保

- (1) 経済農政部長（経済農政局長）は、本部長（市長）の指示又は区本部長（区長）の要請に基づき、迅速に市内又は市外の業者から調達するが、市の調達量に不足が生じたとき、又は調達が困難な時は県に備蓄物資の融通等を要請するものとする。
- (2) 市民部長（市民局長）は、他市町村等からの救援物資を集積場所に保管する。

4 供給活動の実施

- (1) 生活必需品の供給システム

生活必需品の供給は「食品」の規定に準ずる。
- (2) 生活必需品の集積場所（保管場所）及び輸送業務の分担

災害対策活動従事者を除き、「食品」の規定に準ずる。
- (3) 生活必需品の供給
 - ア 給与（貸与）基準

生活必需品の給与（貸与）基準は、災害救助法の範囲内で行う。
 - イ 供給への配慮
 - （ア）生活必需品を配布する際は避難者数を正確に把握して、不足や重複がないよう公平な供給に努める。なお、要配慮者に対しては優先的に供給する。
 - （イ）避難者に対して、公平に供給されるよう相互に協力を求める。
 - （ウ）生活必需品の品目に応じて、同性の者による対応又は他者へ見えないよう覆いをして供給するよう配慮に努める。
 - ウ 在宅避難者等への供給

住居の被害で生活必需品を喪失又はき損した在宅避難者、またはやむを得ず指定避難所に滞在することができない車中泊等の被災者への供給は、開設された避難所にて名簿の登録を行い、登録をした避難所にて供給を行うことを基本とする。なお、在宅の要配慮者で、避難所へ行くことが困難な者については、町内自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、巡回供給に努める。
- (4) 局所的災害の場合の対応

「食品」の規定に準ずる。

第4 救援（支援）物資の対応

【総合政策局危機管理部、市民局、経済農政局】

東日本大震災や新潟中越地震では、救援物資が短期間の間に大量に搬入され、集積場所に滞留して、物資を必要としている被災者の手元に届くまでに時間がかかる等問題が生じている。そのため、迅速かつ的確に物資が供給できるよう必要な対策を実施する。

1 救援物資の要請

経済農政部長（経済農政局長）は、備蓄・調達による物資供給対応のみでは、物資の不足が生じると判断した場合、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関の協力やホームページを活用して要請を行う。

2 要請事項

- (1) 必要な救援物資の品目
 - (2) 救援物資は、原則として、都道府県、市町村単位及び団体からの受入れとし、その形態は、単品こん包又は類似品種のこん包で、内容・数量が把握できるよう、ラベル表示させる。
 - (3) 運搬手段は提供側で確保し、原則として指定する物資集配拠点まで輸送する。
- なお、物資の充足による要請の打ち切り又は品目の変更があれば、その都度情報提供を行う。

3 救援物資の受入れ

市民部長（市民局長）は、救援物資の提供があった場合、集積場所で受け入れる。

※集積場所、物資供給に係る役割分担、集積場所の運営及び物資輸送の要請については、第11節「緊急輸送体制」のとおり

4 救援物資に対する留意事項

- (1) 個人からの支援
 - 個人からの物資については、災害発生直後は、原則として受け取らない。
 - 個人レベルでの救援物資は量・質ともに不揃いであり、過去の災害では、中古製品、着古した着衣や賞味期限が切れてしまった食品などが届いた事例が見受けられた。
 - 災害発生直後にこのような物資に対して、多くの人員を割くことは災害対策全体の質を低下させてしまい、また、最終的に行き場を失い、保管費用や処分費用がかかり逆に復興の妨げになってしまうことから「第二の災害」と呼ばれている。
 - しかしながら、救援物資自体は被災者に対する善意の表れであり、市としては感謝する必要がある。そのため、市としては状況を説明したうえで、個人からは義援金での支援に理解を求める。
- (2) 救援物資要請の終了
 - 発災直後の混乱期を過ぎ、ライフラインの回復、道路復旧、仮設住宅への入居等、徐々に都市機能が回復し、商業ベースの流通が安定したと判断した段階で、要請を終了する。救援物資は無償の支援であるが、通常の経済活動の回復が最終的に早期の復興に資することに留意しなければならない。
- (3) プッシュ型支援への対応
 - 県は、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災地に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定している。
- (4) 物資調達・輸送調整等支援システムの活用
 - 平成30年7月豪雨災害における政府の物資支援において、避難所への物資到着状況の把握

や避難所ニーズの集約が困難であったことなどが課題とされ、国・自治体・避難所の担当者が、これらの情報を一元的に管理・共有できるシステムとして構築・運用されている。大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有し、備蓄物資の提供を含め速やかな物資支援に努める。

第5 災害時保育の実施

【こども未来局、民間保育施設】

対策のあらまし	災害発生時、保育所（園）・認定こども園等（以下「保育所（園）」という）は、児童の安全の確保に最大限努めるとともに、一刻も早い災害復旧と社会経済活動の継続のため、段階的に災害時保育を実施し、全所（園）での早期再開を目指す。 あわせて、地域の子育て支援拠点として、地域の保護者等への子育て支援に積極的に努めるとともに、一時的に保育が必要となった児童について、可能な限り受入れに努める。

1 事前措置

- (1) こども未来局長は、日頃から、本計画の内容を公立保育所（園）職員に周知・徹底するとともに、民間事業者に対しても、本計画に基づき同様の対応をとるよう要請する。
- (2) 保育所（園）長は、災害の発生に備え、予め次のような措置を講じる。
 - ア 施設の立地条件等を考慮し、避難計画を策定するとともに、定期的に避難訓練を実施する。
 - イ 災害時の保護者との連絡方法や児童の受け渡し方法を定め、保護者に周知するとともに、市、警察署、消防署等関係機関との連絡体制を確立する。
 - ウ 勤務時間外における職員の所在確認や非常招集の方法、災害の状況に応じた参集体制等を定め、職員に周知する。
 - エ 保護者のすぐの引き取りが困難な場合を想定し、一定期間、児童を預かるために必要な、非常食、飲料水等非常用物資を確保する。

2 災害発生時の対応

- (1) こども未来部長（こども未来局長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、保育所（園）長に対し、災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達する。
- (2) 保育所（園）長は、災害の状況に応じ、適切な緊急避難の措置を講じる。
- (3) 保育所（園）長は、児童及び職員、施設設備等の被害状況を速やかに確認し、こども未来部長（こども未来局長）に報告する。
- (4) 勤務時間外に災害が発生した場合、予め定められた職員は所属保育所（園）に参集し、施設設備の被害状況や児童及び職員の安否情報の確認・報告など必要な対応を行う。
- (5) 保育所（園）長は、災害の状況に応じて臨時の職員編成を行うなど、速やかに保育実施のための体制を整えるとともに、職員の確保状況、児童の受入れ可能人数等について、こども未来部長（こども未来局長）に報告する。
- (6) こども未来部長（こども未来局長）は、保育所（園）長に対し、緊急対策に関する情報・指示を迅速かつ的確に伝達する。

3 災害時保育の実施

- (1) こども未来部長（こども未来局長）は、各園における被害状況や児童の受入れ可能人数等の情報に基づき、下記を検討の上、災害時保育の実施方法を決定する。
 - ア ①継続して実施が可能な保育所（園）、②速やかに再開が可能な保育所（園）、③当面の間、休止する保育所（園）の選定
 - イ 受入れに余裕がある保育所（園）での合同保育の実施
 - ウ 他の公共施設等を使用した保育の実施
- (2) 保育所（園）の実施状況、再開見込み等について、市ホームページ等で、随時、周知する。
- (3) 災害発生直後、保育ニーズは一時的に減少するものの、すぐに従前の水準に戻ることが予想されることから、実施保育所（園）を段階的に増やすとともに、東日本大震災や熊本地震の事例を踏まえ、概ね1か月以内の全所（園）での保育再開を目指し、被災した施設設備の早期復旧や職員の確保に努める。
- (4) 保育の実施にあたり、民間も含め必要な物資が不足する場合、こども未来部長（こども未来局長）は、関係部長（関係局長）等に対し、物資の確保・調整を要請する。
- (5) 保育の実施にあたり、保育士等必要な職員が不足する場合、こども未来部長（こども未来局長）は、本部長（市長）、区本部長（区長）等に対し、直近要員職員の保育所への復帰等の調整を要請するとともに、更に、民間園を含め大幅に人員が不足する場合は、災害時受援計画に基づき、本部事務局を通して、他自治体へ応援を要請する。

4 地域の子育て支援の実施

- (1) 保育所（園）は、平常時から、地域の子育て支援の拠点としての役割も担っており、災害時においても、地域の保護者等に対して、保育の専門性を活かした子育て支援を積極的に行う。
- (2) 在籍児童ではないが、保護者が災害復旧に従事する等の理由で一時的に保育が必要となった児童について、可能な範囲で受入れに努める。なお、こども未来部長（こども未来局長）は、受入れが可能な保育所（園）について調整を行い、市ホームページ等で周知する。

5 その他の留意事項

- (1) 保育所（園）内における児童の救護は、原則として、看護師等の職員がこれにあたるが、必要に応じて医療対策本部に対応を要請する。
- (2) 給食は、原則、実施するよう努めるものとするが、ライフラインの途絶や食材の不足等で実施が困難な場合は、保護者に対し弁当持参等の協力を依頼する。
- (3) 本部長（市長）、関係部長（関係局長）等から、被災者への炊き出しについて協力要請があった場合は、児童の保育に支障の無い範囲で可能な限り対応する。

第6 災害相談の実施

【総合政策局、各区、市役所コールセンター、県、警察署、その他ライフライン関係機関】

対策のあらまし	災害相談は、災害による精神的・物質的打撃から立ち直るための支援の窓口を広く開放することにより、迅速な応急対策の実施のための情報の流れを円滑にすることを第1のねらいとする。 また、第2のねらいとして、社会システムの混乱や情報の不足によるパニックの発生を防止し、社会秩序への信頼を回復し生活再建への着手を促すために行われる。 この項では、市（区）、県及びその他防災関係機関が行う災害相談について、それぞれの役割分担、手順等のあらましをあげる。

1 災害相談窓口の開設

総合政策部長（総合政策局長）及び区本部長（区長）は、大規模な地震が発生した場合若しくは本部長（市長）の指示があった場合は、直ちに市役所及び区庁舎1階ロビー等に被災者又はその関係者からの医療救護、交通事情、住宅支援等に関する問い合わせの相談に応ずるための、災害相談窓口を開設し、相談・問合せ受付業務を実施する。

2 臨時市民相談所の開設

総合政策部長（総合政策局長）及び区本部長（区長）は、災害発生による避難が終了した後は、本部長（市長）の指示又は自らの判断に基づき、避難所又は被災地の交通に便利な地点に市臨時市民相談所を開設し、被災した市民の相談、要望、苦情などの積極的な聴き取りに努める。

開設の実施にあたっては、相談事項の速やかな解決を図るため、関係各部及び関係機関の協力を得るものとする。

3 県による災害相談

(1) 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工、農林・水産、土木・都市、教育等の個別相談窓口を設置する。

(2) 被災者への相談事業等の展開

災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。

ア 要介護者への巡回相談事業の実施

イ 被災児童生徒及び保護者への相談事業の実施

(3) 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市町村と緊密な連携を図る。

4 防災機関等による災害相談

(1) 各警察署

各警察署長は、警察署又は交番その他必要な場所に相談所を開設し、警察関係の相談業務にあたる。

ア 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。

イ 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関に連絡して、その活動を促す。

(2) その他防災関係機関

本部長（市長）又は区本部長（区長）は、必要に応じて、電気、ガス、水道その他の防災関係機関に対して、市の災害相談への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。

また、県弁護士会、県行政書士会等関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

第14節 要配慮者の対策

第1 在宅の要配慮者の対策

【総合政策局、保健福祉局、こども未来局、消防局、教育委員会、各区、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内自治会、自主防災組織、社会福祉施設】

対策のあらまし	大規模災害発生時の在宅の高齢者、障害者等については、平常時より在宅福祉サービス等の援護を受けている者に加え、災害により家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されたり、あるいは生活に支障が生じることなどにより、新たな要配慮者が発生する。これら在宅の要配慮者の対策を、発災直後より、各段階におけるニーズにあわせ的確に講じる。

1 避難行動要支援者の避難支援等

避難行動要支援者は、災害発生時に必要な情報を素早く的確に把握して、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが難しく、避難支援等を必要とする。

避難支援等は、大きく情報伝達、安否確認、避難支援の3つの類型に分類できる。

- ・情報伝達…災害情報の把握に支援が必要な方に対し、高齢者等避難などの情報提供を行う。
- ・安否確認…災害時に安否の確認がとれない方に対し、直接本人を訪ねて安否確認を行う。
- ・避難支援…自分ひとりや家族の支援のみでは避難が困難な方に対し、避難所までの移動を支援する。

総合政策部長（総合政策局長）、保健福祉部長（保健福祉局長）、こども未来部長（こども未来局長）及び区本部長（区長）は連携を図り、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者名簿の活用や、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内自治会、自主防災組織、消防局、消防団や、千葉県警察等と連携して、居宅に取り残された避難行動要支援者の避難支援等にあたる。

避難支援等については、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画である「千葉市災害時要配慮者支援計画」による。

2 避難支援等の留意事項

避難支援等は町内自治会や自主防災組織等によって、以下の事項に留意して行う。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生（二次災害）のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- (3) 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等は適当な場所に集合させ、車両による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

- (4) 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内自治会等の単位で行うこと。
- (5) 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うこと。
- (6) 避難支援等関係者の避難支援等に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とすること。

3 避難所における要配慮者への対応

市は、指定避難所等での生活が困難な要配慮者に対する支援として「千葉市災害時要配慮者支援計画」に定めるとおり、福祉避難所（福祉避難室及び拠点福祉避難所）を開設する。福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

市は、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画である「千葉市災害時要配慮者支援計画」により対応する。また、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の受入れ等も検討し、必要に応じて千葉県へ要請を行う。

また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助（福祉避難所の設置）を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。

福祉避難所の概要

種別		対象者	場所
福祉避難所	福祉避難室	専門性の高いサービスは必要としないものの、通常の避難所では避難生活に困難が生じる避難者	避難所が学校の場合は保健室以外の部屋、その他の施設の場合は避難所事務所の近くにある部屋
	拠点福祉避難所	緊急の入院加療等を必要としないものの、より専門性の高いサービスを必要とする避難者	高齢者施設や障害者施設のうち、その施設管理者から同意を得られ、市と協定を結んだ施設をあらかじめ指定 ※拠点福祉避難所への移送は、親族及び保護者などが避難所従事者の協力を得て行う。

第2 社会福祉施設の対策

【保健福祉局、こども未来局、各区、施設所管局、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内自治会】

対策のあらまし	社会福祉施設には自宅での介護が困難な人が入所又は通所していることから、災害発生時においても、継続した施設援護サービスが提供できるよう、当該施設はもとより他の施設への移送等も含め適切な対策を講じるものとする。 比較的に被害が少なかった施設等においては、他の施設での援護が困難となった者や災害により新たに援護が必要となった者の受入れを積極的に行う。 また、施設の持つ機能を最大限に発揮し、「千葉市災害時要配慮者支援計画」に基づく拠点福祉避難所として協力するなど、近隣地域における要配慮者に対しても適切な支援を講じる。

1 施設における初動対策

各施設の長は、施設ごとに定められている「防災計画」に基づき、保健福祉部長（保健福祉局長）等と調整を図りながら、当該施設並びにその入所者及び通所者について、次のような対策を講じるものとする。

- (1) 建物、設備、備品等に関わる被害状況の把握と保健福祉部長（保健福祉局長）への報告
- (2) 入所者及び通所者の安全確保と他施設への受入れ要請
- (3) 応援職員及びボランティアの派遣要請

2 緊急受入れ対策

各施設の長は、当該施設の入所者及び通所者の処遇の継続を確保した後、さらに施設として要配慮者の受入れが可能な場合は、保健福祉部長（保健福祉局長）等と調整を図りながら、拠点福祉避難所として協力するため、次のような対策を講じるものとする。

- (1) 当該施設における受入れ可能人員の把握と保健福祉部長（保健福祉局長）への報告
- (2) 受入れのための体制整備
 - ア 設備、備品等の確保
 - イ 生活必需物資等の確保
 - ウ 応援職員及びボランティアの派遣要請

また、拠点福祉避難所として市と協定を結んでない施設とは、今後とも協定締結に努めていく。

3 近隣地域での支援対策

各施設の長は、施設内での援護活動を実施するほか、近隣地域との協力のもとに、保健福祉部長（保健福祉局長）等と調整を図りながら、施設の持つ設備、備品、人材等を活用し、可能な限り地域における被災者の支援を行う。

第3 日本語の理解が十分ではない外国人等への対応

【市民局、保健福祉局、市国際交流協会】

対策の あ ら ま し	日本語の理解が十分ではない外国人等は、災害時において、日本語の情報を理解できないほか、地理的不案内、生活習慣の違いなどのため適切な行動を取ることが困難な場合がある。 そのため、災害時には、千葉市国際交流協会やボランティア等の協力を得て外国語による情報提供等を行い、外国人等の安全を図る必要がある。

1 千葉市災害時多言語支援センターの設置・運営

市民部長（市民局長）は、災害時における外国人の支援を円滑に行うため、千葉市国際交流協会に、千葉市災害時多言語支援センターの設置・運営を要請する。

2 通訳の確保

市民部長（市民局長）は、日本語の理解が十分ではない外国人等の安全を期するため、保健福祉部長（保健福祉局長）と協力し、ボランティアを含む通訳者の確保を図る。

3 情報の提供

市民部長（市民局長）は、千葉市国際交流協会等の外国人等に関するコミュニティ団体等に対し情報の提供を行い、外国語版の広報資料の発行等を行う。

4 語学ボランティアの派遣

援助を必要としている避難所等へ千葉市国際交流協会に登録されている語学ボランティアを派遣する。

第15節 住宅対策

【都市局、各区、県、（一社）千葉市建設業協会、プレハブ建築協会、千葉県建設業協会、全国木造建設事業協会、日本ムービングハウス協会、日本ログハウス協会、千葉県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、全国賃貸住宅経営者協会連合会、全国賃貸住宅経営者協会連合会千葉県支部】

第1 応急仮設住宅の供給

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保出来ない者に対し応急に住宅を提供し一時的な居住の安定を図る。

市営住宅や借上げ型の応急仮設住宅への一時入居を行っても供給が不足する場合、建設型の応急仮設住宅により対応する。

また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助（応急仮設住宅の供与）を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。

1 市営住宅等の活用

空家の数や設備を調査し、応急仮設住宅として活用できる住宅を提供する。

協定締結先（県内市町村）の提供可能戸数についても調査を行う。

2 借上げによる応急仮設住宅

災害救助法が適用された後に協力団体への協力要請を行い、協力団体の受諾後、入居募集を開始する。入居を希望する被災者から申込に必要な書類を受け付け、民間賃貸住宅の借上げを行う。

3 建設による応急仮設住宅

建設による応急仮設住宅の戸数は、区本部長（区長）の意見を聞いて本部長（市長）が決定する。

（1）大規模地震発災直後の戸数

全壊・大規模半壊住宅数の10%を目安とする。

（2）大規模地震発災から2週間目以降の戸数

避難所にいる被災者へのヒアリング調査や市営住宅、借上げによる応急仮設住宅の受付状況などにより、戸数を算定する。

（3）建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、あらかじめ選定された建設予定候補地の中から以下の項目を考慮し、現況を調査したうえで選定する。

－ 建設地の留意事項 －

- (1) 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと
- (2) 飲料水等が得やすく、保健衛生上良好なこと
- (3) 罹災者の従前居住地に近いこと
- (4) 交通の便がよいこと
- (5) 公有地であること
- (6) 敷地が広大であること

(4) 応急仮設住宅の建設

建設予定地の現況調査の結果を基に「応急仮設住宅建設計画書」を策定し本部長（市長）へ報告の上、協力団体から建設業者の斡旋を受け、建設をする。

(5) 応急仮設住宅の解体・撤去

応急仮設住宅の供与が終了した場合、その解体及び撤去を行う。

4 協定締結先管理住宅等の利用

被災者用住宅等の供与につき、協定を締結している関係機関や民間事業者等に対し、支援の要請をする。市は、関係機関や民間事業者等と被災者用住宅等の供与につき、協定の締結を進める。

第2 応急仮設住宅への入居

1 入居者資格

以下の事項すべてに該当する被災者とする。

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住家がない者
- (2) 自らの資力では、住宅を確保できない者
- (3) 被災時に千葉市に居住していた者（住民登録の有無は問わない。）

2 選定の方法

建築班（都市局建築部）は、あらかじめ入居者の選定方法を作成しておき、区本部（各区）が作成した応募者リストに基づいて入居者を選定する。また、選定にあたっては、次の者を優先する。

- (1) 特定の資産のない高齢者、障害者、一人親世帯
- (2) 乳児（3歳以下）のいる世帯、妊婦のいる世帯、18歳未満の子供が3人以上いる世帯
- (3) 病弱者等のいる世帯、被保護世帯並びに要保護世帯

3 入居

建築班（都市局建築部）は、仮設住宅への入居が円滑に進むよう区本部長（区長）及び関係各部長（各局長）と調整するものとする。

第3 応急仮設住宅の管理

1 管理

建設した応急仮設住宅の管理は、建築班（都市局建築部）が行う。建築班（都市局建築部）は、入居者台帳等を整備し入退去の管理を行う。

2 生活支援

区本部長（区長）は、入居者台帳に基づき関係各部長（各局長）と連携し生活支援を行う。

3 恒久住宅への移行支援

建築班（都市局建築部）は、区本部長（区長）と協力し入居者が供与期間内で退去できるよう、恒久住宅への移行支援を行う。

第4 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理の実施は、災害救助法が適用された場合に本部長（市長）が実施するものとする。都市部長（都市局長）は、直ちに住宅の応急修理実施に必要な体制を整え事務にあたる。また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉県災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助（住宅の応急修理）を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、救助を実施する。

なお、市の体制のみにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

1 被災住宅の応急修理

（1）日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象者

災害のため住家が半壊（焼）・準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者や、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者。

イ 応急修理の給付内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に必要な最小限度の部分について、実施（給付）するものとする。

修理に要する費用の限度は、災害救助法の定めるところによる。

※災害救助法による災害救助基準（資料 8-1）

ウ 期間

応急修理は、原則として災害発生の日から3ヶ月以内に完了するものとする。また、国の

災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了するものとする。なお、期限内の実施が困難な場合は内閣総理大臣と協議する。

(2) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象者

災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ 応急修理の内容

応急修理は、住家の被害の拡大を防止するためのブルーシートの展張等を含む緊急の修理が必要な部分について、実施（給付）するものとする。

修理に要する費用の限度は、災害救助法の定めるところによる。

※災害救助法による災害救助基準（資料8-1）

ウ 期間

応急修理は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとする。なお、期限内の実施が困難な場合は内閣総理大臣と協議する。

2 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合は、市民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

- (1) 市営住宅又は付帯施設の被害状況は、建築班（都市局建築部）が早急に調査を行う。
- (2) 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危険防止のため市民に周知を図る。
- (3) 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間（資料8-1）

第5 被災建築物の応急危険度判定の実施

地震直後の建築物の倒壊、落下物等による二次災害から市民の安全を確保するため、速やかに被災建築物の応急危険度判定を実施する。

- (1) 被災により多数の建築物に被害が生じたときは、速やかに判定実施計画を策定するとともに、県と協力し判定に必要な資機材等の準備を行う。
- (2) 被災建築物応急危険度判定士の派遣を県に要請するとともに、執務スペースの確保等受入れの準備を行う。
- (3) 判定を実施するときは、市民に対し判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等をチラシ等により周知を図る。
- (4) 危険度判定は、危険、要注意、調査済の3区分で行い、判定結果については被災建築物に表示し、使用者等に注意を促す。

第6 被災宅地の危険度判定の実施

地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、市民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士を活用し、被災宅地の危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施する。

危険度判定にあたっては「被災宅地危険度判定実施要綱（被災宅地危険度判定連絡協議会）」等により実施する。

第7 罹災証明書等の交付

本部長（市長）は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、災害発生後早期に罹災証明書等の交付体制を確立し、被災者から申請があった場合、遅滞なく交付する。

詳しくは、共通編第3章を参照する。

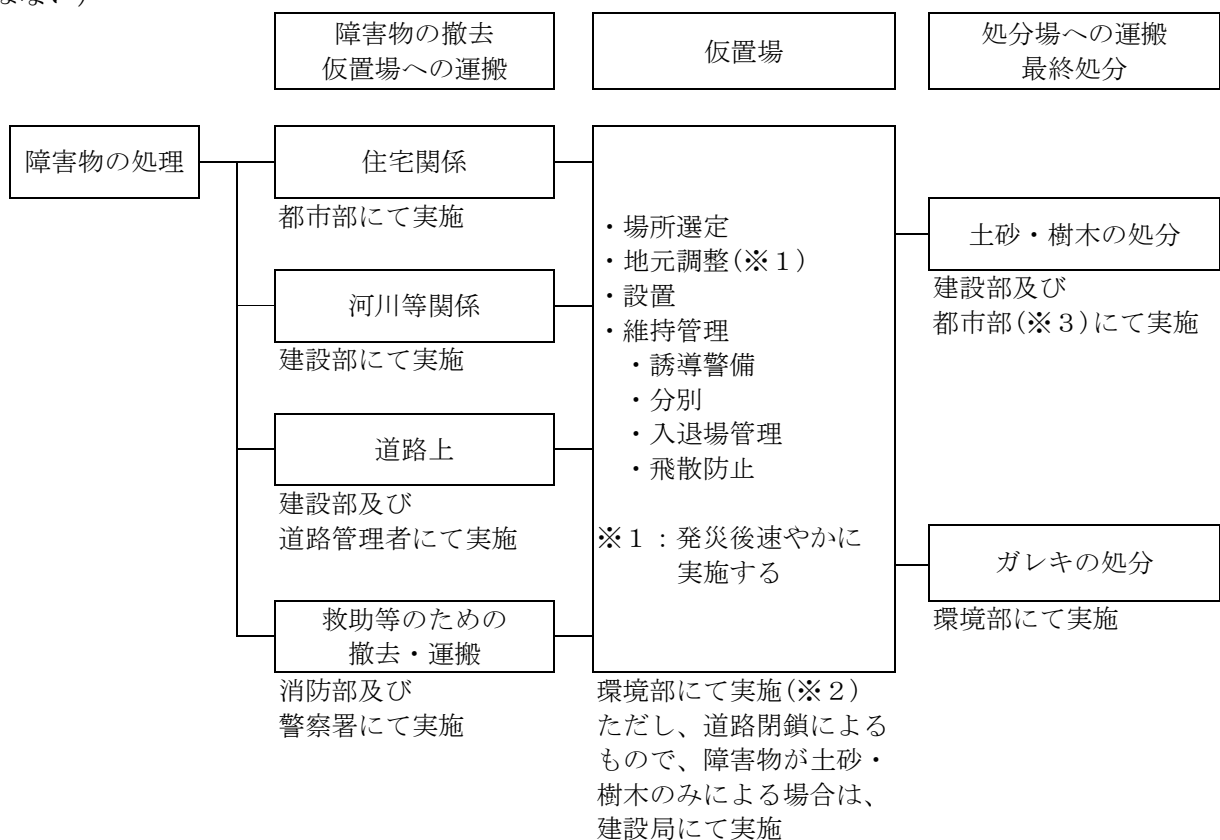
第16節 環境対策等

市は災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びガレキ処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。また、国、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に当たる。

第1 障害物の処理

【環境局、都市局、建設局、消防局、警察署、道路管理者、千葉土木事務所、（一社）千葉市建設業協会、建設業者、千葉市下水管路維持協同組合】

（下記フローは現場における実務の運用ベースとし、関連する国費等の申請についてはこの限りではない）



1 住宅関係障害物の処理

(1) 実施者

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長（市長）が必要と認めたとき、障害物処理の実施を決定する。

なお、市限りにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 処理すべき対象

処理すべき障害物とは、住家及びその周辺に運びこまれた土石、竹木等の障害物又は建物等の倒壊により発生した障害物であり、次の条件に該当するものとする。

－ 処理すべき対象となる住家の障害物 －

- ア 障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- イ 障害物が居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの、又は出入りが困難な状態であること
- ウ 自らの資力で障害物の処理ができないもの
- エ 半壊又は床上浸水した住家
- オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(3) 処理の実施

災害救助法の適用の有無にかかわらず、都市部長（都市局長）は、本部長（市長）の指示に基づき、区本部長（区長）の意見及び周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、区本部及び関係各部（局）、（一社）千葉県建設業協会の協力により作業班を編成し実施する。

また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉県災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助（障害物の除去）を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、救助を実施する。

－災害救助法が適用された場合の障害物の処理－

- ア 市は、処理対象戸数及び所在を調査する。
 - イ 処理作業は、市が保有する器具・機械を使用して市が行う。
 - ウ 労力、機械等が不足する場合は、県（千葉土木事務所）に要請し、隣接市からの派遣を求め、さらに不足する場合は、市内の建設業者等から資器材・労力等の提供を求める。
 - エ 支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他処理のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人件費とし、1世帯あたりに要する限度額は、災害救助法の定めるところによる。
 - オ 実施期間は、災害発生の日から10日以内に完了する。
- なお、期限内の実施が困難な場合は内閣総理大臣へ協議する。

(4) 作業上の留意事項

処理作業を実施するにあたっては、以下の点について、十分留意して行うものとする。

－ 処理作業上の留意事項 －

- ア 他の所有者の敷地内で作業が必要なときは、可能な限り、管理者、所有者の同意を得る。
- イ 処理作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の支障の生じないように配慮して行う。
- ウ 障害物の集積場所については、廃棄すべきものと保管すべきものと明確に区分し、また、収集作業のしやすいよう関係各部と協議して、処理作業実施者が決める。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間（資料8-1）

2 河川等関係障害物の処理

災害時における管内河川、公共下水道・排水路等の機能を確保するため、巡視を行う。

特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の処理作業を区本部・関係各部、関係機関及び（一社）千葉市建設業協会と協力して実施する。

また、下水道管渠内^{（かんきょ）}で流下に支障となる障害物の処理作業を千葉市下水管路維持協同組合と協力して実施する。

※千葉市域を流下する河川（資料1-4）

3 道路関係障害物の処理

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者※が行う。

この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。※国・県・東日本道路高速道路^{（とうほく）}の管理道路については、各管理者が障害物の除去から最終処分までを行う。

4 県及び県内市町村での相互援助協力

市は、災害等による大量の廃棄物が発生し、単独での処理が困難な場合には、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

5 県による災害廃棄物処理

県は、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言、情報処理を行う。なお、甚大な被害を受けた市町村が、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、被災市町村が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。

第2 ガレキの処理

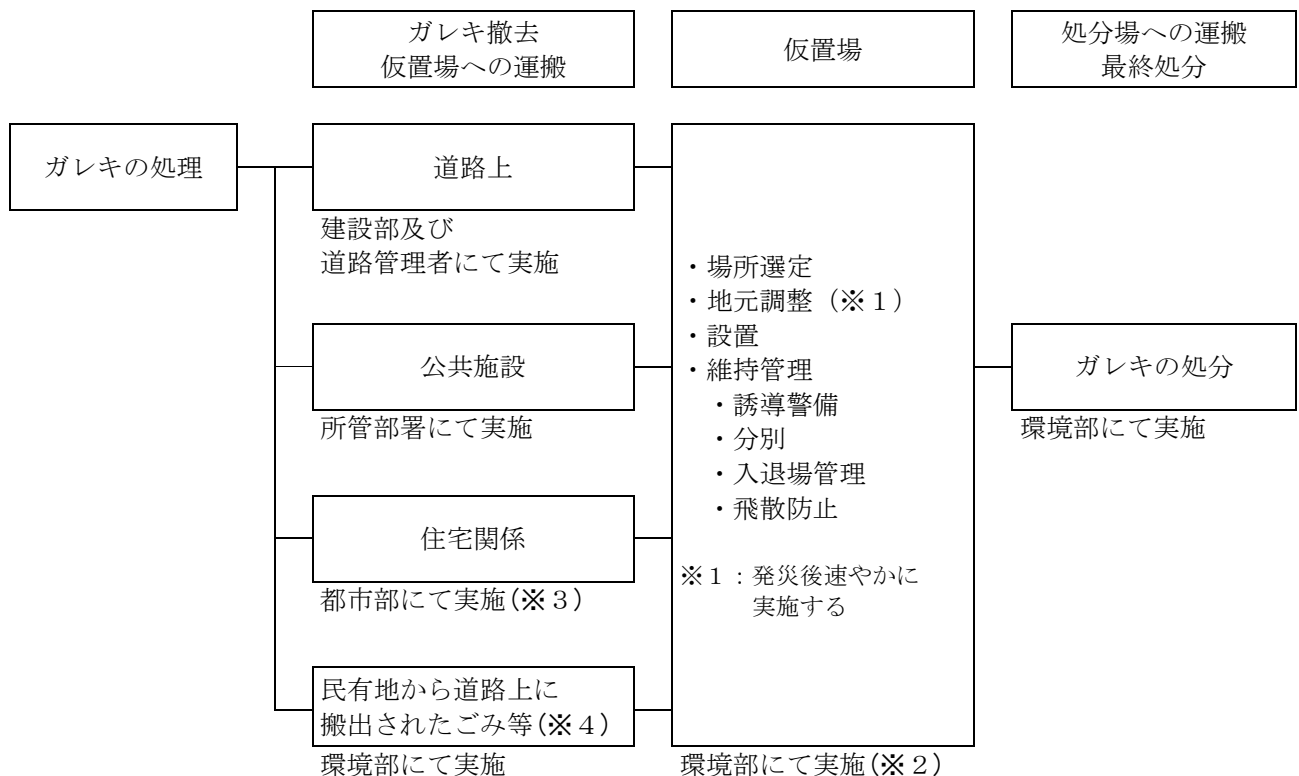
【環境局、都市局、建設局、道路管理者、千葉土木事務所、（一社）千葉市建設業協会、千葉県解体工事業協同組合、建設業者、解体工事業者、廃棄物処理関係業者、運送業者】

対策のあらまし	大規模な災害発生により建物等の倒壊・破損・焼失、窓ガラス・屋根瓦等の落下物、倒木・自動販売機などによりガレキが大量に発生する。 また、損壊家屋・事業所等の解体時に発生する廃材・コンクリート塊・鉄筋等のガレキも長期にわたり大量に排出される。 これらのガレキを速やかに被災地から撤去し、地域の復旧を早める必要がある。(第1次処理対策) そのうえで、再利用・焼却・埋め立て等の処理を行うこととなる。(第2次処理対策) この項では、以上の措置を実施し、被災地の復旧に万全を期するための実施手順について定める。

1 ガレキ処理の体制

ガレキの被災地からの撤去、搬送、仮置場への搬入等の体制は、市の総力をあげて、次のとおり行う。

(下記フローは現場における実務の運用ベースとし、関連する国費等の申請についてはこの限りではない)



※2：市職員の現場動員が必要な場合、災害対策本部経由で関係局に協力を要請する

※3：所有者にて対応困難な場合に限る

※4：家屋の倒壊等の原因により道路上へ搬出された、破損家電・畳等のごみを想定するもの

※5：ライフライン関連施設については、各管理者が処理～処分までを実施するため、このフローの範囲外とする

(1) 仮置場の選定及び最終処分場の確保

ガレキを一時集積するための仮置場を選定する。

具体的な選定に際しては、以下に掲げる点に留意する。

また、ガレキの最終処分について地区内だけで対応することが困難である場合は、他都市や民間処分場に協力を要請し、最終処分場の確保を図る。

－ ガレキ仮置場の選定要件 －

- ア 搬入に便利なこと
- イ 中間処理機器等の設置・使用に支障のないこと
- ウ 中長期の使用ができること
- エ 再利用・焼却・埋立て等の搬出に便利なこと
- オ 飛散防止・安全管理が容易であること
- カ 水源や病院、学校等に近接していないこと

(2) 搬送ルートの確保

大規模な災害時には、交通事情の悪化、特に道路の渋滞等が想定されることから、ガレキ等の搬送を効率的に行うための搬送ルートを早急に確保する。

2 第1次処理対策の実施

(1) 仮置場の指定

緊急輸送道路の確保や解体に伴うガレキを一時集積するための仮置場を指定する。

(2) ガレキの搬入方法

搬入に際しては、資源の再利用及び最終処分容量の減容等を図るため、種別ごとの区分を徹底する。

- ア 道路啓開によるガレキ
- イ 公共施設解体によるガレキ
- ウ 建築物等解体廃棄物

解体業者等の仮置場への搬入は、環境部（環境局）が発行する搬入許可証により行う。

- (ア) 市解体廃棄物
- (イ) 民間解体廃棄物

3 第2次処理対策の実施

仮置場に集積されたガレキの2次処理は、資源の再利用や環境に配慮し行う。

(1) 中間処理の実施

資源の再利用及び最終処分場の延命化を図るため、ガレキ仮置場に破砕機等を設置し、原則として中間処理を行うとともに、必要に応じ小型焼却炉を設置し焼却する。

ア 不燃物の処理

コンクリートがら、金属屑などの不燃物は、破砕機等を使用し、再利用しやすいように処理を行う。

イ 可燃物の処理

廃木材等の可燃物については、チップ化するなどし、再利用を図るとともに、可能な限り焼却処理を行う。

(2) 仮置場からの搬出・処理

仮置場に集積されたガレキは、中間処理を行った後、再利用先や焼却施設、最終処分場に搬出するが、可燃物については災害時相互援助協定等による協力自治体などに焼却処理を依頼するなどし、仮置場からの早期撤去を図る。

※ガレキの発生量推計方法（「千葉県災害廃棄物処理計画」）

（推計式）

ガレキの発生量＝①解体棟数×②平均延床面積×③ガレキの発生原単位
 ＝建物の全壊棟数×1棟あたり平均延床面積×ガレキの発生原単位
 ＋建物の半壊棟数×1棟あたり平均延床面積×ガレキの発生原単位
 ＋建物の焼失棟数×1棟あたり平均延床面積×ガレキの発生原単位

構造		平均延床面積 (㎡)	ガレキの発生原単位	
			可燃物系 (t/㎡)	不燃物系 (t/㎡)
木造	全壊	102.0	0.194	0.502
	半壊		0.097	0.251
	焼失		0.0582	0.502
鉄筋系建物・ その他の構造	全壊	1156.7	0.12	0.987
	半壊		0.06	0.4935
	焼失		0.036	0.987
鉄骨系建物	全壊	303.7	0.082	0.63
	半壊		0.041	0.315
	焼失		0.0246	0.63

第3 ごみの処理

【環境局、委託収集業者、廃棄物処理関係業者、運送業者】

対策の あ ら ま し	大規模な災害時には、建物等の倒壊・破損・焼失その他により、通常時の収集・処理能力を上回る大量のごみが市内各地域において、同時多発的に発生する。 これらの大量のごみは、まず速やかに被災地から除去され地域の環境保全が優先的に確保される必要がある。（第1次処理対策） そのうえで焼却・埋め立て等の処理を行うこととなる。（第2次処理対策） この項では、以上の措置を迅速に実施し、被災地の環境衛生に万全を期するための実施手順について定める。

1 処理すべき量の推定

大規模な災害の発生により、破損した家具・ガラス・陶器類や避難所等から排出される量及び一般生活上排出される量は、以下の基準により推定し、平常時における処理計画を勘案して、ごみの処理対策実施のための検討材料とする。

（推計式）

粗大ごみの発生量（増加分）＝被害棟数×粗大ごみ発生原単位
 ＝{全壊棟数＋（半壊棟数×0.6）}×粗大ごみ発生原単位 1.03 (t/棟)

※「千葉県災害廃棄物処理計画」

※生活ごみ：平常時と同等とする。

2 ごみ処理体制の確立

(1) 処理施設の機能維持

ごみ処理施設の被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有処理能力の維持に努める。

(2) 収集体制の確保

環境事業所、委託業者及び許可業者等の人員、車両等の稼働状況を把握し、環境部（環境局）の総力をあげて収集体制を確保する。

(3) 作業計画及び処理計画の策定

被害状況及び処理すべき量等を検討し、収集・運搬・処理計画を速やかに策定する。

(4) 協力要請

災害時には、関係者の協力を得て、効率的なごみ処理体制を確立する。

ア 市民・事業者への周知・協力要請

災害時の収集体制を周知するとともに、排出方法、排出場所への運搬等について、市民・事業者の協力を求める。

なお、市民等への周知・協力要請は、災害対策本部及び区本部に対し、広報活動を要請し市の広報により行う。

イ 委託業者等への協力要請

災害に伴う対応について、委託業者、許可業者及び産業廃棄物処理業者等に協力を要請する。

ウ 他自治体への協力要請と受入体制

協定等に基づく要請等により他自治体等からの協力を得る場合は、宿泊施設等の受入体制を確保する。

本市のみで災害廃棄物の収集・処理を行うことが困難な場合、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者に応援要請する。

3 第1次処理対策の実施

(1) ごみの一時集積（仮置場）

災害の発生により、通常の経路による収集が困難な場合や短期間でのごみの焼却処分及び最終処分が困難な場合は、区本部長（区長）の意見等を聴取し、ごみの一時集積場（仮置場）を指定し被災地域からの搬出を行う。

ア 臨時ごみステーションの指定

通常の経路による収集が困難な被災地区及び避難所等に臨時ごみステーションを指定する。指定にあたっては、安全面や環境面を十分勘案する。

イ 仮置場の指定

短期間でのごみの焼却処分及び最終処分が困難な場合の一時集積場としてごみの仮置場を指定する。

(2) 一時集積場（仮置場）の選定

一時集積場（仮置場）の具体的な選定に際しては、以下に掲げる点に留意する。なお、一時集積場（仮置場）については定期的な消毒を行う。

－ 臨時ごみステーションの選定要件 －

- ア 他の応急対策事業に支障のないこと
- イ 環境衛生に支障がないこと
- ウ 市民のごみ排出に支障のないこと
- エ 収集に伴う車両の進入が容易なこと
- オ 市民の自主管理ができること

－ ごみ仮置場の選定要件 －

- ア 搬入に便利なこと
- イ 中間処理機器等の設置・使用に支障のないこと
- ウ 一定の期間、使用ができること
- エ 再利用・焼却・埋立て等の搬出に便利なこと
- オ 飛散防止・安全管理が容易であること
- カ 水源や病院、学校等に近接していないこと

(3) ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、環境部（環境局）で作業計画を策定し決定するが、原則として、以下のとおり行う。

ア 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物

臨時ごみステーション等に排出された生ごみ等は、被災地区及び避難所等における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、環境部（環境局）は委託業者等の協力を得て、最優先で収集し、清掃工場へ搬入し焼却処理する。

イ 収集できずに道路、空地に置かれたごみ

医療衛生班（保健福祉局医療衛生部）と連携し定期的な消毒を行うとともに、直営、委託業者、他都市の応援等の協力を得て、仮置場に搬送する。

ウ 被災に伴い発生する壊れた家具、調度品などの片付けごみについては、市民・事業者に対し、ごみ仮置場への直接搬送（業者委託を含む。）の協力を要請する。

エ 仮置場への搬入に際しては、後に行う再利用・処理・処分を考慮し、原則、分別集積する。

4 第2次処理対策の実施

仮置場に集積されたごみの第2次処理対策は、資源の再利用や環境に配慮し行う。

(1) 中間処理

資源の再利用及び最終処分場の延命化を図るため、仮置場に破砕機等の機器を設置し、中間処理を行う。

(2) 仮置場からの排出・処理

ごみ仮置場に集積されたごみは、破砕等の処理をした後、再資源化施設や清掃工場、最終処分場へ搬出するが、可燃物については、災害時相互援助協定等による協力自治体に焼却処理を依頼するなどし、仮置場からの早期撤去に努める。

(3) 最終処分場の確保

災害時におけるごみの最終処分について、地区内だけで対応することが困難である場合は、他都市や民間処分場等に協力を要請し、最終処分場の確保を図る。

第4 し尿の処理

【総合政策局危機管理部、環境局、都市局、建設局、避難所担当職員、避難所運営委員会、し尿収集許可業者、その他関係業者】

対策のあらまし	大規模な災害時には、電気や上下水道の機能停止により、通常のし尿収集地域だけでなく、市内の全域において、市が収集処理しなければならない事態となり、し尿の処理量が増加すると予想される。 し尿は、防疫上の観点から、できる限り早急に収集・処理する必要がある。 環境部長（環境局長）は、収集許可業者とともに必要な体制を確立し、し尿の収集・処理を迅速に実施する。

1 既設トイレの利用

- (1) 災害後の断水等が発生した場合においても、各家庭や事業所、避難施設等では、施設内の既設トイレに被害がない場合は、その使用を最優先する。
- (2) 市民利用施設等の管理者は、施設内のトイレが使用可能な場合は、極力市民に開放する。

2 携帯・簡易トイレの利用

指定避難所となる施設で既設トイレが使用できない場合は、既設トイレの便座や個室等を活用して、施設に備蓄する携帯トイレや簡易トイレを使用する。

3 マンホールトイレへの仮設トイレの設置及び撤去

(1) 設置

大規模な災害が発生しトイレを使用することやし尿の速やかな収集・処理が困難な場合は、本部長（市長）の指示又は区本部長（区長）の要請に基づき、マンホールトイレへの仮設トイレの設置を行い対応する。

ア 下水道直結式

水源となる非常用井戸等、下水道管の被害状況を確認した後に設置を行う。

その際、担当が複数にまたがることから、連携して対応を行う。

水源及び下水道に被害があり、汚水管へ流すことができない場合は、簡易便槽等を調達して使用する。

イ 貯留式

対象の施設管理者は要請に基づき設置箇所へ行き設置を行う。

貯留式については、くみ取りが必要になるので、環境部長（環境局長）に処理の依頼を行う。

(2) 撤去

下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、本部長（市長）又は区本部長（区長）がその必要がないと認めた段階で撤去作業を行う。

4 仮設トイレの設置及び撤去

(1) 設置

環境部長（環境局長）は、大規模な災害が発生しトイレを使用することやし尿の速やかな収

集・処理が困難な場合は、本部長（市長）の指示又は区本部長（区長）の要請に基づき、備蓄する簡易トイレ及び調達による貯留式仮設トイレを設置し対応する。

設置の箇所は、汲取り処理地域及び下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。

※災害用トイレの整備状況（資料3-11）

－ 仮設トイレ設置を優先する施設等 －

- （１）広域避難場所（避難が長時間に及ぶ場合）
- （２）避難所（避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合）
- （３）その他被災者を収容する施設
- （４）高層集合住宅
- （５）住宅密集地

（２）撤去

下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、本部長（市長）又は区本部長（区長）がその必要がないと認めた段階で撤去作業を行う。

5 処理すべき量の推定

大規模な災害発生後に処理すべきし尿の量は、全壊、全焼、流失、床上・床下浸水家屋等の汲取式便槽のし尿分と、機能が停止した下水道処理区域内の世帯数から排出されるし尿分の合計とする。

以下の基準により推定し、平常時における処理計画を勘案して、し尿の処理対策実施のための検討材料とする。

（推計式）

$$\begin{aligned} & \text{し尿収集必要量} \\ & = \text{震災時し尿収集必要人数} \times \text{１日１人平均排出量} \\ & = (\text{①仮設トイレ必要人数} + \text{②非水洗化区域し尿収集人口}) \times \text{③１人１日平均排出量} \end{aligned}$$

※「千葉県災害廃棄物処理計画」

6 し尿処理体制の確立

（１）処理施設の機能維持

し尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有処理能力の維持に努める。

（２）収集体制の確保

収集許可業者の人員、車両等の稼働状況を把握するとともに、他自治体に応援を要請するなど、収集体制を確保する。

（３）収集作業計画及び処理計画の策定

地区別被害状況及び処理すべき量等を検討し、収集・運搬・処理計画を速やかに策定する。

（４）周知及び協力要請

災害時においては、関係者の協力を得て効率的なし尿処理体制を確立する。

ア 市民等への周知

災害時の収集体制及び下水道処理施設の被害状況並びにその対応について周知する。

なお、市民等への告知は、災害対策本部及び区本部に対し、広報活動を要請し市の広報により行う。

イ 収集許可業者への協力要請

災害に伴う対応について、収集許可業者に協力を要請する。

ウ 他自治体への協力要請と受入れ対策

協定に基づく要請等により、他自治体からの協力を得る場合は、宿泊施設等の受入れ体制を確保する。

本市のみでし尿の収集・処理を行うことが困難な場合、「災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者に応援要請する。

7 収集・処理対策の実施

(1) 軽微な被災地域の対応

被害の状況に応じて、とりあえずの措置として、貯留槽、便池等内の2～3割程度のくみ取りとし、各戸の当面の使用を可能にする方法をとる。

(2) 下水道処理区域の対応

下水処理施設の処理機能が確認された場合は、収集時に最寄りの汚水マンホール等から直接投入する。

(3) し尿処理施設

原則として、受入・前処理は市衛生センターで行い、前処理後は、南部浄化センターで処理する。

(4) 緊急貯留対策

施設の復旧や広域処理に対応するため、一時貯留施設として大型タンクローリーを設置する。

(5) 広域的処理対策

本市処理施設のみでの処理が困難な場合には、相互援助協定等による処理受入自治体へ搬送し、処理を行う。

第5 防疫・保健衛生

【保健福祉局、都市局、千葉県警察本部及び警察署、自衛隊、市医師会、市薬剤師会、薬業会等関係業者、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部】

対策のあらまし	大規模な地震や風水害の発生時には、水道の断水、家屋の浸水、あふれた汚水等により感染症が発生するおそれがある。 また、ガス・電気等の熱エネルギーの供給が停止した場合には、食中毒の発生が懸念される。 防疫・保健衛生対策は、地震等の発生に伴う二次災害としての感染症の防止、食中毒等の発生予防のために行う。 加えて、逸走した動物による人への危害防止などの必要な措置を講じる。 市が行う防疫・保健衛生活動は、保健福祉部長（保健福祉局長）が関係各部長（各局長）及び関係機関と連携し、全体の統轄事務を担当して実施する。

1 作業班の編成

- (1) 保健福祉部長（保健福祉局長）は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症疾患、食中毒の発生等を未然に防止するため、防疫、食品衛生の監視や動物救護活動等に関する各作業班を編成する。
- (2) 各作業班の構成は、災害の状況に応じて、そのつど保健福祉部長（保健福祉局長）が決定する。

2 防疫・保健衛生活動の実施

(1) 全体統轄

- ア 保健福祉部長（保健福祉局長）は、区本部及び医療救護班からの通報、避難所・被災地等からの通報等により、災害発生時の感染症・食中毒等の発生状況を把握する。併せて青葉病院の隔離病床収容力を確認する。
- イ 感染症が発生したときは、患者を隔離・搬送するとともに、搬送後、速やかに本部長（市長）及び区本部長（区長）へ報告する。
 なお、隔離病舎に収容することが困難な場合は、県（健康福祉部）と協議して、適切な場所に臨時の隔離病舎を設け収容する。
- ウ 作業班を編成して、防疫・保健衛生活動及び動物（ペット）対策活動を実施する。
- エ 各作業班の要請により災害対策本部及び区本部に対し市民への広報活動の実施を依頼する。
- オ 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣要請を検討する。

(2) 防疫活動

防疫活動に関し編成する作業班の行う作業分担は、次のとおりとする。

ア 感染症予防班

- （ア）被災地及び避難所における感染症患者等の早期発見
- （イ）感染症予防に必要な防疫指導等の実施

イ 細菌検査班

感染症患者等の発生時における健康診断に伴う細菌検査の実施

ウ 防疫班

- （ア）感染症患者等の移送
- （イ）患者の家屋等に対する消毒作業の実施
- （ウ）ねずみ族・昆虫等駆除の実施

(3) 環境衛生監視

避難所及び被災地における生活環境の確保に関し、作業班の行う作業分担は、次のとおりとする。

ア 消毒作業班

- （ア）清潔保持についての指導
- （イ）避難所に設置される仮設トイレ等の消毒の実施
- （ウ）死亡獣畜の処理指導

イ 飲料水検査班

(ア) 応急給水活動に伴う衛生検査の実施

(イ) 被災地における特定建築物及び簡易専用水道等を有する大規模ビルの給水設備及び飲料水の検査

(ウ) 行政用井戸、個人用井戸等の検査

(エ) 公衆浴場等入浴施設に係る情報提供

(4) 食品衛生監視

食品衛生監視活動に関し編成する作業班の行う作業分担は、次のとおりとする。

ア 食品衛生監視班

(ア) 臨時給食施設や食品取扱い施設の監視指導

(イ) 緊急調達食品等の衛生指導及び不良食品の排除指導

(ウ) 食中毒発生時の処理

(エ) 食品衛生対策の広報

イ 食品衛生検査班

食品等の検査

ウ 食鳥肉衛生検査班

食鳥肉処理場における食鳥肉の検査・指導

エ 地方市場検査班

(ア) 千葉地方卸売市場を流通する食品の監視指導及び検査

(イ) 不良食品の排除

(5) 動物救護活動等の実施

動物救護班の作業は次のとおりとする。

ア 県衛生指導課・(公社) 千葉県獣医師会開業部会千葉支部等との連絡調整

イ 情報収集及びボランティア等との連絡調整

ウ 被災動物（ペット）の保護、飼育管理、治療

このほか、千葉県が定める「災害時動物救護マニュアル」に基づき、関係団体と共同で実施する。

また、危険動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携を下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

3 防疫用薬剤・資機材の確保

初期防疫活動は、市が備蓄する分を使用して行う。市備蓄分で不足する時は、市薬剤師会、防疫用薬剤・資機材取扱い業者等に協力を要請し調達する。

※市備蓄防疫用薬剤・資機材の現況（資料3-14）

第6 行方不明者及び死体の捜索・収容・埋葬

【保健福祉局、各区、千葉県警察本部及び警察署、自衛隊、千葉海上保安部、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部、葬祭関係業者等】

対策の あ ら ま し	県地域防災計画の定めるところにより行方不明者及び死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、本部長（市長）が行う。 なお、市限りで対応不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

1 安否情報照会・搜索依頼の受付

安否情報に関する照会は、別途定める「安否情報事務の手引き」により区被災者支援班が受け付け、回答を行う。

家族等から被災者の安否情報の照会があったときは、個人情報の保護に関する法律の規定にかかわらず、被災者等の権利利益を不当に害するおそれがない範囲内で家族等に回答できる。

この場合、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底するよう努める。

また、避難住民・死亡住民等のリストに被照会者が掲載されておらず、搜索が必要と判断される者については、要搜索者リストを作成し、その者を記載する。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集する。また、県は要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

2 搜索の実施

搜索は、要搜索者リストに基づき、消防隊が警察署、自衛隊その他の関係機関及び市民等の協力を得て、以下のとおり、実施する。

－ 搜索活動実施の手順 －

- (1) 搜索活動は、消防隊・消防団及び自衛隊その他関係機関が連絡を密接にとりながら実施する。
- (2) 搜索活動中に死体を発見したときは、区本部及び所轄警察署に連絡する。
- (3) 発見した死体は、現地の一定の場所に集め、所要の警戒員を配置し監視を行う。
- (4) 搜索の実施期間は災害発生の日から10日以内とする。
(※以下3「死体の検案」へ)

3 死体の検案

原則として、区本部長（区長）の指定する遺体収容所（安置所）において警察官等が調査（検視）した後の死体は、医療衛生班（保健福祉局医療衛生部）がその処理を引継ぎ、遺体

収容所（安置所）の一部を検案所として次のとおり検案を実施する。なお、死亡者が多数発生し、遺体収容所（安置所）内に検案所を設けることができない場合は、医療衛生班長（医療衛生部長）の指示に基づき寺院その他公共施設等を検案所に指定し開設する。

－ 死体検案の手順 －

- （１）死体の検案は、医療衛生班（保健福祉局医療衛生部）が市医師会、歯科医師会等の協力を得て実施する。
- （２）死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、検案書を作成する。
- （３）身元不明者については、死体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- （４）検案を終えた死体は引き続き遺体収容所（安置所）に安置し、検案書とともに区本部に引き継ぐ。（※以下４「死亡住民に係る情報収集及び死体の収容・安置」へ）
 なお、検案所を遺体収容所（安置所）の外に設ける場合の輸送については、医療衛生班（保健福祉局医療衛生部）が関係各部、各機関の協力を得て実施する。

4 死亡住民に係る情報収集及び死体の収容・安置

検案を終えた死体については、医療衛生班（保健福祉局医療衛生部）、区本部、警察署、町内自治会、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり、収容・安置する。

－ 死体の収容・安置の手順 －

- （１）区本部長（区長）は、あらかじめ協力を得た市内の寺院又は市民の避難状況を考慮した上で指定、若しくは事前に指定した公共施設等死体収容に適切な場所を選定して、遺体収容所（安置所）を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
- （２）死体の検案書を引き継ぎ、死体処理台帳を作成し、安否情報収集様式（死亡住民用）の記入を行う。
- （３）棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- （４）遺族その他より死体引き受けの申し出があったときは、死体処理台帳により整理し、安否情報の照会に対する回答の意向を確認し安否情報収集様式（死亡住民用）に記入の上、死体を引き渡す。
- （５）区本部避難所班は回収した安否情報収集様式をもとに、死亡住民記録簿を作成し、区本部長（区長）を通じて本部事務局へ報告する。なお、CHAINS（千葉市行政情報ネットワークシステム）が利用可能な場合には、指定のファイルへの入力をもって作成・報告に代える。
- （６）区本部長（区長）は死体引受人が見つからない死体については、検案書等により死体火（埋）葬の手続きを行う。
- （７）医療衛生班（保健福祉局医療衛生部）は、市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品・仮葬祭用品等必要な器材を確保する。
 （※以下５「火葬・埋葬」へ）

5 火葬・埋葬

医療衛生班（保健福祉局医療衛生部）は、死体火（埋）葬許可証の発行された死体を火葬及び埋葬するため、適切な措置を講じる。

引き取り手のない死体の取扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、以下のとおり区本部長（区長）の要請に基づき、応急措置として、死体の千葉市斎場への輸送、

火葬（仮埋葬）を実施する。

なお、死体の輸送については、県広域火葬計画に基づき協定を締結した民間葬祭業者等に依頼し行うが、必要に応じて、死体輸送用の車両の確保を行うとともに、「死体輸送班」を編成する。

また、死体が多数である又は設備等の被災により千葉市斎場で火葬が困難な場合は、医療衛生班長（保健福祉局医療衛生部長）は本部長（市長）の指示により県知事に対して広域火葬に対する必要な措置を要請する。

※搜索受付から火葬・埋葬までの様式（資料 8-5）

－ 死体の火葬・埋葬の手順 －

- （１）引き取り手のない死体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- （２）火葬又は埋葬に付する場合は、火葬・埋葬台帳により処理する。
- （３）遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付のうえ、保管所に一時保管する。
- （４）家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ、引き渡す。
- （５）死体が多数のため、市営桜木霊園、平和公園で対応できないときは、市内寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
- （６）仮埋葬した死体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に改葬する。
- （７）火葬・埋葬期間は災害発生の日から 10 日以内とする。

第7 環境保全対策

【環境局、保健福祉局（保健所）、消防局、警察署、市医師会等】

対策の あらまし	大規模の災害では各方面に多大な被害を与えるが、市民の都市生活を支える健全な環境にも大きな影響を与えることが想定される。 このため、大気・水質等の環境モニタリング調査を緊急に実施、二次災害の発生防止・粉じん・アスベスト対策等を速やかに講じ適切な環境保全の確保に努める。 また、公害認定患者に対する効果的な診療体制の整備等公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）等の業務の円滑な運用を図る。 対応にあたっては、国、県、近隣市町その他関係機関との連携・応援を得て実施する。 なお、毒物劇物に起因する場合は保健所、警察署及び消防機関と連絡調整を図り適切な処置を行う。

1 工場・事業場緊急実態調査（二次災害の発生防止）

工場・事業場の環境関連施設の被害状況、有害物質等の漏出事故、規制基準の遵守状況の緊急実態調査を行い、大気汚染・水質汚濁による二次災害の発生防止に努める。

- （１）緊急立ち入り調査、指導
- （２）施設点検・整備・法令手続きの徹底等文書通知
- （３）被害状況のアンケート調査
- （４）公害関係法令・協定に基づく事故報告書受理
- （５）復旧時における公害防止施設等の建設に際し、法基準の遵守指導を行う。

2 環境モニタリング調査

(1) 環境モニタリング設備等被害状況調査

大気・水質監視テレメータシステム等測定機器の被害状況を把握し、復旧に努める。

(2) 環境モニタリング緊急調査

有害物質の漏出・飛散、建築物の解体に伴う粉塵等による大気・水質への環境影響を把握し、アスベスト飛散防止やフロン回収等二次災害の発生防止のための必要な対策を講じるよう努める。

ア 大気汚染

(ア) 有害物質調査

(イ) 粉じん・アスベスト調査

(ウ) 解体廃棄物の野焼き調査、ダイオキシン・塩化水素等

イ 水質汚濁

(ア) 公共用水域水質調査（健康項目、生活環境項目）

(イ) 地下水水質調査（健康項目）

3 公害健康被害の補償等に関する法律等の円滑な運用

公害認定患者の効果的診療体制の整備、相談窓口の開設等公害健康被害の補償等に関する法律等の業務の円滑な運用を図る。

(1) 安否・所在確認、保健師による訪問療養指導

(2) 相談窓口の開設

(3) 認定更新申請手続きの特別措置の検討

(4) 公害医療手帳の焼失・紛失者に対する療養等給付措置の検討

4 公害苦情相談

大気汚染・水質汚濁・騒音・振動等公害苦情の適切な対応を図る。

第17節 教育対策**【教育委員会、県総務部、県教育庁】**

災害発生時は学校等における児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童・生徒に対しての支援も行う。

第1 事前にとるべき措置

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

1 措置のあらまし**－ 災害のおそれがあるときの留意事項 －**

- （1）学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、学校防災計画を作成し、周知する。
- （2）災害の発生に備えた対策及び措置を講じなければならない。

2 役割のあらまし**（1）教育長**

ア 大規模な災害時に備え、学校安全計画を作成、実施するとともに、学校防災計画の作成等を学校長に対して指導助言する。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達する。

（2）学校長

ア 学校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、学校防災計画を作成し、周知する。

イ 学校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

（ア）計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。

（イ）児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

特に、校外学習等、児童生徒が校外に出る場合には、災害発生に備え、中止基準、連絡体制の確保等、防災に係る計画を作成するものとする。

（ウ）教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。

（エ）勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

（オ）通学が広範囲となる学校においては、交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

(3) 教職員

教職員は常に災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して応急教育体制に備える。

第2 災害発生直後の体制

各学校は、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震などの揺れの大きな地震に備え、学校がどのように対応するかの方方向性を示した学校総合防災マニュアル等を活用し、児童・生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

1 措置のあらまし

－ 災害発生直後にとるべき措置のあらまし －

- (1) 状況に応じ緊急避難の指示及び誘導を行うとともに、教育長と連絡の上臨時休校等適切な措置をとる。
- (2) 児童・生徒・職員・施設設備の被害状況を速やかに把握し教育長に報告する。
- (3) 被災した地域等からの避難者があった場合は、区本部長（区長）に対して人数、状況等を速やかに報告する。
- (4) 避難所の開設等災害対策に協力するため、職員の配備、役割分担計画の策定など、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立するとともに、勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じ必要な教職員を招集する。
- (5) 学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- (6) 応急復旧計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

2 役割のあらまし

(1) 教育長

学校長に対して適切な緊急対策を指示するとともに、所轄の学校ごとに分担を定めて、情報及び指令の伝達について万全を期するものとし、併せて、学校運営指導、衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の応急・復旧対策の総括にあたる。

(2) 学校長

- ア 学校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- イ 学校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会へ報告しなければならない。
- ウ 学校長は、状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。
- エ 学校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- オ 学校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- カ 応急復旧計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童

童生徒等に周知徹底を図る。

(3) 教職員

ア 所定の計画に基づき、学校長とともに必要な措置を行う。

イ 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の計画に基づき、所属の学校に参集し、市が行う避難所対応等、災害応急対策に協力するとともに、応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

第3 応急教育の実施

1 防災教育計画の策定

学校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画や学校防災計画を作成し、教職員に確認させておくとともに、児童等にも事前に指導しておく。

2 施設・職員等の確保

- (1) 学校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、教育長と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。

災 害 の 程 度	応急教育実施のための場所（予定）
学校の校舎の一部が被害を受けた場合	ア 教室 イ 特別教室 ウ 二部授業の実施
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	ア 近隣学校の校舎等
特定の地域全体について、相当大きな被害を受けた場合	ア 市民の避難先の最寄りの学校、公共施設等 イ 応急仮設校舎の設置

- (2) 学校長は、教職員を掌握するとともに学校施設設備の点検等を行い、児童・生徒等に対しては被災状況を調査し、教育長と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- (3) 教育長は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。
- (4) 教育長は、被災学校の学校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

3 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、そのつど状況に応じて、学校長が決定するが、初期においては、おおむね以下のとおり行う。

- (1) 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
ア 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 イ 衣類、寝具の衛生指導 ウ 住居、便所等の衛生指導 エ 入浴その他身体の衛生指導	ア 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 イ 児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。 ウ 避難所としての対応があったときには、避難住民と共存する方策を講じる。

(2) 学習に関する教育内容

- ア 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。
- イ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育、理科の衛生等を主として指導する。
- ウ 年間指導計画の見直しを図り、個に応じた指導の工夫や授業時数不足に対する対応を講じる。
- エ 被害等の状況（含教職員等）に応じ、児童生徒が主体的に学習できる環境等にも配慮する。

(3) こころのケア対策に関する内容

- ア 精神的に不安定な状態にある児童生徒等のこころの健康について相談に応じる係を教育委員会内並びに学校内に設ける。
- イ 被災した児童生徒等（含教職員）の心理的ストレス等に対し、学校カウンセラーや精神科医等、専門家の協力を得て、学校等を巡回相談する体制を整える。
- ウ 児童生徒や教職員自身に対するこころのケア対策についての研修を実施し、その充実を図る。

4 その他の留意事項

- (1) 施設内における児童・生徒等の救護は原則として、学校長の指示のもとに養護教諭等がこれにあたるものとして、随時最寄り校の校医等が求めに応じて補充要員として加わるものとする。
- (2) 学校給食については、原則として一時中止するものとし、学校給食が再開されるまでの範囲内において、被災者の炊き出しのために施設等を使用することができる。
 教育長は、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定のうえ、本部長（市長）に報告する。
 なお、市から物資等の調達に関して県に要請した場合には、協力が得られる。
- (3) 教育委員会内に、他県・他市町村へ転出していった児童生徒との連絡・相談あるいは情報を提供する係を設ける。また、行き場のない被災児童生徒等の受入れ家庭をあっせんするための（仮称）相談センターを開設する。
- (4) 可能な限り、各避難所等に、受験生向け「学習コーナー」等を設置するなどの配慮をする。

第4 学用品の調達及び支給

1 給与の対象

災害により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある児童・生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

- (1) 災害によって住家が全焼、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた学校児童・生徒であること。
- (2) 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

2 給与の期間

災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書及び教材は1か月以内、その他については15日以内と定められている。

ただし、交通通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長することができる。

3 給与の方法

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長（市長）が教育長に命じて、教育委員会及び各学校長の協力のもとに、調達から配分までの業務を行う。

ただし、学用品等の調達及び給与の実施の困難な場合には、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

また、全国（海外を含む。）から提供された学用品等の受入れと、その配布を行うための係を設け、その対応にあたる。

なお、調達・県への要請にあたっては、実施に必要なものに限り、被害別、学年別の学用品購入計画を立てる。

文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

小学校児童及び中学校生徒が使用している教材で、「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又はその承認を受けているものであること。

高等学校生徒の教科書及び教材は、正規の授業で使用する教科書及び教材であること。

文房具は、ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等とし、通学用品は運動靴、傘、カバン、長靴等とする。

4 費用の限度

被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間（資料8-1）

5 授業料等の減免・育英補助の措置

市は被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を策定しておく。

第18節 公共施設等の応急対策

第1 道路・橋梁

【建設局、千葉国道事務所、千葉土木事務所、東日本高速道路㈱、（一社）千葉市建設業協会、警察署】

災害が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、う回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

対策のあらまし	地震が発生した場合、各道路管理者等は、地震の規模に応じた応急対策体制を確立し、所管の道路・橋梁について被害状況を速やかに把握し、以下のとおり道路交通の確保を図ることとなっている。 － 業務のあらまし － 1 ライフライン施設占有者、建設業者からの道路情報の収集、パトロールカーからの情報収集等から被災情報を把握する。 2 必要に応じ、う回路を選定する。 3 交通規制等の措置等の利用者の安全策を講じる。 4 必要に応じパトロールカーやその他広報媒体（HP・SNS等）による広報を行う。 5 被害の状況や施設の緊急度等に応じて被災道路・橋梁の応急並びに復旧措置を行う。 なお、応急復旧に要する作業は、あらかじめ締結する協定に基づき、（一社）千葉市建設業協会等に協力を要請する。

1 災害時の応急措置

部局・機関名	応急措置のあらまし
建設局 (市)	(1) 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて、道路パトロール、ライフライン施設占有者、建設業者、区本部・警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。この場合、収集した情報を本部長（市長）に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。 (2) 道路管理者は、早急に被害状況を把握するとともに、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。 (3) 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。 緊急のため、そのいとまがない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり事後連絡するものとする。
関東地方整備局 (千葉国道事務所)	被害状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通の確保に努める。

部局・機関名	応急措置のあらまし						
東日本高速道路（株） （京葉道路・東関東自動車道・館山自動車道・千葉東金道路）	（1）地震発生後、次の基準に従って警察当局と協力して通行規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。 <table border="1"> <tr> <th>計測震度値</th><th>通行規制内容</th></tr> <tr> <td>計測震度 4.0 以上</td><td>速度規制</td></tr> <tr> <td>計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上</td><td>通行止</td></tr> </table> （2）通行車及び道路の被害状況等を早期に把握し、迅速かつ安全な道路交通の確保を行うため、震災点検を行う。 （3）災害が発生した場合、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行う。通行止めを実施しているときは、上下車線が分離されている道路にあたっては、少なくとも上下線各 1 車線又は片側 2 車線を、分離されていない道路にあたっては、1 車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。	計測震度値	通行規制内容	計測震度 4.0 以上	速度規制	計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上	通行止
計測震度値	通行規制内容						
計測震度 4.0 以上	速度規制						
計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上	通行止						

2 応急復旧対策

部局・機関名	応 急 措 置 の あ ら ま し
建設局 (市)	地震により被害を受けた市道については、原則として、緊急輸送道路を優先し、次のような実施手順に従って、応急復旧を行う。
	(1) 応急復旧目標 応急復旧は、片側 2 車線以上の場合は、上下各 1 車線、計 2 車線の啓開を基本とし、2 車線道路の場合は 1 車線分の啓開を基本として、通行が確保できるように行う。 (2) 応急復旧方法 ア 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充てんする。 なお、状況によっては仮舗装を行う。 イ 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。 ウ 路面やのり面の崩壊については、土俵羽口工、杭打積土俵工等の水防工法により行う。 エ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。 オ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端にたい積するものとする。 カ 落下した橋梁きょうりょう、若しくはその危険があると認められた橋梁きょうりょう又は被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関との連絡のうえ、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講じる。 なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷きならべ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。 キ 上記作業について、市限りで処理できない場合は、速やかに隣接市、県及び自衛隊に応援要請の手続きをとる。 (本章第 4 節「広域連携体制」参照)

部局・機関名	応 急 措 置 の あ ら ま し
関 東 地 方 整 備 局 (千葉国道事務所)	パトロールによる調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路としての機能回復に努める。
東日本高速道路(株) (京葉道路・東関東自動車道・館山自動車道・千葉東金道路)	災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。この場合において通行止めを実施しているときは、少なくとも上下車線が分離されている道路にあつては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあつては1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

第2 河川・海岸保全及び内水排除施設

【建設局、千葉土木事務所、県千葉港湾事務所、(一社)千葉市建設業協会】

対 策 の あ ら ま し	地震、津波等により河川堤防や護岸施設、海岸保全施設、内水排除施設等が破損したときは、市及び県土木整備部は、被害状況を速やかに把握し、各施設を所轄する機関と協力して、応急復旧に努めるとともに、排水に全力をつくす。 なお、本計画に定めのない事項については、市水防計画及び県水防計画によるものとする。

1 市建設局

地震の発生に伴う被害を軽減するため、市域内の水防活動が十分に行える体制を確立し、次のとおり行う。

- (1) 施設管理者は、管内地域について、水位測定の見視を強化するとともに、必要に応じて、工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。
 - (2) 施設管理者は、ポンプ場、水門、陸閘、胸壁等施設について、破壊、故障・停電等による運転不能の被害が生じた場合は、土のう、矢板等により応急に締め切りを行うとともに、県土木整備部に報告し移動ポンプ車等の派遣を要請し排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。
 - (3) 施設管理者は、低地帯等が河川、内排水路の洪水、^{いつすい}溢水等により浸水被害が発生した場合は、密に連絡して、市所有の可搬式ポンプを使用して排水に努める。
- なお、能力不足のときは、(一社)千葉市建設業協会のポンプ、労力応援を要請して応急排水を実施する。

2 県土木整備部(千葉土木事務所・県千葉港湾事務所)

- (1) 千葉土木事務所は、市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する。なお、大規模なものについては直接実施する。

- (2) 県千葉港湾事務所は、予測される水位・潮位等を総合的に判断し、水門、ゲートの開閉に関し、適切に指示する。

第 3 港湾施設

【県千葉港湾事務所、千葉海上保安部、千葉港運協会、その他千葉港関連業者、(都市局、消防局)】

1 港内の船舶安全対策

県千葉港湾事務所長は港内における船舶の安全を確保するため、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）等海事関係法令に基づき諸規制の厳正な励行監視と各関係特定事業所等の防災体制の確立強化に努める。

2 着棧中の船舶安全対策

- (1) 危険物船舶の停泊については、港長の指揮監督下におくとともに、停泊する港内の岸壁等のバースについて、あらかじめ危険物の種類及び許容量をもとにバース単位に区分を設定し、着棧、荷役時等の災害予防を図る。
- (2) 港長は、危険物を専用に荷役するバース管理者に対し、次の点について指導促進する。
- ア 着棧船舶数の適正配置と着棧船舶とバース内の移動空間確保等泊地環境の整備
 - イ 防消火設備、海洋汚染防止設備及びその他の安全防災設備の配置
 - ウ 保安距離の確立及び火気管理
 - エ 応急措置体制の確立
 - オ その他

3 海上における避難

港内において、災害が発生し、又は災害のおそれ予想され、在泊船舶等に被害の及ぶおそれがある場合は、千葉海上保安部長は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 39 条の 2、第 42 条の 5 又は第 42 条の 8 に基づき、港長は、港則法（昭和 23 年法律第 174 号）第 39 条 3 項に基づき、次の要領により在泊船舶を危険海域から避難させる。

- (1) 関係船舶・船舶会社・船舶代理店・岸壁管理者・港湾管理者・曳船協会等の関係者への避難勧告又は命令
- (2) 災害発生海域及び危険物積載船舶等の状況を検討した避難順序の周知徹底
- (3) 東京湾海上交通センター及び巡視艇による通航船舶の監視警戒並びに管制信号等による安全確保

第4 その他の社会公共施設

【施設所管局区等、施設管理者、県危機管理政策課、警察署、市医師会等関係医療機関】

対策のあらまし	地震等により施設や設備が被災したとき、各施設の管理者は、利用者・入所者の安全の確保をまず図る。そのうえで施設が災害時に果たすべき公共的役割を踏まえ、被害状況を所管部へ速やかに報告し、必要な復旧対策の実施を求めるとともに、施設保全のための自主的な災害対策活動を実施することとなっている。 また、各施設を所管する各部長（各局長）は、災害発生後速やかに被害状況の把握に努め、利用者・入所者の安全確保等必要な応急措置を指示するとともに、緊急度に応じて応急復旧対策を講じることとなっている。 この項では、災害時における後方医療施設ともなる青葉病院等、不特定多数の利用者が想定されるコミュニティセンターや図書館等の「その他公共施設」及び「文化財の保護」に関し、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため、各所轄機関がとるべき応急措置のあらましを示している。

1 医療機関等

(1) 施設利用者・入所者の安全確保

- ア 入院患者の避難対策については、担架等用具を必要とする者と単独歩行可能な者の分別を常に把握し、地震時において適切な避難措置を講じる。
- イ 外来患者等の避難対策については、所定の避難計画に基づき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて本部へ速やかに報告する。
- ウ 場内放送、職員の案内等により、地震時における混乱の防止措置を講じる。
特に、ラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。

(2) 施設建物の保全

- ア 停電時の措置
自家発電装置に切り替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。
なお、自家発電装置が被害により機能しない場合は、本部に連絡し発電機その他必要な機材の調達を依頼する。
- イ 給水不能時の措置
水道施設が被災した場合は、本部に連絡し緊急給水を要請する。
- ウ ボイラー使用不能時の措置
医療機器の蒸気消毒、暖房及び患者の給食は、電気、LPG又は固形燃料等に切り替え、それぞれ処理する。
- エ 重要器材等の保管措置
(ア) 手術用器材、簡易ベッドその他緊急必要器材については、常に安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。
(イ) 放射線使用施設については、災害の状況に応じて、立ち入り禁止等危険防止の措置を講じる。

2 その他の社会公共施設

(1) 施設利用者・入所者の安全確保

- ア 避難対策については、あらかじめ特に綿密な計画を策定しておき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて、所管部又は区本部へ速やかに報告する。
- イ 場内放送、職員の案内等により、地震時における混乱の防止措置を講じる。
特にラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。
- ウ けが人等の発生時には、応急措置をとるとともに、本部・区本部及び関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- エ 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。
- オ 社会教育施設等において、災害が発生した場合の各種事業の続行若しくは中止の決定については、施設の管理者が利用者の安全確保を第一に行う。

(2) 施設建物の保全

ア 応急措置

施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ次の措置をとる。

－ 応急措置が可能な程度の被害の場合 －

- (ア) 危険箇所があれば緊急保安措置を実施する。
- (イ) 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。
- (ウ) 電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、本部又は区本部を通じて、関係機関と連絡をとり、応援を得て実施する。

－ 応急措置が不可能な被害の場合 －

- (ア) 危険防止のための必要な保全措置を講じる。
- (イ) 防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のため必要がある場合は、本部又は区本部を通じて、仮設建築物の建設等の手配を行う。

イ その他の留意事項

- (ア) 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査
特に避難所となった施設は、火災予防について、十分な措置をとる。
- (イ) ガラス類等の危険物の処理
- (ウ) 危険箇所への立ち入り禁止の表示

3 文化財の保護

文化財の保護について、次の措置を講じる。

- (1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は、直ちに消防機関へ通報するとともに、本部（教育長）へ被害の状況を報告する。
- (2) 教育長は、所有者、管理者等から被害の状況について報告を受けたときは、速やかに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置をとるよう指示する。
- (3) 関係機関は、被害を受けた文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講じる。

4 都市公園施設

地震、津波により園路・広場、管理施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第19節 ボランティアとの連携

【総合政策局、市民局、保健福祉局、各区、市社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部、市国際交流協会、日本アマチュア無線連盟千葉県支部、その他ボランティア活動団体・個人】

大規模災害発生時においては、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、市は日本赤十字社、市社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図るとともに、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、ボランティアの自主性を尊重しつつ、効果的な応急対策を実施するものとする。

市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が市と協力し設置する。市社会福祉協議会が中心となって運営し、市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その運営を支援する。

また、市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努め、ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第1 災害ボランティアの分類

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また、行政や防災関係機関等が行う応急対策を、自発的に、支援する個人や団体」である。

災害ボランティアは「一般ボランティア」と「専門(技術)ボランティア」に分けることができる。

1 一般ボランティア

発災時に炊き出し、がれきの片付けなど労務を提供するボランティア

2 専門(技術)ボランティア

医師や看護師、通訳、建物危険度判定など建築・土木関係の専門家、手話・外国語通訳者などの専門家

第2 災害ボランティアの活動分野**1 一般分野**

- (1) 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- (2) その他被災地における軽作業等
- (3) 救援物資や義援品の仕分け
- (4) 避難所の運営補助
- (5) 炊き出し、食料等の配布
- (6) 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）

2 専門分野

- (1) 救護所での医療救護活動
- (2) 被災建築物応急危険度判定
- (3) 被災宅地危険度判定
- (4) 外国語の通訳、情報提供
- (5) 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- (6) 被災者への心理治療
- (7) 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- (8) その他専門的知識、技能を要する活動等

第3 災害ボランティアとして活動する個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、積極的に協力を求めることとする。

1 個人

- (1) 被災地周辺の市民
- (2) 被災建築物応急危険度判定士
- (3) 被災宅地危険度判定士
- (4) ボランティア活動の一般分野を担う個人
- (5) その他

2 団体

- (1) 日本赤十字社千葉県支部
- (2) 市社会福祉協議会
- (3) 千葉市消防支援隊
- (4) 一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- (5) その他NPO法人・ボランティア団体等

第4 災害ボランティアの受入れ体制の整備

市は、災害時にはボランティアへの積極的な参加を呼びかけるとともに、活動分野に応じた受入れ体制を整備する。

なお、市災害ボランティアセンターの設置・運営については、「千葉市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書」に基づき実施する。

また、市に災害救助法を適用した場合において、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

1 一般ボランティアの受入れ体制の整備

(1) 市災害ボランティアセンター等の設置

市社会福祉協議会は、市から市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する要請があった場合には、市（本部）及び区（区本部）と連携を図り、一般分野のボランティアの活動拠点となる市災害ボランティアセンター及び必要に応じて現地センターを開設する。また、市は平常時より、そのための体制づくりを支援する。

ア 市災害ボランティアセンターの業務

- (ア) 市（本部）との連絡・調整
- (イ) 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
- (ウ) 災害ボランティアに関する各種情報の収集・整理・提供
- (エ) 被災者ニーズの把握
- (オ) 一般ボランティアの受付・登録・派遣・コーディネート
- (カ) 区（区本部）との連絡・調整

(2) 本部・区本部の支援

- ア 活動拠点の提供
- イ 資材・機材・設備等の提供
- ウ 運営費等の支援
- エ 被害状況等の情報提供
- オ 被災者ニーズに関する情報の提供
- カ ボランティア募集の広報

(3) 登録・派遣について

- ア 市災害ボランティアセンター及び千葉県が設置する広域災害ボランティアセンターにおいて受入れ、登録する。
- イ 市災害ボランティアセンターで受入れた災害ボランティアについては、市内のボランティア需要状況を基に派遣する。また、広域災害ボランティアセンターで受け付けたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を市災害ボランティアセンターと調整の上、派遣する。
- ウ さらに、全国規模での活動希望が予想される場合には、近隣都県の協力を得て受け付け、登録事務を進めるものとする。
- エ 千葉県及び市災害ボランティアセンターによる登録を経ずに、直接現地へ来たボランティア希望者については、設置されている市災害ボランティアセンター又は現地センターの窓口において受付を行い、災害ボランティア活動に従事する。

(4) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所は、自己調達を基本とする。

(5) 市災害ボランティアセンター及び現地センターの設置場所

市災害ボランティアセンター及び現地センターの設置場所については、次のとおりとする。

名 称	設 置 場 所
市災害ボランティアセンター	千葉市ハーモニープラザ内（千葉市中央区千葉寺町 1208 番地 2）
現地センター	市と市社会福祉協議会が協議のうえ決定

（6）活動費用の負担及び資機材の確保

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて市が負担する。ボランティアが活動に必要なとする資機材については、市と市社会福祉協議会が相互に協力して確保する。

（7）ボランティア活動保険への加入

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、市災害ボランティアセンターは 市内で活動する一般ボランティアの把握に努め、ボランティア活動保険の加入を勧める。

2 専門ボランティアの受入れ体制の整備

（1）市（本部）は、市が実施する業務を担う専門ボランティアを受入れるため、窓口を各部において開設し、これを統括する。

受入れの窓口となる各部は、関係機関・団体への要請や受付・登録、活動拠点の提供、派遣等の業務を行う。

市担当部局によるボランティア登録

活動分野	個人・団体	受 入 れ 窓 口
医療救護	医師、看護師、薬剤師、 歯科医師、歯科衛生士	保健福祉局医療衛生部
被災建築物応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定士	都市局建築部
要配慮者支援	各種関係団体	保健福祉局高齢障害部 こども未来局こども未来部 こども未来局幼児教育・保育部
外国語通訳、翻訳、情報提供	（公財）千葉市国際交流協会	市民局市民自治推進部
通信、情報連絡	（一社）日本アマチュア無線 連盟千葉県支部	総合政策局危機管理部
応急救護活動等	消防職・団員OBによる 消防支援隊	消防局総務部

（2）ボランティア活動保険への加入

市は、ボランティアの活動を支援するため、専門ボランティアの把握に努め、ボランティア活動保険への加入を活動の条件とする。

3 県の受入れ体制

県の専門ボランティア受け入れ窓口は以下の通りである。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

県担当部局によるボランティア登録

活動分野	個人・団体	受 入 れ 窓 口
医療救護、地域保健	医師、看護師、薬剤師、 歯科医師、保健師、 栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度 判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	各 種 支 援 団 体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	各 種 支 援 団 体	健康福祉部障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューロー 語学ボランティア、災害時 外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア 無線連盟千葉県支部	防災危機管理部防災対策課

※平時に登録を行っている。

4 ボランティアニーズの把握

市は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

千葉市災害ボランティアセンターは、市との連絡を密にするとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、市域のボランティアの需要状況の把握に努める。

5 ボランティア活動団体等との連携

市は、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

第5 ボランティアの育成とボランティア意識の啓発

市社会福祉協議会や関係団体との連携により、大規模災害時においても有効な活動が展開できるよう、平常時から市民が自発的にボランティア活動に参加できる環境づくりや団体等の主体性を尊重した運営が図れるよう、ボランティア意識の啓発やボランティアリーダーの養成等を行う。

1 ボランティア意識の啓発

広報等を通じて、ボランティア精神と意義の啓発を行い、防災訓練等への積極的な参加を

呼びかけるとともに、ボランティア意識の醸成を図る。

2 ボランティアリーダーの養成

ボランティアの資質の向上を図るとともに、学習会等を開催することにより、その活動の中で指導的な役割を担う、ボランティアリーダーの養成を行う。

3 研修・訓練

災害時においても、また、他都市への支援においても、ボランティア活動が有効に展開できるような活動メニューを盛り込んだ研修・訓練等を実施する。

4 ボランティア団体の組織化

平常時から登録ボランティア団体等が地域や拠点において相互に交流・協力を深め、それぞれが役割分担をしながら、連携をとって有機的に活動を展開できるよう、活動の場の開拓や情報の提供など連携のための条件整備を行い、ボランティア関係団体の組織化の推進を支援する。

日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

項 目	対 象	実 施 内 容
防災ボランティア登録説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会（本社）	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティアリーダー・地区リーダーフォローアップ研修会	リーダー 地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

各種奉仕団

奉 仕 団 名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等

成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所で傷病者の搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	避難所での運営補助（救援物資の搬送及び配布）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第20節 帰宅困難者等対策

【総合政策局危機管理部、都市局、各区、千葉県警察本部及び警察署、鉄道事業者、関係事業者】

第1 基本的な考え方

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷したりするおそれがある。また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を民間事業者や交通事業者等と連携して実施する。

第2 帰宅困難者等対策の実施**1 一斉帰宅の抑制****(1) 企業・学校などでの施設内待機**

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を行政機関等と連携して一時滞在施設へ案内するよう努める。

(3) 安否確認

あらかじめ企業や家族等との安否確認手段を定めておき、震災発生時は電話が輻輳することを踏まえ、携帯電話災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル171、SNS等複数の手段を利用し、安否確認を行う。

2 帰宅困難者等の把握と情報提供**(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止**

市は、大規模集客施設や駅等の周辺で発生した滞留者や市周辺から幹線道路などを通して徒歩により移動してくる帰宅困難者等についての情報を交通事業者等から受け、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

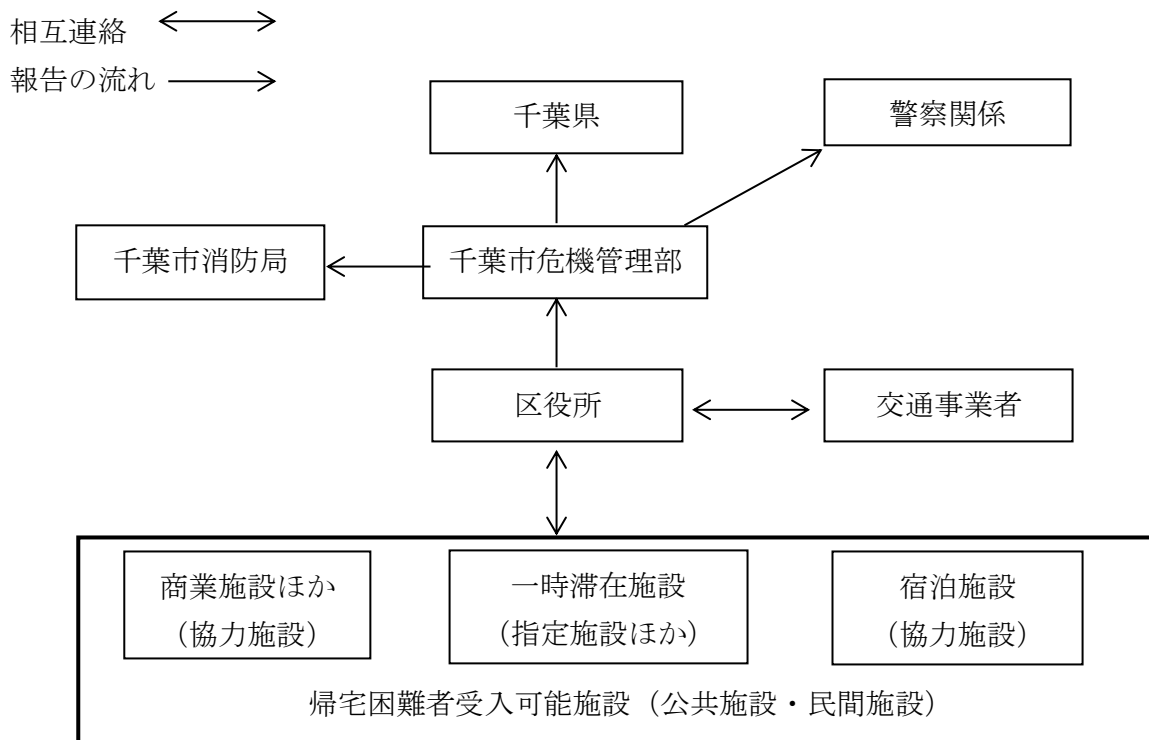
市は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、ホー

ムページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

さらに、ちばし災害緊急速報メールやSNSなどを活用した情報提供についても実施する。

駅周辺帰宅困難者等対策協議会緊急連絡網図



3 帰宅困難者等の安全対策

(1) 一時滞在施設の開設

市は、あらかじめ一時滞在施設として指定した市有施設について、被災状況や安全性を施設管理者が確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市は区域内の指定した民間施設の管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

なお、必要に応じて、あらかじめ一時滞在施設に指定していない施設などであっても、災害対策本部の決定をもって臨時の一時滞在施設として開設できるものとする。

市は、一時滞在施設の開設状況を集約し、駅周辺帰宅困難者等対策協議会内の連絡網等の活用により、県や警察等関係機関へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、企業等をとおして帰宅困難者へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への案内

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、大規模集客施設や駅等を管理する事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、市は駅

周辺帰宅困難者等対策協議会等の関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

開設の期間については、受け入れを開始した時点から、鉄道等公共交通機関が復旧するなど状況が改善されるまでとし、長期に及ぶ場合については、各施設と市で個別に協議する。

4 徒歩帰宅支援

(1) 災害時帰宅支援ステーション（協定締結企業等）に対する支援要請

市は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストランなど、災害時帰宅支援ステーションとして協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

また、ガソリンスタンドは県が千葉県石油商業組合へ要請を行う。

(2) 徒歩帰宅者への情報提供

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。その際、市は、関係機関と連携して徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをホームページなどを活用し提供する。

また、ちばし災害緊急速報メールやSNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

第2.1節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この節に記載のない事項は、千葉市地域防災計画（共通編）、千葉市地域防災計画（災害応急対策編）、千葉市水防計画によるものとする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、共通編 第1章 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 に定めるとおりとする。

第2 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

共通編 第2章 第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進 参照

第3 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

水防計画 第6章 水門等の操作 参照

2 津波に関する情報の伝達等

災害応急対策編 第1章 地震対策計画 第9節津波避難計画 参照

3 地域住民等の避難行動等

災害応急対策編 第1章 地震対策計画 第9節津波避難計画 参照

4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

災害応急対策編 第1章 地震対策計画 第8節 避難対策 参照

5 意識の普及・啓発

共通編 第2章 災害予防計画 第4節 津波災害予防対策（津波避難計画予防編） 参照

6 消防機関等の活動

災害応急対策編 第1章 地震対策計画 第6節 消防・救急救助活動等 参照

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

災害応急対策編 第1章 地震対策計画 第1 2節 ライフライン施設の応急対策 参照

8 交通

災害応急対策編 第1章 地震対策計画 第7節 警備・交通対策 参照

9 市町村が自ら管理等を行う施設等に関する対策

共通編 第2章 災害予防計画 第5節 都市公共施設の災害対応力の強化 参照

第4 関係者との連携協力の確保に関する事項

1 資機材、人員等の配備手配

災害応急対策編 第1章 地震対策計画 第4節 広域連携体制 参照

2 物資の備蓄・調達

共通編 第2章 災害予防計画 第1 1節 備蓄・調達体制の整備 参照

第5 防災訓練に関する事項

共通編 第2章 災害予防計画 第1 2節 防災行動力の向上 参照

第6 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

共通編 第2章 災害予防計画 第4節 津波災害予防対策（津波避難計画予防編） 参照

第2.2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応**第1 総則****1 背景**

従前から切迫性が懸念されてきた東海地震は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震予知を前提として対策が講じられてきたが、平成29年9月、国(中央防災会議)において、予知を前提とした防災情報の発信のあり方等を見直すこととされ、南海トラフ地震を対象とした対策に転換した。

その後、平成31年3月には、内閣府において「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」が公表されたほか、気象庁では「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、令和元年5月より「南海トラフ地震臨時情報」等の関連情報の提供等が開始され、令和6年8月に初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。

2 基本方針

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）では、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている地域の地方公共団体等が「南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成することとなっている。

本市は、当該地域には指定されていないが、市域における想定最大震度が5弱と予測されており、大規模地震に備える観点から、市独自の防災対応について定めるものである。

なお、本節は南海トラフ地震臨時情報に基づく市の対応の基本的な考え方を定めたものであり、本市域内にて震度4以上の地震を観測した場合には「災害応急対策編 第1章 地震対策計画」に基づく行動・対応を図っていく。

第2 南海トラフ地震に関連する情報等**1 気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報について**

「南海トラフ地震に関連する情報」は、次の2種類の情報名で気象庁から発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

「南海トラフ地震臨時情報」は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分後	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内^{※1}でマグニチュード 6.8 以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} （以下「M」という。）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内において、M7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

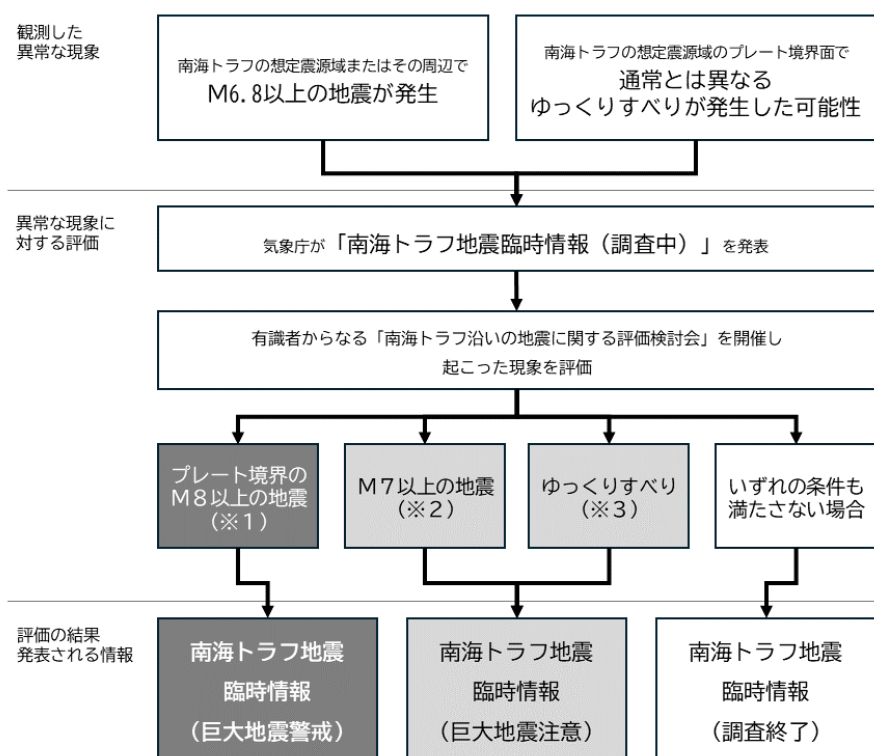
※2 M7.0の地震をもれなく把握するため、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでマグニチュード6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。

従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

情報発表までのフロー図



※1 想定震源域のプレート境界でM8.0以上の地震が発生

※2 想定震源域、またはその周辺でM7.0以上の地震が発生（ただし、プレート境界でのM8.0以上の地震を除く

※3 住民が揺れを感じることがない、プレート境界面のゆっくりとしたずれによる地殻変動を観測した場合など

第3 南海トラフ地震臨時情報発表時の体制

市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、速やかに必要な対策が行えるよう、緊急情報収集体制をとるものとする。

第4 南海トラフ地震臨時情報の伝達

市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が伝達されたときは、直ちに庁内各課、防災関係機関に対して伝達する。

第5 南海トラフ地震臨時情報の広報

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の広報活動については、市が保有するあらゆる広報手段を活用するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて市民に正しい情報を提供し、混乱の未然防止に努める。

第6 応援体制の確保

南海トラフ地震が発生した場合、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域では震度6強から6弱の強い揺れになると想定されている。

そのため、南海トラフ地震発生後、本市への被害が少なかった場合、被害の甚大な地域への応援活動を行うべく平時より応援体制の確保に努める。

千葉市地域防災計画

災害応急対策編

第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画

令和7年7月修正

千葉市防災会議

災害応急対策編

第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画

修正年月 令和7年7月

目 次
[災害応急対策編]

第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画

第1節 応急活動体制	- 1 -
第1 初動体制	- 1 -
第2 災害対策本部	- 7 -
第2節 情報の収集・伝達	- 13 -
第1 情報連絡体制	- 13 -
第2 気象警報・注意報及び特別警報	- 18 -
第3 警戒レベル	- 23 -
第4 水防警報	- 26 -
第5 土砂災害警戒情報	- 26 -
第6 雨量・水位情報	- 26 -
第7 災害危険箇所等の情報	- 27 -
第8 被害状況の収集・伝達	- 28 -
第3節 災害時の広報	- 34 -
第1 実施機関とその分担	- 34 -
第2 市広報活動の実施手順	- 37 -
第3 報道機関への発表・協力要請	- 41 -
第4節 広域連携体制	- 44 -
第1 国・県に対する要請等	- 44 -
第2 他都県市町村・指定地方公共機関等への要請	- 45 -
第3 消防機関への要請及び応援	- 49 -
第4 自衛隊への災害派遣要請	- 50 -
第5 民間団体等への要請	- 55 -
第6 海外支援の受入れ	- 56 -
第7 他都市に対する応援	- 56 -
第5節 災害救助法の適用	- 59 -
第1 救助の実施機関	- 59 -
第2 救助の実施者	- 59 -
第3 救助の種類	- 59 -
第4 災害救助法の適用基準	- 60 -
第5 被害世帯の算定基準	- 61 -
第6 災害救助法の適用手続き	- 61 -
第7 救助の程度、方法及び期間等	- 62 -
第8 災害救助法適用後の救助の実施	- 62 -
第6節 消防・救急救助活動等	- 63 -
第1 消防活動	- 63 -

第2	救急救助活動.....	- 64 -
第7節	土砂災害対策.....	- 66 -
第1	巡視及び警戒体制.....	- 66 -
第2	広報及び避難体制.....	- 67 -
第8節	警備・交通対策.....	- 68 -
第1	災害時の警備.....	- 68 -
第2	道路の交通規制.....	- 69 -
第3	放置車両対策.....	- 71 -
第4	緊急通行車両の対策.....	- 72 -
第9節	避難対策.....	- 74 -
第1	来訪者・入所者等の避難.....	- 74 -
第2	警戒区域の設定.....	- 76 -
第3	浸水想定区域における避難.....	- 76 -
第4	土砂災害警戒区域における避難.....	- 78 -
第5	警戒レベル3（高齢者等避難）.....	- 79 -
第6	警戒レベル4（避難指示）.....	- 80 -
第7	避難の誘導.....	- 83 -
第8	避難所の開設.....	- 85 -
第9	避難所の運営.....	- 87 -
第10節	医療救護.....	- 91 -
第1	初動医療体制.....	- 91 -
第2	傷病者の搬送体制.....	- 96 -
第3	受入れ医療機関.....	- 97 -
第4	医薬品・資器材の確保.....	- 97 -
第11節	緊急輸送体制.....	- 101 -
第1	緊急輸送手段の確保.....	- 101 -
第2	集積場所.....	- 103 -
第3	緊急輸送道路の確保.....	- 105 -
第4	緊急輸送の実施.....	- 107 -
第12節	ライフライン施設の応急対策.....	- 108 -
第1	上水道施設.....	- 108 -
第2	公共下水道施設・農業集落排水施設.....	- 110 -
第3	電気施設.....	- 111 -
第4	ガス施設等.....	- 116 -
第5	電話施設.....	- 118 -
第6	鉄道施設等.....	- 121 -
第13節	生活救援対策.....	- 124 -
第1	飲料水の供給.....	- 124 -

第2	食品の供給.....	- 128 -
第3	生活必需品の供給.....	- 133 -
第4	救援（支援）物資の対応.....	- 135 -
第5	災害時保育の実施.....	- 136 -
第6	災害相談の実施.....	- 138 -
第14節	要配慮者の対策.....	- 140 -
第1	在宅の要配慮者の対策.....	- 140 -
第2	社会福祉施設の対策.....	- 141 -
第3	日本語の理解が十分ではない外国人等への対応.....	- 142 -
第15節	住宅対策.....	- 144 -
第1	応急仮設住宅の供給.....	- 144 -
第2	応急仮設住宅への入居.....	- 145 -
第3	応急仮設住宅の管理.....	- 146 -
第4	被災住宅の応急修理.....	- 146 -
第5	罹災証明書等の交付.....	- 147 -
第16節	環境対策等.....	- 148 -
第1	障害物の処理.....	- 148 -
第2	ガレキの処理.....	- 150 -
第3	ごみの処理.....	- 153 -
第4	し尿の処理.....	- 156 -
第5	防疫・保健衛生.....	- 158 -
第6	行方不明者及び死体の捜索・収容・埋葬.....	- 160 -
第7	環境保全対策.....	- 163 -
第17節	教育対策.....	- 165 -
第1	事前にとるべき措置.....	- 165 -
第2	災害発生直後の体制.....	- 166 -
第3	応急教育の実施.....	- 167 -
第4	学用品の調達及び支給.....	- 168 -
第18節	公共施設等の応急対策.....	- 170 -
第1	道路・橋梁 ^{きょうりょう}	- 170 -
第2	河川・海岸保全及び内水排除施設.....	- 172 -
第3	港湾施設.....	- 172 -
第4	その他の社会公共施設.....	- 173 -
第19節	ボランティアとの連携.....	- 176 -
第1	災害ボランティアの分類.....	- 176 -
第2	災害ボランティアの活動分野.....	- 176 -
第3	災害ボランティアとして活動する個人、団体.....	- 177 -
第4	災害ボランティアの受入れ体制の整備.....	- 177 -

第5 ボランティアの育成とボランティア意識の啓発.....	180 -
第20節 帰宅困難者等対策.....	182 -
第1 基本的な考え方.....	182 -
第2 帰宅困難者等対策.....	182 -
第21節 雪害対策.....	185 -
第1 応急活動体制.....	185 -
第2 情報の収集.....	186 -
第3 消防・救急救助活動.....	187 -
第4 道路対策.....	188 -
第5 公共交通機関対策.....	189 -
第6 ライフライン施設対策.....	190 -
第7 児童生徒の安全確保対策.....	191 -
第8 市有施設対策.....	191 -
第9 帰宅困難者対策.....	191 -
第10 農作物対策.....	192 -
第11 ごみ処理対策.....	193 -
第12 市民の自助、地域による共助.....	193 -
第22節 火山災害対策.....	195 -
第1 応急活動体制.....	195 -
第2 情報の収集.....	197 -
第3 消防・救急救助活動.....	199 -
第4 道路・河川対策.....	200 -
第5 公共交通機関対策.....	201 -
第6 ライフライン施設対策.....	202 -
第7 児童生徒の安全確保対策.....	203 -
第8 市有施設対策.....	204 -
第9 帰宅困難者対策.....	205 -
第10 健康被害対策.....	205 -
第11 農作物対策.....	205 -
第12 ごみ処理対策.....	206 -
第13 火山灰収集及び処分対策.....	206 -
第14 市民への呼びかけ、注意喚起.....	208 -

第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画

節	計 画 名	ページ
1	応急活動体制	風 1
2	情報の収集・伝達	風 13
3	災害時の広報	風 34
4	広域連携体制	風 44
5	災害救助法の適用	風 59
6	消防・救急救助活動等	風 63
7	土砂災害対策	風 66
8	警備・交通対策	風 68
9	避難対策	風 74
10	医療救護	風 91
11	緊急輸送体制	風 101
12	ライフライン施設の応急対策	風 108
13	生活救援対策	風 124
14	要配慮者の対策	風 140
15	住宅対策	風 144
16	環境対策等	風 148
17	教育対策	風 165
18	公共施設等の応急対策	風 170
19	ボランティアとの連携	風 176
20	帰宅困難者等対策	風 182
21	雪害対策	風 185
22	火山災害対策	風 195

第1節 応急活動体制**【全局区等】****第1 初動体制**

対策のあらまし	各局（部）及び各職員は、災害発生を知ったときは、直ちにこの計画による応急活動体制配備指令に即応できる体制をとることとなる。 また、風水害等における防災対策活動の基幹となる総合政策局危機管理部は、「本部」としての指揮命令系統の迅速な確立を最優先課題として、危機管理総合調整会議を開催し協議の上、各局（部）長に対して必要な配備体制を指令するよう市長を補佐する。 あわせて、夜間・休日等についても、迅速に災害対策本部体制を確立するよう、必要な手順を定める。 なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（気象庁からの注意報及び警報が発表された時等を含む）で、災害対策本部を設置するまでに至らない場合においては、この計画に定める体制により災害応急活動を行う。

1 危機管理総合調整会議**（1）開催時期**

風水害等に迅速かつ的確に対応するため市長が必要と認めたときに開催する。

（2）構成

市長、副市長及び危機管理監をもって構成する。

なお、情報収集及び対応策検討のための事務局を総合政策局危機管理部に置く。

（3）審議事項

災害の状況に応じて、配備体制、避難所の開設の検討等の審議を行う。

※千葉市危機管理総合調整会議設置要綱（資料 2-34）

2 各局（部）の警戒体制

各局（部）長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、必要な職員を配備して、警戒活動を実施するとともに、以下の事項について行う。

（1）情報の収集**（2）状況の報告****（3）危機管理総合調整会議の必要性の有無に関する進言****3 災害警戒本部の設置**

市域に風水害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市（区）災害対策本部の設置までに至らないときは、関係局区が連携し応急活動を実施するため災害警戒本部を設置し対応する。

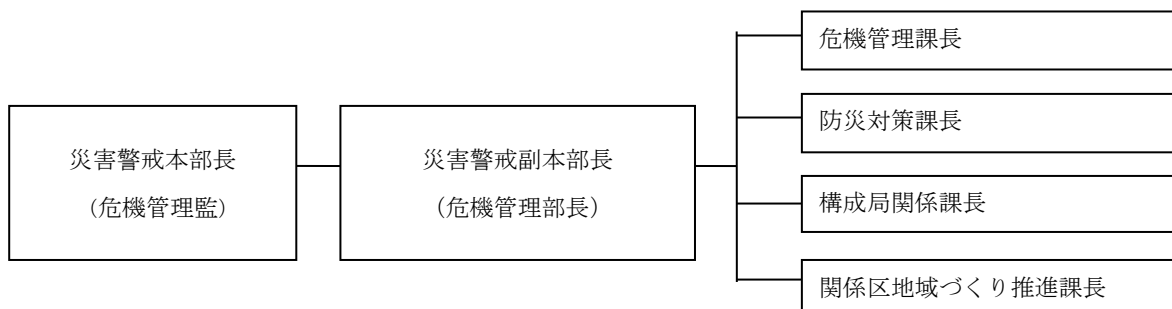
（1）設置基準

ア 危機管理監が、風水害により災害が発生し又は発生するおそれがあると認めたときで、市災害対策本部の設置にいたらないとき

イ その他、危機管理監が必要と認めたとき

(2) 構成局区及び災害警戒本部長等

災害警戒本部の構成は、総合政策局、保健福祉局、建設局、都市局、消防局及び関係区とし、警戒本部長は危機管理監、警戒副本部長は総合政策局危機管理部長とする。



(3) 災害警戒本部会議

災害警戒本部構成局の関係課長をもって構成する。

(4) 設置場所及び事務局

災害警戒本部は、総合政策局危機管理部に設置する。

なお、情報収集及び応急措置対応等のための事務局を総合政策局危機管理部に置く。

(5) 所掌事務

災害警戒本部の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

ア 被害情報の収集

イ 県及び防災関係機関からの情報収集・県への被害状況の報告（県危機管理政策課、防災対策課、消防課及び関係機関）

ウ 初期緊急応急対策計画の検討

エ 計画を実施するために適当な配備体制の検討

オ 避難情報等の発令の検討

カ その他市長からの特命事項

(6) 災害警戒本部の廃止

危機管理監は、災害の拡大が認められないと判断したときは災害警戒本部を廃止する。

また、災害対策本部が設置されたときは、自動的に警戒本部を廃止し、事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

4 災害対策事前準備

災害対策本部を設置するまでに至らない場合の配備及び災害応急対策の実施は、災害対策本部が設置された場合に準じて、次により対応する。

(1) 災害対策事前配備の指令

ア 災害対策事前配備の指令の実施責任者は、危機管理監とする。

イ 危機管理監は、危機管理総合調整会議での協議決定を踏まえて、この計画に定める配備基準に基づき災害対策事前配備を指令する。

ウ 各局（部）長は、災害対策事前配備の指令により、あらかじめ定めた職員を配備につけ、災害応急対策活動を指揮する。

エ 配備についた職員は、上司の命令に従い、直ちに災害応急対策活動を実施する。

5 応急活動体制

(1) 災害警戒本部

災害警戒本部の設置基準及び配備要員数は以下のとおりとする。

なお、消防局の配備要員数は、消防局で定めた配備基準に基づくものとする。

種別	配 備 基 準	配 備 体 制	職 員 参 集 基 準	
緊急情報収集体制	1 市域外において大雨特別警報が発表され、又はそれに相当する災害が発生したとき。 2 その他の状況により、危機管理監が必要と認めたとき。	1 情報収集連絡活動できる体制とし、その所要人員はあらかじめ定める。 2 市域外における災害について、関係機関（各指定都市、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等）と円滑な連絡調整を行うことができる体制とし、その所要人員は都度定める。	・総合政策局危機管理部職員により対応する。 ・状況に応じ、各局区等においても人員を要する場合は、所掌業務等を勘案して都度定める。	
初期配備体制	危機管理監が、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたとき。	風水害対策関係局部等の職員で情報収集連絡活動及び小規模災害に対処できる体制とし、その所要人員は所掌業務を勘案して、あらかじめ各局等において定める。	総合政策局 建設局 各区	局区の定めによる
注意配備体制	1 市域に次の警報が1以上発表されたとき。 （1）大雨警報 （2）暴風警報 （3）洪水警報 2 市域に次の注意報が1以上発表され、市長が必要と認めたとき。 （1）大雨注意報 （2）高潮注意報 （3）洪水注意報	風水害対策関係局部等の職員で情報収集連絡活動及び小規模災害に対処し、事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行できる体制とする。その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各局等において定める。	災害対策事前配備の配置基準	総合政策局 5～10% 建設局 5～10% 都市局 5～10% 各区 5～10% その他活動が必要な局区等
警戒配備体制	下位の体制では人員が不足する場合等で、市長が必要と認めたとき。	災害対策本部各部該当局部の所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行できる体制とする。その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各局等において定める。	災害対策事前配備の配置基準	総合政策局 10～20% 建設局 10～20% 都市局 10～20% 各区 10～20% 保健福祉局 教育委員会事務局 議会事務局

※本部長からの指示があった場合は、上表の職員参集基準にかかわらず、各局区等で所掌業務等を勘案した人員とする。

(2) 災害対策本部

災害対策本部の配備基準及び配備要員数は以下のとおりとする。

なお、消防局の配備要員数は、消防局で定めた配備基準に基づくものとする。

種別	配 備 基 準	配 備 体 制	職 員 参 集 基 準
第1 配 備 体 制	1 市域に高潮警報又は特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪)が発表され、市長が必要と認めたとき。 2 市域に土砂災害警戒情報が発表され、市長が必要と認めたとき。 3 市域(区域)に局地的災害が発生したとき。 4 市域(区域)に局地的災害が予測されるとき。 5 その他の状況により市長(区長)が必要と認めたとき。	1 突発的災害等で情報収集、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とし、その要員はあらかじめ各局等において定める。 2 事態の推移に伴い速やかに第2配備体制に移行しうる体制とする。	総合政策局 20～40% 建設局 20～40% 都市局 20～40% 各区 20～40% その他の局・行政委員会等 15～20%
第2 配 備 体 制	1 複数区(地域)に災害が発生したとき。 2 複数区(地域)に災害が予測されるとき。 3 その他の状況により本部長(区本部長)が必要と認めたとき。	1 複数区(地域)についての救助・救護活動を行い、またその他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とし、その要員はあらかじめ各局等において定める。 2 事態の推移に伴い速やかに第3配備体制に移行しうる体制とする。	総合政策局 50% 建設局 50% 都市局 50% 各区 50% その他の局・行政委員会等 30%
第3 配 備 体 制	1 全市(区)域に災害が拡大し、第2配備体制では対処できないとき。 2 その他の状況により本部長(区本部長)が必要と認めたとき。	本部(区本部)の全力をもって対処する体制とする。その要員は各所属職員全員とする。	全職員

※本部長からの指示があった場合は、上表の職員参集基準にかかわらず、各局区等で所掌業務等を勘案した人員とする。

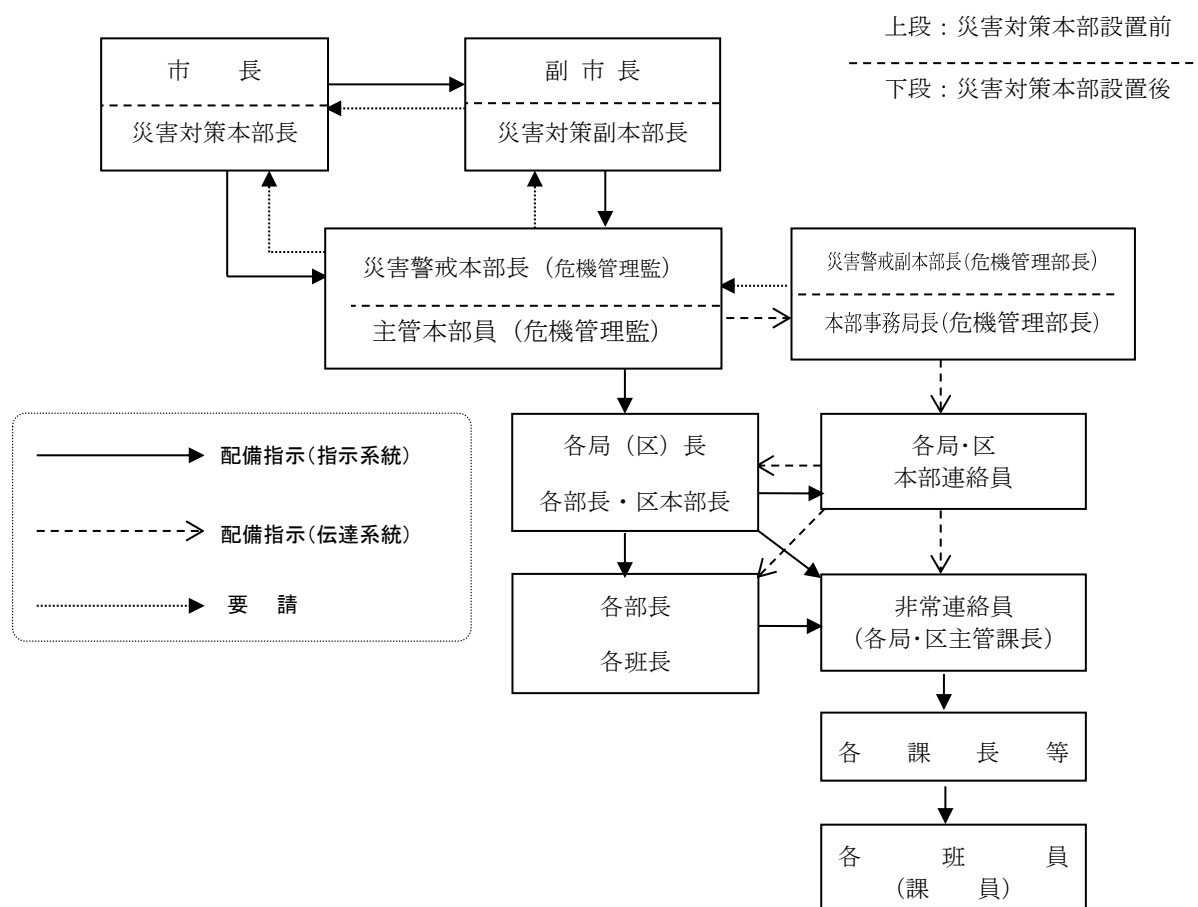
(3) 配備の区分

ア 職員の配備は、原則として、電話、電子メール等の配備指示による招集配備とする。

○招集配備

招集配備における配備指示は、電話、電子メール等により、おおむね次のような経路を経て行う。

指示命令の流れ



イ 職員の参集場所

職員の参集場所は次のとおりとする。

- （ア）市・区本部（市・区本部要員）
- （イ）自らの勤務場所（所属要員）
- （ウ）本部の指示により指定された業務を行う場所（特命要員（※））

※「九都県市応援調整本部」派遣要員等

ウ 応援要員の配備

風水害時の応急活動において、区の人員が不足する場合は、区本部長（区長）は本部長（市長）に対し、「地震対策計画における直近要員」の配備を要請することができる。その際の配備指示については、招集配備に基づくものとする。

（4）配備計画

- ア 各局（部）長及び区本部長（区長）は、前項の区分により各職員の参集場所を事前に指定し、任務分担を明らかにしておくものとする。
- イ 各局（部）及び各区の配備数は、各局（部）及び各区において、あらかじめ定めた災害時職員配備計画（以下「職員配備計画」という。）による。
- ウ 各局（部）長及び区本部長（区長）は、所管の局又は区の職員配備計画を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るとともに、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、そのつど速やかに修正し、関係職員に対してその旨の周知を図る。

エ 災害対応が長期にわたる場合

各部（各局区）は、災害対策本部を設置した場合、多くの職員を長時間にわたり災害応急対策に従事させる必要があるため、こころのケアを含めた職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設けるなど従事職員の適切な交替に配慮するものとする。特に、全員配備の場合は、全職員が災害応急対策に当たることとされており、長期の対応に備え、早期にローテーション計画を作成し、計画的な配備体制に努め、職員の健康に配慮するものとする。

(5) 職員の初期対応及び服務

ア 職員の初期対応

各局（部）長及び区本部長（区長）は、職員の参集状況に応じ、順次初期対応の組織を編成するとともに次の措置を講じるものとする。

- 災害に対処できるよう職員を配置
- 職員の非常参集方法及び交代方法
- 高次の非常配備体制への移行準備
- 他部への応援準備

イ 職員配備の報告

各部（各局区）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を本部事務局（危機管理部）に報告する。（報告の方法：総合防災情報システムにおける体制表への入力）

本部事務局（危機管理部）は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、危機管理監を通じて、本部長（市長）に報告する。報告は、本部長（市長）が指示した場合を除き、体制確立状況を確認した時点で行う。

本部事務局（危機管理部）は、職員配備の状況を千葉県へ報告する。（報告の方法：千葉県防災情報システムへの入力）

ウ 職員の服務

すべての職員は、災害対策本部が設置された場合は、次の事項を遵守する。

なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他本部長が認める者は配備から除外することができる。

－ 主に勤務時間内における遵守事項 －

- ア 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- イ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- ウ 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- エ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- オ 災害現場に出動した場合は、各部に別に定めがある場合を除き、別記様式に定める腕章を着用し、また、自動車には標旗及び標章を使用し身分等を明確にし災害対応を行うこと。
- カ 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

－ 主に勤務時間外における遵守事項 －

- ア 職員配備計画に基づき参集する。
- イ 職員は災害が発生し又は発生するおそれがあると知った時は、配備指示を待つことなく状況の推移に十分注意し、自らの判断により連絡をとる。
- ウ 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

※災害対策本部の標識等（資料 2-21）

第2 災害対策本部

対策のあらまし	大規模な災害発生時には、市の全組織をあげて、災害対策活動に従事するため、市長は、自らを本部長として、市に災害対策本部（区災害対策本部を含む）を設置し、救援・救護活動体制を確立する。 したがって、この計画においては、市域に災害が発生し又は災害が予測されるとき、及び市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する取り決めとしている。 災害対策本部を設置するもう一つのねらいは、非常時における決断の伴うリスクを市長が本部長として負う旨を明確にして、状況のいかなる展開に際しても迅速で適切に対処し得る体制を確保することにある。

1 設置基準

市長は、次の基準により必要があると認めたときは災害対策本部を設置する。

- | |
|---|
| (1) 市域に高潮警報又は特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪）が発表されたとき。
(2) 市域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。
(3) 市域（区域）に局地的災害が発生したとき。
(4) 市域（区域）に局地的災害が予測されるとき。
(5) その他状況により必要と認めたとき。 |
|---|

2 災害対策本部の設置

- (1) 市長は、災害対策活動を推進するために必要と認めるときは、市役所本庁舎又は、市長が指定する場所に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するとともに各区役所庁舎に区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置する。
- (2) 区長は、本部が設置されない場合においても、必要に応じて区本部を設置することができる。この場合において、区長は、区本部の設置について速やかに市長に報告する。
- (3) 本部長（市長）は、現場における応急対策等について迅速に対処するため、必要と認めるときは、区本部長（区長）に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の設置及び運営を指示する。

3 本部の廃止

本部長（市長）又は区本部長（区長）は、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部又は区本部（現地本部も含む）を廃止する。

4 設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合は、主管本部員（危機管理監）は、直ちに以下のとおり、電話その他適当な方法により通知するとともに必要に応じ、本部連絡員の派遣を要請又は要請解除する。

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市役所内各部・班	本部事務局	電子メール、庁内掲示板（CHAINS）、総合防災情報システム、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法
区役所		

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
県防災危機管理部長(防災対策課) 県現地災害対策本部(市庁舎に設置の場合)	本部事務局	県防災情報システム、県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
防災関係機関等(市警察部(各警察署)・各ライフライン機関・隣接市等)	本部事務局	県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
報道機関	秘書班	電話、口頭又は文書

5 本部の組織

(1) 災害対策本部

ア 本部長(市長)

- ・指揮命令系統の責任者：災害対策本部での応急対策活動の指揮
- ・市本部の事務の統括
- ・副本部長、主管本部員、各本部長、区本部長及び現地本部長に対する指揮命令

【市災害対策本部長職務の代理】

本部長(市長)に事故があるとき、又は本部長が欠けた場合における、本部長職務代理の順位は次のとおりとする。

第1順位	市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則において第1順位とされている副市長
第2順位	市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則において第2順位とされている副市長
第3順位	危機管理監
以下、災害対策本部組織図に定める順により、本部員が代行する。	

イ 副本部長(副市長)

- ・本部長の補佐
- ・本部長に事故があるとき、又は本部長が不在の場合における職務代理

ウ 主管本部員(危機管理監)

- ・本部長、副本部長を補佐し、本部員を指揮監督する

エ 本部員(総合政策局長、総務局長、財政局長、市民局長、保健福祉局長、こども未来局長、環境局長、経済農政局長、都市局長、建設局長、消防局長、水道局長、病院事業管者、病院局次長、会計管理者、教育長、教育次長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、その他本部長が指名する者)

- ・本部会議の構成員として、本部長を補佐
- ・対策部長として、担当部職員の指揮監督

(2) 区災害対策本部

ア 区本部長(区長)

- ・市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括
- ・区副本部長及び区本部各班長に対する指揮命令

イ 区副本部長（副区長）

- ・区本部長の補佐
- ・区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理

ウ 区本部員（各区課長、保健福祉センター所長）

- ・班員に対する指揮監督

（3）部及び班

災害対策本部に部を置き、その事務を分掌させるため班を置く。

ア 部長（各局長等）

- ・所属部の各班長を指揮監督

イ 副部長（部長が指名した職員）

- ・部長の補佐

ウ 各部班長（次長・部長）

- ・班員に対する指示

エ 非常連絡員（主管課長等）

- ・職員の非常招集・連絡等

オ 本部連絡員兼予備連絡員1（総括主幹・課長補佐等管理職）

- ・非常連絡員の補佐
- ・本部事務局において各部間の連絡調整

カ 予備連絡員2（主幹・課長補佐等管理職）

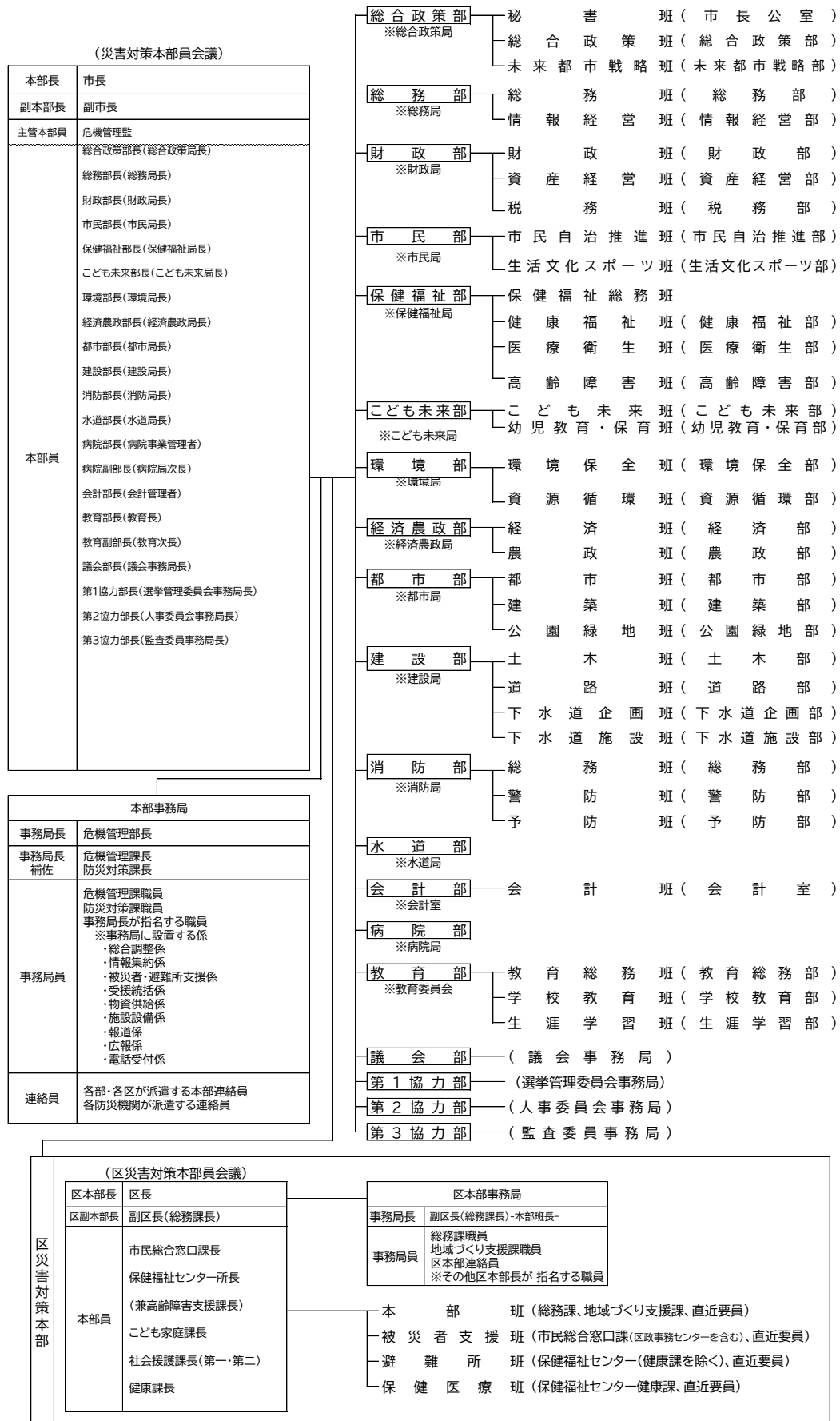
- ・予備連絡員1の補佐

キ 班員

- ・班長の指示に基づく災害応急対策に従事

千葉市災害対策本部の組織図

(令和7年4月1日～)



6 本部及び区本部の運営

本部及び区本部の運営については、災害対策本部条例及び同運営要綱の定めるところによるが、およそ次のとおり行う。

(1) 本部員会議の開催

本部員会議は、本部長、副本部長、主管本部員及び本部員をもって組織し、本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部員会議を開催する。

ア 報告事項

本部員は、各部の配備と緊急措置事項を報告する。

イ 協議事項

本部員会議の協議事項は、そのつど災害の状況に応じて、本部長、副本部長、主管本部員若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

－ 本部員会議の協議事項 －

- 本部の配備の切替え及び閉鎖に関する事
- 被害発生時の緊急対策に関する事
- 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関する事
- 災害対策経費の処理に関する事
- 災害救助法の適用の意見に関する事
- その他災害対策の重要事項に関する事

ウ 本部員会議には、必要に応じて、自衛隊、千葉県警察（千葉市警察部）、千葉海上保安部（千葉港長）、ライフライン事業者等関係機関の出席を求める。

(2) 本部の運営上必要な資機材等の確保

本部事務局長（総合政策局危機管理部長）は、本部が設置されたときは、次の措置を講じる。

ア 本部開設に必要な資機材等の準備

- 住宅地図等その他地図類の確保
- 携帯ラジオの確保
- テレビの確保
- 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
- 被害状況連絡票その他の書式類の確保
- CHAINS（千葉市行政情報ネットワークシステム）パソコンの確保
- その他必要資機材の確保

イ 通信手段の確保

「情報連絡体制」に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、機器の準備及び応急復旧を行い、通信手段の確保に努める。

ウ 自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

(3) 本部の標識等

本部及び各区本部が設置されたときは、標識板等を掲げ、設置場所を明示する。

また、本部長（市長）、副本部長（副市長）、部長（局長）、班長、班員その他の職員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。

（4）区本部の運営

区本部の運営については、本部に準ずる。

なお、区本部長（区長）は、必要に応じ各市民センターに地区連絡所を置き、情報収集及び広報活動を行う。

（5）本部及び区本部職員の食料・飲料水等の確保

大規模災害時における本部及び区本部職員の食料等を確保するため、本庁の備蓄倉庫及び区備蓄倉庫等に乾パン、飲料水等の備蓄品の整備を図る。

※千葉県災害対策本部条例（資料 2-7）

※千葉県災害対策本部運営要綱（資料 2-8）

※災害対策本部の標識等（資料 2-21）

第2節 情報の収集・伝達

【総合政策局危機管理部】

第1 情報連絡体制

対策のあらまし	災害発生時の情報連絡体制は、最優先で確立される必要がある。 そのため、市及び防災関係機関は、あらかじめ連絡責任者を定め、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄させるとともに、受信専用電話を確保し通信従事者を配置するなど、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。 災害時の本部と区本部、各部出先機関及び防災関係機関との情報連絡はあらゆる通信手段を活用する。 ○有線通信 (1) 電話の利用 (2) F A X等の利用 (3) 消防通信の利用 ○無線通信 (1) 市地域防災無線 (2) 消防・救急無線設備、防災用映像情報システム等により通信連絡を確保する。 (3) 県防災行政無線、携帯電話等 ○総合防災情報システム ○その他 使者（伝令） なお、市地域防災無線については、必要に応じて、「千葉市防災行政用無線局管理運用規程」及び「同移動系運用細則」に基づき無線通信の統制を行う。

1 指定電話・連絡責任者の指定等

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

なお、原則として、指定電話は、「災害時優先電話」をあてる。

市においては、本部事務局に通信事務従事者として、総合政策局危機管理部長があらかじめ指名した職員を配置する。

(2) 災害電話等の事前承認、確保

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、あらかじめ通信回線契約業者に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けて置くものとする。

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、N T T東日本㈱に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

(3) 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄する。

2 本部連絡員等の派遣

(1) 市の各部及び各区

市の各部長（各局長）及び各区本部長（各区長）は、情報収集員として1名以上を本部事務局に派遣し、各部に必要な情報収集に努める。

また、本部と各部又は区本部との連絡を強化するため、本部連絡員（情報収集員として派遣された者が兼務することができる）を本部事務局に派遣する。

なお、本部事務局に派遣された連絡員は、それ以降本部事務局長（総合政策局危機管理部長）の指揮のもと情報収集・連絡調整を行う。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、本部との連絡のため、必要に応じ本部連絡員を本部事務局に派遣する。

なお、本部連絡員は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡にあたる。

3 一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するために、本部長（市長）は出先機関の長と協議して通信系統の調整を図るものとする。

4 有線通信網・携帯電話の利用方法

(1) 電話等の利用

通信回線契約業者の加入電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや電報を利用する。

(2) 総合防災情報システム、FAX・CHAINS等の利用

本部・区本部・市各部出先機関・防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、総合防災情報システム、FAX・CHAINS等により行う。

(3) 警察・消防通信の利用

ア 消防通信

消防局、消防署、出張所間の消防業務用として、消防専用回線を含む有線電話通信網を利用する。

イ 警察有線電話通信網

県警察本部を起点として、各警察署及び各管轄交番・駐在所を結ぶ警察有線電話通信網の利用については、県警察本部長に要請し行う。

※千葉県消防力の現況（資料3-3）

5 有線通信が途絶した場合の措置

(1) 本部と国との連絡

千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）を利用して行う。

また、必要に応じて、衛星携帯電話を利用して行う。

(2) 本部と県・隣接市町村及び防災関係機関との連絡

千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システムを利用して行う。

なお、停電に備え非常電源として発動発電機が配置され、常時通信が確保されている。

この他、必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、伝令の派遣等による。

(3) 本部と区本部及び市各部（出先機関）との連絡

区本部、市出先機関及び災害現場等に出動している各部との連絡は、地域防災無線や市各部が整備・調達したその他の無線設備により行う。

この他、必要に応じ消防無線、警察無線、非常無線、伝令の派遣による。

(4) 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア 国土交通省関係通信施設

イ 海上保安部通信施設

ウ 日本赤十字社通信施設

エ N T T 東日本(株)通信施設

オ 東京電力パワーグリッド(株)通信施設

カ 日本放送協会千葉放送局通信施設

キ 東京ガスネットワーク(株)通信施設

6 非常通信の利用方法

(1) 取扱対象用件

ア 人命の救助に関するもの。

イ 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの。

ウ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。

エ 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。

オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

キ 非常災害時における緊急措置に関するもの。

ク 遭難者救護に関するもの。

ケ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。

コ 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。

サ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの。

シ 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(2) 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

ア 官公庁（公共企業体を含む。）

- イ 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- ウ 日本赤十字社
- エ 消防長会及び消防協会
- オ 電力会社
- カ 地方鉄道会社

(3) 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

(4) 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

ア あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号

イ 種類（文書形式のものは「非常」、電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）

ウ 本文

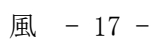
一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

エ 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

(5) 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。



第2 気象警報・注意報及び特別警報

気象庁は、大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を発表して、注意や警戒を呼びかける。警報や注意報は県や市、関係行政機関へ伝達され防災活動等に利用されるほか、市や報道機関を通じて市民へ伝えられる。また、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合は、「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかける。

特別警報が発表された場合、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあり、市民は周囲の状況や市から発表される避難指示などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとる必要がある。

1 気象警報・注意報及び特別警報の受領・伝達

気象に関する警報・注意報及び特別警報の受領及び伝達は、総合政策局危機管理部長（災害対策本部設置後は、本部事務局長が行う。以下同じ。）が担当する。

総合政策局危機管理部長は、警報及び特別警報等を受領した場合、速やかに本部長（市長）、副本部長（副市長）、主管本部員（危機管理監）、建設部長（建設局長）及び消防部長（消防局長）に報告するとともに、関係各課長及び区本部長（区長）に伝達する。

伝達を受けた関係各課長及び区長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。

(1) 気象情報の種類と発表基準

ア 気象情報の発表官署等

千葉市	発表官署	銚子地方気象台
	府県予報区	千葉県
	一次細分区域	北西部
	市町村等をまとめた地域	千葉中央

イ 特別警報の発表基準

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風 や同程度の温帯低気圧によ り	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

ウ 警報の発表基準

大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18	
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	122	
洪水	流域雨量指数基準		都川流域=19.5、花見川流域=26.8 鹿島川流域=20.6、村田川流域=11.1、 勝田川流域=4.8	
	複合基準※1		都川流域= (8, 11.7)	
	指定河川洪水予報による基準		—	
暴風	平均風速	陸上	20m/s	
		海上	25m/s	
暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
		海上	25m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ		12 時間降雪の深さ 10cm	
波浪	有義波高		3.0m	
高潮	潮位		T.P 3.8m	

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

エ 注意報の発表基準

大雨	表面雨量指数基準	10	
	土壌雨量指数基準	89	
洪水	流域雨量指数基準	都川流域=15.6、花見川流域=21.4、 鹿島川流域=16.4、村田川流域=8.8、 勝田川流域=3.9	
	複合基準	都川流域=(5 10.5)、花見川流域=(5 14.7)、 鹿島川流域=(5, 16.4)、 村田川流域=(5 ,8.5)、勝田川流域=(5, 3.8)	
	指定河川洪水予報による基準	－	
強風	平均風速	陸上	13m/s
		海上	13m/s
風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
		海上	13m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm	
波浪	有義波高	1.5m	
高潮	潮位	T.P 1.8m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
濃霧	視程	陸上	100m
		海上	500m
乾燥	気象官署（銚子）、千葉特別地域気象観測所において、 最小湿度 30%以下、実効湿度 60%以下		
霜	晩霜期 最低気温 4℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		

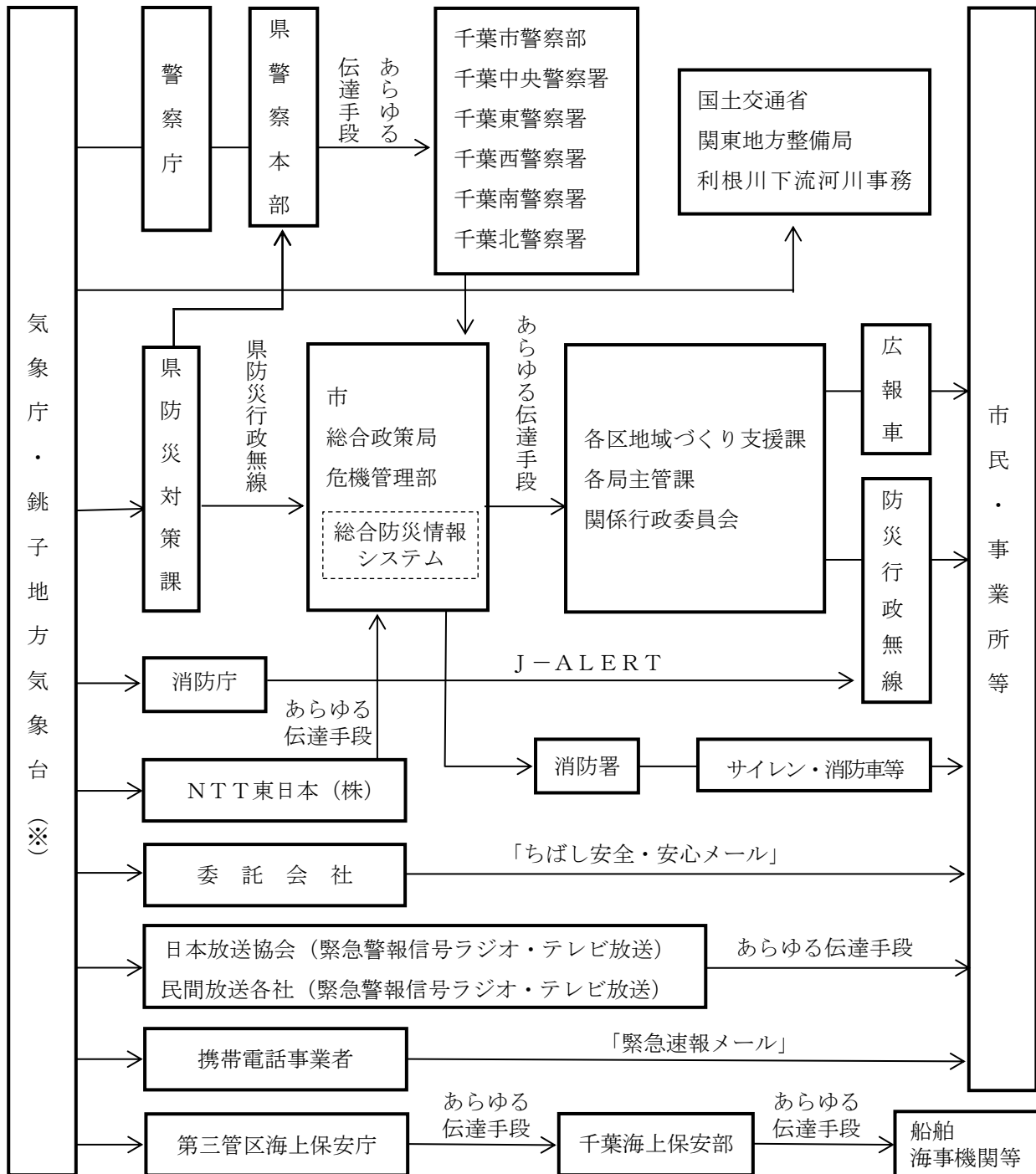
オ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりを、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している

カ その他

土砂災害警戒情報	土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）が発表中に土砂災害の危険度が高まった市町を特定し、千葉県と銚子地方気象台が共同して発表するものをいう。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）し、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。 ・1時間雨量100mm
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
竜巻注意情報	竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報を補足する情報として発表される。
火災気象通報	消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台長が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。 ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。
線状降水帯に関する各種情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、「顕著な大雨に関する気象情報」（府県気象情報の一種）が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。また、この線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合には、半日程度前から府県気象情報により発表される。

(2) 受領・伝達系統



※気象庁・銚子地方気象台から関係機関への連絡は、気象情報伝達処理システム（アデス）等あらゆる伝達手段を用いて伝達される。

第3 警戒レベル

1都12県309市区町村に大雨特別警報が発表され、国及び県管理河川において142か所が決壊する等、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号（令和元年度東日本台風）等を踏まえ、国は、避難情報に関するガイドラインを改正（令和3年5月）した。

この改正により、警戒レベル3における「避難準備・高齢者等避難開始」が「高齢者等避難」に改められたほか、警戒レベル4における「避難勧告」と「避難指示（緊急）」を「避難指示」に一本化し、これまでのタイミングで避難指示を発令することとするとともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立ち退き避難がかえって危険であることが考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報を改善した。

なお、津波は、危険な地域からの一刻も早い避難が必要となることとなり、レベル区分になじまないため、基本的には避難指示のみを発令し、伝達の際に「警戒レベル」を用いない。

1 避難情報と居住者等がとるべき行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者などがとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所などへの立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者などがとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保※1）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者などがとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者以外の人も必要に応じ、出勤などの外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水 高潮注意報	●発令される状況：気象状況悪化 ●居住者などがとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設などの災害リスク、指定避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
【警戒レベル1】 早期注意情報	●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者などがとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

※1 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが必要である。

2 警戒レベルと防災気象情報の関係

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
5	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	・氾濫発生情報 ・洪水警報の危険度分布（災害切迫）	・（大雨特別警報（浸水害））※3 ・洪水警報の危険度分布（災害切迫）	・（大雨特別警報（土砂災害）） ・災害切迫※3
4	危険な場所から全員避難	避難指示※2	・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布（危険）	・洪水警報の危険度分布（危険）	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害の危険度分布（危険）
3	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者以外も必要に応じ自主的に避難	高齢者等避難	・氾濫警戒情報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害の危険度分布（警戒）
2	自らの避難行動を確認	洪水注意報 大雨注意報	・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布（注意）	・洪水警報の危険度分布（注意）	・土砂災害の危険度分布（注意）
1	災害への心構えを高める	警報級の可能性			

※1 可能な範囲で発令

※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。

注1）市町村が発令する避難指示等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注2）本ガイドラインでは、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

3 気象情報の収集・伝達

(1) 実施担当者

応急対策を実施するため千葉市が必要とする気象情報の収集・伝達については、総合政策局危機管理部長が担当する。

なお、伝達を受けた関係所管は、総合防災情報システム等により、自ら情報を収集する。

(2) 防災気象情報提供業者からの情報収集

市域の地域的气象特性に応じた気象状況等について、各種気象観測データ等に基づく解析を委託した専門業者から、対策を実施する上での状況把握基礎資料として活用する情報を収集する。

(3) 気象情報の伝達

総合政策局危機管理部長は、必要があると認める場合は、委託業者による気象情報を本部長（市

長)、副本部長(副市長)、総合政策部長(総合政策局長)、建設部長(建設局長)、消防部長(消防局長)、関係各課長及び区本部長(区長)に報告又は伝達する。

なお、受領及び伝達系統並びに要領については、気象等注意報・警報の受領・伝達に準ずる。

4 異常現象発見時の速報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官等から連絡を受けたときは、直ちに危機管理監へ伝達する。

危機管理監は、受領した事項について、銚子地方气象台、その災害に関係のある近隣市町村、県危機管理政策課及び千葉土木事務所に通報する。

通報すべき異常現象は、例えば、次のようなものが想定される。

(1) 気象

ア 突風、竜巻

イ 強い^{こつひょう}降雹

ウ 激しい雷

(2) 水象

ア 河川・東京湾の異常な水位(潮位)上昇

イ 異常な湧水

ウ 洪水

(3) 地象

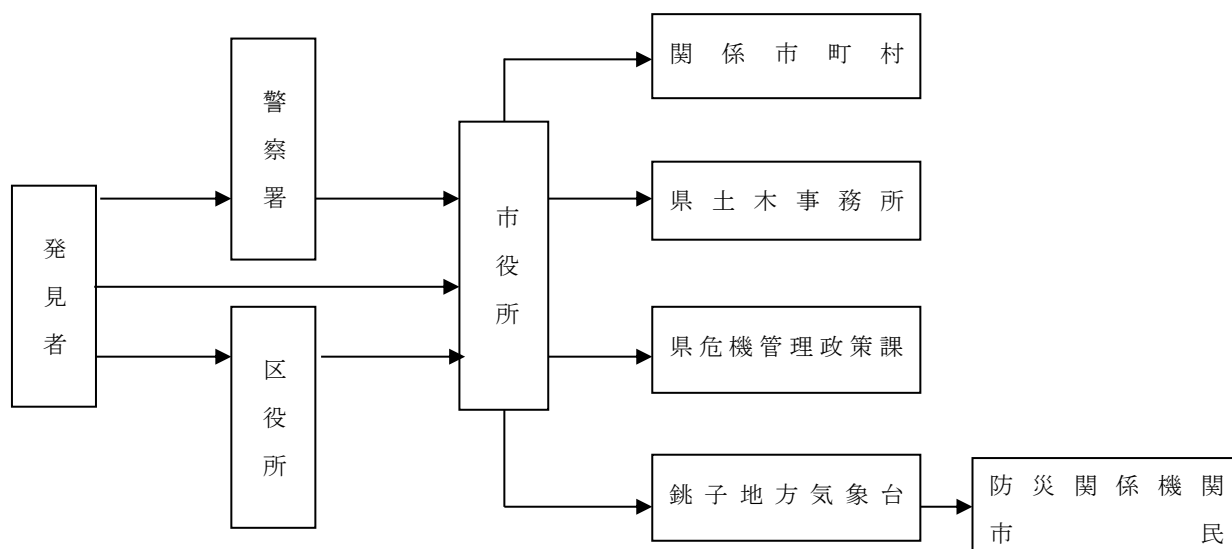
ア 地割れ(亀裂)

イ 地すべり(土塊の移動)

ウ がけ崩れ、山崩れ

エ 地表面の沈下・隆起

異常現象発見時の通報の流れ



第4 水防警報

1 水防警報の受領・伝達

千葉市水防計画による。

第5 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び災害対策基本法第55条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同発表するものである。

(1) 目的

大雨警報(土砂災害)発表中に大雨による土砂災害発生危険度がさらに高まった時、市が避難指示等を発令する際の判断や市民の自主避難を支援することを目的としている。

(2) 基準

降雨の実況値及び2時間先までの降雨予測値を基に作成した指標(土壌雨量指数)が発表基準に達した場合。

(3) 留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模を特定するものではないことに留意する。また、地震や火山噴火等により地盤が脆弱になった場合は、基準を引き下げた「暫定基準」にて運用することがあるため、併せて留意する必要がある。

2 情報の収集

本節「第2 気象警報・注意報及び特別警報」に準ずる。

その他、総合防災情報システム、千葉県土砂災害警戒情報システム等インターネットを活用して収集する。

3 情報の伝達

本節「第2 気象警報・注意報及び特別警報」に準ずる。

また、総合防災情報システムにより市内へ伝達するほか、土砂災害警戒区域(又は土砂災害特別警戒区域)内に立地している要配慮者利用施設へも伝達する。

※本章第7節「土砂災害対策」参照

第6 雨量・水位情報

1 雨量情報の収集・伝達

雨量情報の収集は、総務局危機管理監が行う。

千葉市雨量観測システムを活用して収集した雨量情報は、総合防災情報システム等を通じて提供するとともに、市のホームページに掲載する。

※雨量・水位観測所等（資料 2-16）

※雨量観測システム（資料 2-17）



2 水位情報の収集・伝達

千葉市水防計画による。

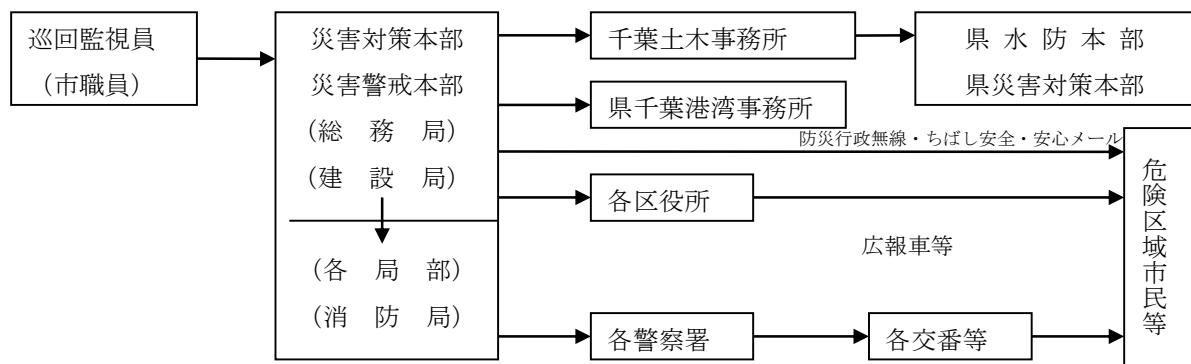
第7 災害危険箇所等の情報

対策のあらまし	災害危険箇所等としては、各河川堤防及び海岸護岸に係る水防注意箇所並びに土砂災害（急傾斜地崩壊）危険箇所がある。 出水時やかなりの降雨量があるときにおいては、災害発生の防止及び災害発生後の被害の拡充防止のため、巡回監視や警戒監視により災害危険箇所等の情報収集に努める必要がある。 この項では、市の地域内にある災害危険箇所等の情報の収集に関して、役割分担、実施手順等のあらましをあげている。

1 堤防・護岸情報

堤防・護岸情報の収集は、施設管理者が行う。

(1) 通報系統



(2) 情報を収集すべき危険箇所

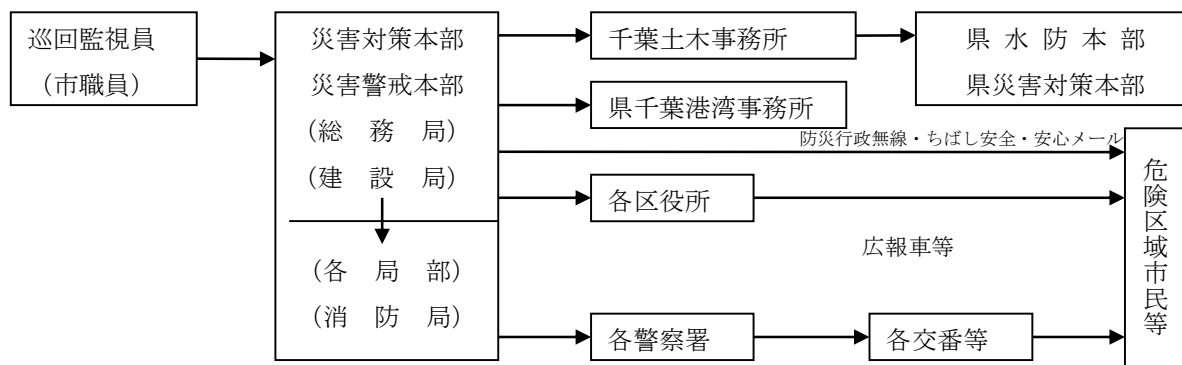
※河川等の巡視箇所（資料 2-15）

2 土砂災害（急傾斜地崩壊）危険箇所等情報

土砂災害（急傾斜地崩壊）危険箇所等情報の収集は、建設局長及び各区長が行う。

なお、土砂災害（急傾斜地崩壊）危険箇所等情報の通報系統、危険箇所は、以下のとおりである。

（1）通報系統



（2）情報を収集すべき危険箇所

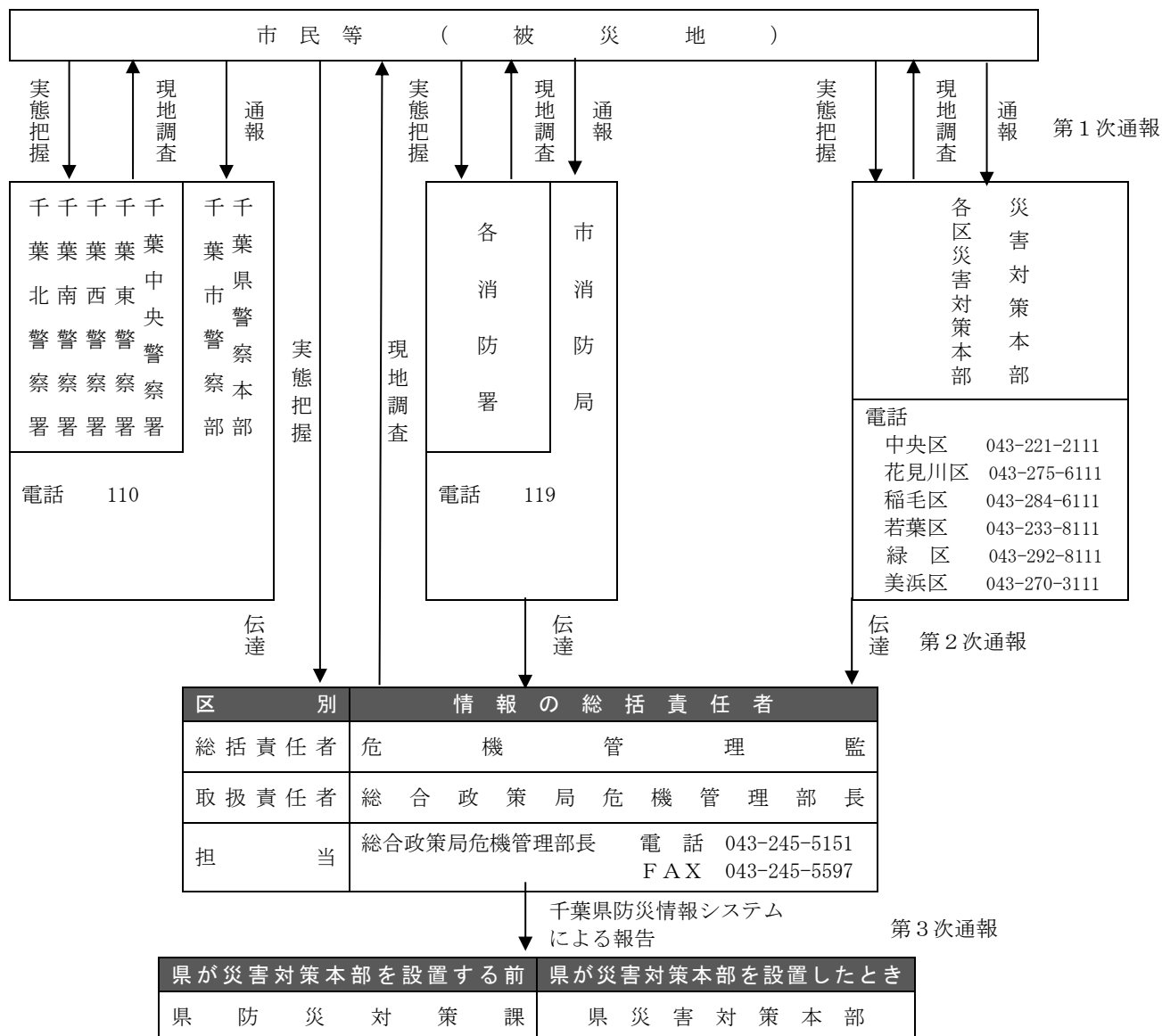
※急傾斜地崩壊危険区域指定箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所（資料 4-2）

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（資料 4-10）

第8 被害状況の収集・伝達

対策のありまし	災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握することが重要となる。 その場合の情報の収集・伝達活動に大事なポイントは次の3点である。 ○第1に速報性（スピード） ○第2に簡潔性（ポイントが簡明） ○第3に情報源（確認、未確認情報の別） また、被害のない地区に関する情報については、特に指示しない限り報告されないことになりがちである。そのため、まず、「被害の有無」に関し、市域の全区全地区について把握するよう配慮するものとする。 以下には、災害原因に関する情報、被害状況、措置状況等の防災情報を各機関の有機連携のもとに収集・伝達するための方法及び組織等について定める。 なお、「総合防災情報システム」が利用できる機関における被害状況の収集・伝達は、当該システムにより行う。

被害情報の収集報告系統図



※千葉県水防計画に基づく被害情報の報告については、千葉市水防計画による。

1 被害状況の収集

(1) 収集すべき情報の内容

災害発生後、直ちに収集すべき情報は、別記報告様式に基づくが、おおむね次のとおりとする。

※災害発生後、直ちに収集すべき情報

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所・区域
- エ 人的被害
- オ 物的被害（住家被害及び公共施設被害等）
- カ 機能的被害（道路・交通機関・ライフライン被害等）

※千葉県報告様式（資料 6-1）

※千葉県危機管理政策課報告様式（資料 6-2）

※被害の認定基準（資料 6-4）

※報告項目別報告主管部及び報告様式（風 31）

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部及び区本部の所管業務に基づいて、所属の職員が当たる。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、おおむね次の表のとおりである。

市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調 査 実 施 者		収 集 す べ き 被 害 状 況 の 内 容
市	区 本 部	○区域に係る人的・物的・機能的被害
	各 施 設 の 管 理 者	○所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 ○所管施設の物的被害及び機能的被害
	職 務 上 の 関 連 部 課	○商業施設・市場・工場、危険物取扱施設等の物的被害 ○避難道路及び橋梁 ^{きょうりょう} の被災状況 ○その他所管する施設の人的・物的・機能的被害
	市 消 防 局 各 消 防 署 ・ 所	○被害の発生状況（火災・人命・建物） ○要救助者情報及び救急活動情報 ○避難の必要の有無及びその状況 ○ヘリコプター活用による広域・局所の被災状況 ○その他消防活動上必要ある事項
千 葉 市 警 察 部		○被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関）
千 葉 中 央 警 察 署		○避難者の状況
千 葉 東 警 察 署		○交通規制及び緊急交通路確保の要否
千 葉 西 警 察 署		○ライフラインの状況
千 葉 南 警 察 署		○治安状況及び警察関係被害
千 葉 北 警 察 署		○その他災害警備活動上必要な事項
そ の 他 の 防 災 機 関		○市の地域内の所管施設に関する被害状況

2 被害状況のとりまとめ

(1) 各部及び区本部から本部への報告

各部及び区本部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の表の手順のとおり、本部へ、原則、総合防災情報システムにより被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

報告の区分	報告の時期	留意事項
発生 (災害概況速報)	覚知後、直ちに報告。 以後詳細が判明のつど報告。	・人的被害及び住家被害を重点に報告すること。 ・現況を把握次第直ちに報告すること。 ・迅速性を第1に報告すること。 ・部分情報、未確認情報も可。ただし、情報の出所を明記すること。 ・応急対策の実施のつど必要と認める事項を報告すること。
経過 (被害概況報告及び 応急措置状況報告)	本部長より指示があった事項及びその他必要とする情報を随時報告。 その他必要と認める場合及び本部より指示があった場合。	・災害概況速報として報告した情報を、確認された事項を報告すること。 ・全壊、流出半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告すること。 ・応急対策の実施の間、必要と認める事項を報告すること。
確定 (災害総括報告等)	被害の全容が判明し被害状況が確定した場合(県への報告は応急対策終了後10日以内)。	・被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認すること。

(主な報告項目)

- ・人的被害
- ・住家被害
- ・非住家被害（公共建物、店舗等）
- ・その他（がけ崩れ、道路冠水、車両被害、倒木等）
- ・避難所開設状況
- ・各局配備人員

(2) 被害状況のとりまとめ

本部事務局（総合政策局危機管理部）は、各部及び区本部からの情報のとりまとめにあたっては、以下の点に留意する。

- | |
|---|
| <p>ア 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握</p> <p>イ 至急確認すべき未確認情報の一覧</p> <p>ウ 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧
※例えば、悪質なデマ・ウワサに類することや確認の手順をふむいとまのない緊急災害発生通報</p> <p>エ 情報の空白地区の把握
※大規模な災害時には、「情報の空白」は、被害の甚大なことを意味する場合がある。</p> <p>オ 被害軽微若しくは無被害である地区の把握</p> |
|---|

3 県（災害対策本部）への報告

(1) 報告の担当者

県（災害対策本部）への報告は、本部長（市長）の指示に基づき、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）が行う。

(2) 報告の手順

ア 本部事務局長（総合政策局危機管理部長）は、各部及び区本部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において、調整するものとする。

イ 千葉県危機管理情報共有要綱に基づき、次表に従って、県に報告する。

(3) 報告先等

本部事務局長（総合政策局危機管理部長）が県に行う被害情報の報告先及び報告の区分・様式は、以下のとおりである。

市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は防災行政無線により県本部事務局（県防災対策課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

また、同時多発火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国（消防庁）及び県に通報する。

本部事務局長（総合政策局危機管理部長）が県に行う被害情報の報告先

区 分		県 報 告 先
平 常 時	勤 務 時 間 内	防災対策課災害対策室 ・ 防災電話 500-7320、7314 ・ 防災FAX 500-7298 ・ NTT電話 043-223-2175 ・ NTTFAX 043-222-1127
	勤 務 時 間 外	防災行政無線統制室 ・ 防災電話 500-7225 ・ 防災FAX 500-7110 ・ NTT電話 043-223-2178 ・ NTTFAX 043-222-5219
県配備体制	災害対策本部 設 置 前	情報収集作業室 ・ 県防災情報システム ・ 防災電話 500-7308 ・ 防災FAX 500-7298 ・ NTT電話 043-223-2175 ・ NTTFAX 043-222-1127
	災害対策本部 設 置 後	災害対策本部情報班 ・ 県防災情報システム ・ 防災電話 500-7309、7310、7311 ・ 防災FAX 500-7298 ・ NTT電話 043-223-3329 ・ NTTFAX 043-222-1127

本部事務局長（総合政策局危機管理部長）が県に行う被害情報等報告の区分及び様式

千葉県危機管理情報共有要綱（令和4年4月千葉県）

報告の種類	報告時期	報告方法	内容及び様式
即時報告	対応に着手した時点（時刻・配備体制・配備人数）	県防災情報システム（ただし、システムが使用不能な場合等には、電子メール、電話またはFAX等の代替手段を使用）	人的被害に関する情報（様式1）
随時報告	情報を覚知した、または県から別途報告の時刻の指定があった場合		住家被害に関する情報（様式2） 交通規制・道路被害に関する情報（様式3）
定時報告	対応が長期化した場合等において、県から定時報告の指定があった場合（原則として10時・15時時点での情報を30分以内に報告）		その他の被害に関する情報（様式4） 避難勧告等に関する情報（様式5） 物資資源管理に関する情報（様式6）
平時報告	事案の有無によらず、平時から行う報告（報告内容及び日時は県が別途指定）		避難所・救護所等に関する情報（様式7） 消防庁が指定する災害に関する情報（災害即報4号様式＝消防庁様式）

第3節 災害時の広報

【総合政策局、総務局、消防局、各区、関係機関】

基本的な考え方	市（区）及び防災関係機関は、災害発生後、できる限り速やかに市民及び報道機関に対し、公共施設やライフライン等の被害の有無、当面の応急的な措置、復旧見込み等に関する広報活動を展開する必要がある。 そのため、市（区）及び防災関係機関は、役割分担を決め、被災地の市民だけでなく、被害を免れた地域の市民に対しても広報活動を行う。 この場合、特に「災害時における広報活動」の果たすべき役割として、次の2点に留意して行うことが重要である。 第1点は、迅速かつ的確な情報の提供それ自体により、市民に対して現実的な状況判断を行うよう促すことである。 第2点は、市（区）域内を巡回したり「機関名」を連呼することを通じて、間接的に市や防災関係機関が健在であることを市民に対してアピールすることである。 いずれの側面においても、憶測による人心不安やデマ情報の流布による社会秩序の混乱を最小限にとどめるとともに、市民ができるだけ早く生活再建のための活動に取り組むよう促す効果を期待して行う。デマ情報の可能性がある情報については、関係機関への確認を行うなど情報分析を行うとともに庁内において認識統一を図り、パニック防止のため、市民に対してデマ情報への注意の呼びかけを行い、災害相談窓口に問い合わせがあった場合、デマ情報などに関する市民からの問い合わせなどに対応する。 なお、ＪＲその他の交通機関に関する広報活動については、各機関が駅等において掲示その他により行うほか、市が情報の提供を受け行う。

第1 実施機関とその分担

1 市（区）と防災関係機関

市は、本部長（市長）の決定に基づき、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

主 な 広 報 事 項
(1) 災害発生時の広報 ア 二次災害防止に関すること ○下水道・排水路・河川への排水抑制の呼びかけ ○ガス、石油ストーブ等の火災予防の注意 ○パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ イ 災害情報及び被災状況に関すること ○浸水地域の状況 ○がけ崩れその他土砂災害地域の状況 ウ 市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること ○本部の設置 ○区本部の設置 ○実施中の応急活動 ○その他

主 な 広 報 事 項
エ 避難に関すること ○避難指示 ○避難誘導方法・避難道路の周知 ○避難所の周知 ○要配慮者保護その他避難の際の注意の呼びかけ オ その他必要な事項 (2) 罹災者に対する広報 ア 救護所、避難所の開設状況 イ 医療救護、衛生知識の普及 ウ 応急給水、応急給食等の実施状況 エ 通信施設の復旧状況 オ 道路交通状況 カ バス、電車、モノレール等交通機関の復旧、運行状況 キ 被災地の状況 ク 医療機関の活動状況 ケ その他必要な事項

2 警察署（千葉中央警察署・千葉東警察署・千葉西警察署・千葉南警察署・千葉北警察署）

警察署は、本部及び区本部、消防署その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

主 な 広 報 事 項
(1) 災害の状況及びその見通し (2) 避難・救援活動に関すること (3) 治安状況及び犯罪の予防に関すること (4) 道路交通規制に関すること (5) その他必要と認められること

3 県企業局等（千葉水道事務所・千葉水道事務所千葉西支所、水道局及び四街道市上下水道部）

県企業局等は、本部及び区本部と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

主 な 広 報 事 項
(1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み (2) 給水拠点の位置及び応急給水状況 (3) 水質についての注意 (4) その他災害発生時に必要な事項

4 NTT東日本(株)

NTT東日本(株)は、災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは広報車、ラジオ、テレビ等によって、利用者に対して広報活動を実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

主 な 広 報 事 項
(1) 通信途絶、利用制限の理由
(2) 通信途絶、利用制限の内容
(3) 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期
(4) 通信利用者に協力を要請する事項
(5) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の提供開始
(6) その他事項

5 東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社

感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

また、停電の状況、復旧予定時間等については、可能な限り広報車等により直接当該地域に周知するとともに、千葉市、千葉県等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

主 な 広 報 事 項
(1) 第1段階（安全、危険防止）
ア 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対に触らないこと。
イ 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
ウ 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
エ 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。
オ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。
使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。
(2) 第2段階（被害状況）
ア 停電区域
イ 停電事故復旧状況
ウ 停電事故復旧見込み

6 ガス事業各社

(1) 東京ガス(株)千葉支社・東京ガスネットワーク(株)

災害が発生しガス設備に被害があった場合、当該地域へのガス供給を停止する必要がある。

その際、ガスの供給停止地区を最小限に抑えるために、中圧・低圧導管網をいくつかのブロックに分け、被害を受けたブロック内の供給源のみを停止する方法をとる。

広報については、災害発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また千葉県、千葉市等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

主 な 広 報 事 項
《供給継続地区》 1 ガスのにおいがする場合、火は使用せず、ガス栓、メーターガス栓を閉め、すぐ東京ガスネットワークに連絡すること。 2 ガスのにおいがしない場合でも、ガス給湯器の換気筒のはずれなど、ガス機器の給排気設備に異常がある場合には、ガス機器は使用しないこと。 3 マイコンメーターの安全装置が作動し、ガスが止まっていることがある。この場合、ガスメーター正面の赤いランプが点滅、またはガス止を表示している。メーターに取り付けてある復帰操作説明書を参考に、自分で復帰操作ができる。復帰操作をしてもガスが出ない場合は、最寄りの東京ガスネットワークへ連絡すること。 《供給停止地区》 1 安全のため、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を全て閉めること。 2 ガスの供給再開について、ガス会社の係員が各家庭のガス設備の安全を確認するまではガスを使用しないこと。

(2) 大多喜ガス(株)千葉事業所

おおむね東京ガス(株)千葉支社・東京ガスネットワーク(株)に準ずる。

第2 市広報活動の実施手順

基本的な考え方	市が市民に対して実施する災害時の広報活動については、広報情報の不統一を避ける観点から、主管本部員（危機管理監）を経由し、本部長（市長）又は区本部長（区長）の決定に基づき行うよう広報ルートの一歩化を図る。 また、その果たすべき意義を踏まえるとともに、緊急性の有無や対象地域の限定の有無等により利用する方法（手段）を適切に使い分ける。 そのため、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）、秘書班長（総合政策局市長公室長）若しくは区被災者支援班長は、本部長（市長）又は区本部長（区長）から特に指示された場合を除き、状況を判断の上適切な広報手段を選定し行う。 なお、NHK千葉放送局、千葉テレビ放送(株)、(株)ジェイコム千葉セントラル、(株)ベイエフエム、(株)ニッポン放送等に対する緊急警報放送の要請は、秘書班長（総合政策局市長公室長）が本部長（市長）の指示に基づき要請する。

1 広報活動の決定

広報活動の実施及び広報事項の決定は、本部長（市長）の指示に基づき主管本部員（危機管理監）が行う。

市民向け広報活動は、本部による広報活動と区本部による広報活動とに大別されるものとする。また、災害時に本部又は区本部が行う広報活動については、次の2つの場合が想定される。

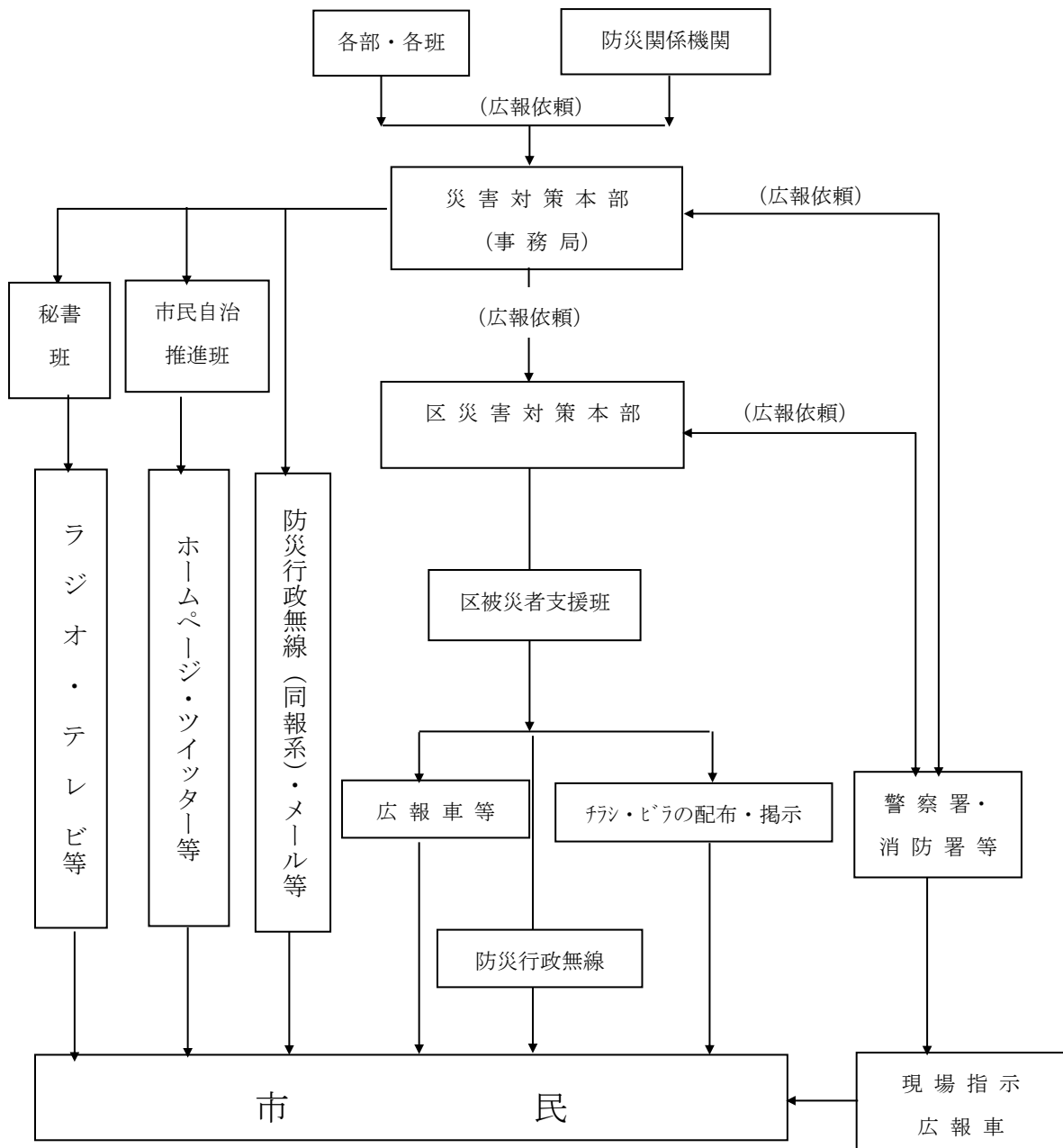
- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 本部長(市長)又は区本部長（区長）の自主的な判断による場合 (2) 各担当部（班）、防災関係機関からの広報依頼による場合 |
|---|

いずれの場合についても情報の不統一を避ける観点から、指揮命令系統を次の図のとおり行うものとし、広報ルートの一歩化を図る。

主管本部員（危機管理監）は、本部各部長（局長）に対して、各部・班から直接区本部被災者支援班へ広報活動の実施を依頼することのないよう、あらかじめ周知徹底しておく。

なお、区本部長（区長）は、必要と認める場合は、その所轄する区の地域における広報活動を行うことを決定できる。ただし、その場合は、事後速やかに必要な事項について、主管本部員（危機管理監）を通じて、本部長（市長）に報告する。

広報活動の決定から実施までの流れ



2 広報活動の方法（手段）

(1) 防災行政無線の利用

本部は、防災行政無線により、市内に設置した屋外受信機を通じて、ほぼ全域に必要な情報を同時に伝達する。

また、各区本部からも防災行政無線により、市民に伝達する事ができる。

利用する場合（事例）		実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達	ア 避難の指示 イ 災害に関する情報 ウ その他	○屋外受信機は、聞き取りにくいいため、次の配慮をする。 ●音量・音質・響鳴を考慮する。 ●ゆっくり正確に伝える。 ●3回以上繰り返す。
いっせい伝達 (いっせい伝達・地域を限定した伝達)	ア 災害発生直後の情報 イ 災害発生直後の要配慮者等保護、人命救助の協力呼びかけ、その他注意事項 ウ 安心情報 エ 市本部、区本部、救護所の設置等応急対策の実施状況	

(2) 車両の利用

車両による広報活動は、区本部・消防部が行う。

区本部被災者支援班長は、必要に応じ他の部の車両も動員して必要地域へ広報車を出動させ広報活動を実施する。

なお、車両による広報は、音声のみにならず、ビラ・チラシなど印刷物の配布に努める。

また、他の部の車両の動員については、資産経営班（財政局資産経営部）に要請する。

広報車を利用する場合（事例）		実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達	ア 避難の指示 イ 災害に関する情報	○屋内にいる場合、聞き取りにくいいため次の配慮をする。 ●音量・音質・響鳴を考慮する。 ●ゆっくり正確に伝える。 ●3回以上繰り返す。 ●車両をゆっくり運行させる。
時期又は地域を限定した伝達	ア 災害に関する情報 イ 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 ウ 安心情報 エ 生活関連情報 オ 通信施設の復旧状況 カ 道路交通状況 キ 医療機関の活動状況	

(3) ヘリコプターの活用

ヘリコプターによる広報活動は、消防部が行う。

消防部警防班長（消防局警防部長）は、必要に応じ災害時における広報活動を実施する。

利用する場合（事例）		実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達	ア 避難の指示 イ 災害に関する情報 ウ その他必要な情報	○屋内にいる場合、聞き取りにくいいため次の配慮をする。 ●音量・音質・響鳴を考慮する。 ●ゆっくり正確に伝える。 ●3回以上繰り返す。
時期又は地域を限定した伝達	ア 災害に関する情報 イ その他必要な情報	

(4) 市職員の口頭等での伝達

区本部被災者支援班長は、広報車の活動が不可能な地域、若しくは特に必要と認められる地域に対しては、区本部被災者支援班職員及び本部からの応援職員を派遣し広報活動を実施する。

本部からの職員の応援については、総務班長（総務局総務部長）を通じて要請する。

また、必要な場合は、併せて消防部（消防局）、警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

なお、職員を派遣する場合は、原則として、携帯電話又は無線機を携帯させるとともに、区本部と密接な連絡をとりながら広報活動を実施するよう努める。

利用する場合（事例）		実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達	ア 避難の指示 イ 災害に関する情報 ウ その他	○屋内にいる場合、聞き取りにくいいため次の配慮をする。 ●音量・音質・響鳴を考慮する。 ●ゆっくり正確に伝える。 ●3回以上繰り返す。 ●不確実なことは言わない。
避難場所での情報伝達	ア 災害に関する情報 イ 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 ウ 安心情報 エ 生活関連情報 オ 通信施設の復旧状況 カ 道路交通状況 キ 医療機関の活動状況	○被災者が精神的に不安定な状態にあることを踏まえ、上記以外に次の配慮をする。 ●ビラ・チラシなどの印刷物を併せて配布するよう努めること。

(5) 本庁舎、区庁舎、市出先機関等での掲示等

総合政策部長（総合政策局長）は、「災害対策広報」等を適宜発行するよう努める。

これにより、情報の空白時間帯や空白地域の発生による無用な混乱を防止するための重要な手段とする。

なお、発行された「災害対策広報」は、本庁舎においては秘書班（総合政策局市長公室）が、区本部・出先機関及び地区連絡所においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。

また、本庁舎、区庁舎、市出先機関等の各公共施設の管理者は、ホームページ等の情報についても掲示を行う。

(6) 隣接市の防災行政無線の利用

隣接市との境界部にあたる地域の市民への広報活動で、上記の手段によることが適切でないと判断される場合については、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）が本部長（市長）の指示に基づき隣接市に対して、緊急無線放送を要請する。

(7) インターネット等多様なメディアを使用した重層的な広報

市のホームページ、ちばし災害緊急速報メール、ちばし安全・安心メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を使った広報を行う。また、避難指示等に際し、情報の伝達手段として、ポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。

(8) 町内自治会への回覧・掲示要請

インターネット等を利用できない人や要配慮者などへの広報手段として町内自治会への回覧・掲示要請を行う。

(9) 緊急警報放送の要請

避難指示、その他予想される災害の事態及び市のとるべき措置のうち緊急に伝達する必要のある事項について、その必要があると認める場合は、本部長（市長）の指示に基づき秘書班長（総合政策局市長公室長）がNHK千葉放送局、千葉テレビ放送(株)、(株)ジェイコム千葉セントラル、(株)ベイエフエム、(株)ニッポン放送等に対して、緊急警報放送の要請を行う。

(10) デマ等への対策

災害時の推測による人心不安や風説の流布による社会秩序の混乱を最小限に留めるため、誤報の可能性のある情報については、関係機関への確認を行うなど情報分析を行うとともに、庁内の認識統一を行い、SNS等を活用した広報活動を実施する。

3 広報文例集（防災行政無線）（資料5-1）

(1) 草野水のみち

ア 警戒レベル3（高齢者等避難）（避難所情報なし）

イ 警戒レベル4（避難指示）

(2) 鹿島川・南白亀川・都川・村田川

ア 警戒レベル3（高齢者等避難）（避難所情報なし）

イ 警戒レベル4（避難指示）

第3 報道機関への発表・協力要請

基本的な考え方	平成元年アメリカのサンフランシスコで発生したロマ・プリータ地震では、その被害の大きさに比較して、社会的混乱がほとんどなかったと報告されている。その理由にはいくつかの要因があげられるが、報道機関、特にラジオ・テレビ局の活発な災害時特別報道が非常に大きく貢献したことが注目される。 平成7年1月神戸をはじめ兵庫県南部地域を襲った「阪神・淡路大震災」は、日本で初めての近代的な大都市における直下型地震であり、未曾有の被害をもたらし、電話等の通信が不通の状況の中で、放送局が市民と防災関係機関相互の貴重な情報手段となるなど、災害時における報道機関の役割の重要性をあらためて認識させる事例が増えている。 そこで、報道機関については、災害時報道が災害対策本部の活動の支障にならないよう、取材活動上のルールを定めるとともに、大規模災害時における市民への情報連絡手段のひとつとして位置付ける。

1 市の発表

(1) 災害警戒本部体制時

市長若しくは警戒本部長（危機管理監）の指示により、総合政策局市長公室長が記者クラブを通じて報道機関に対して、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

なお、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。さらに、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等も活用する。

(2) 災害対策本部体制時

本部設置後については、秘書班長（総務局市長公室長）を担当窓口として、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

また、秘書班長（総務局市長公室長）は、本部が設置された場合は、直ちに臨時記者詰め所及び共同会見所を設置する。

発表は、原則として、本部長（市長）の決定に基づき、主管本部員（危機管理監）が共同記者会見方式で行うが、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）は、その内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して、被害状況の統一に努める。

なお、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。さらに、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等も活用する。

2 緊急警報放送等の要請

市は、緊急時における情報連絡手段としてラジオ、テレビの放送機能を有効に活用する。なお、ラジオ、テレビ局等に対する緊急放送の要請については、次のとおり各放送機関に要請する。

（1）要請方法

放送要請は、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）が本部長（市長）の指示に基づき行う。

（2）放送要請の範囲

- ア 災害時等における避難指示
- イ 本部長（市長）が発令する動員命令
- ウ 予想される災害及び災害時において市民に緊急に伝達する必要のある事項
- エ その他、本部長（市長）が特に必要と認める事項

（3）要請手続

- ア 要請は、緊急警報放送要請発信用紙により行うものとする。
- イ 要請は次の方法により行うものとする。

ONHK千葉放送局（放送部ニュース）への要請

常	時
・ 一般加入電話ファックスを最優先に利用する。 043-203-0396 ・ 県防災行政無線（電話） 500-7393 ・ 県防災行政無線（FAX） 500-7394 ・ 一般加入電話 043-203-0593 ※ 一般加入電話による場合は要請先を確認する。 ・ 災害応急復旧用無線電話 01401-2610 ・ 本計画に定めるその他の通信手段	

○千葉テレビ放送(株)報道情報局報道部への要請

常	時
- 一般加入電話ファックスを最優先に利用する。 043-231-4999 - 県防災行政無線（電話） 500-9703（報道情報局報道部） - 県防災行政無線（FAX） 500-9702（報道情報局技術部） - 一般加入電話 043-233-6681 ※ 一般加入電話による場合は要請先を確認する。 - 本計画に定めるその他の通信手段	

○(株)ジェイコム千葉セントラルへの要請

常	時
- 一般加入電話ファックスを最優先に利用する。 043-248-7952 - 一般加入電話 043-375-6810 ※ 一般加入電話による場合は要請先を確認する。 - 本計画に定めるその他の通信手段	

○(株)ベイエフエム編成局への要請

常	時
- 一般加入電話ファックスを最優先に利用する。 043-351-7862 - 県防災行政無線（電話） 500-9711（技術部） - 県防災行政無線（FAX） 500-9712（技術部） - 一般加入電話 043-351-7863 ※ 一般加入電話による場合は要請先を確認する。 - 本計画に定めるその他の通信手段	

○(株)ニッポン放送編成局報道部への要請

常	時
- 一般加入電話ファックスを最優先に利用する。 03-3287-7696 - 一般加入電話 03-3287-7622 ※ 一般加入電話による場合は要請先を確認する。 - 本計画に定めるその他の通信手段	

※緊急警報放送要請発信用紙（資料 5-2）

第4節 広域連携体制

基本的な考え方	災害時において、市の職員のみをもってでは対処しえないと判断された場合は、速やかに県、近隣都県市町村・消防機関、その他の行政機関、公共機関、自衛隊及び市内民間団体等への応援・協力の要請を行う必要がある。 県をはじめとする各機関等への応援要請は、本部長（市長）の指示に基づき総合政策局危機管理監及び消防局長が行う。 なお、受援の手順や役割分担の詳細については、「災害時受援計画」による。

第1 国・県に対する要請等

【総合政策局危機管理部】

1 要請の手続

本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

県知事に応援要請又は応急措置の実施を要請する場合は、県（防災対策課）に対し、県防災行政無線又は電話等をもって行い、後日速やかに文書を送付する。

連絡先	電 話	県防災行政無線
防災対策課	043-223-2175	500-7320
休日・夜間用	043-223-2178	500-7225

2 要請の事項

要請は、次の表に掲げる事項を明らかにして行う。

要請の内容	事 項	根拠法令
県への応援要請 又は応急措置の実施の要請	ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 イ 応援を必要とする期間 ウ 応援を希望する職種別人員並びに物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 エ 応援を必要とする場所 オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） カ その他必要な事項	災害対策基本法第68条

3 県広域防災拠点開設等への協力

県は、「千葉県大規模災害時応援受援計画」（平成31年3月）に基づき、「昭和の森」を県広域防災拠点として指定している。

県が、同計画に基づき、広域防災拠点を開設した場合、施設の開設等、施設の利用について必要な協力を行う。

拠点名称	所在地	用途
昭和の森【太陽の広場】	緑区土気町	自衛隊

第2 他都県市町村・指定地方公共機関等への要請

【総合政策局】

1 協定締結都県市町村への要請

(1) 首都圏6市（県都）への要請

首都圏県都市市長懇話会を構成する6市（水戸市、前橋市、宇都宮市、さいたま市、甲府市、横浜市）への要請については、「災害時における相互援助に関する協定」（平成8年10月23日）に基づいて、次の事項を明らかにして、各市へ電話等により要請を行い、後日速やかに文書を提出する。

応 援 要 請 の 内 容	要請時に明らかにすべき事項
ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資器材及び物資の提供 ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 エ 被災者の一時収容のための施設の提供 オ 救助及び応急復旧に必要な技術職、技能職等の職員の派遣 カ 前各号に定めるもののほか、被災県都が特に必要があると認めるもの	ア 被害状況 イ 左記ア～エまでに掲げるものの品名、規格、数量等 ウ 左記オに掲げる職員の職種別人員 エ 援助を受ける場所及びその経路 オ 援助を受ける期間 カ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

協定締結市名	担 当 部 局 名	連 絡 先
横 浜 市	総 務 局 危 機 管 理 課	0 4 5 - 6 7 1 - 2 1 7 1
甲 府 市	危 機 管 理 室 防 災 企 画 課	0 5 5 - 2 3 7 - 5 3 3 1
さ い た ま 市	総 務 局 危 機 管 理 部 防 災 課	0 4 8 - 8 2 9 - 1 1 2 6
水 戸 市	市民協働部防災・危機管理課	0 2 9 - 2 3 2 - 9 1 5 2
前 橋 市	総 務 部 防 災 危 機 管 理 課	0 2 7 - 8 9 8 - 5 9 3 5
宇 都 宮 市	行 政 経 営 部 危 機 管 理 課	0 2 8 - 6 3 2 - 2 0 5 2

(2) 8 都県市への要請

「九都県市災害時相互応援に関する協定」（平成22年4月1日）に基づく8都県市への要請については、次の事項を明らかにして別に定める応援調整都県市を通じて行う。

また、首都圏の複数の都県市で多くの被害が発生、又は発生するおそれがある場合には、「九都県市広域防災プラン」及び「九都県市 受援応援マニュアル」に基づき、九都県市間の応援調整を行う。

応 援 要 請 の 内 容	要請時に明らかにすべき事項
ア 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣 (ア) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供並びにあっせん (イ) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供並びにあっせん (ウ) 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供並びにあっせん (エ) 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣 イ 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん ウ 被災者を一時的に受入れるための施設のあっせん エ 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん オ 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供並びにあっせん カ 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等都県市境付近における必要な措置 キ 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項	ア 被害の概要 イ 物資等の提供及びあっせんに関する応援を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等 ウ 人員の派遣に関する応援を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等 エ その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等 オ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

応援調整都県市は、次のとおりとする。

	応援調整都県市		
被災都県市	第1順位	第2順位	第3順位
埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都
千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市
東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市
神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市
九都県市域内の 複数の都県市	「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部 会座長（事務局）都県市又は同部会座長（事務局）都県市が指定 する都県市		
九都県市全域			
九都県市 域外の自治体			

- ※ 応援調整都県市の決定にあたっては、「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長（事務局）都県市が、表で示された都県市と協議の上で決定する。
- ※ 応援調整都県市で、「神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある県市を優先とする。
- ※ 被災地域が、「千葉市以外の千葉県」の場合は、応援調整都県市として千葉市を優先し、同じく「横浜市、川崎市及び相模原市以外の神奈川県」の場合は、横浜市、川崎市及び相模原市を優先し、「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、さいたま市を優先する

(3) 20大都市への要請・21大都市相互応援

災害時における円滑な協力が得られるよう、20大都市への要請については、「21大都市相互応援に関する協定」（平成24年10月1日）に基づいて、次の事項を明らかにして、連絡担当部局を通じて行う。

札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	東京都	川崎市	横浜市
相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市
堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市

応 援 要 請 の 内 容	要請時に明らかにすべき事項
ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 ウ 救援及び救助活動に必要な車両並びに舟艇等の提供 エ 救助及び応急復旧等に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣 オ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	ア 被害の状況 イ 左記アからウまでに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等 ウ 左記エに掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員 エ 応援場所及び応援場所への経路 オ 応援の期間 カ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(4) 県内市町村への要請及び応援

県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成8年2月23日）に基づき、県内市町村長に応援要請を行う。

なお、本部長（市長）は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

応 援 要 請 の 内 容	要請時に明らかにすべき事項
ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 ウ 救援及び救助活動に必要な車両、船艇等の提供 エ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 オ 被災者の一時収容のための施設の提供 カ 被災傷病者の受入れ キ 遺体の火葬のための施設の提供 ク ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供 ケ ボランティアの受付及び活動調整 コ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	ア 被害の状況 イ 応援の種類 ウ 応援の具体的な内容及び必要量 エ 応援を希望する期間 オ 応援場所及び応援場所への経路 カ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 他の地方公共団体・指定公共機関等への要請

他の地方公共団体・指定地方公共機関等に応援又は応援のあつせんを求める場合は、それぞれの機関に対し、緊急対応として無線又は電話等をもって処理し、後日速やかに文書を送付することとする。

なお、要請は、次の表に掲げる事項を明らかにして行う。

他の地方公共団体・指定地方公共機関等への協力要請一覧

要請の内容	事 項	根 拠 法 令
応 援 の 要 請	ア 災害の状況及び応援のあつせんを求める理由 イ 応援を希望する機関名 ウ 応援を必要とする期間 エ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 オ 応援を必要とする場所 カ 応援を必要とする活動内容 キ その他必要な事項	災害対策基本法 第68条、第74条
職員の派遣の要請	ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他参考となるべき事項	災害対策基本法 第29条、第30条、 第31条 地方自治法 第252条の17
緊急放送の要請	ア 放送要請の理由 イ 放送事項 ウ 希望する放送日時 エ その他必要な事項 ※NHK千葉放送局、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム、(株)ニッポン放送、(株)ジェイコム千葉セントラル	災害対策基本法 第57条

第3 消防機関への要請及び応援

【総合政策局危機管理部、消防局】

- 1 本部長（市長）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。
- 2 災害が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生じることが見込まれる場合、本部長（市長）は、県知事を通して消防庁長官に緊急消防援助隊をはじめとする他の消防機関の派遣を要請する。
 なお、受援については「千葉県緊急消防援助隊受援計画」「千葉県緊急消防援助隊航空中隊受援計画」及び「千葉市緊急消防援助隊受援計画」により受入措置を行う。
- 3 市が被災しておらずかつ、他の被災市町村から応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

消 防 応 援 協 定 の 状 況

協定・計画	内 容
千葉県広域消防相互応援協定	千葉県下の全市町村及び一部の事務組合が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処する協定（千葉県下全市町村 36 市 17 町 3 村 8 事務組合）（消防組織法第 39 条）
千葉県消防広域応援基本計画	千葉県内市町村において、大規模災害等の発生に対し地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請、応援部隊の派遣により、広域消防応援体制の確立を図る。
緊急消防援助隊基本計画	総務省消防庁において、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項を定めている。（消防組織法第 45 条）

「千葉県緊急消防援助隊受援計画」に定める宿営予定地

名 称	所 在 地
千葉ポートパーク駐車場	中央区中央港1丁目
青葉の森公園南口駐車場	中央区青葉町
千葉工業大学グラウンド	花見川区千種町
千葉県総合スポーツセンター大駐車場	稲毛区天台町
泉自然公園駐車場	若葉区野呂町
千葉市消防学校	緑区平川町
稲毛海浜公園第1駐車場	美浜区高浜7丁目

第4 自衛隊への災害派遣要請

【総合政策局危機管理部】

1 派遣要請の手続等

(1) 災害派遣の実施

ア 災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合で、本部長（市長）が応急措置を実施する必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、本部長（市長）から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。

(2) 要請手続

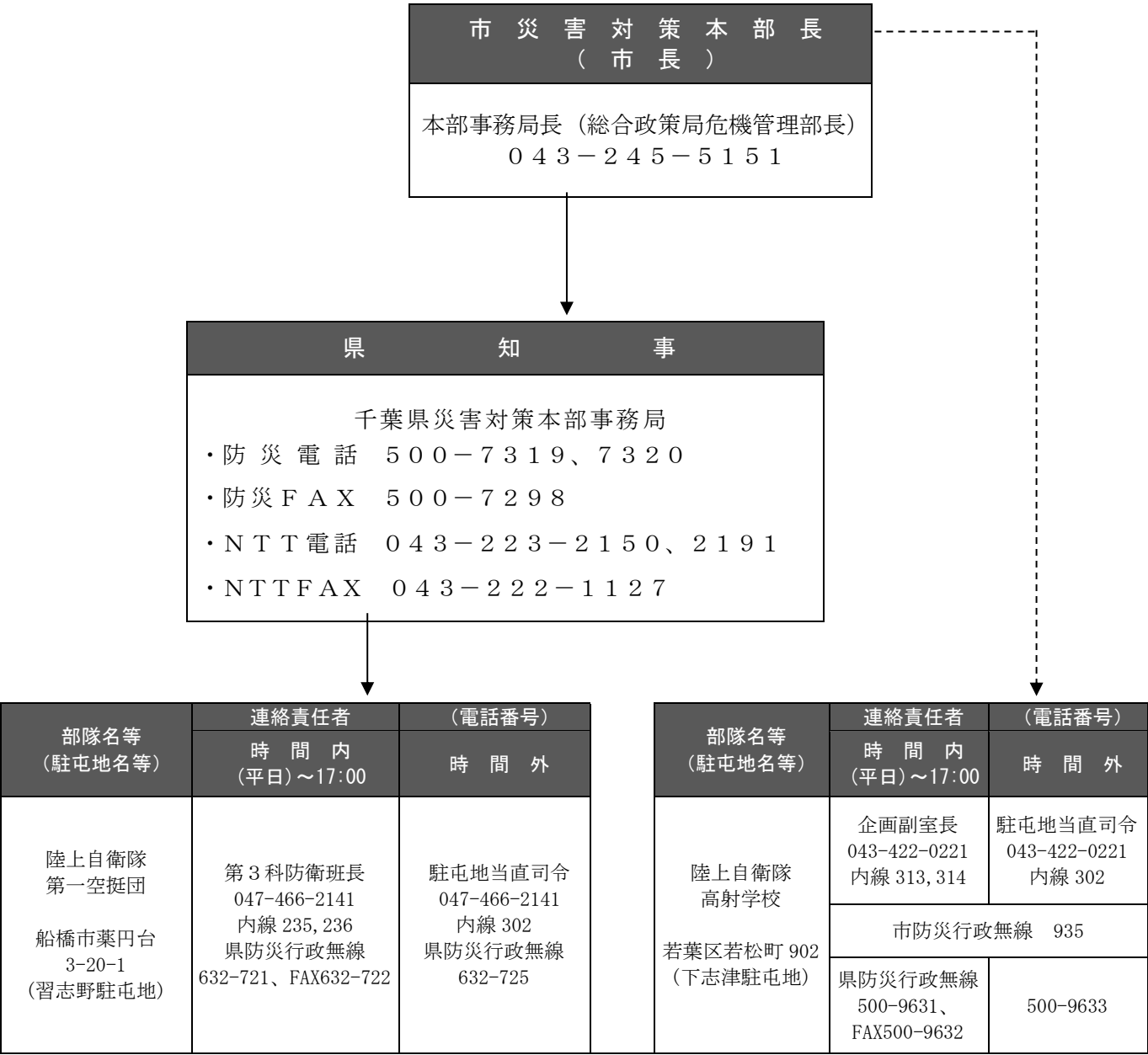
ア 本部長（市長）は、災害派遣となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣の要請を依頼しようとする場合は、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）に命じて、県（危機管理課）に次の事項を明記した文書をもって行うものとする（1部提出）。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○災害の状況及び派遣を要請する事由○派遣を希望する期間○派遣を希望する区域及び活動内容○連絡場所、連絡責任者及び宿泊施設の状況等参考となるべき事項 |
|--|

イ 緊急避難、人命救助等の場合で、事態が急迫し、県知事に要請するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要請ができないときは、直接次表により通報する。ただし、事後速やかに所定の手続きを行う。

※自衛隊派遣要請（部隊撤収）に係る県知事への依頼文（資料 9-4）

自衛隊災害派遣要請



※海上自衛隊、航空自衛隊への通知も含む。

(3) 自衛隊の自主派遣

- ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- イ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- エ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- オ 大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

(4) 災害派遣部隊の受入体制

ア 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

本部長（市長）は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

イ 作業計画及び資材等の準備

本部長（市長）は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（搜索救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資器材を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め市民との連絡調整を実施する。

ウ 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

本部長（市長）は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。

(5) 災害派遣部隊の受入措置等

本部長（市長）は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたとき、又は、自衛隊が自主派遣されたときは、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）に命じて、次のとおり部隊の受入措置を行う。

災害派遣部隊の受入措置

項 目	活 動 内 容
準 備	応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画をたてるとともに、必要な資器材等の確保・調達を行う。 派遣部隊の宿泊所、車両、器材等の保管場所及びその他受入れのために必要な措置及び準備を行う。

項 目	活 動 内 容
受 入 れ	派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に責任者を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上、作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の活動拠点は、蘇我スポーツ公園、被災地近くの公共空地等とする。
県 へ の 報 告	本部事務局は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県危機管理政策課に報告する。
派 遣 部 隊 の 撤 収 要 請	派遣部隊の撤収要請は、知事が市長及び派遣部隊の長と協議して行う。市長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。 ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次表のとおりとする。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。また、地方公共団体等から避難者等の駐屯地等への受入れを求められた場合、駐屯地司令等は、受入可能な範囲で避難者等を受け入れ、避難者等に対して、所要の支援を実施するものとする。なお、避難者等については、原則として地方公共団体等からの要請に基づき受け入れるものとし、避難者等を受け入れる場合、駐屯地司令等は、地方公共団体等と同職員の駐屯地等への配置、避難所等への早期移管等を調整する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県または市町村等が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機等による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

項 目	活 動 内 容
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 民間団体等への要請

【全局区等】

1 協力を要請する業務

災害時に業種別団体組織、町内自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、大学・高等学校奉仕団、女性団体等の民間団体等へ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。

- (1) 異常現象、危険箇所等を発見したときの災害対策本部への通報
- (2) 避難誘導、負傷者の救出・搬送等市民に対する救助・救護活動
- (3) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び輸送等の業務
- (4) 被害状況の調査補助業務
- (5) 被災地域内の秩序維持活動
- (6) 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- (7) 応急仮設住宅の建設業務
- (8) 生活必需品の調達業務
- (9) その他市が行う災害応急対策業務への応援協力

2 協力要請の方法

災害時に民間団体等へ協力を要請する方法については、主に次のとおりとする。なお、要請にあたっては、以下の事項を明らかにして行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○活動の内容 ○協力を希望する人数 ○調達を要する資器材等 ○協力を希望する地域及び期間 ○その他参考となるべき事項 |
|--|

各対策部が作業を行うため民間団体等の協力を必要とするときで、この計画に定めのない場合については、本部長（市長）の指示に基づき、各対策部がその責任者に対して要請し、その要請内容を速やかに本部事務局（総合政策局危機管理部）へ報告する。

3 協定締結団体等

現在、災害時等の協力に関する協定を締結している団体等は、以下のとおりである。

※協定一覧（資料2-11）

第6 海外支援の受入れ

【総合政策局危機管理部】

- 1 国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合、県及び消防機関との調整を行い、本部員会議で協議し、本部長（市長）が決定する。
- 2 海外のNGO（非政府組織）団体等から直接支援の申し出があった場合、次のことを確認したうえで、本部員会議で協議し、本部長（市長）が決定する。
 - （1）協力の内容、期間、人員
 - （2）入国上の問題点
 - （3）消防機関の意向

第7 他都市に対する応援

他都市において大規模災害が発生した場合に備え、応援体制の整備を行う。

また、応援の実施にあたっては、被災自治体の状況に配慮しつつ、積極的な応援を行う。

1 応援の検討及び決定

大規模災害の発生により他都市に甚大な被害が発生し、または、被害の発生が予測される場合には、必要に応じて現地の被災状況及び応援のニーズを把握するとともに、被災自治体のニーズに合った応援内容を検討し、速やかに決定を行うものとする。

2 応援の内容

（1）救援物資の輸送

被災自治体への物資の提供にあたっては、被災自治体のニーズ及び現地の状況に応じて、本市の備蓄物資等を輸送する。

（2）職員の派遣

被災自治体への職員の派遣にあたっては、被災自治体のニーズに応じて、関係する各局区等により応援部隊を編成し派遣する。

3 応援の枠組み

（1）応急対策職員派遣制度

ア 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

被災市区町村が被災都道府県に対し、応援職員が必要である旨連絡し、さらに、被災都道府県が被災地域ブロック幹事都道府県（※1）及び総務省に対し、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難である旨連絡した場合、被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣が、被災市区町村応援職員確保現地調整会議（※2）にて検討されることになる。

同会議が、被災市区町村応援職員確保調整本部（※3）に対し、被災市区町村に関する収集した情報を報告し、同調整本部にて、対口支援団体を決定する（第1段階支援）。

対口支援団体は、都道府県又は指定都市を、原則として1対1で被災市区町村に割り当てるものである。

被災地域ブロック内の支援だけでは対応が困難な場合、全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣を検討し、必要であれば、実施することになる（第2段階支援）。

※1 地域ブロック幹事都道府県

- ・地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第1条に定めるブロックをいう。

千葉県は、関東ブロック（東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県）に属している。

- ・地域ブロック幹事都道府県は、地域ブロック内の都道府県において年度ごとに輪番制で決められている。

※2 被災市区町村応援職員確保現地調整会議

同会議は、被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会により基本的に構成され、第1段階支援に関する調整、現地における情報収集、調整・収集した事項を被災市区町村応援職員確保調整本部に報告することを役割とする。

※3 被災市区町村応援職員確保調整本部

同本部は、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会により構成され、応援職員の派遣に関する情報の収集・共有、総括支援チーム（イ参照）派遣団体の調整・決定、対口支援団体の調整・決定を役割とする。

イ 災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）

総括支援チームとは、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

災害マネジメント総括支援員とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントについて総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者であり、災害マネジメント支援員は、それを補佐する者である。

被災市区町村応援職員確保調整本部からの派遣の依頼を受けた場合は、総括支援チーム派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣することになる。

（2）自治体間等相互応援協定に基づく応援

自治体間等相互応援協定に基づき応援を行う場合は、他の協定締結自治体の状況を勘案し、必要に応じて連携を図りながら、迅速かつ的確に被災自治体の応援を行う。

※協定一覧（資料2-11）

（3）広域避難者の受入れ

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行う。

ア 広域避難の調整手続等

（ア）県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村からの要請について協議し、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

（イ）都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は県へ他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、県からの支援を得る。

なお、他の被災都道府県から県を通して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県との調整を行い、広域避難者の受入れを行う。

イ 広域避難者への支援

市は、広域避難者に対し、公共施設、公営住宅又は民間賃貸住宅の借上げ等により、滞在施設の提供に努める。

第5節 災害救助法の適用**【総合政策局危機管理部】**

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害に際して応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

基本的な考え方	市長は、本市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、救助実施市の長として、同法の適用を決定し、同法に基づき必要な救助を実施する。 また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法の適用があった場合は、県域における公平な供給を確保するため、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、資源の配分が行われる。 なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、危機管理監及び区本部長（区長）が所管し、この計画に定める体制により救助活動を行う。

第1 救助の実施機関

本市は、災害救助法第2条の2に基づく救助実施市として、その権限と責任を踏まえ、国及び県との連携を図り、円滑かつ迅速に同法による救助を実施する。

第2 救助の実施者

災害救助法の適用後は、法定受託事務として、本部長（市長）が救助を実施する。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき、本部長（市長）が応急措置を実施する。

第3 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、次のとおりである。

1 災害が発生した段階の救助

- （1）避難所の設置
- （2）応急仮設住宅の供与
- （3）炊き出しその他による食品の給与
- （4）飲料水の供給
- （5）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （6）医療及び助産
- （7）被災者の救出
- （8）被災した住宅の応急修理
- （9）学用品の給与
- （10）埋葬
- （11）死体の搜索及び処理
- （12）障害物の除去

2 災害が発生するおそれがある段階の救助

避難所の設置（避難行動が困難な要配慮者を避難所に避難させるための輸送を含む。）

第4 災害救助法の適用基準

本市における災害救助法の適用基準は次のとおりである。

1 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

- (1) 住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。
（法施行令第1条第1項第1号）
- (2) 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）
- (3) 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。（法施行令第1条第1項第3号）
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであること。（法施行令第1条第1項第4号）

災害救助法の適用基準

市・区	人 口 令和2年 国勢調査	1 号 適 用 (区又は市内 の被害世帯)	2 号 適 用 (県下の被害 世帯2500世帯 以上の時)
中 央 区	211,736	100	50
花見川区	177,328	100	50
稲 毛 区	160,582	100	50
若 葉 区	146,940	100	50
緑 区	129,421	100	50
美 浜 区	148,944	100	50
千 葉 市	974,951	150	75

※1 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害（当該市町村の被災世帯数のみで判断）をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害（都道府県一本県は2,500世帯―と市町村の被災世帯数で判断）をいう。

※2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1世帯と換算する。

2 災害が発生するおそれがある段階の適用（災害救助法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、本市がその所管区域となり、市域において当該災害により被害を受けるおそれがあること。

第5 被害世帯の算定基準

1 被害世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

滅失住家	1世帯	=	全壊（全焼・流失）住家	1世帯
滅失住家	1世帯	=	半壊（半焼）住家	2世帯
滅失住家	1世帯	=	床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯
（注）床下浸水、一部破損は換算しない。				

2 住宅の滅失等の認定

滅失、半壊等の認定は、「被害の認定基準」によるが、住家被害については、下表のとおりである。

被害の区分	認 定 の 基 準
住 家 の 全 壊 全 焼 流 失	居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のも
住 家 の 半 壊 半 焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のも
住家の床上浸水 土砂の堆積等	上記2項目に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。

ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

※被害の認定基準（資料6-4）

第6 災害救助法の適用手続き

- 1 本部長（市長）は、災害に際し、被害状況の調査、把握に努め、随時内閣府及び県へ情報提供する。

また、内閣府及び県への被害状況等の情報提供は、次に掲げる事項について、まずは、口頭又は電話をもって実施し、後日文書により改めて処理する。

(1) 災害が発生した段階の情報提供

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- カ その他必要な事項

(2) 災害が発生するおそれがある段階の情報提供

- ア 避難指示等の発令状況
- イ 事前避難に係る避難先の市町村名（広域避難の場合に限る）、避難所数、避難者数（うち、要配慮者の避難者数）
- ウ 災害救助法による救助実施（見込含む）区域名及び実施年月日
- エ 救助実施に係る避難先の市町村名（広域避難の場合に限る）、避難所数、避難者数（うち、要配慮者の避難者数）
- オ その他必要事項

2 市域内の被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちに災害救助法の適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、各部局へ指示するとともに、内閣府及び県へ通知又は報告するものとする。

3 災害救助法を適用及び適用を終了したときは、速やかに公示するとともに、市ホームページ等により広報を行うものとする。

第7 救助の程度、方法及び期間等

本部員及び区本部長は、千葉県災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助を実施する。

なお、一般基準では、救助の適切な実施が困難な場合には、本部長（市長）は、適時、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定める。

第8 災害救助法適用後の救助の実施

関係各局・区は、災害救助法に基づく救助を実施するとともに、その実施状況を本部事務局に逐次報告する。

本部事務局は、関係各局・区の協力を得て、災害救助法に関する運用（報告書類の作成等）を行う。

第6節 消防・救急救助活動等

第1 消防活動

【消防局】

1 組織

(1) 活動体制

消防局長が必要と認めた場合は、消防局に「消防対策本部」を、各区消防署に「方面指揮本部」を設置する。

(2) 活動方針

災害発生時には、市民の生命、身体、安全確保を基本とし、人命の救出・救助及び避難路の安全確保を原則とし行動する。

なお、消防団を含め消防機関は、消防活動の実施に当たり常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

(3) 動員体制

市域に災害が発生した場合は、勤務時間外の消防職員は、参集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

2 初期活動

市域に災害が発生した場合、消防局及び各区消防署・出張所は直ちに次の初期活動を行う。

－初期活動のあらまし－

- (1) 対策本部等の設置
- (2) 防災用映像情報システムによる市内監視
- (3) 車両、資機材等の安全確保
- (4) 出動中の部隊の安否確認
- (5) 有線電話の通信統制及び機能確保
- (6) 全無線局の開局、通信機器の点検及び機能確保
- (7) 被害状況の把握
- (8) 活動隊及び資機材の増強編成
- (9) 重要防ぎょ地域の状況把握
- (10) 消防車・救急車等の出動準備

3 消防団の活動

(1) 初期活動

活動体制は分団単位の活動を原則とし、地域密着性・動員力及び即時対応力の機能を最大限に発揮し、被害状況の把握と出火防止広報を行うとともに、初期消火活動にあたる。

各分団は、消防団対策本部長からの命ある場合を除き、管轄区域内の活動を原則とする。

(2) 情報収集及び伝達

全無線を開局し通信機器の機能点検を行い、通信体制を確保する。

情報の収集・伝達は、災害の規模及び被害の拡大等、市民の安全確保を脅かす事案を最優先に即時報告の措置を行う。

(3) 救急救助活動

救急救助活動は、自主防災組織等の地域コミュニティ連携による迅速かつ効果的な救出救護体制の確立を図る。

第2 救急救助活動

【保健福祉局、消防局、消防団】

基本的な考え方	災害発生時の救急救助活動は、災害の緩急度合いを考慮して、消防部（消防局）が現有資機（器）材を有効に活用し行う。 ただし、同時多発的に多数の要救急救助者が発生した場合には、全市的に救急隊、救助隊の統括運用を行い、必要に応じて、警察署その他の関係防災機関と連携して、迅速かつ効果的な救急救助対策を実施する。 なお、消防局及び警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針により、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

1 消防部（消防局）の救急救助活動

(1) 活動体制

救急救助活動は、傷病者の迅速な救出救護に向け、保有資機材を有効に活用し総力をもってこれにあたる。

多数傷病者発生時においては、緊急消防援助隊の応援部隊及び自衛隊、警察及び防災関係機関と連携し、救出救護体制の確立を図る。

(2) 活動及び出動の原則

ア 救急活動は、救命を主眼とし、傷病者の観察及び必要な応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

イ 救助活動は、生存者救出を最優先とし、消防団、事業所防災組織・自主防災組織等に協力を求めて救出を行う。

ウ 救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。

エ 傷病者の救急搬送は、救命を必要とする者を最優先とするとともに、CWAP（※）の原則に基づく医療提供を行えるよう保健福祉部（保健福祉局）・医療チームと連携を図り医療機関に搬送する。

※CWAP 大規模・広域災害時の搬送順位を示す目安。

children, women, aged people, patients/poor を示している。

オ 傷病者の救急搬送にあたっては、軽症群の傷病者の割り込みにより救急車が占有されることのないよう毅然たる態度で活動する。

なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。

カ 現場救護所は、多数傷病者が発生した場合など、災害の状況等を判断し、公園などの安全かつ活

動容易な場所に設置する。

キ 救護所等から後方医療施設への移送については、被災状況の推移を勘案して自衛隊、DMAT（災害派遣医療チーム）、ドクターヘリ等との協力により、広域的な搬送体制を確立する。

ク 救護能力が不足する場合、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にした活動を行う。

2 警察署の任務

（1）救出、救護班の派遣

各警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救護に努める。

（2）措置要領

ア 救出・救護活動にあたっては、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興業場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。

イ 救出・救護活動にあたっては、保有する装備資器材のほか、あらゆる資材を活用し、迅速な措置を講じる。

ウ 救出・救護活動にあたっては、県、市、消防局（署）、日本赤十字社千葉県支部等関係機関と積極的に協力し、警察の組織、機能をあげて、負傷者等の救出・救護に万全を期する。

エ 救出した負傷者は、応急措置を施したのち、救急隊、救護班等に引継ぐか、又は警察車両及びヘリコプターを使用し、速やかに医療機関に収容する。

3 救急救助資機材の調達

（1）初期活動における装備資機材の運用は、それぞれが保有するものを活用する。

（2）装備資機材等に不足が生じた場合は、その他の機関が保有するもの又は民間業者から借入等を図る。

第7節 土砂災害対策

【総合政策局、建設局、各区、消防局】

第1 巡視及び警戒体制

対策のあらまし	主管本部員（危機管理監）、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）、建設部長（建設局長）及び各区本部長（各区長）は、銚子地方気象台より大雨注意報が発表されたときは、総合防災情報システム等により情報を収集し、土砂災害（急傾斜地崩壊）危険箇所等の巡視及び警戒体制に万全を期するものとする。 また、土砂災害（急傾斜地崩壊）危険箇所等が崩壊、又はそのおそれが生じた場合は、警戒員の配置その他の応急措置を実施する。

1 巡視

建設部長（建設局長）及び各区本部長（各区長）は、消防部長（消防局長）、市民等からの通報により、又はその必要があると認めるとき、各班に対して、次に掲げる事項について、情報収集のための巡視を命じる。

また、建設部長（建設局長）及び各区本部長（各区長）は、報告を受け次第、速やかに本部事務局長（総合政策局危機管理部長）に報告するものとする。

- (1) 土砂災害（急傾斜地崩壊）危険箇所等及びその付近の地表及びわき水の状況
- (2) 土砂災害（急傾斜地崩壊）危険箇所等及びその付近の亀裂の有無
- (3) 土砂災害（急傾斜地崩壊）危険箇所等及びその付近の竹木等の傾倒の状況
- (4) 土砂災害（急傾斜地崩壊）危険箇所等及びその付近の建築物等の損壊等の状況
- (5) 土砂災害（急傾斜地崩壊）危険箇所等及びその付近の市民及び滞在者の数
- (6) その他災害に関する状況

2 警戒

- (1) 警戒体制をとるべき時期

- ア 危険区域内の状況等に異常が生じた場合で、本部長（市長）が必要と認めたとき。
- イ 次に掲げる基準雨量と地域の特性等を考慮して、本部長（市長）が必要と認めたとき。
- ウ 土砂災害警戒情報が発表された場合で、本部長（市長）が認めた場合。

－ 警戒体制をとる場合の基準雨量（目安）及び応急措置の内容 －

	基準雨量			応急措置の内容
	前日までの連続降雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続降雨量が40～100mm以上あった場合	前日までの降雨量がない場合	
第一警戒 配備体制	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超えたとき	1 危険区域内の警戒・巡視 2 その他必要な応急措置
第二警戒 配備体制	当日の日雨量が50mmを超え、時雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを超え、時雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを超え、時雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき	1 危険区域内の警戒・巡視 2 必要に応じ、市民等に対して避難指示等 3 その他必要な応急措置

(2) 警戒員の配備

危険が予想される箇所に警戒員を配置し、巡視、警戒にあたる。

※なお、箇所については「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域指定箇所及び土砂災害（急傾斜地崩壊）危険箇所」を目安とする。（資料 4-2、4-10）

3 応急措置

土砂災害（急傾斜地崩壊）危険箇所等が崩壊する恐れのある場合又は崩壊した場合は、安全性を確保したうえで、応急措置、土留め等、避難の呼び掛けを実施する。

なお、災害の状況により応急対策の実施が困難な場合は、関係機関、各種団体等へ応援を要請する。

第2 広報及び避難体制

1 広報体制

危険区域内の市民に対する避難情報等の広報活動については、主管本部員（危機管理監）及び関係区本部長（関係区長）が、本章第3節「災害時の広報」により広報体制をつくり適切に行うものとする。

2 避難体制

災害が発生した場合、又は災害の発生が予想される場合において、本部長（市長）は危険区域内の市民及び滞在者等に対し、避難指示等を行う。

その他、本章第9節「避難対策」により避難体制をつくり適切に行うものとする。

※土砂災害警戒区域等における要配慮者利用施設（資料 4-11）

第8節 警備・交通対策

【千葉県警察本部及び警察署、千葉海上保安部、県千葉港湾事務所、道路管理者】

第1 災害時の警備

対策のあらまし	発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。 このため、市民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。 また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。 以下には、県地域防災計画に定められた「千葉県警察災害警備実施計画」に関する計画のあらましを示している。

1 災害警備

(1) 基本方針

警察は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、他の防災関係機関と連携のもと、人命の保護を第一に被災者の救出救助、交通規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたるものとする。

(2) 警備体制

警察署は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 署現地対策本部

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等

イ 署対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合等

ウ 署連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風、高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸する恐れがある場合

(3) 災害警備活動要領

ア 要員の参集及び招集

イ 気象情報及び災害情報の収集及び伝達、救出・救助活動

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

カ 危険箇所に対する警戒及び避難誘導

キ 避難誘導及び避難地区の警戒

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

- シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- セ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

第2 道路の交通規制

対策のあらし	道路管理者は必要に応じ交通規制を行う。また、各警察署長は、災害の発生に伴い、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、主要交差点や自動車専用道路の出入口等に警察官を配備し、必要な交通規制を実施することになっている。 一方、本部長（市長）又は区本部長（区長）は、避難の勧告又は指示を行うなど、その必要があると認める場合は、直ちに各警察署長に連絡し交通規制の実施を要請し安全避難の確保に万全を期す。 以下には、県地域防災計画に定められた「交通規制計画」及び「交通規制の指針」に関する計画のあらましを示している。

1 道路管理者の交通規制

道路管理者は、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、交通を禁止し又は制限（重量制限を含む）する。

市の管理する道路において、道路管理者たる市は、協定を締結するなどして連携体制を構築した警備会社等に対し、交通規制の対応を依頼することを検討する。

2 交通規制計画

警察は、台風や急激な気象等の変化による豪雨、洪水、強風等による災害が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに交通規制にかかる区域又は区間等の内容を交通情報板等の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て広く周知に努める。

（1）公安委員会の交通規制

ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

（2）警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

（3）警察官の交通規制

警察官は、道路の損壊、交通事故の発生その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

3 交通規制の指針（警察本部）

- （1）交通規制の対象となる道路は、主として「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。

※緊急輸送道路一覧表（資料9-3）

- （2）前記1（2）イの緊急交通路の確保は、高速道路、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。
- （3）被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応策活動を図るため、原則として緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止または制限する。
- （4）緊急交通路を確保するため、幹線道路においては必要により交通検問を設置する。
- （5）交通規制を実施するときは、道路法、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行う。

4 交通情報の収集及び提供（警察本部）

- （1）交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。
なお、県警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
- （2）交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行うとともに、ホームページなど、インターネットを通じ広く周知するものとする。

5 災害発生時における運転者のとるべき措置

災害発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

- （1）走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。
- ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。
 - イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。

ア 車両を道路外の場所に置くこと。

イ 道路外に置く場所がない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。

ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

第3 放置車両対策

1 警察官

警察官は、災害対策基本法第76条の3の規定により、通行禁止区域等（本節第2「1 交通規制計画」（1）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

2 自衛官及び消防吏員

(1) 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記（1）の職務の執行について行うことができる。

(2) 自衛官等は、前項の命令をし、又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

※自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書（資料9-5）

3 道路管理者

道路管理者は、災害対策基本法第76条の6の規定により、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置を命ずることができる。

また、運転者が不在の場合などにおいて、道路管理者は、自ら車両を移動することができるとともに、当該措置をとるため、やむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる（その際、道路管理者は、通常生ずべき損失を補償しなければならない。）。

第4 緊急通行車両の対策

1 緊急通行車両の確認

- (1) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。
- (2) 前記（1）により確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。
- (3) 前記（2）により交付を受けた標章は、当該車両の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。
- (4) 届出に関する手続きは、別に定める。

2 緊急通行車両の事前届出・確認

- (1) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかの審査を行う。
- (2) 公安委員会は、前記（1）により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。
- (3) 届出済証の交付を受けた車両については、県警察本部、高速道路交通警察隊、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記1（1）の確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記1（2）の標章及び確認証明書を交付する。
- (4) 事前届出・確認に関する手続きは、別に定める。

※緊急通行車両等及び規制除外車両の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱の要旨
(資料9-8)

※緊急通行車両等及び規制除外車両の確認及び事務手続き等（資料9-9）

3 規制除外車両の確認等

- (1) 規制除外車両
緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。
- (2) 規制除外車両の確認
規制除外車両の確認は、前記1を準用する。
- (3) 規制除外車両の事前届出・確認
緊急通行車両とならない車両のうち、以下の車両については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。なお、事前届出・確認は、前記2を準用する。
ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

4 緊急輸送（参考）

災害発生時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、県では、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めている。

（1）緊急輸送道路

機能別に次の3種類に分類される。

ア 第1次緊急路線

高速道路、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路であり、市・区庁舎と空港及び千葉港（千葉中央地区、葛南中央地区、葛南東部地区）、木更津港（木更津南部地区、富津地区）、館山港へ通じる道路

イ 第2次緊急路線

第1次緊急路線と市町村役場、主要な防災拠点を相互に連絡する幹線的な道路

ウ 第3次緊急路線

第2次路線と、主要な防災拠点除くその他の防災拠点を連絡する道路

（2）港 湾

千葉港（千葉中央地区、千葉出洲地区、葛南東部地区）

木更津港（富津地区）

館山港（宮城地区）

（3）漁 港

銚子漁港、大原漁港、勝浦漁港、鴨川漁港

（4）飛行場等

ア 空 港

成田国際空港

イ 自衛隊駐屯地及び基地

陸上自衛隊……習志野駐屯地、下志津駐屯地、木更津駐屯地、松戸駐屯地

海上自衛隊……下総航空基地、館山航空基地

航空自衛隊……木更津第一補給処

ウ 臨時離発着場

千葉県西部防災センター、千葉市消防ヘリポート、千葉県スポーツセンター

幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、

館山運動公園、富津公園

（5）江戸川緊急用船着場

市川緊急用船着場、松戸緊急用船着場

※緊急用船着場とは、大規模災害時に河川管理施設災害の復旧資機材や救援物資等を江戸川等の河川を通じて搬入、荷揚げするための施設であり、緊急河川敷道路と連携して機能する。

河川敷道路については（平成23年4月1日現在）完成には至っていないが、一部通行可能である。

第9節 避難対策

対策のあらまし	本部長（市長）が発令する警戒レベル4（避難指示）は、災害の切迫により危険となった地域内に滞在するすべての人に対して伝達され、安全な地域への迅速な避難行動として実現されてはじめて、その目的が達成されたことになる。 市公共施設やデパート・イベント施設・公営競技場など不特定多数の人が利用する公共的施設や要配慮者が利用する施設における避難対策については、本部長（市長）の警戒レベル4（避難指示）を受けた各施設の管理者が所定の計画に基づき行い、各施設における避難行動に関し、各施設の所管部を通じて、その完了の有無を確認することで各施設の来訪者・入所者等の安全確保を図るとともに、「災害時の広報活動」における「安心情報」のデータ源としての活用を図る。

第1 来訪者・入所者等の避難

【施設所管局区等、施設管理者、警察署】

1 避難計画の策定

市の公共施設及び災害対策基本法に基づく「防災上重要な施設」とすべき施設の管理者は、来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画を策定するものとする。特に、自衛消防組織を有する施設においては、自衛消防組織の活動内容に来訪者・入所者の避難計画を確立しておくこととする。

また、その他多数の従業員・来訪者が勤務若しくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は施設内における従業員、来訪者の安全な避難対策を講じるように努める。

2 避難の完了報告

大規模な災害が発生し、警戒レベル4（避難指示）が発令されたとき、又は自主的に各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は、以下のとおり、市本部へ避難の完了報告を行うものとし、本部事務局（総合政策局危機管理部）は、あらかじめその周知徹底に努める。

(1) 市の施設

各施設の管理者は、下図のとおり、所管部（局）又は区本部を通じて、本部へ避難の完了を報告する。

なお、連絡の方法は、総合防災情報システム、一般加入電話、FAX、PHS、携帯電話、電子メール、地域防災無線又は伝令による。

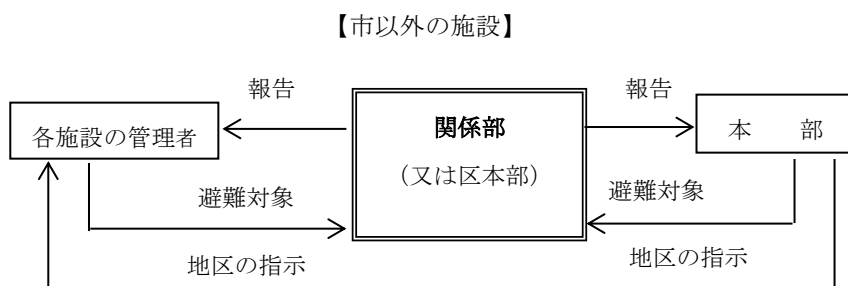
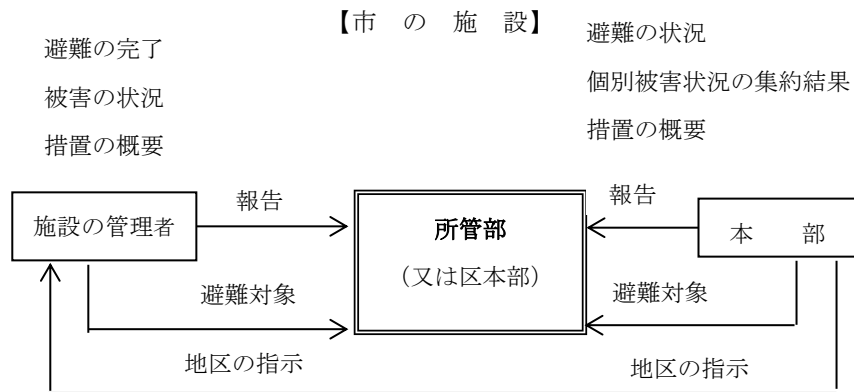
(2) 市以外の施設、事業所等

市以外の施設、事業所等の管理者は、下図のとおり、市の関係部・課又は区本部へ報告する。保健福祉部（保健福祉局）及びこども未来部（こども未来局）は、市立施設とあわせて、県立、私立の福祉施設分を集約し、本部事務局（総合政策局危機管理部）へ報告する。

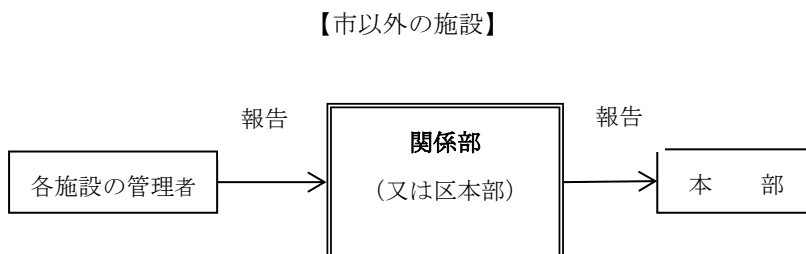
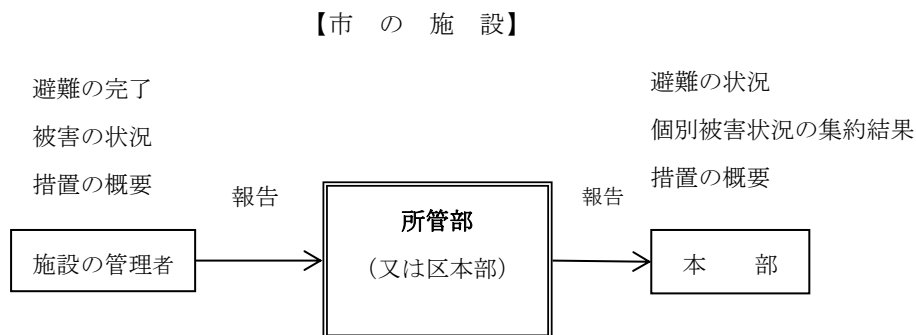
経済農政部（経済農政局）は、市内の事業所、工場その他の施設の状況を集約し、本部事務局（総合政策局危機管理部）へ報告する。

なお、有線電話が使用できない場合の措置について、伝令による最寄りの市内防災関係機関への通報等あらかじめ周知徹底しておく。

○本部からの警戒レベル4（避難指示）の場合



○市民の自主的な避難の場合



第2 警戒区域の設定

【総合政策局危機管理部、各区】

- 1 本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条に基づき警戒区域を次の要領で設定する。
 - （1）本部長（市長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
 - （2）警察官、海上保安官、又は自衛官は、前記の市職員が現場にいない場合又はこれらの者から要請があった場合は、この職権を行うことができる。
この場合、事後直ちにその旨を本部長（市長）に通知しなければならない。
 - （3）警戒区域の設定に伴う必要な措置は、市・区及び防災関係機関が連携して実施する。

第3 浸水想定区域における避難

【総合政策局危機管理部、各区】

水防法第 14 条の規定に基づき指定された河川の浸水想定区域において、円滑かつ迅速な避難を確保するため、次のように定める。

1 避難情報等の伝達方法等

- （1）水防法第 15 条第 1 項第 1 号に定める洪水予報等の伝達方法は次のとおりとする。
 - ア 伝達情報
 - （ア）水位情報（氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位等）
 - （イ）避難情報（警戒レベル 3（高齢者等避難）、警戒レベル 4（避難指示）等）
 - イ 伝達系統・伝達手段
 - （ア）水位情報の伝達系統・手段は、千葉市水防計画第 4 章「2 千葉県知事が行う水位情報の通知及び周知」による。
 - （イ）避難情報の伝達系統・手段は、本節第 5「警戒レベル 3（高齢者等避難）」、第 6「警戒レベル 4（避難指示）」に準ずる。
- （2）水防法第 15 条第 1 項第 2 号に定める迅速な避難の確保を図るために必要な事項は次のとおりとする。
 - ア 浸水想定区域内の市民は、本市より警戒レベル 3（高齢者等避難）の発令があった場合や、堤防から水があふれるなどの危険を感じた場合は、堅牢な建物の上階、避難所等に自主避難する。
※避難場所・避難所一覧表（資料 7-1）
 - イ 浸水想定区域内の市民は、本市から警戒レベル 4（避難指示）の発令があった場合や、堤防から水があふれた場合は、原則として橋梁を渡らず堅牢な建物の上階、避難所等に避難する。

2 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設等における避難対策

(1) 地下街等及び要配慮者利用施設等の定義

水防法第15条第1項第4号ロに定める、浸水想定区域内における地下街等及び要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）とは、次のとおりとする。

ア 地下街等

建築物の地階部分の用途が、消防法施行令別表第一の（一）～（四）、（五）イ、（六）、（八）、（九）、（十三）イ、（十六）イに該当する防火対象物。ただし、関係者のみが利用するものを除く。

※洪水・内水ハザードマップ（資料4-7）

イ 要配慮者利用施設

（ア）社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設等）

（イ）学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）

（ウ）医療施設（病院、診療所、助産所等）

（エ）その他、認可外保育所、有料老人ホーム等、（ア）～（ウ）と同類の用途に供されているもの

※浸水想定区域内における地下街等・要配慮者利用施設一覧（資料4-8）

ウ 大規模工場等

大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

（水防法第15条第1項第4号ハ）

(2) 避難情報等の伝達方法

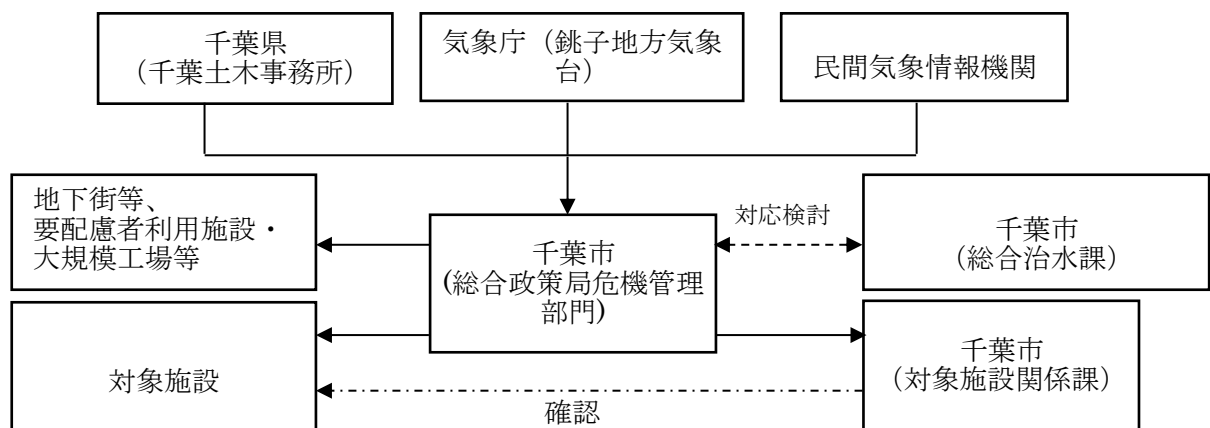
水防法第15条第2項に定める洪水予報等の伝達方法は、次のとおりとする。

ア 伝達情報

（ア）水位情報（氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位等）

（イ）避難情報（警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（避難指示）等）

イ 伝達系統



ウ 伝達手段

（ア）対象施設への伝達は基本的にFAXで行う。

（イ）「ちばし安全・安心メール」でも情報を発信する。

(3) 地下街等の避難確保計画・浸水防止計画

水防法第15条の2第1項に基づき、浸水想定区域内に存在する地下街等の所有者又は管理者は、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な計画（避難確保計画・浸水防止計画）を作成し、これを市に報告するとともに、公表しなければならない。

第4 土砂災害警戒区域における避難

【総合政策局危機管理部、各区】

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において、円滑かつ迅速な避難を実施するため、次のように定める。なお、警戒区域等に指定されていない基礎調査予定箇所における避難についても、指定区域における対応に準ずるものとする。

1 市民等に対する周知

千葉県が指定した土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域及び避難支援に関する情報などを掲載した「千葉市土砂災害ハザードマップ」を作成し、市民等に周知を図る。

2 避難情報等の伝達

(1) 伝達情報

- ア 土砂災害警戒情報
- イ 避難情報（警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（避難指示）等）

(2) 伝達系統・手段

- ア 土砂災害警戒情報
総合防災情報システムを使用し、多様なメディアによる広報、各報道機関等
- イ 避難情報（警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（避難指示）等）
本節第5「警戒レベル3（高齢者等避難）」、第6「警戒レベル4（避難指示）」に準じる。

3 要配慮者利用施設への情報伝達

(1) 伝達情報

- ア 土砂災害警戒情報
- イ 避難情報（警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（避難指示）等）

(2) 伝達系統・手段

- ア 土砂災害警戒情報
FAXによる
- イ 避難情報（警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（避難指示）等）
本節第5「警戒レベル3（高齢者等避難）」、第6「警戒レベル4（避難指示）」に準じる他、必要に応じて個別に電話を行う。

第5 警戒レベル3（高齢者等避難）

【総合政策局危機管理部、各区】

1 発令基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者等の避難行動の開始に時間を要する市民や、被害を受けるおそれのある市民を対象に、自主的な避難を促す情報として、本部長（市長）が発令する。

警戒レベル3（高齢者等避難）の発令基準は、次のとおりとする。

（1）土砂災害

ア 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「警戒（赤）」となった場合

（2）水害

ア 都川、村田川、その他の河川等の水位が氾濫注意水位等に到達した場合（都川にあっては矢作水位観測所：4.10m。村田川にあっては草刈水位観測所：3.10m、押沼橋水位観測所：2.50m。）

イ 洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、引き続き水位上昇のおそれがあると認められる場合

ウ 漏水等が発見された場合

エ その他、水防管理者が必要と認めた場合

（3）高潮

ア 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）

イ 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合

ウ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

エ 「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合

（4）その他市民を災害から保護するため、必要と認められるとき

2 警戒レベル3（高齢者等避難）の内容

警戒レベル3（高齢者等避難）は、次のことを明らかにして行う。

（1）避難対象地域（町丁名等）

（2）避難の理由

（3）避難情報（問合せ先）

3 警戒レベル3（高齢者等避難）の伝達等

警戒レベル3（高齢者等避難）は、防災行政無線や「ちばし安全・安心メール」等により伝達するほか、状況によっては、関係地域等に個別に伝達する。

なお、警戒レベル3高齢者等避難の解除の連絡は、防災行政無線や「ちばし安全・安心メール」等により伝達する。

また、本部事務局（総合政策局危機管理部）は、警戒レベル3高齢者等避難の発令及びその解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県に報告する。

－ 記録事項及び県等への報告事項 －	
ア	発令者
イ	発令の理由及び発令日時
ウ	警戒レベル3高齢者等避難の対象区域
エ	避難地
オ	その他必要な事項

4 自主避難への対応

避難準備・高齢者等避難開始の発令等に伴い、自主避難に必要な避難先の確保等の調整を行う。

第6 警戒レベル4（避難指示）

1 実施責任者

機関の名称	避難指示を行う要件	根拠法規
市長 (本部長)	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、避難指示を行う。	災害対策基本法 第60条
警察官 及び 海上保安官	(1) 市長から要請があったとき (2) 市長が避難指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき (3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、避難指示が急を要するとき	(1)(2) 災害対策基本法第61条 (3) 警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条
県知事 及び その命を受けた職員、 水防管理者	(1) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき立退きの避難指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する (2) 洪水・高潮の氾濫・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難指示を実施	災害対策基本法 第60条 水防法(昭和24年法律第193号)第29条 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害により危険な状態が生じた場合で、警察官がその場にい不在とき	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条

※「避難指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、居住者等を避難のため立退かせるためのものである。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合は、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとし、避難場所への避難がかえって危険であると判

断できる場合は、必要となる地域の市民に対し、待避・垂直移動の指示を行う。また、避難指示等の発令にあたっては、専門的・技術的知見を持つ、国（銚子地方気象台等）の機関や県に助言を求めるなど連携を図る。

2 警戒レベル4（避難指示）の発令基準

警戒レベル4（避難指示）を発すべき権限のある者は、それぞれの法律により定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である本部長（市長）を中心として、相互に連携を取り実施する。

また、原則として、避難を必要とする事態の最終的判断は、区本部長（区長）、消防部長（消防局長）及び警察署からの要請も踏まえて、本部長（市長）が行う。

なお、市民の生命、身体に危険が切迫し本部長（市長）が発令する避難指示等を待ついとまがない場合、区本部長（区長）が補助機関として避難指示等が発令することができる。

この場合、実施後直ちに本部長（市長）に通知するものとする。

警戒レベル4（避難指示）を発令する場合に関しては、災害の状況により様々な場合が想定され得るが、災害の推移により原則として次のような基準によるものとする。

（1）土砂災害

- ア 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「危険（紫）」となった場合
- イ 土砂災害警戒情報が発表された場合
- ウ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- エ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合
- オ 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
- カ 土砂災害が発生した場合

（2）水害

- ア 都川、村田川、その他の河川等の水位が氾濫危険水位等に到達した場合（都川にあつては矢作水位観測所：5.22m。村田川にあつては草刈水位観測所：4.20m、押沼橋水位観測所：3.20m。）
- イ 破堤につながるような漏水等が発見された場合
- ウ （避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合）都川、村田川、その他の河川等の水位が避難判断水位等を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合
- エ 都川、村田川、その他の河川等の上流区域が水害を受け、下流区域に浸水による危険がある場合
- オ 越水・溢水のおそれのある場合
- カ 異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
- キ 決壊や越流が発生した場合
- ク 水門等の施設の機能支障が発見された場合
- ケ その他、水防管理者が必要と認めた場合

（3）高潮災害

- ア 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合

- イ 潮位（千葉港海岸千葉地区）が4.0m（AP）を超えると予想される場合
 - ウ 高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合
 - エ 高潮注意報が発表されており、当該注意報に警報に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合
 - オ 高潮等の影響により、海岸保全施設（防潮堤・護岸・水門等）に異常（水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど）が発生した場合
 - カ 異常な越波・越流の発生（ただし、暴風雨の状況を見極める必要がある）
- （4）その他市民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

3 市の責務

- （1）市民に対して避難場所及び避難の方法を周知し、災害時には、指定した場所に自主的に避難するよう指導する。
- （2）災害が発生するおそれがある場合は、市民に対し、その情勢を的確に伝達し、早期に避難の指示を発令し、高齢者、幼児、児童、病人等は、あらかじめ指定された施設又は安全地域の親戚、知人宅等に自主的に避難するよう指導する。

－ 警戒レベル4（避難指示）の内容 －

- （1）避難対象地域（町丁名、施設名等）
- （2）避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- （3）避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- （4）避難経路
- （5）その他（避難行動時の最少携帯品、避難行動要支援者の優先避難・介助の呼びかけ等）

4 警戒レベル4（避難指示）の対象者

警戒レベル4（避難指示）の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

5 警戒レベル4（避難指示）の内容

警戒レベル4（避難指示）は、次のことを明らかにして行う。

6 警戒レベル4（避難指示）の伝達等

- （1）関係地域内住民等への伝達

警戒レベル4（避難指示）を発令したときは、防災行政無線、ちばし安全・安心メール、ちばし災害緊急速報メール等の多様なメディアのほか、広報車、サイレン等により伝達するとともに、報道機関等の協力を得るなど関係地域内のすべての人に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。

なお、状況によっては、消防団員等により関係地域に個別に伝達を行うものとする。

その他、第3節「災害時の広報」による。

なお、避難措置解除の連絡は、防災行政無線、「ちばし安全・安心メール」、広報車、報道機関等

への協力要請、職員による看板ポスター等の掲示等により行うものとする。

(2) 隣接市関係機関への通報

本部長（市長）が警戒レベル4（避難指示）を発令したとき、又は警察官等から警戒レベル4（避難指示）を発令した旨の通報を受けたとき、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）は、次の要領により必要に応じて関係機関等へ連絡するものとする。

ア 隣接市（防災担当）

市民が避難のため隣接市内の施設を利用する場合が想定される。

また、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市に対しても連絡しておくものとする。

イ 国・県の関係機関

自衛隊及び海上保安部、各警察署、その他の県関係機関に連絡し、協力を要請する。

また、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報・連絡する。

ウ 学校施設等の管理者

教育長を通じて、避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し、連絡し協力を要請する。

(3) 県への報告

本部事務局長（総合政策局危機管理部長）は、避難措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県に報告する。

－ 記録事項及び県等への報告事項 －	
ア	発令者
イ	発令の理由及び発令日時
ウ	避難の対象区域
エ	避難地
オ	その他必要な事項

第7 避難の誘導

【各区、消防局、消防団、警察署、施設管理者、町内自治会、自主防災組織等】

1 避難の誘導を行う者

(1) 一般的な場合

ア 避難誘導にあたっては、市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難所等への誘導に努める。

イ 本部長（市長）は、区本部長（区長）に対して必要と認める避難所等に市職員を派遣し、避難収容者の整理及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせる。

ウ 地域内から避難所等までの避難誘導は、市職員、消防団員、町内自治会、自主防災組織及び現場の警察官等が行い、誘導にあたっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

(2) 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育所（園）、事業所、百貨店等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

ただし、学校、幼稚園、保育所（園）、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等については、災害の規模、態様により必要と認められるときは、市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。

(3) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講じる。

2 避難の誘導

(1) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとするが、平常時より、おおよそ次のようなものを非常用袋に用意しておくよう啓発に努める。なお、自動車による避難及び家財の持出し等は、危険なので中止させる。

- ア 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- イ 1人2食分位の食料と2～3リットルの飲料水、タオル、マスク、消毒液、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- ウ 服装は、軽装とし素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具
- エ 貴重品以外の荷物は携行しないこと。

(2) 避難の誘導方法

避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて、混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するためにおおよそ下図のような方法をとることとする。

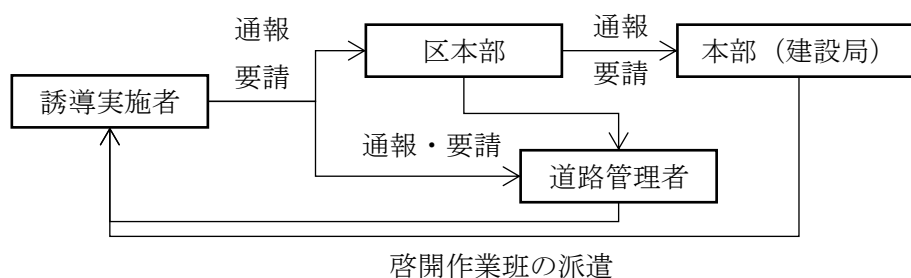
なお、避難行動要支援者等に対する避難支援については、本章「第14節 要配慮者の対策」「第1 在宅の要配慮者の対策」「2 避難支援等の留意事項」に掲げる事項に留意して行う。

また、特定の避難所に避難者が密集しないように『分散避難』を進める。

－ 避難の誘導時に留意する事項 －

- (1) 避難の誘導は、病人、高齢者、幼児、心身障害者その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できるかぎり早めに避難させるよう努める。
- (2) 避難経路は、本部長（市長）又は区本部長（区長）から特に指示がない時は、避難の誘導にあたる者が指定するように努める。
 なお、避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックのおこるおそれ等のない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実を確認して行うように努める。
- (3) 選定した避難路に土砂災害等の重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、建設部長（建設局長）に対して、避難路の啓開（切り開き）等を要請する。

《道路の啓開（切り開き）等の要請の流れ》



第8 避難所の開設

【各区、施設所管局区等、施設管理者、町内自治会、避難所運営委員会等】

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、市職員が開設する場合は、「避難所開設・運営マニュアル例」等に基づき、また、地域による「避難所運営委員会」が設立されている避難所は、当該運営委員会が作成した「避難所開設・運営マニュアル」に基づき市民が、開設し収容保護する。なお、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。また、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性やLGBT等（性的少数者）への配慮及びペット対策等についても適切に対応するよう努めるものとする。

さらに、市に災害救助法を適用した場合は、千葉県災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助（避難所の設置）を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。

※避難所開設・運営マニュアル例（資料7-4）

1 避難所の開設

避難所の開設場所は、あらかじめ指定する避難所のなかから、本部長（市長）又は区本部長（区長）が被害の状況に応じて決めるが、必要に応じて、避難所に指定していない公共施設や、公園等の屋外

空間であっても、天幕等の設営によって避難所として開設できるものとする。

なお、台風の接近等により、事前に避難所を開設する場合は、公民館を中心に開設するものとし、必要に応じて学校やその他公共施設も開設する。

2 開設の担当者

開設の実務については、区本部長（区長）がそれぞれの施設に複数の職員を派遣して担当させる。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者・勤務職員や避難所担当職員等が実施する。

3 開設の手順

避難所開設の手順は、おおよそ次のとおりとする。

- (1) 電話、無線等により避難所開設の旨を本部に報告
- ↓
- (2) 施設の門を開ける
- ↓
- (3) 施設の入口扉を開ける
- ↓
- (すでに避難者がある時は、取りあえず広いスペースに誘導する)
- ↓
- (4) 避難所内事務所を開設
- ↓
- (5) 避難者の受け入れ（収容）スペースを指定
- ↓
- (6) すでに避難している人を指定のスペースへ誘導
- ↓
- ※以下第9「避難所の運営」へ

4 開設時の留意事項

(1) 開設

避難所の開設は、原則として、本部長（市長）又は区本部長（区長）の指示により行う。

ただし、夜間等に発生するなど突発的な災害の場合には、本部長（市長）又は区本部長（区長）からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、各施設の管理責任者・勤務職員等が施設入口（門）の開錠をし、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。

特に、既に避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、とりあえず、体育館や大会議室など広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱の防止に努める。

(2) 受入れスペースの指定

受入れスペースの指定にあたっては、避難した市民による自主的な運営ができるよう配慮する。

(3) 報告

避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに区本部長（区長）に対して、総合防災情報システム、電話、FAX、地域防災無線又はCHAINS等によりその旨を報告する。

区本部長（区長）は、避難所の開設を確認後、区被災者支援班による広報活動を実施させると

もに、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）に対して、市民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

本部事務局長（総合政策局危機管理部長）は、消防部長（消防局長）及び県知事並びに警察署等関係機関に対して、開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次のとおりとする。

－ 県等へ連絡すべき事項 －	
ア	避難所開設の日時、場所、施設名
イ	収容状況及び収容人員
ウ	開設期間の見込み

（４）所内事務所の開設

上記の措置をとった後、避難所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置しておく。また、事務所には避難所の運営に必要な用品（避難者カード、消耗品受け払い簿等の様式、事務用品等）を準備しておく。

第9 避難所の運営

【各区、施設所管局区等、施設管理者、警察署、町内自治会、避難所運営委員会等等】

市職員が開設する場合は、「避難所開設・運営マニュアル例」等に基づき開設し、また、地域による「避難所運営委員会」が設立されている避難所は、当該運営委員会が作成した「避難所開設・運営マニュアル例」等に基づき運営委員会が開設し、運営する。

1 運営の主体等

（１）運営の主体

避難所の運営は、避難所運営委員会が主体となり行う。

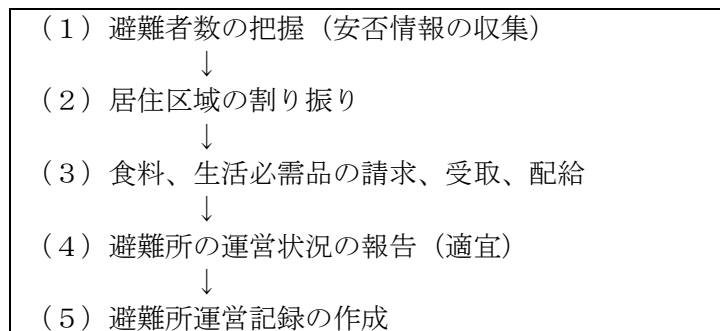
なお、避難所運営委員会が設立されていない避難所においては、区本部長（区長）が派遣する職員と施設管理者が、避難者と協力して開設当初の運営を行い、避難所運営が中長期に及ぶ場合は、避難者を中心として構成する避難所運営委員会を立ち上げるなど、避難者が主体となり運営を行う。

（２）避難所の運営方針の決定

避難所の設置、統合、閉鎖等の避難所の運営に関わる重要な方針は、市本部（区本部）が、避難所運営委員会と協議の上、決定する。

2 運営の手順

避難所運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。



3 運営上の留意事項

(1) 被災者の移送等

ア 被災者の他区・他市町村への移送

区本部長（区長）は、被害が甚大なため、区内の避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、本部長（市長）へその旨報告し、他区の避難所への移送を要請する。

また、本部長（市長）は、市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、非被害地若しくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。その他県の計画の定めるところによる。

イ 他区・他市町村からの被災者の受入れ協力

区本部長（区長）は、本部長（市長）より他区からの被災者を受入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じる。

また、本部長（市長）は、県知事より他市町村からの被災者を受入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行う。

ウ 入浴施設の確保対策

災害時等において避難所の生活が長期に及んだ場合や水道・ガス等の供給停止が長期に及んだ場合には、必要に応じ一般公衆浴場やシャワー等の設備を備えたスポーツ施設等及び自衛隊と協力し、関係機関と連携のもと市民の入浴機会を確保するための対策を講じる。

(2) 学校の避難所対応

ア 教育長の基本的対応

教育長は、学校の開設、施設設備の補修・調達、教育課程の正常な運営等を第一義とし、避難所の運営等については区本部から派遣された責任者と連絡・調整を図りながら行う。

イ 児童生徒の在校時の基本的対応

児童生徒の在校時の初動体制としては、幼児・児童生徒の安全な避難誘導・掌握、安全確保、保護者への連絡・引き渡し、人的・物的な被害状況の把握、及び報告等の業務を行う。

初動以後においても、学校開設に向けての施設・設備の整備に対する対応、児童生徒の状況の把握、一日でも早く正常な教育課程を実施するための物的・人的対応及び児童生徒の心のケア等に関する対応を第一義とする。

ウ 児童生徒が在校していないときの基本的対応

児童生徒が在校していない場合（放課後、休日、祝日等）の初動体制としても、児童生徒及び職員の安否・所在確認、施設・設備の被害状況の把握と報告、また、登校か休校か等の判断と連絡等に関する業務を行う。

初期以後においても、イの項と同じ対応をとることを第一義とする。

エ 教職員の避難所対応

児童生徒の在校時、在校していないときにかかわらず、学校が避難所として開設される場合に備え、初動においては、あらかじめ、各学校に初動体制に対応する教職員を決めておき対応を図る。

教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間においては、児童生徒に関する業務等、本務に支障のない範囲内で避難所の運営業務を行う。

オ 避難所の運営

避難所の運営についての責任は、区本部からあらかじめ指定され、派遣された責任者にあるが、施設設備の使用等を含めて、学校の管理責任者である当該学校長と相談・協議等を行いその運営にあたる。

なお、学校においては、避難所の運営に必要な施設・設備の使用範囲等をあらかじめ検討・想定する。

カ 地域等との連携

町内自治会や地元団体及び学校と区本部が連携を取り、避難所運営委員会や自主防災組織を育成していく中で、避難所運営訓練等を通して、避難所運営に関わる開鍵の問題（学校、備蓄倉庫、井戸等）や食料・寝具の配布等を含めた避難住民の掌握、避難所生活に関すること等について、地域住民・施設管理者・市職員の3者が協力していくことにより、避難所のスムーズな運営がなされるようにする。

（3）要配慮者への支援

ア 避難生活への配慮

避難所において、自主防災組織、ボランティアの協力を得て、必要なスペースの確保、視聴覚障害者への対応、外国語での対応等要配慮者の避難所生活に配慮する。

また、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣や車椅子等の供給に努める。

イ 福祉避難所（福祉避難室及び拠点福祉避難所）の開設

避難生活が長期化し、避難所での生活が困難な要配慮者に対しては、本章「第14節 要配慮者の対策」「第1 在宅の要配慮者の対策」「3 避難所における要配慮者への対応」にあるとおり、指定避難所や社会福祉施設等を利用した要配慮者専用の避難所を開設する。

（4）女性の参画

市は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、女性が管理運営する者に参画できる体制づくりを行うものとする。

また、避難所運営における女性への配慮としては、トイレ、更衣室、授乳室等について、女性専用スペースとその安全の確保、性暴力、DV、セクハラ、ストーカー等の被害防止、女性相談窓口や女性専用の物資配付方法等が必要である。

（5）LGBT等（性的少数者）への配慮

市は、避難所を管理運営する避難所運営委員会等に対し、LGBT等（性的少数者）である被災者が、避難所生活においてストレス等を感じないための配慮について、平時から普及・啓発するものとする。

避難所内におけるLGBT等への配慮としては、男女によらず使用できる多目的トイレの設置や

更衣室内に個室の設置、救援物資（生理用品や女性用下着）の受け取りに性別による制限を設けない等の取り組みを行う他、避難所内における偏見や差別が起こらないようにする必要がある。

（6）被災者の健康管理

区本部長（区長）は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

（7）車中泊等で生活する被災者の対策

指定避難所への避難が原則となるが、やむを得ず、車中泊等で生活する被災者については、近隣の指定避難所で被災者の所在地やニーズ等の情報を受け付けて、必要な物資の配布、正確な情報の伝達、エコノミークラス症候群予防等のための保健師による健康相談等により生活環境の確保が図られるよう努める。

（8）ペット同行避難への対応

大規模災害発生時には、ペットとの同行避難が予想されることから、「飼い主による自主管理」を原則として、「避難所におけるペット対応の手引き」を活用し、収容場所の指定とルール作りによる適切な管理を行うとともに、負傷動物の治療、エサや設備の確保など、関係団体への支援要請等避難所として可能な限り対応できるよう、動物救護の具体的な方策について検討を行う。

※避難所におけるペットの対応の手引き（資料 7-8）

（9）新型インフルエンザ等感染症等対策を踏まえた避難所開設運営について

避難所運営を行う者は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）対策を踏まえ、令和2年9月に本市が公表した「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針について」及び「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針の具体例について」に基づき、次の5つの考え方をもって避難所運営を行う。

※新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針について（資料 7-5-1）

※新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針の具体例について（資料 7-5-2）

（10）多様な主体による状況把握の取組について

保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

（11）地域支援拠点としての機能

避難所は、避難所で生活する者だけでなく、周辺地域で在宅において避難生活を送る者、町内自治会集会所（地域避難施設）への避難者、車中泊避難者などの分散避難者も支援の対象とし、町内自治会等の地域団体と連携して、情報収集や情報提供、食料・飲料水、物資、サービスの提供等を行う。

※避難所開設・運営マニュアル例（資料 7-4）

第10節 医療救護

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった市民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や医療チームの派遣等により診療等を行う。

医療救護は、市長が行うものとする。

また、災害救助法が適用された場合における救助（医療・助産）については、同法に基づき実施し、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。

さらに、本部長（市長）は、日本赤十字社千葉県支部と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。

なお、市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

第1 初動医療体制

【保健福祉局、こども未来局、病院局、消防局、各区（保健福祉センター）】

対策のあらまし	本部長（市長）又は区本部長（区長）は、災害時において、多数の傷病者が発生した場合又は医療機関の被害等によりその機能が停止した場合、以下のとおり措置を講じる。 （1）保健福祉部長（保健福祉局長）に対して、医療衛生班長（保健福祉局医療衛生部長）を長とする市医療対策本部の設置、収容医療機関の受入れ体制の確立、市医療救護班の編成・出動及び救護所への支援等、必要な措置を講じるよう命令または要請する。 （2）保健福祉部長（保健福祉局長）は、災害の状況に応じ必要と認めた場合は、市医師会長等に対して、医師会対策本部の設置及び収容医療班の編成・出動を要請する。 （3）保健福祉部長（保健福祉局長）は、本部長（市長）の指示に基づき災害の状況に応じ県知事に対して、県医療救護班の出動その他医療救護活動に関し、必要な措置を要請する。

1 医療対策本部の設置

保健福祉部長（保健福祉局長）は、本部長（市長）の指示があった場合又は必要があると認めた場合は、災害対策本部に医療衛生班長（保健福祉局医療衛生部長）を長とする市医療対策本部を設置し、市並びに各区の地域災害医療コーディネーターとの連携のもと、区保健医療班との連絡調整、市医療救護班の編成及び災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れ及び各区救護所への派遣など、各区が行う医療・救護活動の支援にあたらせる。

また、大規模災害時においては、被害が軽微な区から被害が甚大な区への保健師等の派遣を行うこととし、その総合調整は健康福祉班長（保健福祉局健康福祉部長）及び医療衛生班（保健福祉局医療衛生部長）が行うものとする。

各区の保健医療班は、市医療対策本部の支援・指導のもと、区内の医療救護活動に係る救護所の設置・運営にあたるものとする。

医療対策本部（医療衛生班（保健福祉局医療衛生部））・区保健医療班の編成及び活動内容は、次のとおりとする。

(1) 医療対策本部（医療衛生班（保健福祉局医療衛生部））の役割分担

担 当 名	活 動 内 容
総 務 担 当	ア 医療対策本部の設置・運営 イ 市災害対策本部及び区災害対策本部との連絡調整 ウ 医療対策本部の全体統括 エ 千葉県、三師会、千葉県獣医師会等との連絡調整 オ 医療機関、避難所の稼働状況等の情報収集 カ 医療救護班等の派遣要請 キ DMAT、DPAT、医療ボランティア等の受入調整
救 護 ・ 防 疫 担 当	ア 医療機関の稼働支援 イ 県内外の医療機関の広域支援調整 ウ 医薬品及び衛生資器材等の確保・供給 エ 市拠点救護所（総合保健医療センター）の設置・運営 オ 救護防疫に関すること
環 境 衛 生 担 当	ア 避難所の衛生確保・飲用水の検査等の環境衛生対策 イ 公衆浴場確保対策 ウ 感染症予防等に係る消毒対応
食 品 衛 生 担 当	ア 給食施設の確認及び立入り指導 イ 食中毒予防及び食品営業施設の監視活動等の食品衛生対策 ウ 避難所等における食品衛生監視
動 物 救 護 担 当	被災動物（ペット）の保護、飼育管理、治療
火 葬 ・ 霊 柩 担 当	ア 千葉市斎場における火葬業務継続に係る連絡調整 イ 広域火葬に対する代替対策及び支援調整 ウ 納棺用品、仮葬祭用品の確保及び安置所への配布調整 エ 検案終了後死体の安置所への輸送支援 オ 火葬施設への死体の輸送、火葬調整

(2) 区保健医療班の役割分担

担当名	活 動 内 容
連 絡 調 整 担 当	ア 区災害対策本部との連絡調整 イ 市医療対策本部との連絡調整 ウ 区内における医療救護活動の全体統括 エ 担当区域の被災状況の把握
救 護 担 当	ア 救護所の開設及び運営
医 薬 品 担 当	ア 医薬品の確保、救護所・救護担当への配送 イ 医療機関等の医薬品等にかかる情報収集
保 健 担 当	ア 保健担当の編成及び運営 イ 避難所・仮設住宅及び地域での健康保持活動・精神保健活動等 ウ 救護所の活動支援

(3) 医療対策本部（医療衛生班（保健福祉局医療衛生部））の設置場所

医療対策本部（医療衛生班（保健福祉局医療衛生部））は、市役所本庁舎若しくは総合保健医療セン

ターに設置する。

なお、市役所本庁舎若しくは総合保健医療センターに医療対策本部を設置することが不可能な場合は、保健福祉部長（保健福祉局長）が指定する場所に設置する。

2 医療救護班の編成

本部長（市長）は、必要に応じて救護班に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

（1）市の機関による医療救護班

保健福祉部長（保健福祉局長）は、市・区災害対策本部が設置された場合、本部長（市長）又は区本部長（区長）との密接な連絡により、医療・助産の救急救護を必要とすると判断した場合、市の機関による医療救護班の編成・出動を命ずる。

（2）医師会・歯科医師会等による医療救護班

保健福祉部長（保健福祉局長）は、状況に応じ必要と認めた場合、市医師会・歯科医師会等に対し、医療救護班の編成・出動を要請する。

なお、市医師会長は、自ら必要と認めた場合は、対策本部の設置、収容医療機関の受入れ体制の確立及び医療救護班の編成・出動を行い、傷病者の医療救護活動にあたる。この場合、市医師会長は、直ちに本部長（市長）又は区本部長（区長）に通報するとともに、看護要員、事務・連絡要員等の派遣を要請するものとする。

医療救護班の編成については、医師会等が別に定めるところに基づき災害の状況に応じて行う。

（3）県により編成される医療救護班

市に災害救助法が適用されたときは、県地域防災計画に基づき、知事は、次のとおり医療救護班を編成し、本部長（市長）からの要請に応じて、若しくは医療・助産活動が必要と認めた場合に派遣することになっている。

なお、県救護班等の業務内容は以下のとおりとなっている

- （ア）傷病者に対する応急措置
- （イ）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- （ウ）軽症患者等に対する医療
- （エ）避難所等での医療
- （オ）助産救護

県医療救護班の編成（1班あたり）			合 計
医 師	看 護 師	事 務 員（運転者含む）	
2 名	2 名	2 名	6 名

（4）班編成の目安

救護班は、定点救護班（被災者を大量に収容した避難所において活動する班）及び巡回救護班（被災者を小規模に収容した避難所を巡回して活動する班）の2種類に区分される。

救護班の確保にあたっては、上記の救護班のほか市外からの災害協定に基づく救護班・医療ボラ

ンティア等の協力を得て対応する。

名 称	配 置 先	配置医療スタッフ等	計
医療救護班	定点救護班	医師1 看護師2 薬剤師1 その他2	6
	巡回救護班	医師1 看護師1 薬剤師1 保健師1 その他1	5
歯科救護班	定点救護班	歯科医師1 歯科技工士1 歯科衛生士1 看護師1 その他1	5
	巡回救護班	歯科医師1 歯科衛生士1 その他1	3

※「大規模災害時医療救護の活動フロー」参照（共通編 共-93）

3 救護所の設置

（1）設置場所

区本部長（区長）は、本部長（市長）又は医療衛生班長（保健福祉局医療衛生部長）と協議し、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり消防部（消防局）、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、警察署等の協力を得て、救護所を設置する。

救護所は、次のうちから、被災者にとって、最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。

ア 総合保健医療センター（市拠点救護所）

イ 保健福祉センター（区拠点救護所）

ウ 避難所

エ 避難場所

オ 災害現場

カ その他本部長（市長）又は区本部長（区長）が必要と認めた場所

（2）救護所の開設及び運営

救護所の設置及び運営実務は、各区の保健医療班が行う。また、救護所の設置にあたっては、被災の状況及び医薬品等の備蓄・配送等を勘案する。

なお、総合保健医療センターへの救護所の設置及び運営実務については、医療衛生班（保健所）が行う。

4 医療救護班の活動内容

（1）活動のあらまし

医療救護班の活動内容は、以下のとおりとする。

－ 医療救護班の活動のあらまし －

ア 傷病者に対する応急処置及び区分の判別（※）

イ 病院等への移送順位の決定

ウ 軽傷患者等に対する医療

エ 避難所等での医療

オ 助産救護

カ 死亡の確認

※傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、収容医療機関への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（トリアージタグ）を傷病者に装着する。

※ ト リ ア ー ジ タ ッ グ

(表面)

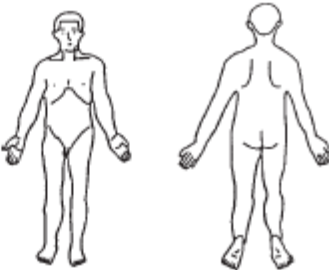
(災害現場用)

千葉県

No.	氏 名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 0	
トリアージ実施機関		医 師 救急救命士 そ の 他	
症状・傷病名			
特記事項			

(裏面)

特記事項



0

0

(2) 活動の実施期間

医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長（市長）が定めるが、おおむね災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法に基づき実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。なお、一般基準における救助期間は、医療救護が災害発生の日から 14 日以内、助産活動が災害発生の日から 7 日以内である。

(3) 助産について

ア 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした人とする。なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

イ 助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(4) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は、内閣総理大臣が承認する基準額の範囲において、国庫負担金を請求することができる。

※医療救護活動に関する様式（資料 8-4）

5 こころのケア対策

(1) 被災による避難所生活等は、様々な心身の疲労やストレスの蓄積・不眠等を訴える人が多くなると予想される。

これらの健康問題に対処するため、被災者及び救援従事者のメンタルヘルス支援体制の整備が必要である。

(2) 保健福祉部長（保健福祉局長）が認めた場合、医師会等の協力を得て精神科救護班を編成するとともに、電話相談・巡回相談・訪問活動を行い、初動期から長期的なこころのケア対策を行う。

精神科救護班編成の目安

名 称	配 置 医 療 ス タ ッ フ 等			
精 神 科 救 護 班	精神科医師 1	精神保健福祉相談員 1	看護師 1	その他 1

(3) 保健福祉部長（保健福祉局長）及び子ども未来部長（子ども未来局長）は、災害時における児童の精神的な安定を図るため、保健所、保健福祉センター、市立病院、養護教育センター、専門ボランティア等と連携し、こころのケアを実施する。

第2 傷病者の搬送体制

【保健福祉局、消防局、病院局、各区（保健福祉センター）】

1 搬送体制

原則として、被災現場から救護所までは、警察署、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て消防部（消防局）が実施する。

また、避難所又は救護所から医療機関への搬送については、消防部（救急隊）、各区避難所班及び医療衛生班（保健福祉局医療衛生部）が、県その他関係機関の協力を得て行う。

2 医療機関への搬送の方法

市は、病院へ収容する必要がある傷病者の医療機関への搬送を次のとおり行う。

- (1) 各救護所の職員又は各区避難所班が消防部（消防局）に配車・搬送を要請する。
- (2) 市有車又は各救護所及び避難所職員又は避難者が使用している自動車により搬送する。
- (3) 消防局職員、その他市職員が避難者等の協力を得て担架で搬送する。

※以下本節第3「受入れ医療機関」へ

第3 受入れ医療機関

【保健福祉局、消防局、病院局、各区（保健福祉センター）、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部等】

1 医療機関の受入れ体制の確立

医療衛生班長（保健福祉局医療衛生部長）は、市医師会に所属する一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される傷病者の受入れ医療機関として確保するとともに、医師・看護師等からなる病院医療救護班の編成、収容スペースの確保等の受入れ体制の確立を要請する。

2 受入れ可否施設の把握

医療衛生班長（保健福祉局医療衛生部長）は、消防部警防班長（消防局警防部長）と協力して、医療機関の受入れ状況を常に把握し、区保健医療班（救護所、医療救護班を含む）及び関係部所に必要な情報を伝達するとともに、可能な限り、広範囲の医療機関に傷病者が振り分けて受入れられるよう指示するものとする。

3 後方医療施設への要請

多数の重傷者が発生した場合、また、県との協定等に基づき出動した医療チームの責任者から、後方医療施設に収容する必要がある者の搬送の要請があった場合、医療衛生班長（保健福祉局医療衛生部長）は、後方支援病院へ受入れを要請する。また、さらに重篤傷病者については、県を通して災害拠点病院への受入れを要請する。

後方支援病院
国 立 病 院 機 構 千 葉 東 病 院 国 立 病 院 機 構 下 総 精 神 医 療 セ ン タ ー 千 葉 県 が ん セ ン タ ー 千 葉 県 精 神 科 医 療 セ ン タ ー 千 葉 県 こ ど も 病 院

災害拠点病院（地域災害医療センター）	隣接ヘリポート離着陸場
国 立 病 院 機 構 千 葉 医 療 セ ン タ ー 千 葉 大 学 医 学 部 附 属 病 院 千 葉 県 総 合 救 急 災 害 医 療 セ ン タ ー 千 葉 市 立 青 葉 病 院 千 葉 市 立 海 浜 病 院	千 葉 市 立 椿 森 中 学 校 千 葉 大 学 医 学 部 附 属 病 院 専 用 臨 時 ヘ リ ポ ー ト 千 葉 県 総 合 救 急 災 害 医 療 セ ン タ ー 専 用 ヘ リ ポ ー ト 千 葉 市 青 葉 看 護 専 門 学 校 印 旛 沼 下 水 道 事 務 所

第4 医薬品・資器材の確保

【保健福祉局、保健福祉センター、日本赤十字社千葉県支部、千葉県赤十字血液センター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、薬業界等関係業者】

医薬品等の整備確保に努め、医薬品等の備蓄拡充や品目の見直し及び流通医薬品の確保体制の整備を検討する。

1 各医療救護班の対応

医療救護及び助産活動に必要な医療資器材等の使用・調達確保については、原則として、次のとおり行う。

- (1) 市医療救護班及び市以外の医療救護班の要員として派遣される医療衛生班（保健福祉局医療衛生部）職員は、各保管場所において、市の現有医療資器材及び医薬品を確保し、救護所に携行する。
- (2) 市の要請により、出動した市医師会等医療救護班が使用する医薬品、医療用資器材については、原則として市の用意した資器材をもって対応するが、必要により自己が携行した医薬品等を使用した場合の使用消耗資材の費用については、市に請求する。
- (3) 県により編成される医療救護班は、原則として、自己が携行した医薬品、医療用資器材を使用する。

2 医薬品・資器材等の保管場所

市の備蓄する医薬品等の保管については、総合保健医療センター・両市立病院他とし、順次整備を図っていく。

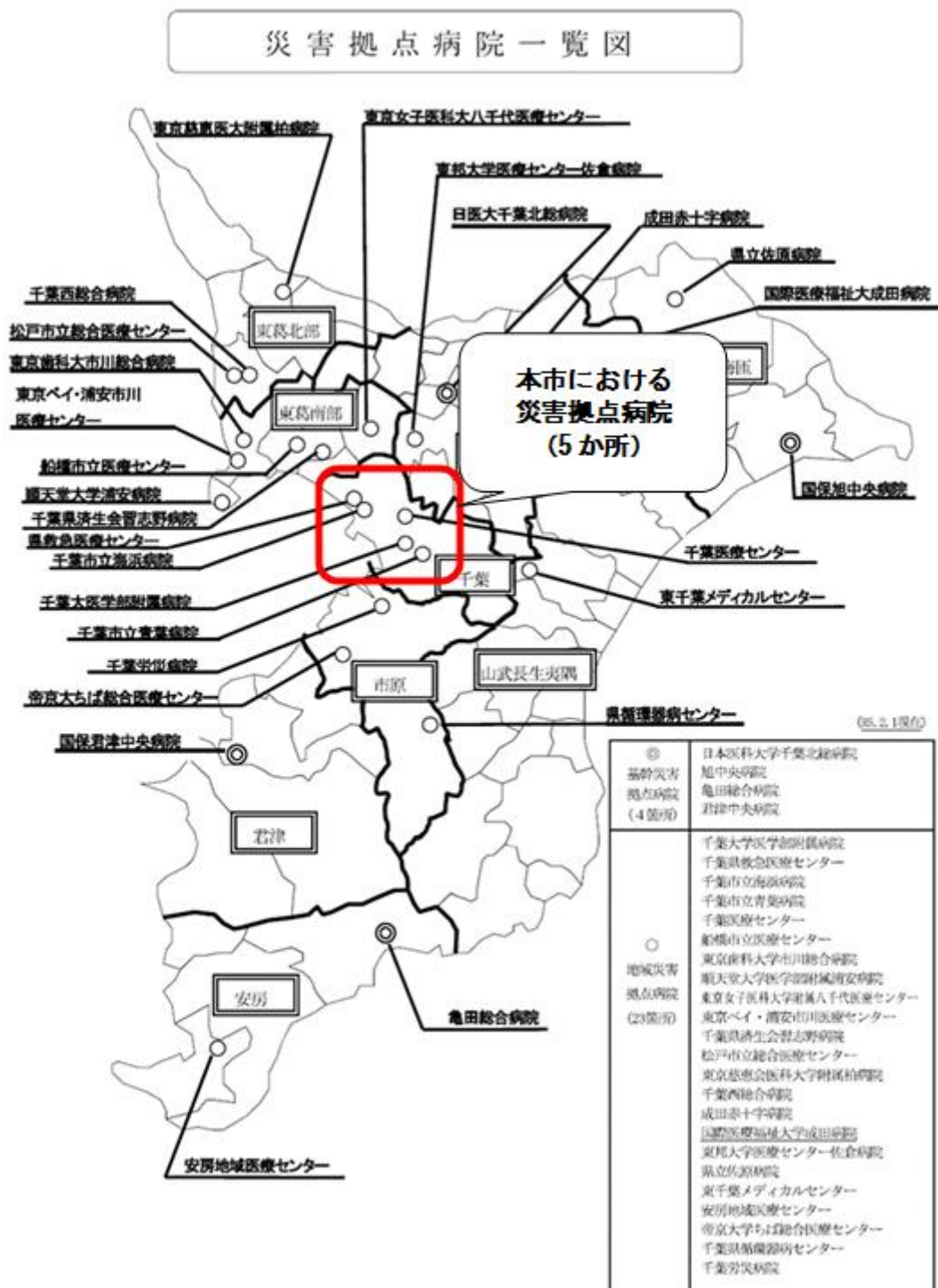
3 不足のときの調達方法

医療衛生班長（保健福祉局医療衛生部長）は、医療器具及び医療品等が不足したときは、必要に応じて市薬剤師会、その他医薬品・医療用資器材取扱い業者、県（健康福祉部）、日本赤十字社千葉県支部及び各医療機関等に協力を要請して、補給する。

なお、輸血用血液が必要な場合は、千葉県赤十字血液センターに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。

また、災害対策本部及び区本部に対して、市民への献血の呼びかけを要請する。

千葉市内の災害拠点病院の図



(出典：千葉県地域防災計画)

第11節 緊急輸送体制**第1 緊急輸送手段の確保**

【財政局、各局区、千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、県トラック協会、県石油商業組合、鉄道会社、バス会社、その他交通輸送業者、（一社）千葉市建設業協会】

1 車両等の調達**(1) 市保有車両の把握**

財政部長（財政局長）は、災害発生後、必要と認めた場合は、輸送活動に使用可能な市保有車両の状況について把握し、本部長（市長）に報告する。

(2) 借り上げの準備

市保有車両では対応が困難な場合や特殊車両については、市内の輸送業者等からの借り上げにより迅速な対応を図る。

財政部長（財政局長）は、災害財政の状況により必要と認める場合は、あらかじめ以下のとおり、輸送業者等からの借り上げの準備を行う。

また、輸送業者も被災しているおそれもあるので複数以上の輸送業者と借り上げの準備を行っておく。

ア 借り上げ可能な輸送業者等

借り上げ可能な輸送業者等については、あらかじめ協定等によりおおよその調達可能台数を把握しておくものとする。

イ 車両の待機

市内の各輸送業者等は、市からの要請があった場合は、供給可能台数を各事業所に待機させる。

ウ 借り上げ料金

借り上げに要する費用は、市が千葉県トラック協会等の当該業者等と通常行うところにより協議して定める。

(3) 燃料の調達

財政部長（財政局長）は、各部各班（各局各部）及び区本部の専用管理車両、資産経営班（財政局資産経営部）管理の市保有車両及び借り上げ車両また啓開作業にあたる重機のすべてに必要な燃料の調達を行う。

通常の手段による調達が困難となった場合は、千葉県石油商業組合千葉支部と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。なお、調達された燃料は借り上げて公務を行う民間車両にも供給するものとする。

※市保有車両一覧（資料 3-12）

2 配車計画**(1) 輸送対象の優先順位**

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用にあたっての基本的な優先順位は、おおむね以下の順とする。

－ 輸送対象の優先順位 －

- ア 罹災者の避難のための対策要員及び罹災者の輸送
- イ 医療・助産における対策要員、資機材及び罹災者の輸送
- ウ 罹災者救出のための対策要員、資機材及び罹災者の輸送
- エ 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- オ 飲料水の供給のための輸送
- カ 救助物資の輸送
- キ 緊急輸送車両、応急対策車両の燃料
- ク 死体の捜索及び処理のための輸送
- ケ 埋葬のための輸送
- コ その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

(2) 配車手続等

- ア 財政部長（財政局長）は、本部長（市長）の指示に基づき、各部及び区本部で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。
- イ 財政部長（財政局長）は、災害の状況に応じて必要とする車両を各部、区本部及び市内の輸送関係業者等に対し、車両の待機を要請する。
- ウ 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部及び区本部の要員をもってあてらる。
- エ 防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

3 緊急通行車両の確認

(1) 概要

- ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。
- イ 上記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。
- ウ 上記イにより交付を受けた標章は、当該車両の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策を実施するために使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

－ 緊急通行車両の範囲 －

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの
- イ 消防、水防その他応急措置に関するもの
- ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
 カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
 キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
 ク 緊急輸送の確保に関するもの
 ケ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関するもの
 ※県地域防災計画「緊急通行車両等及び規制除外車両の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱」による。

4 車両以外の輸送手段

道路・橋梁等の損壊等により車両によることができない場合若しくは著しく緊急性を要する場合等には、資産経営班長（財政局資産経営部長）は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、以下のとおり車両以外の輸送手段を確保し行う。

なお、各機関への要請については、本章第4節「広域連携体制」に定めるところにより行う。

- （1）航空機（ヘリコプター等）による輸送
- （2）鉄道（ＪＲ東日本(株)千葉支社・京成電鉄(株)・千葉都市モノレール(株)）による輸送
- （3）船舶等による輸送

第2 集積場所

【財政局、市民局、千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、千葉県トラック協会、千葉県倉庫協会、千葉県石油商業組合、鉄道会社、バス会社、その他交通輸送業者、（一社）千葉市建設業協会】

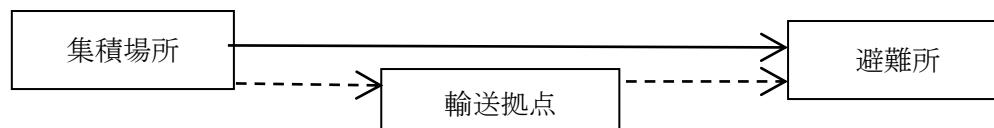
1 集積場所

災害時において、調達した物資等や他縣市町村からの救援物資を受入れ・保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うための集積場所を、蘇我スポーツ公園とする。



※蘇我スポーツ公園が使用できない場合は、千葉県総合スポーツセンター等を使用する。

※物資を迅速に被災者に供給するため、原則として、集積場所から避難所に直接輸送する。ただし、物資の受入れ、一時保管及び市内各区各地域への配布を効率的に行うことができると判断した場合には、輸送拠点を経由する。



各区の輸送拠点

区 名	施 設 の 名 称	所 在 地
中 央 区	市役所（裏）駐車場	中央区千葉港
花 見 川 区	東京大学検見川総合運動場	花見川区朝日ヶ丘町
稲 毛 区	千葉県総合スポーツセンター	稲毛区天台町
若 葉 区	若葉区役所駐車場	若葉区桜木北2丁目
緑 区	緑区役所内敷地	緑区おゆみ野3丁目
美 浜 区	真砂中央公園	美浜区真砂5丁目

2 港湾施設の確保

（1）集積ヤードの確保

荷役施設の被災状況を調査し、本部長（市長）に報告するとともに、照明並びに荷役クレーンを港湾荷役関係者等の協力を得て、作業可能な状態に復旧し集積ヤードを確保する。

（2）接岸施設の応急復旧措置【都市局、千葉運輸支局、千葉海上保安部、県千葉港湾事務所、千葉港運協会】

都市部長（都市局長）は、海上輸送の拠点となる接岸施設の被災状況を調査し、岸壁等に亀裂・陥没等の被害が生じている場合は、本部長（市長）に報告するとともに、県千葉港湾事務所など関係機関に対して、応急復旧措置を実施するよう要請する。

また、同時に港湾内岸壁付近に破損物が沈んでいないか調査の要請をする。

（3）船舶に関する措置【都市局、千葉運輸支局、千葉海上保安部、県千葉港湾事務所、千葉港運協会】

千葉港長及び千葉海上保安部に対し、以下のとおり海上交通規制の協力を要請する。

ア 接岸スペースを確保するため、岸壁管理者に対し、埠頭に停泊中の船舶の移動を要請する。

イ 救援物資輸送等にあたる船舶の活動が速やかに実施できるよう、海上保安部に対し、海上交通規制の要否について協議する。

（4）湾内がれきの除去、処理

湾内がれきが発生し、県から処理・処分について協力要請があった場合は、他の関係機関と連携して、対応を検討していく。

（5）その他

ア 救援物資受入れ施設の確保等については、港湾荷役企業等の関係業者に協力を要請する。

イ 埠頭構内の荷役作業等に必要の人員・機材の確保については、千葉港運協会に協力を要請する。

ウ 救援物資受入れ施設確保に伴う海上の状況調査並びに情報収集連絡のため関係機関の協力を得て、通信体制を確立し迅速な情報の収集伝達を行う。

3 臨時ヘリポートの開設

【財政局、成田国際空港㈱、県危機管理政策課、警察署、予定施設管理者、(一社)千葉市建設業協会】

(1) 開設の決定

臨時ヘリポートの開設の決定は、県からの指示又は本部長（市長）の指示によるものとする。

資産経営班長（財政局資産経営部長）は、本部長（市長）の指示又は区本部長（区長）の要請があった場合は、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握しておくものとする。

(2) 開設の方法

臨時ヘリポートの開設の方法は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援に係る事前計画」に準ずる。

※ヘリポート設置予定地（資料 3-4）

4 物資供給に係る役割分担

物資供給に係る関係部の主な役割分担は、次のとおりとする。

部	役割分担
財政部	・輸送拠点の管理及び運営に関すること ・緊急輸送の実施に関すること
市民部	・義援金、救援物資等に関すること ・集積場所の管理及び運営に関すること
経済農政部	・緊急生活必需品物資及び食料品等の調達に関すること
区本部	・食料、救援物資等の受入れ及び配布に関すること ・救援物資の輸送に関すること

5 集積場所の運営【市民局】

市民部長（市民局長）は、物流に関する協定締結団体・企業等と連携して集積場所の運営を行うとともに、必要に応じて、物流に関する協定締結団体・企業等に対して、物流専門家等の派遣や荷役資機材の提供を要請するほか、市施設の集積場所が不足する場合は、民間物流倉庫の使用について依頼する。

また、市災害ボランティアセンター等を通じ一般ボランティアの派遣要請を行う。

6 物資輸送の要請

財政部長（財政局長）は、経済農政部長（経済農政局長）の依頼に基づき、輸送ルートや輸送する物資の種類及び量を決定し、物流に関する協定締結団体・企業等に、輸送を依頼する。

第3 緊急輸送道路の確保

【建設局、千葉国道事務所、千葉運輸支局、自衛隊、県千葉港湾事務所、警察署、(一社)千葉市建設業協会、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所】

1 道路の確保順位

建設部長（建設局長）は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた道路を千葉市道路啓開計画に基づき次により確保する。

- （1）本部長（市長）の指示又は区本部長（区長）の要請に基づき、（一社）千葉市建設業協会の協力を得て、重要な路線から順次確保する。
- （2）地域によっては指定の路線を確保することが困難な場合若しくは応急対策上重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保する。
- （3）国・県管理の路線について、市が災害対策実施上の必要から啓開作業をする場合は、各管理者に対してその旨を通知する。

※緊急輸送道路一覧表（資料 9-3）

2 道路確保作業の内容

建設部長（建設局長）は、道路が破損した場合は、必要な交通の確保のために道路復旧について関係機関と情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合うよう努めるものとする。

（1）建設局

建設部長（建設局長）は、本部長（市長）の指示又は区本部長（区長）の要請があった場合若しくは大規模な災害が発生した場合は、次のとおり、緊急輸送道路の確保のための作業を実施する。

ア 緊急輸送道路の被害状況を確認し、本部長（市長）及び区本部長（区長）に報告する。

イ 本部長（市長）又は区本部長（区長）から指示又は要請された応急復旧工事必要区間について、片側2車線以上の場合は、上下各1車線、計2車線の啓開を基本とし、2車線道路の場合は1車線分の啓開を基本として通行確保を図る。

なお、被害の状況により応急修理ができないと判断される場合は、所轄警察署長と協議のうえ、通行止め・う回規制等の必要な措置をとる。なお、やむを得ない事情により独自の判断で交通規制を行った場合は、速やかに所轄警察署長に通知する。

ウ 人員、車両、資機材等に不足があるときは、他部又は本章第4節「広域連携体制」の定めに基づく応援を本部長（市長）に要請する。

エ 緊急輸送道路の確保作業が完了した場合及び交通規制を行った場合は、速やかに本部長（市長）及び区本部長（区長）にその旨を報告する。

（2）千葉国道事務所・県千葉港湾事務所

道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施する。

また、応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるようになることを目途とする。なお、国道における道路啓開は、上下各1車線用として計2車線の啓開を基本に実施する。

（3）東日本高速道路㈱

災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。この場合において通行止めを実施しているときは、少なくとも上下車線が分離されている道路にあっては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあっては1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

本部長（市長）は、救助活動等のための道路については、特に重点的に要請するものとする。

※障害物除去用車両の現況（資料 3-13）

3 警察署の任務

各警察署は、交通確保の観点から交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力するものとする。

第4 緊急輸送の実施

【財政局、千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、県トラック協会、県石油商業組合、鉄道会社、バス会社、その他交通輸送業者、（一社）千葉市建設業協会】

1 輸送の実施

資産経営班長（財政局資産経営部長）は、災害時における災害応急対策の実施にあたり、必要な人員及び応急対策用資機材、救援用物資等を輸送するため、市保有の車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送を実施する。

なお、人員に不足のある場合は、本部長（市長）に応援職員の動員を要請する。

2 輸送の対象

輸送の対象としては次の事項が掲げられるが、輸送手段として乗用車、バス、トラック、船舶、航空機及び鉄道を実情に合わせて効率的に使用する。

- （1）罹災者の避難のための輸送
- （2）傷病人の収容のための輸送
- （3）医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資の輸送
- （4）消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送
- （5）救援用資機材及び災害応急対策要員のための輸送
- （6）飲料水の供給のための輸送
- （7）食料の供給のための輸送
- （8）緊急輸送車両、応急対策車両用の燃料
- （9）死体の搬送
- （10）生活必需品の供給のための輸送
- （11）復旧用資機材及び災害復旧対策要員のための輸送

3 交通情報の収集及び提供

緊急輸送実施に当たり、可能な限り道路交通情報を収集し、緊急輸送車両に提供する。

交通状況の収集は、県警察本部と密に連携すること。

交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

第12節 ライフライン施設の応急対策

災害により被害を受けた、ライフライン施設の応急復旧を迅速に行うことにより、市民の安定した生活の確保を図る。

第1 上水道施設**【水道局、県企業局・水道局及び四街道市上下水道部が指定した給水装置工事事業者】**

災害時において、水道事業体は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行うものとする。

対策のあらまし	水道局は、災害発生時及び災害発生のおそれがある場合には、飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、水道局災害対策本部を設置する。 これにより、応急復旧対策及び応急給水対策の実施に必要な人員、車両並びに資機材の確保、情報の収集連絡体制等を確立し、被害の規模、態様に即した判断のもとに応急給水用水源の確保、断水区域を限定したうえでの応急復旧対策を実施する。 ※本部長（市長）又は区本部長（区長）は、市域又は区域に関し施設の被害状況を把握した場合は、速やかに必要な措置を講じるよう、所管の営業所若しくは水道事業者に要請する。 なお、県企業局及び四街道市上下水道部の行う応急復旧対策については、所定の計画に基づき行われる。

1 応急体制**（1）水道部（水道局）****ア 災害対策本部**

災害発生時あるいは発災のおそれがある場合には、水道局に災害対策本部を設置し、本部・区本部と密接な連絡を保ちながら、応急活動に対処する。

イ 情報連絡体制

発災時には、災害時優先電話や、地域防災無線を活用して、応急連絡体制の確立を図る。

ウ 動員体制

発生時における災害応急体制を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり動員・配備計画に基づき、動員・配備体制を確立する。

（ア）全職員は、周囲の状況から判断し水道施設に多大の被害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合は、自主的に水道局に参集する。

（イ）第1次及び第2次配備体制における職員は、あらかじめ水道部長（水道局長）が指定する職員をもって構成し、情報収集等を実施する。

エ 応援体制

水道局の職員で対応が困難な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づく県内水道事業体及び関連会社等に協力を要請し、発災時の応援確保に努める。

(2) 県企業局

被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、発災から最大4週間以内を目途に平常給水が行えるよう、応急復旧体制を確立する。

なお、県営水道のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て、復旧を行う。

2 応急復旧対策

(1) 基本方針

ア 応急復旧は、原則として各水道事業体の復旧担当職員の監督のもとで施工業者によって行う。

イ 断水区域の早期解消を図るため、取・浄・給水場の応急復旧、導・送・配水管等の管路の応急復旧及び給水装置の応急復旧は並行して行う。また、施設別の復旧順位は、次のとおりである。

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

ウ 把握した被害状況を基に、所要資機材、復旧工程等を策定した復旧計画を確立する。

エ 応急復旧作業は昼夜兼行で行う。

(2) 復旧活動のあらまし

ア 復旧計画に基づいて、復旧資材の手配等の出動準備を行う。

イ 施工業者に出動要請を行う。ただし、宅地内給水装置の応急復旧は、原則として給水装置の所有者等から修繕依頼があったものについて、指定工事店等の協力により行う。

ウ 応急復旧は、次により行うほか、別に定める復旧要領に基づいて行う。

(ア) 復旧体制を整備し、市民への広報、保安対策に万全を期する。

(イ) 応急復旧は本復旧を原則とし、これが困難なときは、仮配管等による仮復旧とする。

(ウ) 施工にあたっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を勘案し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

(エ) 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない漏水等の軽微な被害は二次的に扱う。

(オ) 応急復旧完了後、直ちに充水又は試運転を行い、洗浄及び消毒を行って速やかに通水する。

(3) 県企業局の応急復旧

県企業局の応急復旧は、以下の通り。

ア 被害発生 of 把握及び緊急措置

(ア) 災害の規模により、千葉県地域防災計画に合わせた応急体制を確立する。

(イ) 浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

なお、管路パトロールについては、災害時の応援協定を締結している千葉県水道管工事協同組合と協力して実施する。

イ 応急復旧

以下の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立案し実施する。

(ア) 被害状況に基づき、速やかに県企業局の復旧体制を確立するとともに、市民への広報、保安対

策に万全を期する。

- (イ) 復旧にあたっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。
- (ウ) 液状化等により漏水箇所の特定が困難な場合は、速やかに漏水調査機器等を使用し、漏水箇所を把握する。
- (エ) 応急復旧は、県企業局職員と千葉県水道管工事協同組合等による復旧作業班を編制し実施する。組合の施行業者に的確に復旧を指示するとともに、復旧資機材の迅速な手配を行う。
- (オ) 施行にあたっては、浄・給水場の配水池を起点として上流側から進める。なお、給水装置の応急復旧も並行して進め、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。
- (カ) 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。
- (キ) 復旧完了後、直ちに充水・洗浄を行い、水質確認のうえ速やかに通水する。

ウ 応急復旧資機材の確保

県企業局の保有資機材で対処することとするが、不足する場合は、災害時等の応援協定を締結している製造会社及び水道用資機材供給会社等から調達する。

復旧資機材の配管材料等は、県企業局幕張倉庫及び給水場等へ分散して備蓄する。

(4) 記録及び報告

応急復旧状況の写真撮影を行うとともに、別に定める復旧調書に復旧内容等の所要事項を記載して災害対策本部等に提出する。

3 災害時の広報

発災後の広域的な広報は、本部を通じ、報道関係機関の協力を得て実施する。

また、広報の時期については、発災直後及び応急対策の進捗状況に合わせてそのつど決定する。

市内の一部地域を対象とする広報は、県水道事業体広報班が拡声機付自動車による路上広報等を行うが、必要に応じて、本部長（市長）に区本部長（区長）対し防災行政無線その他による広報を要請し行う。

第2 公共下水道施設・農業集落排水施設

【建設局、千葉土木事務所、警察署、（一社）千葉市建設業協会、市指定排水設備工事業者、市下水道路維持協同組合】

対策のあらまし	施設管理者は、大規模な災害が発生したときは、速やかに管渠・処理場・ポンプ場等の下水道・農業集落排水施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障を把握し、二次災害のおそれがあるものについては応急措置を行う。施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、調査を行うとともに、応急復旧対応の内容を決定（専門技術を持つ人材の活用等）し、復旧工事を実施する。

1 管渠の応急措置

災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し被害状況を把握したのち、以

下の応急措置を行う。

- (1) 下水管渠の被害に対しては、とりあえず汚水、雨水の疎通に支障のないように移動式ポンプを配置し排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。
- (2) 幹線及び枝線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあるので原則として応急復旧を行い、本復旧の方針をたてる。
- (3) 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないようマンホール、雨水枳等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。
- (4) 工事施工中の箇所においては、受注者に対して、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて、現場要員、資器材の補給を行わせるものとする。

2 処理場・ポンプ場等の応急措置

- (1) 処理場・ポンプ場等が停電した場合は、直ちに自家発電装置に切り替え、処理・排除に万全を期する。
- (2) 下水道施設・農業集落排水施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所がある場合には応急修理を行い、処理・排除に万全を期する。

3 資器材、車両及び人員の確保

- (1) 職員の動員・配備は、第1節「応急活動体制」による。
- (2) 下水道施設・農業集落排水施設の応急復旧にあたっては、他の地方公共団体及び関係業者の協力を得て行う。
- (3) 応急復旧は、市が備蓄する資器材及び車両により行う。

災害の規模により多くの資器材若しくは車両を必要とする場合には、県や関係会社等からの調達協力を要請する。

4 災害時の広報

下水道施設・農業集落排水施設の被害状況及び復旧の状況等の市民への広報については、第3節「災害時の広報」を参照すること。

また、広報の時期については、災害発生直後及び応急復旧対策の進捗状況に合わせてそのつど決定する。

第3 電気施設

【東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社】

対策のあらまし	非常災害時においても原則として電力の供給は継続される。 災害により電気の供給が停止したり、又は停止するおそれのあるときは、千葉市を管轄する千葉総支社は非常災害対策支部を千葉総支社に設置し、応急対策及び復旧措置を講じる。

1 応急対策方法

(1) 目的

台風、雪害、洪水、地震、塩害その他非常災害に際し、各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図るものとする。

(2) 非常態勢の組織

千葉市を管轄する千葉総支社は非常災害対策支部を千葉総支社内に設置する。

(3) 組織の運営

ア 発令

支部長は、非常災害が予想される場合又は発生した場合は、情勢に応じ適用すべき態勢区分にしたがい、第1～3非常態勢を発令する。

イ 運営

非常態勢が発令された場合は、非常災害対策支部を設け、非常災害に対処する各業務を実施する。

ウ 縮小・解除

支部長は、受け持ち区域内の災害復旧が進行し全部門の対応は不要と判断した場合は、関係部門のみ対応とするなど、非常態勢を縮小する。

また、非常災害対策支部を設置しておく必要が無くなった場合は非常態勢を解除する。

(4) 情報連絡ルート

ア 給電所、テレビ、ラジオ等を通じて台風の接近、風速、降雨量その他の情報入手に努める等動静の把握に万全を期するとともに、これらを各組織相互で緊密に連絡する。

イ 災害発生前の情報交換、その他連絡を兼ねて、一定時間ごとに関係各所との電話連絡を行い、疎通を確認しておく。なお、電話の使用順位については、「通信設備及び電子施設保守運用規則」による。

ウ 情報の収集や他機関との連携強化のため、市が災害対策本部を設置し、かつ、関係施設に被害が発生し又は発生が予測されるときは、連絡調整員を派遣することを検討する。

エ 当社の保安電話回線が通話不能となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用し、さらにNTT電話、警察電話などの利用を図る方法を事前に確立しておく。

(5) 非常対策前の対策

非常災害の発生するおそれのある場合は、非常態勢の発令以前においては職制を通じ、発令以後は組織を通じて各設備に有効適切な予防対策を講じ、万全を期するものとする。

(6) 非常災害発生時の対策

非常災害の発生した場合は、有効適切な処置を講じ万全を期するものとする。

(7) 被害復旧対策

ア 復旧計画

非常災害対策支部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し、次の事項につき復旧計画を立てる。

(ア) 復旧応援隊の必要の有無

(イ) 復旧作業隊の配置状況

(ウ) 復旧資機材の調達

(エ) 電力系統の復旧方法の検討

- (オ) 復旧作業の日程
- (カ) 仮復旧の完了見込み
- (キ) 宿泊施設、食料、衛生対策等の手配
- (ク) その他必要対策

イ 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として下記によるものとするが、災害状況及び各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものより行う。

(ア) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 一部回線送電不能の重要線路
- d 一部回線送電不能のその他の線路

(イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都心部に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

(ウ) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御・保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

(エ) 配電設備

- a この場合は、水道、新聞、放送、ガス、電鉄、排水設備、県地域振興事務所、官公署、警察消防、N T T、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。
- b 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。
- c 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮施設を行う。

(8) 復旧応援隊の組織及び運営

被害が多大で、非常災害対策支部のみの工事力では早期復旧が困難な場合には、復旧隊を組織し、復旧作業にあたる。

(9) 復旧用資機材等の調達及び輸送

ア 非常災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を再調査し、調達を必要とする資機材は、可及的速やかに本部に要請し、復旧体制を整える。

イ 連絡不能等で、かつ早期復旧を要するためやむを得ず資機材を現地調達した場合は、事後速やかに所定の手続きを行う。

ウ 非常災害対策支部は、復旧用資機材の陸上輸送が不可能な場合は、船舶及び航空機等による輸送を行う。

(10) 災害速報

災害及び復旧状況の連絡は、情報班が迅速に行い、概況の把握に努める。

2 復旧作業上の留意事項

- (1) 復旧作業には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して東京電力復旧作業隊であることを明示する。
- (2) 河川、海岸及び急傾斜地に近接している箇所で復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。
- (3) 幹線道路は、復旧資機材、救援物資等の輸送及び消防活動の確保を図るため、道路上の倒壊、折損電柱等は早期に取り除く。

3 非常災害前の対策

(1) 情報連絡

- ア 給電所、テレビ、ラジオ等を通じて台風の接近、風速、降雨量その他の情報入手に努め、「天気図」を作成する等動静の把握に万全を期するとともに、これらを各組織相互で緊密に連絡する。
- イ 災害発生前の情報交換、その他連絡を兼ねて、一定時間ごとに関係各所との電話連絡を行い、疎通を確認しておく。
- ウ 保安電話回線が通話不能となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用し、さらにNTT電話などの利用を図る方法を事前に確立しておく。

(2) 各設備の予防強化

ア 業務設備

建築・総務担当グループが下記事項についてあらかじめ措置を講じておく。

(ア) 防火、防水、救命用器などの点検整備

(イ) 非常持出物品の搬出準備

(ウ) 防火扉の開閉点検

(エ) 建物補強

(オ) 排水設備の点検整備

イ その他の設備（配電、給電、変電、送電、電子通信設備等）

業務設備以外の応急防災対策については、前項に準じることとするが、特に下記事項について措置を講じておく。

(ア) 洪水、高潮等の被害を受けるおそれのある諸施設については、災害予防について応急対策を強化する。

(イ) その他設備ごとに状況に応じて対策を立て強化を図る。

(ウ) 上記の対策を実施する場合は、請負会社を特命して応急工事を実施することができる。

ウ 要員の動員、連絡の徹底

(ア) 千葉総支社は、非常災害対策構成表による個人別担当業務表を作成標示し、変更の都度、訂正するとともに、いつでも出動できる体制を確立しておく。

(イ) 千葉総支社は、社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立しておく。

(ウ) 各構成員は、常に気象情報その他の情報に留意し、非常態勢が発令された場合は速やかに担当

業務を実施する。

(エ) 所定勤務時間外における構成員の連絡方法については、あらかじめ定めておく。また構成員が交通途絶により動員に応じられないときは、その旨を速やかに連絡し指示を受けるか、あるいは最寄りの事業所に出動し、その長の指揮下に入る。

(オ) 他事業所又は社外者に応援を求める場合、あるいは他事業所から応援を要請される場合に備え、応援隊動員などの諸計画を作成しておくとともに、動員対象者が円滑に各種態勢に入り得るよう受入態勢に配慮する。

エ 工具、機動力、資機材等の整備確認

あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

オ 公衆感電障害事故防止

新聞、有線放送、テレビ、ラジオ、PR車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。

(ア) 無断昇柱、無断工事を禁止すること

(イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること

(ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと

(エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器等は、危険なため使用しないこと

また、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること

(オ) 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること

(カ) その他事故防止のための留意すべき事項

4 災害発生時の対策

(1) 各設備の運転保守について

ア 災害発生時といえども需要家サービス並びに治安維持のため、原則として送電を継続する。

イ 浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は運転不能の予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待避する。なお、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

(2) 被害状況の収集、周知

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。

ア 被害状況の収集

(ア) 非常災害対策支部は、災害発生後速やかに各設備の巡視を行い、被害状況の把握に努める。

(イ) 被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設のみ巡視して適宜な方法により被害状況の把握に努める。

(ウ) 必要に応じて、市災害対策本部事務局等に連絡調整員の派遣を行う。

イ 被害状況の周知

(ア) 非常災害対策支部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、広報車等を利用し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。

第4 ガス施設等

【東京ガス(株)千葉支社・東京ガスネットワーク(株)、大多喜ガス(株)千葉事業所、県LPガス協会】

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、以下の防災対策を実施する。

対策の あ ら ま し	非常災害が発生した場合、都市ガス事業者は、災害の種類、規模等に応じて非常災害組織を本社及び千葉市を所管する出先機関内に編成し対応する。 また、LPガス販売業者については、千葉支部に災害対策本部を設置し、対策を講じる。 これにより、二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制が確立される。 なお、市（消防局）は、都市ガス・LPガスの火災、爆発、漏えい等の事故の発生に際しては、都市ガス事業者・LPガス販売事業者等と協力して、これを早期に鎮圧し被害を最小限にとどめる。

1 都市ガス施設

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

(1) 非常災害体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合は、災害に対する迅速かつ適切な措置を図るため、社内規程に基づき非常災害体制を確立する。

非常災害体制は、災害の種類、規模等に応じて第一次から第二次までの体制を速やかにとるものとし、災害の未然防止及び拡大防止を図る。

(2) 応急対策

ア 通報・連絡

(ア) 風水害等の警報発令は、気象協会より入手し、あらかじめ定めた方法で各事業所へ一斉通報を行う。

(イ) 災害に際しては、本社、各事業所とも有線、無線等の通信設備により、情報の収集、連絡を行う。

イ 対策要員の確保

各行政、消防、警察等の防災機関との連絡は、あらかじめ定められた方法で行い、必要に応じて連絡員の派遣を行う。

ウ 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講じる。

エ 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次

災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

(3) 災害時の広報

災害発生時には、その直後、ガスの被害状況、ガス供給停止状況、復旧作業の見通しなど、必要に応じて広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、千葉市、千葉県等の関係機関と必要に応じて連携を図る。

(4) 応急復旧対策

ア 復旧計画の策定

被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

イ 復旧作業の実施

(ア) 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

(イ) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期して行う。

2 LPガス施設

LPガス販売事業者は、災害の種類、規模等に応じて被災設備の緊急措置並びに安全を確認後、直ちに状況をLPガス災害対策本部(千葉支部)に報告するとともに、本部防災組織の編成に入り、二次災害の防止並びに応急措置を迅速かつ的確に講じうる体制を確立する。

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合、その状況により千葉支部に災害対策本部、各分会に連絡所を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、協会本部、縣市及び各防災機関と緊密な連絡を図り、必要に応じて連絡調整員の派遣を行う。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い本部及び分会連絡所による情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 災害時の応急措置

ア 供給設備の点検

災害の発生とともに、次のとおり供給設備の点検を行う。

(ア) LPガス容器バルブの閉止確認及び転倒容器の修復

(イ) LPガス容器及び供給設備の損傷点検並びに漏えい検査

イ 消費設備の調査

(ア) 消費設備(配管、燃焼器具等)の損傷点検並びに漏えい検査

(イ) 末端閉止弁、器具栓の閉止

- ウ 二次災害の防止
 - (ア) 危険箇所（倒壊家屋、焼失家屋等）からの容器の撤収
 - (イ) 放置容器等の回収
- (3) 応急復旧対策
 - ア 災害対策本部の指示に基づき、各分会（各班）は、有機的な連携を保ちつつLPガス供給、消費設備の応急復旧にあたる。
 - イ LPガス消費設備の安全総点検の実施及び早期安全供給の実施。
 - ウ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

第5 電話施設

【NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】

対策のあらまし	非常災害時における通信の途絶を防止するための各種通信施設の確保、復旧等に関する応急対策については、災害対策本部や現地災害対策本部を設置し、対応する。 これにより、災害時においても通信機能を十分に発揮し得るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制が確立される。

1 NTT東日本(株)

- (1) 災害時の活動体制
 - ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県、市及び各防災機関と緊密な連絡を図り、必要に応じて連絡調整員の派遣を行う。
 - イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。
- (2) 発災時の応急措置
 - ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

 - (ア) 電源の確保
 - (イ) 災害対策用無線機装置類の発動準備
 - (ウ) 非常用電話局装置等の発動準備
 - (エ) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
 - (オ) 局舎建築物の防災設備の点検
 - (カ) 工事用車両、工具等の点検
 - (キ) 保有資材、物資の点検
 - (ク) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

(ア) 通信の利用制限

(イ) 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保

(ウ) 無線設備の使用

(エ) 特設公衆電話の設置

(オ) 非常用可搬型電話局装置の設置

(カ) 臨時電報、電話受付所の開設

(キ) 回線の応急復旧

(ク) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の運用

ウ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容

(イ) 災害復旧措置と復旧見込時期

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(エ) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の提供開始

(3) 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

2 (株)NTTドコモ

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県、市等の防災機関と緊密な連絡を図り、必要に応じて連絡調整員の派遣を行う。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

(ア) 可搬型無線基地局装置の発動準備

(イ) 移動電源車等の発動準備

- (ウ) 局舎建築物の防災設備等の点検
- (エ) 工事用車両、工具等の点検
- (オ) 保有資材、物資の点検
- (カ) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害により通信設備に被害が生じた場合、または異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- (ウ) 可搬型無線基地局装置の設置
- (エ) 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- (オ) 回線の応急復旧

ウ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に通知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
 - (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
 - (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
 - (エ) 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始
- (3) 応急復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- イ 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

3 KDDI(株)

KDDI(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。この場合、県、市等の防災機関と緊密な連絡を図り、必要に応じて連絡調整員の派遣を行う。

災害の発生時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、市民を対象に「災害伝言板サービス」等による安否情報の伝達に協力する。

4 ソフトバンク(株)

ソフトバンク(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対

策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。この場合、県、市等の防災機関と緊密な連絡を図り、必要に応じて連絡調整員の派遣を行う。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要となる緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い通信を確保するとともに、市民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

5 楽天モバイル(株)

楽天モバイル(株)では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。

また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める

第6 鉄道施設等

【JR東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)】

対策のあらし	多数の乗客を輸送する鉄道において、大規模な災害が発生したときには、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがある。 各鉄道機関は、災害発生時の安全確保と、万一の場合の被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講じるための計画を策定している。

1 災害時の活動体制

(1) 災害対策本部等の設置

災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

(2) 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車等も利用する。

2 発災時の初動措置

(1) 乗務員の対応

機 関 名	運 転 規 制 の 内 容
J R 東 日 本 (株) 千 葉 支 社	ア 運転中に災害を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁^{きょうりょう}上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長と連絡を取り、その指示を受ける。
その他民鉄各社	ア 運転中に災害を認知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁^{きょうりょう}上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認のうえ、安全と認められる箇所に列車を移動させる。 ウ 列車を停止させた場合は、最寄りの駅に連絡を取り、その指示を受ける。

(2) その他の措置

機 関 名	そ の 他 の 措 置
J R 東 日 本 (株) 千 葉 支 社 そ の 他 民 鉄 各 社	ア 旅客誘導のための案内放送 イ 駅員の配置手配 ウ 救出、救護手配 エ 出火防止 オ 防災機器の操作 カ 情報の収集

3 乗客の避難誘導

機関名	避 難 誘 導 方 法
J R 東 日 本 (株) 千 葉 支 社 そ の 他 民 鉄 各 社	(1) 駅における避難誘導 ア 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。 イ 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。 ウ 避難の措置情報については、可能な限り速やかに市災害対策本部に通報する。 (2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 ア 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。 イ 列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず降車させる場合は次による。 (ア) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。 (イ) 特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 (ウ) 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

4 事故発生時の救護活動

機 関 名	救 護 活 動 の 内 容
J R 東 日 本 (株) 千 葉 支 社 そ の 他 民 鉄 各 社	災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたり、ともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

5 災害の広報活動

機 関 名	災 害 時 の 広 報 活 動
J R 東 日 本 (株) 千 葉 支 社 そ の 他 民 鉄 各 社	(1) 駅では、災害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱をまねかぬよう注意するとともに、災害の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について、放送案内を行う。 (2) 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について、旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について、放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。

6 保有する設備を活用した支援活動

機 関 名	活 動 内 容
千 葉 都 市 モ ノ レール (株)	(1) 駅周辺の避難施設への電力供給 (2) 帰宅困難者への充電設備の貸し出し調整

第13節 生活救援対策

【総合政策局、経済農政局、水道局、各区、県企業局（千葉水道事務所、千葉水道事務所千葉西支所）、千葉鉄工業団地、市工業センター（※共同水道水源地）、四街道市上下水道部、千葉海上保安部】

第1 飲料水の供給

【総合政策局危機管理部、経済農政局、水道局、千葉海上保安部】

対策のあらし	千葉市の上水道供給区域は、ほぼ全域が県企業局の供給区域となっているほか、御成台地区については四街道市上下水道部により供給されている。 水道部（水道局）は、緑区と若葉区の各一部を給水区域としている。 そのため、市域（市営水道給水区域を除く）における市民等に対する給水活動は、水道部長（水道局長）が、県企業局及び四街道市上下水道部と連携し実施する。 県企業局と市で確認した「給水区域内における応急給水等連絡調整会議に係わる確認事項」（H24.4.1～適用）により応急給水を行う。 この項では、災害により飲料水を確保できない市民に対し、被害の状況に応じ、最小限度必要な量の飲料水を供給するための役割分担、手順等について、そのあらしをあげる。

1 供給水源の確保

(1) 県企業局給水場（応急給水実施場所及び注水指定場所）

大規模災害が発生した場合、県水道局は、速やかに浄水場及び給水場の配水池等に貯留を図るほか、地下水を活用し応急給水用の水を確保する。

県企業局給水場（応急給水実施場所及び注水指定場所）

施設名	所在地	有効貯水量	備考
柏井浄水場	花見川区柏井町	122,000 m ³	表流水
園生給水場	稲毛区園生町	25,700 m ³	表流水
誉田給水場	緑区おゆみ野	44,000 m ³	表流水
幕張給水場	美浜区若葉	90,000 m ³	表流水
千葉分場	中央区都町	4,040 m ³	地下水
大宮分場	若葉区大宮町	4,400 m ³	表流水
計		290,140 m ³	

(2) 水道部（水道局）施設

大規模災害が発生した場合、水道部（水道局）は、県企業局と情報連絡を密にして速やかに浄水場等の配水池に貯留を図るほか、地下水その他の市自主水源を活用し応急給水用の水を確保する。

水道部（水道局）給水場

施設名	所在地	有効貯水量	備考
平川浄水場	緑区平川町	3,400 m ³	県企業局浄水受水 緊急用井戸1井（1,000 m ³ /日）

施設名	所在地	有効貯水量	備考
土気浄水場	緑区土気町	740 m ³	地下水
大木戸浄水場	緑区大木戸町	10,712 m ³	県企業局浄水受水 緊急用井戸1井 (1,000 m ³ /日)
更科浄水場	若葉区更科町	667 m ³	地下水
ちばリサーチパーク浄水場	若葉区上泉町	632 m ³	地下水
大野台送水ポンプ場	緑区大野台	1,140 m ³	県企業局浄水受水
高根給水場	若葉区高根町	1,700 m ³	県企業局浄水受水
計		18,991 m ³	

(3) 市有井戸付耐震性貯水槽

市の保有する井戸付耐震性貯水槽は、現在、市内13か所（5公園6か所、1高等学校、2区庁舎、4消防署）に整備されている

井戸付耐震性貯水槽	貯水槽 40t 非常用発電装置及び滅菌装置付き (揚水能力 11t/時、ろ過能力 5t/時)

(4) 市有非常用井戸

57基（揚水能力 4.5 t/時、非常用発電装置及び滅菌装置付き）

(5) 受水槽・プール等

その他状況により関係各部・機関に協力を要請し、小中学校プール、受水槽、千葉鉄工業団地及び千葉市工業センター共同水道水源地等を補給給水源として使用する。

この場合、ろ過浄水機、薬剤投入、煮沸消毒等を施すなど安全性に特に留意する。

(6) 協定による確保

本市においては飲料水に関しても、応援協定を締結しているため、必要に応じて応援を要請する。
なお、災害救助法上、水の購入費については真にやむを得ない場合に限られている。

－応援協定による確保先－ - 相互応援協定を締結している自治体 - 千葉県公衆浴場業環境衛生同業組合千葉支部 - 土地改良区、水利組合（農業用井戸水） - 応援協定を締結している飲料水メーカー、小売業

※井戸付耐震性貯水槽の配置の現況（資料 3-5）

※非常用井戸の配置の現況（資料 3-6）

※ろ過浄水機等給水用資機材の配備の現況（資料 3-7）

2 需要の把握（被害状況の把握）

災害発生時には、水道部長（水道局長）は、市域全体の水道施設について給水機能の状況把握に努め、本部事務局長（総合政策局危機管部長）及び区本部長（区長）と情報共有を図る。また、

本部事務局長（総合政策局危機管理部長）及び区本部長（区長）は、速やかに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等に係る情報を水道部長（水道局長）と共有する。

－ 被害状況把握の方法 －

- (1) 水道部（水道局）
 - ・ 県企業局及び四街道市上下水道部に被害状況への確認
- (2) 本部事務局
 - ・ 各部が把握した被害情報の集約
 - ・ 防災関係機関等からの情報提供
- (3) 区本部
 - ・ 通報・パトロール等

3 応急給水

(1) 応急給水方針

水道部長（水道局長）及び県企業局は、給水需要（被害状況）に基づき、応急給水の方針を定め、次の事項について、本部長（市長）及び区本部長（区長）へ報告するものとする。さらに、本部事務局長（総合政策局危機管理部長）は、県災害対策本部に対し報告するとともに、全体状況について綿密な連絡を取る。

また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉県災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助（応急給水等）を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。

－ 本部長（市長）及び区本部長（区長）への報告事項 －

- (1) 給水機能停止区域、世帯、人口
- (2) 復旧の見込み
- (3) 給水班編成状況及び必要見込み
- (4) 応急給水開始時期
- (5) 給水所（拠点）の設置（予定）場所

(2) 給水所（拠点）の設定

給水は、原則として、給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による拠点給水方式で行うものとする。

ただし、被災状況の把握、被災者の健康支援等の他の目的を踏まえて、必要に応じて、プッシュ型による各家庭への個別給水を行うことを検討するものとする。

また、拠点給水方式・プッシュ型給水支援のいずれにおいても、給水時に被災者からの聞き取り等により、断水箇所の情報収集に努めるものとする。

給水所（拠点）の設定は、水道部長（水道局長）が区本部長（区長）の意見を聞いて行うが、原則として、避難場所、避難所を単位として行う。

なお、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて、被災地等に給水所を設定する。

(3) 周知・広報

給水所を設置するときは、設定する地域及びその周辺に「給水所」と大きく書いた掲示板等を表示するとともに、発災直後から復旧の進捗状況に合わせた広報活動を実施する。

また、給水所に被災地の自主防災組織若しくは代表となる市民を指定するよう要請し、給水に関する市民からの問い合わせ、要望等については、できる限り代表者に取りまとめを依頼するものとする。

(4) 応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用する車両及び資機材を確保するとともに、不足が生じる場合は、水道局関係業者、四街道市上下水道部その他の地方公共団体、自衛隊等の応援を求める。

※ろ過浄水機等給水用資機材の配備の現況（資料3-7）

(5) 応急給水の実施

ア 給水基準

給水の量は、1人1日最低水量3リットルとする。以後、復旧工事の進捗等により順次増量する。

なお、必要以上の容器を持参し、規定を上回る給水を求める市民に対しては、一般にこれが飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を充分説明し、協力を求めるものとする。

イ 車両輸送による給水

(ア) 給水所（拠点）への搬送

飲料水等の給水所（拠点）への搬送は、県企業局、四街道市上下水道部との連携のもとに、水道部（水道局）、区本部避難所班が共同して行う。

必要な車両・機材は、市が備蓄する給水車、給水タンク及びポリ容器等や他部からの応援流用したものを使用するほか、県企業局に給水車及び給水タンクの使用を要請して行う。

(イ) 給水所（拠点）での給水

給水所（拠点）での給水は、各家庭において、自ら持参した容器をもって、給水所となった施設の各部担当職員、地区の消防団、自主防災組織等の協力を得て行う。

なお、自ら容器を持参できない場合は、まず近隣、自主防災組織等に対して、援助・相互融通を要請し、市による給水活動全体に支障が生じないように留意する。

(ウ) 医療機関・福祉施設等への給水

病院、診療所及び腎人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、重症心身障害児施設及び特別養護老人ホーム等の福祉施設及び救護所等への給水は、緊急な要請があった場合、他に優先して車両等により給水を行う。

ウ 仮設給水栓設置による給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、水道部（水道局）、県企業局及び四街道市上下水道部が協力して、次のとおり応急給水を実施する。

(ア) 消火栓及び排水栓を活用した応急給水

災害のため飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域の給水拠点の周辺で、活用できる消火栓及び排水栓がある場合は仮設給水栓を接続して、応急給水を行う。

(イ) 応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて、仮配管を行い、仮設給水栓を設置して、給水を行う。

仮設給水栓の設置場所は、水道部長（水道局長）が区本部長（区長）及び関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

エ その他

断水の被害状況に応じ、官公庁保有の船艇による港湾での給水支援の要請を検討する。

第2 食品の供給

【調達-市民局、経済農政局供給-各区、関東農政局（農林水産省農産局長）、関東農政局千葉県拠点、市薬剤師会、協定締結事業者、農協、その他米穀・食品関連業者、交通輸送業者】

対策のあらまし	この項では、災害により自宅で炊飯等が不可能になった市民に応急的な炊き出しを行ったり、あるいは住家の被害を受けたため一時縁故先等へ避難する市民に対して、食品の供給を実施するための役割分担、手順等について、そのあらましをあげる。 なお、災害により食品の配給・販売機構等がマヒし、応急的な食品の供給活動を行う必要があると認めた場合についても、この計画により行う。

1 食品の供給実施の決定

(1) 供給実施の決定者

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長（市長）又はその補助執行機関としての区本部長（区長）は、災害により、避難所に収容され、又は食品や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が、ある程度の人数の規模で発生し、相当程度の期間、その状態が継続すると判断された場合に食品の供給の実施を決定する。

市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助（食品の給与等）を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。なお、災害救助法による「食品の給与」の実施期間は、災害発生の日から7日以内となるが、内閣総理大臣の承認により期限を延長することができる。

なお、市限りにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 供給対象者

応急食品の実施の対象者は、次のとおりとする。

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者

ウ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者（※1）

エ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食品を得る手段のない者

オ 災害応急対策活動従事者（※2）

なお、米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能になった場合には、知事の指定を受けて、被害を受けない市民に対しても米穀等の応急供給を実施する。（※3）

（※1）一時縁故先等へ避難する者は、3日分を支給

（※2）災害応急対策活動従事者は、災害救助法の実費弁償の対象外

（※3）米穀の応急供給は、原則として自主防災組織（又は町内自治会等の市民組織）を単位として、代金と引き替えで行う。

（3）食品供給の内容

応急的に供給する食品は、市が備蓄する保存食（クラッカー・アルファ米）及び他市からの救援物資又は調達による米穀、食パン、弁当等の主食のほか、必要に応じて、協定締結事業者、百貨店、スーパー等から梅干し、佃煮等の副食を調達する。また、乳児に対しては、原則として、市が備蓄する粉ミルク及び粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

2 需要の把握（被害状況の把握）

応急食品の必要数の把握は、経済農政部長（経済農政局長）が、区本部及び関係各部がそれぞれ次により実施したものを総括して行う。

なお、把握した食品の必要数（食数）は、直ちに本部事務局長（総合政策局危機管理部長）を通じて、本部長（市長）に報告し、本部長（市長）の供給数の決定により、必要数の調達・輸送を実施する。

－ 必要数の把握の分担 －

- （1）避難所については、区本部（避難所班）がそれぞれ担当の避難所において実施したものを集計のうえ報告する。
- （2）住宅残留者については、区本部（被災者支援班）が消防部（消防局）その他の関係各部、関係機関、町会長及び自主防災組織等の市民組織の協力を得て、実施する。
- （3）災害応急対策活動従事者については、各部及び区本部の協力を得て、総務部総務班（総務局総務部）が実施する。

3 食品の確保

（1）市の食品確保体制

食品の確保は、経済農政部長（経済農政局長）が本部長（市長）の指示又は区本部長（区長）の要請に基づき、以下のとおり行う。

ア クラッカー及びアルファ米については、市の備蓄品を使用する。

イ 梅干し、佃煮等の副食については、協定締結業者から、調整粉乳については、協定締結業者及び市薬剤師会、薬局等の粉ミルク販売取り扱い業者からそれぞれ緊急調達する。

（2）県からの米穀等調達

米穀の調達は、県知事に対し割当申請を行い、その指示を受けて、市内卸売業者若しくは小売販売業者から調達する。

(3) 救援物資の受入れ

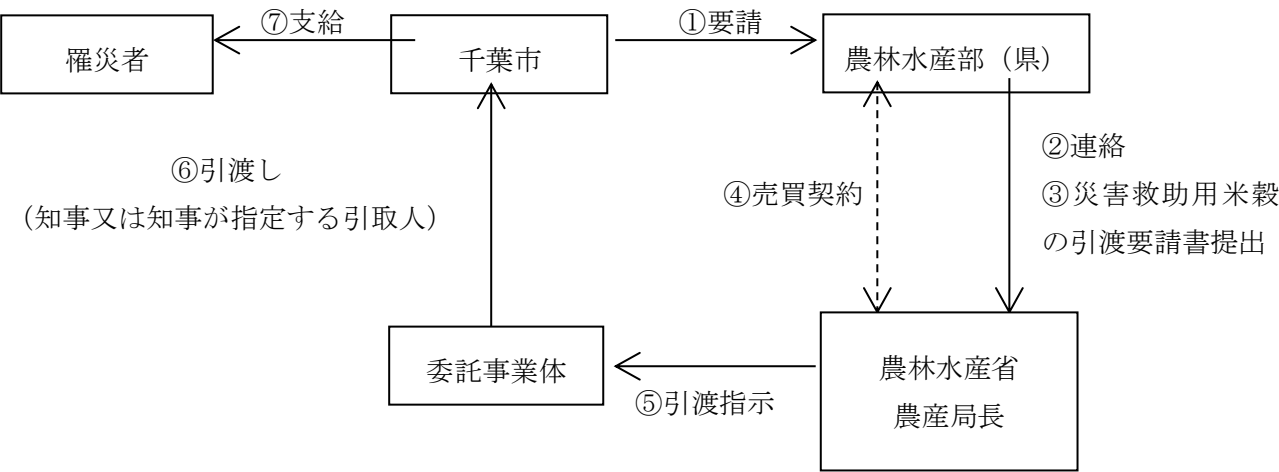
市民部長（市民局長）は、他市町村等からの救援物資を集積場所に保管する。

(4) 農林水産省への要請

政府所有米穀の調達については、必要があるときは、県を通じて（連絡がとれないときには直接）、農林水産省農産局長に必要な措置を講じることを要請する。

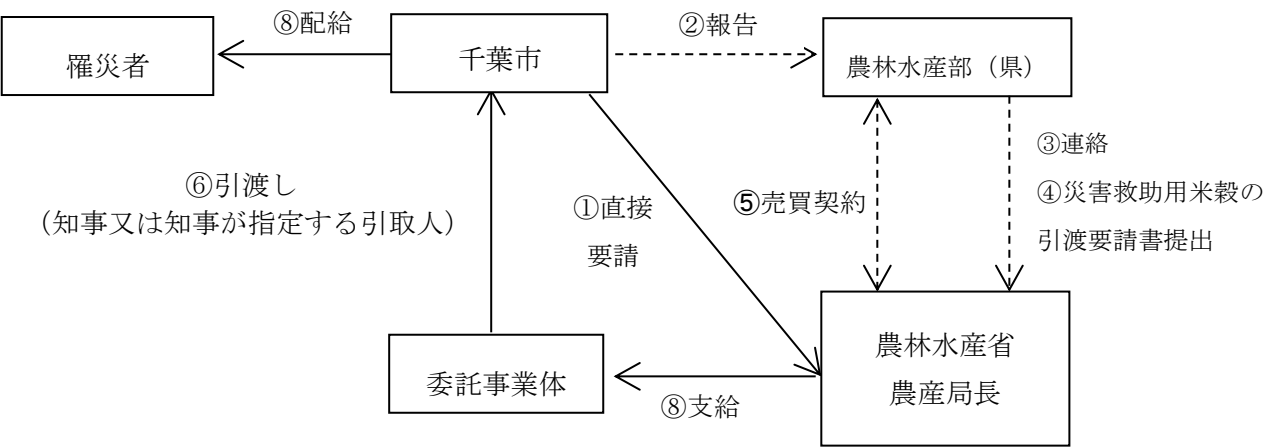
ア 県に要請する場合

県の農林水産部から農林水産省農産局長に要請し、売買契約を締結後、受託事業体から引き渡される。



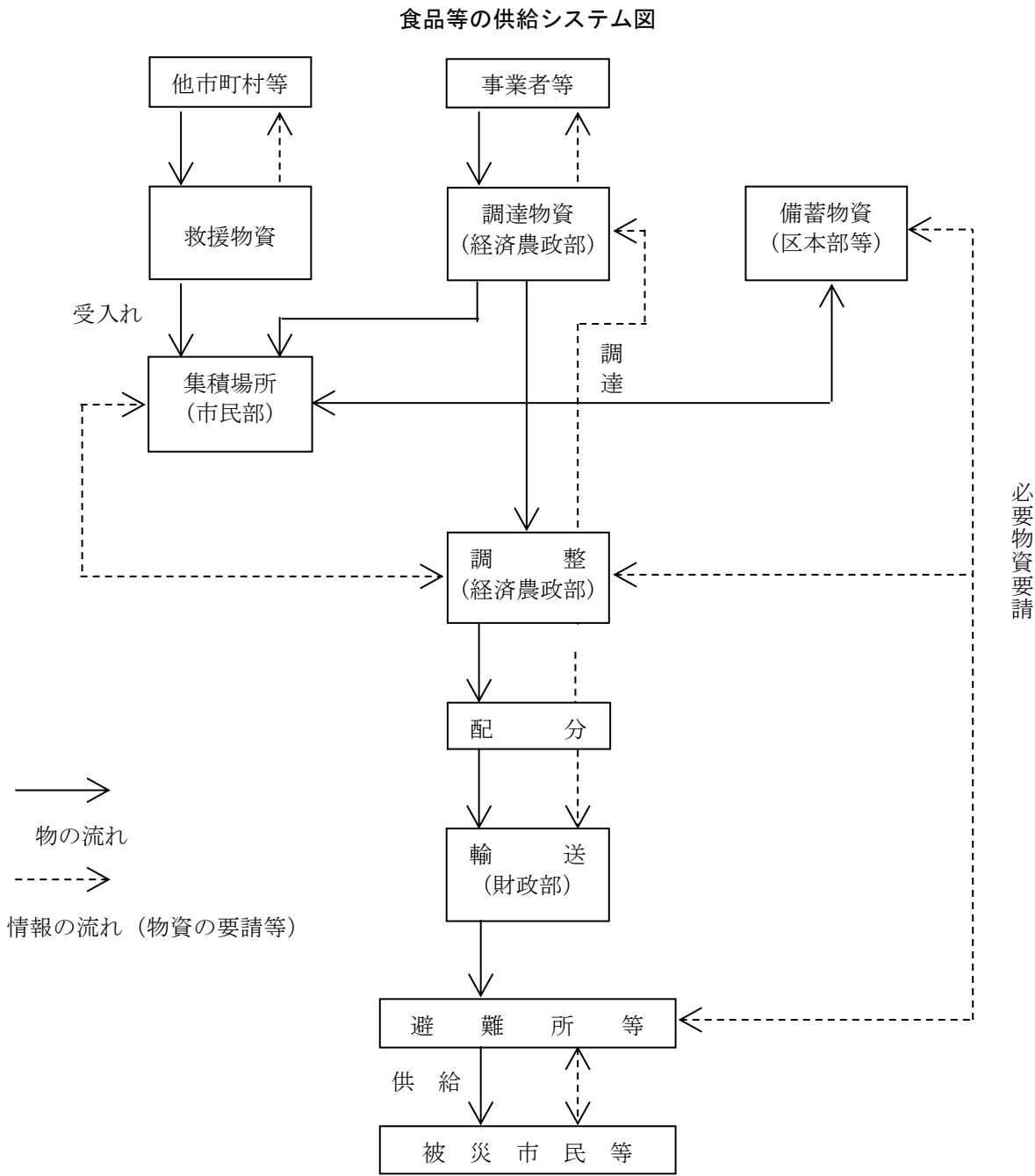
イ 農林水産省に直接要請する場合

農林水産省農産局長に直接要請した場合、必ず県に報告する。県はこれを受けて農林水産省農産局長と売買契約をする。



4 食品供給活動の実施

(1) 食品等の供給システム



(2) 食品の輸送

食品供給に関する輸送業務は本章第11節「緊急輸送体制」による。

(3) 食品等の集積場所

ア 食品等の集積場所（保管場所）は、本章第11節「緊急輸送体制」第2「集積場所」による。

イ 市民部長（市民局長）は、集積場所における食品等救援物資の受入れ・区分け・在庫管理・積み込み等を行う。

(4) 食品の供給

ア 供給食品

供給する食品は、災害発生第1～3日目は、1日あたりクラッカー1食及びアルファ米1食の計2食を基本とする。ただし、第2日目以降は、他市からの救援物資又は調達物資の状況に応じ、米飯の炊き出し又は弁当・食パン等による供給も行う。また、乳幼児に対しては、調整粉乳又は大人と同等とし、特に栄養支援の配慮に努める。

イ 供給基準

(ア) クラッカー	1食あたり 100 g 以内
(イ) アルファ米	1食あたり 100 g
(ウ) 米穀	1食あたり精米 200 g 以内 （※1、※2）
(エ) 食パン	1日あたり 200 g（約半斤）以内
(オ) 調整粉乳	乳児 1日あたり 115 g 以内（1回 23 g 5回分） 幼児 1日あたり 78 g 以内（1回 23 g 3回分）

（※1）ただし、通常の配給ができない場合の配給については、1日あたり米穀（精米換算）400 g 以内とする。

（※2）ただし、救助作業に従事する場合にあっては、米穀（精米換算）1食あたり 300 g 以内とする。

ウ 炊き出しの実施

炊き出しは、市内小学校の調理室・家庭科室等を利用し区本部避難所班が行うが、必要に応じて、日赤奉仕団、町内自治会、自主防災組織及び民間業者等に協力を依頼する。

エ 供給活動を実施する範囲

供給活動を実施する範囲は、各小学校の学区内を基準とするが、災害の実情により区本部長（区長）が調整する。

オ 供給への配慮

（ア）食品を配布する際は避難者数を正確に把握して、不足や重複がないよう公平な供給に努める。
なお、要配慮者に対しては優先的に供給する。

（イ）避難者に対して、公平に供給されるよう相互に協力を求める。

（ウ）アレルギー疾患患者（児）への対応として、アレルゲンが除去された食品を確保し、他の食品とは分けて供給する。

カ 在宅避難者等への供給

住居の被害で炊事ができない在宅避難者、またはやむを得ず指定避難所に滞在することができない車中泊等の被災者への食品の供給は、開設された避難所にて名簿の登録を行い、登録をした避難

所にて供給を行うことを基本とする。

なお、在宅の要配慮者で、避難所へ行くことが困難な者については、町内自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、巡回供給に努める。

(5) 局所的災害の場合の対応

被災地域・規模が限定され、単独区のみ災害対策本部が設置された場合等において、当該区内の備蓄食料のみで対応可能なときは、前記「食品等の供給システム」によらず、区本部長（区長）の判断により、直接、自区内の備蓄食料を避難所等へ供給できるものとする。

第3 生活必需品の供給

【調達-市民局、経済農政局供給-各区、日本赤十字社千葉県支部、協定締結事業者、デパート・スーパー等卸小売業者、交通輸送業者】

対策のあらまし	この項では、災害により被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難である市民に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を供給又は貸与するための役割分担、手順等について、そのあらましをあげる。

1 供給実施の決定

(1) 供給実施の決定者

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長（市長）又はその補助執行機関としての区本部長（区長）は、必要と認めた場合、生活必需品供給の実施を決定する。

ただし、市限りにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

なお、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助（生活必需品の給与等）を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。

(2) 供給対象者

災害対策活動従事者を除き、「第2 食品の供給」の規定に準ずる。

(3) 応急給付の内容

○寝具	…	毛布・布団等
○外衣	…	普通着・作業衣・婦人服・子供服等
○肌着	…	シャツ・ズボン下・パンツ等
○身回り品	…	タオル・手拭い等
○炊事用具	…	鍋・釜・包丁・バケツ等
○食器	…	茶わん・汁わん・皿・はし・スプーン等
○日用品	…	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯磨粉等
○光熱材料	…	マッチ・ローソク・プロパンガス等

2 需要の把握（被害状況の把握）

災害対策活動従事者を除き、「食品」の規定に準ずる。

3 生活必需品の確保

- (1) 経済農政部長（経済農政局長）は、本部長（市長）の指示又は区本部長（区長）の要請に基づき、迅速に市内又は市外の業者から調達するが、市の調達量に不足が生じたとき、又は調達が困難な時は県に備蓄物資の融通等を要請するものとする。
- (2) 市民部長（市民局長）は、他市町村等からの救援物資を集積場所に保管する。

4 供給活動の実施

- (1) 生活必需品の供給システム

生活必需品の供給は「食品」の規定に準ずる。

- (2) 生活必需品の集積場所（保管場所）及び輸送業務の分担

災害対策活動従事者を除き、「食品」の規定に準ずる。

- (3) 生活必需品の供給

ア 給与（貸与）基準

生活必需品の給与（貸与）基準は、災害救助法の範囲内で行う。

イ 供給への配慮

- (ア) 生活必需品を配布する際は避難者数を正確に把握して、不足や重複がないよう公平な供給に努める。なお、要配慮者に対しては優先的に供給する。
- (イ) 避難者に対して、公平に供給されるよう相互に協力を求める。
- (ウ) 生活必需品の品目に応じて、同性の者による対応又は他者へ見えないよう覆いをして供給する等の配慮に努める。

ウ 在宅避難者等への供給

住居の被害で生活必需品を喪失又はき損した在宅避難者、またはやむを得ず指定避難所に滞在することができない車中泊等の被災者への供給は、開設された避難所にて名簿の登録を行い、登録をした避難所にて供給を行うことを基本とする。なお、在宅の要配慮者で、避難所へ行くことが困難な者については、町内自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、巡回供給に努める。

- (4) 局所的災害の場合の対応

「食品」の規定に準ずる。

第4 救援（支援）物資の対応

【総合政策局危機管理部、市民局】

東日本大震災や新潟中越地震では、救援物資が短期間の間に大量に搬入され、集積場所に滞留して、物資を必要としている被災者の手元に届くまでに時間がかかる等問題が生じている。そのため、迅速かつ的確に物資が供給できるよう必要な対策を実施する。

1 救援物資の要請

経済農政部長（経済農政局長）は、備蓄・調達による物資供給対応のみでは、物資の不足が生じると判断した場合、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関の協力やホームページを活用して要請を行う。

2 要請事項

- (1) 必要な救援物資の品目
- (2) 救援物資は、原則として、都道府県、市町村単位及び団体からの受入れとし、その形態は、単品こん包又は類似品種のこん包で、内容・数量が把握できるよう、ラベル表示させる。
- (3) 運搬手段は提供側で確保し、原則として指定する物資集配拠点まで輸送する。
なお、物資の充足による要請の打ち切り又は品目の変更があれば、その都度情報提供を行う。

3 救援物資の受入れ

市民部長（市民局長）は、救援物資の提供があった場合、集積場所で受け入れる。

※集積場所、物資供給に係る役割分担、集積場所の運営及び物資輸送の要請については、第11節「緊急輸送体制」のとおり

4 救援物資に対する留意事項

- (1) 個人からの物資
個人からの物資については、災害発生直後は、原則として受け取らない。
個人レベルでの救援物資は量・質ともに不揃いであり、過去の災害では、中古製品、着古した着衣や賞味期限が切れてしまった食品などが届いた事例が見受けられた。
災害発生直後にこのような物資に対して、多くの人員を割くことは災害対策全体の質を低下させてしまい、また、最終的に行き場を失い、保管費用や処分費用がかかり逆に復興の妨げになってしまうことから「第二の災害」と呼ばれている。
しかしながら、救援物資自体は被災者に対する善意の表れであり、市としては感謝する必要がある。そのため、市としては状況を説明したうえで、個人からは義援金での支援に理解を求める。
- (2) 救援物資要請の終了
発災直後の混乱期を過ぎ、ライフラインの回復、道路復旧、仮設住宅への入居等、徐々に都市機能が回復し、商業ベースの流通が安定したと判断した段階で、要請を終了する。救援物資は無償の支援であるが、通常の経済活動の回復が最終的に早期の復興に資することに留意しなければならない。

(3) プッシュ型支援への対応

県は、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災地に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定している。

(4) 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

平成30年7月豪雨災害における政府の物資支援において、避難所への物資到着状況の把握や避難所ニーズの集約が困難であったことなどが課題とされ、国・自治体・避難所の担当者が、これらの情報を一元的に管理・共有できるシステムとして構築・運用されている。大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有し、備蓄物資の提供を含め速やかな物資支援に努める。

第5 災害時保育の実施

【こども未来局、民間保育施設】

対策のあらまし	災害発生時、保育所（園）・認定こども園等（以下「保育所（園）」という）は、児童の安全の確保に最大限努めるとともに、一刻も早い災害復旧と社会経済活動の継続のため、段階的に災害時保育を実施し、全所（園）での早期再開を目指す。 あわせて、地域の子育て支援拠点として、地域の保護者等への子育て支援に積極的に努めるとともに、一時的に保育が必要となった児童について、可能な限り受入れに努める。

1 事前措置

- (1) こども未来局長は、日頃から、本計画の内容を公立保育所（園）職員に周知・徹底するとともに、民間事業者に対しても、本計画に基づき同様の対応をとるよう要請する。
- (2) 保育所（園）長は、災害の発生に備え、予め次のような措置を講じる。
 - ア 施設の立地条件等を考慮し、避難計画を策定するとともに、定期的に避難訓練を実施する。特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地する保育所（園）については、ハザードマップ等を参考に、避難経路、避難場所を十分に検討する。
 - イ 災害時の保護者との連絡方法や児童の受け渡し方法等を定め、保護者に周知するとともに、市、警察署、消防署等関係機関との連絡体制を確立する。
 - ウ 勤務時間外における職員の所在確認や非常招集の方法、災害の状況に応じた参集体制等を定め、職員に周知する。
 - エ 保護者のすぐの引き取りが困難な場合を想定し、一定期間、児童を預かるために必要な、非常食、飲料水等非常用物資を確保する。

2 災害発生時の対応

- (1) こども未来部長（こども未来局長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、保育所（園）長に対し、災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達する。
- (2) 保育所（園）長は、災害の状況に応じ、適切な緊急避難の措置を講じる。特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地する保育所（園）については、市からのFAXや「ちばし安全・安心メー

ル」等により避難情報等を覚知した場合は、速やかに緊急避難を行う。

- (3) 保育所（園）長は、児童及び職員、施設設備等の被害状況を速やかに確認し、こども未来部長（こども未来局長）に報告する。
- (4) 勤務時間外に災害が発生した場合、予め定められた職員は所属保育所（園）に参集し、施設設備の被害状況や児童及び職員の安否情報の確認・報告など必要な対応を行う。
- (5) 保育所（園）長は、災害の状況に応じて臨時の職員編成を行うなど、速やかに保育実施のための体制を整えるとともに、職員の確保状況、児童の受入れ可能人数等について、こども未来部長（こども未来局長）に報告する。
- (6) こども未来部長（こども未来局長）は、保育所（園）長に対し、緊急対策に関する情報・指示を迅速かつ的確に伝達する。

3 災害時保育の実施

- (1) こども未来部長（こども未来局長）は、各園における被害状況や児童の受入れ可能人数等の情報に基づき、下記を検討の上、災害時保育の実施方法を決定する。
 - ア ①継続して実施が可能な保育所（園）、②速やかに再開が可能な保育所（園）、③当面の間、休止する保育所（園）の選定
 - イ 受入れに余裕がある保育所（園）での合同保育の実施
 - ウ 他の公共施設等を使用した保育の実施
- (2) 保育所（園）の実施状況、再開見込み等について、市ホームページ等で、随時、周知する。
- (3) 災害発生直後、保育ニーズは一時的に減少するものの、すぐに従前の水準に戻ることが予想されることから、実施保育所（園）を段階的に増やすとともに、速やかな全所（園）での保育再開を目指し、被災した施設設備の早期復旧や職員の確保に努める。
- (4) 保育の実施にあたり、民間も含め必要な物資が不足する場合、こども未来部長（こども未来局長）は、関係部長（関係局長）等に対し、物資の確保・調整を要請する。
- (5) 保育の実施にあたり、保育士等必要な職員が不足する場合、こども未来部長（こども未来局長）は、本部長（市長）、区本部長（区長）等に対し、直近要員職員の保育所への復帰等の調整を要請するとともに、更に、民間園を含め大幅に人員が不足する場合は、災害時受援計画に基づき、本部事務局を通して、他自治体へ応援を要請する。

4 地域の子育て支援の実施

- (1) 保育所（園）は、平常時から、地域の子育て支援の拠点としての役割も担っており、災害時においても、地域の保護者等に対して、保育の専門性を活かした子育て支援を積極的に行う。
- (2) 在籍児童ではないが、保護者が災害復旧に従事する等の理由で一時的に保育が必要となった児童について、可能な範囲で受入れに努める。なお、こども未来部長（こども未来局長）は、受入れが可能な保育所（園）について調整を行い、市ホームページ等で周知する。

5 その他の留意事項

- (1) 保育所（園）内における児童の救護は、原則として、看護師等の職員がこれにあたるが、必要に応じて医療対策本部に対応を要請する。

- (2) 給食は、原則、実施するよう努めるものとするが、ライフラインの途絶や食材の不足等で実施が困難な場合は、保護者に対し弁当持参等の協力を依頼する。
- (3) 本部長（市長）、関係部長（関係局長）等から、被災者への炊き出しについて協力要請があった場合は、児童の保育に支障の無い範囲で可能な限り対応する。

第6 災害相談の実施

【総合政策局、各区、市役所コールセンター、県、警察署、その他ライフライン関係機関】

対策のあまし	災害相談は、災害による精神的・物質的打撃から立ち直るための支援の窓口を広く開放することにより、迅速な応急対策の実施のための情報の流れを円滑にすることを第1のねらいとする。 また、第2のねらいとして、社会システムの混乱や情報の不足によるパニックの発生を防止し、社会秩序への信頼を回復し生活再建への着手を促すために行われる。 この項では、市（区）、県及びその他防災関係機関が行う災害相談について、それぞれの役割分担、手順等のあらましをあげる。

1 災害相談窓口の開設

総合政策部長（総合政策局長）及び区本部長（区長）は、大規模な災害が発生した場合若しくは本部長（市長）の指示があった場合は、直ちに市役所及び区庁舎1階ロビー等に被災者又はその関係者からの医療救護、交通事情、住宅支援等に関する問い合わせの相談に応ずるための、災害相談窓口を開設し、相談・問合せ受付業務を実施する。

2 臨時市民相談所の開設

総合政策部長（総合政策局長）及び区本部長（区長）は、災害発生による避難が終了した後は、本部長（市長）の指示又は自らの判断に基づき、避難所又は被災地の交通に便利な地点に市臨時市民相談所を開設し、被災した市民の相談、要望、苦情などの積極的な聴き取りに努める。

開設の実施にあたっては、相談事項の速やかな解決を図るため、関係各部（局）及び関係機関の協力を得るものとする。

3 県による災害相談

- (1) 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工、農林・水産、土木・都市、教育等の個別相談窓口を設置する。
- (2) 被災者への相談事業等の展開
- 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。
- ア 要介護者への巡回相談事業の実施
- イ 被災児童生徒及び保護者への相談事業の実施
- (3) 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市町村と緊密な連携を図る。

4 防災機関等による災害相談

(1) 各警察署

各警察署長は、警察署又は交番その他必要な場所に相談所を開設し、警察関係の相談業務にあたる。

ア 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。

イ 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関に連絡して、その活動を促す。

(2) その他関係機関

本部長（市長）又は区本部長（区長）は、必要に応じて、電気、ガス、水道その他の防災関係機関に対して、市の災害相談への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。

また、県弁護士会、県行政書士会等、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

第14節 要配慮者の対策

第1 在宅の要配慮者の対策

【総合政策局、保健福祉局、こども未来局、消防局、教育委員会、各区、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内自治会、自主防災組織、社会福祉施設】

対策のあらまし	大規模災害発生時の在宅の高齢者、障害者等については、平常時より在宅福祉サービス等の援護を受けている者に加え、災害により家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されたり、あるいは生活に支障が生じることなどにより、新たな要配慮者が発生する。これら在宅の要配慮者の対策を、発災直後より、各段階におけるニーズにあわせ的確に講じる。

1 避難行動要支援者の避難支援等

避難行動要支援者は、災害発生時に必要な情報を素早く的確に把握して、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが難しく、避難支援等を必要とする。

避難支援等は、大きく情報伝達、安否確認、避難支援の3つの類型に分類できる。

- ・情報伝達…災害情報の把握に支援が必要な方に対し、警戒レベル3（高齢者等避難）などの情報提供を行う。
- ・安否確認…災害時に安否の確認がとれない方に対し、直接本人を訪ねて安否確認を行う。
- ・避難支援…自分ひとりや家族の支援のみでは避難が困難な方に対し、避難所までの移動を支援する。

総合政策部長（総合政策局長）、保健福祉部長（保健福祉局長）、こども未来部長（こども未来局長）及び区本部長（区長）は、連携を図り、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者名簿の活用や、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内自治会、自主防災組織、消防局、消防団や千葉県警察等と連携して、居宅に取り残された避難行動要支援者の避難支援等にあたる。

避難支援等については、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画である「千葉市災害時要配慮者支援計画」による。

2 避難支援等の留意事項

避難支援等は、町内自治会や自主防災組織等によって、以下の事項に留意して行う。

- （1）避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生（二次災害）のおそれのある場書を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく体創健社、その他適当なものに依頼して費難者の誘導措置を講ずること。
- （2）危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- （3）状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等は適当な場所に集合させ、車両による輸送を行うこと。
この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- （4）避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内自治会等の単位で行うこと。
- （5）高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うこと。

- (6) 避難支援等関係者の避難支援等にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とすること。

3 避難所における要配慮者への対応

市は、指定避難所等での生活が困難な要配慮者に対する支援として「千葉市災害時要配慮者支援計画」に定めるとおり、福祉避難所（福祉避難室及び拠点福祉避難所）を開設する。

福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

市は、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画である「千葉市災害時要配慮者支援計画」により対応する。また、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）の受入れ等も検討し、必要に応じて千葉県へ要請を行う。

また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助（福祉避難所の設置）を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。

福祉避難所の概要

種別		対象者	場所
福祉避難所	福祉避難室	専門性の高いサービスは必要としないものの、通常の避難所では避難生活に困難が生じる避難者	避難所が学校の場合は保健室以外の部屋、その他の施設の場合は避難所事務所の近くにある部屋
	拠点福祉避難所	緊急の入院加療等を必要としないものの、より専門性の高いサービスを必要とする避難者	高齢者施設や障害者施設のうち、その施設管理者から同意を得られ、市と協定を結んだ施設をあらかじめ指定 ※拠点福祉避難所への移送は、親族及び保護者などが避難所従事者の協力を得て行う。

第2 社会福祉施設の対策

【保健福祉局、こども未来局、各区、施設所管局、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内自治会】

対策のありまし	社会福祉施設には自宅での介護が困難な人が入所又は通所していることから、災害発生時においても、継続した施設援護サービスが提供できるよう、当該施設はもとより他の施設への移送等も含め適切な対策を講じるものとする。 比較的に被害が少なかった施設等においては、他の施設での援護が困難となった者や災害により新たに援護が必要となった者の受入れを積極的に行う。 また、施設の持つ機能を最大限に発揮し、「千葉市災害時要配慮者支援計画」に基づく拠点福祉避難所として協力するなど、近隣地域における要配慮者に対しても適切な支援を講じる。

1 施設における初動対策

各施設の長は、施設ごとに定められている「防災計画」に基づき、保健福祉部長（保健福祉局長）等と調整を図りながら、当該施設並びにその入所者及び通所者について、次のような対策を講じるものとする。

- (1) 建物、設備、備品等に関わる被害状況の把握と保健福祉部長（保健福祉局長）への報告
- (2) 入所者及び通所者の安全確保と他施設への受入れ要請
- (3) 応援職員及びボランティアの派遣要請

2 緊急受入れ対策

各施設の長は、当該施設の入所者及び通所者の処遇の継続を確保した後、さらに施設として要配慮者の受入れが可能な場合は、保健福祉部長（保健福祉局長）等と調整を図りながら、拠点福祉避難所として協力するため、次のような対策を講じるものとする。

- (1) 当該施設における受入れ可能人員の把握と保健福祉部長（保健福祉局長）への報告
- (2) 受入れのための体制整備
 - ア 設備、備品等の確保
 - イ 生活必需物資等の確保
 - ウ 応援職員及びボランティアの派遣要請

また、拠点福祉避難所として市と協定を結んでない施設とは、今後とも協定締結に努めていく。

3 近隣地域での支援対策

各施設の長は、施設内での援護活動を実施するほか、近隣地域との協力のもとに、保健福祉部長（保健福祉局長）等と調整を図りながら、施設の持つ設備、備品、人材等を活用し、可能な限り地域における被災者の支援を行う。

第3 日本語の理解が十分ではない外国人等への対応

【市民局、保健福祉局、市国際交流協会】

対策のあらし	日本語の理解が十分ではない外国人等は、災害時において、日本語の情報を理解できないほか、地理的不案内、生活習慣の違いなどのため適切な行動を取ることが困難な場合がある。 そのため、災害時には、千葉市国際交流協会やボランティア等の協力を得て外国語による情報提供等を行い、外国人等の安全を図る必要がある。

1 千葉市災害時多言語支援センターの設置・運営

市民部長（市民局長）は、災害時における外国人の支援を円滑に行うため、千葉市国際交流協会に、千葉市災害時多言語支援センターの設置・運営を要請する。

2 通訳の確保

市民部長（市民局長）は、日本語の理解が十分ではない外国人等の安全を期するため、保健福祉部長（保健福祉局長）と協力し、ボランティアを含む通訳者の確保を図る。

3 情報の提供

市民部長（市民局長）は、千葉市国際交流協会等の外国人等に関するコミュニティ団体等に対し情報の提供を行い、外国語版の広報資料の発行等を行う。

4 語学ボランティアの派遣

援助を必要としている避難所等へ、千葉市国際交流協会に登録されている語学ボランティアを派遣する。

第15節 住宅対策

【都市局、各区、県、（一社）千葉市建設業協会、プレハブ建築協会、千葉県建設業協会、全国木造建設事業協会、日本ムービングハウス協会、日本ログハウス協会、千葉県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、全国賃貸住宅経営者協会連合会、全国賃貸住宅経営者協会連合会千葉県支部】

第1 応急仮設住宅の供給

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保出来ない者に対し応急に住宅を提供し一時的な居住の安定を図る。

市営住宅や借上げ型の応急仮設住宅への一時入居を行っても供給が不足する場合、建設型の応急仮設住宅により対応する。

また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助（応急仮設住宅の供与）を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。

1 市営住宅等の活用

空家の数や設備を調査し、応急仮設住宅として活用できる住宅を提供する。

協定締結先（県内市町村）の提供可能戸数についても調査を行う。

2 借上げによる応急仮設住宅

災害救助法が適用された後に協力団体への協力要請を行い、協力団体の受諾後、入居募集を開始する。入居を希望する被災者から申込に必要な書類を受け付け、民間賃貸住宅の借上げを行う。

3 建設による応急仮設住宅

建設による応急仮設住宅の戸数は、区本部長（区長）の意見を聞いて本部長（市長）が決定する。

（1）発災後の戸数

避難所にいる被災者へのヒアリング調査や市営住宅、借上げによる応急仮設住宅の受付状況などにより、戸数を算定する。

（2）建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、あらかじめ選定された建設予定候補地の中から以下の項目を考慮し、現況を調査したうえで決定する。

－ 建設地の留意事項 －

- (1) 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと
- (2) 飲料水等が得やすく、保健衛生上良好なこと
- (3) 罹災者の従前居住地に近いこと
- (4) 交通の便がよいこと
- (5) 公有地であること
- (6) 敷地が広大であること

(4) 応急仮設住宅の建設

建設予定地の現況調査の結果を基に「応急仮設住宅建設計画書」を策定し本部長（市長）へ報告の上、協力団体から建設業者の斡旋を受け、建設をする。

(5) 応急仮設住宅の解体・撤去

応急仮設住宅の供与が終了した場合、その解体及び撤去を行う。

4 協定締結先管理住宅等の利用

被災者用住宅等の供与につき、協定を締結している関係機関や民間事業者等に対し、支援の要請をする。市は、関係機関や民間事業者等と被災者用住宅等の供与につき、協定の締結を進める。

第2 応急仮設住宅への入居

1 入居者資格

以下の事項すべてに該当する被災者とする。

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住家がない者
- (2) 自らの資力では、住宅を確保できない者
- (3) 被災時に千葉市に居住していた者（住民登録の有無は問わない。）

2 選定の方法

建築班（都市局建築部）は、あらかじめ入居者の選定方法を作成しておき、区本部（各区）が作成した応募者リストに基づいて入居者を選定する。また、選定にあたっては、次の者を優先する。

- (1) 特定の資産のない高齢者、障害者、一人親世帯
- (2) 乳児（3歳以下）のいる世帯、妊婦のいる世帯、18歳未満の子供が3人以上いる世帯
- (3) 病弱者等のいる世帯、被保護世帯並びに要保護世帯

3 入居

建築班（都市局建築部）は、仮設住宅への入居が円滑に進むよう区本部長（区長）及び関係各部長（各局長）と調整するものとする。

第3 応急仮設住宅の管理

1 管理

建設した応急仮設住宅の管理は、建築班（都市局建築部）が行う。建築班（都市局建築部）は、入居者台帳等を整備し入退去の管理を行う。

2 生活支援

区本部長（区長）は、入居者台帳に基づき関係各部長（各局長）と連携し生活支援を行う。

3 恒久住宅への移行支援

建築班（都市局建築部）は、区本部長（区長）と協力し入居者が供与期間内で退去できるよう、恒久住宅への移行支援を行う。

第4 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理の実施は、災害救助法が適用された場合に本部長（市長）が実施するものとする。

都市部長（都市局長）は、直ちに住宅の応急修理実施に必要な体制を整え事務にあたる。また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉県災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助（住宅の応急修理）を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、救助を実施する。

なお、市の体制のみにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

1 被災住宅の応急修理

（1）日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象者

災害のため住家が半壊（焼）・準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者や、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者。

イ 応急修理の給付内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に必要な最小限度の部分について、実施（給付）するものとする。

修理に要する費用の限度は、災害救助法の定めるところによる。

※災害救助法による災害救助基準（資料 8-1）

ウ 期間

応急修理は、原則として災害発生の日から3ヶ月以内に完了するものとする。また、国の災害

対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了するものとする。なお、期限内の実施が困難な場合は内閣総理大臣と協議する。

また、国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了するものとする。

(2) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象者

災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ 応急修理の内容

応急修理は、住家の被害の拡大を防止するためのブルーシートの展張等を含む緊急の修理が必要な部分について、実施（給付）するものとする。

修理に要する費用の限度は、災害救助法の定めるところによる。

※災害救助法による災害救助基準（資料8-1）

ウ 期間

応急修理は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとする。なお、期限内の実施が困難な場合は内閣総理大臣と協議する。

2 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合は、市民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

- (1) 市営住宅又は付帯施設の被害状況は、建築班（都市局建築部）が早急に調査を行う。
- (2) 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危険防止のため市民に周知を図る。
- (3) 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間（資料8-1）

第5 罹災証明書等の交付

本部長（市長）は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、災害発生後早期に罹災証明書等の交付体制を確立し、被災者から申請があった場合、遅滞なく交付する。

詳しくは共通編第3章を参照する。

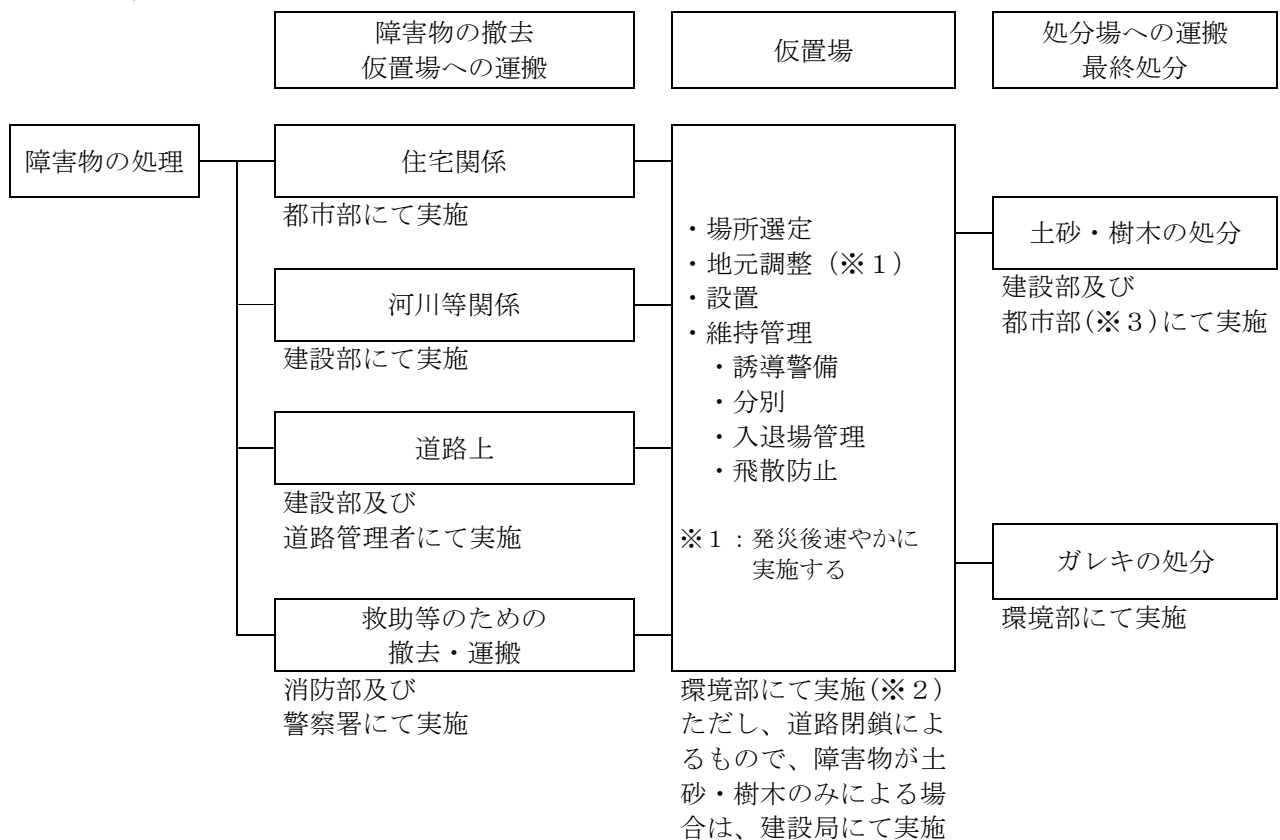
第16節 環境対策等

市は災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びガレキ処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。また、国、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に当たる。

第1 障害物の処理

【環境局、都市局、建設局、消防局、警察署、道路管理者、千葉土木事務所、（一社）千葉市建設業協会、建設業者、千葉市下水管路維持協同組合、】

（下記フローは現場における実務の運用ベースとし、関連する国費等の申請についてはこの限りではない）



※2 : 市職員の現場動員が必要な場合、災害対策本部経由で関係局に協力を要請する

※3 : 国土交通省の堆積土砂排除事業の対象とならない災害規模の場合は、環境省の災害廃棄物処理事業により環境部において実施する

1 住宅関係障害物の処理

(1) 実施者

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長（市長）が必要と認めたとき、障害物処理の実施を決定する。

なお、市限りにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 処理すべき対象

処理すべき障害物とは、住家及びその周辺に運びこまれた土石、竹木等の障害物又は建物等の倒壊により発生した障害物であり、次の条件に該当するものとする。

－ 処理すべき対象となる住家の障害物 －

- ア 障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- イ 障害物が居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの、又は出入りが困難な状態であること
- ウ 自らの資力で障害物の処理ができないもの
- エ 半壊又は床上浸水した住家
- オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(3) 処理の実施

災害救助法の適用の有無にかかわらず、都市部長（都市局長）は、本部長（市長）の指示に基づき、区本部長（区長）の意見及び周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、区本部及び関係各部（局）、（一社）の協力により作業班を編成し実施する。

また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉県災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助（障害物の除去）を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、救助を実施する。

－災害救助法が適用された場合の障害物の処理－

- ア 市は、処理対象戸数及び所在を調査する。
- イ 処理作業は、市が保有する器具・機械を使用して市が行う。
- ウ 労力、機械等が不足する場合は、県（千葉土木事務所）に要請し、隣接市からの派遣を求め、さらに不足する場合は、市内の建設業者等から資器材・労力等の提供を求める。
- エ 支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他処理のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人件費とし、1世帯あたりに要する限度額は、災害救助法の定めるところによる。
- オ 実施期間は、災害発生の日から10日以内に完了する。なお、期限内の実施が困難な場合は内閣総理大臣へ協議する。

(4) 作業上の留意事項

処理作業を実施するにあたっては、以下の点について、十分留意して行うものとする。

－ 処理作業上の留意事項 －

- ア 他の所有者の敷地内で作業が必要なときは、可能な限り、管理者、所有者の同意を得る。
- イ 処理作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の支障の生じないよう配慮して行う。
- ウ 障害物の集積場所については、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分し、また、収集作業のしやすいよう関係各部と協議して、処理作業実施者が決める。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間（資料 8-1）

2 河川等関係障害物の処理

災害時における管内河川、公共下水道・排水路等の機能を確保するため、巡視を行う。

特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の処理作業を区本部・関係各部、関係機関及び（一社）千葉市建設業協会と協力して実施する。

また、下水道管渠^{かんきょ}内で流下に支障となる障害物の処理作業を千葉市下水管路維持協同組合と協力して実施する。

※千葉市域を流下する河川（資料 1-4）

3 道路関係障害物の処理

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者※が行う。

この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

※国・県・東日本道路高速道路^{東日本道路高速道路}の管理道路については、各管理者が障害物の除去から最終処分までを行う。

4 県及び県内市町村での援助協力

市は、災害等による大量の廃棄物が発生し、単独での処理が困難な場合には、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

5 県による災害廃棄物処理

県は、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言、情報処理を行う。なお、甚大な被害を受けた市町村が、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、被災市町村が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。

第2 ガレキの処理

【環境局、都市局、建設局、道路管理者、千葉土木事務所、（一社）千葉市建設業協会、千葉県解体工事業協同組合、建設業者、解体工事業者、廃棄物処理関係業者、運送業者】

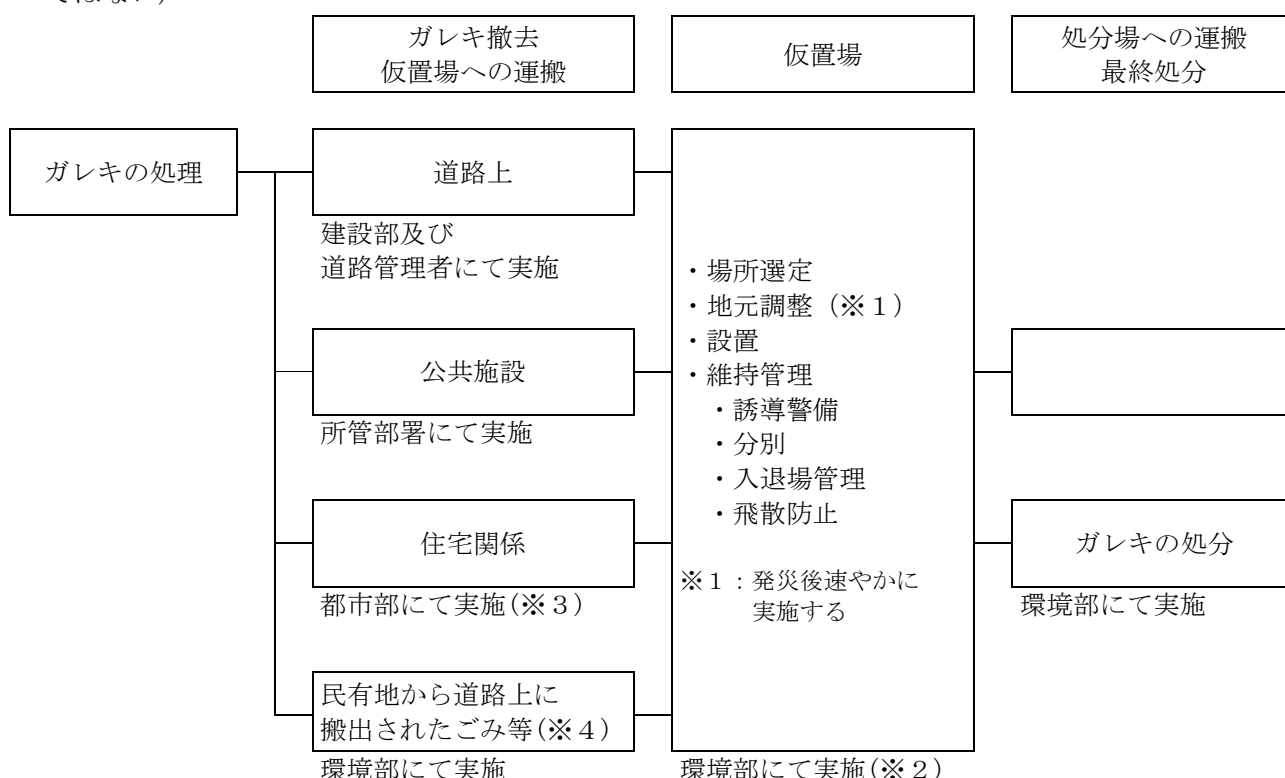
対策のありまし	大規模な災害発生により建物等の倒壊・破損・焼失、窓ガラス・屋根瓦等の落下物、倒木・自動販売機などによりガレキが大量に発生する。 また、損壊家屋・事業所等の解体時に発生する廃材・コンクリート塊・鉄筋等のガレキも長期にわたり大量に排出される。 これらのガレキを速やかに被災地から撤去し、地域の復旧を早める必要がある。(第1次処理対策) そのうえで、再利用・焼却・埋め立て等の処理を行うこととなる。(第2次処理対策) この項では、以上の措置を実施し、被災地の復旧に万全を期するための実施手順について定める。

1 ガレキ処理の体制

ガレキの被災地からの撤去、搬送、仮置場への搬入等の体制は、市の総力を上げて、次のとおり行う。

※ガレキとは千葉市災害廃棄物処理計画で規定する災害廃棄物とし、土砂崩れや倒木による土砂、樹木を除く。

(下記フローは現場における実務の運用ベースとし、関連する国費等の申請についてはこの限りではない)



※2: 市職員の現場動員が必要な場合、災害対策本部経由で関係局に協力を要請する

※3: 所有者にて対応困難な場合に限る ※4: 家屋の倒壊等の原因により道路上へ搬出された、破損家電・畳等のごみを想定するもの

※5: ライフライン関連施設については、各管理者が処理～処分までを実施するため、このフローの範囲外とする

(1) 仮置場の選定及び最終処分場の確保

ガレキを一時集積するための仮置場を選定する。具体的な選定に際しては、以下に掲げる点に留意する。

また、ガレキの最終処分について地区内だけで対応することが困難である場合は、他都市や民間処分場に協力を要請し、最終処分場の確保を図る。

－ ガレキ仮置場の選定要件 －

- ア 搬入に便利なこと
- イ 中間処理機器等の設置・使用に支障のないこと
- ウ 中長期の使用ができること
- エ 再利用・焼却・埋立て等の搬出に便利なこと
- オ 飛散防止・安全管理が容易であること
- カ 水源や病院、学校等に近接していないこと

(2) 搬送ルートの確保

大規模な災害時には、交通事情の悪化、特に道路の渋滞等が想定されることから、ガレキ等の搬送を効率的に行うための搬送ルートを早急に確保する。

2 第1次処理対策の実施

(1) 仮置場の指定

緊急輸送道路の確保や解体に伴うガレキを一時集積するための仮置場を指定する。

(2) ガレキの搬入方法

搬入に際しては、資源の再利用及び最終処分容量の減容等を図るため、種別ごとの区分を徹底する。

- ア 道路啓開によるガレキ
- イ 公共施設解体によるガレキ
- ウ 建築物等解体廃棄物

解体業者等の仮置場への搬入は、環境部（環境局）が発行する搬入許可証により行う。

- (ア) 市解体廃棄物
- (イ) 民間解体廃棄物

3 第2次処理対策の実施

仮置場に集積されたガレキの2次処理は、資源の再利用や環境に配慮し行う。

(1) 中間処理の実施

資源の再利用及び最終処分場の延命化を図るため、ガレキ仮置場に破砕機等を設置し、原則として中間処理を行うとともに、必要に応じ小型焼却炉を設置し焼却する。

ア 不燃物の処理

コンクリートがら、金属屑などの不燃物は、破砕機等を使用し、再利用しやすいように処理を行う。

イ 可燃物の処理

廃木材等の可燃物については、チップ化するなどし、再利用を図るとともに、可能な限り焼却処理を行う。

(2) 仮置場からの搬出・処理

仮置場に集積されたガレキは、中間処理を行った後、再利用先や焼却施設、最終処分場に搬出するが、可燃物については災害時相互援助協定等による協力自治体などに焼却処理を依頼するなどし、仮置場からの早期撤去を図る。

※ガレキの発生量推計方法（「千葉県災害廃棄物処理計画」）

(推計式)

ガレキの発生量＝①解体棟数×②平均延床面積×③ガレキの発生原単位
 ＝建物の全壊棟数×1棟あたり平均延床面積×ガレキの発生原単位
 ＋建物の半壊棟数×1棟あたり平均延床面積×ガレキの発生原単位
 ＋建物の焼失棟数×1棟あたり平均延床面積×ガレキの発生原単位

構造		平均延床面積 (㎡)	ガレキの発生原単位	
			可燃物系 (t/㎡)	不燃物系 (t/㎡)
木造	全壊	102.0	0.194	0.502
	半壊		0.097	0.251
	焼失		0.0582	0.502
鉄筋系建物・ その他の構造	全壊	1156.7	0.12	0.987
	半壊		0.06	0.4935
	焼失		0.036	0.987
鉄骨系建物	全壊	303.7	0.082	0.63
	半壊		0.041	0.315
	焼失		0.0246	0.63

第3 ごみの処理

【環境局、委託収集業者、廃棄物処理関係業者、運送業者】

対策のあらまし	大規模な災害時には、建物等の倒壊・破損・焼失その他により、通常時の収集・処理能力を上回る大量のごみが市内各地域において、同時多発的に発生する。 これらの大量のごみは、まず速やかに被災地から除去され地域の環境保全が優先的に確保される必要がある。(第1次処理対策) そのうえで焼却・埋め立て等の処理を行うこととなる。(第2次処理対策) この項では、以上の措置を迅速に実施し、被災地の環境衛生に万全を期するための実施手順について定める。

1 処理すべき量の推定

大規模な災害の発生により、破損した家具・ガラス・陶器類や避難所等から排出される量及び一般生活上排出される量は、以下の基準により推定し、平常時における処理計画を勘案して、ごみの処理対策実施のための検討材料とする。

(推計式)

粗大ごみの発生量(増加分)＝被害棟数×粗大ごみ発生原単位
 ＝{全壊棟数＋(半壊棟数×0.6)}×粗大ごみ発生原単位 1.03 (t/棟)

※「千葉県災害廃棄物処理計画」

※生活ごみ：平常時と同等とする。

2 ごみ処理体制の確立

(1) 処理施設の機能維持

ごみ処理施設の被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有処理能力の維持に努める。

(2) 収集体制の確保

環境事業所、委託業者及び許可業者等の人員、車両等の稼働状況を把握し、環境部（環境局）の総力をあげて収集体制を確保する。

(3) 作業計画及び処理計画の策定

被害状況及び処理すべき量等を検討し、収集・運搬・処理計画を速やかに策定する。

(4) 協力要請

災害時には、関係者の協力を得て、効率的なごみ処理体制を確立する。

ア 市民・事業者への周知・協力要請

災害時の収集体制を周知するとともに、排出方法、排出場所への運搬等について、市民・事業者の協力を求める。

なお、市民等への周知・協力要請は、災害対策本部及び区本部に対し、広報活動を要請し市の広報により行う。

イ 委託業者等への協力要請

災害に伴う対応について、委託業者、許可業者及び産業廃棄物処理業者等に協力を要請する。

ウ 他自治体への協力要請と受入体制

協定等に基づく要請等により他自治体等からの協力を得る場合は、宿泊施設等の受入体制を確保する。

本市のみで災害廃棄物の収集・処理を行うことが困難な場合、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者に応援要請する。

3 第1次処理対策の実施

(1) ごみの一時集積（仮置場）

災害の発生により、通常の経路による収集が困難な場合や短期間でのごみの焼却処分及び最終処分が困難な場合は、区本部長（区長）の意見等を聴取し、ごみの一時集積場（仮置場）を指定し被災地域からの搬出を行う。

ア 臨時ごみステーションの指定

通常の経路による収集が困難な被災地区及び避難所等に臨時ごみステーションを指定する。

指定にあたっては、安全面や環境面を十分勘案する。

イ 仮置場の指定

短期間でのごみの焼却処分及び最終処分が困難な場合の一時集積場としてごみの仮置場を指定する。

(2) 一時集積場（仮置場）の選定

一時集積場（仮置場）の具体的な選定に際しては、以下に掲げる点に留意する。なお、一時集積場（仮置場）については定期的な消毒を行う。

－ 臨時ごみステーションの選定要件 －

- ア 他の応急対策事業に支障のないこと
- イ 環境衛生に支障がないこと
- ウ 市民のごみ排出に支障のないこと
- エ 収集に伴う車両の進入が容易なこと
- オ 市民の自主管理ができること

－ ごみ仮置場の選定要件 －

- ア 搬入に便利なこと
- イ 中間処理機器等の設置・使用に支障のないこと
- ウ 一定の期間、使用ができること
- エ 再利用・焼却・埋立て等の搬出に便利なこと
- オ 飛散防止・安全管理が容易であること
- カ 水源や病院、学校等に近接していないこと

(3) ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、環境部（環境局）で作業計画を策定し決定するが、原則として、以下のとおり行う。

ア 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物

臨時ごみステーション等に排出された生ごみ等は、被災地区及び避難所等における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、環境部（環境局）は委託業者等の協力を得て、最優先で収集し、清掃工場へ搬入し焼却処理する。

イ 収集できずに道路、空地に置かれたごみ

医療衛生班（保健福祉部医療衛生部）と連携し定期的な消毒を行うとともに、直営、委託業者、他都市の応援等の協力を得て、仮置場に搬送する。

ウ 被災に伴い発生する壊れた家具、調度品などの片付けごみについては、市民・事業者に対し、ごみ仮置場への直接搬送（業者委託を含む。）の協力を要請する。

エ 仮置場への搬入に際しては、後に行う再利用・処理・処分を考慮し、原則、分別集積する。

4 第2次処理対策の実施

仮置場に集積されたごみの第2次処理対策は、資源の再利用や環境に配慮し行う。

(1) 中間処理

資源の再利用及び最終処分場の延命化を図るため、仮置場に破砕機等の機器を設置し、中間処理を行う。

(2) 仮置場からの排出・処理

ごみ仮置場に集積されたごみは、破砕等の処理をした後、再資源化施設や清掃工場、最終処分場へ搬出するが、可燃物については、災害時相互援助協定等による協力自治体に焼却処理を依頼するなどし、仮置場からの早期撤去に努める。

(3) 最終処分場の確保

災害時におけるごみの最終処分について、地区内だけで対応することが困難である場合は、他都市や民間処分場等に協力を要請し、最終処分場の確保を図る。

第4 し尿の処理

【総合政策局危機管理部、環境局、都市局、建設局、避難所担当職員、避難所運営委員会、し尿収集許可業者、その他関係業者】

対策のあらまし	大規模な災害時には、電気や上下水道の機能停止により、通常のし尿収集地域だけでなく、市内の全域において、市が収集処理しなければならない事態となり、し尿の処理量が増加すると予想される。 し尿は、防疫上の観点から、できる限り早急に収集・処理する必要がある。 環境部長（環境局長）は、収集許可業者とともに必要な体制を確立し、し尿の収集・処理を迅速に実施する。

1 既設トイレの利用

- (1) 災害後の断水等が発生した場合においても、各家庭や事業所、避難施設等では、施設内の既設トイレに被害がない場合は、その使用を最優先する。
- (2) 市民利用施設等の管理者は、施設内のトイレが使用可能な場合は、極力市民に開放する。

2 携帯・簡易トイレの利用

指定避難所となる施設で既設トイレが使用できない場合は、既設トイレの便座や個室等を活用して、施設に備蓄する携帯トイレや簡易トイレを使用する。

3 マンホールトイレへの仮設トイレの設置及び撤去

(1) 設置

大規模な災害が発生しトイレを使用することやし尿の速やかな収集・処理が困難な場合は、本部長（市長）の指示又は区本部長（区長）の要請に基づき、マンホールトイレへの仮設トイレの設置を行い対応する。

ア 下水道直結式

水源となる非常用井戸等、下水道管の被害状況を確認した後に設置を行う。その際、担当が複数にまたがることから、連携して対応を行う。

水源及び下水道に被害があり、汚水管へ流すことができない場合は、簡易便槽等を調達して使用する。

イ 貯留式

対象の施設管理者は要請に基づき設置箇所へ行き設置を行う。

貯留式については、くみ取りが必要になるので、環境部長（環境局長）に処理の依頼を行う。

(2) 撤去

下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、本部長（市長）又は区本部長（区長）がその必要が

ないと認めた段階で撤去作業を行う。

4 仮設トイレの設置及び撤去

(1) 設置

環境部長（環境局長）は、大規模な災害が発生しトイレを使用することやし尿の速やかな収集・処理が困難な場合は、本部長（市長）の指示又は区本部長（区長）の要請に基づき、備蓄する簡易トイレ及び調達による貯留式仮設トイレを設置し対応する。

設置の箇所は、汲取り処理地域及び下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。※災害用トイレ整備状況（資料3-11）

－ 仮設トイレ設置を優先する施設等 －

- (1) 避難所（避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合）
- (2) その他被災者を収容する施設
- (3) 高層集合住宅
- (4) 住宅密集地

(2) 撤去

下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、本部長（市長）又は区本部長（区長）がその必要がないと認めた段階で撤去作業を行う。

5 処理すべき量の推定

大規模な災害発生後に処理すべきし尿の量は、全壊、全焼、流失、床上・床下浸水家屋等の汲取式便槽のし尿分と、機能が停止した下水道処理区域内の世帯数から排出されるし尿分の合計とする。

以下の基準により推定し、平常時における処理計画を勘案して、し尿の処理対策実施のための検討材料とする。

（推計式）

$$\begin{aligned} & \text{し尿収集必要量} \\ & = \text{震災時し尿収集必要人数} \times \text{1日1人平均排出量} \\ & = (\text{①仮設トイレ必要人数} + \text{②非水洗化区域し尿収集人口}) \times \text{③1人1日平均排出量} \end{aligned}$$

※「千葉県災害廃棄物処理計画」

6 し尿処理体制の確立

(1) 処理施設の機能維持

し尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有処理能力の維持に努める。

(2) 収集体制の確保

収集許可業者の人員、車両等の稼働状況を把握するとともに、他自治体に応援を要請するなど、収集体制を確保する。

(3) 収集作業計画及び処理計画の策定

地区別被害状況及び処理すべき量等を検討し、収集・運搬・処理計画を速やかに策定する。

(4) 周知及び協力要請

災害時においては、関係者の協力を得て効率的なし尿処理体制を確立する。

ア 市民等への周知

災害時の収集体制及び下水道処理施設の被害状況並びにその対応について周知する。

なお、市民等への告知は、災害対策本部及び区本部に対し、広報活動を要請し市の広報により行う。

イ 収集許可業者への協力要請

災害に伴う対応について、収集許可業者に協力を要請する。

ウ 他自治体への協力要請と受入れ対策

協定に基づく要請等により、他自治体からの協力を得る場合は、宿泊施設等の受入れ体制を確保する。

本市のみでし尿の収集・処理を行うことが困難な場合、「災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者に応援要請する。

7 収集・処理対策の実施

(1) 軽微な被災地域の対応

被害の状況に応じて、とりあえずの措置として、貯留槽、便池等内の2～3割程度のくみ取りとし、各戸の当面の使用を可能にする方法をとる。

(2) 下水道処理区域の対応

下水処理施設の処理機能が確認された場合は、収集時に最寄りの汚水マンホール等から直接投入する。

(3) し尿処理施設

原則として、受入・前処理は市衛生センターで行い、前処理後は、南部浄化センターで処理する。

(4) 緊急貯留対策

施設の復旧や広域処理に対応するため、一時貯留施設として大型タンクローリーを設置する。

(5) 広域的処理対策

本市処理施設のみでの処理が困難な場合には、相互援助協定等による処理受入自治体へ搬送し、処理を行う。

第5 防疫・保健衛生

【保健福祉局、都市局、千葉県警察本部及び警察署、自衛隊、市医師会、市薬剤師会、薬業会等関係業者、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部】

対策のあらまし	大規模な災害の発生時には、水道の断水、家屋の浸水、あふれた汚水等により感染症が発生するおそれがある。 また、ガス・電気等の熱エネルギーの供給が停止した場合には、食中毒の発生が懸念される。 防疫・保健衛生対策は、災害の発生に伴う二次災害としての感染症の防止、食中毒等の発生予防のために行う。 加えて、逸走した動物による人への危害防止などの必要な措置を講じる 市が行う防疫・保健衛生活動は、保健福祉部長（保健福祉局長）が関係各部長（各局長）及び関係機関と連携し、全体の統轄事務を担当して実施する。

1 作業班の編成

- (1) 保健福祉部長（保健福祉局長）は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症疾患、食中毒の発生等を未然に防止するため、防疫、食品衛生の監視や動物救護活動等に関する各作業班を編成する。
- (2) 各作業班の構成は、災害の状況に応じて、そのつど保健福祉部長（保健福祉局長）が決定する。

2 防疫・保健衛生活動の実施

(1) 全体統轄

- ア 保健福祉部長（保健福祉局長）は、区本部及び医療救護班からの通報、避難所・被災地等からの通報等により、災害発生時の感染症・食中毒等の発生状況を把握する。併せて青葉病院の隔離病床収容力を確認する。
- イ 感染症が発生したときは、患者を隔離・搬送するとともに、搬送後、速やかに本部長（市長）及び区本部長（区長）へ報告する。
 なお、隔離病舎に収容することが困難な場合は、県（健康福祉部）と協議して、適切な場所に臨時の隔離病舎を設け収容する。
- ウ 作業班を編成して、防疫・保健衛生活動及び動物（ペット）対策活動を実施する。
- エ 各作業班の要請により災害対策本部及び区本部に対し市民への広報活動の実施を依頼する。
- オ 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請を検討する。

(2) 防疫活動

防疫活動に関し編成する作業班の行う作業分担は、次のとおりとする。

- ア 感染症予防班
 - (ア) 被災地及び避難所における感染症患者等の早期発見
 - (イ) 感染症予防に必要な防疫指導等の実施
- イ 細菌検査班
 - 感染症患者等の発生時における健康診断に伴う細菌検査の実施
- ウ 防疫班
 - (ア) 感染症患者等の移送
 - (イ) 患者の家屋等に対する消毒作業の実施
 - (ウ) ねずみ族・昆虫等駆除の実施

(3) 環境衛生監視

避難所及び被災地における生活環境の確保に関し、作業班の行う作業分担は、次のとおりとする。

- ア 消毒作業班
 - (ア) 清潔保持についての指導
 - (イ) 避難所に設置される仮設トイレ等の消毒の実施
 - (ウ) 死亡獣畜の処理指導
- イ 飲料水検査班
 - (ア) 応急給水活動に伴う衛生検査の実施
 - (イ) 被災地における特定建築物及び簡易専用水道等を有する大規模ビルの給水設備及び飲料水の検査
 - (ウ) 行政用井戸、個人用井戸等の検査
 - (エ) 公衆浴場等入浴施設に係る情報提供

(4) 食品衛生監視

食品衛生監視活動に関し編成する作業班の行う作業分担は、次のとおりとする。

ア 食品衛生監視班

- (ア) 臨時給食施設や食品取扱い施設の監視指導
- (イ) 緊急調達食品等の衛生指導及び不良食品の排除指導
- (ウ) 食中毒発生時の処理
- (エ) 食品衛生対策の広報

イ 食品衛生検査班

食品等の検査

ウ 食鳥肉衛生検査班

食鳥肉処理場における食鳥肉の検査・指導

エ 地方市場検査班

- (ア) 千葉地方卸売市場を流通する食品の監視指導及び検査
- (イ) 不良食品の排除

(5) 動物救護活動等の実施

動物救護班の作業は次のとおりとする。

ア 県衛生指導課・(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部等との連絡調整

イ 情報収集及びボランティア等との連絡調整

ウ ペットの保護、飼育管理、治療

このほか、千葉県が定める「災害時動物救護マニュアル」に基づき、関係団体と共同で実施する。

また、危険動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携を下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

3 防疫用薬剤・資機材の確保

初期防疫活動は、市が備蓄する分を使用して行う。市備蓄分で不足する時は、市薬剤師会、防疫用薬剤・資機材取扱い業者等に協力を要請し調達する。

※市備蓄防疫用薬剤・資機材の現況（資料 3-14）

第6 行方不明者及び死体の搜索・収容・埋葬

【保健福祉局、各区、千葉県警察本部及び警察署、自衛隊、千葉海上保安部、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部、葬祭関係業者等】

対策の あらまし	県地域防災計画の定めるところにより行方不明者及び死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、本部長（市長）が行う。 また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間（一般基準）の範囲において救助（障害物の除去）を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長（市長）は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、救助を実施する。 なお、市限りで対応不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

1 安否情報照会・搜索依頼の受付

安否情報に関する照会は、別途定める「安否情報事務の手引き」により区被災者支援班が受け付け、回答を行う。

家族等から被災者の安否情報の照会があったときは、個人情報の保護に関する法律の規定にかかわらず、被災者等の権利利益を不当に害するおそれがない範囲内で家族等に回答できる。

この場合、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底するよう努める。

また、避難住民・死亡住民等のリストに被照会者が掲載されておらず、搜索が必要と判断される者については、要搜索者リストを作成し、その者を記載する。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集する。また、県は要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

2 搜索の実施

搜索は、要搜索者リストに基づき、消防隊が警察署、自衛隊その他の関係機関及び市民等の協力を得て、以下のとおり実施する。

－ 搜索活動実施の手順 －

- (1) 搜索活動は、消防隊・消防団及び自衛隊その他関係機関が連絡を密接にとりながら実施する。
- (2) 搜索活動中に死体を発見したときは、区本部及び所轄警察署に連絡する。
- (3) 発見した死体は、現地の一定の場所に集め、所要の警戒員を配置し監視を行う。
- (4) 搜索の実施期間は災害発生の日から10日以内とする。

(※以下3「死体の検案」へ)

3 死体の検案

原則として、区本部長（区長）の指定する遺体収容所（安置所）において警察官等が調査（検視）した後の死体は、医療衛生班（保健福祉局医療衛生部）がその処理を引継ぎ、遺体収容所（安置所）の一部を検案所として次のとおり検案を実施する。

なお、死亡者が多数発生し、遺体収容所（安置所）内に検案所を設けることができない場合は、医療衛生班長（医療衛生部長）の指示に基づき寺院その他公共施設等を検案所に指定し開設する。

－ 死体検案の手順 －

- (1) 死体の検案は、医療衛生班（保健福祉局医療衛生部）が市医師会、歯科医師会等の協力を得て実施する。
- (2) 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、検案書を作成する。
- (3) 身元不明者については、死体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人相、所持

品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。

- (4) 検案を終えた死体は、引き続き遺体収容所（安置所）に安置し、検案書とともに区本部に引き継ぐ。（※以下4「死亡住民に係る情報収集及び死体の収容・安置」へ）

なお、検案所を遺体収容所（安置所）の外に設ける場合の輸送については、医療衛生班（保健福祉局医療衛生部）が関係各部、各機関の協力を得て、実施する。

4 死亡住民に係る情報収集及び死体の収容・安置

検案を終えた死体については、医療衛生班（保健福祉局医療衛生部）、区本部、警察署、町内自治会、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり、収容・安置する。

－ 死体の収容・安置の手順 －

- (1) 区本部長（区長）は、あらかじめ協力を得た市内の寺院又は市民の避難状況を考慮した上で指定、若しくは事前に指定した公共施設等死体収容に適切な場所を選定して、死体収容所（安置所）を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
 - (2) 死体の検案書を引き継ぎ、死体処理台帳を作成し、安否情報収集様式（死亡住民用）の記入を行う。
 - (3) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
 - (4) 遺族その他より死体引き受けの申し出があったときは、死体処理台帳により整理し、安否情報の照会に対する回答の意向を確認し安否情報収集様式（死亡住民用）に記入の上、死体を引き渡す。
 - (5) 区本部避難所班は回収した安否情報収集様式をもとに、死亡住民記録簿を作成し、区本部長（区長）を通じて本部事務局へ報告する。なお、CHAINS（千葉市行政情報ネットワークシステム）が利用可能な場合には、指定のファイルへの入力をもって作成・報告に代える。
 - (6) 区本部長（区長）は死体引受人が見つからない死体については、検案書等により死体火（埋）葬の手続きを行う。
 - (7) 医療衛生班（保健福祉局医療衛生部）は、市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品・仮葬祭用品等必要な器材を確保する。
- （※以下5「火葬・埋葬」へ）

5 火葬・埋葬

医療衛生班（保健福祉局医療衛生部）は、死体火（埋）葬許可証の発行された死体を火葬及び埋葬するため、適切な措置を講じる。

引き取り手のない死体の取扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、以下のとおり区本部長（区長）の要請に基づき、応急措置として、死体の千葉市斎場への輸送、火葬（仮埋葬）を実施する。

なお、死体の輸送については、県広域火葬計画に基づき協定を締結した民間葬祭業者等に依頼し行うが、必要に応じて、死体輸送用の車両の確保を行うとともに、「死体輸送班」を編成する。

また、死体が多数である又は設備等の被災により千葉市斎場で火葬が困難な場合は、医療衛生班（保健福祉局医療衛生部）は本部長（市長）の指示により県知事に対して広域火葬に対する必要な措置を要請する。

※搜索受付から火葬・埋葬までの様式（資料 8-5）

－ 死体の火葬・埋葬の手順 －

- （1）引き取り手のない死体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- （2）火葬又は埋葬に付する場合は、火葬・埋葬台帳により処理する。
- （3）遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付のうえ、保管所に一時保管する。
- （4）家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ、引き渡す。
- （5）死体が多数のため、市営桜木霊園、平和公園で対応できないときは、市内寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
- （6）仮埋葬した死体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に改葬する。
- （7）火葬・埋葬期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第7 環境保全対策

【環境局、保健福祉局（保健所）、消防局、警察署、市医師会等】

対策のあらまし	大規模の災害では各方面に多大な被害を与えるが、市民の都市生活を支える健全な環境にも大きな影響を与えることが想定される。 このため、大気・水質等の環境モニタリング調査を緊急に実施、二次災害の発生防止・粉じん・アスベスト対策等を速やかに講じ適切な環境保全の確保に努める。 また、公害認定患者に対する効果的な診療体制の整備等公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）等の業務の円滑な運用を図る。 対応にあたっては、国、県、近隣市町その他関係機関との連携・応援を得て実施する。 なお、毒物劇物に起因する場合には保健所、警察署及び消防機関と連絡調整を図り適切な処置を行う。

1 工場・事業場緊急実態調査（二次災害の発生防止）

工場・事業場の環境関連施設の被害状況、有害物質等の漏出事故、規制基準の遵守状況の緊急実態調査を行い、大気汚染・水質汚濁による二次災害の発生防止に努める。

- （1）緊急立ち入り調査、指導
- （2）施設点検・整備・法令手続きの徹底等文書通知
- （3）被害状況のアンケート調査
- （4）公害関係法令・協定に基づく事故報告書受理
- （5）復旧時における公害防止施設等の建設に際し、法基準の遵守指導を行う。

2 環境モニタリング調査

- （1）環境モニタリング設備等被害状況調査

大気・水質監視テレメータシステム等測定機器の被害状況を把握し、復旧に努める。

- （2）環境モニタリング緊急調査

有害物質の漏出・飛散、建築物の解体に伴う粉塵等による大気・水質への環境影響を把握し、アスベスト飛散防止やフロン回収等二次災害の発生防止のための必要な対策を講じるよう努める。

ア 大気汚染

- (ア) 有害物質調査
- (イ) 粉じん・アスベスト調査
- (ウ) 解体廃棄物の野焼き調査、ダイオキシン・塩化水素等

イ 水質汚濁

- (ア) 公共用水域水質調査（健康項目、生活環境項目）
- (イ) 地下水水質調査（健康項目）

3 公害健康被害の補償等に関する法律等の円滑な運用

公害認定患者の効果的診療体制の整備、相談窓口の開設等公害健康被害の補償等に関する法律等の業務の円滑な運用を図る。

- (1) 安否・所在確認、保健師による訪問療養指導
- (2) 相談窓口の開設
- (3) 認定更新申請手続きの特別措置の検討
- (4) 公害医療手帳の焼失・紛失者に対する療養等給付措置の検討

4 公害苦情相談

大気汚染・水質汚濁・騒音・振動等公害苦情の適切な対応を図る。

第17節 教育対策**【教育委員会、県総務部、県教育庁】**

災害発生時は学校等における児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童・生徒に対しての支援も行う。

第1 事前にとるべき措置

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

1 措置のあらまし**－ 事前準備 －**

- （１）学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、学校防災計画を作成し、周知する。
- （２）災害の発生に備えた対策及び措置を講じなければならない。

2 役割のあらまし**（１）教育長**

- ア 大規模な災害時に備え、学校安全計画を作成、実施するとともに、学校防災計画の作成等を学校長に対して指導助言する。
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達する。

（２）学校長

- ア 学校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、学校防災計画を作成し、周知する。
- イ 学校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - （ア）計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
 - （イ）児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。特に、校外学習等、児童生徒が校外に出る場合には、災害発生に備え、中止基準、連絡体制の確保等、防災に係る計画を作成するものとする。
 - （ウ）教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
 - （エ）勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
 - （オ）通学が広範囲となる学校においては、交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

（３）教職員

教職員は常に災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して応急教育体制に備える。

第2 災害発生直後の体制

各学校は、災害に備え、学校がどのように対応するかの方方向性を示した千葉市学校総合防災マニュアル等を活用し、児童・生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

1 措置のあらまし

－ 災害発生直後にとるべき措置のあらまし －

- (1) 状況に応じ緊急避難の指示及び誘導を行うとともに、教育長と連絡の上臨時休校等適切な措置をとる。
- (2) 児童・生徒・職員・施設設備の被害状況を速やかに把握し教育長に報告する。
- (3) 被災した地域等からの避難者があった場合は、区本部長（区長）に対して人数、状況等を速やかに報告する。
- (4) 避難所の開設等災害対策に協力するため、職員の配備、役割分担計画の策定など、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立するとともに、勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じ必要な教職員を招集する。
- (5) 学校安全計画に基づき、臨時の学校編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- (6) 応急復旧計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

2 役割のあらまし

(1) 教育長

学校長に対して適切な緊急対策を指示するとともに、所轄の学校ごとに分担を定めて、情報及び指令の伝達について万全を期するものとし、併せて、学校運営指導、衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の応急・復旧対策の総括にあたる。

(2) 学校長

- ア 学校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- イ 学校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会へ報告しなければならない。
- ウ 学校長は、状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。
- エ 学校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- オ 学校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- カ 応急復旧計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(3) 教職員

- ア 所定の計画に基づき、学校長とともに必要な措置を行う。
- イ 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の計画に基づき、所属の学校に参集し、市が行う避

難所対応等、災害応急対策に協力するとともに、応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

第3 応急教育の実施

1 防災教育計画の策定

学校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画や学校防災計画を作成し、教職員に確認させておくとともに、児童等にも事前に指導しておく。

2 施設・職員等の確保

- (1) 学校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、教育長と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。

災 害 の 程 度	応急教育実施のための場所（予定）
学校の校舎の一部が被害を受けた場合	ア 教室 イ 特別教室 ウ 二部授業の実施
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	ア 近隣学校の校舎等
特定の地域全体について、相当大きな被害を受けた場合	ア 市民の避難先の最寄りの学校、公共施設等 イ 応急仮設校舎の設置

- (2) 学校長は、教職員を掌握するとともに学校施設設備の点検等を行い、児童・生徒等に対しては被災状況を調査し、教育長と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- (3) 教育長は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。
- (4) 教育長は、被災学校の学校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

3 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、そのつど状況に応じて、学校長が決定するが、初期においては、おおむね以下のとおり行う。

- (1) 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
ア 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 イ 衣類、寝具の衛生指導 ウ 住居、便所等の衛生指導 エ 入浴その他身体の衛生指導	ア 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 イ 児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。 ウ 避難所としての対応があったときには、避難住民と共存する方策を講じる。

(2) 学習に関する教育内容

- ア 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。
- イ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育、理科の衛生等を主として指導する。
- ウ 年間指導計画の見直しを図り、個に応じた指導の工夫や授業時数不足に対する対応を講じる。
- エ 被害等の状況（含教職員等）に応じ、児童生徒が主体的に学習できる環境等にも配慮する。

(3) こころのケア対策に関する内容

- ア 精神的に不安定な状態にある児童生徒等のこころの健康について相談に応じる係を教育委員会内並びに学校内に設ける。
- イ 被災した児童生徒等（含教職員）の心理的ストレス等に対し、学校カウンセラーや精神科医等、専門家の協力を得て、学校等を巡回相談する体制を整える。
- ウ 児童生徒や教職員自身に対するこころのケア対策についての研修を実施し、その充実を図る。

4 その他の留意事項

- (1) 施設内における児童・生徒等の救護は原則として、学校長の指示のもとに養護教諭等がこれにあたるものとして、随時最寄り校の校医等が求めに応じて補充要員として加わるものとする。
- (2) 学校給食については、原則として一時中止するものとし、学校給食が再開されるまでの範囲内において、被災者の炊き出しのために施設等を使用することができる。
 教育長は、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定のうえ、本部長（市長）に報告する。
 なお、市から物資等の調達に関して県に要請した場合には、協力が得られる。
- (3) 教育委員会内に、他県・他市町村へ転出していった児童生徒との連絡・相談あるいは情報を提供する係を設ける。また、行き場のない被災児童生徒等の受入れ家庭をあっせんするための（仮称）相談センターを開設する。
- (4) 可能な限り、各避難所等に、受験生向け「学習コーナー」等を設置するなどの配慮をする。

第4 学用品の調達及び支給

1 給与の対象

災害により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある児童・生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

- (1) 災害によって住家が流失、半壊及び床上浸水の被害を受けた学校児童・生徒であること。
- (2) 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

2 給与の期間

災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書及び教材は1か月以内、その他については15日以内と定められている。

ただし、交通通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長することができる。

3 給与の方法

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長（市長）が教育長に命じて、教育委員会及び各学校長の協力のもとに、調達から配分までの業務を行う。

ただし、学用品等の調達及び給与の実施の困難な場合には、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

また、全国（海外を含む）から提供された学用品等の受入れと、その配布を行うための係を設け、その対応にあたる。

なお、調達・県への要請にあたっては、実施に必要なものに限り、被害別、学年別の学用品購入計画を立てる。

文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

小学校児童及び中学校生徒の教科書及び教材は、「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又はその承認を受けているものであること。

高等学校生徒の教科書及び教材は、正規の授業で使用する教科書及び教材であること。

文房具は、ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等とし、通学用品は運動靴、傘、カバン、長靴等とする。

4 費用の限度

被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間（資料8-1）

5 授業料等の減免・育英補助の措置

市は被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を策定しておく。

第18節 公共施設等の応急対策

第1 道路・橋梁

【建設局、千葉国道事務所、千葉土木事務所、東日本高速道路(株)、(一社)千葉市建設業協会、警察署】

災害が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、う回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

対策のあらまし	災害が発生した場合、各道路管理者等は、地震の規模に応じた応急対策体制を確立し、所管の道路・橋梁について被害状況を速やかに把握し、以下のとおり道路交通の確保を図ることとなっている。 － 業務のあらまし － 1 ライフライン占有者、建設業者からの道路情報の収集、パトロールカーからの情報収集等から被災情報を把握する。 2 必要に応じ、う回路を選定する。 3 交通規制等の措置等の利用者の安全策を講じる。 4 必要に応じパトロールカーやその他広報媒体（HP・SNS等）による広報を行う。 5 被害の状況や施設の緊急度等に応じて被災道路・橋梁の応急並びに復旧措置を行う。 なお、応急復旧に要する作業は、あらかじめ締結する協定に基づき、(一社)千葉市建設業協会等に協力を要請する。

1 災害時の応急措置

部局・機関名	応急措置のあらまし
建設局 (市)	(1) 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて、道路パトロール、ライフライン施設占有者、建設業者、区本部・警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。この場合、収集した情報を本部長（市長）に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。 (2) 道路管理者は、早急に被害状況を把握するとともに、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。 (3) 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。 緊急のため、そのいとまがない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり事後連絡するものとする。
関東地方整備局 (千葉国道事務所)	被害状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。

部 局 ・ 機 関 名	応 急 措 置 の あ ら ま し
東日本高速道路（株） （京葉道路・東関東自動車道・館山自動車道・千葉東金道路）	（１）通行車及び道路の被害状況等を早期に把握し、迅速かつ安全な道路交通の確保を行うため、震災点検を行う。 （２）災害が発生した場合、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行う。通行止めを実施しているときは、上下車線が分離されている道路にあたっては、少なくとも上下線各１車線又は片側２車線を、分離されていない道路にあたっては、１車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

2 応急復旧対策

部 局 ・ 機 関 名	応 急 措 置 の あ ら ま し
建 設 局 (市)	災害により被害を受けた市道については、原則として、緊急輸送道路を優先し、次のような実施手順に従って、応急復旧を行う。 （１）応急復旧目標 応急復旧は、片側２車線以上の場合、上下各１車線、計２車線の啓開を基本とし、２車線道路の場合は１車線分の啓開を基本として、通行が確保できるように行う。 （２）応急復旧方法 ア 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。 なお、状況によっては仮舗装を行う。 イ 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。 ウ 路面やのり面の崩壊については、土俵羽口工、杭打積土俵工等の水防工法により行う。 エ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。 オ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端にたい積するものとする。 カ 落下した橋梁、若しくはその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関との連絡のうえ、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講じる。 なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷きならべ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。 キ 上記作業について、市限りで処理できない場合は、速やかに隣接市、県及び自衛隊に応援要請の手続きをとる。 （本章第４節「広域連携体制」参照）
関 東 地 方 整 備 局 （千葉国道事務所）	パトロールによる調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路としての機能回復に努める。
東 日 本 高 速 道 路 （株） （京葉道路・東関東自動車道・館山自動車道・千葉東金道路）	災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。この場合において通行止めを実施しているときは、少なくとも上下車線が分離されている道路にあつては上下線各１車線又は片側２車線を、分離されていない道路にあつては１車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

※大雨の時、通行に注意を要する道路（資料４-9）

第2 河川・海岸保全及び内水排除施設

【建設局、千葉土木事務所、県千葉港湾事務所、（一社）千葉市建設業協会】

対策のあらまし	風水害により河川堤防や護岸施設、海岸保全施設、内水排除施設等が破損したときは、市及び県県土整備部は、被害状況を速やかに把握し、各施設を所轄する機関と協力して、応急復旧に努めるとともに、排水に全力をつくす。 なお、本計画に定めのない事項については、市水防計画及び県水防計画によるものとする。

1 市建設局

風水害の発生に伴う被害を軽減するため、市域内の水防活動が十分に行いうる体制を確立し、次のとおり行う。

- (1) 施設管理者は、管内地域について、水位測定の監視を強化するとともに、必要に応じて、工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。
- (2) 施設管理者は、ポンプ場、水門、^{りっこう}陸閘、胸壁等施設について、破壊、故障・停電等による運転不能の被害が生じた場合は、土のう、矢板等により応急に締め切りを行うとともに、県県土整備部に報告し移動ポンプ車等の派遣を要請し排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。
- (3) 施設管理者は、低地帯等が河川、内排水路の洪水、^{いっすい}溢水等により浸水被害が発生した場合は、密に連絡して、市所有の可搬式ポンプを使用して排水に努める。

なお、能力不足のときは、（一社）千葉市建設業協会のポンプ、労力応援を要請して応急排水を実施する。

2 県県土整備部（千葉土木事務所・県千葉港湾事務所）

- (1) 県千葉土木事務所は、市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する。なお、大規模なものについては直接実施する。
- (2) 県千葉港湾事務所は、予測される水位・潮位等を総合的に判断し、水門、ゲートの開閉に関し、適切に指示する。

※千葉県重要水防箇所図（資料 2-19）

第3 港湾施設

【県千葉港湾事務所、千葉海上保安部、千葉港運協会、その他千葉港関連業者、（都市局、消防局）】

1 港内の船舶安全対策

県千葉港湾事務所長は港内における船舶の安全を確保するため、港湾法（昭和25年法律第218号）等海事関係法令に基づき諸規制の厳正な励行監視と各関係特定事業所等の防災体制の確立強化に努める。

2 着積中の船舶安全対策

- (1) 危険物船舶の停泊については、港長の指揮監督下におくとともに、停泊する港内の岸壁等のバースについて、あらかじめ危険物の種類及び許容量をもとにバース単位に区分を設定し、着積、荷役時等の災害予防を図る。
- (2) 港長は危険物を専用に荷役するバース管理者に対し、次の点について指導促進する。
 - ア 着積船舶数の適正配置と着積船舶とバース内の移動空間確保等泊地環境の整備
 - イ 防消火設備、海洋汚染防止設備及びその他の安全防災設備の配置
 - ウ 保安距離の確立及び火気管理
 - エ 応急措置体制の確立
 - オ その他
 - ※千葉県重要水防箇所図（資料 2-19）
 - ※千葉港公共港湾施設の概況（資料 2-23）

3 海上における避難

- 港内において、災害が発生し、又は災害のおそれが予想され、在泊船舶等に被害の及ぶおそれがある場合は、千葉海上保安部長は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（略）第 39 条の 2、第 42 条の 5 又は第 42 条の 8 に基づき、港長は、港則法（昭和 23 年法律第 174 号）第 39 条 3 項に基づき、次の要領により在泊船舶等を危険海域から避難させる。
- (1) 関係船舶・船舶会社・船舶代理店・岸壁管理者・港湾管理者・曳船協会等の等関係者への避難勧告又は命令
 - (2) 災害発生海域及び危険物積載船舶等の状況を検討した避難順序の周知徹底
 - (3) 東京湾海上交通センター及び巡視艇による通航船舶の監視警戒並びに管制信号等による安全確保

第4 その他の社会公共施設

【施設所管局区等、施設管理者、県危機管理政策課、警察署、市医師会等関係医療機関】

対策のありまし	風災害等により施設や設備が被災したとき、各施設の管理者は、利用者・入所者の安全の確保をまず図る。そのうえで施設が災害時に果たすべき公共的役割を踏まえ、被害状況を所管部へ速やかに報告し、必要な復旧対策の実施を求めるとともに、施設保全のための自主的な災害対策活動を実施することとなっている。 また、各施設を所管する各部長（各局長）は、災害発生後速やかに被害状況の把握に努め、利用者・入所者の安全確保等必要な応急措置を指示するとともに、緊急度に応じて応急復旧対策を講じることとなっている。 この項では、災害時における後方医療施設ともなる青葉病院等、不特定多数の利用者が想定されるコミュニティセンターや図書館等の「その他公共施設」及び「文化財の保護」に関し、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため各所轄機関がとるべき応急措置のありましを示している。

1 医療機関等

- (1) 施設利用者・入所者の安全確保

ア 入院患者の避難対策については、担架等用具を必要とする者と単独歩行可能な者の分別を常に把握し、災害時において適切な避難措置を講じる。

イ 外来患者等の避難対策については、所定の避難計画に基づき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて本部へ速やかに報告する。

ウ 場内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講じる。

特に、ラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。

(2) 施設建物の保全

ア 停電時の措置

自家発電装置に切り替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。

なお、自家発電装置が被害により機能しない場合は、本部に連絡し発電機その他必要な機材の調達を依頼する。

イ 給水不能時の措置

水道施設が被災した場合は、本部に連絡し緊急給水を要請する。

ウ ボイラー使用不能時の措置

医療機器の蒸気消毒、暖房及び患者の給食は、電気、LPG又は固形燃料等に切り替え、それぞれ処理する。

エ 重要器材等の保管措置

(ア) 手術用器材、簡易ベッドその他緊急必要機材については、常に安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。

(イ) 放射線使用施設については、災害の状況に応じて、立ち入り禁止等危険防止の措置を講じる。

2 その他の社会公共施設

(1) 施設利用者・入所者の安全確保

ア 避難対策については、あらかじめ特に綿密な計画を策定しておき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて、所管部又は区本部へ速やかに報告する。

イ 場内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講じる。

特に、ラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。

ウ けが人等の発生時には、応急措置をとるとともに、本部・区本部及び関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。

エ 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。

オ 社会教育施設等において、災害が発生した場合の各種事業の続行若しくは中止の決定については、施設の管理者が利用者の安全確保を第一に行う。

(2) 施設建物の保全

ア 応急措置

施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ次の措置をとる。

－ 応急措置が可能な程度の被害の場合 －

- (ア) 危険箇所があれば緊急保安措置を実施する。
- (イ) 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。
- (ウ) 電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、本部又は区本部を通じて、関係機関と連絡をとり、応援を得て実施する。

－ 応急措置が不可能な被害の場合 －

- (ア) 危険防止のための必要な保全措置を講じる。
- (イ) 防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のため必要がある場合は、本部又は区本部を通じて、仮設建築物の建設等の手配を行う。

イ その他の留意事項

- (ア) 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査
特に避難所となった施設は、火災予防について、十分な措置をとる。
- (イ) ガラス類等の危険物の処理
- (ウ) 危険箇所への立ち入り禁止の表示

3 文化財の保護

文化財の保護について、次の措置を講じる。

- (1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は、直ちに消防機関へ通報するとともに、本部（教育長）へ被害の状況を報告する。
- (2) 教育長は、所有者、管理者等から被害の状況について報告を受けたときは、速やかに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置をとるよう指示する。
- (3) 関係機関は、被害を受けた文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講じる。

4 都市公園施設

風水害により園路・広場、管理施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第19節 ボランティアとの連携

【総合政策局、市民局、保健福祉局、各区、市社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部、市国際交流協会、日本アマチュア無線連盟千葉県支部、その他ボランティア活動団体・個人】

大規模災害発生時においては、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、市は日本赤十字社、市社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図るとともに、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、ボランティアの自主性を尊重しつつ、効果的な応急対策を実施するものとする。

市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が市と協力し設置する。市社会福祉協議会が中心となって運営し、市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その運営を支援する。

また、市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努め、ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第1 災害ボランティアの分類

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また、行政や防災関係機関等が行う応急対策を、自発的に、支援する個人や団体」である。

災害ボランティアは「一般ボランティア」と「専門（技術）ボランティア」に分けることができる。

1 一般ボランティア

発災時に炊き出し、がれきの片づけなど労務を提供するボランティア

2 専門（技術）ボランティア

医師や看護師、通訳、建物危険度判定など建築・土木関係の専門家、手話・外国語通訳者などの専門家

第2 災害ボランティアの活動分野

1 一般分野

- (1) 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- (2) その他被災地における軽作業等
- (3) 救援物資や義援品の仕分け
- (4) 避難所の運営補助
- (5) 炊き出し、食料等の配布
- (6) 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）

2 専門分野

- (1) 救護所での医療救護活動

- (2) 被災宅地危険度判定
- (3) 外国語の通訳、情報提供
- (4) 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- (5) 被災者への心理治療
- (6) 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- (7) その他専門的知識、技能を要する活動

第3 災害ボランティアとして活動する個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、積極的に協力を求めることとする。

1 個人

- (1) 被災地周辺の市民
- (2) 被災宅地危険度判定士
- (3) ボランティア活動の一般分野を担う個人
- (4) その他

2 団体

- (1) 日本赤十字社千葉県支部
- (2) 市社会福祉協議会
- (3) 千葉市消防支援隊
- (4) 一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- (5) その他NPO法人・ボランティア団体等

第4 災害ボランティアの受入れ体制の整備

市は、災害時にはボランティアへの積極的な参加を呼びかけるとともに、活動分野に応じた受入れ体制を整備する。

なお、市災害ボランティアセンターの設置・運営については、「千葉市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書」に基づき実施する。

また、市に災害救助法を適用した場合において、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

1 一般ボランティアの受入れ体制の整備

- (1) 市災害ボランティアセンター等の設置

市社会福祉協議会は、市から市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する要請があった場合には、市（本部）及び区（区本部）と連携を図り、一般分野のボランティアの活動拠点となる市災害ボランティアセンター及び現地センターを開設する。また、市は平常時より、そのための体制づくりを支援する。

ア 市災害ボランティアセンターの業務

- （ア）市（本部）との連絡・調整
- （イ）全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
- （ウ）災害ボランティアに関する各種情報の収集・整理・提供
- （エ）被災者ニーズの把握
- （オ）一般ボランティアの受付・登録・派遣・コーディネート
- （カ）区本部（区）との連絡・調整

（2）本部・区本部の支援

- ア 活動拠点の提供
- イ 資材・機材・設備等の提供
- ウ 運営費等の支援
- エ 被害状況等の情報提供
- オ 被災者ニーズに関する情報の提供
- カ ボランティア募集の広報

（3）登録・派遣について

- ア 市災害ボランティアセンター及び千葉県が設置する広域災害ボランティアセンターにおいて受入れ、登録する。
- イ 市災害ボランティアセンターで受入れた災害ボランティアについては、市内のボランティア需要状況を基に派遣する。また、広域災害ボランティアセンターで受け付けたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を市災害ボランティアセンターと調整の上、派遣する。
- ウ さらに、全国規模での活動希望が予想される場合には、近隣都県の協力を得て受け付け、登録事務を進めるものとする。
- エ 千葉県及び市災害ボランティアセンターによる登録を経ずに、直接現地へ来たボランティア希望者については、設置されている市災害ボランティアセンター又は現地センターの窓口において受付を行い、災害ボランティア活動に従事する。

（4）食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所は、自己調達を基本とする。

（5）市災害ボランティアセンター及び現地センターの設置場所

市災害ボランティアセンター及び現地センターの設置場所については、次のとおりとする。

名 称	設 置 場 所
市災害ボランティアセンター	千葉市ハーモニープラザ内(千葉市中央区千葉寺町1208番地2)
現地センター	市と市社会福祉協議会が協議のうえ決定

(6) 活動費用の負担及び資機材の確保

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて市が負担する。ボランティアが活動に必要なとする資機材については、市と市社会福祉協議会が相互に協力して確保する。

(7) ボランティア活動保険への加入

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、市災害ボランティアセンターは市内で活動する一般ボランティアの把握に努め、ボランティア活動保険の加入を勧める。

2 専門ボランティアの受入れ体制の整備

(1) 市（本部）は、市が実施する業務を担う専門ボランティアを受入れるため、窓口を各部に開設し、これを統括する。

受入れの窓口となる各部は、関係機関・団体への要請や受付・登録、活動拠点の提供、派遣等の業務を行う。

市担当部局によるボランティア登録

活 動 分 野	個 人 ・ 団 体	受 入 れ 窓 口
医 療 救 護	医師、看護師、薬剤師、 歯科医師、歯科衛生士	保健福祉局医療衛生部
被災建築物応急危険度判定	被災地建築物応急危険度判定士	都市局建築部
要配慮者支援	各 種 関 係 団 体	保健福祉局高齢障害部、 こども未来局こども未来部 こども未来局幼児教育・保育部
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)千葉県国際交流協会	市民局市民自治推進部
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	総合政策局危機管理部
応急救護活動等	消防職・団員OBによる消防支援隊	消防局総務部

(2) ボランティア活動保険への加入

市は、ボランティアの活動を支援するため、専門ボランティアの把握に努め、ボランティア活動保険への加入を活動の条件とする。

3 県の受入れ体制

県の専門ボランティア受け入れ窓口は以下の通りである。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

県担当部局によるボランティア登録

活 動 分 野	個 人 ・ 団 体	受 入 れ 窓 口
医 療 救 護 、 地 域 保 健	医師、看護師、薬剤師、歯科医師、 保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課

活 動 分 野	個 人 ・ 団 体	受 入 れ 窓 口
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	各 種 支 援 団 体	健康福祉部 高齢者福祉課
障害者支援	各 種 支 援 団 体	健康福祉部 障害福祉課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビ ューロー語学ボランティア、災害 時外国人サポーター	総合企画部 国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部防災対策課

※平時に登録を行っている。

4 ボランティアニーズの把握

市は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

市災害ボランティアセンターは、市との連絡を密にするとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、市域のボランティアの需要状況の把握に努める。

5 各種ボランティア活動団体等との連携

市は、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

第5 ボランティアの育成とボランティア意識の啓発

市社会福祉協議会や関係団体との連携により、大規模災害時においても有効な活動が展開できるよう、平常時から市民が自発的にボランティア活動に参加できる環境づくりや団体等の主体性を尊重した運営が図れるよう、ボランティア意識の啓発やボランティアリーダーの養成等を行う。

1 ボランティア意識の啓発

広報等を通じて、ボランティア精神と意義の啓発を行い、防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるとともに、ボランティア意識の醸成を図る。

2 ボランティアリーダーの養成

ボランティアの資質の向上を図るとともに、学習会等を開催することにより、その活動の中で指導的な役割を担う、ボランティアリーダーの養成を行う。

3 研修・訓練

災害時においても、また、他都市への支援においても、ボランティア活動が有効に展開できるような活動メニューを盛り込んだ研修・訓練等を実施する。

4 ボランティア団体の組織化

平常時から登録ボランティア団体等が地域や拠点において相互に交流・協力を深め、それぞれが役割分担をしながら、連携をとって有機的に活動を展開できるよう、活動の場の開拓や情報の提供など連携のための条件整備を行い、ボランティア関係団体の組織化の推進を支援する。

日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

項 目	対 象	実 施 内 容
防災ボランティア登録説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会（本社）	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティアリーダー・地区リーダーフォローアップ研修会	リーダー 地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

各種奉仕団

奉 仕 団 名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	避難所での運営補助（救援物資の搬送及び配布）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第20節 帰宅困難者等対策

【総合政策局危機管理部、都市局、各区、千葉県警察本部及び警察署、鉄道事業者、関係事業者】

第1 基本的な考え方

台風の停滞等、風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

第2 帰宅困難者等対策**1 一斉帰宅の抑制**

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、市民、企業、学校など関係機関に対し、国、県、周辺市町村と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

(1) 企業・学校などでの施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を行政機関等と連携して一時滞在施設へ案内するよう努める。

(3) 安否確認

あらかじめ企業や家族等との安否確認手段を定めておき、災害発生時は電話が輻輳することを踏まえ、携帯電話災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル171、SNS等複数の手段を利用し、安否確認を行う。

2 帰宅困難者等の把握と情報提供**(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止**

市は、大規模集客施設や駅等の周辺で発生した滞留者や市周辺から幹線道路などを通して徒歩により移動してくる帰宅困難者等についての情報を交通事業者等から受け、関係機関へ情報提供を行う。

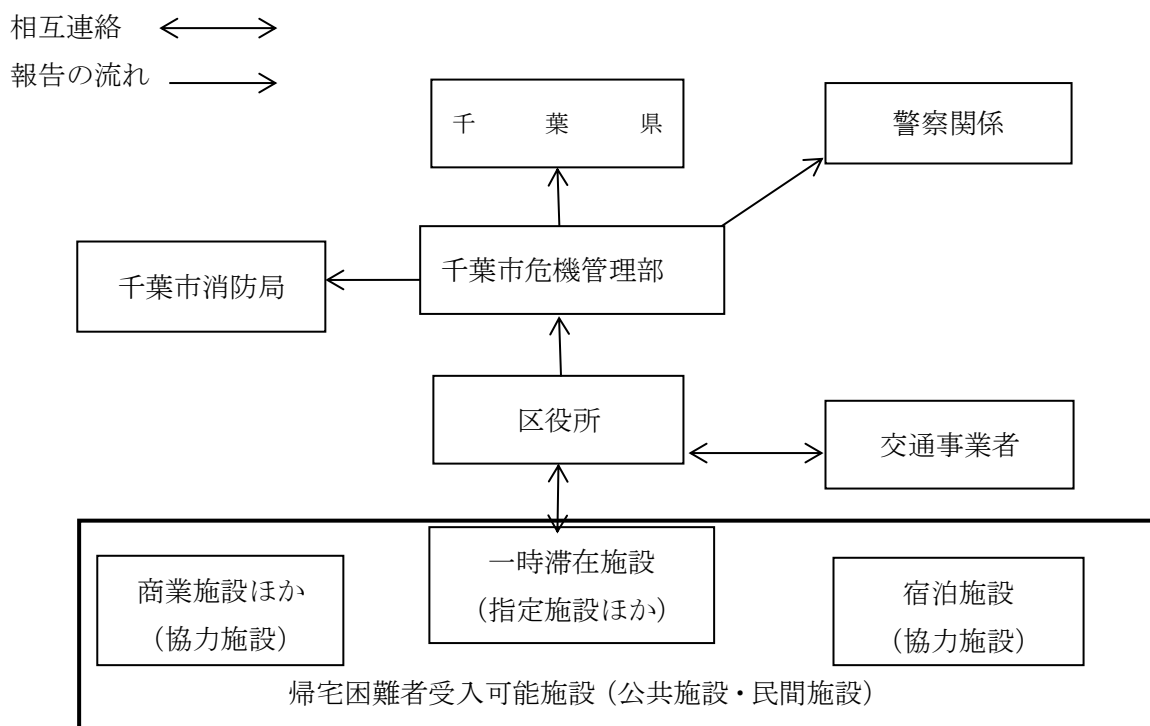
(2) 帰宅困難者等への情報提供

市は、災害に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

さらに、ちばし災害緊急速報メールやSNSなどを活用した情報提供について実施する。

駅周辺帰宅困難者等対策協議会緊急連絡網図



3 帰宅困難者等の安全対策

(1) 一時滞在施設の開設

市は、あらかじめ一時滞在施設として指定した市有施設について、被災状況や安全性を施設管理者が確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市は区域内の指定した民間施設の管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

なお、必要に応じて、あらかじめ一時滞在施設に指定していない施設などであっても、災害対策本部の決定をもって臨時の一時滞在施設として開設できるものとする。

市は、一時滞在施設の開設状況を集約し、駅周辺帰宅困難者等対策協議会内の連絡網等の活用により、県や警察等関係機関へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、企業等をとおして帰宅困難者へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への案内

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、大規模集客施設や駅等を管理する事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、市は駅周辺帰宅困難者等対策協議会等の関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

開設の期間については、受け入れを開始した時点から、鉄道等公共交通機関が復旧するなど状況が改善されるまでとし、長期に及ぶ場合については、各施設と市で個別に協議する。

4 徒歩帰宅支援

(1) 災害時帰宅支援ステーション（協定締結企業等）に対する支援要請

市は、災害発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストランなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

また、ガソリンスタンドは県が千葉県石油商業組合へ要請を行う。

(2) 徒歩帰宅者への情報提供

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。その際、市は、関係機関と連携して徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをホームページなどを活用し提供する。

また、ちばし災害緊急速報メールやSNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

第2.1節 雪害対策

【総合政策局危機管理部、全局区等、関係機関、市民、事業者】

雪害時の対応は、本章各節に定められた内容と異なることが多いため、応急活動体制をはじめ、応急活動など特に必要な対策について定める。

なお、本節に定めのない事項（広報、避難対策等）は、本章各節に基づくものとする。

第1 応急活動体制

【全局区等】

1 災害警戒本部

災害警戒本部の設置基準及び配備要員数は以下のとおりとする。

なお、消防局の配備要員数は、消防局で定めた配備基準に基づくものとする。

種別	配 備 基 準	配 備 体 制	職 員 参 集 基 準
初期配備体制	危機管理監が、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたとき。	雪害対策関係局部等の職員で情報収集連絡活動及び小規模災害に対処できる体制とし、その所要人員は所掌業務を勘案して、あらかじめ各局等において定める。	総合政策局 建設局 各区 } 局区の定めによる
注意配備体制	1 市域に次の警報が1以上発表されたとき。 (1) 大雪警報 (2) 暴風雪警報 2 市域に大雪注意報が発表され、市長が必要と認めたとき。	雪害対策関係局部等の職員で情報収集連絡活動及び小規模災害に対処し、事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行できる体制とする。その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各局等において定める。	災害対策事前配備の配置基準 総合政策局 5～10% 建設局 5～10% 都市局 5～10% 各区 5～10%
警戒配備体制	下位の体制では人員が不足する場合等で、市長が必要と認めたとき。	雪害対策関係局部等の所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行できる体制とする。その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各局等において定める。	総合政策局 10～20% 建設局 10～20% 都市局 10～20% 各区 10～20% 保健福祉局 教育委員会事務局 議会事務局 } 2～5名程度

※本部長からの指示があった場合は、上表の職員参集基準にかかわらず、各局区等で所掌業務等を勘案した人員とする。

2 災害対策本部

災害対策本部の設置基準及び配備要員数は以下のとおりとする。

なお、消防局の配備要員数は、消防局で定めた配備基準に基づくものとする。

種別	配備基準	配備体制	職員参集基準
第1配備体制	1 市域に特別警報（大雪、暴風雪）が発表され、市長が必要と認めたとき。 2 市域（区域）に局地的災害が発生したとき。 3 市域（区域）に局地的災害が予測されるとき。 4 その他の状況により市長（区長）が必要と認めたとき。	1 突発的災害等で情報収集、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とし、その要員はあらかじめ各局等において定める。 2 事態の推移に伴い速やかに第2配備体制に移行しうる体制とする。	総合政策局 20～40% 建設局 20～40% 都市局 20～40% 各区 20～40% その他の局・行政委員会等 15～20%
第2配備体制	1 複数区（地域）に災害が発生したとき。 2 複数区（地域）に災害が予測されるとき。 3 その他の状況により本部長（区本部長）が必要と認めたとき。	1 複数区（地域）についての救助・救護活動を行い、またその他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とし、その要員はあらかじめ各局等において定める。 2 事態の推移に伴い速やかに第3配備体制に移行しうる体制とする。	総合政策局 50% 建設局 50% 都市局 50% 各区 50% その他の局・行政委員会等 30%
第3配備体制	1 全市（区）域に災害が拡大し、第2配備体制では対処できないとき。 2 その他の状況により本部長（区本部長）が必要と認めたとき。	本部（区本部）の全力をもって対処する体制とする。その要員は各所属職員全員とする。	全職員

※本部長からの指示があった場合は、上表の職員参集基準にかかわらず、各局区等で所掌業務等を勘案した人員とする。

第2 情報の収集

【総合政策局危機管理部、建設局、各区、消防局、施設所管局区】

1 実施機関とその分担

各関係局区は、次の情報を収集し、市災害対策本部（又は市災害警戒本部）に報告する。

情報の種類	報告の時期	担当する局区等
大雪に関する気象情報	(1) 覚知後、直ちに報告。以後、詳細が判明のつど報告。 (2) その他、市災害対策本部（又は市災害警戒本部）より指示があった場合	総合政策局危機管理部
道路交通情報（交通規制・通行止め）		総合政策局危機管理部（下記以外） 建設局（管理道路のみ）
ライフライン情報（電気・通信）		総合政策局危機管理部
帰宅困難者の発生状況		総合政策局危機管理部、各区
消防・救急救助活動の状況		消防局
市有施設（学校・保育所含む）の状況		施設所管局区
被害情報（人的・物的被害）		各所管局区

※担当する局区等について、災害対策本部設置後は災害対策本部の組織名称とする。

第3 消防・救急救助活動

【消防局】

消防部（消防局）は、消防・救急救助活動を迅速かつ的確に実施するため、次の事項に留意して活動を実施する。

1 動員体制

市域に大雪警報等が発表された場合、消防職員は、予め定めた配備体制基準に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

2 消防車両等の運行

積雪時においても安全に消防車両等が運行できるよう、消防車両等にスタッドレスタイヤ又はタイヤチェーンを装着する。

3 消防水利の確保

大雪時においても迅速に消火活動が行えるよう、必要に応じ消防水利確保のための除雪活動を行う。

4 資機材の増強

遠距離送水を考慮したホース及びスコップ等の必要資機材を増強し、体制強化を図る。

5 救急需要増加時の対応

救急需要に対する効果的な運用を図るため、非常用救急自動車による救急隊の運用を行う。

6 活動時の留意点

(1) 道路等が滑りやすくなるなど、大雪による影響を考慮した活動を実施する。

(2) 除雪活動情報を収集するなど、通行可能な道路を随時把握し、あらかじめ経路等の選定を行う。

第4 道路対策

【都市局、建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所、千葉県警察、(一社)千葉市建設業協会】

1 道路の除雪・凍結防止活動

【建設局、千葉国道事務所、千葉土木事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所、(一社)千葉市建設業協会、道路管理者】

各道路管理者は、関係機関と協力して道路の除雪・凍結防止対策を実施し交通の確保に努める。

(1) 一般国道、主要地方道、一般県道

一般国道、主要地方道、一般県道については、各道路管理者が以下のことを実施する。

道路種別	除雪目標	実施内容
一般国道	2車線以上の幅員を原則とし、異常な積雪以外は常時交通を確保する。全幅員除雪について早期に実施する。	常時良好な路面状態を保つよう、常時路面の維持作業を行うとともに、積雪時には除雪作業を行う。
主要地方道	2車線幅員確保を原則とするが状況により、1車線幅員で待避スペースを設ける。バスの停留スペースについても幅員を確保する。全幅員の除雪について、極力早期に実施する。	常時良好な路面状態を保つよう、常時路面の維持作業を行うとともに、積雪時には除雪作業を行う。状況によって、1車線交通になることがある。
一般県道	1車線幅員で必要な待避スペースを設けることを原則とする。	各種車両の交通可能幅員を確保する。状況によっては短時間又は単区間交通不能になることもある。

(2) 市道（生活道路を除く）

建設部（建設局）は、市道について、路線の性格、地域及び気象条件、交通量等の条件を踏まえ、優先順位を決めたうえで、除雪活動を実施する。

除雪活動については、状況に応じ、(一社)千葉市建設業協会に対して「災害時における応急工事等の協力に関する業務基本協定書」に基づく要請を行い共同で実施する。

また、融雪時の夜間凍結によるスリップ事故防止については、関係機関と連携し、必要に応じて砂・凍結防止剤等の散布を迅速に行う。

(3) 生活道路

市は、幹線道路を優先的に除雪し、生活道路の除雪については、市民による除雪活動を促すこととする。

なお、実施については本節第1.2「市民の自助、地域による共助」に定めるとおりとする。

(4) 有料道路（京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線・館山線、道路）

有料道路を管理する道路管理者は、路線の積雪状況、交通量等の条件を踏まえて、除雪・凍結防止活動を実施する。

(5) 私道

私道については、各管理者の責任において除雪活動を行うこととする。

2 倒木の処理

【都市局、建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所】

大雪時には、街路樹等が倒れることがあるため、各道路管理者等は、パトロールを実施し、倒木を発見した場合は撤去する等、道路の安全を確保する。

3 放置車両の移動等

【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県警察】

降雪により動けなくなった自動車が放置されると、緊急通行車両の通行の妨げとなるため、各道路管理者又は千葉県警察は、必要に応じて災害対策基本法等の規定に基づく放置車両の移動等を実施することとする。

4 道路の交通規制

【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県警察】

降雪による放置自動車及び交通事故の発生を防止するため、各道路管理者又は千葉県警察は、必要に応じて道路の交通規制を実施する。なお、交通規制を実施した場合は市民及び関係機関に対し必要に応じた広報を行うものとする。

また、実施については、本章第8節第2「道路の交通規制」に準ずる。

第5 公共交通機関対策

【ＪＲ東日本(株)、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、各バス事業者】

大雪による災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、乗客及び施設の安全確保と緊急輸送等を行うため、災害対策本部等を設置することとしている。

なお、交通機関の運行ができなくなり帰宅困難者が発生した場合の対応は、原則として、本節第9「帰宅困難者対策」に定めるとおりとする。

1 鉄道事業者 【ＪＲ東日本(株)、京成電鉄(株)】

ＪＲ東日本(株)及び京成電鉄(株)は、大雪時の応急対策活動を次のとおり実施する。

- (1) 乗客の安全確保
- (2) 鉄道施設の除雪
- (3) 他路線への振り替え輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保
- (4) 利用者への運行状況の広報、帰宅困難者への対応
- (5) 関係機関との運行情報等の共有

- (6) その他必要な措置

2 軌道事業者 【千葉都市モノレール(株)】

千葉都市モノレール(株)は、大雪時の応急対策活動を次のとおり実施する。

- (1) 乗客の安全確保
- (2) 軌道施設の除雪
- (3) 他路線への振り替え輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保
- (4) 利用者への運行状況の広報、帰宅困難者への対応
- (5) 関係機関との運行情報等の共有
- (6) その他必要な措置

3 各バス事業者

各バス事業者は、大雪時の応急対策活動を次のとおり実施する。

- (1) 乗客の安全確保（タイヤチェーンの装着等）
- (2) バス停の除雪
- (3) 利用者への運行状況の広報
- (4) 要請に基づくバス代行輸送の実施
- (5) 関係機関との運行情報等の共有
- (6) その他必要な措置

第6 ライフライン施設対策

【東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社、NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】

1 電気施設 【東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社】

東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社は、大雪時の応急対策活動を次のとおり実施する。

- (1) 電気施設の除雪
- (2) 着雪による電線切断の対応
- (3) 仮復旧及び本復旧工事の実施
- (4) 被害・復旧状況の関係機関への連絡及び停電に関する市民への広報
- (5) その他必要な措置

2 通信施設 【NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】

各通信施設事業者は、大雪時の応急対策活動を風水害対策に準じて実施する。

第7 児童生徒の安全確保対策

【教育委員会】

教育部（教育委員会）は、児童生徒の安全を確保するため、必要な対策を次のとおり実施する。

1 登下校時の安全確保

降積雪時の登下校は転倒等の危険性が高いため、児童生徒に注意喚起するとともに、集団登下校、保護者の付添い、通学路への監視員の配置等を検討・実施するほか、必要に応じて通学路の除雪を行うこととする。

第8 市有施設対策

【施設所管局区、施設管理者】

施設を所管する各部（施設所管局区）又は施設管理者は、施設利用者の安全を確保するため、必要な対策を次のとおり実施する。

1 施設利用者の安全確保

- （1）大雪警報が発表される等、施設利用者の帰宅が困難になると予想される場合は、館内放送等により施設利用者に対し、周知を行うものとする。
- （2）公共交通機関の運行停止に伴い、施設利用者が帰宅困難者となった場合は、本部事務局（総合政策局危機管理部）又は各区本部（各区）に連絡を行い、帰宅困難者一時滞在施設の開設状況を確認して案内等を行うものとする。

2 施設の除雪

大雪による施設利用者の安全を確保するため、敷地内・周辺道路の除雪、倒木の処理を実施する。

第9 帰宅困難者対策

【総合政策局危機管理部、都市局、各区、千葉県警察、ＪＲ東日本(株)、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、関係事業者】

基本的な内容については、本章第20節「帰宅困難者等対策」に準ずるが、大雪時の帰宅困難者対策について次のとおり実施する。

1 各関係局区・各関係機関の役割

- （1）本部事務局（総合政策局危機管理部）

ア 帰宅困難者の把握

大雪の発生により、公共交通機関の運行停止又はそのおそれがあると認められたときは、あらかじめ定めた情報連絡体制に基づき、随時、帰宅困難者の発生見込みを確認し、関係機関の間で情報

共有を行う。

イ 一時滞在施設の開設要請

公共交通機関の運行が停止し帰宅困難者が発生した場合は、必要に応じて一時滞在施設の管理者に対して開設要請を行う。

なお、大雪時の移動は荒天による視界不良、積雪・路面凍結により、転倒等のおそれが高いため、駅からの移動距離等を考慮して開設するよう努める。

ウ 一時滞在施設の開設に関する広報

一時滞在施設を開設した場合は、駅での広報を依頼する他、必要に応じて市ホームページ、SNS等により広報する。

(2) 都市部（都市局）

ア 公共交通機関との連絡調整

イ 本部事務局（総合政策局危機管理部）への報告

(3) 区本部（各区）

ア 一時滞在施設への誘導

イ 本部事務局（総合政策局危機管理部）への報告

(4) JR東日本(株)、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)

ア 早期復旧に努める。

イ 積雪の状況により、運行できなくなるおそれがある場合、早めに市と緊密に連携し、運行の見込みについて、市に伝達する。

ウ 運行停止により、帰宅困難者が発生した場合は、市に対し報告するとともに一時滞在施設が開設した場合には施設の案内を行う。

エ 鉄道の運行の見込みについて、定期的に市に報告する。

オ 除雪作業を実施するなど、運行が可能になり次第、終夜運転等必要な措置を講じ、早期の帰宅困難者の解消に努める。

2 一時滞在施設の開設・運営

本章第20節「帰宅困難者等対策」に準ずるが、大雪時は気温が低いため、暖房やタオル等の支給について配慮するとともに、運行状況について定期的に確認し、帰宅困難者に対して周知する。

第10 農作物対策

【経済農政局】

経済農政部（経済農政局）は、農業者に対し、大雪時の農作物対策として、次のとおり処理を行うよう周知する。

1 農作物の雪害防止対策

(1) 野菜に対する応急対策

ア ビニールハウス

降雪後は急激に気温が低下し、寒害が発生するため、保温を行う。

イ 露地物

降雪による凍害を受け易いので、除雪及び融雪の促進に努める。また、融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防を行う。

(2) 果樹に対する応急対策

ア 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすため、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。

イ 裂傷樹は、折れた部分で切り取り保護剤を塗るか、裂傷した樹を結束し、防護剤を塗り支柱を立てる。

第1.1 ごみ処理対策

【環境局】

環境部（環境局）は、ごみ収集業務を継続するため、必要な対策を実施する。

1 収集業務の継続

(1) 収集体制の確保

大雪時でも収集業務が継続できるよう環境事業所、委託業者及び許可業者等の人員、車両等の稼働状況を把握する。また、ごみ収集のサイクルを変更するなど、状況に応じたごみ収集体制とする。

(2) ごみ収集車の運行

各委託業者は、積雪時においても安全にごみ収集車が運行できるよう、ごみ収集車にスタッドレスタイヤ又はタイヤチェーンを装着するものとする。

(3) 収集に関する広報

大雪時の収集体制を広報するとともに、市民への協力を要請する。

第1.2 市民の自助、地域による共助

【市民】

1 宅地・建物及び私道の除雪

宅地・建物及び私道の除雪については、各管理者が責任を持って行うものとする。

なお、積雪の規模等により管理者のみでの除雪が困難な時は、必要に応じて地域と協力して除雪活動を行うものとする。

2 生活道路の除雪

市は、幹線道路を優先的に除雪し、生活道路の除雪については、市民による除雪活動を行うものとする。

3 立ち往生車両、放置車両の抑制

立ち往生車両、放置車両の発生を抑制するため、各運転者は次の対策を実施するものとする。

- (1) 車両の利用は極力控える。
- (2) スタッドレスタイヤ又はタイヤチェーンの装着。
- (3) 円滑な除雪作業に支障となる路上駐車は行わない。
- (4) 車を置いて避難する際は、エンジンキーは付けたままとし、ドアはロックしない。

第2.2節 火山災害対策

【総合政策局危機管理部、全局区等、関係機関、市民、事業者】

火山災害時の対応は、本章各節に定められた内容と異なることが多いため、応急活動体制をはじめ、応急活動など特に必要な対策について定める。

なお、本節に定めのない事項（広報、避難対策等）は、本章各節に基づくものとする。

第1 応急活動体制

【全局区等】

1 災害警戒本部

災害警戒本部の設置基準及び配備要員数は以下のとおりとする。

なお、消防局の配備要員数は、消防局で定めた配備基準に基づくものとする。

種別	配備基準	配備体制	職員参集基準	
初期配備体制	危機管理監が、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたとき。	火山災害対策関係局部等の職員で情報収集連絡活動及び小規模災害に対処できる体制とし、その所要人員は所掌業務を勘案して、あらかじめ各局等において定める。	総合政策局 建設局 各区	局区の定めによる
注意配備体制	1 (※) 富士山の「噴火警戒レベル3」が発表され、市長が必要と認めたとき。 2 市域に(※) 量的降灰予報(少量)が発表され、市長が必要と認めたとき。	火山災害対策関係局部等の職員で情報収集連絡活動及び小規模災害に対処し、事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行できる体制とする。その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各局等において定める。	災害対策事前配備の配置基準	総合政策局 5～10% 保健福祉局 5～10% 環境局 5～10% 建設局 5～10% 都市局 5～10% 各区 5～10%
警戒配備体制	1 富士山の「噴火警戒レベル4」が発表され、市長が必要と認めたとき。 2 市域に量的降灰予報(やや多量)が発表され、市長が必要と認めたとき。	火山災害対策関係局部等の所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行できる体制とする。その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各局等において定める。	災害対策事前配備の配置基準	総合政策局 10～20% 保健福祉局 10～20% 環境局 10～20% 建設局 10～20% 都市局 10～20% 各区 10～20% その他の局・行政委員会等(1～5名程度)

※富士山の噴火警戒レベルについては202ページを参照

※量的降灰予報については、203ページを参照

2 災害対策本部

災害対策本部の設置基準及び配備要員数は以下のとおりとする。

なお、消防局の配備要員数は、消防局で定めた配備基準に基づくものとする。

種別	配備基準	配備体制	職員参集基準
第1配備体制	1 富士山の「噴火警戒レベル5」が発表され、市長が必要と認めたとき。 2 市域に量的降灰予報(多量)が発表され、市長が必要と認めたとき。 3 市域に多量の降灰が認められ、警戒配備体制では対処できないとき。 4 その他の状況により市長(区長)が必要と認めたとき。	1 情報収集、除灰活動等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とし、その要員はあらかじめ各局等において定める。 2 事態の推移に伴い速やかに第2配備体制に移行しうる体制とする。	総合政策局 20～40% 保健福祉局 20～40% 環境局 20～40% 建設局 20～40% 都市局 20～40% 各区 20～40% その他の局・行政委員会等 15～20%
第2配備体制	1 市域に多量の降灰が認められ、第1配備体制では対処できないとき。 2 その他の状況により本部長(区本部長)が必要と認めたとき。	1 応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とし、その要員はあらかじめ各局等において定める。 2 事態の推移に伴い速やかに第3配備体制に移行しうる体制とする。	総合政策局 50% 保健福祉局 50% 環境局 50% 建設局 50% 都市局 50% 各区 50% その他の局・行政委員会等 30%
第3配備体制	1 市域に多量の降灰が認められ、第2配備体制では対処できないとき。 2 その他の状況により本部長(区本部長)が必要と認めたとき。	本部(区本部)の全力をもって対処する体制とする。その要員は各所属職員全員とする。	全職員

※本部長からの指示があった場合は、上表の職員参集基準にかかわらず、各局区等で所掌業務等を勘案した人員とする。

第2 情報の収集

【総合政策局危機管理部、環境局、建設局、各区、消防局、水道局、施設所管局区】

1 実施機関とその分担

各関係局区は、次の情報を収集し、市災害対策本部（又は市災害警戒本部）に報告する。

情報の種類	報告の時期	担当する局区等
火山噴火に関する情報（噴火警報・量的降灰予報）	（１）覚知後、直ちに報告。以後、詳細が判明のつど報告。 （２）その他、市災害対策本部（又は市災害警戒本部）より指示があった場合	総合政策局危機管理部
道路交通情報（交通規制・通行止め）		総合政策局危機管理部（下記以外） 建設局（管理道路のみ）
ライフライン情報（上水道・公共下水道・電気・通信）		総合政策局危機管理部 （水道局以外の水道、電気、通信） 水道局（管理水道のみ） 建設局（公共下水道）
帰宅困難者の発生状況		総合政策局危機管理部、各区
消防・救急救助活動の状況		消防局
市有施設（学校・保育所含む）の状況		施設所管局区
降灰堆積深の状況		施設所管局区
大気の状態		環境局
被害情報（人的・物的被害）		各所管局区

※担当する局区等について、災害対策本部設置後は災害対策本部の組織名称とする。

2 噴火警報等の種類と発表

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火予報

気象庁が、警戒の解除を行う場合等に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じ、警戒が必要な範囲と防災機関や住民等がとるべき防災対応を「平常」、「火口周辺規制」、「入山規制」、「避難準備」、「避難」の５段階に区分して発表する指標であり、富士山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火予報及び噴火警報で噴火警戒レベルが発表される。

噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表
(噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が切迫している状態と予想 される場合	レベル 5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生する可能性が高まっ てきていると予想される場合	レベル 4 (避難準備)
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす噴火が発生すると予想 される場合	レベル 3 (入山規制)
	火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が 発生すると予想される場合	レベル 2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静 穏である場合その他火口周辺等 においても影響を及ぼすおそれ がない場合	レベル 1 (活火山である ことに留意)

(4) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

(ア) 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰の恐れがある場合に発表

(イ) 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表

(ウ) 18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

イ 降灰予報（速報）

(ア) 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表

(イ) 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予報される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

ウ 降灰予報（詳細）

(ア) 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表

(イ) 降灰予報の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表

(ウ) 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる。	外出を控える 慢性的喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が始まる	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業を開始）	稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する。目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

第3 消防・救急救助活動

【消防局】

消防部（消防局）は消防・救急救助活動を迅速かつ的確に実施するため、次の事項に留意して活動を実施する。

1 動員体制

市域に降灰が確認又は降灰が予想される場合、消防職員は、予め定める配備体制基準に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

2 消防水利の確保

降灰時においても迅速に消火活動が行えるよう、必要に応じ消防水利確保のための除灰活動を行う。

3 活動時の留意点

降灰の影響を踏まえ、特に以下の事項について留意して活動することとする。

- （1）道路等が滑りやすくなるなど、降灰による影響を考慮した活動の実施。
- （2）消火栓の水圧低下や河川等への降灰によるポンプ等への影響を考慮した活動の実施。
- （3）通行可能な道路を随時把握し、あらかじめ経路等の選定を行う。
- （4）消防・救急救助活動に必要な電子機器等の火山灰からの防護措置の実施。

- (5) 降灰状況により、ゴーグル及びマスク等を装着する。
- (6) 消防ヘリコプターは、大気中の火山灰の濃度が飛行可能な範囲であっても、災害対応のため、緊急かつやむを得ない場合を除き、運行を控え、格納庫内に移動させる。

第4 道路・河川対策

【建設局、千葉土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所、県警察、道路管理者】

1 道路の除灰活動 【建設局、千葉土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所、道路管理者】

各道路管理者は、関係機関と協力して道路の除灰を実施し交通の確保に努める。

なお、除灰した火山灰の処理については、本節第1.3「火山灰収集及び処分対策」に定めるとおりとする。

(1) 一般国道、主要地方道、一般県道

一般国道、主要地方道、一般県道については、各道路管理者が適切に除灰活動を実施する。

(2) 市道（生活道路を含む）

建設部（建設局）は、市道について、路線の性格、地域及び降灰状況、交通量等の条件を踏まえ、優先順位を決めたうえで、除灰活動を行うこととする。

ア 実施の目安

道路の降灰により歩行者や車両の通行に支障をきたす場合とする。

イ 除灰活動時の留意点

(ア) 職員の巡視による状況の把握を行い、優先除灰路線を決めたうえで行う。

(イ) 道路の側溝等に流さないよう留意する。流入した場合は、道路清掃事業者等の協力を得るなど、早期に除去作業を行う。

(ウ) 降灰状況により、ゴーグル及びマスク等を装着する。

ウ 他都市・民間事業者等への支援要請

降灰量が多い等の理由により、市のみでは降灰処理が追いつかないと判断した場合は、他都県市や民間事業者へ協力を要請する。

(3) 有料道路（京葉道路・千葉東金道路、東関東自動車道水戸線・館山線、道路）有料道路を管理する道路管理者は、路線の降灰状況、交通量等の条件を踏まえて、除灰活動を実施する。

(4) 私道

私道については、各管理者の責任において除灰活動を行うこととする。

2 道路の交通規制 【建設局、千葉土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所、県警察、道路管理者】

降灰による交通事故の発生を防止するため、必要に応じて道路の交通規制を行うこととする。なお、交通規制を実施した場合は市民及び関係機関に対し必要に応じた広報を行うものとする。

また、実施については、本章第8節第2「道路の交通規制」に準ずる。

3 河川等の除灰活動 【建設局、千葉土木事務所、道路管理者】

(1) 河川等の監視・警戒

各施設管理者は、随時、市域内の河川及び排水路を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、必要な措置を実施する。

(2) 除灰

各施設管理者は、内水排除施設の機能不全を防止するため又浸水が発生する可能性が高い箇所や浸水により被害が大きくなると予測される箇所を優先として、必要に応じて川床等に堆積した火山灰の除灰を実施する。

第5 公共交通機関対策

【ＪＲ東日本(株)、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、各バス事業者】

各交通機関は全機能をあげて、乗客及び施設の安全確保等に努める。

なお、交通機関の運行ができなくなり帰宅困難者が発生した場合の対応は、本節第9「帰宅困難者対策」に定めるとおりとする。

1 鉄道事業者 【ＪＲ東日本(株)、京成電鉄(株)】

ＪＲ東日本(株)及び京成電鉄(株)は、降灰時の応急対策活動を次のとおり実施する。

- (1) 乗客の安全確保
- (2) 鉄道施設の除灰
- (3) 他路線への振り替え輸送等の代替交通手段の検討
- (4) 利用者への運行状況の広報、帰宅困難者への対応
- (5) 関係機関との運行情報等の共有
- (6) その他必要な措置

2 軌道事業者 【千葉都市モノレール(株)】

千葉都市モノレール(株)は、降灰時の応急対策活動を次のとおり実施する。

- (1) 乗客の安全確保
- (2) 軌道施設の除灰
- (3) 他路線への振り替え輸送等の代替交通手段の検討
- (4) 利用者への運行状況の広報、帰宅困難者への対応
- (5) 関係機関との運行情報等の共有
- (6) その他必要な措置

3 各バス事業者

各バス事業者は、降灰時の応急対策活動を次のとおり実施する。

- (1) 乗客の安全確保
- (2) バス停の除灰
- (3) 利用者への運行状況の広報
- (4) 要請に基づくバス代行輸送の実施検討
- (5) 関係機関との運行情報等の共有
- (6) その他必要な措置

第6 ライフライン施設対策

【建設局、水道局、県企業局、四街道市上下水道部、東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社、N T T 東日本(株)、(株)N T T ドコモ、エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ(株)、K D D I (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】

1 上水道施設 【水道局、県企業局、四街道市上下水道部】

各水道事業体は、降灰時の応急対策活動を次のとおり実施する。

なお、除灰した火山灰の処理については、本節第1.3「火山灰収集及び処分対策」に定めるとおりとする。

(1) 降灰に伴う停電対策

水道水の浄水や配水には電力が不可欠であるが、停電時にも浄水施設、ポンプ場等の運転継続や庁舎等の通信確保に努める。また、非常用電源に使用する燃料の確保に努める。

(2) 降灰による原水水質変化対策

ア 応急対策

(ア) 浄水施設 【県企業局】

- a 原水の水質状況を確認し、原水水質に応じた処理を行う。
- b 原水の濁度上昇による処理能力の低下、沈殿汚泥の堆積、ろ過閉塞など水処理への不具合が生じないように薬品の適切注入、沈殿池及びろ過池清掃等の措置を速やかに行う。
- c 降灰による機器損傷を防ぐため灰の除去作業を行う。
- d 薬品の貯蔵状況を確認し、必要とする薬品を速やかに確保する。

(イ) 配水施設 【水道局、県企業局、四街道市上下水道部】

露出管路の降灰状況やポンプ施設等の制御設備の状況を確認し、状況に応じた処理をする。

イ 水道施設の復旧

水道施設の被害については、速やかに復旧活動を行う。

(3) 広報活動

各水道事業体は、被害・復旧の状況等を適時適切に広報し、市民の混乱防止に努める。

2 公共下水道施設 【建設局】

建設部（建設局）は、降灰時の応急対策活動を次のとおり実施する。

なお、除灰した火山灰の処理については、本節第1.3「火山灰収集及び処分対策」に定めるとおりとする。

(1) 降灰による被害発生時の活動体制

被害の状況に応じ、職員の配置を行い、下水道施設の降灰被害に対し、迅速に復旧活動を行う。

(2) 下水道施設の復旧

ア 復旧方針

(ア) 被害が発生したときは、主要施設から復旧を図る。

(イ) 処理等に影響を与えると想定される浄化センター、ポンプ場等の施設の復旧に努めるとともに、雨水等の排水に影響を与えると想定される、幹線管渠、枝線管渠、取付管、枳の復旧を行う。

イ 管渠等

管渠等内に降灰が流入し、つまりが生じた場合は、清掃等の必要な対策を実施する。

ウ 浄化センター・ポンプ場

降灰の流入による施設の機能低下を防止するため、施設を点検し、異常が確認された場合は、流入する降灰による施設の閉塞や汚泥の流出が生じないよう汚泥の引き抜き量、送泥量の管理を適切に行う等の対策を実施する。

3 電気施設 【東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社】

東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社は、降灰時の応急対策活動を次のとおり実施する。

- (1) 電気施設の除灰
- (2) 仮復旧及び本復旧工事の実施
- (3) 被害・復旧状況の関係機関への連絡及び停電に関する市民への広報
- (4) その他必要な措置

4 通信施設 【NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】

各通信施設事業者は、降灰時の応急対策活動を風水害対策に準じて実施する。

第7 児童生徒の安全確保対策

【教育委員会】

教育部（教育委員会）は、児童生徒の安全を確保するため、必要な対策を次のとおり実施する。

1 児童生徒の保護

(1) 登校前に降灰があった場合

降灰により、児童生徒の登校に支障や危険があると判断した場合は、学校長の判断により児童生徒の身の安全を第一に考え、臨時休業措置をとり、保護者へ連絡を行う。

(2) 在校中に降灰があった場合

ア 安全確保

降灰が確認された場合は、児童生徒を屋内に退避することとし、できるだけ降灰が屋内に入らな

いよう窓を閉めるなどの対策を実施する。

イ 臨時休業措置の判断

児童生徒の安全確保を行った後、学校長の判断により臨時休業措置を取った場合は保護者へ連絡を行う。

(3) 下校時の対応

小学校では保護者へ引渡しを行う等各段階に応じた適切な対応をとり安全な下校に配慮する。

なお、保護者へ引渡しを行う場合、引渡しまでの間、学校で預かることとする。

2 臨時休業措置期間

原則として、降灰が継続している間は休校とする。ただし、降灰量がわずかである等、児童生徒の安全確保や学校活動に支障がない場合は、学校長の判断で教育活動の継続・再開を可能とする。

第8 市有施設対策

【施設所管局区、施設管理者】

施設を所管する各部（施設所管局区）及び施設管理者は、施設利用者の安全を確保するため、必要な対策を次のとおり実施する。

1 施設利用者の安全確保

- (1) 量的降灰予報が発表される等、施設利用者の帰宅が困難になると予想される場合は、館内放送等により施設利用者に対し、周知を図るものとする。
- (2) 公共交通機関の運行停止に伴い、施設利用者が帰宅困難者となった場合は、本部事務局（総合政策局危機管理部）又は各区本部（各区）に連絡を行い、帰宅困難者一時滞在施設の開設状況を確認して場所の位置の案内等を行うものとする。

2 施設等の保全

(1) 施設

降灰が確認された場合は、直ちに窓を閉める、出入口を限定する等火山灰の建物内への侵入防止対策を実施する。

(2) 車両

降灰が予測または確認された場合は、不要不急の車両の使用を控え、運行中であれば、速やかに施設に戻る。

3 施設の除灰

降灰による施設利用者の安全を確保するため、敷地内・周辺道路の除灰を実施する。なお、除灰した火山灰の処理については、本節第1.3「火山灰収集及び処分対策」に定めるとおりとする。

第9 帰宅困難者対策

【総合政策局危機管理部、都市局、各区、千葉県警察、ＪＲ東日本(株)、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、関係事業者】

基本的な内容については、本章第2.0節「帰宅困難者等対策」に準ずるが、降灰時の帰宅困難者対策について次のとおり実施する。

1 降灰時の帰宅困難者対策の考え方

降灰により公共交通機関の運行が停止し、帰宅困難者の発生が想定されるため、各関係局区及び各関係機関は、帰宅困難者の把握、一時滞在施設の開設等を適切に実施する。

2 一時滞在施設の開設・運営

本章第2.0節「帰宅困難者等対策」に準ずる。

第10 健康被害対策

【保健福祉局】

保健福祉部（保健福祉局）は、市民の健康を維持するため、必要な対策を実施する。

1 健康被害防止活動

（1）健康被害防止のための周知

量的降灰予報が発表される又は降灰が確認された場合は、降灰による健康被害を防止するため、市民に対して次の事項を周知する。

ア 外出をなるべく控え、帰宅時は、うがい、手洗い、洗顔等を行う。

イ 特に、呼吸器系の基礎疾患がある人は、気管支炎等の症状悪化のおそれがあるため、外出を極力控える。

ウ 外出時はマスク（マスクがない場合は、濡らしたハンカチ等）とゴーグル（ゴーグルがない場合は眼鏡等）を着装し、眼と呼吸器を保護する。

エ 火山灰が、眼に入った場合は、決してこすらず、流水で洗い流す。また、降灰時はコンタクトレンズの装用を控える。

第11 農作物対策

【経済農政局】

経済農政部（経済農政局）は、農業者に対し、降灰時の農作物対策として、次のとおり処理を行うよう周知する。

1 農作物の火山災害防止対策

(1) 野菜に対する応急対策

ア 応急処置

作物、ビニール、トンネル等の灰を落とすとともに、土壌の酸度矯正等の処置の実施。

イ 事後措置

収穫物、ビニールハウスの洗浄、ビニールの取替、有機物等を用いた土壌改良、追肥・中耕の実施、代替作物の作付け等の実施。

(2) 果樹に対する応急対策

ア 応急処置

樹体の除灰を実施。

イ 事後措置

土壌の酸度矯正、降灰の排出等を実施。

第1.2 ごみ処理対策

【環境局】

環境部（環境局）は、ごみ収集業務を継続するため、必要な対策を実施する。

1 収集業務の継続

(1) 収集体制の確保

降灰時でも可燃ごみ等の収集業務が継続できるよう環境事業所、委託業者及び許可業者等の人員、車両等の稼働状況を把握する。また、ごみ収集のサイクルを変更するなど、状況に応じたごみ収集体制とする。

(2) 火山灰との分別徹底

通常のごみと火山灰を混ぜると、ごみ収集車や処理施設が故障してしまうおそれがあるため、廃棄物と火山灰を分別する。

(3) 収集に関する広報

降灰時の収集体制、火山灰との分別や排出方法について広報するとともに、市民への協力を要請する。

第1.3 火山灰収集及び処分対策

【総合政策局危機管理部、環境局、建設局、施設所管局区、市民、事業者】

本部事務局（総合政策局危機管理部）及び環境部（環境局）は、市内に降った火山灰の収集・処分を行うため、必要な対策を実施する。

また、建設部（建設局）及び施設を所管する各部（施設所管局区）は、収集した火山灰を火山灰仮置き場へ運搬する。

1 一般家庭の宅地に降った火山灰の収集・運搬 【環境局、市民】

一般家庭の宅地に降った火山灰については、宅地の所有者・管理者が除灰活動を行うものとする。

(1) 除灰に当たっての留意事項

- ア マスク・ゴーグルを着装して除灰を行うものとする。
- イ 道路の側溝等の詰まりを防ぐため、側溝には流さないで除灰を行うものとする。
- ウ 降灰の規模等により管理者のみでの除灰が困難な時は、必要に応じて地域住民等の支援を得て除灰活動を行うものとする。

(2) (仮称) 降灰集積ステーションの指定

火山灰を一時的に集積する場所として、既存のごみステーションとは別に(仮称)降灰集積ステーションを指定する。

(3) (仮称) 降灰集積ステーションへの運搬

市が指定する(仮称)降灰集積ステーションへの運搬は、原則として、宅地の所有者・管理者が行うものとする。

(4) 収集日

収集の開始時期及びサイクルは、降灰状況や道路除灰状況等を勘案して随時判断する。

(5) 市民への広報

収集・運搬方法、(仮称)降灰集積ステーション、収集日等について、市民に対して、広報するとともに協力を要請する。

2 事業所等に降った火山灰の処理 【事業者】

事業所等に降った火山灰については、原則として土地の所有者・管理者が処理を行うものとする。

3 火山灰仮置き場の確保・運搬 【総合政策局危機管理部、環境局、建設局、施設所管局区】

(1) 火山灰仮置き場の確保

本部事務局(総合政策局危機管理部)及び環境部(環境局)は、収集した火山灰を一時的に保管するため、国・県・市等が所有する遊休地等の土地の関係者等と調整し、仮置き場を確保するものとする。

なお、仮置き場の確保にあたっては、市域の降灰状況等を勘案し、効率的な除灰及び運搬ができるよう指定する。

(2) 火山灰仮置き場への運搬

(仮称)降灰集積ステーションに集積された火山灰については、環境部(環境局)又は委託業者が、火山灰仮置き場へ運搬を行う。

なお、建設部(建設局)及び施設を所管する各部(施設所管局区)が収集した火山灰については、直接火山灰仮置き場へ運搬を行う。

(3) 火山灰仮置き場での処理

環境部(環境局)は、仮置き場での処理にあたって、下記の事項に留意して実施する。

- ア 用地の現状復旧や処分場への運搬がしやすい工夫(シート等の敷設)
- イ 風による飛散の防止(シート等で覆う)
- ウ 降雨による流出防止(排水溝及び集水池の設置等)

エ 火山灰盛土の崩壊防止（盛土高5m以下）

4 火山灰の処分・火山灰処分場の検討 【総合政策局危機管理部、環境局】

- (1) 火山灰の処分方法については、国や県など関係機関との検討を進める。
- (2) 収集された火山灰の量を勘案して、処分場を選定・確保するとともに、広域的な処分について、国や県との協議を進めていくものとする。
- (3) 火山灰の海洋投棄を含めた処分について、必要な制度を明確にするよう、国に働きかけていく。

第1.4 市民への呼びかけ、注意喚起

【総合政策局危機管理部、関係各局区等】

本部事務局（総合政策局危機管理部）及び関係各局区部（関係各局区）は、市民への呼びかけ、注意喚起を行うため、必要な対策を実施する。

1 市民への呼びかけ、注意喚起例

- ・ドアや窓を閉める
- ・湿ったタオルをドアの隙間や通気口に置く。隙間風が入る窓にはテープを張る。
- ・壊れやすい電化製品にカバーをして、周囲の火山灰が完全になくなるまでカバーを外さない。
- ・下水がつまらないように、雨どいや配水管を排水溝からはずす。排水溝もつまらないように、火山灰と水が地面に流れるような状態にする。

2 降灰中の注意喚起例

- ・パニックに陥らず、冷静に行動する。
- ・外出はなるべく控え、帰宅時は、うがい、手洗い、洗顔等を行う。
- ・マスクやハンカチ、もしくは衣類で鼻と口を覆う。
- ・コンタクトレンズは付けない。
- ・可能な限り自動車の運転は避ける。

降灰への備え 事前の準備、事後の対応（独立行政法人 防災科学技術研究所）抜粋(一部改変)

千葉市地域防災計画

災害応急対策編

第3章 大規模事故災害対策計画

令和7年7月修正

千葉市防災会議

第3章 大規模事故災害対策計画

修正年月 令和7年7月

目 次

[災害応急対策編]

第3章 大規模事故災害対策計画

第1節 応急活動体制	大 1
第1 大規模事故等災害警戒本部の設置	大 1
第2 市（区）災害対策本部の設置	大 2

【事故災害種別対策】

第1節 大規模火災対策計画	大 3
第1 基本的な考え方	大 3
第2 予防計画	大 3
第3 応急対策計画	大 8
第2節 長期大規模停電対策計画	大 14
第1 基本的な考え方	大 14
第2 予防計画	大 14
第3 応急対策計画	大 17
第3節 危険物等災害対策計画	大 20
第1 基本的な考え方	大 20
第2 予防計画	大 20
第3 応急対策計画	大 22
第4節 海上災害対策計画	大 27
第1 基本的な考え方	大 27
第2 予防計画	大 28
第3 応急対策計画	大 31
第5節 航空機災害対策計画	大 35
第1 基本的な考え方	大 35
第2 予防計画	大 35
第3 応急対策計画	大 36
第6節 鉄軌道災害対策計画	大 39
第1 基本的な考え方	大 39
第2 予防計画	大 39
第3 応急対策計画	大 39
第7節 道路災害対策計画	大 46
第1 基本的な考え方	大 46
第2 予防計画	大 46
第3 応急対策計画	大 47
第8節 放射性物質事故対策計画	大 50
第1 基本方針	大 50
第2 放射性物質事故の想定	大 50
第3 放射性物質事故予防対策	大 50
第4 放射性物質事故応急対策	大 52
第5 放射性物質事故復旧対策	大 56

第 3 章 大規模事故災害対策計画

節	計 画 名	ページ
1	応急活動体制	大 1

第1節 応急活動体制**【全局区等】****第1 大規模事故等災害警戒本部の設置**

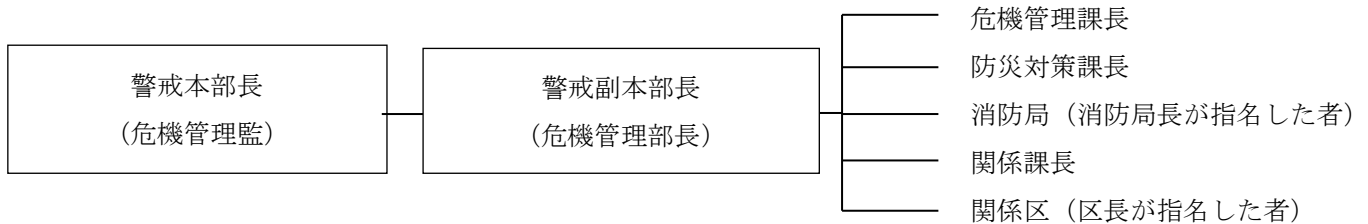
市長は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市（区）災害対策本部の設置までに至らない場合は、関係局区が連携し応急活動を実施するため大規模事故等災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し対応する。

1 警戒本部設置基準

- （1）大規模事故災害により、相当の被害が発生し、又は相当の被害が予想される災害で、市災害対策本部の設置に至らないとき
- （2）その他市長が必要と認めたとき

2 構成局区及び警戒本部長等

警戒本部の構成は、総合政策局、消防局、関係区及び災害種別、規模に応じた関係局とし、警戒本部長は危機管理監、警戒副本部長は危機管理部長とする。

**3 設置場所及び事務局**

警戒本部の設置場所は、危機管理監が指定する場所に設置とする。

なお、情報収集及び応急措置対応等のための事務局を総合政策局危機管理部に置く。

4 所掌事務

警戒本部の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- （1）被害情報の収集
- （2）防災関係機関等からの情報収集
- （3）初期緊急応急対策計画の検討・実施
- （4）計画を実施するための適当な配備体制の検討
- （5）その他市長からの特命事項

5 警戒本部の廃止

警戒本部長（危機管理監）は、被害情報収集の結果、災害の拡大が認められないと判断したとき、又は災害対策本部が設置されたとき、警戒本部を廃止する。

第2 市（区）災害対策本部の設置

市長は、下記の災害対策本部設置基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に行うため必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条の規定及び千葉市災害対策本部条例に基づき、千葉市災害対策本部（以下「本部」という。）及び区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置する。

1 市（区）本部設置基準

- （1）市長は、大規模事故災害が発生し、又は発生するおそれがあり総合的な応急活動を必要とするときは、市（区）本部を設置することができる。
- （2）区長は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策のため必要があると認めたときは、本部が設置されていない場合においても、区本部を設置することができる。

この場合において、区本部長（区長）は、区本部の設置について速やかに本部長（市長）に報告する。

2 設置場所

本部長（市長）は、防災対策活動を推進するために必要と認めたときは、本部長（市長）が指定する場所に本部を設置するとともに、各区役所庁舎に区本部を設置する。

3 本部の廃止

本部長（市長）又は区本部長（区長）は、災害が発生する危険が解消したと認め、災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部又は区本部を廃止する。

4 本部の組織等

災害対策本部の配備体制等については、本編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずる。

【事故災害種別対策】

節	計 画 名	ページ
1	大規模火災対策計画	大 4
2	長期大規模停電対策計画	大 15
3	危険物等災害対策計画	大 21
4	海上災害対策計画	大 28
5	航空機災害対策計画	大 36
6	鉄軌道災害対策計画	大 40
7	道路災害対策計画	大 47
8	放射性物質事故対策計画	大 51

第1節 大規模火災対策計画**第1 基本的な考え方**

大規模火災は、高層建築物（デパート等含む）や密集市街地における延焼拡大による大規模火災を想定しており、このような火災が発生した場合には、多数の死傷者等が発生するおそれがあるため、総合的な予防計画と出火時における被害軽減を図るための応急対策を定める。

また、地形・水利等の関係から通常の火災と異なり広範囲な火災のおそれがある林野火災についても、計画に定める。

第2 予防計画**1 建築物の不燃化促進 【都市局、施設所管局区等】****（1）公共建築物の不燃化の促進**

ア 公共建築物については、耐火構造等の建築物として建築する。

イ 庁舎及び多数の市民が利用する施設、市民の避難所となる学校等の施設、福祉施設等の公共建築物は建替や改築計画との整合性を図り、計画的かつ総合的に既存建築物の不燃化を考慮した改修等を推進する。

（2）市営住宅等の不燃化促進

市営住宅等のうち、老朽化した木造住宅、準耐火構造住宅をはじめ、狭小化、老朽化した耐火構造住宅などについては、公営住宅法に基づき居住環境及び都市防災性能の向上を図るため、耐火構造等の公営住宅の建替を促進する。

（3）一般建築物の不燃化の促進

ア 新築建築物に対しては、建築基準法による耐火構造等の基づき、適切な設計、施工の建築指導を行い、不燃化の向上を図る。

イ 都市の不燃化及び建築物の安全性を確保するため、「住宅金融支援機構法」による融資制度等により、共同住宅、寄宿舍、一般個人住宅等を耐火構造等の建築物とするよう誘導し、不燃化を促進する。

2 都市の防火構造化の促進 【都市局、建設局】

大規模火災による人的及び物的被害を軽減するため、避難機能や延焼防止機能を充実することなどにより、市街地を災害に強い都市構造へと段階的に改善していくことが必要不可欠である。

このため、次の対策を中心とした都市の防災構造化を推進する。

（1）避難場所・避難路等の整備

大規模火災等による市街地大火から生命・身体を守るため、避難機能の確保に努めることとし、幹線道路や公園緑地等の都市の骨格を形成する施設の整備を一層促進する。

（2）延焼遮断帯等の整備

延焼危険性のある建築物が連続した市街地等については、火災の延焼拡大を防止するとともに避

難機能を確保するため、延焼遮断帯等を適切に配置することが必要である。

このため、火災の延焼防止機能、災害時の避難路機能及び被災地への物資等運搬のための緊急輸送機能等を有している幹線道路等の整備を推進するとともに、街路樹等については、耐火性樹種の植樹に努めるほか、これら都市施設周辺の建築物の不燃化を促進する。

さらに、公園緑地等の整備により市街地の防災機能の向上を図る。

(3) 防火・防災区画の整備

地区の安全性を向上し火災発生を抑制するため、面的な整備手法である土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、^{きょうあい}狭隘な道路に面して建て込んだ老朽木造住宅等による延焼危険度が高い市街地について更新を図る。

なお、これら面的整備事業の適用が困難な地区については、協調建替や共同建替を促進させるほか、防災機能を重視した生活道路整備の計画化・事業化を進める等、地区の安全性の向上に資する各種事業を重層的に活用することなどにより、地区の防災性の向上に努める。

(4) 防火地域・準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域の指定状況は、以下のとおりである。

延焼危険度が高い地区など緊急性の高い地区については、今後、都市防災総合推進事業等の制度の活用により不燃化率の向上に努める。

防火地域及び準防火地域の指定状況（平成30年度末現在）

指 定 区 分	地 区 名	面 積 計
防 火 地 域	中心部、土気地区、浜野駅東口地区及び幕張新都心の一部	294ha
準 防 火 地 域	商業地域及び近隣商業地域で防火地域に指定されている以外の地域と、幕張新都心・蘇我副都心地区の一部	810ha

(5) まちづくり関連情報等の整備

市民による自主的なまちづくり活動等について支援を検討するほか、災害に強いまちづくりのための資料や図書等の情報整備に努める。

3 高層建築物等の防火対策 【都市局、消防局】

高層建築物は、火災発生時に避難及び火災防御活動に困難をきたすことから消防法等の設置基準に基づき消防用設備等を設置し、発災時に消防設備等が正常に機能するよう体制を整備し、消防訓練を実施する。

これらの業務を適切に実施するため、防火管理者を定め防火管理業務を適切に実施する。

なお、防災センターを有する防火対象物は、総合操作盤等の消防用設備の操作及び災害対応行動がとれるよう、自衛消防業務に従事する職員に講習を受講させる。

また、管理権原が分かれる防火対象物は、防火管理業務及び自衛消防活動等が一体的にできるよう、各管理権原者による共同防火管理協議会を設置して協力体制を確立するとともに、防火対象物の実態に即した防火管理ができるよう協議の上、決定し実行する。

協議すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 防火対象物の管理について、権原を有する者により組織する共同防火管理協議会の設置及び運営に関すること
- (2) 共同防火管理協議会の代表者の選任に関すること
- (3) 統括防火管理者の選任及び当該統括防火管理者に付与すべき防火管理上必要な権限に関すること
※統括防火管理者
政令で定める防火対象物の防火管理者となるべき資格を有する者のうち、防火対象物の全体にわたる防火管理上必要な業務を統括する者
- (4) 防火対象物全体に渡る消防計画の作成並びにその計画に基づく消火通報避難の訓練の実施に関すること
- (5) 避難通路、避難口、安全区画、排煙又は防災区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること
- (6) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること
- (7) 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること
- (8) その他共同防火管理上必要な事項

4 市民等の防火・防災体制の強化 【総合政策局危機管理部、市民局、都市局、消防局、市民、事業者、日本赤十字社千葉県支部】

大規模火災を未然に防止するとともに、出火時における適切な対応により被害を最小限に食い止めるためには、市民一人ひとりの防火・防災知識を高めていくことが必要である。

このため、下記により市民等への防火・防災意識の普及・啓発に努めていく。

(1) 防火・防災意識の普及・啓発

各種メディア、広報誌等を活用し、市民に対し防火・防災意識を普及・広報するとともに、相互に緊密な連絡を保ち防火意識の向上と地域自主防火活動への積極的参加を進める。

ア 市政だより・みどり千葉・啓発冊子やビデオ等による防災知識の普及を図る。

イ 講演会、講習会等による防災知識の普及を図る。

ウ インターネット等各種マスメディアを活用し防災知識の啓発を図る。

エ 春・秋の火災予防週間及び山火事予防週間を中心にポスター・看板等を掲示し、火災予防に対する啓発を図る。

オ 連続放火火災発生時には、発生状況等の情報を市民に提供する。

市は、地域が一体となり「放火させない、放火されない、放火されても大事に至らない」防災体制づくりに努める。

(2) 初期消火技術等の指導

被害の防止又は軽減を図るため、市民に対し、初期消火、避難誘導、救出など防火活動が組織的に行えるよう指導する。

(3) 応急手当の普及

適切な応急手当は、傷病者の救命効果を向上させる上で重要なことから、応急手当の方法等について、講習・防災訓練等を通じ、知識及び技術習得の指導を行う。

(4) 地域における防災・防火対策の推進

自主防災組織の結成を引き続き促進するとともに、町内自治会や自主防災組織等に対して、防災訓練等を通じ、災害時に的確に防災活動ができるよう指導・助言を行う。

また、事業者は、自主的な防災組織の編成に努め、周辺地域の市民と連携・協力して地域の安全に積極的に寄与する。

5 森林所有者等の防火対策 【経済農政局、消防局、森林所有者】

(1) 伐採の励行

森林所有者は造林にあたっては、消火活動に資するため、枝打ち・間伐・伐採などの励行を図る。

(2) 下草処理の強化

森林所有者は火災による延焼防止を図るため、下草刈りを実施する。

(3) 巡回監視

市は、市内の森林地域を適宜巡回する。

6 火災予防査察 【消防局】

各事業所等における火災発生危険、火災発生時の人命危険及び延焼拡大を防止するため、年間査察計画を作成し計画的に実施する。

7 警戒広報の実施 【消防局】

(1) 火災警報

千葉市火災予防条例に基づく、火の使用制限に係る警戒広報を実施する。

(2) 異常気象注意報

千葉市火災予防条例に基づく、火の使用制限に係る予防・警戒広報を必要により実施する。

8 火の使用制限等 【消防局】

(1) 火災予防条例による火の使用制限

ア 一定の場所における喫煙・たき火等の制限

劇場、映画館等の舞台・客席や百貨店・スーパーマーケット等の売り場及び文化財等での喫煙の制限や可燃性の物品その他可燃物の近くにおけるたき火の禁止などを規定し、これを遵守するよう指導する。

イ 火災に関する警報発令中における火の使用制限

火災に関する警報が発令された場合の火の使用について下記事項を遵守するよう指導する。

(ア) 山林、原野等において火入れをしない。

(イ) 煙火を消費しない。

(ウ) 屋外において火遊び又はたき火をしない。

(エ) 屋外においては、可燃性の物品その他可燃物の付近で喫煙しない。

(オ) 残火、取り灰又は火の粉を始末する。

(カ) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入り口等を閉じて行う。

(2) 火入れ許可制の励行

火入れの許可を受けようとする者に対し、森林法及び火入れに関する条例を遵守するよう指導する。

9 火災に係る立入検査 【消防局】

消防局長は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

＜立入検査の主眼点＞

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、千葉市火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、千葉市火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 劇場・映画館・百貨店等、大規模集客施設での裸火の使用等について、千葉市火災予防条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、千葉市火災予防条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

10 多数の者を収容する建築物の防火対策 【消防局】

(1) 防火管理者及び消防計画

消防局長は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

イ 消火、通報、避難等の訓練の実施

ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施

エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施

オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 防火対象物の点検及び報告

消防局長は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

1.1 文化財の防火対策 【消防局、教育委員会】

文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到的な火災予防に関する努力が必要である。

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

防火施設の整備にあたっては、重要文化財（建造物）については、「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針（令和3年12月6日文化庁文化資源活用課長裁定）に基づき行い、それ以外の指定・登録文化財（建造物）についても、本指針を勘案して行う。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

1.2 消防組織及び施設の整備充実 【消防局】

市は消防職員・団員の確保に努める。

市は県の情報提供等の支援を受け消防組織の充実強化を推進する。

第3 応急対策計画

【総合政策局危機管理部、消防局、消防団、保健福祉局、病院局、各区、県警察 ※森林火災時は経済農政局、市医師会等、森林組合、ガス事業者、東京電力、交通事業者、危険物・有毒物等取扱施設管理者】

市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

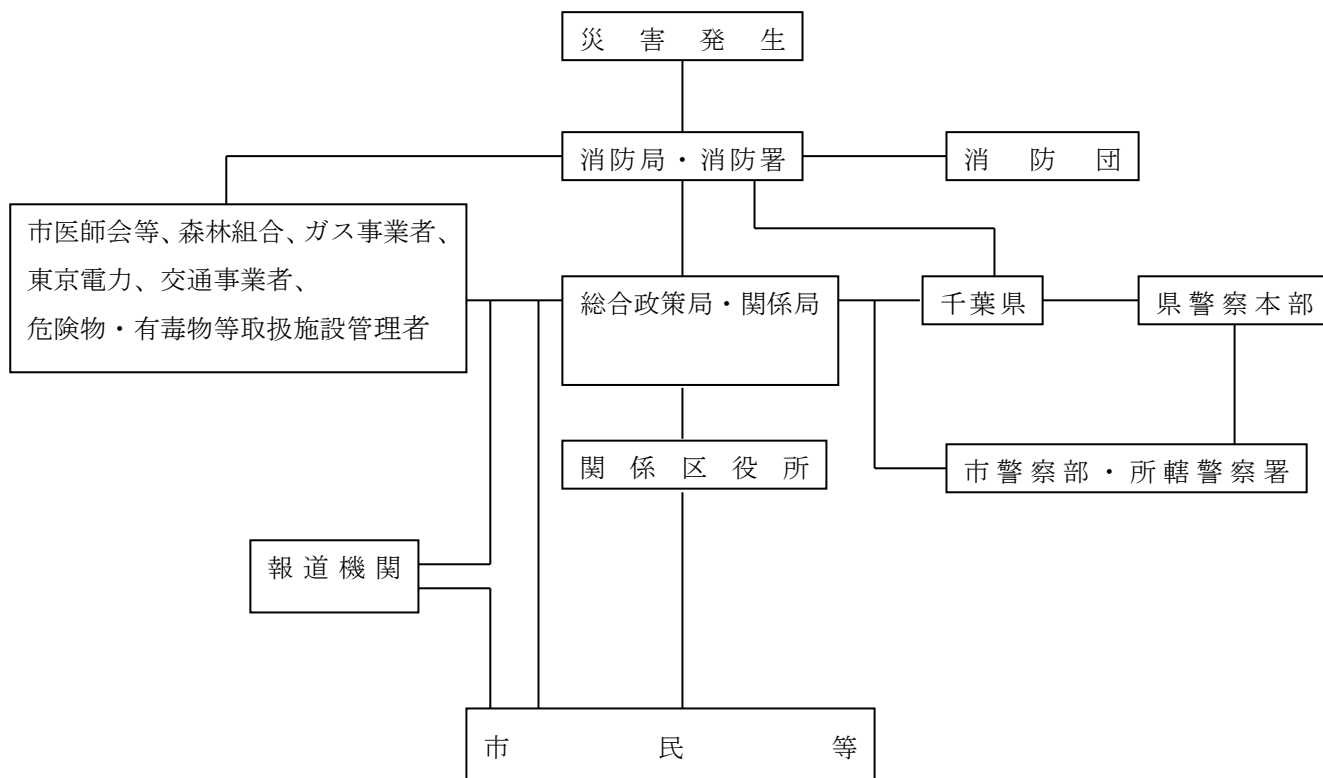
また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

1 情報の収集・伝達 【総合政策局、消防局、各局等、県警察】

(1) 大規模火災における情報連絡系統の原則

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

本市及び防災関係機関等との情報連絡系統は次のとおりである。



(2) 気象情報の収集・伝達

火災の拡大の要因となる、強風・乾燥注意報及び暴風警報等の情報収集を行い、消火活動・避難誘導等に活用する。

ア 強風注意報

強風による被害が予想される場合に注意を喚起する予報
(平均風速が陸上 13m/s 以上、海上 13m/s 以上)

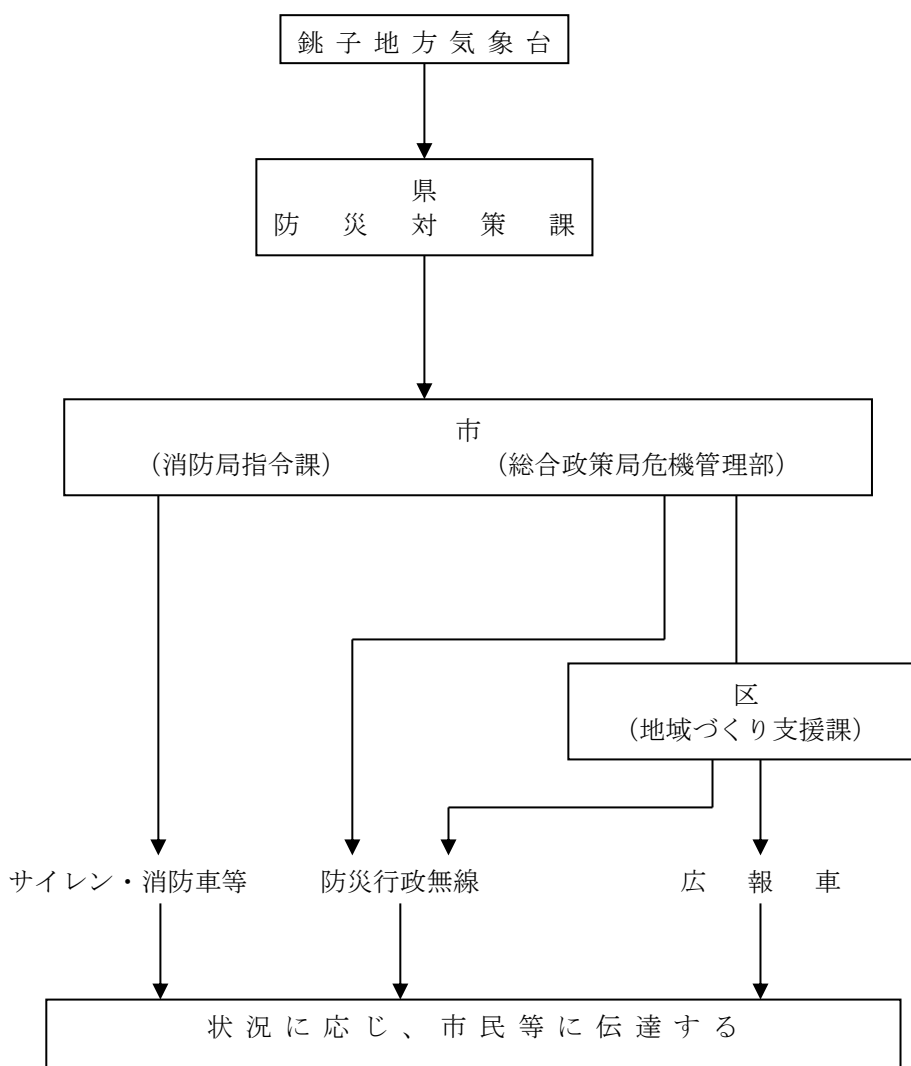
イ 乾燥注意報

空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合に注意を喚起する予報
(最小湿度 30%以下で 実効湿度 60%以下)

ウ 暴風警報

暴風による重大な災害が予想される場合の警報
(平均風速が陸上 20m/s 以上、海上 25m/s 以上)

エ 収集体制系統



2 消防活動 【消防局】

消防部長（消防局長）は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。

本部長（市長）は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。

（1）災害対策本部等の設置

消防部長（消防局長）は、大規模火災及び大規模事故災害が発生したときは、直ちにその旨を本部長（市長）へ報告するとともに、消防局に「消防対策本部」、各消防署に「方面指揮本部」を設置し、情報・連絡体制をとる。

（2）応急活動体制

ア 消防局（署）配備体制

災害規模に応じた消防部隊の増強を図る。

イ 情報連絡体制の確立

火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を消防隊及び航空隊等により、収集するとともに被害規模に関する概括的情報について必要な関係機関への連絡通報を行う。

(3) 警戒区域の設定

ア 火災警戒区域

事故等により火災が発生するおそれが大きく、又は火災が発生し、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるときは、警戒区域を設定し、設定した区域における火気の使用の禁止及び応急対策従事者以外の者の立入りを制限若しくは禁止したり、当該区域からの退去を命じることができる。

イ 消防警戒区域

火災現場における活動の確保を図るため、警戒区域を設定し、設定した区域内における応急対策従事者以外の者の立入りを制限若しくは禁止したり、当該区域からの退去を命じることができる。

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠法令
消防局長・消防署長	火 災	事故等により火災のおそれ著しく大きいとき（火災警戒区域）	消防法第23条の2
消防吏員・消防団員	水災を除く災害全般	災害現場における活動確保を主目的に設定（消防警戒区域）	消防法第28条・36条第7項

(4) 消火活動

災害出動計画表に基づき、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

災害出動計画表

	第1出動	第2出動	第3出動	第4出動
普 通 火 災	署指揮統制車 1隊 消 防 車 6隊 救助工作車 1隊 救 急 車 1隊 ヘリコプター 1隊	第 1 出 動 車 両 + 消 防 車 4隊	第 2 出 動 車 両 + 消 防 車 4隊	第 3 出 動 車 両 + 消 防 車 4隊
中 高 層 建 物 火 災	署指揮統制車 1隊 消 防 車 6隊 梯 子 車 2隊 救助工作車 1隊 救 急 車 1隊 ヘリコプター 1隊	第 1 出 動 車 両 + 消 防 車 4隊	第 2 出 動 車 両 + 消 防 車 4隊	第 3 出 動 車 両 + 消 防 車 4隊
危 険 物 火 災	署指揮統制車 1隊 消 防 車 6隊 化 学 車 3隊 救助工作車 1隊 救 急 車 1隊 ヘリコプター 1隊	第 1 出 動 車 両 + 消 防 車 4隊 化 学 車 2隊	—	—

	特別第1出動	特別第2出動
特 別 危 険 物 (石油コンビナート等 特別防災区域火災)	署指揮統制車 1隊 梯子車・高所放水車 2隊 消防車 4隊 化学車 3隊 原液搬送車 2隊 救助工作車 1隊 救急車 1隊 消防艇 1隊 ヘリコプター 1隊	特 別 第 1 出 動 車 両 + 消 防 車 4 隊 梯 子 車 2 隊 化 学 車 2 隊

	危険物第1出動	危険物第2出動
高 速 道 路 等 危 険 物 出 動	署指揮統制車 1 隊 消 防 車 8 隊 化 学 車 3 隊 救助工作車 1 隊 救 急 車 1 隊 ヘリコプター 1 隊	危険物第1出動車両 + 消 防 車 4 隊 化 学 車 2 隊

	NBC災害第1出動	NBC災害第2出動	NBC災害第3出動
N B C 災 害 出 動	署指揮統制車 1 隊 特殊災害対応車 1 隊 消 防 車 6 隊 除 染 車 1 隊 救助工作車 2 隊 呼吸器充填車 1 隊 救 急 車 2 隊 ヘリコプター 1 隊	N B C 災 害 第 1 出 動 車 両 + 消 防 車 3 隊 救 急 車 4 隊 救助工作車 1 隊	N B C 災 害 第 2 出 動 車 両 + 消 防 車 5 隊

	多傷病1出動	多傷病第2出動	多傷病第3出動
多 傷 病 出 動	署指揮統制車 1 隊 消 防 車 3 隊 救 急 車 5 隊 救助工作車 1 隊 特別高度工作車 1 隊 ヘリコプター 1 隊	多傷病第1出動車両 + 消 防 車 3 隊 救 急 車 8 隊 救助工作車 1 隊	多傷病第2出動車両 + 消 防 車 4 隊 救 急 車 4 隊 救助工作車 1 隊

	救助特別第1出動	救助特別第2出動
救 助 特 別 出 動	署指揮統制車 1 隊 消 防 車 5 隊 救 急 車 7 隊 救助工作車 2 隊 特命救助車 3 隊 特別高度工作車 1 隊 ヘリコプター 1 隊	救助特別第1出動車両 + 署指揮統制車 2 隊 消 防 車 5 隊 救 急 車 7 隊 救助工作車 1 隊 特命救助車 3 隊

※特命救助車・・・大型油圧救助器具を積載した消防車

(5) 消防団の活動

活動の基本

ア 活動範囲は原則として、管轄区域を優先する。

イ 受令機等を活用し、情報収集を行い、災害状況を把握し活動の基本とする。

ウ 活動は、管轄署本部及び消防部隊等と連携を密にして行い、管轄署の指揮下に入る。

(6) 他都市消防機関等への応援要請

千葉県緊急消防援助隊受援計画・千葉県広域消防応援協定・東京湾消防相互応援協定等の応援計画に基づき、消防部長（消防局長）が他都市の応援を必要と認める場合は、直ちに本部長（市長）へ報告し応援要請を申請する。

ア 千葉市・習志野市消防相互応援協定

イ 千葉県広域消防相互応援協定

ウ 東京湾消防相互応援協定

エ 千葉海上保安部と千葉市との業務協定

オ 東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定

カ 千葉県石油コンビナート防災相互通信用無線設備の管理運営に関する協定

キ ガス災害防止対策の業務に関する協定

ク 航空機消防相互応援協定

ケ 館山自動車道消防相互応援協定

コ 消火薬剤の共同備蓄に関する協定

3 救助・救急計画 【消防局、病院局】

(1) 市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

(2) 市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(3) 市立病院は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

4 避難計画 【総合政策局危機管理部、各区、消防局、県警察】

(1) 市は、発災時に県警察と連携し、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

(2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

(3) 市は、必要に応じて避難所を開設する。

5 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、本編第1章第6節「消防・救急救助活動等」及び第13節「生活救援対策」に定めるところによる。

6 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、本編第1章第5節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

第2節 長期大規模停電対策計画**第1 基本的な考え方**

令和元年房総半島台風において、暴風による倒木等を原因とする断線や電柱の倒壊により、大規模な停電が長期間発生し、市民生活に大きな影響を与えることとなった一方で、多くの教訓を得た。

そこで、本節では、停電に強いまちづくりを実現するため、地震、風水害その他の原因により、市域を含む広域かつ長期間の停電を想定し、総合的な予防計画と停電発生時における被害軽減や迅速な復旧を図るための応急対策を定める。

第2 予防計画**1 無電柱化の推進**

市では、基本方針、整備路線、期間等を定めた「千葉市無電柱化推進計画」（令和4年3月改定）を策定した。

同計画に基づき、無電柱化を推進し、安全・安心なまちづくりを目指すこととする。

無電柱化推進計画の詳細については、共通編第2章第2節第10、2を参照。

2 設備・備蓄の整備**（1）指定避難所**

指定避難所においても、停電の影響を受け、避難者の受け入れ体制が不十分になる可能性があるため、太陽光発電設備、非常用発電機、蓄電池など、停電の際に電力供給が可能な設備・機器の整備を進めるよう努める。

また、避難者の通信手段を確保するため、全指定避難所へ災害時用公衆電話を設置するほか、携帯電話・スマートフォン等の充電に対応できる機器の整備等を進める。

さらに、夏冬の際の停電に備え、非常用電源等を活用したエアコン等の整備に努める。

（2）その他

倒木発生に備え、高所作業車やパトロールカーの配備等を進める。

3 市管理施設敷地内・街路上の倒木対策

市管理施設敷地内・街路上の倒木を予防するため、倒木の危険性のある樹木を調査し、必要に応じて伐採する。

また、街路上の倒木発生等による交通規制が発生した際の情報共有・広報体制の確立に努める。

4 関係機関との連携**（1）県警察**

信号滅灯時の非常用電源活用による信号の復旧や手信号による交通整理等の体制整備を検討すると

ともに、市との連携体制の確保に努める。

(2) 県企業局等

停電による断水が発生することが想定されるため、市域における給水支援の体制の整備に努める。

(3) 電力事業者

停電状況の情報を収集し、また、早期に停電を復旧させるため、倒木処理等につき締結した協定に基づき、連携体制を強化するよう努める。

また、電源車の配備や、他地区の電力会社からの受援体制の整備に努める。

(4) 通信事業者

固定電話及び携帯電話の不通状態を早期に解消するため、通信事業者は、不通地域における特設公衆電話の運用・追加設置や電源車・移動基地局車の配備等が可能になるよう体制の整備をする。

(5) 鉄道事業者

停電発生時の運行情報等につき、関係機関に情報提供が可能となるよう体制の整備をする。

(6) その他

ア 自動車会社等

市は、停電地域への燃料電池自動車（F C V）・電気自動車（E V）等の貸与について協力を得られるよう、協定の締結等により連携を強化することを検討する。自動車会社等は実効性を確保するため、貸与する車両は、航続距離が長く電源供給能力の高いものとすることを検討する。

イ ホテルその他施設管理者等

市は、停電復旧作業員等が宿泊施設を円滑に利用できるよう、宿泊事業者又は関連団体との協議を進める。

ウ 小売事業者等

市は、長期停電により、小売事業者等が飲食料品・日用品等の販売を停止する可能性があることを想定し、小売事業者等と営業情報収集に関する体制の構築に努める。

また、停電時に移動販売が可能な小売事業者等と連携体制の確保に努める。

5 市民、民間事業者等の停電に対する備えの強化

(1) 停電により生じ得る危険

停電により次のような危険があることについて理解し、回避するために備えるよう努めるものとする。

ア 設備や機器の機能喪失（特に生命の維持に直結するもの。例：在宅医療における酸素ボンベ等）

イ 熱中症・低体温症等

ウ 車中泊等によるエコノミークラス症候群

エ ロウソク等使用による失火

オ 家電等における通電火災（復電時に起こる火災）

カ 信号滅灯等による交通事故

キ 給水ポンプ停止による断水（井戸、高層住宅など）

直結給水栓（散水栓等）や非常用給水栓が設置されている場合は、停電時でも活用できる場合がある。

ク 断水解消後の濁り水

(2) 市からの広報等を入手する手段の事前確保

停電時は、平常時において使用できる情報収集手段の一部が使用できなくなることが想定されるため、可能な限り多くの手段を事前に確保するよう努めるものとする。また、停電発生時の情報伝達・共有の方法として、町内自治会、自主防災組織、民生委員、避難所運営委員会等により、行うことを検討する。

なお、市からの広報は、次のうちから必要に応じて選択して発信する。

ア 防災行政無線

イ 市ホームページ

ウ 市防災ポータルサイト

エ ちばし安全・安心メール

オ テレビ、ラジオ等（J:COM千葉、千葉テレビ、bayfm、ちば減災プロジェクト）

カ ソーシャルメディア（X（旧 Twitter）、Facebook、LINE）

キ Yahoo!防災速報

ク ちばし災害緊急速報メール

また、携帯電話・スマートフォンを所有していない高齢者や障害者は、電話・FAXにより防災行政無線と同内容を確認できる災害時緊急情報配信サービスに登録することで、風水害時など防災行政無線が聞き取りにくい状況でも情報を入手できるよう努めること。

(3) 所有物の飛散による電線の破線等の防止

所有物の飛散による電線の破線等を防止するため、台風・突風・暴風等が予想される時は、屋外に置いてある所有物が飛散しないように、屋内に移動したり、屋外で固定したりするなどして、事前に飛散防止対策をとるよう努める。

(4) 備蓄の確保

家庭や事業所等における備蓄については、「共通編 第2章 災害予防計画 第11節 備蓄・調達体制の整備」にあるとおり、食料、飲料水その他の生活必需品など避難生活に必要な物資を、最低3日・推奨1週間分の備蓄に努める。

なお、停電に対する備えとしては次のような物資が想定される。

ア 携帯電話・スマートフォン用充電器及びモバイルバッテリー

停電発生により、通信手段の確保をする必要があるため、携帯電話・スマートフォン用の充電器やモバイルバッテリー（携帯型予備電源）等を備蓄するよう努める。乾電池を使用するタイプのものが一層望ましい。

イ 水・水袋等

停電による断水が想定されるため、生活用及び飲料用の水の備蓄に努める。

また、給水支援を受けるための水袋や容器等の備蓄に努める。

ウ LED ランタン・懐中電灯・ヘッドライト

夜間の身の安全の確保や良好な生活環境の確保のため、LED ランタン・懐中電灯・ヘッドライトなど用途に応じた照明器具の備蓄に努める。

なお、二次被害の防止のため、ロウソク等を使用することは、可能な限り避け、止むを得ない場

合は、失火に十分注意する。

エ 自動車等の燃料確保

停電発生により、ガソリンスタンドが閉鎖する可能性があるため、台風等事前に停電が発生することが想定される場合は、燃料の確保に努める。

オ 発電機等

停電時に非常用電源として活用するため、発電機の備蓄に努める。

特に、電源喪失により生命の危険に直結するような機器等を使用している場合、可能な限り備蓄に努めること。

また、市は、太陽光発電設備や定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車の導入に係る助成制度に加え、事業用蓄電池やプラグインハイブリッド自動車の導入に係る助成制度を新設するなど、市民等の非常用電源の確保に対する支援制度の拡大を検討する。

6 森林所有者等の停電対策

森林所有者等は、倒木による電線の破線を避けるため、枝打ち・間伐・伐採などの励行を図る。

第3 応急対策計画

1 情報の収集・伝達

(1) 情報連絡体制の確保

停電情報の収集及び対策の検討を円滑に行うため、電力事業者や通信事業者等は、市に対し、連絡調整員を派遣することを検討する。

電力事業者の連絡調整員の派遣がされた場合、市は、ホットラインを開設するなど、停電情報の収集に努める。

(2) 停電情報の収集・伝達

ア 電力事業者

電力事業者は、高圧線・低圧線・引込線の破線等を原因とする停電について、システムによる確認・市民等からの通報・検針員による確認等により情報を収集するとともに、関係機関に連絡・HPへの情報公開に努めるものとする。

また、停電の復旧時期について、可能な限り正確に見極め、公表するよう努めるものとする。

イ 市

市は、電力事業者から停電状況について情報を収集するとともに、市・区への通報等による情報、市職員によるプッシュ型のローラー調査等により、戸別の停電状況を把握するよう努め、それらの情報を電力事業者と共有する。なお、ローラー調査等の際、被災者、特に要配慮者の健康支援や物資の供給も併せて実施するものとする。

2 応急対策

(1) 停電復旧作業

電力事業者は、復旧作業に注力する。

停電解消の妨げとなる倒木等が多数あり、電力事業者のみで対応が困難である場合は、市都市局・建設局、他地区の電力会社、自衛隊等の協力を得て、可能な限り迅速な復旧に努めるものとする。

また、市は、復旧作業員等に対し、必要に応じて、宿泊施設の提供等の支援を検討する。

(2) 通信手段の確保

ア 市及び関係機関

(ア) 非常用電源の配備

各施設において、非常用電源を配備することにより、業務の継続性を確保するとともに、給電機能を確保する。

(イ) 複数の通信手段の確保

電源設備の故障等に備え、複数の通信手段の確保に努める。

(ウ) 市民等の通信環境の整備

・通信機器等の提供

各避難所において、災害時用公衆電話を設置することにより、市民の通信手段の確保に努める。

通信事業者は、不通地域における特設公衆電話の運用・追加設置や電源車・移動基地局車等の配備等を検討する。

・充電環境の提供

市民の通信手段の要である携帯電話・スマートフォンの充電等に対応するため、市役所・区役所・各指定避難所等において、充電環境を整備する。

電力事業者・通信事業者等は、マルチチャージャー等の充電機器の貸出・供与を検討する。

イ 市民等

市民等は、通信機器を常に使用できる環境を維持するため、避難又は外出する際、携帯電話・スマートフォンの充電機器等を携帯し、外出先の充電環境を提供している施設等で充電するよう努める。

(3) 燃料等の確保

ア 燃料の確保

市は、停電により燃料供給が滞ることに備えるため、協定その他の方法により、非常用発電機や自動車等への給油用の燃料の確保に努める。

イ 電源車等による電力供給

電源を喪失した施設に対し、電源車、燃料電池車（FCV）、電気自動車（EV）等の配備を検討する。電源車については電力事業者に対して配備を要請する。燃料電池車（FCV）、電気自動車（EV）等については自動車会社等に対して派遣協力を要請する。配備（派遣）先の選定は、医療施設や福祉施設等、生命の危険に直結するような施設や事業継続性確保の必要性が高い農畜産業施設等を優先する。

なお、電源車の配備にあたり、高圧電源車の場合、電気主任技術者の立会いが必要であることに留意する。

(4) 給水支援

飲料水の供給については、「第1章 地震災害対策計画 第13節生活救援対策 第1 飲料水の供給」又は「第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画 第13節生活救援対策 第1 飲料水の供給」における対応に準じる。

(5) 入浴等支援

市内のいきいきプラザや環境事業所等において、入浴又はシャワー利用のために、施設を開放することを検討する。

また、必要に応じて、自衛隊や千葉海上保安部に対し、入浴又はシャワー利用のための支援を要請する。

(6) 市有施設の開放

市有施設を休憩スペース等として市民等に向けて開放することを検討する。

(7) 飲食料品・日用品の移動販売

停電の長期化が見込まれる地域を中心に、民間事業者へ移動販売の依頼をすることを検討する。

(8) 市民等への広報等

市は、上記内容をはじめとする応急対策を実施していることを広報するとともに、停電により生じ得る危険性について周知する。

第3節 危険物等災害対策計画**第1 基本的な考え方**

市内には、危険物、火薬類、高圧ガス等の貯蔵所、取扱所等が多数ある。

これらの施設については、関係法令等により保安監督者、保安責任者等施設の保安に関する責任者が定められ、自主防災体制強化が図られているが、突発性の事故等による火災、爆発、発散、漏えい等から甚大な被害を生じるおそれがある。

また、毒劇物についても保有施設等からの流出等により、市民の生命に危険を及ぼすおそれがあるため、これら危険物等について予防対策及び災害時における応急対策を定める。

なお、石油コンビナート等特別防災区域として、政令指定された京葉臨海中部地区の特定事業所における災害の発生及び拡大防止等については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」に基づき行う。

※石油コンビナート等特別防災区域（資料4-4）

第2 予防計画**1 関係法令の遵守 【消防局、県、危険物・有毒物等取扱施設】**

危険物、火薬類、高圧ガス、毒劇物の取り扱い及び取り締まりは、下記の法令により定められており、これを遵守する。

危険物	消防法、危険物の規制に関する政令
火薬類	火薬類取締法
高圧ガス	高圧ガス保安法
毒劇物	毒物及び劇物取締法

2 事業所における防災体制の整備 【消防局、危険物・有毒物等取扱施設】

事業所等は、各種法令を遵守するとともに、自己の責任において防災体制を整備し、下記の事項についてあらかじめ定め災害予防に万全を期する。

（1）防災組織の確立

防災組織の体系、編成及び各班の業務分担を明確にする。

（2）通報体制の確立

緊急時の通報体制を事前に定めるとともに、被害状況を迅速かつ正確に把握し、防災関係機関等への通報体制を確立する。

（3）緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の動員体制を確立する。

（4）相互応援体制の確立

大規模災害の予防・鎮圧等のため、関係事業所間で防災要員及び防災資機材等の相互応援体制を確立する。

(5) 保安教育の実施

施設関係者に対し、定期的に保安教育を行い、取り扱う危険物等に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

(6) 防災訓練の実施

事業所と防災機関等が一体となり、総合的な訓練を実施し、防災関係技術の向上を図る。

(7) 防災資機材の整備

ア 防災資機材及び設備を定期的に点検し、維持管理に努める。

イ 大規模災害を想定し、事業所外部から資機材等を調達する体制を整備する。

3 消防局等防災関係機関における事前の防災対策 【保健福祉局、病院局、消防局】

防災関係機関は、災害発生時に円滑な活動を行うため下記事項について、事前対策を定めておく。

(1) 危険物施設等の把握と防災計画の策定

危険物施設等の実態把握と取り扱う危険物等の性質を把握するとともに、消防庁と結ばれている「危険物災害等情報支援システム」等を活用し、法に基づく防災計画を策定する。

※危険物災害等情報支援システム

消火が困難な物質、人体に有毒な物質等その取扱いを誤ると危険な化学物質に係る災害が発生した際に、災害現場に消防活動上必要な情報を迅速かつ効果的に提供することのできるシステム

(2) 監督指導の強化

ア 危険物施設に対する立入検査等の実施

(ア) 消防法に基づいて立入検査を実施し、技術上の基準に適合していることを確認する。

(イ) 危険物施設からの災害を未然に防止するため、計画的に立入検査を実施する。

イ 危険物施設を有する事業所等に対し、事故防止等に関する安全化指導

危険物施設の点検を含めた防火管理体制や事故防止等に関し、積極的に事業所等の安全化について指導を実施する。

ウ 毒物劇物営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、毒物・劇物の流出によって市民の生命及び保健衛生上に危害を生ずるおそれのあるときは、直ちに保健所又警察署、消防署に届け出るよう徹底させる。

(3) 消防体制の強化

ア 消防法が定める危険物施設の実態把握

災害が発生した場合に消防活動が困難と認められる施設等について、消防法に基づき、適時立入検査を実施する。

イ 警防計画の策定

消防活動を効率的に実施するため、事前計画に基づき警防計画を策定する。

(4) 防災教育の実施

ア 危険物施設等の管理者に対し、事故発生時における対応計画を策定指導する。

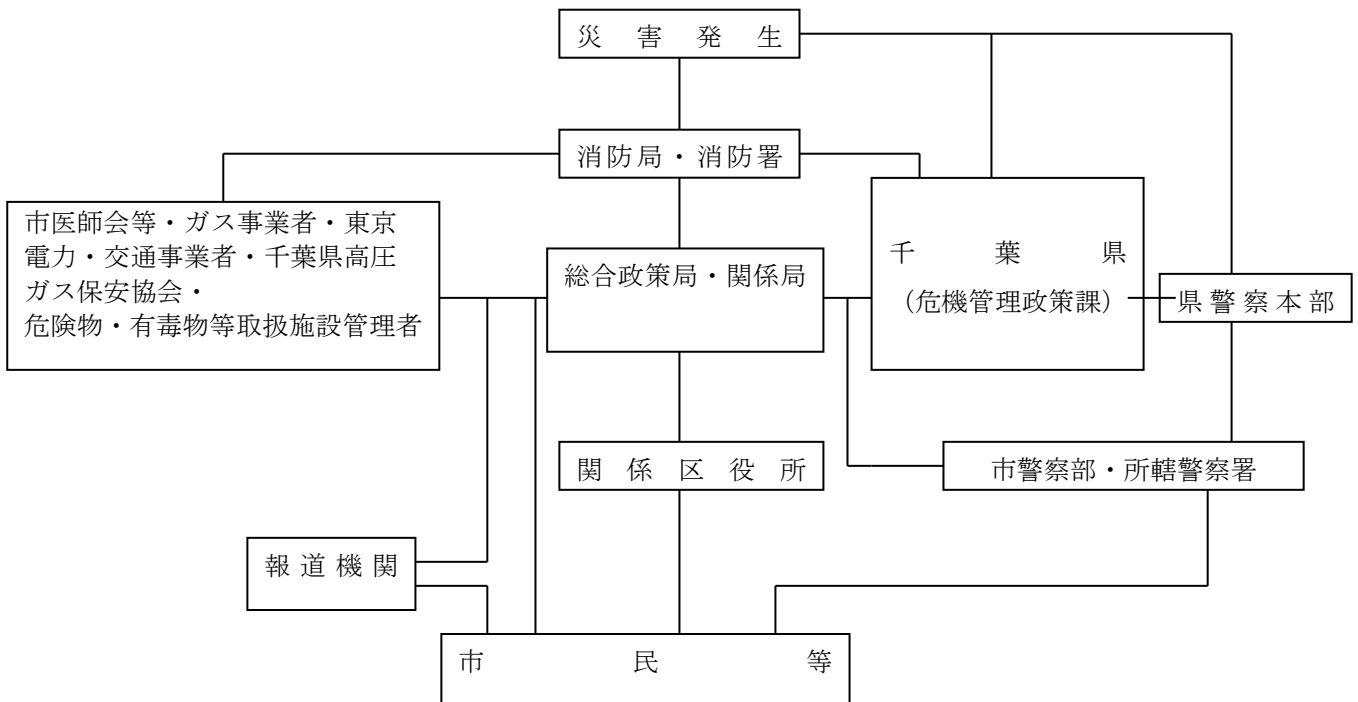
イ 危険物施設等の管理者に対し、事故発生時における付近住民等に与える影響等を把握するための研究に着手するよう指導する。

第3 応急対策計画

- 1 情報の収集・伝達 【総合政策局危機管理部、消防局、各区、警察署
 ※道路上における危険物等輸送車両による発災時は建設局も含む
 ※鉄軌道上における危険物等輸送車両による発災時は都市局も含む】

危険物等災害時における情報連絡系統の原則

本市及び防災関係機関等との情報連絡系統は次のとおりである。



2 施設責任者及び各関係機関が行う応急対策

【保健福祉局、環境局、消防局、病院局、海上保安部、警察署、危険物・有毒物等取扱施設責任者、J R 貨物、※道路上における危険物等輸送車両による発災時は建設局も含む、※鉄軌道上における危険物等輸送車両による発災時は都市局も含む】

(1) 高圧ガス（保管施設）

— 応急対策（施設の責任者） —

- (1) 緊急通報
 高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。
- (2) 災害対策本部等の設置
 高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。
- (3) 応急措置の実施
 防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(4) 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

(5) 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

— 応急対策（消防局及び警察） —

(1) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(3) 防災資機材の調達

ア 消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

イ 消防機関及び海上保安庁は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(4) 被害の拡大防止措置及び避難

ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

イ 市は、必要に応じ避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

(5) 原因の究明

消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

(2) 石油类等危険物（保管施設）

— 応急対策（施設の責任者） —

災害発生と同時に、次の措置をとる。

(1) 通報体制

ア 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

イ 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

(2) 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

(3) 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

— 応急対策（市関係機関） —

災害の規模、態様に応じ、県及び市の地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

(1) 災害情報の情報収集及び報告

消防局は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を適切に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の通報を行い、被害状況に応じて逐次中間報告を行う。

(2) 救急医療

当該事業所、消防局、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。県警察、海上保安庁その他関係機関はこれに協力する。

(3) 消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

(4) 避難

市は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所へ

の収容を行う。

(5) 交通対策

道路管理者、県警察、海上保安庁は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地並びに海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

(6) 原因の究明

消防機関は、災害の発生原因の究明に当たる。

(3) 火薬類（保管施設）

— 応急対策（施設の責任者） —

(1) 緊急通報

火薬類施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

(2) 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(3) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置に講ずる。

— 応急対策（市関係機関） —

(1) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

(2) 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(3) 被害の拡大防止措置及び避難

ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

イ 市は、必要に応じ避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

(4) 原因の究明

消防局は、災害の発生原因の究明に当たる。

(4) 毒物・劇物（保管施設）

— 応急対策（施設の責任者） —

(1) 発火源の除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏出防止及び除毒措置等の安全措置を講じるとともに、警察及び消防機関等へ直ちに通報する。

(2) 上記の措置を講じることができないときは、又は必要と認めたときは、従業員及び付近の住民に避難するよう警告する。

(3) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量並びに保有位置等について報告する。

— 応急対策（市関係機関） —

(1) 緊急通報

消防局は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

(2) 被害の拡大防止

消防局は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

(3) 救急医療

消防局等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(4) 水源汚染防止

環境局、保健福祉局は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

(5) 避難

市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

— 応急対策（警察署） —

- (1) 中毒防止方法の広報活動を実施する。
- (2) 施設の管理者に対する漏出防止及び除毒措置等の指示と援助を行う。
- (3) その他危険物保管施設の応急対策計画に準ずる。

(5) 危険物等輸送車両等

— 応急対策（消防局） —

- (1) 事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (2) 必要に応じ、市民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

— 応急対策（警察署） —

- (1) 警察署は、輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

— 応急対策（J R 貨物） —

- (1) 危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、J R 貨物における応急措置要領（危険品貨物応急措置便覧）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに消防、警察等の関係機関へ通報する。

— 応急対策（海上保安部） —

関係事業所の管理者及び船主、代理店などに対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう命令若しくは勧告を行う。

- (1) 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 危険物の海上への流出防止措置と応急対策
- (3) 港内における危険物積載船舶には、移動命令又は航行の制限若しくは禁止

3 環境保全対策 【環境局】

(1) 大気保全

危険物等災害では、各方面に多大な被害を与えるが、市民生活を支える環境面においても大きな影響を及ぼすことが想定される。

このため、事故発生後、速やかに大気環境汚染物質の実態調査を実施し、環境影響を把握するとともに、必要により、事故発生事業者及び市民への環境情報提供、二次災害発生防止に努める。

- ・発生事業所の実態調査（二次災害の防止）
- ・大気環境汚染物質の実態調査
- ・悪臭調査
- ・有害化学物質の実態調査

(2) 水質の検査

危険物等災害では、各方面に多大な被害を与えるが、市民生活を支える環境面においても大きな影響を与えることが想定される。

このため、事故後水質等の環境汚染実態調査を実施し、二次災害の発生防止に努めるとともに汚染物質の除去等について、適正な改善がされたことの状況確認を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・発生事業所の緊急実態調査（二次災害の防止）・河川等の公共用水域の水質調査（健康項目・生活環境項目）・地下水水質調査（健康項目） |
|--|

第4節 海上災害対策計画

【総合政策局、財政局、保健福祉局、環境局、都市局、建設局、消防局、病院局、中央区、美浜区、千葉海上保安部、千葉運輸支局、関東地方整備局千葉港湾事務所、千葉市警察部、水上警察隊、県千葉港湾事務所、東京湾排出油等防除協議会、千葉管内排出油等防除協議会、海上保安協会千葉支部、千葉港運協会、東京湾海難防止協会、関東海事広報協会千葉支部】

第1 基本的な考え方 【総合政策局危機管理部】**1 策定の方針**

国際拠点港湾である千葉港を市域の南西部に抱える本市周辺の海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある事態並びに船舶の衝突等によって大量の油・危険物等が流出し、船舶乗込み者及び影響を受ける市民等の保護並びに環境保全対策を必要とした場合の本市の体制を策定する。なお、千葉港の整備は、港湾管理者である千葉県（千葉港湾事務所及び葛南港湾事務所）との連携が求められる。

ただし、石油コンビナート等特別防災区域に係る油等海上流出災害については「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

※石油コンビナート等特別防災区域（資料 4-4）

2 港湾の現況

産業振興や地域経済の活性化に重要な役割を担っている千葉港は、東京湾の湾奥部に位置し、約133kmに及ぶ海岸線延長と背後に市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ケ浦市の6市を擁する、水域面積24,800haの日本一広い港湾である。

本港は我が国の基幹産業が立地する京葉臨海工業地帯の基盤的港湾として、昭和40年に特定重要港湾（平成23年に国際拠点港湾に名称変更）に指定され、千葉県はもとより全国の産業経済を支える重要な位置を占めている。

また、平成6年より千葉中央地区でコンテナターミナルが供用開始されており、現在も荷役能力の更なる充実を図り、スムーズな運搬を行うことで、国際物流サービスを担う最前線となっている。

貨物取扱量は全国第2位（1億3,661万トン、令和4年）、貿易額は全国第6位（6兆5,181億円、同）となっている。（国土交通省：港湾取扱貨物量ランキング、港湾別貿易額ランキング 参照）

また、千葉港は、人工海浜6箇所（約6.5km）や親水公園・緑地15箇所等が整備され、海洋性レクリエーションの場として多くの市民に利用されている。

管理機関は、千葉県千葉港湾事務所と千葉県葛南港湾事務所である。

千葉港の概要（千葉県HP ちばの港湾より参照）

公共主要施設	対象船舶	港 格	備 考
・ 公共けい船岸壁 水深1.0m～12m 総延長11,240m（94バース） ・ 物揚場等 総延長8,339m ・ ガントリークレーン 2 基	300～30,000 重量トン※	国際拠点港湾※	・ 重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾 ・ 貨物取扱量全国第2位の国際貿易港

※注 重量トン ： ほぼ船舶が積載出来る貨物の量を示す。

国際拠点港湾：国際戦略港湾以外であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定められた港湾。（平成23年4月～）

特定重要港湾：重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な政令で定められた港湾。（～平成23年3月）

重要港湾：国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定められた港湾。

第2 予防計画

1 安全航行の啓発 【海上保安協会千葉県支部、東京湾海難防止協会】

海上保安協会千葉支部は、海難防止、海上交通安全、海洋環境保全等の講習会における安全航行の強化・指導を推進する。

また、東京湾海難防止協会千葉支部は、千葉地域連絡会において、安全航行の強化を図る。

2 連携協力体制の強化（発災時を想定した関係機関との協定締結の推進）【消防局、千葉海上保安部】

海上災害への対応は、海上保安部並びに港湾管理者である千葉県が主体となって実施するものであるが、本市においても、当該機関と連携協力し「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2」による、海上保安庁長官からの防除措置要請があった場合等に備え、必要に応じた体制の整備を図る。

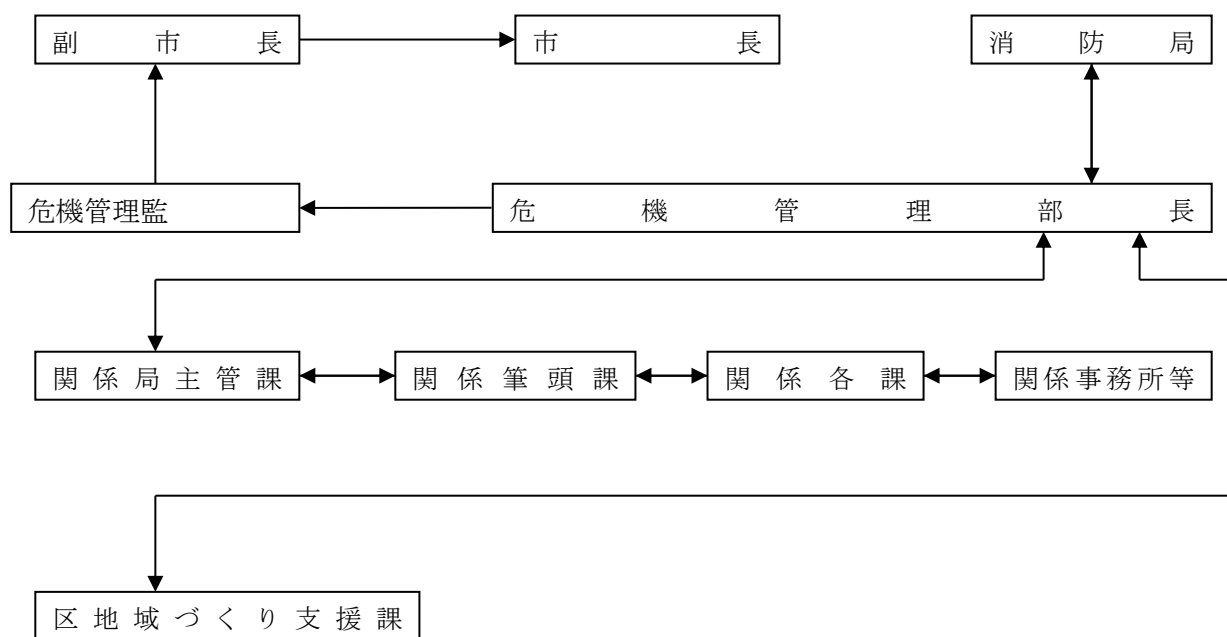
消防局は、消防組織法第39条の規定に基づき他の市町村あるいは防災関係機関との間に消防応援協定を締結し、連携協力体制の強化を図る。

【消防局】	東京湾消防相互応援協定	平成2年 5月29日締結
	千葉海上保安部と千葉市との業務協定	昭和46年8月18日締結

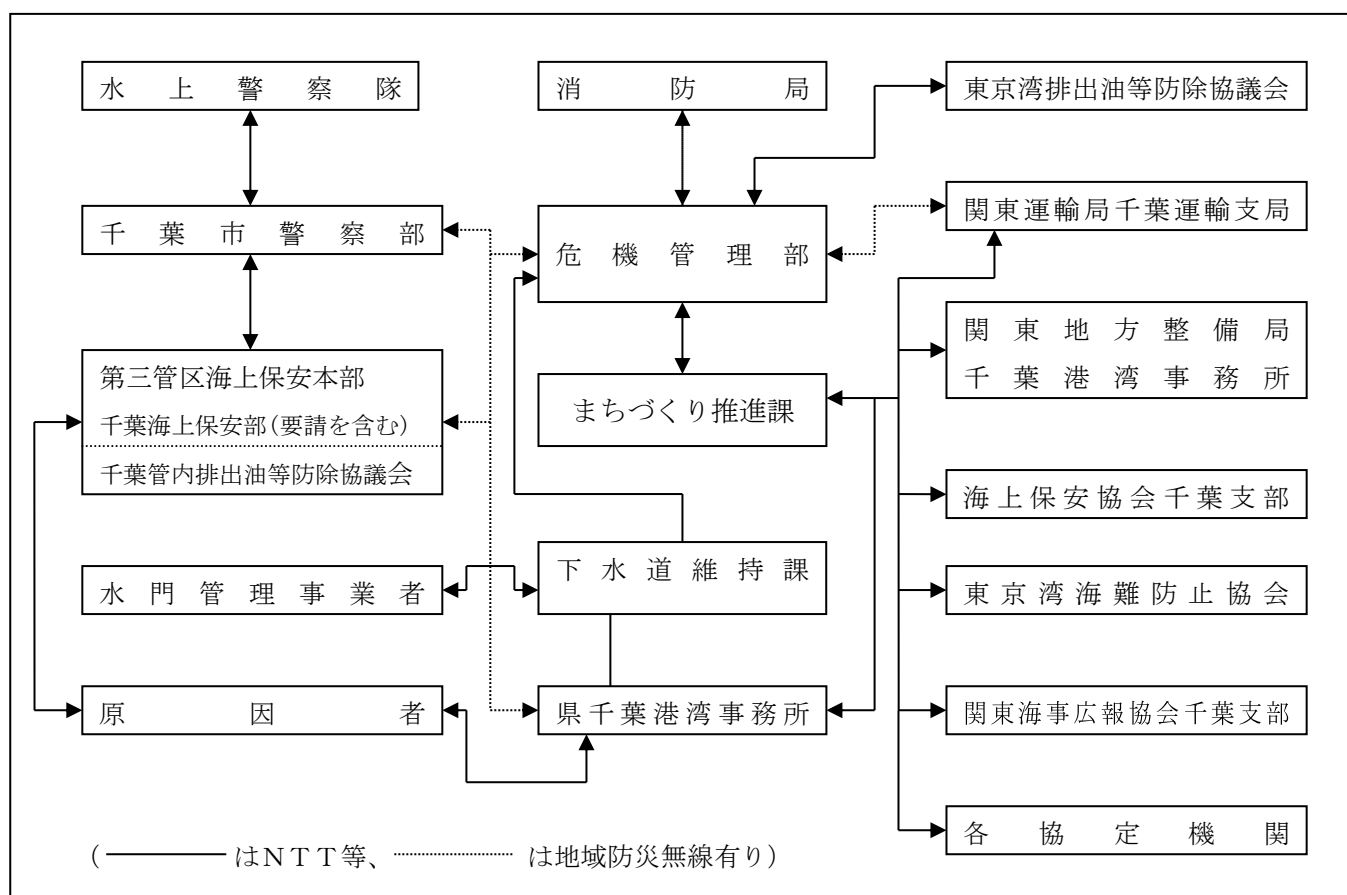
3 情報連絡体制の整備 【総合政策局危機管理部、関係局区等、港湾関係機関】

海上災害に係る情報連絡体制は本編第1章及び第2章第2節第1「情報連絡体制」に基づくほか、次の（1）庁内連絡体制と原因者を含めた（2）関係機関連絡体制の2系統としたうえで、情報は総合政策局（危機管理監）で一元化し集約するよう整備する。

(1) 庁内連絡体制



（２）関係機関連絡体制



4 消防体制の整備 【消防局】

消防局は、本編第1章及び第2章第6節第1「消防活動」に記載するもののほか、海上災害の特殊性を考慮し次の体制を整備する。

- (1) 港湾区域内における災害対応を実施するため、消防艇等の整備を図る。
- (2) 千葉県油防除作業手順マニュアルに基づいたオイルフェンスの展張並びに、消防艇での活動を始め関係機関との連携に基づいた円滑な活動ができるよう訓練を実施するとともに活動体制を整備する。

5 水門管理体制等の整備 【建設局、千葉土木事務所、県千葉港湾事務所】

本市では次表の水門を県千葉港湾事務所より受託管理しているが、海上での危険物等搭載船舶の事故発生による後背地への影響は、甚大なる災害発生の可能性が危惧されている。

よって、建設局は水門の監視並びに操作等について、次の十分な体制を整備する。

(1) 潮位等情報の収集

各水門において、気象条件による潮位等のデータの把握に努め、災害時における影響を及ぼす区域の拡張予測に成果を発揮できるよう体制を整備する。

(2) 水門の操作等

ア 水門の操作については、油等が内水に流入するおそれのある場合に指示するが平常時には点検、巡視など有事の際にその機能が十分に発揮できるよう万全を期す。

イ 水門については、点検と緊急時の警戒、操作について、職員の動員計画等を作成し、県との連携を密にした情報伝達が可能となるよう即応体制の整備を図る。

(3) 水門の所在地

	施設名称	所在地
1	草野水門・排水機場	美浜区高浜
2	中央4号水門・排水機場	中央区中央港
3	寒川水門・排水機場	中央区寒川町
4	蘇我水門・排水機場	中央区蘇我町
5	浜野水門・排水機場	中央区塩田町

※千葉県管理の海岸・河川にある排水機場・水門・^{こうもん}閘門一覧（資料2-18）

6 港湾情報の把握 【総合政策局危機管理部、都市局（海辺活性化推進課）、消防局、関係局等】

日頃から、港湾関係団体等に積極的に参画し、千葉港の海上交通の状況やその他港湾情報の把握等に努める。

7 資機材等の整備（運搬車両、救命具、オイルフェンス、吸着マット等）【財政局、建設局、消防局】

海上災害に対応する資機材は特殊性があるため、次のとおり整備する。

(1) 資機材の備蓄

消防局は、油流出事故等における千葉県と特定事業所との資機材の相互応援締結並びに関係機関

との連携・協定の締結により、確保された各資機材等を分散し保管する。

(2) 使用後の処理

消防局は、使用した資機材等の廃棄等について、あらかじめ関係する機関及び庁内において申し合わせ計画等を策定する。

※油流出事故等対策用資機材の現況（資料 3-16）

第3 応急対策計画

1 初動活動体制 【総合政策局、各区、消防局、都市局、建設局、財政局、環境局】

海上災害が発生した場合又は発生するおそれのあることを覚知したときは、各所管は関係機関等からの情報を情報収集（本節第2「3 情報連絡体制の整備」参照）に努めるとともに、以下の主な項目を基準とした初動体制をとる。

総合政策局	各情報の集約・伝達並びに災害警戒本部設置の検討
区 役 所	区本部設置の検討
消 防 局	消防応急活動の全てにおける点検確認
都 市 局	資機材の確認並びに公園・海水浴場利用者の状況確認 港湾関係機関からの情報収集
建 設 局	潮位等の情報並びに水門管理状況の確認
財 政 局	資機材運搬車両の確認
環 境 局	大気汚染等被害予測の検討
そ の 他	関係事務所・施設での状況確認

2 情報の収集・伝達 【都市局、環境局、各区、千葉海上保安部、県千葉港湾事務所、港湾関係機関】

各部は、本節第2「3 情報連絡体制の整備」に基づく情報連絡体制を活用し、迅速かつ的確な情報収集に努めるが、特に重要な事項を次に掲げる。

(1) 都市部（都市局）

ア 都市部都市班（都市局局課・都市部）は、千葉海上保安部や千葉県千葉港湾事務所を初めとした港湾関係機関との連絡体制に基づき情報収集活動を行う。

イ 「いなげの浜」等多くの市民が利用する施設について、都市部公園緑地班（都市局公園緑地部）は、美浜公園緑地事務所のパトロールを中心として収集した情報を集約するとともに、状況によって、海水・海岸線の汚染状況並びに大気の汚染状況については、環境部環境保全班（環境局環境保全部）に調査を依頼する等、的確な状況の把握に努め利用者の安全確保を図る。

ウ 海上並びに海岸沿岸部等に異常が発見され、利用者に危険の及ぶことが予測されるときは、公園内の来訪者に退去を促すアナウンスを繰り返し行うとともに、特に海水浴等海の利用者には、海水浴の禁止措置をとる。

また、園内パトロール中に園内に残っている来園者を発見した場合は、速やかに退去するよう誘導する。

(2) 区本部（区）

ア 区本部（区）は、災害が発生したときは、あらかじめ定められた分担、通信手段、連絡責任者、連絡系統に基づく活動並びに市災害対策本部（警戒本部設置時を含む）に区職員を派遣し、迅速かつ円滑な情報収集・伝達活動を行う。

イ 区本部（区）は、海面監視やパトロール等区情報班からの報告をはじめ、区民からの通報等情報の収集・整理に努め、実態を把握し適時市本部等に報告する。

また、災害の規模・態様により必要があると認められる場合並びに、流出油等危険物の爆発、引火又は気化による毒性等危険物や人体への影響があると市警戒本部長（危機管理監）並びに市（区）災害対策本部長が判断した場合は、市民に迅速かつ的確な情報提供を行う。

ウ 災害発生後、直ちに収集すべき情報は、おおむね次のとおり。

- （ア）人的被害（海岸への漂着者等含む）
- （イ）物的被害（海岸への漂着物等）
- （ウ）活動状況（関係機関の活動状況含む）
- （エ）動向予測（被害の拡大方向）

3 消防・救助並びに油等拡散防除活動 【消防局、千葉海上保安部】

(1) 消防部（消防局）は、千葉海上保安部等との業務協定に基づき、それぞれの関係機関と密に連携し、消防活動を実施する。

なお、ヘリコプターTV電送システム等を活用して、上空から災害状況を把握するとともに、海上部隊に情報提供を実施し、必要に応じて空中消火活動並びに吸着マットを使用して、上空からの拡散防除活動を実施する。

(2) 消防部（消防局）は、千葉海上保安部との業務協定及び東京湾消防相互応援協定に基づき、それぞれの関係機関と密接に連携し、消防活動を実施する。

なお、ヘリコプターTV電送システム等を活用して、上空から災害状況を把握するとともに、海上部隊に情報提供を実施し、必要に応じてヘリコプターによる救助活動を行う。

4 千葉海上保安部の活動 【千葉海上保安部、千葉管内排出油等防除協議会】

海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視艇等によりその搜索救助を行う。また、海上火災、船舶火災が発生したときは、速やかに巡視艇等により消火活動を行うとともに、必要に応じて市に協力を要請する。

海上に大量の油等が流出したときは、巡視艇等により、その状況を把握し、防除作業に必要な事項について指導を行うとともに、必要な場合には、自ら防除を行うほか、関係行政機関に防除措置の要請を行う。

また、必要な場合には、千葉管内排出油等防除協議会の会員に油等排出事故に関する情報提供をするとともに総合調整本部を設置し、会員それぞれの立場に応じた的確な防除活動が実施できるよう調整を行う。

さらに、原油、LPG等の危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

5 港湾管理者の活動 【県千葉港湾事務所】

県の管理する港湾区域内における海上事故の処理については、原因者が行うことを原則とするが、原因者が不明の場合等早急の措置を必要とした場合、県千葉港湾事務所長は、千葉海上保安部長、県水産課長、県水質保全課長、県港湾課長等と協議し、その処理をする。

処理の決定後、防災給水船（若葉）の出動による処理活動のほか、流出油等の回収等について協定を締結している事業者回収並びに拡散防止等の作業を委託し、処理活動を実施する。

6 油等漂着物の回収及び処理活動 【環境局】

(1) 活動体制

油等漂着物については、原因者が責任をもって回収及び処理を行うことを基本とし、資源循環班（環境局資源循環部）は、原因者の求めに応じて漂着物の廃棄処分に関する情報提供を行うとともに、適正な処理が行われるよう指導する。

原因者が特定できないなどやむを得ない場合は、次の全庁体制で回収作業を行う。

ア 総合政策局危機管理部は、被害状況に応じて、庁内・区並びに関係各機関の協力を得て、漂着物の回収及び処理活動要員の体制を整えるとともに、備蓄資機材を適正に配備する。

イ 都市部公園緑地班（都市局公園緑地部）は、美浜公園緑地事務所の備蓄分を含め、漂着物の回収に必要な資機材に不足が生じた場合は、活動に要する資機材の調達について速やかに総合政策局危機管理部と協議する。

ウ 区本部は、本部との連携を図り活動拠点を開設するとともに、職員の配備体制を整える。

また、区民参加やボランティア等活動要員の役割分担や連絡調整を行い、効果的な活動促進に努める。

(2) 回収活動

ア 施設管理者は、資源循環班（環境局資源循環部）と協議して漂着物の一時保管場所を設置するとともに、関係機関の協力を得て漂着物を回収する。

イ 施設管理者は、回収した漂着物のうち生活環境の保全及び公衆衛生の観点から、早急に処分しなければならない物については、関係者（機関）と協議のうえ資源循環班（環境局資源循環部）へ引き渡す。

また、一時保管した漂着物で権利者への引き渡しが可能なものについては、速やかに引き渡すこととする。

(3) 処理・処分

ア 資源循環班（環境局資源循環部）は、施設管理者から引き渡しを受けた、早急な処分を必要とする漂着物については関係者（機関）と協議のもとに、資源化が可能なものについては極力資源化し、廃棄物となるものについては適正に処分する。

イ 資源循環班（環境局資源循環部）は、アに記載するほか廃棄物の処分については、必要に応じて廃棄物関連団体や他の自治体に協力を依頼する。

7 広報活動 【総合政策局危機管理部】

(1) 総務局危機管理部は、事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等について、防災行政無

線、広報車、CATV等による広報活動を行う。

(2) 防災関係機関は、事故の規模、動向を検討し、効果的かつ迅速な広報活動を行う。

8 環境汚染対策 【環境局】

海上災害の発生は各方面に多大な被害を与え、市民生活を支える環境面においても大きな影響を及ぼすことが想定されるため、環境部環境保全部（環境局環境保全部）は、事故発生後、速やかに水質並びに大気環境汚染物質や悪臭の実態調査を実施し、環境影響を把握するとともに、必要により、事故発生事業者及び市民への環境情報提供、二次災害の発生防止に努める。

また、汚染物質の除去等について、適正な改善がなされたことの状況確認を行う。

9 油回収作業実施者等の健康対策指導 【保健福祉局、病院局】

保健福祉部健康福祉班（保健福祉局健康福祉部）、同部医療衛生班（同局医療衛生部）は、健康対策として油等回収作業従事者等の健康状態を把握するとともに沿岸住民の健康状態の悪化を防止するため、医師・保健師等からなる巡回救助班を編成し健康相談を実施する。

10 損害賠償請求等

(1) タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を、また、市が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

(2) タンカー以外の一般船舶からの油等流出事故の場合

海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、市が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。観光業者等は、直接受けた被害の損害賠償請求等ができる。

第5節 航空機災害対策計画

第1 基本的な考え方 【総合政策局危機管理部】

本市の比較的近くには、成田空港や羽田空港があり、市域上空はその航空路の一部となっている。航空機は大量の引火性燃料を搭載しており、地上に墜落、炎上等の事故が発生した場合、広域にわたる多数市民を巻きこんだ被害の発生が予想される。

そこで、被害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため防災関係機関の実施する各種の応急対策計画、さらに平常時における機関相互の連絡協力体制等の整備に関する予防計画について定める。

なお、海上における航空機災害の場合は、第3節「海上災害対策計画」に準ずる。

第2 予防計画

1 情報収集・伝達体制等の整備 【総合政策局危機管理部、消防局】

関係機関はそれぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・伝達体制を整備するとともに、相互の協力、応援体制の整備に努める。

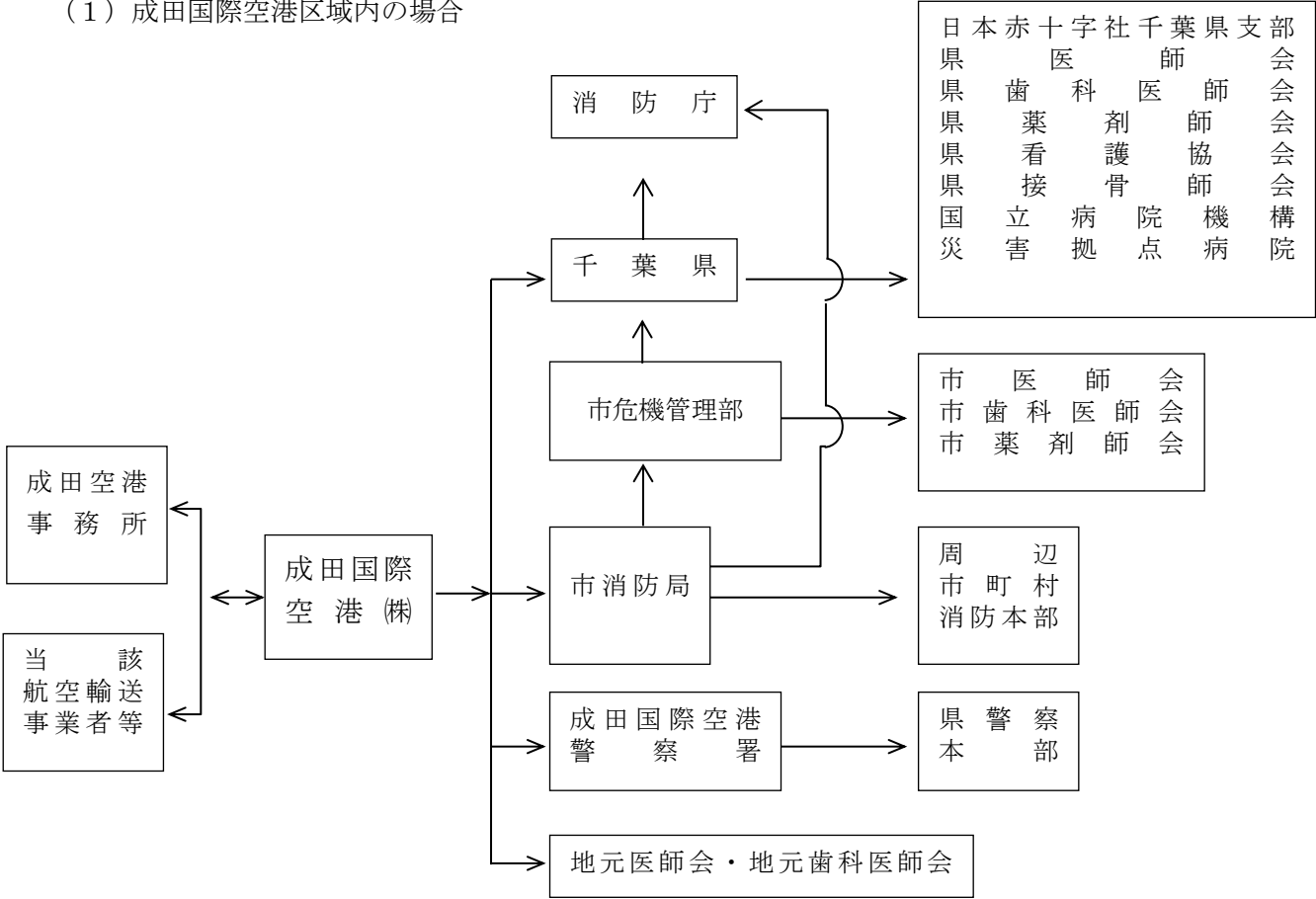
2 消火、救助、救急に係る資機材等の整備及び備蓄 【消防局】

消防局は、航空機災害の発災時に必要な資機材（特殊資機材）の整備及び備蓄を図る。

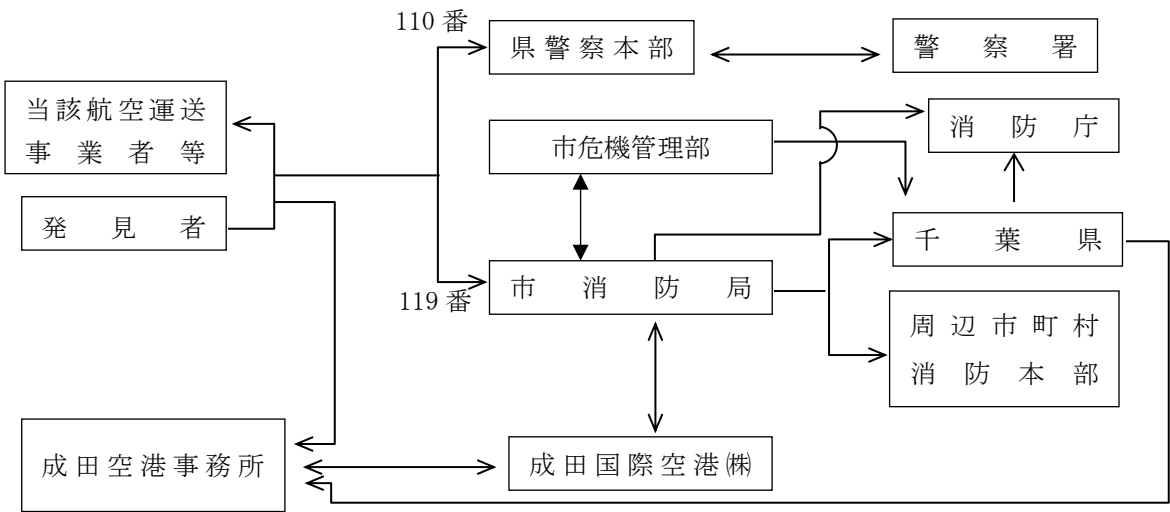
第3 応急対策計画

1 情報収集・伝達体制 【総合政策局危機管理部、消防局、千葉県警察東京航空局成田空港事務所、成田国際空港㈱、航空運送事業者】

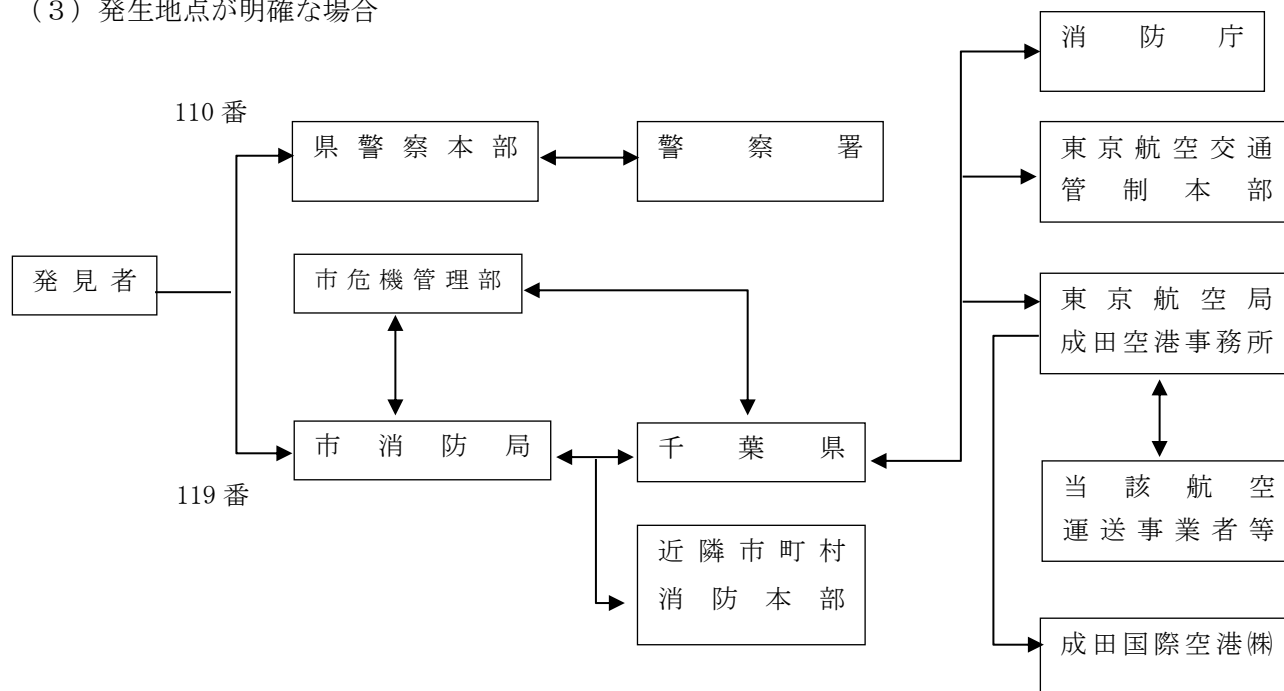
(1) 成田国際空港区域内の場合



(2) 成田国際空港区域周辺の場合



(3) 発生地点が明確な場合



2 消防活動 【消防局】

- (1) 消防局は、化学消防車両等の消防部隊を重点においた出動体制をとる。
- (2) 二次災害危険の可能性がある場合は消防法に基づく「火災警戒区域」及び「消防警戒区域」を早期に設定し、災害の推移に基づき逐次警戒区域の拡大又は縮小を実施する。
- (3) 化学車両等を有効活用し、早期に火災の沈静化を図る一方、災害の規模等が大きく、本市の消防力だけでは対処できないと思われる場合は、千葉県広域消防相互応援協定及び東京湾消防相互応援協定等に基づく応援要請により、消防隊の確保を図る。

3 救出・救護活動 【保健福祉局、病院局、消防局、消防団】

(1) 活動体制

航空機の墜落、不時着、器物落下など災害態様に応じた救助活動体制の早期確立を図る。

(2) 活動要領

航空機が市街地へ墜落した場合は、広範囲で大規模な災害となることから、被害の拡大防止を図るため効率的な部隊運用に努めるほか、次による。

ア 延焼防止の確認及び救助実態の把握

延焼範囲及び救助実態を確実に把握し、救助活動を効果的かつ迅速・的確に実施する。

イ 救助区域の分担

広範囲或いは数か所に点在している現場を分割して担当することにより、効率的に救助活動を実施する。

ウ 救助活動及び援護体制の確保

墜落等による機体の炎上に対応するため援護体制を確保し、迅速な救護活動を実施する。

エ 消防団員等の活用

現場周辺の負傷者の救護及び担架隊による救護所への搬送を行う。

オ 関係者の活用

航空機に関するあらゆる情報を提供させ、二次災害の発生を防止する。

4 救急・搬送 【保健福祉局、病院局、消防局、消防団、各区】

- (1) 傷病者の適切な選別（トリアージ）を行い、重傷者を最優先とし、適切な応急処置を行い、適応した医療機関を選定し迅速かつ、安全に搬送する。
- (2) 医療機関及びその他の関係機関と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護搬送にあたる。
- (3) 消防局多数傷病者発生時対応計画に基づき対応する。

5 死体の収容 【保健福祉局、病院局、各区】

県地域防災計画公共交通等事故編の定めるところにより、原則として市が一時保存所、検案場所を設置し死体の収容を行う。

6 防疫 【保健福祉局、病院局】

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、本編第1章第10節及び第2章第10節「医療救護」と第1章第16節第5及び第2章第16節第5「防疫・保健衛生」に定めるところにより、応急対策を講じる。

第6節 鉄軌道災害対策計画**第1 基本的な考え方**

本市内を通る鉄軌道網は、J R総武本線、京葉線、内房線、外房線、京成電鉄、千葉都市モノレール、京葉臨海鉄道で構成され、これらの鉄軌道は県都さらには首都圏の業務核都市としての本市の通勤、通学、貨物の大量な輸送需要に役立っている。

そこで、鉄軌道において衝突や火災等の事故が発生した場合には、多数の死傷者の発生や都市交通の混乱が予想されるため、鉄軌道事業者及び行政のとるべき予防計画、応急対策計画について定める。

第2 予防計画**1 事業者による予防計画 【J R東日本㈱千葉支社、京成電鉄㈱、千葉都市モノレール㈱、京葉臨海鉄道㈱】**

鉄軌道事業者に対しては、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められている。

このため、鉄軌道事業者は、車両や踏切施設をはじめとする各種保安施設等に関連する旅客輸送等の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行う。

2 行政による予防対策 【建設局】

本市及び各鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路管理者としての市は、次の対策を推進する。

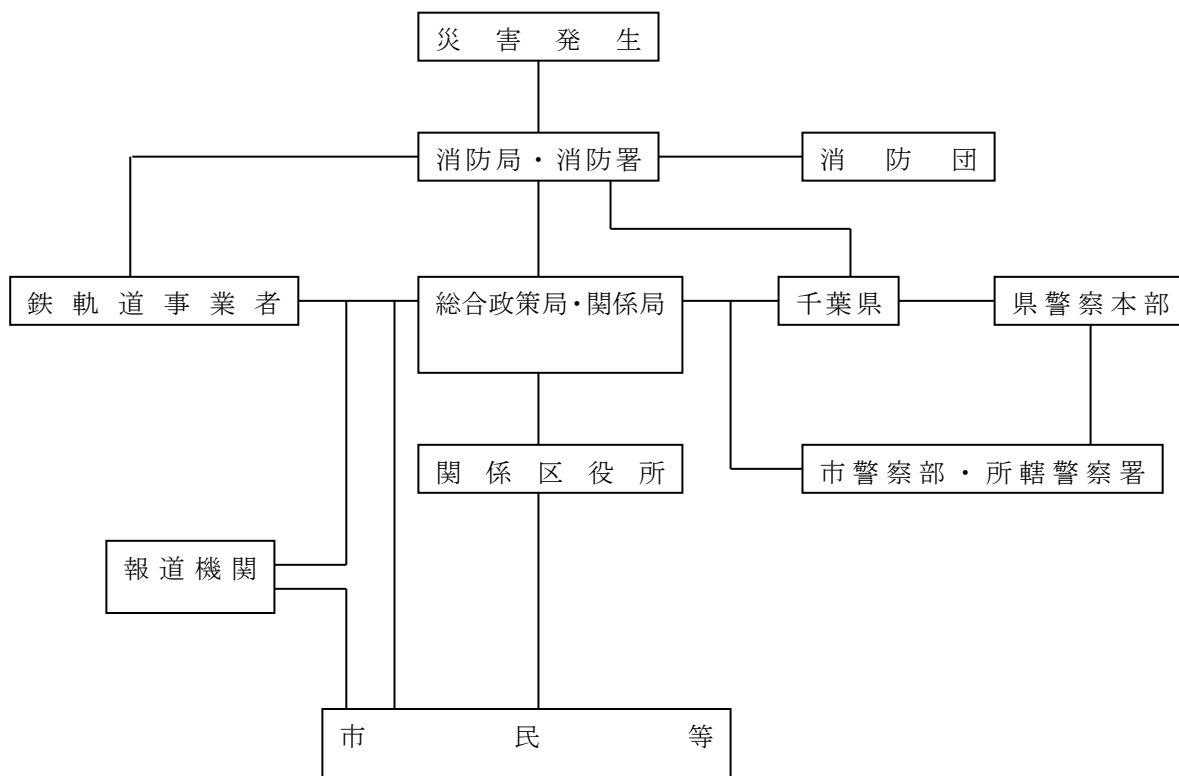
- (1) 踏切道の立体交差化、構造の改良
- (2) 近接道路事業に伴う交通規制、又は踏切の除去等の実施
- (3) 橋梁点検、震災点検等に伴う橋梁・トンネル補修等の実施

第3 応急対策計画

- 1 情報収集・伝達体制等 【総合政策局危機管理部、都市局、各区、消防局、警察署、J R 東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)】

(1) 情報収集・伝達体制

鉄軌道災害発生時の本市及び防災関係機関等との情報連絡系統は、次のとおりである。



(2) 相互協力・派遣要請計画

ア 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努め、被災しない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

イ 市及び県は、被災の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。

ウ 市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

- 2 消防活動【消防局、J R 東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)】

(1) 鉄軌道事業者による初期消火活動

鉄軌道事業者は、事故災害の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施機関に要請する。

(2) 消防局による消火活動

災害出動計画表に基づき、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

3 救急・救助活動【消防局、J R 東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)、警察レスキュー】

(1) 事業者による救急・救助活動

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助と救援活動を行うとともに、必要に応じて当該活動を実施機関に要請する。

(2) 消防局による救急・救助活動

ア 人命検索・救助

(ア) 活動体制

鉄軌道機関の種別、発生場所及び災害態様に応じた活動体制を確保する。

(イ) 活動要領

災害態様により、資機材、活動車両を選定し、効果的な救助活動を行うほか次による。

a 特殊車両の活用

高架線上あるいは高架上駅舎での災害は、特殊車両を活用することにより、救助活動を迅速・安全に実施する。

b 消防団員等の活用

現場周辺の負傷者等の救護及び担架隊による救護所への搬送を行う。

c 関係者の活用

鉄道に関するあらゆる情報を提供させ、二次災害の発生を防止する。

イ 救急、搬送

(ア) 傷病者の適切な選別（トリアージ）を行い、重傷者を最優先とし、適切な応急処置を行い、適応した医療機関を選定し迅速かつ、安全に搬送する。

(イ) 医療機関及びその他の関係機関と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護搬送にあたる。

(ウ) 消防局多数傷病者発生時対応計画に基づき対応する。

4 避難計画

(1) 発災時には、市及び県警察等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

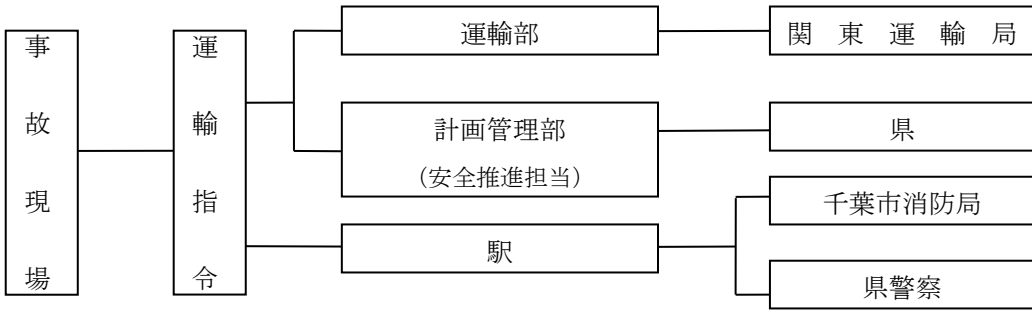
(2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(3) 市等は、必要な応じて避難所を開設する。

5 事業者の応急・復旧対策 【J R 東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)】

事業者	概要
J R 東日本 (株)千葉支社	[応急・復旧対策] 旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等適切な措置をとる。 (1) 災害対策本部の設置 災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に災害復旧本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。 (2) 自衛消防隊 自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。 (3) 救護 千葉鉄道検診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規定」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。 [情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】 <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸部指令] B --- C[千葉支社（総務）] B --- D[千葉市消防局] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre> 大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。

ア 防災担当課	運輸部指令
イ 防災無線電話 [県]	6 4 0－7 2 1
ウ 防災無線 F A X	6 4 0－7 2 2
エ 電話	0 4 3－2 2 5－9 8 5 7
オ F A X	0 4 3－2 2 5－4 8 8 6
カ 地域防災無線	9 5 1

事業者	概要
京成電鉄(株)	[応急・復旧対策] 列車事故により多数の死傷者が発生、若しくは大規模事故災害が発生した場合は、災害対策規則に基づき、災害対策本部・現地対策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る。 (1) 被害状況等の調査報告 ア 利用者の被害状況の把握 イ 施設・設備等の被害及び復旧状況 ウ その他災害に関する情報 (2) 救護活動 事故発生時には、駅係員、乗務員が救急・救護活動に当たるとともに、災害対策規則に基づき、対策本部に救護班を編成し救護活動にあたる。 (3) 広報活動の実施 列車内、駅での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に万全を期す。 (4) 大規模事故災害が発生した場合における情報連絡体制 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸指令] B --- C[運輸部] B --- D["計画管理部 (安全推進担当)"] B --- E[駅] C --- F[関東運輸局] D --- G[県] E --- H[千葉市消防局] E --- I[県警察] </pre> (5) 大規模事故発生時の動員体制 大規模な鉄道事故が発生した場合、非常動員体制により各職場へ非常招集を指示する。

ア 防災担当課	運輸指令室
イ 防災無線電話（県）	6 4 1－7 2 1
ウ 防災無線FAX	6 4 1－7 2 2
エ 電話	0 3－3 6 0 7－1 1 4 3
オ FAX	0 3－3 6 0 7－1 1 9 8
カ 地域防災無線	9 6 1

事業者	概要
千葉都市 モノレール(株)	[応急・復旧対策] 旅客車走行中に事故災害が発生した場合、関係社員は状況を的確に判断して以下の応急処置等の対策を講じることで、乗客等の安全確保、早期復旧に努める。 (1) 乗客の安全誘導 当社は車両が懸垂式であるため、空中の駅間で車両が停止した場合に短時間で停止車両から乗客を解放すべく努める。 ①自力走行（故障車両）での最寄り駅への避難 ②救援列車を使用した救助 ア 救援列車による牽引、救助 イ 縦取り装置による救助 ウ 横取り装置による救助 ③下取り装置による救助 (2) 社員による軌道桁点検（地震の場合は全線） (3) 災害対策本部の設置 千葉県・千葉市等、関係機関及び災害現場との的確な情報交換、情報分析を行い、利用者等の安全確保、運行の早期復旧に向けた対応策を策定し実施に移すべく災害対策本部を設置する。 [情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡 【事故発生時の連絡系統図】 <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸・電力指令] B --- C[災害対策本部] B --- D[消防署] B --- E[警察署] C --- F[関東運輸局] C --- G[千葉市] C --- H[県] </pre>

ア 防災担当課	運転課
イ 電話	043-287-8210
ウ FAX	043-287-8872
エ 地域防災無線	963

事業者	概要
京葉臨海 鉄道(株)	[応急・復旧対策] 列車の運転中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「運転事故応急復旧処理手続」に定めるところにより、事故災害の概要について、千葉貨物駅指令長に報告する。また、報告を受けた指令長は、災害情報の伝達等の適切な処置を講じるものとする。 (1) 災害対策本部の設置 事故又は災害の発生により輸送に著しく支障の生じる場合は、本社に災害対策本部を設置するとともに、鉄道輸送グループ（千葉貨物駅）に現地災害対策本部を設置し、復旧要員を指揮して早期復旧を図る。 (2) 自衛消防隊 事故又は災害時に火災が発生した場合は、「防災規定」に定めるところにより、自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、現地対策本部長又は駅区長の指揮により、初期消火作業を行う。 [情報連絡体制] 事故発生時の連絡 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】 <pre> graph LR A[事故現場] --- B[千葉貨物駅指令長] B --- C[鉄道部(運輸グループ)] B --- D[関係部署] C --- E[県] C --- F[関東運輸局] D --- G[所轄消防署(出張所含む)] D --- H[県警察] </pre> 大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び所轄消防署に連絡する。

ア 防災担当課

運輸グループ°

イ 電話

$$0\ 4\ 3-2\ 6\ 5-2\ 5\ 3\ 0$$

第7節 道路災害対策計画

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

第1 基本的な考え方 【総合政策局危機管理部】

トンネルの崩落、橋梁^{きょうりょう}の落下、斜面及び壁の崩落、落石等による道路構造物の被災及び危険物を積載する車両の事故等による危険物の流出などの多数の負傷者が生ずる可能性のある道路災害について、被害の軽減と拡大の防止を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

第2 予防計画

1 危険箇所の把握・改修 【建設局、千葉土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所、道路管理者】

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実 施 内 容
危険箇所の把握	道 路 管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに市民に広報する。
危険箇所の改修	道 路 管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	市	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

2 資機材の整備

【建設局、千葉土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、道路管理者】

道路管理者は、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保存するとともに、施工業者等の災害復旧資機材の保存状況等を掌握しておく。

(1) 資機材の確保

防災用資機材を整備・確保し、復旧・消火活動等に備える。

(2) 車両の確保

緊急時に出動できる車両を整備・確保しておく。

3 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯 【輸送事業者】

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

第3 応急対策計画

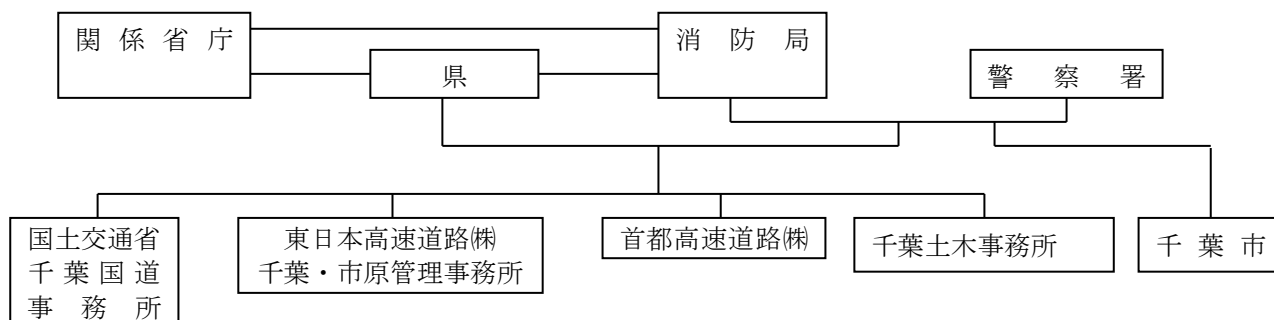
道路構造物の被災による多数の死傷者が発生した場合以下のように対処する。

1 情報の収集・伝達

【総合政策局危機管理部、建設局、各区、消防局、千葉土木事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、県警察本部及び警察署、千葉運輸支局、千葉県トラック協会、千葉県バス協会、千葉国道事務所、道路管理者】

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防局及び国土交通省へ通報するとともに、被害軽減と拡大の防止を図るため、広域的応急対策を実施する県へ報告する。

また、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるため、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。



2 応急活動 【建設局、千葉土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所、道路管理者】

(1) 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執る。また、県及び市は必要に応じ災害対策本部等の体制を執る。

(2) 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実 施 内 容
警戒活動	道路 管理者 及び 県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに市民に広報する。
応急活動	道 路 管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	市	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執る。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求める。 また、災害救助法の適用を決定するほか、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3 消防活動 【消防局】

事故災害種別対策第1節第3－2「消防活動」に準ずる。

4 救急・救護活動 【消防局】

- (1) 傷病者の適切な選別（トリアージ）を行い、重傷者最優先とし、適切な応急処置を行い、適応した医療機関を選定し迅速かつ、安全に搬送する。
- (2) 医療機関及びその他の関係機関と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護搬送にあたる。
- (3) 消防局多数傷病者発生時対応計画に基づき対応する。

5 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施する。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進する。

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達する。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施する。

(3) 交通規制

警察及び道路管理者は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

(4) 避難

市及び警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、市民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

(5) 広報

市及び関係機関は、市民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報する。

※危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

第8節 放射性物質事故対策計画**第1 基本方針**

本市には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核燃料物質使用事業所が存在している。

また、隣接した県には原子力事業所があるほか、核原料物質、核燃料物質の取扱いや原子力艦航行、核燃料物質等又は放射性同位元素等運搬時の通過も想定される。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところであり、本市としても本計画を定めることとした。

これを受け、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定める。

なお、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しており、今後もそれらの動向を踏まえ、検討を進めていくものとする。

第2 放射性物質事故の想定

- 1 市内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないが、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故への対応を想定する。
- 2 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。
- 3 茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。
- 4 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

第3 放射性物質事故予防対策

- 1 市内の放射性物質取扱事業所の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び

取扱物質の種類等の把握に努める。

2 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にする。

3 応急活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

本章第1節「応急活動体制」を参照

(2) 防災関係機関の連携体制

市は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。また、事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国、県その他の関係機関との連携を図る。

また、近隣関係市町村による消防相互応援体制の整備に努める。

(3) 防護資機材等の整備

市は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努める。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努める。

4 緊急時被ばく医療体制の整備

市は、あらかじめ消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

5 退避誘導体制の整備

市は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から市民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

また、高齢者、障害者のほか難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人などを含めた避難行動要支援者を適切に退避誘導する体制の整備に努める。このため市は避難行動要支援者名簿を整備し、避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、関係機関との情報共有を図る。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

6 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者への教育

市は、関係機関と連携し、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。

(2) 市民に対する知識の普及

市は、関係機関と連携し放射性物質事故の特殊性を考慮し、市民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

(3) 訓練の実施

市は、関係機関と連携し、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

7 市内事業所における事故予防対策

(1) 核燃料物質使用事業所

ア 核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業所の事業者は、県地域防災計画及び市地域防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努める。

イ 放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業所の事業者は、必要に応じ、放射線測定器の整備・充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努める。

ウ 放射線防護に関する従業員教育

核燃料物質使用事業所の事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行う。

エ 通報体制の整備

核燃料物質使用事業所の事業者は、放射性物質事故が発生又は発生するおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制を整備する。

(2) 市内の放射性同位元素等使用事業所

放射性同位元素等使用事業所の事業者は、何らかの要因により、放射性物質の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める。

第4 放射性物質事故応急対策

1 情報の収集・連絡

(1) 市内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに以下の事項について、市、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

また、事故情報等については、随時、連絡を行う。

ア 事故発生の時刻

イ 事故発生の場所及び施設

ウ 事故の状況

エ 放射性物質の放出に関する情報

オ 予想される被害の範囲、程度等

カ その他必要と認める事項

また、県は、火災・災害等即報要領に基づき総務省消防庁に報告し、併せて文部科学省に連絡するとともに市や関係機関に通報し、必要に応じ対応策を協議するとしている。

(2) 被害情報の報告

市は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、国、県、警察及び消防などの関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

2 事業者による応急対策活動の実施

(1) 放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずる。

(2) 放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生防止を図る。

さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者による要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行う。また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行う。

3 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、県、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

市は、県が行う活動等に必要な協力を行う。

【県の緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目】

- (1) 大気汚染調査（該当部局）
- (2) 水質調査（ 〃 ）
- (3) 土壌調査（ 〃 ）
- (4) 農林水産物への影響調査（ 〃 ）
- (5) 食物の流通状況調査（ 〃 ）
- (6) 市場流通食品検査（ 〃 ）
- (7) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（ 〃 ）
- (8) 工業製品調査（ 〃 ）
- (9) 廃棄物調査（ 〃 ）

(注)この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施する。

4 災害対策本部等の設置

市は、必要に応じて大規模事故等災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

また、本部長（市長）は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

5 防災関係機関との連携

市は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

6 避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。

また、モニタリング結果などから、原子力安全委員会が提案している「屋内退避及び避難等に関する指標」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、市に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するため、状況に応じて、市民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講じる。

参考 防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	市民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。
50 以上	500 以上	市民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

- 注） 1. 予測線量は、県災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺市民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとる。

7 緊急輸送

市は、放射性物質事故による被害発生時における円滑な応急活動を実施するため、関係機関と相互

に連携のうえ、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応する。また、必要に応じ、航空応援の要請を行う。

8 広報相談活動

市は、放射性物質事故が発生した場合、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ市民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行う。

- (1) 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、市ホームページ等により行う。
- (2) 市民等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設する。

9 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市は、県と連携して、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

10 消防活動

市内の放射性物質取扱事業者は火災が発生した場合、従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火・救出・救急活動を行う。

11 広域避難者の受入れ

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入に係る手続を円滑に行う。

(1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村からの要請について協議し、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は県へ他の都道府県に対して受

入れを要請するなどの協議を行い、県からの支援を得る。

なお、他の被災都道府県から県を通して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県との調整を行い、広域避難者の受入れを行う。

(2) 広域避難者への支援

市は、広域避難者に対し、公共施設、公営住宅又は民間賃貸住宅の借上げ等により、滞在施設の提供に努める。

第5 放射性物質事故復旧対策

1 汚染された土壌等の除染等の措置

市は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行う。

2 各種制限措置等の解除

市は、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3 被災市民の健康管理

市は、県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4 風評被害対策

市は、国の指示、指導または助言等に基づき、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5 廃棄物等の適正な処理

市は、国の指示、指導または助言等に基づき、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講じる。